

災害復興対策事例集

平成 22 年 12 月

内閣府（防災担当）

目 次

◆災害名別施策事例索引	I	
◆概要	i	
◆災害事例			
<事例コード>	<災害発生年>	<災害名>	
195801	1958 年 (昭和 33 年)	狩野川台風 1
195901	1959 年 (昭和 34 年)	伊勢湾台風 7
196001	1960 年 (昭和 35 年)	チリ地震津波 13
197701	1977 年 (昭和 52 年)	有珠山噴火 19
198201	1982 年 (昭和 57 年)	長崎水害 25
198301	1983 年 (昭和 58 年)	豪雨 33
198302	1983 年 (昭和 58 年)	三宅島噴火 39
198303	1983 年 (昭和 58 年)	日本海中部地震 45
198501	1985 年 (昭和 60 年)	地附山地すべり災害 51
198601	1986 年 (昭和 61 年)	台風 10 号 57
199001	1990 年 (平成 2 年)	茂原市竜巻災害 63
199101	1991 年 (平成 3 年)	雲仙・普賢岳噴火 67
199301	1993 年 (平成 5 年)	北海道南西沖地震 87
199302	1993 年 (平成 5 年)	8月豪雨 99
199303	1993 年 (平成 5 年)	台風 13 号 105
199501	1995 年 (平成 7 年)	阪神・淡路大震災 109
199701	1997 年 (平成 9 年)	針原地区土石流災害 149
199801	1998 年 (平成 10 年)	福島県豪雨 159
199901	1999 年 (平成 11 年)	高潮災害:熊本県不知火町 165
200001	2000 年 (平成 12 年)	有珠山噴火災害 177
200002	2000 年 (平成 12 年)	三宅島噴火災害 187
200003	2000 年 (平成 12 年)	東海豪雨 195
200004	2000 年 (平成 12 年)	鳥取県西部地震 203
200101	2001 年 (平成 13 年)	芸予地震 219
200102	2001 年 (平成 13 年)	高知県西南豪雨災害 227
200201	2002 年 (平成 14 年)	台風 6 号洪水 233
200301	2003 年 (平成 15 年)	水俣豪雨災害 241
200302	2003 年 (平成 15 年)	宮城県北部連続地震 247
200401	2004 年 (平成 16 年)	福井豪雨 257
200402	2004 年 (平成 16 年)	台風 16 号 263
200403	2004 年 (平成 16 年)	台風 23 号 269
200404	2004 年 (平成 16 年)	新潟県中越地震・新潟県 279
200405	2004 年 (平成 16 年)	新潟県中越地震・長岡市 297
200406	2004 年 (平成 16 年)	新潟県中越地震・小千谷市 311
200407	2004 年 (平成 16 年)	新潟県中越地震・川口町 327
200501	2005 年 (平成 17 年)	福岡県西方沖地震 341
200701	2007 年 (平成 19 年)	能登半島地震・石川県 353
200702	2007 年 (平成 19 年)	能登半島地震・輪島市 365
200703	2007 年 (平成 19 年)	能登半島地震・穴水町 379
200704	2007 年 (平成 19 年)	新潟県中越沖地震・柏崎市 393
200801	2008 年 (平成 20 年)	岩手・宮城内陸地震・栗原市 407

災害名別施策事例索引

◆災害名別施策事例索引

※災害名の【】内は事例コードを、施策事例の【】内は施策事例コードを示す。

災害名	施策事例	頁
【195801】 1958年（昭和33年） 狩野川台風	【19580101】復旧・復興体制の構築（静岡県）	5
	【19580102】復旧・復興計画の策定（静岡県）	5
	【19580103】復興財源の確保（静岡県）	6
【195901】 1959年（昭和34年） 伊勢湾台風	【19590101】復旧・復興体制の構築（愛知県）	11
	【19590102】復旧・復興計画の策定（愛知県）	11
	【19590103】災害危険区域に係る条例の制定（名古屋市）	12
	【19590104】公共施設への洪水対策（名古屋市）	12
	【19590105】被災公共施設の整備例（愛知県・名古屋市）	12
【196001】 1960年（昭和35年） チリ地震津波	【19600101】復旧・復興体制の構築（国）	17
	【19600102】復旧・復興計画の策定（岩手県）	17
	【19600103】津波危険地域の災害危険区域指定（浜中町）	17
【197701】 1977年（昭和52年） 有珠山噴火	【19770101】被災農業者の雇用による降灰除去（虻田町）	23
	【19770102】復旧・復興体制の構築（北海道）	23
	【19770103】復旧・復興計画の策定（北海道）	23
	【19770104】ハザードマップの作成と公表（虻田町）	23
	【19770105】建築基準法第39条による災害危険区域（虻田町）	24
	【19770106】防災集団移転促進事業（虻田町）	24
	【19770107】修学旅行誘致（虻田町）	24
【198201】 1982年（昭和57年） 長崎水害	【19820101】水害時の放置車両対策（長崎県）	29
	【19820102】復旧・復興体制の構築（長崎県・国土庁）	29
	【19820103】復旧・復興計画の策定（長崎県）	29
	【19820104】被災者に対する補助事例（長崎県）	30
	【19820105】住宅金融公庫との連携による相談所の設置（長崎県）	30
	【19820106】義援金の受付（長崎県）	30
	【19820107】砂防・地すべり施設の整備事例（長崎県）	30
【198301】 1983年（昭和58年） 豪雨	【19820108】中島川分水路整備（長崎県）	31
	【19830101】復旧・復興体制の構築（島根県）	37
	【19830102】復旧・復興計画の策定（島根県）	37
	【19830103】分散型公営住宅の建設（島根県）	38
	【19830104】三隅川河川改修・放水路整備（島根県）	38
【198302】 1983年（昭和58年） 三宅島噴火	【19830105】土地区画整理（三隅町）	38
	【19830201】被災農業者の雇用による降灰除去（三宅村）	43
	【19830202】復旧・復興体制の構築（東京都・三宅村）	43
	【19830203】復旧・復興計画の策定（東京都・三宅村）	43
	【19830204】建築基準法第39条による災害危険区域（三宅村）	44
【198303】 1983年（昭和58年） 日本海中部地震	【19830205】防災集団移転促進事業（三宅村）	44
	【19830301】復旧・復興体制の構築（秋田県・政府）	49
	【19830302】復旧・復興計画の策定（秋田県）	49
	【19830303】港湾における防潮堤等整備の手順例（秋田県）	49
	【19850101】復旧・復興体制の構築（長野県）	55
【198501】 1985年（昭和60年） 地附山地すべり災害	【19850102】復旧・復興計画の策定（長野県）	55
	【19850103】福祉施設の移築事例（長野県）	56
	【19860101】復旧・復興体制の構築（栃木県）	61
【198601】 1986年（昭和61年） 台風10号	【19860102】復旧・復興計画の策定（栃木県）	61
	【19860103】復興財源の確保（栃木県）	62
	【19860104】茂木町逆川改修（栃木県）	62
	【19860105】土地区画整理事業・激特事業による宅地の移転（茂木町）	62
	【19860106】直轄河川激甚災害対策特別緊急事業による宅地の移転（下館市旭が丘）	62
	【199001】 1990年（平成2年） 茂原市竜巻災害	66
【199101】 1991年（平成3年） 雲仙・普賢岳噴火	【19900102】復旧・復興計画の策定（茂原市）	66
	【19900103】住宅の復興資金に対する利子補給（茂原市）	66
	【19910101】堆積土砂除去（島原市）	71
	【19910102】業者委託による降灰除去（島原市）	71
	【19910103】復旧・復興体制の構築（島原市）	71
	【19910104】復興計画の策定手順（長崎県・島原市・深江町）	71
	【19910105】復旧・復興計画の策定（島原市）	72
【19910106】 復興基金の概要（雲仙岳災害対策基金）	【19910106】復興基金の概要（雲仙岳災害対策基金）	74
	【19910107】一時提供住宅の供給（長崎県）	74

災害名	施策事例	頁
【199101】 1991年（平成3年） 雲仙・普賢岳噴火	【19910108】災害が長期化する中での住宅対策（長崎県）	74
	【19910109】供給住宅の種類及び戸数等（島原市）	75
	【19910110】住宅再建後の被災者の状況（島原市）	75
	【19910111】雲仙岳災害対策基金での住宅再建支援（長崎県）	75
	【19910112】雇用維持対策（島原市）	76
	【19910113】復職・再就職対策（島原市）	76
	【19910114】雲仙岳災害対策基金での例（島原市）	77
	【19910115】配布方法（島原市）	77
	【19910116】災害弱者支援（島原市）	77
	【19910117】河川事業との関連例（長崎県）	77
	【19910118】監視体制、情報連絡体制整備（長崎県・島原市）	77
	【19910119】火山災害予想区域図（島原市）	79
	【19910120】建築基準法第39条による災害危険区域（島原市）	80
	【19910121】防災集団移転促進事業（島原市）	80
	【19910122】安中地域の嵩上げ事業（島原市）	80
	【19910123】事業内容に関する周知（島原市）	80
	【19910124】商店街の活性化（島原市）	81
	【19910125】火山博物館等（島原市）	81
	【19910126】火山周辺の砂防施設活用（長崎県）	81
	【19910127】雲仙岳災害対策基金での例（長崎県・島原市）	81
	【19910128】農林水産業者に対する資金融資等（長崎県）	82
	【19910129】雲仙岳災害対策基金による例（長崎県）	84
	【19910130】経済的支援による効果・影響（島原市）	85
	【19910131】雲仙岳災害対策での例（長崎県・島原市）	85
	【19910132】防災営農対策事業（島原市）	86
	【19910133】水産業対策（島原市）	86
【199301】 1993年（平成5年） 北海道南西沖地震	【19930101】漁港内のゴミ・堆積物等の処理（奥尻町・北海道・北海道開発庁）	91
	【19930102】復旧・復興体制の構築（北海道）	91
	【19930103】復旧・復興計画の策定（北海道）	93
	【19930104】市町村財政（北海道）	93
	【19930105】復興基金の概要（北海道）	94
	【19930106】公営住宅の整備（北海道）	94
	【19930107】災害復興住宅利子補給費補助制度の創設（奥尻町）	94
	【19930108】住宅情報・融資制度等の情報提供（北海道）	95
	【19930109】建設事業者への住宅建設の協力要請（奥尻町）	96
	【19930110】高齢者対策（北海道）	96
	【19930111】防潮堤整備（北海道・奥尻町・大成町）	96
	【19930112】防潮水門の整備（奥尻町）	96
	【19930113】全戸移転跡地の災害危険区域の指定（奥尻町）	96
	【19930114】防災集団移転促進事業等（奥尻町）	96
	【19930115】漁業集落環境整備事業による嵩上げ（奥尻町）	97
	【19930116】曳家による残存家屋対処（大成町）	97
	【19930117】文教施設事例（奥尻町）	98
	【19930118】災害記憶継承への取組み（奥尻町）	98
【199302】 1993年（平成5年） 8月豪雨	【19930201】土砂、水害ゴミ収集・処分（鹿児島市）	103
	【19930202】風倒木の処理（鹿児島市）	103
	【19930203】復旧・復興体制の構築（鹿児島県）	103
	【19930204】復旧・復興計画の策定（鹿児島県）	103
	【19930205】住宅金融公庫の現場審査の特例（鹿児島市）	103
	【19930206】住宅金融公庫との連携による相談所の設置（鹿児島市）	104
	【19930207】甲突川総合治水対策（鹿児島県）	104
	【19930208】甲突川改修（鹿児島県）	104
	【19930209】石橋移転・復元事例（鹿児島県）	104
【199303】 1993年（平成5年） 台風13号	【19930301】復旧・復興体制の構築（鹿児島県）	108
	【19930302】復旧・復興計画の策定（鹿児島県）	108
	【19930303】スクールゾーンの安全確保（蛤良町）	108
【199501】 1995年（平成7年） 阪神・淡路大震災	【19950101】被災ビルのアスベスト使用状況調査（神戸市）	116
	【19950102】がれき処理の概要（国・地方公共団体）	116
	【19950103】アスベスト使用建物の解体（兵庫県）	116
	【19950104】アスベスト使用建物解体の公費負担	117
	【19950105】復旧・復興体制の構築（兵庫県）	117

災害名	施策事例	頁
【199501】 1995年（平成7年） 阪神・淡路大震災	【19950106】復旧・復興計画の策定（神戸市）	120
	【19950107】マスメディアの活用（兵庫県）	121
	【19950108】マスメディアの活用（神戸市）	122
	【19950109】広報誌の発行（兵庫県）	122
	【19950110】広報誌の発行（神戸市）	122
	【19950111】聴覚障害者への情報提供（兵庫県）	122
	【19950112】総合的な問い合わせ窓口の設置（兵庫県）	122
	【19950113】被災者福祉なんでも相談の実施（兵庫県）	123
	【19950114】外国人相談窓口の設置（兵庫県）	123
	【19950115】復興基金の概要（阪神・淡路大震災復興基金）	123
	【19950116】住宅応急修理の実施準備から完了までの経過（神戸市）	124
	【19950117】住宅応急修理の実施に関する課題（神戸市）	124
	【19950118】建物修繕のシステムの構築	125
	【19950119】悪徳業者に関する注意喚起（兵庫県・神戸市）	125
	【19950120】応急仮設住宅の建設戸数の算出（神戸市・兵庫県）	125
	【19950121】一時提供住宅の供給	126
	【19950122】建設用地の選定基準（神戸市）	127
	【19950123】民有地利用（神戸市）	127
	【19950124】応急仮設住宅の供給（兵庫県）	127
	【19950125】ふれあいセンターの設置（兵庫県）	128
	【19950126】応急仮設住宅の管理（兵庫県）	128
	【19950127】応急仮設住宅の改善対応例（神戸市）	128
	【19950128】応急仮設住宅の入居募集（神戸市）	128
	【19950129】応急仮設住宅の入居選定（兵庫県）	129
	【19950130】応急仮設住宅における相談業務（兵庫県）	129
	【19950131】一時入居から正式入居への移行（兵庫県）	129
	【19950132】仮設住宅統廃合に伴う移転費用の支援（国）	129
	【19950133】移転補償費の支給（芦屋市）	129
	【19950134】民間賃貸住宅再建後の課題	129
	【19950135】公営住宅入居募集（神戸市）	130
	【19950136】災害復興公営住宅等の供給（兵庫県）	130
	【19950137】家賃の減免措置（住宅・都市整備公団）	131
	【19950138】阪神・淡路大震災復興基金による住宅再建支援策（阪神・淡路大震災復興基金）	131
	【19950139】災害復興住宅制度の概要（神戸市・西宮市・芦屋市）	131
	【19950140】私道の復旧制度（神戸市）	133
	【19950141】宅地の被害状況の把握及び二次災害の防止（兵庫県・神戸市）	133
	【19950142】擁壁等の補修制度の創設（国・兵庫県）	133
	【19950143】擁壁等の補修制度の創設（神戸市）	133
	【19950144】被災宅地二次災害防止対策事業補助（阪神・淡路大震災復興基金）	134
	【19950145】民間宅地擁壁の道路災害復旧事業での復旧（神戸市・芦屋市・西宮市）	134
	【19950146】既存不適格建築等への対応方針（兵庫県）	134
	【19950147】建築規制の運用例（神戸市）	134
	【19950148】道路整備型グループ再建制度の創設（神戸市）	134
	【19950149】神戸市震災復興総合設計制度の概要（神戸市）	135
	【19950150】優良建築物等整備事業の特例（兵庫県）	135
	【19950151】優良建築物等整備事業（芦屋市）	135
	【19950152】定期借地権によるマンション再建（芦屋市）	136
	【19950153】地上権方式による再建（兵庫県住宅供給公社）	136
	【19950154】罹災都市借地借家臨時処理法の申請（神戸市）	136
	【19950155】民間賃貸住宅の入居者への補助（伊丹市）	136
	【19950156】家財道具保管場所の情報サービス（倉庫協会）	136
	【19950157】家財道具保管場所の提供（芦屋市）	137
	【19950158】雇用維持対策（国・兵庫県）	137
	【19950159】中高年被災者を対象とする各種就労対策の実施（兵庫県）	137
	【19950160】公的雇用の創出（兵庫県）	138
	【19950161】災害弔慰金の支給（神戸市・芦屋市・西宮市）	138
	【19950162】災害障害見舞金（神戸市・芦屋市・西宮市）	138
	【19950163】生活福祉資金特別貸付〔小口資金貸付〕	138
	【19950164】上下水道に関する個人負担への支援措置（神戸市・西宮市・尼崎市）	139
	【19950165】上下水道に関する水道料金の免除（神戸市・西宮市・芦屋市・宝塚市・明石市）	139

災害名	施策事例	頁
【199501】 1995年（平成7年） 阪神・淡路大震災	【19950166】学校教育施設の再建（兵庫県）	139
	【19950167】仮設校舎の建設（兵庫県）	140
	【19950168】私立学校等に対する復旧支援（兵庫県）	140
	【19950169】被災者を対象とした教育支援制度（西宮市）	140
	【19950170】奨学金の貸与（日本育英会）	140
	【19950171】大学入試日程の変更情報（大学入試センター）	140
	【19950172】ボランティア活動のコーディネート	141
	【19950173】地域医療体制の早期整備対策の実施（兵庫県）	141
	【19950174】災害復興ボランティア活動に対する助成（兵庫県）	141
	【19950175】被災医療機関に対する復旧支援	141
	【19950176】福祉施設の復旧事業	142
	【19950177】被災者のこころのケア対策（兵庫県）	142
	【19950178】子どものこころのケア対策（兵庫県）	142
	【19950179】震災復興緊急整備条例（神戸市）	142
	【19950180】重点復興地区等の指定（神戸市）	142
	【19950181】災害に強い交通ネットワークの構築（神戸市）	144
	【19950182】港湾関連施設の整備（神戸市）	144
	【19950183】公園の防災拠点としての整備（神戸市）	144
	【19950184】電線類の地中化の推進（神戸市）	144
	【19950185】集合住宅上下水道復旧工事の遅れ	144
	【19950186】道路整備計画の見直し（神戸市）	145
	【19950187】民有の海岸保全施設の復旧・復興（阪神・淡路大震災復興基金）	145
	【19950188】文化財の復旧対策（兵庫県）	145
	【19950189】被害額の把握（兵庫県）	145
	【19950190】総合相談所の設置（神戸市）	146
	【19950191】地域経済復興に関する国の特例措置および地方公共団体独自の施策	146
	【19950192】商店街・小売市場共同仮設店舗の整備等	148
【199701】 1997年（平成9年） 針原地区土石流灾害	【19970101】堆積土砂除去（出水市）	153
	【19970102】復旧・復興体制の構築（出水市）	153
	【19970103】復旧・復興計画の策定（出水市）	153
	【19970104】土石流対策（出水市）	154
	【19970105】予警報・避難システムの整備事例（出水市）	155
	【19970106】土地区画整理（出水市）	156
	【19970107】針原川復興記念公園（出水市）	156
【199801】 1998年（平成10年） 福島県豪雨	【19980101】復旧・復興体制の構築（福島県）	163
	【19980102】復旧・復興計画の策定（福島県）	163
	【19980103】卸売市場の復興（白河市）	163
【199901】 1999年（平成11年） 高潮災害：熊本県不知火町	【19990101】復旧・復興体制の構築（不知火町（現：宇城市））	169
	【19990102】復旧・復興計画の策定（不知火町（現：宇城市））	171
	【19990103】嵩上げ事業への取り組み（不知火町（現：宇城市））	174
	【19990104】集落道整備等に関連する嵩上事業（不知火町（現：宇城市））	174
【200001】 2000年（平成12年） 有珠山噴火災害	【20000101】復旧・復興体制の構築（国・北海道・市町）	181
	【20000102】職員の取組み体制（虻田町）	181
	【20000103】中長期における復興対策室の役割（北海道）	181
	【20000104】復旧・復興計画の策定（国・北海道）	181
	【20000105】災害広報臨時号の発行（虻田町）	183
	【20000106】事業者向け総合的相談・申請窓口の設置（虻田町）	183
	【20000107】緊急地域雇用特別対策事業の活用等	183
	【20000108】有珠山噴火災害生活支援事業（北海道）	183
	【20000109】減収事業者の事業用固定資産税減免（壮瞥町）	184
	【20000110】学校再開手順（虻田町）	184
	【20000111】防災集団移転促進事業（虻田町）	184
	【20000112】下水道トンネルの復旧（虻田町）	185
	【20000113】事業者向け総合相談業務（虻田町）	185
	【20000114】中小企業に対する金融対策（北海道等）	185
	【20000115】仮設店舗の設置（虻田町）	185
	【20000116】観光誘致活動（北海道）	185
	【20000117】観光客の安全確保に関する指針（壮瞥町）	186
	【20000118】観光資源の活用・開発（北海道等）	186
	【20000119】農業金融政策（北海道等）	186

災害名	施策事例	頁
【200002】 2000年（平成12年） 三宅島噴火災害	【20000201】復旧・復興体制の構築（東京都・三宅村）	191
	【20000202】復旧・復興計画の策定（三宅村）	191
	【20000203】三宅村災害保護特別事業（三宅村）	193
	【20000204】長期避難指示に関する固定資産税の軽減（国）	193
	【20000205】既往債務に係る利子補給等の実施（三宅村）	193
【200003】 2000年（平成12年） 東海豪雨	【20000301】り災証明発行（名古屋市）	199
	【20000302】住民組織の協力によるり災証明発行の調査（名古屋市）	199
	【20000303】ゴミ処理（西枇杷島町）	199
	【20000304】復旧・復興体制の構築（愛知県）	199
	【20000305】復旧・復興計画の策定（愛知県）	200
	【20000306】市営住宅の提供（名古屋市）	200
	【20000307】自動車の被害に対する融資（名古屋市）	200
	【20000308】水道料金の減免（名古屋市）	200
	【20000309】家屋資産評価額の評価替えの実施（名古屋市）	201
	【20000310】授業料等減免（名古屋市）	201
	【20000311】災害復旧への取組み（愛知県）	201
	【20000312】商店街共同施設復旧補助金（愛知県・名古屋市）	201
	【20000401】余震による被害拡大（伯太町）	207
【200004】 2000年（平成12年） 鳥取県西部地震	【20000402】応急危険度判定に関する住宅被害「巡回相談」の実施（鳥取県）	207
	【20000403】被災建築物・宅地安全性診断の実施（島根県）	207
	【20000404】災害救助法適用のための調査（伯太町）	208
	【20000405】農林業被害の調査（鳥取県）	208
	【20000406】現地視察への対応状況（鳥取県）	208
	【20000407】被害調査で生じた課題（米子市）	208
	【20000408】市町村への「り災証明」発行の標準手順提示（鳥取県）	209
	【20000409】市町村の被害調査を支援する民間の建築技術者の派遣（鳥取県）	209
	【20000410】被災家屋の解体処理補助金（鳥取県）	209
	【20000411】危険建物解体処理（伯太町）	209
	【20000412】廃棄物処理（伯太町）	210
	【20000413】復旧・復興体制の構築（鳥取県）	210
	【20000414】復旧・復興計画の策定（鳥取県）	211
	【20000415】ホームページ広報（島根県）	211
	【20000416】総合的相談・申請窓口の設置（米子市）	211
	【20000417】面談票による被災者対応（安来市）	212
	【20000418】住宅応急修理への取組み（米子市）	213
	【20000419】応急修理への上乗せ補助（島根県）	214
	【20000420】被災者住宅再建に係る支援（鳥取県）	214
	【20000421】民家の裏山崩壊対策（伯太町）	215
	【20000422】震災対策従事者に対する研修（鳥取県）	216
	【20000423】余震で被害が増大（鳥取県）	216
	【20000424】路面災害復旧工法の標準パターン作成（鳥取県）	216
	【20000425】道路改良事業（鳥取県）	216
	【20000426】港湾施設復旧（鳥取県）	216
	【20000427】自然公園の復旧（鳥取県）	216
	【20000428】商工業者の復旧対策（西伯町商工会）	216
	【20000429】アグリマイティー資金の利子補給（伯太町）	217
	【20000430】農林業災害への対応（鳥取県）	217
	【20000431】農地農業用施設等の復旧（鳥取県）	217
【200101】 2001年（平成13年） 芸予地震	【20010101】被害調査への取組み（広島市）	223
	【20010102】被害調査への取組み（呉市）	223
	【20010103】災害救助法の適用の調査（広島県）	223
	【20010104】視察への対応状況・意見（広島県）	223
	【20010105】視察への対応（呉市）	224
	【20010106】災害危険地対策本部（呉市）	224
	【20010107】復旧・復興体制の構築（呉市）	224
	【20010108】復旧・復興計画の策定（呉市）	225
	【20010109】住宅金融公庫の利子一括補給（広島県）	225
	【20010110】崖崩れ対応（呉市）	225
	【20010111】文化財の復興への取り組み（広島県）	226

災害名	施策事例	頁
【200102】 2001年（平成13年） 高知県西南豪雨災害	【20010201】新基準・運用指針による被害調査（土佐清水市）	231
	【20010202】復旧・復興体制の構築（高知県）	231
	【20010203】復旧・復興計画の策定（高知県）	231
【200201】 2002年（平成14年） 台風6号洪水	【20020101】被害調査・被害アンケートの実施（東山町）	237
	【20020102】ゴミ・ガレキ処理（東山町）	237
	【20020103】復旧・復興体制の構築（岩手県）	238
	【20020104】復旧・復興計画の策定（岩手県）	238
	【20020105】砂鉄川総合的・緊急治水対策（国・岩手県）	238
【200301】 2003年（平成15年） 水俣豪雨災害	【20030101】復旧・復興体制の構築（熊本県・水俣市）	245
	【20030102】復旧・復興計画の策定（熊本県・水俣市）	245
	【20030103】治山、砂防及び農地整備事例（熊本県）	246
【200302】 2003年（平成15年） 宮城県北部連続地震	【20030201】新基準・運用指針による被害調査（矢本町）	251
	【20030202】新基準・運用指針による被害調査（河南町）	251
	【20030203】GISを用いたり災台帳の作成（矢本町）	251
	【20030204】建設リサイクル法への対応（宮城県）	252
	【20030205】災害ごみ・がれき処理（矢本町）	252
	【20030206】復旧・復興体制の構築（宮城県）	252
	【20030207】復旧・復興計画の策定（宮城県）	253
	【20030208】被災者住宅再建に係る支援（宮城県）	253
	【20030209】かけ崩れ等対策（宮城県）	254
	【20030210】義援金の配分（鹿島台町）	254
	【20030211】庁舎の再建（鹿島台町）	255
	【20030212】国民健康保険病院の災害復旧（鹿島台町）	255
	【20030213】復旧工事の被災地周辺事業者への発注（宮城県）	255
	【20030214】道路災害復旧工法の基本方針策定（宮城県）	255
	【20030215】文化財保全組織（宮城歴史資料保全ネットワーク）	255
	【20030216】中小企業の金融対策（宮城県）	256
	【20030217】農林水産業の金融対策（宮城県）	256
【200401】 2004年（平成16年） 福井豪雨	【20040101】ゴミ・がれき処理等（福井市）	261
	【20040102】復旧・復興体制の構築（福井県・福井市・鯖江市・美山町）	261
	【20040103】復旧・復興計画の策定（福井県）	261
	【20040104】被災者支援を行う市町村の財政負担に対する支援（福井県）	262
	【20040105】伝統的工芸品産地活性化緊急支援事業（福井県）	262
	【20040106】営農継続支援（福井県）	262
【200402】 2004年（平成16年） 台風16号	【20040201】復旧・復興体制の構築（宮崎県）	267
	【20040202】復旧・復興計画の策定（宮崎県）	267
	【20040203】自己所有地への仮設住宅設置（椎葉村）	267
【200403】 2004年（平成16年） 台風23号	【20040301】浸水等による住宅被害の認定に係る内閣府通知の解釈（兵庫県）	273
	【20040302】商工被害の調査（豊岡市）	273
	【20040303】災害土砂の再利用（高松市）	273
	【20040304】復旧・復興体制の構築（兵庫県）	274
	【20040305】復旧・復興計画の策定（兵庫県）	275
	【20040306】仮設住宅の代替としての民間アパート借上げ提供（豊岡市）	275
	【20040307】住宅再建への各種支援（兵庫県）	276
	【20040308】地域再建被災者住宅等支援補助金（京都府）	276
	【20040309】税の減免等（豊岡市）	276
	【20040310】被災地を支援する市民活動への助成（神戸市）	277
	【20040311】商工被害の調査（豊岡市）	277
	【20040312】被災中小企業への支援（兵庫県）	277
	【20040313】被害農家への営農指導（兵庫県）	277
	【20040314】森林災害に関する復旧対策の検討（兵庫県）	278
【200404】 2004年（平成16年） 新潟県中越地震・新潟県	【20040315】まいづる農業災害ボランティア派遣事業（舞鶴市）	278
	【20040401】復旧・復興体制の構築（新潟県）	283
	【20040402】復旧・復興計画の策定（新潟県）	285
	【20040403】復興基金の設置（新潟県）	289
	【20040404】復興基金（新潟県）	289
	【20040405】災害救助法の応急修理の特例（新潟県）	294
	【20040406】住宅相談キャラバン隊（新潟県）	294
	【20040407】地元産材木による住宅再建支援（新潟県）	294
	【20040408】「特定非常災害」の指定による被害者の権利権益の保護等（国）	295
	【20040409】義援金の配分（新潟県）	295

災害名	施策事例	頁
【200404】 2004年（平成16年） 新潟県中越地震・新潟県	【20040410】被災地を支援する市民活動への助成（長岡市等） 【20040411】防災集団移転に関する特例の実施（国） 【20040412】一般国道の直轄権限代行による災害復旧事業（国） 【20040501】復旧・復興体制の構築（長岡市） 【20040502】復旧・復興計画の策定（長岡市） 【20040503】災害対策本部のマスコミ公開による広報（長岡市） 【20040504】仮設住宅の環境整備（長岡市） 【20040505】高町団地の造成地復旧（長岡市） 【20040506】山古志地域での小規模住宅地区等改良事業（長岡市） 【20040507】下水道の復旧（長岡市） 【20040508】農林施設等の災害復旧支援（長岡市）	296 296 296 301 302 304 304 304 306 308 308
【200405】 2004年（平成16年） 新潟県中越地震・長岡市	【20040601】被害認定訓練にもとづく被害調査（小千谷市） 【20040602】復旧・復興体制の構築（小千谷市） 【20040603】復旧・復興計画の策定（小千谷市） 【20040604】仮設住宅の建設・提供（小千谷市） 【20040605】仮設住宅の建設・提供（小千谷市） 【20040606】災害弔慰金の支給（小千谷市） 【20040607】税の減免と被害認定との調整（小千谷市） 【20040608】防災集団移転事業による取り組み（小千谷市） 【20040609】下水道の復旧（小千谷市） 【20040610】孤立地区等における災害査定（小千谷市）	315 315 318 321 321 322 322 322 324 325
【200406】 2004年（平成16年） 新潟県中越地震・小千谷市	【20040701】復旧・復興体制の構築（川口町） 【20040702】復旧・復興計画の策定（川口町） 【20040703】広報紙作成の支援（川口町・練馬区） 【20040704】中心市街地の復興（川口町） 【20040705】防災集団移転への取り組み（川口町） 【20040706】重機借上料の補助（川口町）	331 332 336 337 337 340
【200407】 2004年（平成16年） 新潟県中越地震・川口町	【20050101】復旧・復興体制の構築（福岡市） 【20050102】復旧・復興計画の策定（福岡市） 【20050103】住民主体による復興事業への取り組み（福岡市） 【20070101】復旧・復興体制の構築（石川県） 【20070102】復旧・復興計画の策定（石川県） 【20070103】能登半島沖地震復興基金（石川県） 【20070104】住宅再建支援（石川県） 【20070105】能登半島沖地震被災中小企業復興支援基金（石川県）	344 346 348 356 356 359 361 362
【200701】 2007年（平成19年） 能登半島沖地震・石川県	【20070201】復旧・復興体制の構築（輪島市） 【20070202】復旧・復興計画の策定（輪島市） 【20070203】寄付された私有地への災害復興公営住宅建設（輪島市） 【20070204】歴史的・伝統的街並みの復興（輪島市）	369 371 374 375
【200702】 2007年（平成19年） 能登半島沖地震・輪島市	【20070301】復旧・復興体制の構築（穴水町） 【20070302】復旧・復興計画の策定（穴水町） 【20070303】くらしの再建カルテ（穴水町） 【20070304】中心市街地の復興（穴水町）	383 384 387 389
【200703】 2007年（平成19年） 能登半島沖地震・穴水町	【20070401】復旧・復興体制の構築（柏崎市） 【20070402】復旧・復興計画の策定（柏崎市） 【20070403】小規模住宅地区等改良事業による高台宅地の復旧〔番神2丁目〕（柏崎市） 【20070404】廉価な住宅供給への取り組み（柏崎市） 【20070405】大規模土木造成地地滑動崩落防止事業〔山本団地〕（柏崎市）	397 398 401 403 404
【200704】 2007年（平成19年） 新潟県中越沖地震・柏崎市	【20080101】復旧・復興体制の構築（栗原市） 【20080102】復旧・復興計画の策定（栗原市）	411 411
【200801】 2008年（平成20年） 岩手・宮城内陸地震・栗原市		

概要

◆概要

(1) 「災害復興対策事例集」の目的

本事例集は、地方公共団体における被災後の迅速かつ円滑な復旧・復興への取り組み、及び災害復興事前対策の取り組みへの支援を目的に、これまで内閣府が調査してきた災害復旧・復興に関わる事例を一つにまとめて収録したものである¹。

内閣府はこれと併せて、災害復旧・復興に関する手順や施策などをとりまとめた「復興対策マニュアル」を策定しているので、これと併用して利用されたい。

(2) 事例の収録内容

本事例集に収録されている災害事例は合計41件、その施策事例は380件である。

災害の種類は、地震（津波）、風水害、火山災害、土砂災害、高潮、竜巻にわたっており、それらを災害の事例コード別（発生年順）に整理すると次ページ表1のとおりである。

(3) 「災害復興対策事例集」の構成

本事例集は、図1のとおり、「1. 災害の概要」と「2. 災害復興施策事例の索引表」、「3. 灾害復興施策事例」の大きく3つのパートで構成される。

- ・「1. 災害の概要」は、災害復興対策事例を参照する上で共通する基礎情報として、被害の概要と災害後の主な経過を記載した。
- ・「2. 災害復興施策事例の索引表」は、「復興対策マニュアル」との相互利用を容易にするため、災害復興施策事例を「復興対策マニュアル」の施策構成に位置付けた。
- ・「3. 灾害復興施策事例」は、これまで内閣府が調査してきた災害復旧・復興に関わる事例を収録した。とくに、復旧・復興体制と復旧・復興計画は、復旧・復興への取り組みを考える上でとくに重要な情報と位置付け、できる限り全ての事例に共通して記載した。

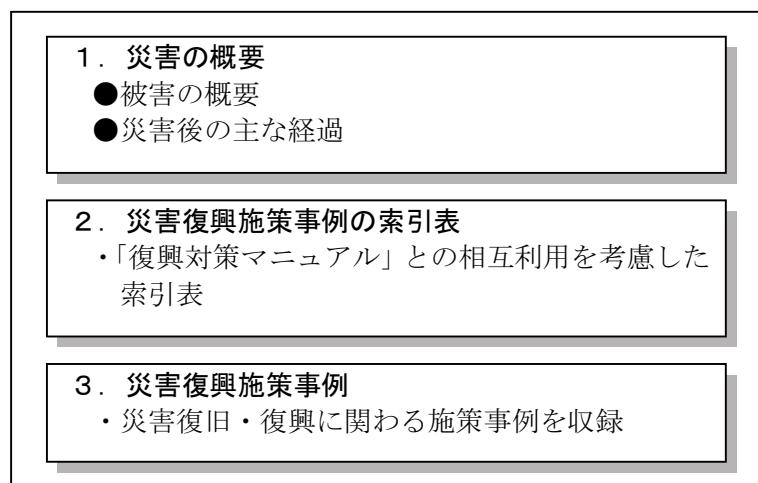


図1 「災害復興対策事例集」の構成

¹ 内閣府（防災担当）「総合復興手引書」平成17年3月。内閣府（防災担当）「地方公共団体における災害復興対策の推進に関する調査 事例集」平成21年3月。内閣府（防災担当）「地方公共団体における災害復興対策の推進に関する調査 事例集」平成22年3月。

表1 収録されている災害事例

事例コード	発生年	災害名
195801	1958年(昭和33年)	狩野川台風
195901	1959年(昭和34年)	伊勢湾台風
196001	1960年(昭和35年)	チリ地震津波
197701	1977年(昭和52年)	有珠山噴火
198201	1982年(昭和57年)	長崎水害
198302	1983年(昭和58年)	豪雨
198303	1983年(昭和58年)	三宅島噴火
198301	1983年(昭和58年)	日本海中部地震
198501	1986年(昭和61年)	地附山地すべり災害
198601	1986年(昭和61年)	台風10号
199001	1990年(平成2年)	茂原市竜巻災害
199101	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火
199301	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震
199302	1993年(平成5年)	8月豪雨
199303	1993年(平成5年)	台風13号
199501	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災
199701	1997年(平成9年)	針原地区土石流災害
199801	1998年(平成10年)	福島県豪雨
199901	1999年(平成11年)	高潮災害:熊本県不知火町
200001	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害
200002	2000年(平成12年)	三宅島噴火災害
200003	2000年(平成12年)	東海豪雨
200004	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震
200101	2001年(平成13年)	芸予地震
200102	2001年(平成13年)	高知県西南豪雨災害
200201	2002年(平成14年)	台風6号洪水
200301	2003年(平成15年)	水俣豪雨災害
200302	2003年(平成15年)	宮城県北部の連続地震
200401	2004年(平成16年)	福井豪雨
200402	2004年(平成16年)	台風16号
200403	2004年(平成16年)	台風23号
200404	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・新潟県
200405	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・長岡市
200406	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・小千谷市
200407	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・川口町
200501	2005年(平成17年)	福岡県西方沖地震
200701	2007年(平成19年)	能登半島沖地震・石川県
200702	2007年(平成19年)	能登半島沖地震・輪島市
200703	2007年(平成19年)	能登半島沖地震・穴水町
200704	2007年(平成19年)	新潟県中越沖地震
200801	2008年(平成20年)	岩手宮城内陸地震・栗原市

(4) 「災害復興対策事例集」の利用方法

1) コード番号による整理

本事例集は、災害復旧・復興事例に8桁のコード番号を付けて整理している。コード番号の構成は、図2のとおり、前から4桁目までを災害の発生年、その次の2桁をその年に発生した災害の数、さらに次の2桁を各災害別の施策事例の件数を示している。

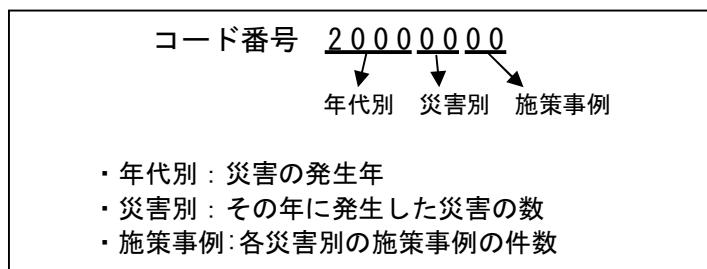


図2 コード番号の構成

2) 「災害復興対策事例集」と「復興対策マニュアル」の連携

1) のコード番号を用いた索引と既述の「災害復興施策事例の索引表」を活用することによって、図3のとおり、「災害復興対策事例集」及び「復興対策マニュアル」の相互検索を容易にした。

つまり、「災害復興対策事例集」からは、「災害復興施策事例の索引表」に位置づけられた施策名を活用して「復興対策マニュアル」の該当ページを検索することができ、「復興対策マニュアル」からは、「事例集」の欄における施策事例のコード番号・ページ番号を活用して「災害復興対策事例集」の該当ページを検索することができる。

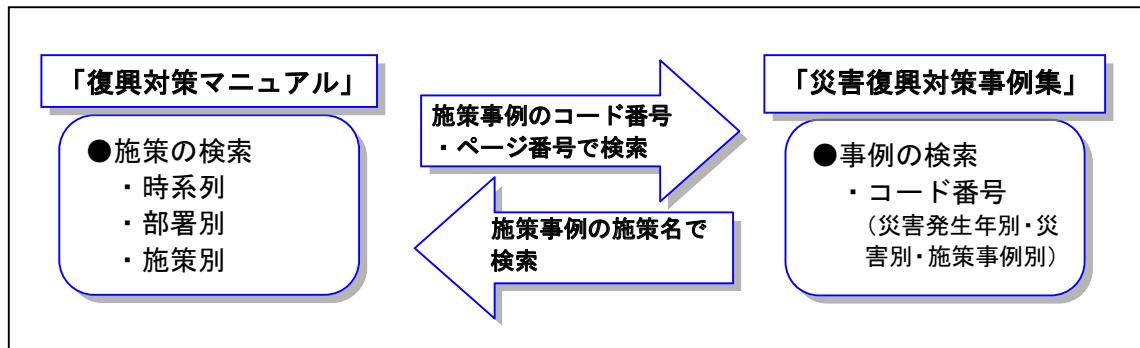


図3 「災害復興対策事例集」と「復興対策マニュアル」の連携

3) 事例の類型化の考え方

災害復旧・復興事例を検索するにあたって、利用者が調べたい災害の種類や被害規模、その災害が発生した時代背景、被災自治体の行政規模といった諸特性の違いを考慮して検索ができるように事例の類型化を行うこととする。

そこで、それぞれの諸特性の定義を以下のとおりに考える。

①災害の種類

災害の種類は、地震（津波）、風水害、火山災害、その他（土砂災害、高潮、竜巻）とする。

②被害規模

被害規模は、災害による犠牲者数（死者数）を用いた既往研究の分類にならって、巨大災害（10,001人以上）、大災害（1,000人オーダー）、中災害（死者100人オーダー）、小災害（死者10人以下）、とする²。

③時代背景

時代背景は、既往研究における地域政策の類型化にならって、表2のとおりの時期区分とする³。

表2 時代背景の区分

時期区分	時代背景の特徴
1930年以前	戦時地域開発体制期以前
1931年～1945年	戦時地域開発体制（政府による強力な推進体制で地域政策が進められた時期）
1946年～1969年	拠点開発期（戦後復興期で拠点開発をめぐる集中と分散が相克した時期）
1970年～1996年	産業分散期（新全国総合開発計画にもとづく均衡発展による地域再編期）
1997年以降	産業の都市集中期（経済のグローバル化と全総の終焉期）

④行政規模

行政規模は、人口100万人以上の都市、市・区、町・村で区分する。

² 大矢根淳・浦野正樹・田中淳・吉井博明編『災害社会学入門』弘文堂、2007年12月。

³ 玉野和志・三本松政之編『地域社会学講座 第3巻 地域社会の政策とガバナンス』東信堂、2006年5月。

4) 事例の類型化の結果

3) の類型化の考え方にもとづいて、検索に役立つ諸特性として、以下の4つの組み合わせ（①時代背景と災害種類、②災害種類と被害規模、③災害種類と行政規模、④被害規模と行政規模）を設定し、それぞれ事例の類型化を行うと以下のクロス表のとおりである。

①時代背景と災害種類

表3 時代背景と災害種類

災害の種類 時代背景	地震	火山	風水害	その他
1930年以前	—	—	—	—
1931年～1945年	—	—	—	—
1946年～1969年	浜中町（196001）	—	名古屋市（195901）	—
1970年～1996年	秋田市（198303）、奥尻町（199301） 大成町（199301）、神戸市（199501） 芦屋市（199501）、西宮市（199501） 宝塚市（199501）、明石市（199501） 尼崎市（199501）、伊丹市（199501）	虻田町（197701） 三宅村（198302） 島原市（199101） 深江町（199101）	長野市（198501）、長崎市（198201） 三隅町（198301）、茂木町（198601） 下館市（198601）、鹿児島市（199302） 蛤良町（199303）	茂原市（199001）
1997年以降	伯太町（200004）、西伯町（200004） 米子市（200004）、安来市（200004） 広島市（200101）、呉市（200101） 矢本町（200302）、河南町（200302） 鹿島台町（200302）、長岡市（200405） 小千谷市（200406）、川口町（200407） 福岡市（200501）、輪島市（200702） 穴水町（200703）、柏崎市（200704） 栗原市（200801）	虻田町（200001） 壯瞥町（200001） 三宅村（200002）	出水市（199701）、白河町（199801） 不知火町（現宇城市）（199901） 名古屋市（200003）、西枇杷島町（200003） 土佐清水市（200102）、東山町（200201） 水俣市（200301）、福井市（200401） 鯖江市（200401）、椎葉村（200402） 豊岡市（200403）、高松市（200403） 舞鶴市（200403）	—

※（注）（ ）数字は表1の事例コードを示す。

②災害種類と被害規模

表4 災害種類と被害規模

被害規模 災害の種類	巨大 (死者 10,001人 以上)	大 (死者1,000人オーダー)	中 (死者100人オーダー)	小 (死者10人以下)
地震	—	神戸市（199501） 芦屋市（199501） 西宮市（199501） 宝塚市（199501） 明石市（199501） 尼崎市（199501） 伊丹市（199501）	浜中町（196001）、秋田市（198303） 奥尻町（199301）、大成町（199301） 長岡市（200405）、小千谷市（200406） 川口町（200407）	伯太町（200004）、西伯町（200004） 米子市（200004）、安来市（200004） 広島市（200101）、呉市（200101） 矢本町（200302）、河南町（200302） 鹿島台町（200302）、福岡市（200501） 輪島市（200702）、穴水町（200703） 柏崎市（200704）、栗原市（200801）
火山	—	—	島原市（199101）、深江町（199101）	虻田町（197701）、三宅村（198302） 虻田町（200001）、壯瞥町（200001） 三宅村（200002）
風水害	—	—	名古屋市（195901）、長崎市（198201） 三隅町（198301）、長野市（198501） 鹿児島市（199302）、蛤良町（199303） 出水市（199701）、白河町（199801） 不知火町（現宇城市）（199901） 水俣市（200301）、豊岡市（200403） 高松市（200403）、舞鶴市（200403）	茂木町（198601）、下館市（198601） 名古屋市（200003）、西枇杷島町（200003） 土佐清水市（200102）、東山町（200201） 福井市（200401）、鯖江市（200402） 椎葉村（200402）
その他	—	—	—	茂原市（199001）

※（注）（ ）数字は表1の事例コードを示す。死者数は災害全体の死者数で分類した。

③災害種類と行政規模

表 5 災害種類と行政規模

行政規模 災害種類	市(人口100万以上)	市・区	町・村
地震	神戸市(199501) 広島市(200101)	秋田市(198303)、神戸市(199501) 芦屋市(199501)、西宮市(199501) 宝塚市(199501)、明石市(199501) 尼崎市(199501)、伊丹市(199501) 米子市(200004)、安来市(200004) 呉市(200101)、長岡市(200405) 小千谷市(200406)、福岡市(200501) 柏崎市(200704)、輪島市(200702) 栗原市(200801)	浜中町(196001)、奥尻町(199301) 大成町(199301)、伯太町(200004) 西伯町(200004)、矢本町(200302) 河南町(200302)、鹿島台町(200302) 川口町(200407)、穴水町(200703)
火山	—	島原市(199101)	虻田町(197701)、三宅村(198302) 深江町(199101)、虻田町(200001) 壮瞥町(200001)、三宅村(200002)
風水害	名古屋市(195901)、 名古屋市(200003)、 神戸市(200403)	長崎市(198201)、下館市(198601) 長野市(198501)、鹿児島市(199302) 出水市(199701)、土佐清水市(200102) 水俣市(200301)、福井市(200401) 鯖江市(200401)、豊岡市(200403) 高松市(200403)、舞鶴市(200403)	三隅町(198301)、茂木町(198601) 蛤良町(199303)、白河町(199801) 不知火町(現宇城市)(199901) 西枇杷島町(200003)、東山町(200201) 椎葉村(200402)
その他	—	茂原市(199001)	—

※(注)()数字は表1の事例コードを示す。

④被害規模と行政規模

表 6 被害規模と行政規模

行政規模 被害規模	市(人口100万以上)	市・区	町・村
巨大 (死者10,001人以上)	—	—	—
大 (死者1,000人オーダー)	神戸市(199501)	芦屋市(199501)、西宮市(199501) 宝塚市(199501)、明石市(199501) 尼崎市(199501)、伊丹市(199501)	—
中 (死者100人オーダー)	名古屋市(195901)	秋田市(198303)、長崎市(198201) 長野市(198601)、島原市(199101) 鹿児島市(199302)、出水市(199701) 水俣市(200301)、長岡市(200405) 小千谷市(200406)、豊岡市(200403) 高松市(200403)、舞鶴市(200403)	浜中町(196001)、三隅町(198301) 深江町(199101)、奥尻町(199301) 大成町(199301)、蛤良町(199303) 白河町(199801) 不知火町(現宇城市)(199901) 川口町(200407)
小 (死者10人以下)	名古屋市(200003) 広島市(200101)	下館市(198601)、茂原市(199001) 米子市(200004)、安来市(200004) 広島市(200101)、呉市(200101) 土佐清水市(200102)、福井市(200401) 鯖江市(200401)、福岡市(200501) 輪島市(200702)、柏崎市(200704) 栗原市(200801)	虻田町(197701)、三宅村(198302) 虻田町(200001)、壮瞥町(200001) 三宅村(200002)、茂木町(198601) 伯太町(200004)、西伯町(200004) 西枇杷島町(200003)、東山町(200201) 矢本町(200302)、河南町(200302) 鹿島台町(200302)、椎葉村(200402) 穴水町(200703)

※(注)()数字は表1の事例コードを示す。死者数は災害全体の死者数で分類した。

災 害 事 例

事例コード | 195801

1958年（昭和33年） 狩野川台風

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

昭和33年9月26日夜伊豆半島東岸を北上して三浦半島に上陸した台風22号は伊豆半島中部に750mmの豪雨を降らせ、狩野川を氾濫させて伊豆地方に大水害をもたらした。

①気象条件の特徴

静岡県特に伊豆地方に大災害をもたらした台風の特徴は以下の通りである。

- 最低気圧877mbで中心気圧としては戦後最低を記録した。
- 関東南岸の停滞前線が台風の接近とともに活発となり伊豆半島中部に集中豪雨を降らせ、湯ヶ島では24時間雨量694mmを記録した。
- 台風は毎時50kmの速さで北上してきたが、静岡県の南沖で速度が急速に落ち、一時毎時20kmくらいになった。
- 台風の勢力が本土に接近、上陸してから急速に弱まった。
- 静岡県西部は東部に比べて雨量が少なかった。
- 風は伊豆地方と駿河湾沿岸で強く暴風となつたが、その他の地方では割合弱かった。

②被害の特徴

台風22号による被害はその大部分が伊豆半島に集中し、なかでも狩野川の洪水、伊東大川の氾濫により伊豆温泉郷は大水害となった。被害の特徴は以下の通りである。

- 26日の豪雨により各所で山崩れが発生したこと。
- 伊豆半島に強雨が集中し、各河川の氾濫が著しかったこと。
- 狩野川上流域一帯に集中豪雨が降り、狩野川、伊東大川の決壊により大洪水となったこと。
- 高潮あるいは大波により、御前崎港、田子浦港の防波堤や護岸に大きな被害があったこと。

表1 被害概要(静岡県)

人的被害(人)				家屋被害(戸)				
死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水
736	193	294	1,203	449	820	792	6,820	7,680

(出典) 静岡県広報協会編『狩野川台風災害誌』昭和37年3月。

表2 主要被害額(静岡県)

土木被害	農地被害	農作物被害	林地被害	水産関係施設被害
4,777,334千円	104,994千円	2,288,684千円	261,799千円	186,071千円

(出典) 静岡県広報協会編『狩野川台風災害誌』昭和37年3月。

(2) 災害後の主な経過

- 静岡県は、台風22号の接近に伴い9月26日13時に「災害応急対策本部」を設置した。同日22時頃に狩野川が氾濫する。翌日27日には、3市9町7村に災害救助法が適用され、5時には、「伊豆災害応急対策本部」を設置、市町村の総合的な被害把握を行つた。
- その後、10月31日に「伊豆災害応急対策本部」を解散し、「伊豆災害復興本部」を設置した。
(次頁参照)

表3 災害後の主な経過（静岡県の取組状況）

年	月日	項目
昭和 33 年	9月26日	13:00 台風 22 号の接近に伴い「災害応急対策本部」を開設
		22:00 頃 犬野川氾濫
		23:00 陸上自衛隊富士学校に対し出動要請
	9月27日	3:00 頃 県庁員、警察官の非常招集
		3:00~17:00 3市9町7村に災害救助法を適用
		5:00 「伊豆災害応急対策本部」の設置
		10:00 災害町村の実態を一応総合的に把握
		避難所を 99 か所に設置(9575 人)
		静岡県県議会全員協議会を開催
	9月28日	避難所を 99 か所から 81 か所(6438 人)に
	9月29日	避難所を 81 か所から 96 か所(5356 人)に
		「中央災害救助対策協議会」の開催(政府)
	10月 1 日	伊豆災害応急対策本部の再編成
		静岡県県議会対策推進本部の開設
	10月 2 日	「内閣災害対策本部」の開設
	10月 8 日	災害地市町村応急対策会議の開催
	10月 31 日	「伊豆災害応急対策本部」の解散
		「伊豆災害復興本部」の設置

【参考文献】

- 1) 静岡県広報協会編『狩野川台風災害誌』昭和 37 年 3 月。

2. 災害復興施策事例の索引表

	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		➡【19580101, p5】			
施策 2：復興計画の作成		➡【19580102, p5】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置		➡【19580103, p6】			
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建					
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧					
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備					
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【19580101】復旧・復興体制の構築（静岡県）

○伊豆災害復興本部の設置

- 昭和33年9月26日の狩野川台風災害発生に伴い、即日静岡県庁内に「災害応急対策本部」を設置し、これを11月1日「伊豆災害復興本部」に改め、本部を参事室に設置した。
- 事業の円滑な遂行を期するため、関係の県議、市町村長、団体長を委員に委嘱し、「伊豆災害復興協議会」を開催した。
- 現地の復興事業の連絡調整を図るため、本部員及び土木、農地、林業の三復興事務所並びに関係出先機関の職員をもって、「伊豆災害復興地方連絡協議会」を設置した。
- 復興事業の基本的計画として、昭和33年11月27日、伊豆災害復興第1次計画を樹立し、さらに年度別事業の具体化計画として、昭和34年2月25日に第2次計画を樹立した。

【19580102】復旧・復興計画の策定（静岡県）

1) 復興の基本方針

○伊豆災害復興本部では、以下の復興基本方針が示された。

- 今回の災害は、未曾有の異常降雨、崩壊土砂、立木の流出によって大きな被害が引き起こされたため、復興方式も単に復旧にとどまらず今後の災害防止を考慮するものとした。すなわち、治山、治水、農業施設、耕地復旧等全般にわたって復旧工事を実施する場合、再び災禍を繰り返さぬためにも改良工事を伴った方針とする。
- 復興計画は、施設事業の復旧改善と経営指導、金融斡旋等臨時処理による範囲に限定し、恒久的（平常業務的）な分野は、正規各事業とした。
- 地方財政や、村づくり計画は指導計画とした。

2) 土木関係

○河川

- 昭和33年の秋の収穫を無惨に踏みにじられた農家が昭和34年の植え付けに大きな期待を寄せており、農地復旧計画との調整を図りつつ、昭和34年度に対する安全度を考慮しながら、35年出水期を目標に復旧工事を進めた。

○砂防

- 根本対策として砂防施設を強化することとした。昭和33年度は2.1億円の緊急砂防工事を行った。

○道路、橋梁

- 道路は主要幹線の交通確保に重点を置くとともに、橋梁にあっては、河川断面の確保を図ることに特に留意し、あわせて主要橋梁は長経間の永久構造をする方針をとった。



写真 復旧事例(左：狩野川堤防、右：災害の教訓を生かした橋脚なしの橋)

3) 農地関係

- 地域的に資材搬入路より見た難易、労務確保、経済効果、民政安定の4条件を考慮し工事に着手することとした。
- 技術的には将来の営農方針を考慮し、かつ復旧費の節減、早期植え付けの完了のため、極力区画整理復旧の方法をとった。

4) 林業関係

- ・林産物等の速やかな生産再開を図って、被災農村方面における民政の安定に期す。
- ・県は林業事務所を通じ、林産関係施設の補助並びに融資などの施策を実行し、林業全般にわたる各種事業の早期復興を図った。

5) 住宅関係

- ・生活困難のため自力建築のできない該当世帯の対象戸数は424戸あった。
- ・この世帯に対して、緊急に応急仮設住宅を建設して、入居の必要があったが、法による設置基準（市町村ごとに、全壊、流出の30%）によって365戸の建設が割り当てられた。59戸の不足を生じたので、これについては厚生大臣に基準外設置の申請を行い、該当世帯をすべて入居させることができた。

【参考文献】

- 1) 静岡県広報協会編『狩野川台風災害誌』昭和37年3月。

【19580103】復興財源の確保（静岡県）

1) 応急対策費

○緊急の度合いに応じて処理、財源不足分については暫定的な借入金を充当。

2) 復旧・復興財源確保

○災害復旧事業執行計画を作成し、これに対する必要財源として国庫支出金、起債、分担金等の収入を推定。

○上記を基礎に詳細な資金計画を作成し、確定財源が入るまでのつなぎ資金として、主に政府機関からの一時借入措置を執る。

○市町村の財源確保としての増税がないように、税務事務担当者会議を開催し、被災者への減免事務が公平に行われるよう指導。

○市町村の災害復旧事業が計画どおり執行できるように、国庫支出金の早期交付、起債枠の獲得。

○市町村の多額の一般財源所要額と多額の一時借入金の利子からの新規赤字発生を防ぐために、昭和33・34年度の起債・特別交付税の確保について政府に要望。

3) 結果

○国庫支出金を伴う災害復旧事業費に係る起債は市町村負担額の95%以上が充当。

○市町村単独復旧事業に対して、1箇所10万円以下の事業に対し、特例債を発行し、元利償還金の全額を国庫から補給金として交付する財政援助が実施される。

事例コード | 195901

1959年（昭和34年） 伊勢湾台風

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

1959（昭和34）年9月26日午後6時過ぎに潮岬に上陸した台風15号は、全国的に大きな被害をもたらした。伊勢湾周辺地域、とりわけ湾奥部の名古屋市を中心とする臨海低平地に未曾有の大災害を引き起こし、後に伊勢湾台風と命名されることになった。

この台風は、1930（昭和5）年の室戸台風（上陸時最低気圧911.8hPa）及び1945（昭和20）年の枕崎台風（916.6hPa）とともに昭和の三大台風（犠牲者数が3,000名以上の台風）の一つに数えられる。上陸時の中心気圧も我が国観測史上3番目（929.6hPa）に位置づけられている。

この台風による災害の最大の特色は、人的被害の大きさにある。台風による犠牲者の数は明治以降最大であり、地震・津波以外の災害としては最多の犠牲者を出した台風である。また、この災害が契機となって、そのほぼ2年後の1961（昭和36）年11月15日に災害対策基本法が制定された点でも災害史上特筆される台風である。

①愛知県概要（昭和34年9月1日現在）

- ・人口 406.97万人
- ・面積 5,058km²
- ・可住面積 2,465km² （県土面積 約49%）

②被害概要

表1 人的被害（昭和34年12月31日現在） [単位：人]

	死者	行方不明	重傷者	軽傷者	計
名古屋	1,851	58	1,619	38,909	42,437
尾張	1,129	27	1,107	11,244	13,507
西三河	162	3	300	4,981	5,446
東三河	26	4	64	821	915
計	3,168	92	3,090	55,955	62,305

表2 住家被害（昭和34年12月31日現在）

[単位：戸]

	全壊	流出	半壊	床上浸水	床下浸水	住家合計	非住家被害
名古屋	6,166	1,557	43,249	34,883	32,469	118,324	6,503
尾張	9,359	1,409	26,341	13,479	22,275	72,899	44,701
西三河	5,811	155	21,167	2,654	5,161	34,948	46,215
東三河	1,962	73	6,292	2,544	2,926	13,797	18,181
計	23,334	3,194	97,049	53,560	62,831	239,968	115,600



写真1 甚水化した市街地（名古屋市南区）

(2) 災害後の主な経過

表3 伊勢湾台風の動きと災害後の経過

月日	概要
9月22日	9:00 台風15号発生
	15:00 サイパンの北東およそ150kmの海上、中心気圧970mb。その後北西に進む。
9月23日	17:45 愛知県 水防本部発表を行う。(26日19:25間に計10回)
9月25日	15:00 硫黄島の南南西およそ600kmの海上、中心気圧は894mb・最大瞬間風速75m/s毎時20~25kmの速度で北西に進む。
9月26日	11:15 名古屋市に暴風雨・高潮・波浪の警報発令
	14:00 紀伊水道の南およそ200km、熊野灘や遠州灘が、暴風圈に入る。
	18:00 潮岬の西およそ15kmに中心が上陸。
	18:13 潮岬、最低気圧929.5mbを観測。
	20:00 名古屋市港区に避難命令発令(警察による)
	20:30 名古屋市南区に避難命令発令(警察による)
	21:30頃 名古屋港で最大潮位5.81m(名古屋港検潮儀D.L.上)を示す。
	22:00 摂斐川上流付近、中心気圧は945mb
	22:45 御前崎で南南西35m/sを観測した。
	23:00 岐阜県白川付近通過。
9月27日	0:00頃 愛知県では情報連絡が全くの不通となる
	0:45頃 高田と糸魚川の中間を経て日本海へ抜ける。
	9:00 北海道の襟裳岬の南南西、約50km地点を経て、毎時40kmで北東に進み千島の南東海上に抜ける。
9月28日	中央災害救助対策協議会(会長=内閣総理大臣)を開催
9月29日	内閣に災害復旧対策協議会(会長=内閣官房長官)を設置
9月30日	中部日本災害対策本部(本部長=国務大臣〔副総理〕)を愛知県庁内に設置

【参考文献】

- 1) 愛知県『伊勢湾台風災害復興計画書』昭和35年8月。
- 2) 中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会『1959伊勢湾台風報告書』平成20年3月。
- 3) 内閣府「読み切りシリーズ：過去の災害に学ぶ第21回 まずはココから！1959年（昭和34年）伊勢湾台風」、広報『ぼうさい』No.48 p30-31』2008年11月号。

2. 災害復興施策事例の索引表

195901	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→ 【19590101, p11】			
施策 2：復興計画の作成		→ 【19590102, p11】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建					
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧					
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備		【19590103, p12】 → 【19590104, p12】 → 【19590105, p12】 →			
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【19590101】復旧・復興体制の構築（愛知県）

○復興に向けた体制づくり

- ・政府は9月28日に中央災害救助対策協議会（会長＝内閣総理大臣）を開催して、被害と応急対策の状況について報告を受け、今後の対策についての検討などを行った。また、翌29日の閣議了解で内閣に災害復旧対策協議会（会長＝内閣官房長官）を設置し、現地には中部日本災害対策本部（本部長＝国務大臣〔副総理〕）を30日、愛知県庁内に設置した。
- ・中部日本災害対策本部を設置し、救助復旧対策を一元化するとともに政府機関の業務の大半を現地で処理して、迅速かつ円滑な応急措置を講ずる体制をとった。ここには、本部長・本部長代理の両国務大臣の下に大半の省庁の次官が副本部長、それらの省庁の部局長クラスが本部員として派遣され、これに愛知・三重・岐阜の各県、名古屋市、名古屋港管理組合、日本国有鉄道、日本電信電話公社、中部電力の職員が加わった。
- ・災害対策本部内には「締切排水連絡小委員会」（10月5日）、「災害救助連絡小委員会」、「住宅対策連絡小委員会」（以上、10月7日）が設置され災害救助、災害復旧、被災地復興のための多岐にわたる対策・施策が併行して進められた。活動は12月9日まで行われた。
- ・愛知県は、昭和34年末「愛知県災害復興計画委員会」の設置を決定し、中央及び地元の各界の権威者及び関係行政機関の参加を得て、昭和35年1月11日第一回委員会が開催された。
- ・愛知県災害復興計画委員会は、委員30名、専門委員38名、幹事58名の構成により、第一回委員会において基本事項を決定の後、県土・水政交通・商工・農林農地・文教厚生・財政金融の六部会を構成し、各部会においてそれぞれの専門事項を審議することとした。

○復興計画案づくりの流れ

- ・部会10回、打合会・幹事会21回を開き、各部門計画案が作成された。この計画案は、3月28日の第二回委員会において承認された。

【19590102】復旧・復興計画の策定（愛知県）

○応急対策

- ・災害発生直後から国会・政府その他関係各方面の支援・協力を得て、災害応急対策に全力を傾注した。
- ・応急対策中緊急の要務とされた仮締切工事及び排水作業は、関係機関・団体等の強力な応援を得て、感謝河川堤防は10月13日までに仮締切を終り、海岸堤防は11月21日までに鍋田干拓地を除き仮締切を完了した。

○被災者の生活再建

①住宅対策

- ・災害救助法によって建設される応急仮設住宅は、従来は減失戸数の30%までであった建設戸数の比率を40%に引き上げ、1戸当たりの単価も5坪8万円を10万円として約1万4,000戸が建設され、そのうちの80%以上が愛知・三重・岐阜の3県で建設された。

②生活対策

- ・被災者に対する税等の減免、生活資金・生業資金の貸付け、手数料・料金等の減免及び猶予、預貯金払い出しの特例措置などの対策は様々な面において行われた。
- ・中部日本災害対策本部では、これらの対策や住宅・交通対策などについてまとめたパンフレット「罹災者のための応急措置の手引」を作成し、県及び市町村を通じて配布した。
- ・被災者の就労については職業安定所がその対策にあたり、堤防の復旧工事や大阪方面での就労のあっせんを行った。
- ・災害救助法に基づく生業資金については、貸付け時期を災害発生から1か月以内と規定しているが、湛水期間が長期化して救助期間も延びたために資金需要もある程度ずれて発生し、実際には11月以後に貸付けが行われた。
- ・また、災害関係世帯更生資金の貸付け（厚生省の特例措置）を行った。（翌年度を含めて1,111件（名古屋市）の利用、平均貸付金額：生業資金約5万4,000円・家屋補修費：約2万9,000円・生活費：約2万4,000円）
- ・商工業者に対しては、長期金融、短期金融、中小企業向け融資などで特例的取り扱いがなされた。災害復旧資金や運転資金などの融資以外にも、例えば名古屋銀行協会及び東海相互銀行協会は、①手形決済期日の延期、②手形の不渡り停止処分の猶予、③定期預金の期限前払戻し、④通帳等流失の場合の特例措置を行い、下請け工場は、親企業や取引関係先の商社から手形の引受け現金払い、製品代金の前渡し、原料・資材購入代金の支払いの延期等で資金繰りの援助を受けた。

○地方公共団体への支援

- ・被災地の地方公共団体は、救助活動や応急復旧工事のために多額の経費を必要としたため、政府としても緊急に財政支援措置を講ずることが求められた。
- ・普通交付税は通常4月・6月・9月・11月の4期に分けて交付されたが、9月中に発生した災害の被害額が大きかった12府県と16府県下の市町村に対して、11月交付予定の交付税のうち約46億円が10月2日に繰り上げて交付された。また、災害復旧事業の国庫負担金・補助金を引当とした短期融通（いわゆる「つなぎ融資」）も1960年1月末で約58億円が融通されたほか、災害応急資金として簡易保険資金約60億円が愛知・三重等6府県及び12府県下の市町村に短期融通された。

○高潮対策

- ・施設の機能面から考えると海岸堤防、干拓堤防、河口部の河川堤防、港湾・漁港施設等多岐にわたり、それらを所管する省庁も農林省、水産庁、運輸省、建設省に分かれていたため、各種施設の整合性を確保した整備が重要との認識から、「伊勢湾等高潮対策協議会」が設置された。この協議会は総理府、経済企画庁、科学技術庁、大蔵省、農林省（水産庁）、運輸省、建設省によって構成され、必要に応じて学識経験者の意見を聞くこととされた。
- ・第1回協議会（11月26日開催）から第3回協議会（翌年10月25日開催）を経て、名古屋港高潮防波堤計画策定の基本方針が決定された。全体事業は、対象となる海岸等延長約679kmで事業費約825億円と決定され、建設省関係の直轄事業は1962年、補助事業も翌1963年に完成し、名古屋港高潮防波堤も1964年に完成した。

【参考文献】

- 1) 愛知県『伊勢湾台風災害復興計画書』昭和35年8月。
- 2) 中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会『1959 伊勢湾台風報告書』平成20年3月。

【19590103】災害危険区域に係る条例の制定（名古屋市）

○名古屋市は建設省建築研究所に基準調査を依頼し、「災害危険区域の指定要綱案（第2次案）」を得て、これを基礎として「名古屋市災害危険区域に関する条例草案」を起草し、その後、慎重に内容を検討。この間に、市議会建築部会、建設省、名古屋市建築士会、愛知建築士会等と意見交換の上で、得られた成案を市議会に提出し、昭和36年3月24日に公布した。

○内容

- ・危険区域を第1種から第5種にわけ、それぞれの段階に応じて建築物の敷地・構造に関する制限を規定した。
- ・高潮防波堤等防災設備が整備されたことにより、平成2年条例改正を行い、4種に再編した。
 - ・第一種区域内における居住室を有する建築物等の禁止
 - ・建築物の1階の床の高さを規定
 - ・公共建築物の床の高さ、構造の規定等を規定している

【19590104】公共施設への洪水対策（名古屋市）

○名古屋市が作成した防災都市建設計画において、公共施設に対する防災対策や整備に関して以下のような計画が作成された。

- ・水道整備計画：配水池の増強・新設を行う。
- ・街路防災計画：南部の幹線街路の内、2本を嵩上げし、水害時の道路輸送の確保を図る。
- ・公共建築物の不燃高層化：区役所、消防署、土木出張所、水道業務所、下水道管理事務所、清掃事務所、保健所等の公共建物の不燃高層化とその集中化を図る。

【19590105】被災公共施設の整備例（愛知県・名古屋市）

○浸水危険の高い南部の2本の都市計画道路を以下のように整備を図るように計画した。

- (1) 1本の主要幹線路線を中心高架構造
- (2) 別の1本をN.P. (+) 2.0m

○新設する都市計画道路は、N.P. (+) 2.0mで整備を図る。

事例コード | 196001

1960年（昭和35年） チリ地震津波

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

1960年5月24日早朝、チリ地震津波は突如として日本の太平洋沿岸を襲い、北海道、三陸などを中心に死者行方不明者139名をはじめ、家屋、耕地、船舶及び水産関係に大被害を与えた。

中でも、岩手県沿岸では、津波の波高が高く、いくつかの湾において5m以上の大津波となり最大の被災地となった。

①チリ地震の概要

- ・災害の起因となった津波は、5月23日4時15分頃（日本時間）にチリ国の中西部海岸で発生した地震によるもので、太平洋をはるばる横断してきた極めてまれなものである。
- ・チリにおいては連日地震が発生し、その規模はマグニチュード7.75、8.75に達するものであり、これによりチリ国沿岸には大津波が押し寄せ、局地的には10mの大波となり大被害を与えた。

②津波の特徴

1) 津波来襲地域

- ・今回の津波は、日本の太平洋岸全域に及ぶものであり、波高が高く被害の大きかったのは比較的大きな湾、すなわち、大船渡、広田、山田、宮古であり、昭和8年津波で大被害のあった吉浜、田老、綾里では水位が低く被害も軽微であった。

2) 津波の形

- ・明治29年、昭和8年の津波は鎌首をもたげた直立状の大波が押し寄せ家屋をつぶしたが、昭和35年の津波はそのような形状ではなく潮が静かに上下するという状況であった。もっとも陸上部に侵入すると急激に流速を増し、河川を遡るときは小さい直立した形で進んでいる。

3) 津波の波長

- ・チリ地震津波の波長は長く約40分の周期で水位が上下するゆっくりとしたものであった。

4) 津波の波高

- ・津波の波高は全般的に、昭和8年、明治29年の方が高く、昭和35年の地震津波は低い。しかし昭和35年の津波と昭和8年の津波の著しい差は、昭和8年の時には湾の入り口で高く、奥に行くにしたがって低くなっているが、昭和35年の津波は港口で低く奥に行くにしたがって高くなっている。

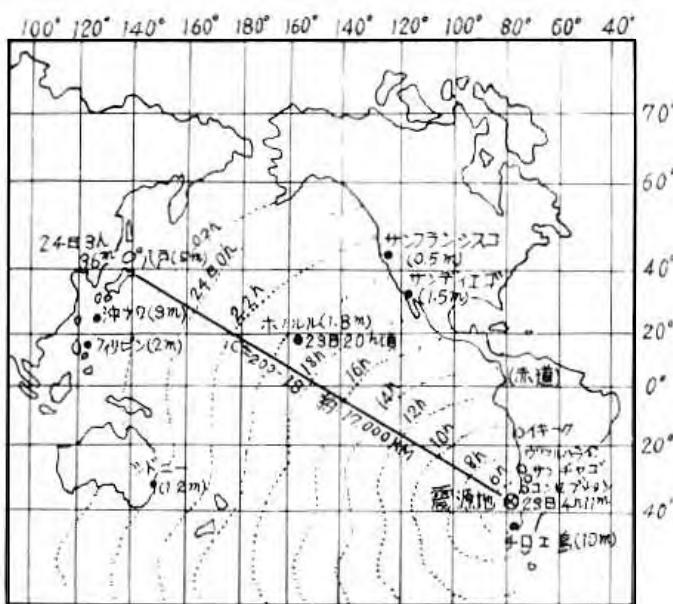


図1 津波等波線図

(出典) 岩手県『チリ地震津波災害復興誌』昭和44年3月。

表1 被害概要

人的被害(人)				家屋被害(戸)				
死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水
57	5	31	277	465	497	1,209	2,990	1,517

(出典) 岩手県『チリ地震津波災害復興誌』昭和44年3月。

表2 主要被害額

土木被害	耕地被害	農林畜産関係	水産関係	商工鉱関係
1,505,794千円	731,634千円	602,558千円	2,657,439千円	2,781,075千円

(出典) 岩手県『チリ地震津波災害復興誌』昭和44年3月。

(2) 災害後の主な経過

- ・5月23日午前4時15分頃にチリ地震が発生し、4時50分頃、岩手県沿岸に津波が到達。「岩手県災害救助隊本部」「チリ地震津波災害対策本部」が設置された。5月27日には、「高田松原海岸復旧工事対策本部」が設置され、一ヶ月後に復旧工事は完了する。
- ・8月18日、「昭和35年5月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法」が施行された。

表3 災害後の主な経過(岩手県の取組状況)

年	月日	項目
昭和35年	5月23日	4:15頃 チリ地震発生
	5月24日	4:50頃 津波到達
		6:20 自衛隊緊急出動命令
		岩手県災害救助隊本部を設置
		チリ地震津波災害対策本部を設置
		11:30 災害救助法適用
	5月27日	高田松原海岸復旧工事対策本部設置(6月27日復旧工事完了)
	5月30日	第7回県議会臨時会
	6月27日	昭和35年5月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法 公布
	8月18日	昭和35年5月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法 施行

【参考文献】

- 1) 岩手県『チリ地震津波災害復興誌』昭和44年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

196001	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備						
1.1 復興に関連する応急処置						
施策 1：被災状況等の把握						
施策 2：がれき等の処理						
1.2 計画的復興への条件整備						
施策 1：復興体制の整備		→	【19600101, p17】			
施策 2：復興計画の作成		→	【19600102, p17】			
施策 3：広報・相談対応の実施						
施策 4：金融・財政面の措置						
2. 分野別復興施策						
2.1 すまいと暮らしの再建						
施策 1：緊急の住宅確保						
施策 2：恒久住宅の供給・再建						
施策 3：雇用の維持・確保						
施策 4：被災者への経済的支援						
施策 5：公的サービス等の回復						
2.2 安全な地域づくり						
施策 1：公共施設等の災害復旧						
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備			【19600103, p17】	→	→	
施策 3：都市基盤施設の復興						
施策 4：文化の再生						
2.3 産業・経済復興						
施策 1：情報収集・提供・相談						
施策 2：中小企業の再建						
施策 3：農林漁業の再建						

3. 災害復興施策事例

【19600101】復旧・復興体制の構築（国）

- 昭和35年5月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法
- ・目的
昭和35年5月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業の計画的な実施を図り、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。
 - ・津波対策事業
津波対策事業とは、チリ地震津波による災害を受けた政令で定める地域において、海岸又はこれと同様の効用を有する河川でチリ地震津波により著しい災害を受けたもの、及び、これらに接続し、かつ、これらと同様の効用を有する海岸又は河川について施行する津波による災害を防止するため必要な政令で定める施設の新設又は改良に関する事業

【19600102】復旧・復興計画の策定（岩手県）

- 対策事業の基本的考え方

6月27日特別措置法、8月18日同法施行令に基づき「チリ地震津波対策審議会」が設立され、チリ地震津波対策事業計画が決定された。主な内容は次の通り。

- ・津波対策事業計画の策定基準
- ・津波対策事業計画の事業量
- ・津波防波堤計画



写真 復旧後の防波堤(高田海岸・左：第一線堤、右：第二線堤)

(出典) 岩手県『チリ地震津波災害復興誌』昭和44年3月。

【19600103】津波危険地域の災害危険区域指定（浜中町）

- 北海道浜中町では、チリ地震津波を契機として危険地域を指定し、その区域内での建築制限を条例で以下のように定めている。

- 第3条 災害危険区域内においては住居の用に供す建築物は建築してはならない。但し、次の名号に掲げる建築物については、この限りではない。
- (1) 季節的な仮設のもの。
 - (2) 主要構造部(屋根及び階段を除く)を鉄筋コンクリート造又は、これに準ずる構造とするもの。
 - (3) 基礎コンクリートとして、その高さを防潮堤の高さと同等以上とするもの。
 - (4) 地盤面の高さを防潮堤の高さと同等以上とした地盤に建築するもの。

【参考文献】

- 1) 岩手県『チリ地震津波災害復興誌』昭和44年3月。

事例コード | 197701

1977年（昭和52年） 有珠山噴火

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①有珠山の概要

有珠山は、北海道の南西部、洞爺湖の南に位置し、胆振支庁（いぶりしちょう）管内伊達市、虻田町、壮瞥町にまたがってそそり立つ。標高 732m の活火山である。

表1 有珠山の過去の噴火

年代	災害・その他
1663（寛文3）	多量の火碎物降下で家屋埋積・焼失、死者5名
1769（明和5）	火碎流で南東麓の家屋火災
1822（文政5）	火碎流で南西麓の1集落全焼、死者82名、負傷者多数、集落移転
1853（嘉永6）	住民避難、赤く光るドーム出現
1910（明治43）	火碎降下物で山林・耕地に被害、泥流で死者1名
1943～45（昭和18～20）	火碎物降下・地殻変動で災害、幼児1名窒息死
1977～78（昭和52～53）	火碎物降下・地殻変動・泥流で市街地・耕地・山林等に被害、泥流で死者行方不明者3名
2000～（平成12～）	火碎物降下・地殻変動・泥流で市街地・耕地・山林に被害

※勝井（1988）「有珠山の噴火予測・災害予測および防災の問題」、曾屋ほか（1981）「有珠山地質図」を編集・加筆。

②被害の概要

昭和新山の噴火以来の32年ぶりの噴火である。1977年8月6日から始まった火山活動は、翌7日に噴火を開始し、地震や地殻変動は、1982年まで続き、火口原の中央部に有珠新山を生成した。

この噴火災害では、泥流により死者2名、行方不明1名の人的被害を出した。また、農業被害、土木被害、観光被害などを含めると被害総額500億円を超える被害となった。

表2 1978年10月16日・24日の泥流による被害

△	人的被害(人)			住家被害(棟)				
	死者	行方不明	軽傷	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
虻田町	2	1	2	3	7	3	20	142
壮瞥町							9	12
計	2	1	2	3	7	3	29	154

(2) 災害後の主な経過

表3 有珠山の噴火の状況と経過

年	日時	噴火の状況と経過
1977年	8月6日	3:30頃 32年ぶりに有感地震が多発。
	8月7日	9:12頃 小有珠付近で噴火。 10:00 伊達市・壮瞥町・虻田町の一部に避難命令
		11:13頃 1回目の大噴火終了。 北海道庁 有珠山噴火災害対策連絡本部を設置 地方連絡本部設置（胆振支庁、東京事務所） 伊達市・壮瞥町・虻田町各災害対策本部設置
	8月8日	15:37 第2回大噴火 有珠山噴火災害対策後方連絡本部設置・虻田町・壮瞥町に災害救助法適用 洞爺村・真狩村・俱知安町・積丹町・喜茂別町、災害対策本部設置 洞爺湖温泉地区に避難命令
	8月9日	洞爺湖温泉地区に避難命令 国土庁、気象庁、農林省、建設省、消防庁の関係5省庁の連絡会議設置 仁木町、留寿都村に災害対策本部設置
	8月10日	有珠山噴火北海道災害対策本部設置 有珠山噴火北海道災害対策地方本部設置（胆振支庁、後志支庁、東京事務所）
	8月11日	国は、昭和52年有珠山噴火非常災害対策本部を設置
	8月12日	北海道農務部「有珠山噴火農業災害対策連絡会議」を発足 伊達市に災害救助法適用
	8月15日	洞爺村に災害救助法適用

（次頁へ続く）

年	日 時	噴火の状況と経過
1977 年	8月 16 日	15：30 虻田町泉地区で泥流発生。(伊達 27mm の降雨) 洞爺村旭浦地区などに避難命令。洞爺湖温泉木の実団地全戸（26 戸）放棄
	9月 2 日	道対策本部、胆振地方本部現地事務所を虻田町役場に設置
	9月 7 日	虻田町、泥流危険区域を除き避難命令全面解除
	9月 11 日	虻田町泉、入江地区で泥流発生。(有珠山で 8~11 日に 52mm の降雨) 泉地区住民避難
	9月 14 日	虻田町泉、入江地区で泥流発生。(有珠山で 26mm の降雨) 入江地区の 9 戸に避難命令
	9月 21 日	虻田町泉地区で泥流発生。(有珠山で 19~21 日に 36mm の降雨) 虻田町泉、入江地区で 14 世帯 61 名に避難命令
	10月 20 日	避難全面解消
1978 年	2月 22 日	局地激甚災害を決定。(伊達市、虻田町、壮瞥町、洞爺村)
	10月 16 日	泥流発生。(木の実、全日空、泉、入江地区、板谷川、カトレア、道南青果の沢、昭和新山地区) 虻田で 32mm の降雨
	10月 24 日	泥流発生。(有珠山周辺ほぼ全域) 有珠山で 29mm の降雨。 死者 2 名、行方不明者 1 名
	10月 26 日	危険区域の住民、集団避難 (341 人)
	10月 29 日	虻田町・壮瞥町、洞爺湖温泉、壮瞥温泉の危険地帯住民に避難命令
1979 年	2 月 5 日	有珠山周辺地域対策プロジェクトチーム設置

【参考文献】

- 1) 北海道総務部有珠山噴火災害対策本部事務局『1977年有珠山噴火災害対策の概況』昭和55年3月。
- 2) 内閣府『有珠山噴火災害教訓情報資料集』平成17年度。

2. 災害復興施策事例の索引表

197701	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理		→【19770101, p23】			
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→【19770102, p23】			
施策 2：復興計画の作成		→【19770103, p23】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建					
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧					
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備		→【19770104, p23】 →【19770105, p24】 →【19770106, p24】			
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建				→【19770107, p24】	
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【19770101】被災農業者の雇用による降灰除去（虻田町）

○北海道農業開発公社に委託して降灰除去を実施。作物等の被害によって収入が無くなつた被災農家も除去で、賃金を得ることができた。

【19770102】復旧・復興体制の構築（北海道）

○有珠山周辺地域対策プロジェクトチーム設置

道では、有珠山噴火被害に対して、二次災害防止や災害復旧のための治山事業・砂防事業等の緊急対策を進めてきた。さらに道では、この体制を強化し有珠山周辺地域における災害防止対策の確立と当該地域の安全な町づくりを推進するために1979年2月5日に道内の学識経験者や関係機関で構成される「有珠山周辺地域対策プロジェクトチーム」を設置した。

- ・「有珠山周辺地域対策プロジェクトチーム」の目標

1. 災害防止対策
 - (1) 流出土砂の検討予測
 - (2) 危険区域の設定
 - (3) 危険防止施設の整備
2. 恒久対策の策定
安全な町づくりの推進

【19770103】復旧・復興計画の策定（北海道）

○復旧事業

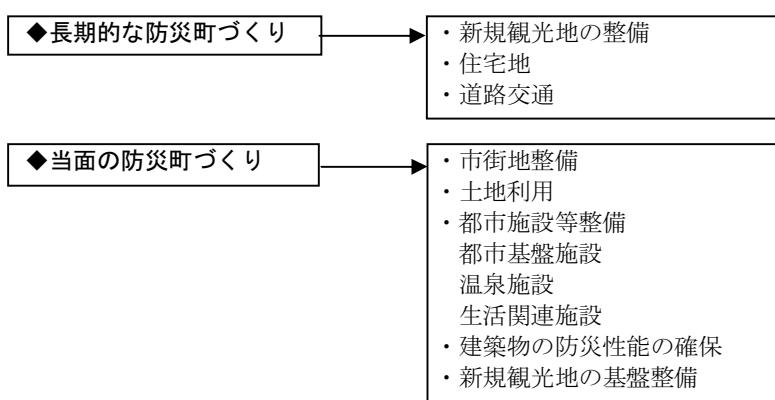
- ・有珠山噴火被害に対して、二次災害防止、軽減を目指した緊急事業として開始された。

○砂防事業

- ・I期計画（昭和52年度）
 - ・土石流の発生する可能性の高い泉地区の4溪流では、治山事業、砂防事業による取り組みが行われた。
- ・II期計画（昭和53～56年度）
 - ・泥流の発生に伴い、砂防ダムが満砂となった。また、10月16・24日の大規模な泥流発生によりI期計画を見直し、激特砂防事業として取り組むことになった。

○防災町づくりの必要性

- ・洞爺湖温泉街・壮瞥温泉街を有珠山の地盤変動からの安全を確保するための防災施設、都市施設の整備を行う防災町づくりの必要性をあげ、以下の項目を検討している。



【参考文献】

- 1) 北海道総務部有珠山噴火災害対策本部事務局『1977年有珠山噴火災害対策の概況』昭和57年3月。
- 2) 内閣府『有珠山噴火災害教訓情報資料集』平成17年度。

【19770104】ハザードマップの作成と公表（虻田町）

○役場内においては、ハザードマップの公表により、大きく地価が下がる場所が発生すると懸念されたが、実際は地価の低下は特に見られなかった。地区住民からも良い評価を得ている。

【19770105】建築基準法第39条による災害危険区域（虹田町）

○防災集団移転促進事業の適用のために、被災者等に対して移転の意向を調査したが、移転意志の無い被災者も多数おり、区域の設定は移転意志の無い被災者の家屋を除外して行った。

【19770106】防災集団移転促進事業（虹田町）

1) 事業導入の経緯

○火山活動に伴う地殻変動により、家屋や公共施設に被害が発生し始めたことから、住宅移転が必要とされ、事業が導入された。その後の泥流の発生により移転の必要性の認識が高まった。

2) 手続き等

○集団移転促進計画の策定にあたっては、地籍に変化があったが、再調査結果を待つ時間がないため、被災前のデータに基づき移転計画の策定を行った。実施計画にあたっては、その後地積調査を実施した。

3) 事業対象者への対応

○まず初めに個別訪問による被災者の移転意向を把握し、その後、防災集団移転事業に関する計画案を住民へ提示した。計画案は住民の意向が反映された形であったため、その後の意向の集約は比較的容易にできた。

○高齢者からは経済的な問題から移転意向がほとんど得られなかった。

○移転促進地域からの移転戸数は21戸、その内、住宅団地へ移転したのは15戸。

【19770107】修学旅行誘致（虹田町）

○島原市では、警戒区域が設置された後も、既解除区域において、災害遺物の収集が実施され、島原大変(1792年死者約1万5千人)時代の古文書等も合わせて収集を行い、これらの一一部については平成6年6月から、仮展示を開始している。)

○建設省雲仙復興工事事務所(当時)では、「雲仙普賢岳資料館」を設置し、火山災害の実態や防災事業の概要を紹介している。また、島原城内に、「観光復興記念館」を設置し、ジオラマによる展示や映像による土石流、火碎流に関する紹介を行っている。

事例コード | 198201

1982年（昭和57年） 長崎水害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①災害の特徴

・気象条件の特徴

- ・今回の大雨は、対馬海峡を通過した低気圧の動きが遅かったため、南海上から北上した梅雨前線が長崎県の中心部から南部に停滞して、記録的な短時間豪雨を降らせた。
- ・上海方面からの強い湿舌が九州北部に流入しており、南西側が海に面し、北東側が山でさえぎられている長崎県の地形が、全盛活動の活発化を助長した。

・災害の特徴

昭和 57 年 7 月 10 日から長雨が続いて、7 月 10 日から 20 日までの雨量は県の南部で、600～800 ミリに達しており、地盤がすっかり緩んだところに、記録的な短時間強雨が続いたため、河川の氾濫、山崩れ、がけ崩れなどの大災害が発生して、死者・行方不明者 299 人を数える大災害となった。

②被害の特徴

・都市災害

時間雨量が 100 ミリを超す集中豪雨が 3 時間余り続いたため、長崎市内を流れる中小河川が氾濫し、交通施設及び都市施設等も各所で冠水し重大な機能障害を受けた。

・土石流災害

長崎水害による人的被害の特徴は、鉄砲水が噴出し山腹の山崩れや土石流を引き起こしたため、死傷者が多く発生した。県下の死者・行方不明者 299 人のうち土石流や山崩れなどの土砂災害による犠牲者は 220 人で、県全体の約 8 割を占める。

・自動車の散乱被害

長崎水害の特徴の一つとして、車社会を反映して、濁流に押し流された車の被害である。帰宅時のラッシュと重なったため、多くの車が走行中あるいは停車中に濁流に次々と流されたり、もぎとられた土石と一緒に転落埋没した。長崎市内における放置された自動車の台数は、道路上で 1,204 台、河川、空地、駐車場等で 364 台であった。今回の大水害で、豪雨の際には自動車はあえなく押し流され、水にもりいことが端的に示された。

表 1 人的被害状況（人）

	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	計
長崎県	299	5	16	789	1,104
内) 長崎市	257	5	13	745	1,016

表 2 住家被害状況（棟数）

	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計
長崎県	584	954	1,111	17,909	19,197	39,755
内) 長崎市	447	746	335	14,704	8,642	24,874

(2) 災害後の主な経過

表3 災害後の主な経過（長崎県の取組状況）

年	月日	項目
昭和 57 年	7月13日	梅雨前線が停滞、県北を中心に土砂崩れなどの被害が広がる
	7月20日	長崎市に 243 ミリの降水量、県北を中心に土砂崩れなどの被害が広がる
	7月23日	14:20 壱岐対馬地方に大雨洪水警報発表、長崎県災害警戒本部設置、長崎県水防本部設置
		16:50 長崎地方に大雨洪水警報発表、県警察本部災害警備本部（B号体制）設置
		20:15頃 長崎市本河内町奥山で山津波、芒塚町・北高飯盛町で土石流が発生
		20:00 長崎市街地の中島川が警戒水域を突破、次いで浦上川、東長崎地区の、八郎川、中尾川等の河川が氾濫
		20:30 長崎県災害対策本部設置、県警察本部災害対策本部がマスコミを通じ長崎市民に早期避難を呼びかけ
		21:50頃 長崎市鳴滝3丁目で土石流が発生
		22:00 長崎県災害救助本部設置、長崎市に対し災害救助法を適用
		22:40頃 長崎市川平町で土石流が発生、治水ダムの一部が決壊
		7月24日 政府が長崎大水害に対処して「豪雨非常対策本部」を設置
		陸上自衛隊が活動開始
		災害救助法適用市町に災害救助用備蓄物資の緊急輸送を開始
	7月25日	災害義捐金の受付を開始
	7月26日	長崎市がごみの収集活動を開始
		長崎市が住宅相談所を設置
		県警災害相談センターを設置
	7月27日	長崎市内の衛生状況を調査、緊急消毒
	7月29日	災害救助法の適用の適用期間を延長
	7月31日	議会運営委員会再開
		被災低所得者勤労者住宅復旧資金の特別融資を措置
	8月1日	海上自衛隊が撤収
	8月3日	一時集積の災害ごみを埋立地等に搬送処理
		県制度資金「長崎大水害緊急対策資金」の貸付を開始
	8月5日	災害救助法適用期間を再延長
		県災害防疫本部は災害後の伝染病その他の発生もないとみて安全宣言を発表し解散
	8月21日	災害救助法の適用の適用期間を延長
	8月22日	未明、長崎市一帯に豪雨、芒塚町などの被災地 100 世帯が避難
	8月31日	災害救助法の適用期間を延長
	8月2日	公営住宅災害査定
	9月10日	災害救助法の適用期間終了
	9月24日	救援物資の受付及び市町村への配布終了
	10月1日	長崎土木事務所に災害復興対策室を新設し災害復旧体制を整える
	10月4日	都市災害復旧事業第2次査定
	10月7日	長崎防災都市構想策定委員会幹事会
	12月28日	長崎県災害対策本部を解散

【参考文献】

- 1) 長崎市水害編さん委員会『7.23 長崎大水害誌』昭和 58 年 3 月。
- 2) 長崎県『7.23 長崎大水害の記録』昭和 59 年 3 月。

2. 災害復興施策事例の索引表

198201	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理		→ 【19820101, p29】			
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→ 【19820102, p29】			
施策 2：復興計画の作成		→ 【19820103, p29】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建		→ 【19820104, p30】	→		
		→ 【19820105, p30】			
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援		→ 【19820106, p30】		→	
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧		→ 【19820107, p30】		→	
		→		→	
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備			→ 【19820108, p31】		
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【19820101】水害時の放置車両対策（長崎県）

- 長崎市内の幹線道路や県道・市町道に、堆積土砂や粗大ゴミとともに放置自動車が散乱し、一般交通や緊急輸送車両等の通行の障害となった。長崎県警で把握した長崎市内各警察署管内の放置自動車の台数は、道路上で1,204台、河川・空地・駐車場で364台に上る。
- 長崎県警は、車両のナンバーによる車籍照会によって所有者に直接引き取らせるか、或いはレッカーなどで周辺の空地に移した。

【19820102】復旧・復興体制の構築（長崎県・国土庁）

- 災害対策本部（長崎県）
長崎県は7月23日災害対策本部を設置し、人命救助を最優先に、不通となつた幹線道路の早期復旧、飲水、食料品、救助物資の確保及び防疫対策の徹底などその実施に総力を挙げて取り組んだ。この結果、長崎市をはじめ、県内の生活環境、産業活動は予想以上に早い立ち直りを見せ、また、国の災害査定も終えてその任務を全うしたため、12月28日をもって災害対策本部を解散した。
- 豪雨災害対策本部（国土庁）
災害の応急対策を強力に推進するため、国土庁長官を本部長とする「昭和57年7月豪雨災害対策本部」を設置した。

【参考文献】

- 1) 長崎市水害編さん委員会『7.23長崎大水害誌』昭和58年3月。
- 2) 長崎県『7.23長崎大水害の記録』昭和59年3月。
- 3) 長崎大水害10年誌編纂委員会『57.7.23長崎大水害 災害復興10年誌』平成5年3月。

【19820103】復旧・復興計画の策定（長崎県）

- 「昭和57年7月豪雨災害対策本部」では、各省庁の調査報告に基づき今後講すべき措置等について検討し、次の事項等について決定した。
 - ・行方不明者等の迅速な捜索救出作業の実施
 - ・生活物資の確保等生活安定のための適切な措置
 - ・電気、ガス、水道等のライフラインの早期復旧
 - ・主要幹線道路の早期復旧
 - ・被災河川の改修事業等関係事業の早期実施
 - ・被災中小企業者に対する救済措置
 - ・防疫対策の実施

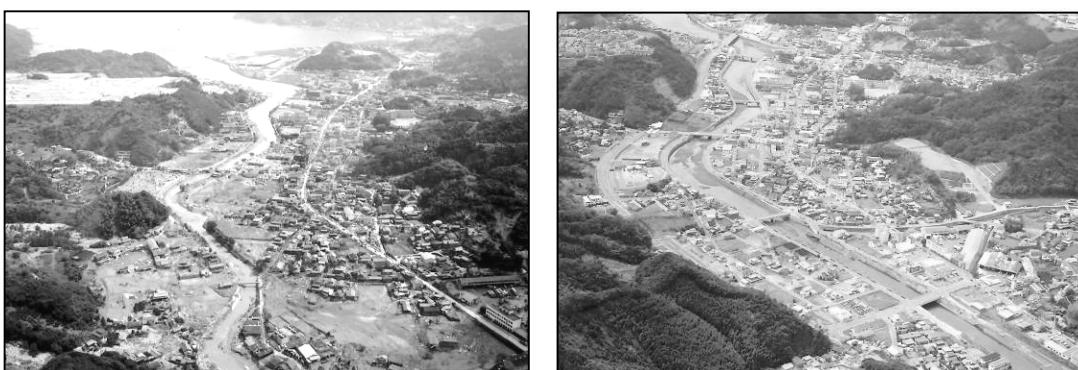


写真 2級河川・八郎川(地区画整理事業・左：昭和57年7月、右：平成4年8月)

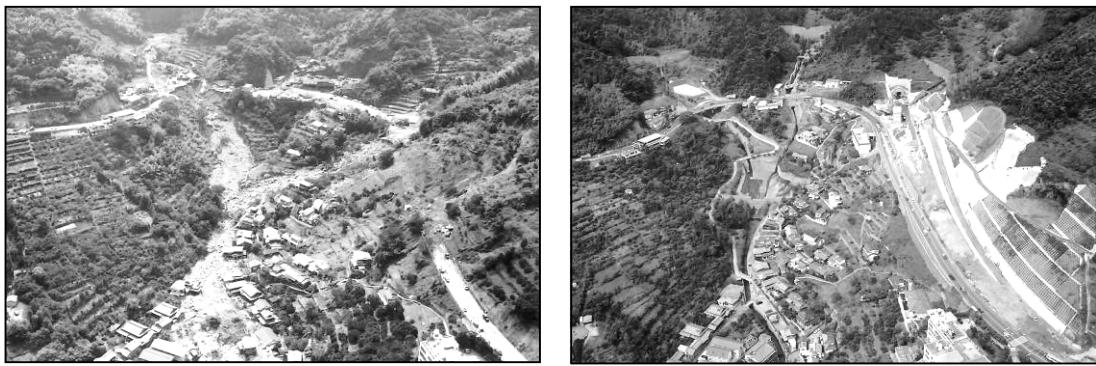


写真 芒塚川砂防事業(左：昭和57年7月、右：平成4年8月)

【参考文献】

- 1) 長崎市水害編さん委員会『7.23長崎大水害誌』昭和58年3月。
- 2) 長崎県『7.23長崎大水害の記録』昭和59年3月。
- 3) 長崎大水害10年誌編纂委員会『57.7.23長崎大水害 災害復興10年誌』平成5年3月。

【19820104】被災者に対する補助事例（長崎県）

○がけ崩れにより住宅に被害を受け、その復旧のために住宅金融公庫の「宅地防災工事資金」の融資を受けた者の初期負担の軽減を図るため補助金を交付する市町に対して、県が必要な助成を行う制度として「宅地防災工事資金助成制度」を実施。

【19820105】住宅金融公庫との連携による相談所の設置（長崎県）

○住宅金融公庫災害復興住宅資金の貸付制度の事業を的確・円滑に運営する目的で、県の地方機関及び災害関係市町に災害復興住宅相談所を設置し、住宅金融公庫へ職員の派遣を依頼。特に災害救助法適用市町村については、公庫職員並びに県職員が現地に開設された災害復興相談所において、直接り災者の相談に応じた。

【19820106】義援金の受付（長崎県）

○被災市町村が直接受領したものを除き、県、日赤県支部、県共同募金(NHKと共に)、県社会福祉協議会がそれぞれ受託のうえ、義援金受入れのための預金口座をそれぞれ新設して、配分を行うまでの間、保管することとした。
○義援金の寄託者に対しては、それぞれ知事名によるお礼状を送付した。また、4回にわたって長崎新聞に寄託者の氏名、金額を掲載して謝意を表するとともに、全国紙上に知事名をもって謝意と復興に取り組む決意を表明した。

【19820107】砂防・地すべり施設の整備事例（長崎県）

○被害発生箇所 土石流・がけ崩れ・地すべり等の被害は大小合わせ4,457箇所
○計画の考え方

- ・流域面積が 1 km^2 以下の小規模渓流においては、谷の出口付近にできるだけ大きな遊砂空間、貯砂空間を計画、その下流に流路工を計画
- ・流出土砂量が多い場合には、土石流発生域での発生防止対策や流下部での土石流調整対策を計画する

○計画作成/工事期間

- ・砂防・地すべり関係のほとんどの死者が発生した現場では、二次災害の恐れもあり緊急を要するために、全て昭和57年中に発注、契約完了。

○適用事業・事業費

- ・砂防激特事業：全体事業費約140億円、箇所数：49渓流、ダム工60基、流路工29箇所、山腹工1箇所
- ・緊急砂防事業：事業費約48億円、箇所数45渓流、ダム50基
- ・地すべり激特事業：全体事業費約16億円、箇所数7地区
- ・緊急地滑り対策事業：事業費約3億円、箇所数9地区

【19820108】中島川分水路整備（長崎県）

○被害概要：床上浸水3,294戸、浸水面積107ha（いずれも中島川分のみ）

○計画概要

・中島川の改修については、安全性の確保と石橋の現地復旧のために以下のような意見が出された。

（1）石橋等を中島川上流や瀧の観音風致地区を流れる間の瀧川に移転・保全する、（2）中島川・浦上川では新しいダムサイトがないため、上流部の西山ダム等を治水ダム化し、河川負担の軽減と一部河道改修すれば、石橋の保全も可能ではないか、（3）導水トンネル方式、（4）暗渠バイパス方式で石橋群を存置する

・実際の改修には、最も効果のある治水ダムと河川改修の組み合わせとし、暗渠バイパス方式については、模型実験による水理実験を行い、計画原案をまとめた。

○適用事業・事業費

・災害復旧助成事業：1,267,001千円

・河川激甚災害対策特別緊急事業：6,000,000千円（中島川）

事例コード | 198301

1983年（昭和58年）豪雨

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

昭和53年7月23日、前線に向かって南海上から暖湿な空気が強く流入し、前線上を低気圧が通過する際に島根県西部で局地的な豪雨が発生した。この豪雨によって、島根県西部では軒並み記録破りの集中豪雨となり、中小河川の大氾濫による水害及び山地・急傾斜地の崩壊、土石流の発生による激甚な土砂災害が発生した。

① 気象条件の特徴

- 典型的な梅雨末期の集中豪雨で1982年7月23日の長崎を襲った57.7豪雨と類似している。
- 梅雨前線上を低気圧が東進し、日本の南海上から暖湿な気流が前線付近に流れこんだため、島根県西部、広島県北部、山口県北部にかけての比較的広い範囲に豪雨が降った。
- 23日夜半すぎから昼前まで島根県浜田の西方海上で下層のやや強い南西風により低気圧正循環が維持されていたため、レーダー観測によればエコー合流の場が持続し、海岸から陸地に入ったところでエコーは急発達した。この期間に主な3個の強雨域が現れた。

② 被害の特徴

- 被害の大部分は島根県内で発生しているが、主に島根県西部に集中している。
- 一時、島根県西部は陸の孤島と化し、被災地の救援活動も海路に頼った。
- 災害の様相は中小河川の大氾濫と山崩れ、がけ崩れによる被害が大半であった。



写真1 被害例（島根県三隅町）

（出典）島根県『昭和58年7月豪雨災害の記録』昭和59年3月。

表1 被害概要（島根県）

人的被害（人）				家屋被害（戸）				
死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水
103	4	61	98	939	125	1,977	6,953	7,043

（出典）島根県『昭和58年7月豪雨災害の記録』昭和59年3月。

表2 主要被害額（島根県）

土木被害	農地被害	農作物被害	林地被害	水産関係施設被害
124,297百万円	34,800百万円	5,293百万円	82,072百万円	150百万円

（出典）島根県『昭和58年7月豪雨災害の記録』昭和59年3月。

(2) 災害後の主な経過

表 3 災害後の主な経過（島根県の取組状況）

年	月日	項目
昭和 33 年	7 月 23 日	0 : 35 島根県東部、西部に「大雨・洪水警報、雷雨注意報」発令
		4 : 00 弥栄村で災害対策本部が設置される
		5 : 18 三隅町長は全町民に対し、防災行政無線で非常事態を宣言し、避難を勧告
		8 : 00 島根県災害対策本部を設置。第 2 災害体制に入る
		10 : 46 浜田市が浜田川流域住民に避難命令
		12 : 45 第一回島根県災害対策本部会議を開催
		19 : 00 国は「昭和 58 年 7 月豪雨非常災害対策本部」を設置 県下 13 市町村に災害救助法を適用
		7 月 24 日 災害救助法の適用市町村について、商工被害状況調査を実施
		7 月 25 日 島根県災害対策本部は第 3 災害体制に入る 昭和 58 年 7 月豪雨災害対策指針(農林水産部)を作成配布
		7 月 29 日 浜田市外 7 市町村について災害救助法の期間の延長を申請、承認
	8 月 4 日	臨時島根県議会を開催し、豪雨災害特別委員会を設置
		島根県県議会総務委員会を開催し、被災状況及び災害復旧対策について協議
	8 月 10 日	理事の専決処分により 7,985,571 千円の災害復旧対策を決定
	8 月 13 日	災害復旧の手引きを作成、配布
	9 月 1 日	災害救助法の適用市町村なくなる
	9 月 5 日	県災害対策本部は第 3 災害体制を第 2 災害体制に切り替え
	9 月 13 日	昭和 58 年 7 月豪雨を激甚災害に指定(政令 195 号)
	9 月 14 日	第 1 回「島根県 7 市、三隅町防災都市構想策定委員会」開催
	12 月 23 日	国の昭和 58 年 7 月豪雨非常災害対策本部が廃止
	12 月 28 日	島根県災害対策本部解散

【参考文献】

- 1) 国立防災科学技術センター『1983 年 7 月梅雨前線による島根豪雨 災害現地調査報告書』昭和 59 年。
- 2) 島根県『昭和 58 年 7 月豪雨災害の記録』昭和 59 年 3 月。

2. 災害復興施策事例の索引表

198301	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→【19830101, p37】			
施策 2：復興計画の作成		→【19830102, p37】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建		→【19830103, p38】	→	→	
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧		→	→【19830104, p38】	→	→
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備			→【19830105, p38】	→	→
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【19830101】復旧・復興体制の構築（島根県）

1) 激甚災害への指定

○政府は9月9日の閣議において、一連の豪雨災害として認定し、この間における被害が激甚であったことにかんがみ、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を適用し、措置を次の通り指定した。

- ・法第3条及び第4条 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ・法第5条 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- ・法第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保障の特例
- ・法第13条 中小企業近代化融資等助成法による貸付金等助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ・法第15条 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- ・法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ・法第17条 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ・法第19条 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- ・法第20条 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- ・法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

2) 災害復旧予算措置

○災害発生後、県はただちに被災者に対する緊急救援措置を実施すると同時に、被害箇所の応急復旧をはかり、これの実施に必要な予算措置を講じた。

○年間を通じた豪雨災害関係予算は1139億92百万円余となり、復旧・改良等の事業費予定額に対し、初年度で49.6%の予算措置を行った。

【参考文献】

- 1) 国立防災科学技術センター『1983年7月梅雨前線による島根豪雨 災害現地調査報告書』昭和59年。
- 2) 島根県『昭和58年7月豪雨災害の記録』昭和59年3月。

【19830102】復旧・復興計画の策定（島根県）

1) 島根県益田市・三隅町防災都市構想策定委員会

○市街地が壊滅的な打撃を受けた益田市及び三隅町については応急工事の推進とともに、災害復旧に合わせた市街地整備について検討を行うため、8月30日「島根県益田市・三隅町防災都市構想策定委員会」が設置され、県知事から災害に強い総合的な防災対策の上に立った新しい都市づくりの基本構想について諮問がなされた。

①益田市について

- ・益田川の益田川ダム建設と河川改修事業、都市基盤整備と建築物整備のため、住環境整備モデル事業及び、街路事業等の推進と住環境整備事業について調査する必要がある。

②三隅町について

- ・建設中の御部ダムの早期完成を図るとともに、三隅支川に新規ダムを計画することとし、河川改修事業を促進する。
- ・幹線道路の整備を促進し、向野田地区については、土地区画整備事業を推進する必要がある。

2) 防災まちづくり（島根県益田市・三隅町）検討委員会

○国(建設省)においても、今回の災害発生後ただちに「防災まちづくり検討委員会」が設置され、復興に向けての手法等の審議が行われた。

○防災まちづくり検討委員会から島根県益田市・三隅町防災都市構想策定委員会に対し、その都度、適切な指導、助言がなされ、事業の円滑な実施が図られた。

3) 島根県総合土石流対策の推進

○今回の災害の犠牲者の8割ががけ崩れを中心とした土砂災害によるものであり、このような災害を再び繰り返さないよう、今後さらに土石流等の対策事業の推進と危険個所の地域住民への周知徹底、警戒避難、雨量基準の設定、災害予警報の伝達等各関係機関の協力を得て防災体制の整備を推進するため、昭和59年2月6日、島根県総合土石流対策推進連絡会を設置した。

○連絡会では以下の事項について連絡し調整を図る。

- ・関係市町村に提供する資料に関するこ
- ・土石流危険渓流、山地災害危険地及び急傾斜地崩壊危険個所の表示に関するこ
- ・警戒避難体制に関するこ

- ・その他必要な事項

【19830103】分散型公営住宅の建設（島根県）

○り災世帯が山あいの谷々に点在しており、これを数カ所にまとめた集合住宅として建設・入居させることは生活基盤がなくなる世帯が多数見込まれるため、建設省（当時）の理解を得て木造一戸建て公営住宅65戸を分散して建設した。

【19830104】三隅川河川改修・放水路整備（島根県）

○被害概要：床上・床下浸水 968戸

○計画概要

<全体計画>

- ・被災前の中小河川計画

計画日雨量303mm、基本高水流量1,960m³/s、計画高水流量1,360m³/s、上流ダム600m³/sカット

- ・三隅川水系の治水計画を再度改訂し、水系一貫型の大規模な工事とする。

被害流量2,400m³/s

- ・基本高水流量2,440m³/s(1/100確率)、配分計画：計画高水流量1,730m³/s、上流ダム840m³/sカット

- ・三隅川本流L=9,088m 立川井川川L=12,364m その他立川L=9,088m 総延長約35km

<放水路計画>

- ・三隅川本川下流部は河幅が狭く家屋密集地であるため、計画高水流量1,730m³/sの内、1,400m³/sを本川を改修して流下させ、330m³/sは放水路を新設し、直接日本海に放流する計画とした。

- ・放水ルートは、以下の項目について検討した後、決定した。

- ・放水路の延長が最短距離でなおかつ直線に近い
- ・分流量を安全に対流するため、呑口が地形的に横越流堰が設置できる位置にある
- ・切盛量が最少で、用地取得面積が少なく経済的である
- ・国道、県道、町道等の交差点の問題が少ない
- ・民家密集地域から遠ざける

- ・分流開始水位：標高2.5m(警戒水位通常時は分流しない)

- ・放水路形状：単断面開水路

- ・河口処理対策：単流堤

- ・水理模型を使って実験を行い、計画内容を決定していった。

○計画作成/工事期間

- ・災害復旧助成事業5年間

- ・事業実施にあたり、県西部の被害が激甚であり、労力・資材・機材の調達のために、県及び他県の請負業者を含め事業の促進を図った。

○適用事業/事業費：災害復旧助成事業30,896,457千円

【19830105】土地区画整理（三隅町）

○島根県が作成した防災都市づくり計画作成における予備調査の結果、三隅川の氾濫により浸水した地域の一部が土地区画整理事業による面的整備地区として位置づけられ、整備が行われた。

○この事業は、道路・水路・公園等の公共施設の計画的な配置を行い、良好な住環境を整備し、災害に強い魅力あるまちの形成を目的としている。

事業区域 5.8ha

事業期間 昭和51年～昭和60年

事業費 7億1,075.8万円

事例コード | 198302

1983年（昭和58年） 三宅島噴火

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①三宅島の概要

三宅島は、東京から約 180 km 南に位置する火山島で、直線距離で東京駅からほぼ静岡県掛川市、長野県長野市、福島県いわき市までの距離に相当する。緯度では徳島県徳島市とほぼ同位置である。

面積は 55.5 km²、周囲は 38.3 km で、ほぼ円形を成している。

中央に島のシンボルともいえる雄山（噴火活動前標高 814m）がある。

②人口

人口は昭和 30 年ごろをピーク（昭和 30 年国勢調査：7,131 人、1,703 世帯）に年々減少傾向にある。

噴火時の昭和 58 年（1983 年）1 月の人口は、4,407 人となっている。

③主な被害

昭和 58 年 10 月 3 日 15 時 23 分頃、雄山中腹にある通称「二男山」付近から噴火した。人的被害はなかったものの、島の南西部から南東部一帯にかけて甚大な被害をもたらした。主な被害状況は次のとおりである。

表 1 主な被害状況

区分		被害
人的被害	死者・行方不明者	0 人
	負傷者	0 人
住家被害	全壊	340 棟 330 世帯 811 人
	全壊・全焼を免れたが、溶岩流のため、道路開通まで出入不可能となったもの*	182 世帯 477 人
非住家	公共建物 その他	9 棟 73 棟
田畠	畠埋没	362.5ha
その他	文教施設	6 カ所
	道路	29 カ所
	水道	1,279 カ所
	崖くずれ	3 カ所
	海岸被害	1 カ所
り災世帯数		512 世帯
り災者数		1,288 人

* 床上浸水と同様の災害救助法救助基準を適用

(2) 災害後の主な経過

表 2 火山活動の経過と対応

月日	関係機関の対応等
10 月 3 日	13:58 三宅島測候所の地震計に地震を記録し始めた。
	14:46 三宅村村長（代理）に緊急電話で「火山性地震頻発」の情報を伝達
	15:05 都災害対策部・三宅島警察署に「火山性地震頻発」の情報を伝達
	15:23 頃 噴火発生
	15:25 阿古の無線中継所で噴火（火柱及び黒煙）を確認した。噴火は二男山から山頂方向に拡大、次に海岸方向に拡大した。
	15:30 三宅空港を閉鎖
	15:37 都災害対策部に「噴火発生」の情報を伝達
	15:40 同報無線により「噴火発生」を放送「三宅村災害対策本部」設置 村営バスを阿古地区に派遣決定
	15:50 同報無線により阿古地区住民に対する避難を勧告（10 分間放送し続ける）
	16:00 三宅小・中学校体育館に避難所を開設 神着老人福祉館・伊ヶ谷体育館・坪公民館に避難所を開設

（次頁へ続く）

月日	関係機関の対応等
10月3日	16:17 最初の村営バス 阿古地区へ到着 11台のバスにより約600人の住民が避難
	17:00 過ぎ最後のバスが阿古地区を脱出
	17:45 「東京都災害対策本部」設置
	17:50 以降 孤立状態となった阿古地区住民等約80人を阿古漁港から漁船8隻により海路場の浜漁港に避難させる
	18:30 三宅村に災害救助法の適用決定
	19:00 三宅小学校に救護所設置(10/3~10/9)
	19:30 第1回災害対策本部会議を開催
	22:33 測候所で震度5(マグニチュード6.2)を観測
	10月4日 朝 溶岩の噴出が止まる。
	10月6日 13:00 「現地総合相談所」開設(10/12まで)
10月7日	14:00 「東京都臨時災害対策本部」(現地対策本部)を設置
10月8日	9:25 避難所を三宅村体育館に移転 三宅島空港開港
10月12日	小・中学校授業再開、三宅高校授業再開
10月14日	16:30 「災害対策本部」及び「臨時災害対策本部」廃止 「三宅島復興対策推進本部」設置
10月16日	避難所を伊豆老人福祉館等へ移転 阿古地区への立入禁止措置解除、交通規制解除
10月17日	阿古(薄木)～坪田(三宅高校)定期バス運行開始
10月22日	応急仮設住宅着工(阿古下鋸地域)
10月29日	避難所移転(伊豆保育園 三宅村社会教育会館)
10月30日	応急仮設住宅入居(神着地区)
11月30日	15:30 「臨時火山情報第10号」発表(噴火活動の終息を宣言) 「三宅村災害対策本部」廃止 避難所閉鎖

【参考文献】

- 1) 東京都『記録 昭和58年三宅島噴火災害誌』昭和60年9月。
- 2) 内閣府『三宅島噴火災害教訓情報資料集』平成17年度。

2. 災害復興施策事例の索引表

198302	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理		→【19830201, p43】			
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→【19830202, p43】			
施策 2：復興計画の作成		→【19830203, p43】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建					
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧					
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備		→【19830204, p44】	→【19830205, p44】		
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【19830201】被災農業者の雇用による降灰除去（三宅村）

○農地の降灰除去に関しては、農作業が不可能となった農業者を雇用し、実施した。これにより、被災農家が一時的に現金収入を得ることができた。

【19830202】復旧・復興体制の構築（東京都・三宅村）

○策定経緯

・第8回災害対策本部会議（10月14日）において、知事を本部長とする「東京都三宅島復興対策推進本部」を設置し円滑な復興対策の推進を図ることとなった。これに伴い、三宅支庁内に「三宅島現地復興対策推進本部」、三宅村に「復興課」が設置された。

○計画体系

三宅島復興計画は、以下のような計画体系によって構成されている。



図 三宅島復興計画

【19830203】復旧・復興計画の策定（東京都・三宅村）

○阿古地区新集落形成の基本的考え方

- ①住民意向の尊重
- ②住民の自力による再建、定住の促進
- ③防災集団移転促進事業を中心とする各施設の総合化

○阿古地区新集落形成基本計画の概要

・防災集団移転促進事業の実施

「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」の適用を受け以下のように事業が実施された。

①住宅団地の取得・造成、②団地内公共施設整備、③住宅建設のための利子補給、④移転費助成、⑤跡地買取

・新集落の設置

新集落は、「二島・横座地区」「二富賀山地区」「釜根・下鋸地区」の3ヶ所とした。

・防災集団移転促進事業による住宅団地の整備

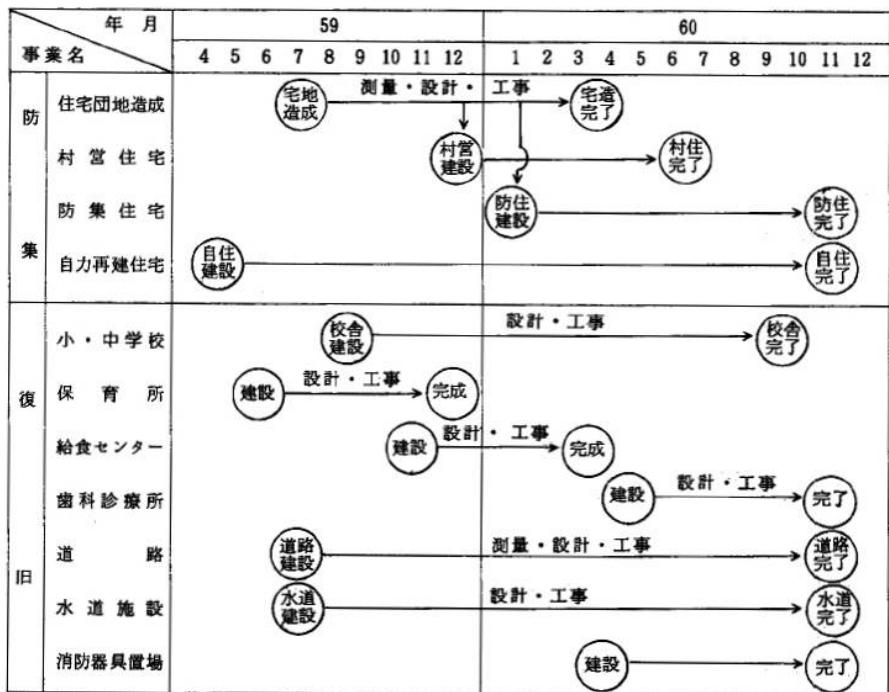
・道路の整備

・公共公益施設の整備

・住宅建設の助成

噴火災害による復興資金貸付制度を創設した。

表 事業スケジュール



【参考文献】

- 1) 東京都『記録 昭和58年三宅島噴火災害誌』昭和60年9月。
- 2) 内閣府『三宅島噴火災害教訓情報資料集』平成17年度。
- 3) 小林良二「三宅島噴火災害復興の制度的背景(昭和58年三宅島噴火災害と生活再建過程の研究)」東京都立大学人文学部『人文学報・社会福祉学』、第194号、昭和62年3月31日。

【19830204】建築基準法第39条による災害危険区域（三宅村）

○被災を免れた家屋の居住者からは移転意向が得られず、そのような箇所については災害危険区域に指定していない。また、現在でも溶岩で埋没した部分は私有地だが全くの未利用地となつたままである。私有地であるために、土地の固定資産税は非常に低く設定されている。

【19830205】防災集団移転促進事業（三宅村）

1) 事業導入の経緯

○専門家による調査では、溶岩で埋没した阿古地区は溶岩下の空洞が沈下する恐れがあり、宅地には不適であると評価された。このため、住宅移転が検討されることとなった。事業手法には様々な方法が検討されたが、被災者への経済的支援が必要であることから、防災集団移転促進事業が実施された。

2) 手続き等

○溶岩流が迫ったものの家屋被害を免れた居住者からは、移転意向を得られなかつたために、移転促進区域に指定しなかった。団地規模が10戸以上という規定があるため、新設した団地では1戸当たりの敷地規模が狭くなり、民宿の経営者等が住宅団地内への入居を拒んだりするなど、事業の適用条件を満足できるかどうかが心配された。

3) 事業対象者への対応

○住宅再建後、時間経過に伴い、借地となっている現在の宅地を分譲して欲しいという要望が強まってきている。

事例コード | 198303

1983年（昭和58年） 日本海中部地震

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①発生日時

昭和58年5月26日12時00分ごろ

②震源地

能代沖約100km 北緯40.4度 東経138.9度

③震源の深さ：約5km

④規模：マグニチュード7.7

⑤各市町村の最大震度（震度4以上）

震度5：秋田・深浦・むつ

震度4：青森・八戸・江差・森・盛岡・酒田

⑥被害状況

表1 日本海中部地震の主な被害状況

都道府県	人的被害（人）		住宅被害（棟）				
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
秋田県	83	265	1,132	2,632	2,867	65	277
青森県	17	25	447	865	3,018	62	152
北海道	4	24	5	16	69	27	28
新潟県	0	2	0	0	0	2	0
石川県	0	3	0	2	0	3	3
京都府	0	0	0	0	0	0	3
島根県	0	5	0	0	0	141	277
計	104	324	1,584	3,515	5,954	300	740

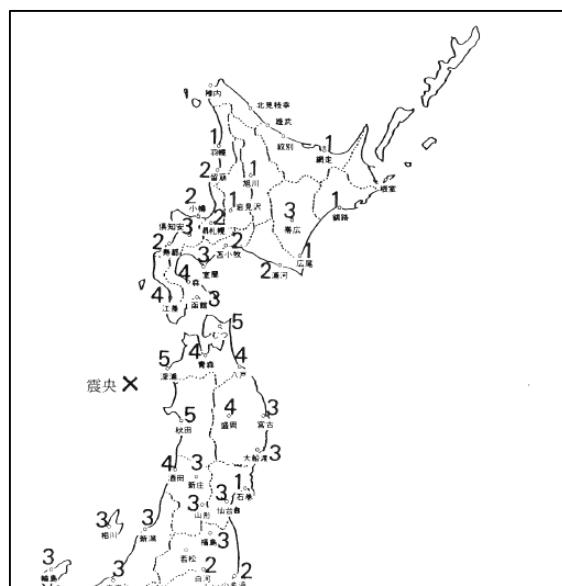


図1 日本海中部地震の震度分布図

⑦被害の特徴

- 震源地が陸地に近いため、地震発生とほぼ同時に津波が襲い、被害が拡大した。
- 津波による被害が多くた。死者104名の内100名が津波による犠牲者である。
- 砂地盤において液状化現象が発生した。
- 危険物施設は、地下埋設されているタンク施設は地面より上昇し、地上にあるタンク施設は地面より沈下する傾向が見られた。

(2) 災害後の主な経過

表2 災害後の主な経過（秋田県の取組状況）

年	月日	項目
昭和58年	5月26日	12:00 日本海中部地震発生
		12:05 地震に関する情報第1号
		12:14 大津波警報
		20:18 津波警報解除
		12:25 県災害対策連絡部の設置
		12:50 県災害対策本部の設置
	5月27日	災害弔慰金支給制度、災害援護資金貸付制度の適用
		被害速報の発表
	5月28日	災害救助法適用(能代市、男鹿市、八森町、八竜町)
	5月29日	死亡者に対する県単災害見舞金の支給決定
	6月2日	知事から弔慰金の早期支給について指示
	6月3日	昭和町に災害救助法適用
	6月4日	災害救助法に基づく捜索延長申請決定
	6月6日	各部局の復旧状況について説明
		井川町に災害救助法適用
	6月7日	局地激甚災害適用の可否について検討
		義捐金の配分基準について検討
	6月9日	死者の取扱(判定)について検討
	6月11日	山本町に災害救助法適用
	6月13日	災害救助法に基づく捜索延長申請を決定
	6月17日	国の災害本部会議の状況について報告
	6月20日	第1回義捐金配分委員会
	6月24日	災害救助法に基づく捜索再々延長申請を決定
	7月1日	激甚災害指定とその内容について状況報告
	7月4日	災害対策本部の体制について検討
	7月10日	住宅被災者に対する県単災害見舞金の支給決定
	7月15日	災害弔慰金の支給金額決定
	7月20日	被害確定公表
	7月26日	被災市町村に対して災害見舞金公布
	7月28日	秋田県防災会議の開催
	7月30日	県災害対策本部解散

【参考文献】

- 1) 東京消防庁『日本海中部地震調査報告書』昭和58年8月。
- 2) 秋田県『日本海中部地震の記録 被害状況と応急対応』昭和59年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

198303	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→【19830301, p49】			
施策 2：復興計画の作成		→【19830302, p49】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建					
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧	→	【19830303, p49】	→		
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備					
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【19830301】復旧・復興体制の構築（秋田県・政府）

○災害対策本部の設置(秋田県)

- ・5月26日12時50分、知事を本部長とする「秋田沖地震秋田県災害対策本部」を設置するとともに、山本、秋田地方部にそれぞれ「秋田県災害対策山本地方部」、「秋田県災害対策秋田地方部」を設置し、県災害対策本部並びに、被災市町村の災害対策本部との連携体制をとった。

○日本海中部地震非常災害対策本部（政府）

- ・5月26日午後、災害対策関係省庁連絡会議を開催するとともに、「昭和58年(1983年)日本海中部地震非常災害対策本部」を設置した。

【19830302】復旧・復興計画の策定（秋田県）

1) 災害復旧予算

○災害関連の予算計上にあたっては、民政対策をはじめ商工対策等について、緊急を要するものや災害査定に基づく農業施設、公共土木施設などの公共土木補助事業、さらに県単独事業等の恒久復旧対策に要する経費について、県議会に補正予算として計上した。

○秋田県県議会は6月定例会の会期後ではあったが、地震災害の復旧対策を促進するため、各常任委員会を開会するとともに、各会派代表者会議を開会し、議会の対応について協議した。さらに、政府、国会、その他の関係機関、県選出国会議員に対し、県民の窮状を訴えるとともに、一日も早い立ち直りを促進するよう、金融、財政などの援助措置を陳情した。

○秋田県県議会9月定例会では、災害復旧議会に終始し、津波対策、港湾堤防などの災害復旧について、議論が集中し、また県から提案された緊急災害予算の専決処分を承認するとともに、災害救助、公共施設災害復旧関係の予算を議決した。

2) 激甚災害の指定

○秋田県は、災害の規模、財政規模から「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けることが早期復旧対策には絶対不可欠であると判断し、激甚災害の指定とそれに伴う各種融資制度の適用、融資条件の緩和などについて、国に対して強く働きかけた。

○7月5日付で「日本海中部地震についての激甚災害の指定およびこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布され、秋田、青森両県に対して、激甚災害として正式に指定された。指定の内容及び措置は次の通り

- ・同法第5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)
- ・同法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)
- ・同法第22条(罹災者公営住宅事業に対する補助の特定)
- ・同法第24条(公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利補給等)

○さらに能代市、男鹿市、八森町、八竜町、若美町の区域に係る災害については、次の規定が適用された。

- ・同法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保障の特例)
- ・同法第13条(中小企業近代化資金等助成法による貸付金用の償還期間等の特例)
- ・同法第15条(中小企業者に対する資金の融通に関する特例)

【参考文献】

- 1) 神戸大学都市安全研究センターホームページ『大規模災害後の復興プロセスにおける住宅再建支援に関する教訓資料』
(<http://www.research.kobe-u.ac.jp/rcuss-usm/research/index.html>)。
- 2) OCNホームページ『地震被害状況 日本海中部地震』
(<http://jishin.ocn.ne.jp/pdf/higai-21.pdf>)。
- 3) 東京大学社会情報研究所廣井研究室ホームページ『今後の地震対策のあり方に関する専門調査会資料 参考資料1 我が国の地震防災対策の概要平成13年10月24日』
(<http://www.hiroi.iii.u-tokyo.ac.jp/index-iinkai-jishin-bosai-kongo-no-jishin-taisaku02-02.pdf>)。
- 4) 秋田県『日本海中部地震の記録 被害状況と応急対応』昭和59年3月。

【19830303】港湾における防潮堤等整備の手順例（秋田県）

○秋田港は旧雄物川の河口に埋め立て及び掘り込み式により建設された港であり、岸壁、物揚場、

護岸、エプロン、臨港道路、アンローダー等に被害を受け、港湾機能の80%以上が麻痺状態となつた。

- 秋田港の復旧において、運輸省第一港湾建設局秋田港工事事務所並びに秋田県は、応急復旧に着手するとともに災害復旧に着手するとともに災害復旧工事の早期着手を国に強く働きかけた
- ・災害復旧工事(直轄災害)は7月29日閣議決定、8月5日から着手

事例コード | 198501

1985年（昭和60年） 地附山地すべり災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

地附山地すべりは、昭和60年7月26日午後5時ごろ、長野市西方の地附山南東斜面に発生し、山麓部にあった老人ホーム松寿荘や湯谷団地を襲い、埋没・全壊55棟の被害を出した。特に松寿荘では、特別養護老人のうち40名が土砂に破壊されつつあった同荘に取り残され、うち14名は救出されたが26名は不帰の人となった。

○地すべりの特徴

- ・地附山地すべりの崩壊源発生位置は、地附山南東斜面の中において古い地すべり・崩壊により周囲よりも斜面後退の激しい部分であった。
- ・破碎作用と断裂にそう地下水の浸透による風化作用の進行・軟弱化により地すべり・崩壊が発生しやすくなり浸食・斜面の後退が進行した。この中には変異途中で停止し安定化した部分があったと考えられ、今回の地すべりの主崩壊源はそのような部分にあった可能性がある。

表1 被害概要

人的被害(人)				住家被害(棟)		
死者	行方不明者	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損
26	0	1	3	50	5	9

(出典) 地附山地すべり記録誌編集委員会編『復旧への足跡：地附山地すべり対策事業の記録』平成元年3月。

表2 主要被害額

農林業関係被害		公共土木施設被害	
果樹園埋没	林地	道路	都市施設
2.99ha	14.42ha	375,000千円	200,000千円

(出典) 地附山地すべり記録誌編集委員会編『復旧への足跡：地附山地すべり対策事業の記録』平成元年3月。

(2) 災害後の主な経過

表3 災害後の主な経過（島根県の取組状況）

年	月日	項目
昭和60年	7月21日	湯谷団地グランド上部斜面一部崩壊(避難者430人)
	7月21日	上記避難勧告を市が解除
	7月26日	13:00 地附山地すべり対策本部長野地方部設置
		16:30 長野市長が湯谷団地住民38戸へ避難指示発令
		17:00 長野市対策本部設置
		17:30頃 地すべり発生
		21:00 地附山地すべり災害対策長野県本部設置
		22:00 自衛隊へ派遣要請
		22:58 災害救助法適用
	7月27日	湯谷団地被災者一時帰宅
	7月28日	応急工事説明会
	7月30日	地附山地すべり災害対策委員会、同専門部会
	8月1日	松寿荘での最後の行方不明者遺体で収容される
	8月3日	湯谷団地被災者の会発足
昭和61年	11月5日	地附山地すべり対策工事計画検討委員会発足
	11月16日	地附山地すべり防止区域指定
	12月7日	地附山地すべり機構解析検討委員会発足
	12月20日	県災害警備本部廃止
昭和62年	4月1日	長野建設事務所地すべり係設置 市防災対策課設置
	9月23日	21:10 二次崩落 二次崩落のため、望岳台、湯谷団地184世帯530人へ避難指示
	9月24日	二次崩落に伴う184世帯530人に対し解除
	12月23日	避難指示すべて解除
昭和62年	3月27日	湯谷団地被災者の会解散
	4月7日	災害対策本部廃止

【参考文献】

- 1) 地附山地すべり記録誌編集委員会編『復旧への足跡：地附山地すべり対策事業の記録』平成元年3月。
- 2) 長野市地附山地すべり災害誌編さん委員会編『真夏の大崩落：長野市地附山地すべり災害の記録』平成5年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

198602	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→【19850101, p55】			
施策 2：復興計画の作成		→【19850102, p55】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建					
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧					
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備		→【19850103, p56】		→	
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【19850101】復旧・復興体制の構築（長野県）

- ・本災害における復旧・復興体制に関する記録なし。

【19850102】復旧・復興計画の策定（長野県）

1) 計画立案の考え方と経緯

○被災地は、長野県企業局が整備した住宅地であった。

○当初、被災者からの意向も踏まえ、1) 原形復旧、2) 山側の一列目の宅地復旧は諦め、下方の2列の宅地を再建、3) 埋没地域はそのまま押え盛土として将来宅地等として利用する、という3案を考え、地すべり対策上、市道災害復旧、都市施設復旧事業の対象範囲等について検討し、2) が現実的であると判断した。しかし、県首脳部側では宅地全面復旧を要望したため、大規模擁壁整備を補助事業採択できるように再検討した。府内の調整会議で、1) と3) をミックスする案が出され、設計、住民説明会が実施された。

○しかし、その直後、新聞報道により宅地の安全性に疑問があるとの記事が掲載され、住民側の反発が見られたことから、団地上部に緩衝帯の整備・必要用地買収の要望が住民側から提示され、県側では関係住民の意向集約ができればそれに応ずるとし、この案で事業推進となった。

2) 事業実施方法

○湯谷団地の復旧については、被災を免れた下部の宅地を保全し、そこから下方の居住者に心理的圧迫をかけないように、3段のコンクリートとブロック積みの擁壁を段階状に設けることとし、宅地復旧を行った。

3) 発生した課題

○地すべりによる目標物消失により公団の無い地域では、境界が不明となり、その確定が最大の問題となった。地権者からの要望で、長野市博物館所蔵地図、地元で有する地図、戸隠有料道路買収図面等から、境界を確定するための図面を作成し対応した。

4) 適用事業/事業費

○都市施設災害復旧事業(堆積土砂排除 下水管復旧)、市道及び普通河川災害復旧事業を適用

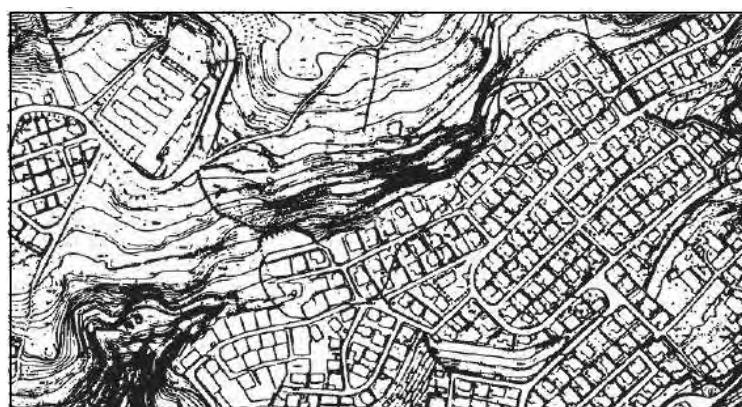


図 湯谷団地被災状況

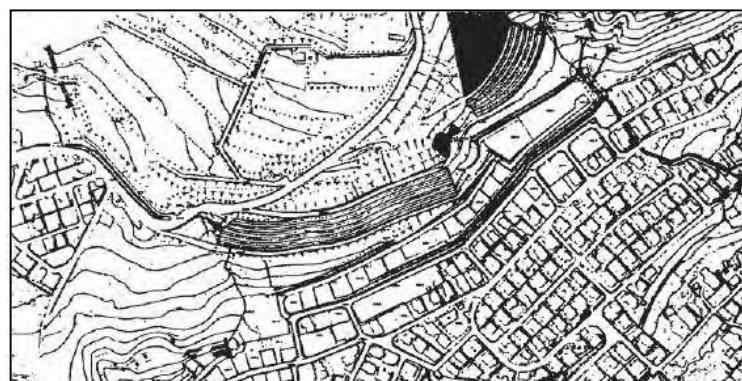


図 湯谷団地復旧計画図

【19850103】福祉施設の移築事例（長野県）

1) 計画概要

○方針：建設中の養護老人ホームの建設を早め、さらに2, 3の老人ホームを建設し、松寿荘の入居者全員を入所させる。

○構造：RC造平屋4,900m²、各部屋から車椅子で直接外部への避難を可能にしている。

2) 経過

○この間、松寿荘に入居していた老人は、養護老人85人が9カ所の養護老人ホームに、特別養護老人85人は4カ所の特別養護老人ホームに分散されたが、旧県消防学校を改築し、養護老人85人を入れ所させた。建設が進んでいた矢筒荘が4月に完成し、特別養護老人86人が入所した。

○被災した松寿荘は、長野市上野の旧結核療養所跡地に全面移転、新築され、61年1月30日に工事着工。10月に入居者の引っ越しを実施。

○建設費：1億3,000万円

事例コード | 198601

1986 年（昭和 61 年） 台風 10 号

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

昭和61年8月4日から5日にかけての、栃木県東部地域を中心とする「台風10号及びその後の低気圧」による集中豪雨は、栃木県内各地において中小河川の氾濫やがけ崩れ等をもたらした。特に茂木町においては、町の中心部を流れる一級河川逆川が5日未明に溢水氾濫し、市街部の大半が1.5mを越える濁流にのまれた。

台風10号被害は、茂木町をはじめ近隣の町を無残な姿に変え、未曾有の被害をもたらした。この災害による被害状況（確定）は以下のとおりである。

表1 台風10号の主な被害状況

区分			被害	区分		被害
人的被害	死 者	人	6	公 立 文 教 施 設	千円	128,846
	行 方 不 明 者	人	-	農 林 水 産 施 設	千円	9,409,970
	負 傷 者	重 傷 人	7	公 共 土 木 施 設	千円	22,649,591
	輕 傷 人	59	そ の 他 の 公 共 施 設	千円	554,739	
住 家 被 害	全 壊		棟 37	小 計		千円 32,743,146
			世帯 36	公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		団体 48
			人 129	そ の 他 の 公 共 施 設 被 害	農 産 被 害 千円	6,619,080
	半 壊		棟 100		林 产 被 害 千円	48,311
			世帯 94		畜 产 被 害 千円	24,680
			人 370		水 产 被 害 千円	75,634
	一 部 破 損		棟 83		商 工 被 害 千円	5,451,977
			世帯 79		治 山 被 害 千円	5,531,500
			人 321		そ の 他 千円	1,482,420
	床 上 浸 水		棟 1,849	被 害 総 額 千円		51,976,799
			世帯 1,799			
			人 6,900			
	床 下 浸 水		棟 4,965			
			世帯 4,941			
			人 19,721			

台風10号による豪雨災害の特徴は、被害の集中した県東部の茂木町にみることが出来る。総雨量300ミリ以上の豪雨に見舞われた茂木町では、人口の集中している町中心部を流れる那珂川支流の逆川が急速に増水し、4日深夜溢水が始まり、5日未明には町全体が水没してしまった。このため、電気、水道、ガス、電話等のライフラインに壊滅的な被害をもたらし、死者も発生した。

このように予測しなかった豪雨により、中小河川が溢水し、町全体が水没し、町そのものの機能が完全に停止してしまい、外部から孤立してしまうという状態になったのが特徴といえる。



写真1 逆川の氾濫により水没した茂木町

(出典) 栃木県『激流との戦い—昭和61年8月台風10号災害の記録—』昭和62年3月

(2) 災害後の主な経過

8月4日、台風10号が関東地方に接近、5日前中にかけて県内で大雨となる恐れがあるため、宇都宮気象台は13時10分「大雨・洪水注意報」を発表して注意を呼びかけた。

4日朝から降り続いた雨は、夜になって100ミリにも達し、5日朝までには平野部でも200ミリを超える所がある見込みとなったため、同気象台は20時30分「大雨・洪水警報」及び「強風注意報」を発表し、河川の氾濫、浸水、山崩れ、がけ崩れ等厳重な注意を呼びかけた。

これらを受けて栃木県は災害対策関係各課による警戒体制をとり、水防本部を設置して厳重な警戒にあたったが、被害の情報が続々と入り、ついに5日前10時10分に災害対策本部を設置するに至り、第1非常配備により全庁をあげて災害対策を実施することになった。

表2 災害後の主な経過（栃木県の取組状況）

年	月日	項目
昭和61年	8月4日	13:10 県内全域に「大雨、洪水注意報」発表
		20:30 「大雨、洪水警報」「強風注意報」発表
		20:45 逆川に水防警報発令（1m85cmの警戒水位突破）
	8月5日	3:50 茂木町災害対策本部から、自衛隊の災害派遣要請依頼
		6:15 「洪水警報」発表、「大雨警報」解除
		10:10 栃木県災害対策本部設置。第1非常配備体制決定
		14:50 「洪水、強風注意報」発表、「洪水警報」は解除 災害救助法適用（10:00 茂木町、16:30 益子町、20:30 芳賀町）
		第1回栃木県台風10号災害対策本部会議開催
		第2回栃木県台風10号災害対策本部会議開催
	8月6日	第1回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
	8月7日	第2回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
	8月8日	知事、国の関係機関等に陳情
		第3回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
	8月9日	政府調査団茂木町視察
		第4回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
	8月11日	応急仮設建築物に対する制限の緩和を行う区域の指定（茂木町、益子町、芳賀町外8町）
		第5回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
		茂木町に係る台風10号の災害応急対策の作成
	8月12日	第3回栃木県台風10号災害対策本部会議開催
		第6回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
	8月13日	第7回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
	8月19日	第8回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
	8月20日	災害応急対策及び災害復旧対策の作成
	8月27日	第9回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
	9月26日	激甚災害の指定（茂木町に局地激甚災害適用）<政令公布>
	9月30日	激甚災害の指定（茂木町に局地激甚災害適用）<政令公布>
	10月7日	第10回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
	10月14日	第4回栃木県台風10号災害対策本部会議開催 栃木県台風10号災害対策本部解散

【参考文献】

- 1) 栃木県『激流との戦い—昭和61年8月台風10号災害の記録—』昭和62年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

198601	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→【19860101, p61】			
施策 2：復興計画の作成		→【19860102, p61】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置		→【19860103, p62】			
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建					
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧		→【19860104, p62】		→	→
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備			→【19860105, p62】	→	→
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【19860101】復旧・復興体制の構築（栃木県）

災害対策本部は、県の災害応急対策がその所期の目的を達成し、また災害復旧対策事業を計画的、効率的に執行する見地から、「生活の安定」・「産業の復興」・「県土の保全」の3つの柱からなる復旧計画を策定し、庁内の各部局において対応にあたった（下表参照）。

【19860102】復旧・復興計画の策定（栃木県）

災害対策本部は、県が実施する復旧対策事業のガイドラインとして「栃木県台風10号災害復旧対策計画」を策定した。

表 災害復旧事業と担当部署（栃木県）

復旧対策計画	復旧対策事業	部署
生活安定対策	国税・県税・市町村税の申請等の期間延長及び徴収猶予等の措置	総務部
	災害援護資金貸付金	県民生活部
	母子福祉資金貸付事業	県民生活部
	僻地患者輸送車整備事業	衛生環境部
	住宅・宅地対策費	土木部
地域防災対策	県地域防災計画の見直し検討	総務部
	市町村地域防災計画の見直し検討と市町村防災体制診断の実施	総務部
生活環境整備対策	災害廃棄物埋め立て処分場整備事業	衛生環境部
	ゴミ処理施設送水管復旧事業	衛生環境部
	水道施設災害復旧事業	衛生環境部
	都市災害復旧事業	土木部
道路、交通安全施設復旧対策	道路災害復旧対策	土木部
	橋梁災害復旧対策	土木部
	交通安全施設復旧対策	警察本部
教育施設復旧対策	県立学校災害復旧事業	教育委員会
	芳賀青年の家法面復旧工事	教育委員会
	県立学校地整備費	教育委員会
	県立高等学校授業料の減免	教育委員会
	市町村教育施設復旧事業	教育委員会
商工業復旧対策	緊急融資制度等の創設	商工労働部
	中小企業基盤強化資金の活用促進	商工労働部
	信用保証協会において保証率の引き下げ	商工労働部
	商工会に金融・経営相談等の窓口の設置	商工労働部
農林観光施設復旧対策	農作物、農業施設、家畜災害について技術指導	農務部
	農地及び農業用施設の災害復旧	農務部
	農業灾害対策特別措置費	農務部
	共同利用施設災害復旧事業	農務部
	農地、農業用施設災害復旧事業	農務部
	林道・作業道復旧対策	林務観光部
	林産被害復旧対策	林務観光部
治山、砂防対策	観光施設災害復旧事業	林務観光部
	治山復旧対策	林務観光部
	砂防災害復旧事業	土木部
	緊急急傾斜崩壊対策事業	土木部
河川安全対策	緊急地すべり対策事業	土木部
	河川災害復旧事業	土木部
その他の復旧事業	県有財産の災害対策	関係各部
	県営発電所関係施設の災害復旧	企業局
	市町村行財政援助	総務部

【参考文献】

- 1) 栃木県『激流との戦い－昭和61年8月 台風10号災害の記録－』昭和62年3月。

【19860103】復興財源の確保（栃木県）

1) 復旧・復興経費の予算措置

- 8月11日付け専決処分：緊急に措置すべき、災害救助法に基づく救助等、農業・商工業被害への融資等、道路・河川・農業用施設等の被害の内、早急に復旧が必要な工事等に要する経費について予算措置を行う。
 - 9月補正予算：本格的災害復旧のための所要経費を計上し、復旧に万全を期することとする。主要河川については、洪水痕跡、降雨解析等の調査を行うこととした。(94億1,770万6千円：補正予算の約53%を占めた)
 - 10月29日付け専決処分：天災融資法に基づく適用災害に指定されたことにより、これに要する経費を予算措置した。
 - 12月補正予算：昭和61年度中の災害復旧費がほぼ確定したことにより、補正を行った(55億1307万円：補正予算額の約71%を占める)
 - 2月補正予算：昭和61年度中の災害復旧額の確定により補正実施(6億9,197万6千円)
- 2) 市町村への普通交付税繰り上げ交付
- 自治大臣（当時）宛に、被災市町村への普通交付税の9月交付額を繰り上げ交付できるよう申請。繰り上げ交付が決定されたことから、8月23日に現金交付を実施。

【19860104】茂木町逆川改修（栃木県）

○ 被害概要：床上浸水1,252戸、田畠等の浸水327.2ha

○ 計画概要

- ・ 全体計画延長L=5,800m(本川：逆川5,400m、支川：坂井川400m)
- ・ 計画高水流量510-390m³/s、計画時間雨量78.9 mm/h
- ・ 逆川は、茂木町の市街地部を貫流するL=30.75kmの1級河川であり、栃木県では激特事業を初めて導入した河川改修事業である。河幅を約1.5倍に拡幅したため、用地買収は20,000m²（地権者128人）、建物移転は約152件に上った。
- ・ 河川改修に合わせて、橋梁の改修や河川沿いの小公園の整備等、親水性の向上が図られており、また河川水の浄化活動等、河川を含めた様々なまちづくり活動が継続されている。

○ 計画作成/工事期間：昭和61年度～平成元年度

○ 適用事業/事業費

- ・ 河川激甚災害対策特別緊急事業：84億2千万円
- ・ 河川災害復旧事業：42億8千万円
- ・ 小規模河川改修事業：10億円
- ・ 河川局部改良事業：9億円
- ・ 災害関連河川特別水害対策促進事業：4千万円 (計 146億4千万円)

【19860105】土地区画整理事業・激特事業による宅地の移転（茂木町）

○ 逆川の拡幅に伴う住宅移転に必要な宅地の造成と、地元商店街と茂木町による商店街復興計画の核となるショッピングセンターの出店用地として、土地区画整理事業による面的な整備を実施し、逆川の激特事業と連携を図りながら、総合的な整備を実施した。

○ 施工面積：5.76ha(河川を除く3.94ha)

○ 減歩率：28.24% 総事業費：15億円

【19860106】直轄河川激甚災害対策特別緊急事業による宅地の移転（下館市旭が丘）

○ 利根川水系小貝川の氾濫により下館市内5部落が全て浸水したことを契機に、直轄河川激甚災害対策特別緊急事業が採択され、この5部落109戸を嵩上げし、当該区域の遊水池化を行った。

○ 遊水池：宅地、水田等耕地160haを堤防で囲み、50万m³の貯留量を確保した。

○ 宅地：水田より5m嵩上げし、一箇所に集団移転を行った。水田等の耕地はそのまま地復権を補償している。まちづくりとして「環境協定」をつくり、ブロック塀の高さや花壇の作り方を規制し、調和のとれたまちなみとした。

事例コード | 199001

1990年（平成2年） 茂原市竜巻災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

1990年12月11日19時13分頃、茂原市に発生した竜巻は約7分間のうちに市の中心部を縦断し、最大幅約1.2km、長さ約6.5kmに及ぶ範囲に深刻な被害をもたらした。

1961年から1982年までの日本の竜巻の統計（小元他、1983）によると、日本では1年間に平均約18個の陸上の竜巻が発生している。一方、竜巻による1年当たりの被害は死者0.5人、負傷者21人、家屋の全壊28戸、半壊・一部損壊364戸となっている。今回の竜巻は1個で約3年分（約54個分）の竜巻被害を作り出したことになる。



写真1 竜巻被害の様子

表1 茂原市の被害

死者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部破損	停電軒数	電話・り障回線数
1名	6名	67名	82戸	161戸	1,504戸	23,600軒	1,515回線

(2) 災害後の主な経過

表2 竜巻被害の概要と経過

月日	概要
12月11日	16:40 千葉県南部に大雨・洪水・強風・波浪・雷注意報発令。
	17:45 千葉県北部に大雨・洪水・強風・波浪・雷注意報発令。
	17:50 鴨川市、丸山町に竜巻が発生。
	18:10 君津市に竜巻が発生。
	19:15 茂原市に竜巻が発生。
	19:16 国道128号線沿いの高師・小林地区を竜巻が縦断。幅1km・長さ3.5km内に大きな被害が発生。電気・電話不通。
	20:50 大原町、銚子市に竜巻発生。
	21:00 茂原市竜巻災害対策本部（以下「本部」という）を設置。
	21:30 市民体育館に250人避難。
	24:00 現在 未送電件数 23,600軒
12月12日	0:45 市民体育館に避難者126人
	4:00 現在未送電件数5,400軒
	8:00 本部会議 市職員300人を動員し復旧作業に着手。被害調査開始。
	14:30 日本赤十字社 市民体育館内に無料救護所を開設
	15:00 本部会議 本部発表（家屋全壊44戸、半壊100戸、一部破損445戸）
	17:00 災害救助法の適用となる。
	18:30 本部会議 本部発表（家屋全壊67戸、半壊122戸、一部破損1,079戸）
	19:42 最終停電地区、高師地区など1,699戸が復旧。
12月13日	17:00 消防本部、警防指揮本部解除

【参考文献】

- 1) 茂原市『平成2年12月11日 千葉県茂原市を襲った 竜巻災害の記録』平成4年8月。
- 2) 茂原市『2009 統計もばら』。
- 3) 気象庁気象研究所物理気象研究部主任研究官 新野宏『茂原市の竜巻きの特性と竜巻きを生み出した気象条件について』。

2. 災害復興施策事例の索引表

199001	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→【19900101, p66】			
施策 2：復興計画の作成		→【19900102, p66】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建		→【19900103, p66】	→		
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧					
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備					
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【19900101】復旧・復興体制の構築（茂原市）

- 平成2年12月11日19時15分に発生した竜巻により、茂原市では、20時、地域防災計画による第2配備をとる。21時、茂原市竜巻災害対策本部を設置する。（参集職員150名 本部員15名）
- 平成3年2月28日17時、茂原市竜巻災害対策本部を解散した。
- 復旧・復興体制の構築
 - ・本災害では、事業全体を統括した復興計画は立案されていない。

【19900102】復旧・復興計画の策定（茂原市）

- 茂原市竜巻災害対策本部を設置し、以下のような復旧活動等を行った。
 - ・避難場所の開設
 - ・防災行政無線による広報
 - ・被害調査
 - ・見舞金支給
 - ・災害廃棄物処理
 - ・市税減免等
 - ・母子家庭等についての屋根シートをかける費用の負担
 - ・損壊住宅の取り壊し費用、障害物のかたづけ費用、市が10万円以内を負担
 - ・市営住宅に入居する被災者の家賃無料
 - ・市民体育館前スポーツ広場に仮設住宅の建設
 - ・飲料水等の水道修理費用の無料
 - ・災害緊急融資の利子補給
 - ・義援物資の配布
 - ・義援金の配布
 - ・住宅の復興資金に対する利子補給

【参考文献】

- 1) 茂原市『平成2年12月11日 千葉県茂原市を襲った 竜巻災害の記録』平成4年8月。

【19900103】住宅の復興資金に対する利子補給（茂原市）

- 平成2年12月11日の竜巻により住宅に被害を受けた者がその住宅の復興として、住宅の新築又は購入及び補修、並びに新築又は購入に必要な土地購入資金（土地のみの購入資金は除く）として災害緊急融資を受けた場合、利子の一部を補給する。

表 利子補給の概要

項目	内容
利子補給の対象となる融資の限度額	10万円以上1,000万円返済
利子補給の率	年利5.1%以内
利子補給の期間	被災者に融資した日から7年間。ただし、この期間満了前に融資金額全ての返済が終えた時は、完了時まで
手続き	①被災者が市内の金融機関で融資の手続きをする (金融機関により住宅金融公庫の融資関係も取り扱う) …………り災証明が必要 ②被災者は市内の金融機関に交付手続き等に関する一切の権限を委任する
取扱期間	取扱金融機関により異なる
その他	災害緊急融資に必要な書類等 ①茂原市長の証明したり災証明 ②見積書 ③所得証明書 ④利子補給に要する委任状 ⑤その他金融機関が定める書類等

事例コード | 199101

1991年（平成3年） 雲仙・普賢岳噴火

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

○雲仙・普賢岳の過去の火山活動

表1 雲仙・普賢岳の過去の火山活動

年代	被害概要
寛文3年（1663年）	4月に普賢岳の九十九島池から噴出し、同25日に停止。12月11日に噴火を再開し、同27日、妙見カルデラ北北東縁の内側から溶岩が流出した（古焼溶岩）。
寛文4年（1664年）	春、同地が決壊して赤松谷方面に泥流が発生、水無川が決壊し、安徳川僚（現在の安徳地区）へ氾濫、死者30人余り。
寛政3年（1791年）	11月、島原半島西部で有感地震が発生、12月5日、半島西側の小浜町山稜で地震被害（死者4人以上）。
寛政4年（1792年）	2月、普賢岳の地獄跡火口から噴火を始め、同29日から4月下旬までの間、普賢岳北北東山稜から溶岩が流出した（新規溶岩）。 4月、島原市で震度5～6の群発地震が発生、地割れや眉山の一部地すべりなどがある。 5月21日、眉山の大崩壊。土砂が有明海に滑落して津波が発生。対岸の熊本県も含め、死者は約1万5千人に達した。「島原大変」
大正11年（1922年）	12月8日、雲仙火山地域を震源地とする地震災害。1回目の地震の規模はM6.9、最大震度6（烈震）。2回目はM6.5で、最大震度5（強震）。合計死者27人、負傷者39人。

○被害の概要

- 人的被害

表2 人的被害（島原市内発生分）

[単位：人]

区分	死者	行方不明	負傷者	計
H3. 5. 26 火碎流			1	1
H3. 6. 3 火碎流	40	3	9	52
H5. 6. 23 火碎流	1			1
合計	41	3	10	54

- 物的被害

平成3年5月の土石流により最初に非住家1棟が被害を受けて以来、水無川流域において火碎流や土石流による娃物や橋梁などの被害は急激に増加していった。平成5年には災害が中尾川方面や眉山へ拡大したこと、水無川流域の土石流が大規模化したことから、被害数もこれまでとは比較にならない程多くなっているが、平成6年は降雨が少なかったことや防災工事が進んだことにより、被害が大幅に減少した。

表3 物的被害の状況

[単位：棟]

	住家						非住家	建物合計
	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	小計		
平成3年	192	6	11	35		244	343	587
平成4年	20	21		53	45	139	144	283
平成5年	393	71	34	135	251	884	830	1,714
土石流	388	88	24	223	296	1,019	964	1,983
火碎流	217	10	10			237	353	590
噴石			11			11		11
その他日付不明	3					3	6	9
累計	608	98	45	223	296	1,270	1,323	2,593

(2) 災害後の主な経過

災害後の島原市の主な対応は、以下のとおりである。

表 4 災害後の主な経過（島原市の対応）

噴火直後	・平成 2 年 11 月 17 日未明の雲仙・普賢岳の噴火にともない、同日午前 9 時 30 分に「島原市災害対策本部」を設置。
	・12 月 15 日、市災害対策本部を「市災害警戒本部」に切り換える、長期的な対策を講じるための体制を整えた。
	・平成 3 年 2 月 12 日に普賢岳が再噴火。
	・2 月 26 日に「眉山崩壊に備えた特別避難計画」を公表。
土石流 頻発期	・平成 3 年 4 月 27 日、泥流・土石流の危険性の高い南上木場町、北上木場町の避難計画を公表。
	・5 月 15 日に初めて土石流が発生。市は警戒本部を災害対策本部に切り換え、住民に避難勧告を発令。
警戒区域 等設定 当初時期	・平成 3 年 6 月 3 日、大規模火砕流が発生多くの犠牲者を出す。
	・6 月 7 日に国道 57 号から山側の 8 町内を警戒区域に設定。その後、警戒区域の範囲は順次拡大。 ・避難者の身体的・精神的ダメージを最小限に抑えるため、旅館・ホテル・客船の一時的な借り上げや仮設住宅の早急な建設などの対応を行った。

・避難状況

平成 3 年 5 月 15 日、水無川で最初の土石流発生が確認され、島原市上木場地区に対して初めて避難勧告を出した。6 月 8 日の火砕流によって警戒区域は有明海まで拡大され、さらに、北東側への崩落にともない、9 月には千本木地区へも警戒区域を拡大し、設定区域は最大となり、避難対象も 2,047 世帯、7,208 人とピークに達した。

避難者の避難先については、当初公民館や体育館に避難していたが、避難の長期化にともない、6 月中旬から旅館、ホテル、客船などを一時的に利用した。また、6 月下旬からは仮設住宅への入居が進められ、11 月 29 日に避難所への避難は解消された。

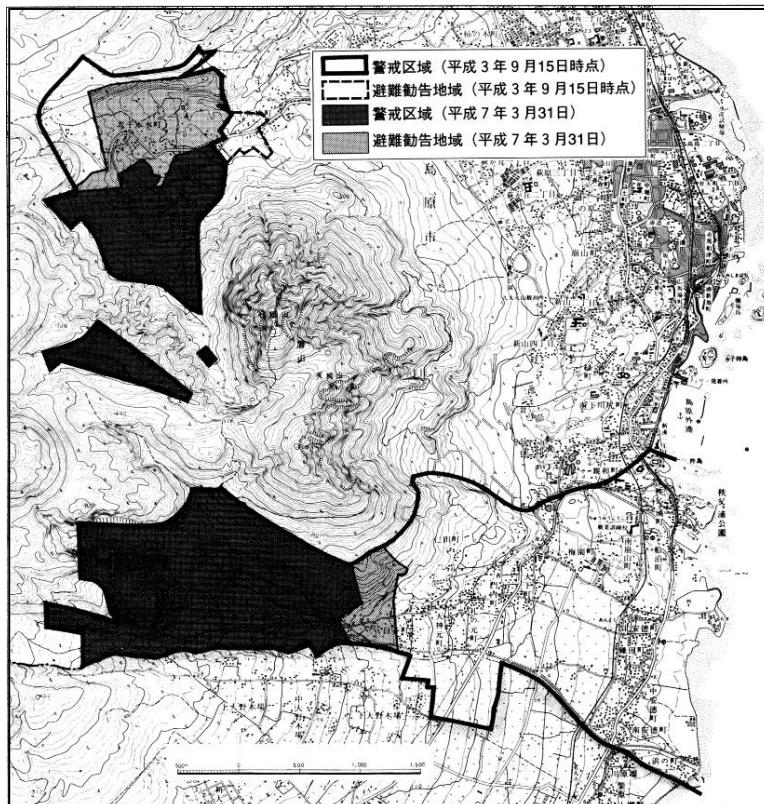


図 1 警戒区域等の設定

【参考文献】

- 1) 島原市『雲仙・普賢岳噴火災害 島原市復興計画 改訂版』平成 7 年 3 月。
- 2) 中央防災会議 災害教訓の継承に関する専門調査会『1990-1995 雲仙普賢岳噴火報告書』平成 19 年 3 月。

2. 災害復興施策事例の索引表

199101	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理		→ [19910101, p71] → [19910102, p71]			
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→ [19910103, p71]			
施策 2：復興計画の作成		→ [19910104, p71] → [19910105, p72]			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置		→ [19910106, p74]	→		
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保		[19910107, p74]	→		
施策 2：恒久住宅の供給・再建		[19910108, p74] [19910109, p75] [19910110, p75] [19910111, p75]	→ → → →	→ →	
施策 3：雇用の維持・確保			→	[19910112, p76]	[19910113, p76]
施策 4：被災者への経済的支援			→	[19910114, p77]	
施策 5：公的サービス等の回復		[19910115, p77]	→		
[19910116, p77]					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧		→ →		[19910117, p77] [19910118, p77]	→ →
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備		→	[19910119, p79] [19910120, p80] [19910121, p80] [19910122, p80]	→ → → →	→ →
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談		[19910123, p80]	→		
施策 2：中小企業の再建		→	→	[19910124, p81] [19910125, p81] [19910126, p81] [19910127, p81]	→ → → →
施策 3：農林漁業の再建		→	[19910128, p82] [19910129, p84] [19910130, p85] [19910131, p85] [19910132, p86] [19910133, p86]	→ → → → → →	→ → →

3. 災害復興施策事例

【19910101】堆積土砂除去（島原市）

- ・土砂運ための大型車両が常に通るために、道路の傷みが激しく、また、渋滞を招く結果となった。
- ・山腹等に堆積した土砂は、降雨の度に繰り返し土石流として流れ出してくるため、常に被災現場の状況は変化する。そこで、写真で現場状況を撮影したが、災害査定をどの時点のものにするのかを迷った。

【19910102】業者委託による降灰除去（島原市）

- ・散水車等を保有し、降灰除去が可能な業者をリストアップすることが必要となった。時間単価を設定した上で、散水車による除去を業者に委託した。経費は、散水車の作業時間から算出し、月報により出来高払いとした。
- ・除去作業では幹線道路を優先して行ったために、私道路の除去が遅れ、一部の住民からは降灰除去を実施する道路の優先順位に関して不平がでた。
- ・降灰作業の実施では、あらかじめ消防水利等を把握し、取水ポイントを決定する必要があった。

【19910103】復旧・復興体制の構築（島原市）

○復興計画改訂の経緯と計画の概要

島原市は、平成4年度に「雲仙・普賢岳噴火災害 島原市復興計画」（以下、便宜的に「第一次計画」という）を策定し、安中三角地帯嵩上事業や総合避難計画の策定をはじめとする復興事業に着手した。しかし、第一次計画の策定後、中尾川流域、眉山六溪及び湯江川流域（礫石原）などに新たに被害や災害の危険性が拡大し、水無川流域同様、砂防事業をはじめとする大規模な防災事業の実施が図られることになった。中尾川流域における計画立案を中心に第一次計画の全市的な見直しを行い、これらを「島原市復興計画改訂版」として取りまとめることになった。

復興計画の改訂については、市長を議長とする「島原市災害復興推進会議」が計画の案を作成し、学識経験者や各界の代表者から構成される「島原市災害復興懇話会」での協議を踏まえて、平成7年3月末に「島原市復興計画改訂版」として確定した。

【19910104】復興計画の策定手順（長崎県・島原市・深江町）

○災害が長期にわたったことから、次のような計画策定の経過となった。噴火が終息した平成7年から本格的な復興対策が可能になった。「がまだす」は、島原地方の方言で「がんばる」という意味。

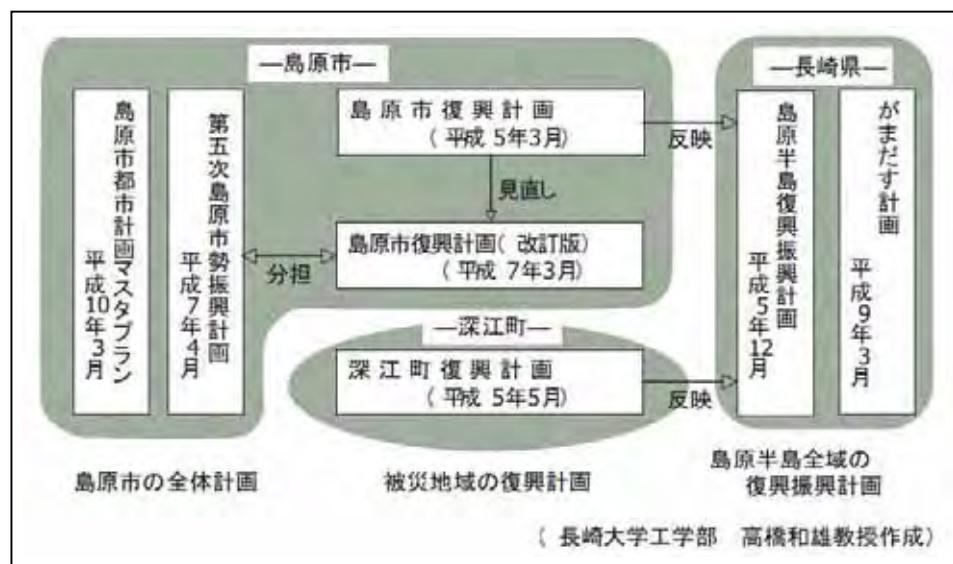


図 復興計画の策定手順

【19910105】復旧・復興計画の策定（島原市）

○復興計画の構成

復興基本方針、復興基本構想及び復興基本計画より構成される。復興基本方針は、具体的な計画内容の立案に先立ち、現時点における本市の復興課題を整理した上で、市として復興に対する基本的考え方や姿勢を明かにしたものである。

復興基本構想とは、基本方針に基づいて具体的な復興対策を明示するとともに、それらを本市復興の将来像として視覚的に取りまとめたものである。

復興基本計画とは、基本構想に掲げた各対策を確実に実現するため、計画の内容や実現方策などを詳細に定めたものである。これらは「生活再建」「防災都市づくり」及び「地域の活性化」という3つの計画の柱で体系的に整理している。

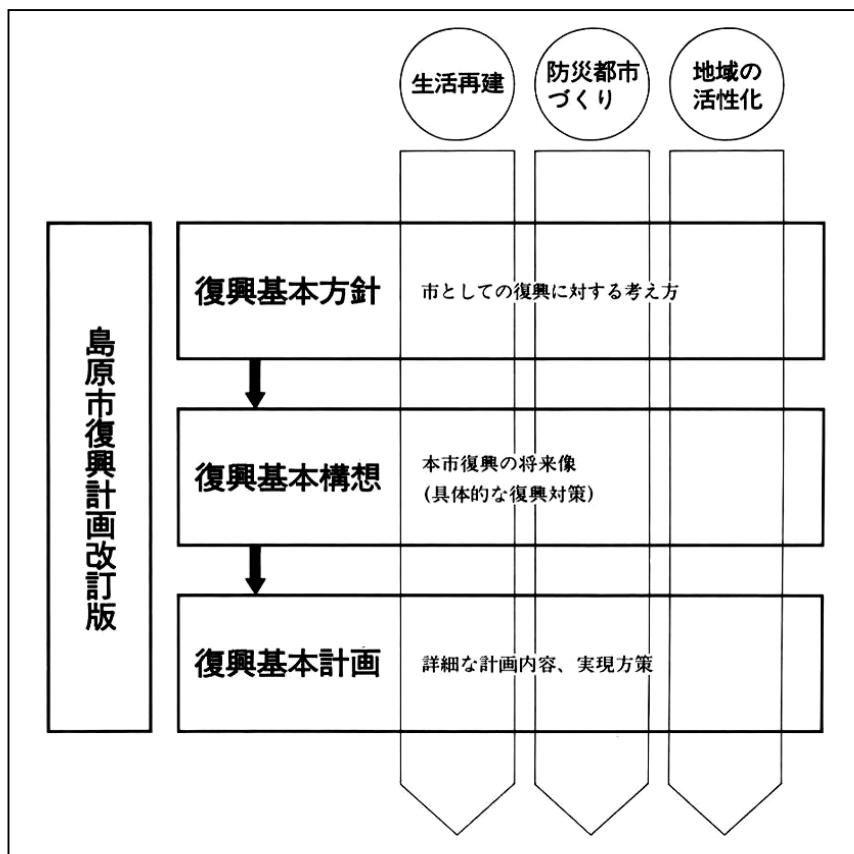


図 島原市復興計画改訂版の構成

○復興基本構想

復興基本構想は、以下の目的で策定された。

- ・復興基本方針を受けて、当面及び将来における島原市の復興ビジョンを明確にし、市民や関係機関（団、県、深江町など）に提示することにより、本市復興に対する理解と協力を醸成すること。
- ・今後の個別・具体的な復興基本計画の策定にあたり、それらの相互関係や方向性を定めることによって、効果的な事業化や復興水準の向上を図ること。

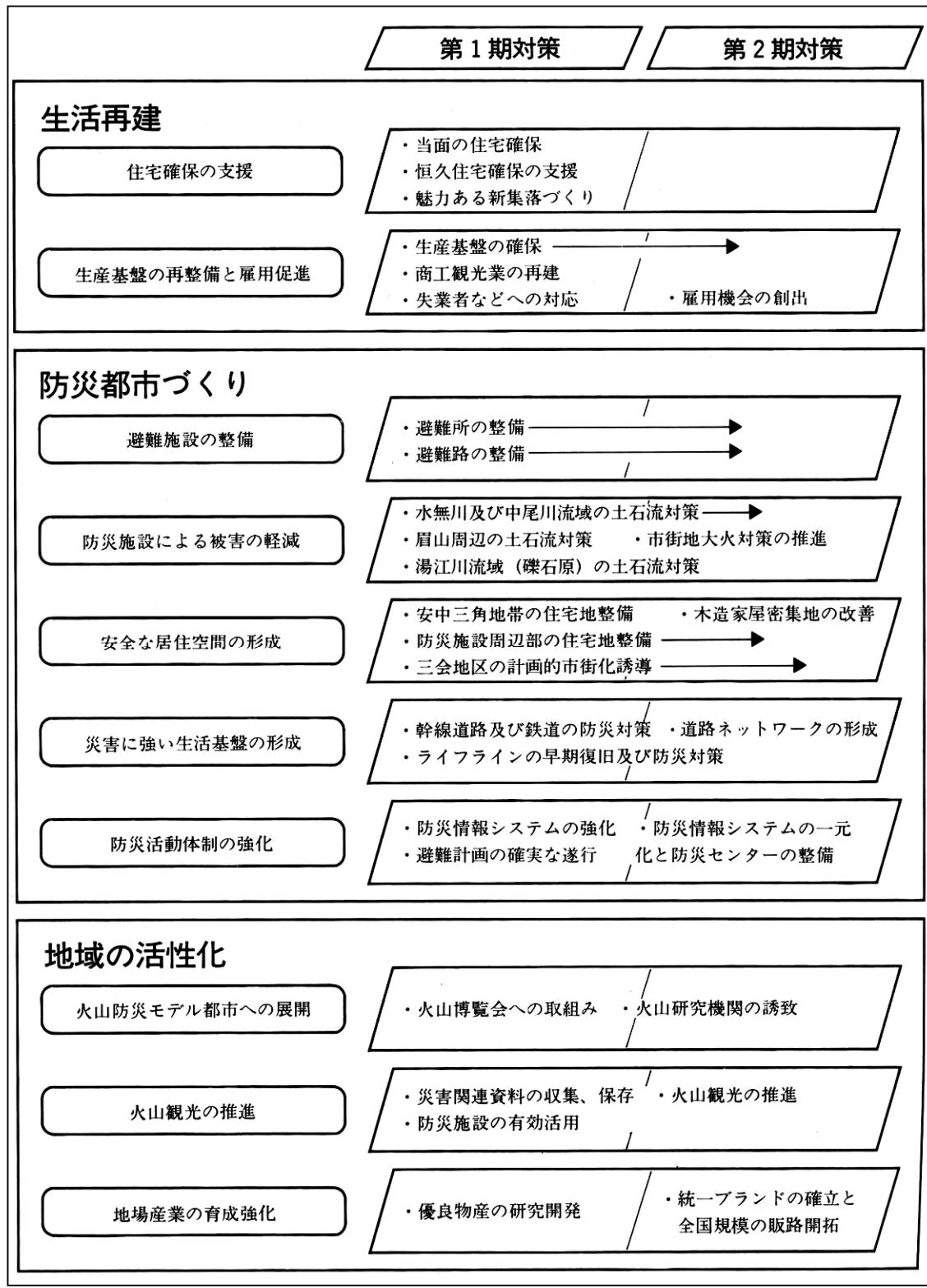


図 復興基本構想の構成

【参考文献】

- 島原市『雲仙・普賢岳噴火災害 島原市復興計画 改訂版』平成7年3月。
- 中央防災会議 災害教訓の継承に関する専門調査会『1990-1995 雲仙普賢岳噴火報告書』平成19年3月。

【19910106】復興基金の概要（雲仙岳災害対策基金）

1) 基金の内容

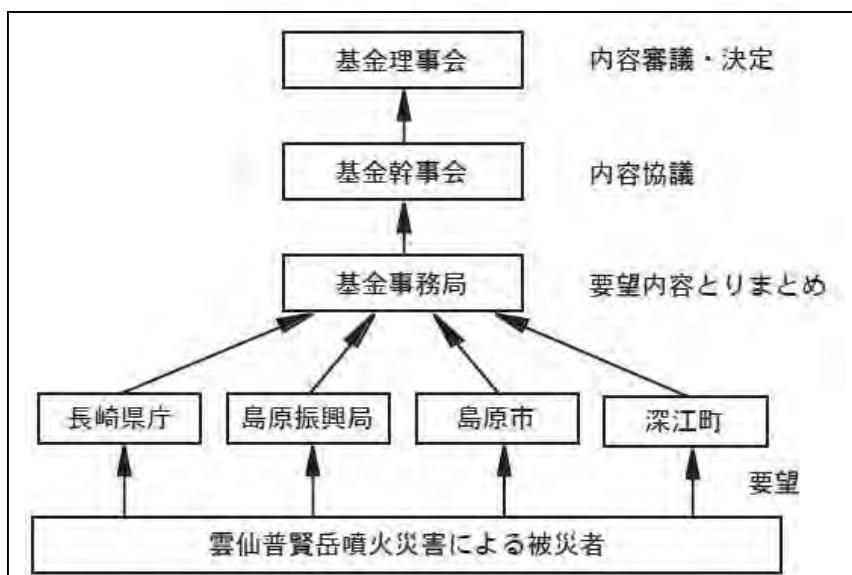
○長崎県では、被災者の生活再建を支援するために、長崎県からの出損金、貸付金、義援金の一部を積み立て、その運用益を様々な事業費として使用している。基金は財団法人として設立されている。

2) 財団法人の運営

表 財団法人の概要

項目	内容
財団の資金	基本財産：3億円 運用財産：災害対策基金100億円（長崎県貸付） 義援金基金：6億円
役員	理事長県知事、理事1名、常務理事1名、監事2名
運営	理事会：基金予算、事業内容等の審議、決定機関幹事会：理事会開催前の調整機関事務局：長崎県災害復興室及び関係課職員で構成

3) 基金事業内容の決定方法



【19910107】一時提供住宅の供給（長崎県）

○長崎県では、島原半島、諫早市、大村市および長崎市に所在する県営住宅、市町村営住宅、雇用促進住宅、県職員住宅、教職員住宅、住宅供給公社住宅の193戸の空き室を確保した。144戸の申し込みを受け、120戸が貸し付けられたが、島原市および周辺の空き室の確保数が少なく、被災者の望む形での住宅供給は難しかった。

○貸付条件は、家賃、敷金を免除し、公営住宅については所得制限などの入居条件が撤廃された。

○公営住宅については、本来本人負担である浴槽、風呂釜の設置を各住宅管理者又は長崎県において実施した。

【19910108】災害が長期化する中での住宅対策（長崎県）

○雲仙岳噴火災害における住宅対策の難しさについて、『雲仙・普賢岳噴火災害誌』長崎県（平成10年2月）では、次のように述べている。

変化していく状況の中で、本格的な復旧事業に入れないので「継続中」の状況が長期にわたり続いたとともに、警戒区域等の設定により、住宅を失っていないにもかかわらず、長期の避難生活を強いられた人々が極めて多数に及んだという特殊性を持っていた。

このため、長期にわたる災害の住宅対策を進めるに当たっては、

- 1) 避難対策の側面を持つことから、短期間に避難者に対応すること、
- 2) 災害の長期化と終息という正反対の事態を想定しつつ対策を進めること、
- 3) 状況が時々刻々変化するため、住民が将来の住宅計画を定められない中で、住民の意向との整合を図ること、

- 4) 避難対策、一時的対策、恒久的対策としてのそれぞれの住宅対策が明確に区分できないため、総量的な居住の場の確保と時間経過に伴う質の向上を進めるという課題に対応することが必要であると思われる。出典：『雲仙・普賢岳噴火災害誌』長崎県（平成10年2月）, 429-430より
- こうした観点から、公営住宅についても、「おそらく全国で初めて軽量鉄骨プレハブ造（深江町は木造）を採用し早期建設を図った」り、民間賃貸住宅を5年間県が借上げて被災者に提供する、借上賃貸住宅（借上復興住宅）、さらに、先に述べたように県が仮設住宅の補強・改善を行い、市町に譲渡して市町の単独住宅として管理する、などの様々な工夫・取り組みが行われた。

【19910109】供給住宅の種類及び戸数等（島原市）

- 市に建設資金がなく、県に県営住宅の建設を依頼した。この際、用地は市で確保、県は366戸の建設、5年後に県営住宅を市で引き取る、となった。
- 供給した住宅は、1) 短期住宅（59戸、仮設住宅を改造したもので約5年耐用）、2) 中期住宅（172戸、4団地木造の平屋、約10年耐用）、3) 恒久住宅（一般的な市営住宅）に分類される。
- 最終的には、264戸の恒久住宅を建設している。短期住宅や中期住宅の解体時に発生する住宅間の移転等については、平成22年までの公営住宅建設を含む住宅マスタークリアに定めた。

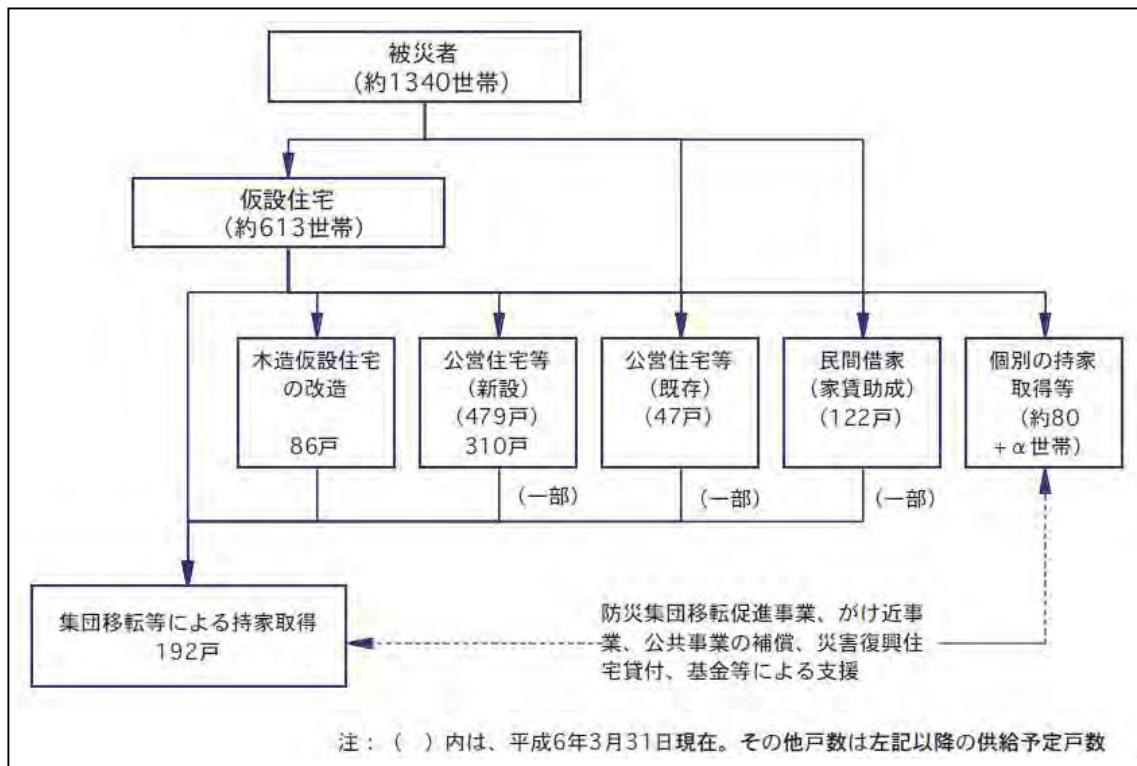


図 恒久住宅の供給の考え方

【19910110】住宅再建後の被災者の状況（島原市）

- 被災者の多くが被災前に部屋数の多い戸建て住宅に居住していたことから、特に中層の災害公営住宅の入居者の中には（特に高齢者）、隣戸の音や従前の住宅と比較して居室が狭い事などが原因となり、日常生活にストレスを感じている入居者が多くなっている。
- 島原市の住民は持ち家指向が高いいため、時間経過に伴い、入居者が住宅建設等を行い、出ていくケースが多い。

【19910111】雲仙岳災害対策基金での住宅再建支援（長崎県）

- 県基金では、再建費用のみだけでなく移転費用等へも助成を実施している。さらに対象項目の中には、家具購入等も含まれている。（次頁参照）

表 雲仙岳災害対策基金での住宅再建支援事業

項目	事業内容	助成金額等
住宅再建時助成事業	半壊以上の被害を受けた住宅の再建を行う者に対し、その一部を助成	○新築の場合：定額300万(別途市町基金から250万) ○200万円以上の大規模改修の場合 ・助成率1/2 ・限度額350万 (内4/7当基金、3/7市町基金負担)
警戒区域内残存住宅再建時助成事業	現に警戒区域内に長期にわたって残存する住宅について、移転して住宅を再建する場合に助成	・助成額：300万円(別途市町基金から250万)
住居確保助成事業	住宅の全壊者、半壊者で民間住宅、公営住宅等に入居し、将来にわたって住宅を建設しない者に助成	・全壊者：定額200万(別途市町基金から100万) ・半壊者：定額100万(別途市町基金から50万)
住宅被災者生活再建助成事業	住宅に被害を受けた人が家具購入等の生活の再建を行う場合に助成	減失：定額105万(別途市町基金45万) 全壊：定額70万(別途市町基金30万) 半壊：定額35万(別途市町基金15万) 床上浸水等： 定額14万(別途市町基金6万)
被災者用住宅団地造成促進助成事業	被災者用住宅団地の造成費用に対する利子補給等	
避難住宅家賃助成事業	警戒区域等内に住居があるため、若しくは住居が全半壊であるため、賃貸住宅等に入居している世帯に対し、その家賃の一部を助成	・月額2万円まで全額、それを超える部分1/2を助成、限度額月4万
家財置場のための倉庫等確保助成事業	現に警戒区域の設定等が行われている区域内に居住していた世帯、又は警戒区域の設定等が解除された区域内に居住していた世帯が倉庫等を借り上げるもしくは購入等を行った場合、その経費の一部を助成(倉庫として仮設住宅を利用している世帯は対象外)	○借り上げ：月額1万円まで全額、それを超える部分1/2を助成(限度額24万) ○建設・購入：12万円まで全額、それを超える部分1/2を助成(限度額24万)
移転費用助成事業	仮設住宅入居世帯、住宅家賃補助対象世帯等が警戒区域解除等の事情により、仮設住宅等からの一時移転を行った場合に対し、移転費用を助成	・1世帯あたり移転1回につき：5万円

【19910112】雇用維持対策（島原市）

- 雲仙普賢岳噴火災害でも、雇用調整助成金制度の特例措置がとられるとともに、島原公共職業安定所管轄区域を地域雇用開発促進法の「雇用機会増大促進地域」とし、区域内の一般求職者を地域雇用開発助成金に係る雇用開発必要求職者に指定することにより、地域雇用開発助成金の支給等が講じられた。
- また、雲仙普賢岳災害対策基金を活用した休業手当助成金や休業補償金等が、警戒区域及び避難勧告区域に指定されたことに伴い事業活動が縮小された被災事業主等に対して支給された。

【19910113】復職・再就職対策（島原市）

- 雲仙普賢岳噴火災害においては、離職者の復職・再就職を支援するため、島原公共職業安定所に雇用相談コーナーを設置し総合雇用相談を行うとともに、交通規制等により地域住民へのサービスに支障をきたす地域においては、職業相談・雇用保険給付業務を中心に臨時相談所を設置し、相談体制の整備を行った。

【19910114】雲仙岳災害対策基金での例（島原市）

○雲仙岳災害対策基金では、貸付額に対する利子補給が実施されている。

表 雲仙岳災害対策基金での利子補給例

事業名	事業内容
生活安定再建資金	島原市、深江町が実施する生活安定再建資金の貸付を受けた場合は、その利子相当額を補給対象者：警戒区域等内に住居を有しているため、避難生活が連続して2ヶ月を超えている世帯
利子補給事業	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金及び生活福祉資金貸付制度要綱に基づく資金を借り入れた場合、借り入れ後5年間の利子相当額を補給

【19910115】配布方法（島原市）

○配分方法(平成3年7月での配分)

- ・行方不明者分：遺族の避難先又は自宅へ直接持参
- ・入院者：家族の避難先又は自宅へ直接持参
- ・住居焼失者：本人の避難先に直接持参
- ・避難対象者：避難所入所者は、配布日を指定し、避難所で配布
- ・避難所外への避難者：公民館で配布
- ・本人又は遺族が島原市外に在住している場合は、希望により銀行振り込み

○支給事務方法

- ・本人来庁：身分証明のうえ、支給調書を作成し、現金を支給する。身分証明書が無い場合は、町内会長、民生委員、事業所の代表者等による証明書の提出を依頼した。
- ・電話受付：住民基本台帳のコピーを資料として、聞き取り確認の方法により、支給調書を作成し、希望により銀行振り込み。

○事務処理上の課題

- ・義援金の第一次配分では、市職員から被災者に対して手渡しで行ったために、その後、誰に渡したのかを確認することが困難となった。

【19910116】災害弱者支援（島原市）

1) ショートステイ

○避難対象地区に指定された地区に居住する寝たきり高齢者等が、仮設住宅や民間借家等での生活が困難な場合、国、県と協議の上、特例として1カ月更新で長期間の老人ホームでのショートステイの利用を実施した。

2) 高齢者等の仮設住宅への入居

○一人暮らしのお年寄りに配慮して、仮設入居の際などには、これまでの環境を激変させないように集落単位の移転を検討した。

3) 健康相談・診断の実施

○島原保健所、島原市、島原医師会が主体となり、健康相談、健康診断、健康状況調査を避難所及び仮設住宅において随時実施した。

【19910117】河川事業との関連例（長崎県）

○土石流で被害を受けた水無川の河川改修を直轄事業により実施。（次頁参照）

事業概要掘削工： $V=534,000\text{m}^3$ 護岸工A= $43,400\text{m}^2$ 落差工：5基

橋梁付替：4橋（道路橋：3橋、鉄道橋：1橋） 土盛工： $1,600\text{m}^2$

用地及び補償A= $82,920\text{m}^2$ 家屋補償：48戸

【19910118】監視体制、情報連絡体制整備（長崎県・島原市）

○普賢岳周辺において、土石流発生の監視体制を強化するために、監視カメラ、ワイヤーセンサー等の設置を実施した。ワイヤーセンサーの設置においては、電波法に基づく免許取得が必要であることから、応急復旧対応に追われている時点で、免許確保の手続きを行わなければならなかつた。（次頁参照）

○住民への情報伝達施設整備には、屋外子局防災無線（同報系）を平成3～4年度に6億600万円で整備した。74基設置したが、火砕流・土石流により5基が被害を受けている。同報無線は自治省（当時）の防災まちづくり補助事業で行った。その他、固定系の戸別受信機15,000個を購入し、各家庭に無償で貸与している。



図 水無川河川改修事業計画図

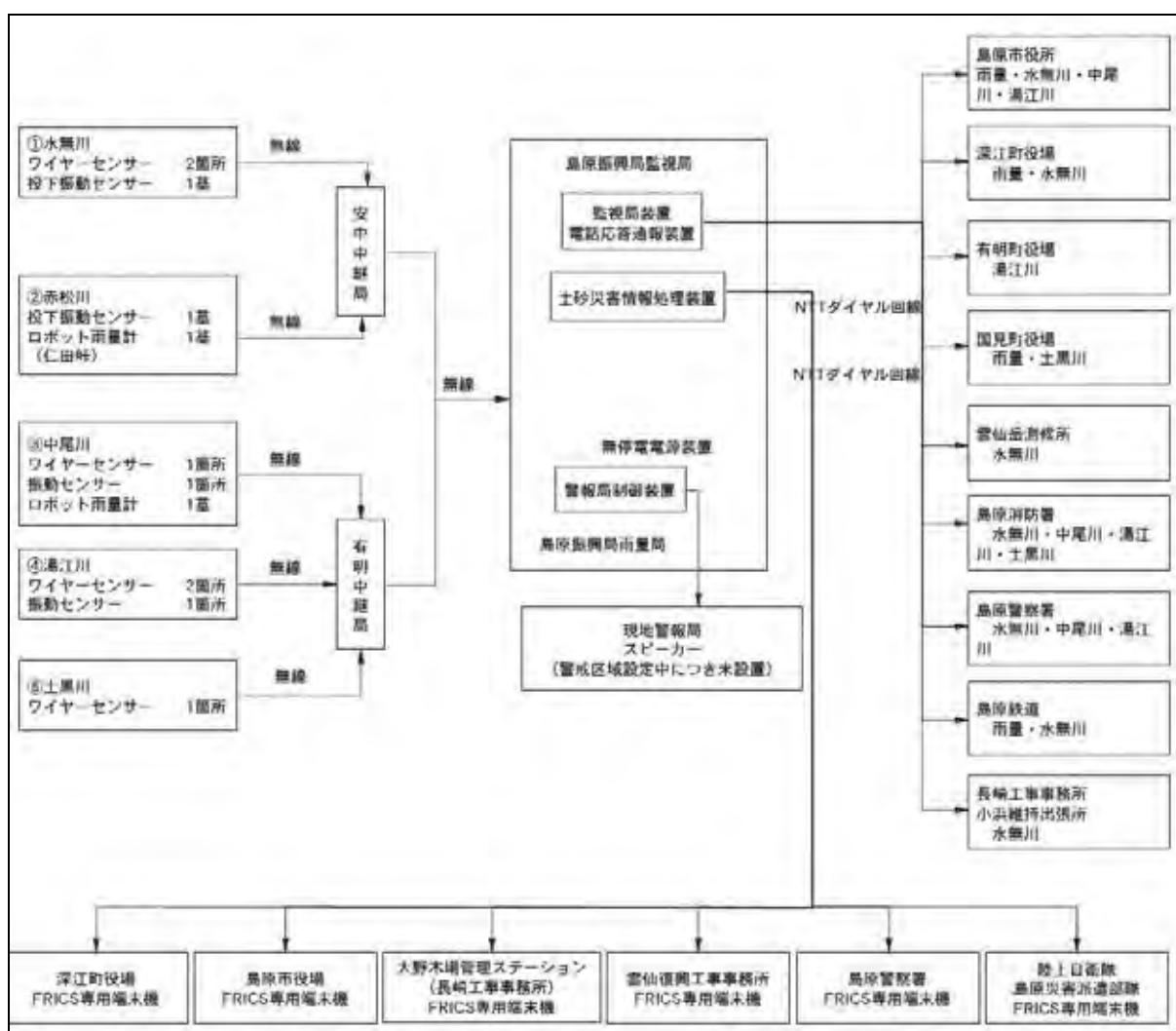


図 普賢岳土石流情報伝達システム図

(出典：上記共に雲仙・普賢岳噴火と火山噴火対策砂防事業、平成5年8月)

【1991.10.19】火山災害予想区域図（島原市）

数度にわたって、被害予測図を更新しながら、危険区域の状況を住民へ公表した。

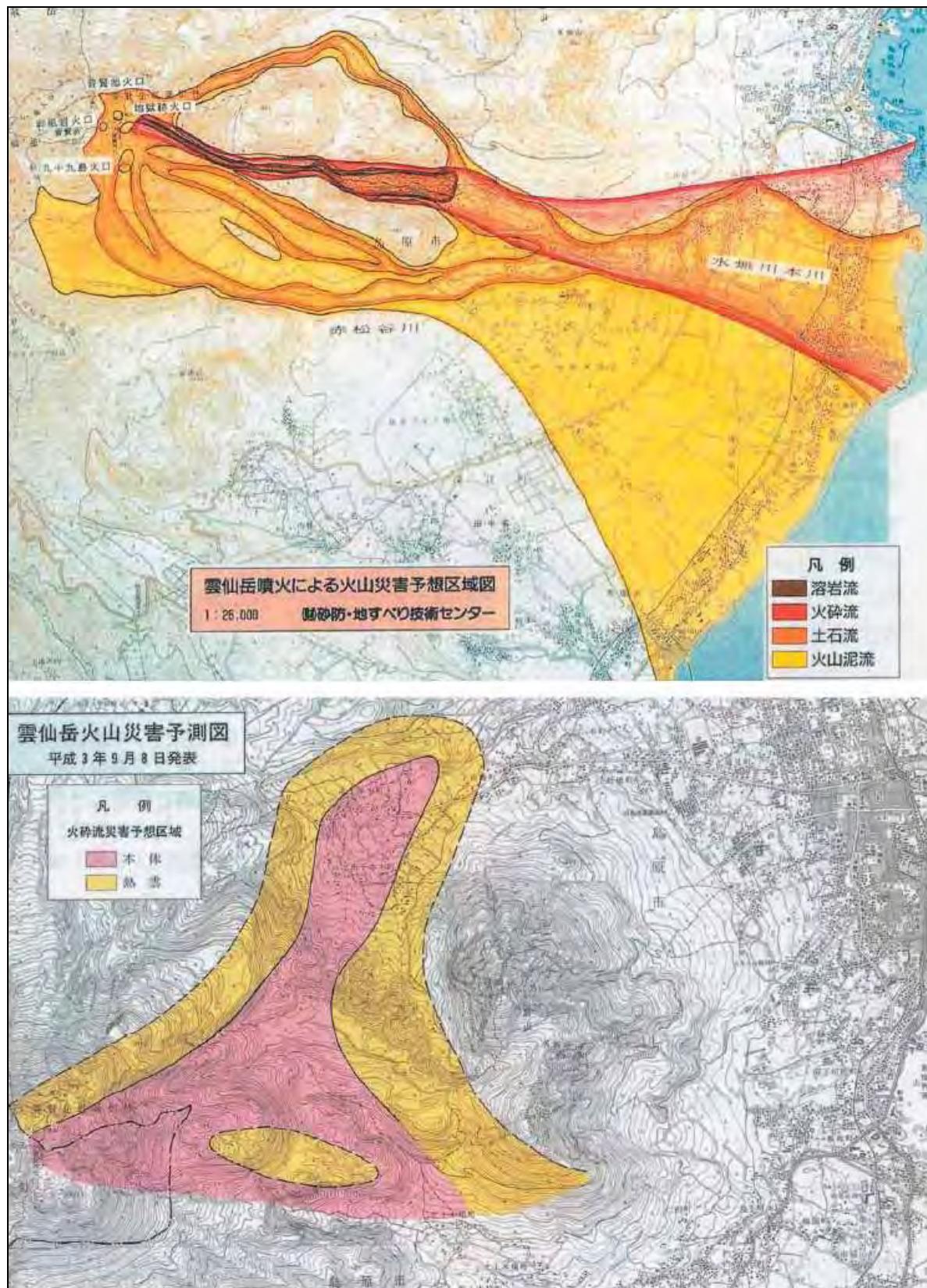


図 雲仙岳噴火による火山災害予想区域図

(出典：雲仙・普賢岳噴火と火山噴火対策砂防事業平成5年8月)

【19910120】建築基準法第39条による災害危険区域（島原市）

○長崎県は土石流及び火碎流による被災住宅の移転を進めるために、島原市域で平成5年6月25日、深江町域で同年9月3日に砂防指定地の一部を災害危険区域に指定した。また、その後、中尾川流域の被災住宅の移転を進めるため、中尾川砂防指定区域を平成6年9月9日、災害危険区域に指定した。

【19910121】防災集団移転促進事業（島原市）

1) 事業導入の経緯

○火碎流により被災した上木場地区は危険性が継続するために、島原市は住民に対して集団移転を表明したが、その後、住民の反対により集団移転は白紙撤回となった。しかし、火山活動の継続により被災者側から新集落形成の要望があり、住宅団地への入居者に対して防災集団移転促進事業が適用された。

2) 手続き等

○災害が継続する中で、移転者の移転先等の意向の変化が相次ぎ、それに伴う事業計画の変更が生じた。

○住宅移転に対しては、住宅団地入居者へ「防災集団移転促進事業」、住宅団地外へ移転する被災者へ「がけ地近接等危険住宅移転事業」の2つの事業が適用されたが、どちらの方法で再建するのかを決めかねる被災者がおり、各事業の申請人数の確定が遅れ、その後の申請事務に影響があった。

3) 事業対象者への対応等

○事業適用により、住宅再建ができた被災者の中には、再建に要した借入金の返済が、転職等で収入減少により負担になっている人もいる。

○補助の内容は借入金の利子補給及び移転費用の補助であること、事業適用には条件があることなどの内容の説明を行ったが、事業により補助金が多額にもらえるというイメージが一部の被災者の中で先行してしまった。

【19910122】安中地域の嵩上げ事業（島原市）

1) 背景

○将来的に発生が予想される土石流から地域を守ることを理由等として、安中地区における水無川と導流堤で囲まれる地域（安中三角地帯）の嵩上げが被災地域住民から発意された。その後、島原市復興計画にも位置づけられ、平成6年2月に事業計画書が完成している。

2) 適用事業手法

○嵩上げ後の整備は、農業基盤整備事業と土地区画整理事業が適用されるが、嵩上げに必要な土砂処理は、堆積土砂除去費用を充填し、事業を実施した。

【19910123】事業内容に関する周知（島原市）

○被災地内に土地や家屋を所有している市外居住者に対しては、支援内容の広報等が行き届かず、支援ができなかつた例がある。

○事業期間終了後に支援制度があったことを知った被災者から、自分の受け取り権利を主張していく等の苦情を受けることがあった。

【19910124】商店街の活性化（島原市）

表 商店街の活性化事業例

事業名	事業内容	助成金等
商店街共同施設等設置助成事業	商店街振興組合等が防災対策、振興対策の観点からアーケード、カラー舗装駐車場整備を実施する場合に以下のような助成を行う。	
(1)商店街活性化基盤整備事業	・対象者：島原市及び深江町の行政区域に事務所を有する事業協同組合、協業組合、商店街振興組合、商工会議所・商工会（法人格を有しない商店街が事業を行なう場合）	助成率：助成対象経費の65%以内（限度額50,000千円）
(2)商店街活性化施設整備事業	・対象者：島原市、小浜町、布津町及び深江町の行政区域に事務所を有し、中小企業高度化資金を利用する事業協同組合、事業共同小組合、協業組合、協同組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会	助成率：1/10（中小企業高度化資金充当率8/10） 限度額：20,000千円
商店街等活性化事業	・災害で疲弊した商店街の活性化を図るため商店街復興PR事業となる商店街のイベントに対し、その経費の一部を助成 ・対象地域：島原市、深江町、小浜町、布津町	助成金額：1事業1,000万円以内

【19910125】火山博物館等（島原市）

- 島原市では、警戒区域が設置された後も、既解除区域において、災害遺物の収集が実施され、島原大変（1792年死者約1万5千人）時代の古文書等も合わせて収集を行い、これらの一一部については平成6年6月から、仮展示を開始している。
- 建設省雲仙復興工事事務所（当時）では、「雲仙普賢岳資料館」を設置し、火山災害の実態や防災事業の概要を紹介している。また、島原城内に、「観光復興記念館」を設置し、ジオラマによる展示や映像による土石流、火碎流に関する紹介を行っている。
- 火山活動が継続することにより危険視されていた有珠山周辺の安全性を認識してもらうために、全国の学校関係者を虻田町に招待し、宿泊してもらうという「体験宿泊」を実施した。このように、まず学校関係者に安全性をアピールすることで修学旅行の誘致を図った。
- 「島原地域再生行動計画（がまだす計画）」では、広大な敷地を持つ砂防指定地を、周辺地域の安全性が確保された段階で、スポーツ施設や憩いの広場として、さらに地域の産業や観光のための基盤として、災害の教訓を記憶する復興のためのシンボルとしての利活用が現在計画されている。

【19910126】火山周辺の砂防施設活用（長崎県）

- 火山活動が継続することにより危険視されていた有珠山周辺の安全性を認識してもらうために、全国の学校関係者を虻田町に招待し、宿泊してもらうという「体験宿泊」を実施した。このように、まず学校関係者に安全性をアピールすることで修学旅行の誘致を図った。

【19910127】雲仙岳災害対策基金での例（長崎県・島原市）

表 雲仙岳災害対策基金での事業例

事業名	事業内容	助成金等
テレビ制作支援事業	○島原半島への観光客誘致促進を図るために同半島内を紹介するテレビ番組の番組企画費、取材費、現地撮影費等の制作経費を助成	助成率：制作経費の一部
マスメディア活用事業	○雲仙普賢岳の噴火災害にともなう島原半島観光のイメージダウンを回復するための事業に助成 ・関東・関西・福岡ローカル枠でのCMの放映 ・全国ネット番組・地域ネット番組への支援及び放送素材制作 ・雑誌掲載・パンフレットの作成	助成率：所要経費の一部 助成対象者：事業実施団体
島原半島リ・ボーン計画（マスメディア活用事業による）	○島原半島リ・ボーン計画実行委員会（雲仙観光協会、小浜温泉島原温泉観光協会）が実施した「島原半島リ・ボーン計画」（長崎県出身の有名人を起用し、新聞、テレビで島原半島の安全PR）の経費を助成	助成率：経費の一部

（次頁へ続く）

事業名	事業内容	助成金等
修学(研修)旅行誘致事業	○島原半島内の宿泊施設に島原半島外の学校が宿泊する修学旅行等を誘致するため、観光関係者が行う誘致宣伝活動に要する経費の一部を助成 ・PTA・父母代表者、先生などの現地視察事業 ・安全PRを訴えるビデオ、情報誌、冊子等の製作、配布事業 ・半島以外の学校訪問などの誘致事業	助成率：所要経費の一部 助成対象者：島原半島内の観光協会及びこれに準ずる団体
エージェント・キャリヤー対策事業	○エージェントの企画担当者に島原半島の状況を理解してもらうため、担当者へ積極的なアプローチを行い、島原半島を取り込んだ商品の企画化と窓口でのPRをお願いするため下記事業の一部を助成 ・各エージェント・キャリヤーの現地視察招待 ・主要都市での安全性の説明・意見交換会の開催 ・ポスター・パンフレット等の作成	助成率：所要経費の一部
雲仙バスター「雲仙・島原紹介ギャラリー」開設事業	○県営バスター「雲仙・島原紹介ギャラリー」開設事業に助成	
地域イベント支援事業	○地域の活性化に伴う宣伝一広報等の経費を助成する経費の一部を助成	
大型イベント開催支援事業	○テレビ放映等を通じて島原半島の復興をPRするため、島原半島内で大型イベント(音楽フェスティバル等)の実施に要	助成率：事業経費の一部 助成対象者：大型イベント等の主催者

【19910128】農林水産業者に対する資金融資等（長崎県）

- 長崎県は、雲仙普賢岳噴火災害に伴う被災農林業者の経営安定・経営再開を図るため、既存の制度資金等に利子の上積助成を行った。対象となるのは、(1)経営安定(収入源補填等)を図るための資金と、(2)経営再開(農業基盤整備、農地取得、農林施設整備等)を図るための資金で、被害率が大きいほど貸付利率は低く設定された(被害率50%以上は利率2.0%)。また、雲仙普賢岳噴火災害の長期化に伴い、立入禁止等の規制により、営農再開の目途が立たず、農業経営等に支障が生じている被災農林業者の負担軽減を図るために、(財)雲仙岳災害対策基金により、利子の助成を行った。具体的には、既往借入金の融資残高に対する利子の助成と、農業近代化資金の融資残高のうち、法定権限を越えて償還条件の緩和措置を講ずることのできない最終償還額について、新たな融資とそれに対する利子の助成を行った。
- さらに、雲仙普賢岳噴火災害により被害を受けた農林業者に対し、農林業制度資金の既往借入金について、償還条件の緩和を行った。
- これらの支援によって離農をある程度くい止めることができたものの、次のような課題があった。
 - 1) 事業内容に関する周知
 - 被災地内に土地や家屋を所有している市外居住者に対しては、支援内容の広報等が行き届かず、支援ができなかつた例がある。
 - 事業期間終了後に支援制度があったことを知った被災者から、自分の受け取り権利を主張してくる等の苦情を受けることがあった。
 - 2) 被災状況の把握が不明瞭
 - 農地の被災状況の把握は比較的容易にできるが、警戒区域内の山林の被害状況は十分確定できなかったために、支援内容の根拠付けが不明瞭になった。
 - 3) その他
 - 経済的な支援が多額となつたために、実際は全く使わない機械の導入等を行つた経営者もいた。
 - 畜産関連では、補助金等により再建資金の確保ができるても、再開場所の確保が困難であった。

表 雲仙岳災害対策基金の例（農林水産業共通）

事業名		助成対象等	事業内容
事業再開準備助成金支給事業		対象者：警戒区域等内に住居、農地、家畜、農業用施設、保有山林のいずれかを所有、又は借りて農林業を営む農林家 1世帯当たり50万円を助成	警戒区域又は避難勧告地域内の農林業者、漁業者、中小企業者等に事業の早期再開を図るため助成
農林漁業金融公庫資金利子助成事業	水産関係資金	対象貸付金：沿岸漁業経営安定資金 限度額：(1)300万円(減収率50%以上又は被害率70%以上の者)、(2)150万円(上記外の者) 償還期間：20年以内(うち据置期間3年以内)	南共79号共同漁業権の区域に行使権を有する者で一定の減収が生じた者の減収補填及び経営再建に充てるための資金に対する利子の助成
	農林水産業関係資金	対象貸付金：農林漁業施設資金(主務大臣指定施設) 限度額： ・漁船 1,000千円 ・その他施設(島原市、深江町にある施設) 800万円(島原市、深江町以外にある施設) 200万円(特認400万円) ただし、対象事業費の80%が限度 償還期間：15年以内(うち据置期間3年以内)	南共79号共同漁業権の区域に行使権を有する者で一定の施設被害が生じた者の漁船、漁具等施設の復旧資金に対する利子の助成

表 雲仙岳災害対策基金の例（農林業）

事業名	事業内容	助成金等
雲仙岳噴火災害対策資金利子助成費補助事業	対象貸付金：自作農維持資金、林業経営安定資金、雲仙災害経営安定資金、天災資金 限度額：自作農維持資金300万 償還期間：自作農維持資金20年(うち据置期間3年)	島原市及び南高来郡の農林業者が事業維持のため農業制度資金を借り入れる際、県、市町村、農業団体等で実施している利子補給等に加え、被害程度に応じて最高で無利子となるようさらに利子を助成
被災農家営農資金償還円滑化事業	○農業近代化資金の融資残高のうち、法定期限を超えて償還条件の緩和措置を講ずることのできない最終償還額に相当する借替資金の創設とそれに対する利子の助成 助成率：6.0%(助成後無利子) ○既往借入金(平成3年5月15日以前の借入)の融資残高に対する利子の助成 助成率：対象資金の現行利率の範囲内(助成後無利子) ○対象資金：農業近代化資金、長崎県農業経営近代化資金農林漁業金融公庫資金(自作農維持資金(災害)を除く)	災害の長期化に伴い、立入禁止等の規制により営農再開の目途がたたず農業経営等に支障が生じている農林業者に対し、雲仙岳災害対策基金により災害前に借り入れている制度資金に対する利子の軽減を行い、被災農林業者の負担軽減を図る対象者：警戒区域及び避難勧告地域内にある農地、農業用施設等に対する農業近代化資金等の借入金を有する農林業者
雲仙岳噴火災害対策資金利子助成費補助事業(生業再開資金利子等補給事業)	対象貸付金：農業近代化資金、長崎県農業経営近代化資金、農業基盤整備資金、農地等取得資金、総合施設資金、農林漁業構造改善事業推進資金、振興山村・過疎地域経営改善資金・農林漁業施設資金 貸付限度額：農業近代化資金事業費の80%以内で1,800万円を限(知事特認1億円) 償還期間：農業近代化資金(個人の1号資金)15年(うち据置期間3年)	島原市及び南高来郡の農林業者が事業再開のため農業制度資金を借り入れる際に県、市町村、農業団体等で実施している利子補給等に加えて被害程度に応じて最高で無利子となるよう、さらに利子の助成
作目転換等技術研修助成事業	研修手当額 ・基本手当：日額3,180円(全ての研修に交付) ・受講手当：日額590円(公的機関の研修に交付) ・寄宿手当：月額25,000円(宿泊型、公的機関の研修に交付) ・交通費：実費(宿泊型に適用)	被災農業者が作目転換等の技術研修を行う場合、一定要件のもとに職業訓練手当に準じた奨励金を支給
果樹種苗供給助成事業	取得費の1/2を助成	警戒区域等の被災農家が経営再建を図るため果樹苗木の取得費を助成

【19910129】雲仙岳災害対策基金による例（長崎県）

- 基金では、施設再建、施設復旧等に対する補助を実施している。また、農地の借上げや施設リースに対する補助等も実施している。
- 基金の活用により、被災した農林水産業者への支援が図られたが、総合的な農林水産業の復興対策との整合性を十分検討する必要があった。

1) 農業関連

表 雲仙岳災害対策基金による事業例（農業関連）

事業名	事業内容	助成金等
農業共同施設等再建助成事業	警戒区域等内の農業者が営農再開に必要な共同利用施設、農業機械等の整備を行う事業について助成	助成率：1/2(国、県、市町の助成がある場合はその助成残額の1/2)
被災営農施設等再開助成事業	警戒区域等内の農業者が新たにハウス、農舍畜舎等を再建する場合にその1/2を限度額の範囲内で助成	助成率：1/2(限度額 移転再開 200万円 現地再開 100万)
農地灾害復旧等助成事業	被災農家の負担軽減のために農地、農業用施設等の復旧・復興を行う場合、農業者の組織する土地改良区に対して右記事業の経費の一部を助成	・農地災害関連区画整備事業 10%以内 ・畑地帯総合土地改良事業 10%以内 ・付帯事業 75%以内 ・上記各事業(災害復旧事業を含む)の対象となるない事業で基金が認めた被覆施設の移転及び転換に要する経費(市町基金を含めて地元負担が3%となるよう助成)
森林被害復旧対策助成事業	森林の復旧事業に要する安全衛生器具、作業用機械の整備及びオペレーター養成に対する経費について降灰による増加分を助成	降灰による増加分の3/4を助成
森林造成推進対策助成事業	森林造成等の促進のため、補助事業に対し、上乗せして地元負担額の1/2を助成	地元負担額の1/2を助成

2) 水産業

表 雲仙岳災害対策基金による事業例（水産業）

事業名	事業内容	助成金等
漁礁設置助成事業	有明海における漁場整備を図るため国の制度で行う立型漁礁設置事業に対し地元負担に要する経費を助成	地元負担に要する経費の1/2を助成
沿岸漁業構造改善事業等推進助成事業	有明海における沿岸漁業の振興を図るため、国の制度で行う沿岸漁業構造改善事業並びに県の制度で行う第2次新水産業育成事業に対し地元負担に要する経費を助成	地元負担に要する経費の1/2を助成
被災漁業関連施設等再開支援	警戒区域又は避難勧告地域内で被災した漁具倉庫等の復旧に要する経費について助成	助成率1/2 限度額：移転再開 200万円、現地再開 100万円
漁業種苗放流助成事業	有明海における漁業資源の回復を図るために、マダイ、クルマエビ等の種苗放流を実施した場合にその諸経費を助成	諸経費の9/10を助成
アサリ・ワカメ種苗助成事業	有明海においてアサリ等の定着性水産物の再生産を促進するため、これらの水産動物の増殖事業に要する経費を助成	水産動物の増殖事業に要する経費の1/2を助成

3) 施設の借上げ等

表 雲仙岳災害対策基金による事業例（施設の借上げ等）

事業名	事業内容	助成等金額
農地借上促進・整備等助成事業	警戒区域等内に住居、家畜又は農業用機械を所有している農家で農地を借り入れて営農を再開する農家及び被災農家に対して農地の賃借権を設定した農家に対して助成	・小作料助成：借り入れた農地の小作料の2/3とし、小作料の限度額は10aあたり年額4万円、5年間を限度 ・整備助成：借り入れた農地の簡易な整備費に対して10aあたり10万円以内農地を貸して助成被災農家等に農地を貸した農家に対して10haあたり2万円
避難畜舎等借上助成事業	警戒区域等内の畜産農家が家畜を避難させ、必要な畜舎を借り上げた場合、限度内で助成	限度額：借料の1/2の範囲で助成
園芸施設借上助成事業	警戒区域等の被災農家が営農再開のためのハウス施設を借りた場合、限度額の範囲内で助成	限度額：借料の1/2の範囲で助成
園芸施設リース事業助成	警戒区域等指定区域内の農家にリースする目的で園芸用ハウスが整備する場合は整備に要する経費を助成	経費の一部
果樹種苗供給助成事業	警戒区域等の被災農家が経営再建を図るため果樹苗木の取得費を助成	取得費の1/2を助成

【19910130】 経済的支援による効果・影響（島原市）

【農業関連】

○災害発生以降、いち早く被災農業者により組織された「島原普賢噴火災害に立ち向かう被災農業者の会」により、営農再開、営農継続をしていくための方法が検討され、陳情活動が行なわれた結果、被災者にとって必要な事業項目ができ、農業の再建・振興が進んだ（農地の借上助成、園芸施設のリース事業等がそれに該当する）。

【畜産関連】

○被害発生初期の被災者が施設の共同化を進めている時点で、被災地域の拡大により被災経営者が発生した場合、後から共同化に参加しにくいという状況が見られ、補助対象になれなかつた経営者もいた。

【19910131】 雲仙岳災害対策での例（長崎県・島原市）

○防災営農施設整備事業より、さらにきめ細かな支援が行われている。また、漁業関係では影響調査や通信システム整備に対しても支援を実施している。

1) 農業関連

表 防災営農施設整備事業例（農業関連）

事業名	事業内容	助成等金額
稚蚕飼育委託事業	降灰による灰付着の被害を受けやすい養蚕家を対象に稚蚕を島原半島外へ飼育委託する場合に助成	経費の1/2
簡易ハウス対灰被覆資材助成事業	防塵ビニール張り替えに伴う普通ビニールの価格差を助成	価格差の7/10
降灰対策事業	施設園芸農家が行う降灰対策に要する経費の一部を助成	・防災営農施設整備事業で導入した園芸用被覆施設に二重カーテンや加温機等の付帯設備を整備の際は助成率1/3 ・園芸用被覆施設の一般被覆資材を耐灰性被覆資材に張り替える場合は張り替え価格差に対し助成率8/10 ・換気扇、スプリンクラー等の降灰除去施設を導入の際は助成率1/3

2) 水産業関連

表 防災営農施設整備事業例（水産業関連）

事業名	事業内容	助成等金額
緊急通信システム事業	漁協が実施する緊急通信施設整備事業に対し地元負担額の1/2を助成	地元負担額の1/2を助成
水産業影響調査費助成	有明海における雲仙岳噴火活動や土石流による環境・資源・漁業実態への影響調査に要する経費について助成	調査に要する経費について助成

【19910132】防災営農対策事業（島原市）

○平成3年度から実施。平成10年度以降も第4次計画を実施する。実施状況としては、火山灰による被害を防止するということから、ハウスをかぶせる、或いは農作物に積もった灰を洗い流すのがほとんどである。

○国、県、市からあわせて98%の補助率で事業が実施された。

【19910133】水産業対策（島原市）

○並列漁礁や大型漁礁の設置、広域型増殖場の造成による環境整備等により、降灰や土石流により荒廃した漁場の回復を図っている。

事例コード | 199301

1993年（平成5年） 北海道南西沖地震

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

北海道南西沖地震の本震は、平成5年7月12日の22時17分頃に発生し、震源地は北海道南西部（北緯42度47分、東経139度12分）、震源の深さは約34kmで、規模はマグニチュード7.8と推定されている。

各市町村の最大震度は5とされているが、被害が最も大きかった奥尻町の震度は、地震計が設置されていないため計測されていない。

また、北海道、東北地方の日本海側では大きな津波が襲来した。とくに震源地近くの奥尻島では、高さが最大21m（藻内地区）の津波が、地震発生直後の数分間で襲来したと考えられている。

①発生日時

平成5年7月12日（月）22時17分頃

②震源地

北海道南西部（北緯42度47分、東経139度12分）

③震源の深さ：約34km

④規模：マグニチュード7.8

⑤各市町村の最大震度（震度4以上）

震度5：小樽市、寿都町、江差町、深浦町

震度4：函館市、苦小牧市、室蘭市、倶知安町、青森市、むつ市

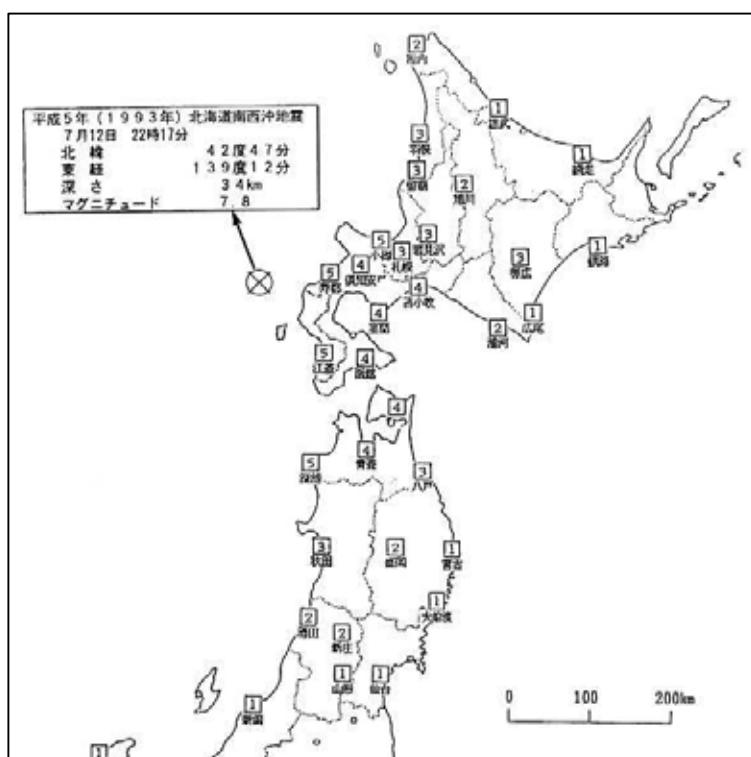


図1 北海道南西沖地震の震度分布図

（出典）北海道企画振興部南西沖地震災害復興対策室『北海道南西沖地震災害復興対策の概要』平成7年5月。

⑥被害状況

北海道南西沖地震による被害は、死者・行方不明者のほか、住宅や事業所等の建築物や道路、港湾、漁港、漁船等、多岐にわたっており、総被害額は約1,323億円に上っている。

この地震の主な被害状況（人的被害・住宅被害）は下表のとおりである。表中の5町村は災害救助法が適用された自治体であり、その死者・行方不明者の合計が全道の98.7%を占める。とくに奥尻町の被害の割合が大きく、青苗地区では、地震・津波とともに火災も発生し、焼失面積が約1.9ha、焼失棟数189棟の被害を受けた。

表1 北海道南西沖地震の主な被害状況（北海道内、災害救助法適用5町村）

町村名	人的被害（人）		住宅被害（棟）		
	死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水
奥尻町	198	143	437	88	47
大成町	10	41	35	39	24
瀬棚町	6	20	25	13	35
北檜山町	5	32	53	64	9
鳥牧村	7	14	27	9	89
計	226	250	577	213	204

（出典）北海道企画振興部南西沖地震災害復興対策室『北海道南西沖地震災害復興対策の概要』平成7年5月。

（2）災害後の主な経過

- ・地震後の応急対策について、北海道は、地震発生の翌日、7月13日午前7時00分に「北海道南西沖地震災害対策本部」を設置し、実施した。
- ・また、復旧・復興対策については、8月9日に「南西沖地震災害復興対策推進委員会」を設置し、8月20日に「北海道南西沖地震災害復興対策室」を設置し、とくに被害が大きかった奥尻町では平成7年3月に「奥尻町災害復興計画」を策定した。

表2 災害後の主な経過（北海道の取組状況）

年	月日	項目
平成5年	7月12日	22:17 地震発生（前震）
		22:30 道に「北海道災害対策連絡本部」、空知、上川を除く12支庁及び東京事務所に「地方連絡本部」を設置
	7月13日	0:18 陸上・海上自衛隊災害派遣檜山支庁に到着
		0:30 災害救助法適用決定（奥尻町）（※）大成町、瀬棚町、鳥牧村、北檜山町はその後漸次決定
		7:00 道に「北海道南西沖地震災害対策本部」、渡島、檜山、後志、宗谷、胆振の5支庁及び東京事務所に「災害対策地方本部」を設置
		16:00 奥尻町に「災害対策檜山地方本部奥尻対策部」を設置
		災害対策本部員会議開催
	7月14日	災害対策本部連絡員会議開催
	7月20日	北海道南西沖地震被害に関する緊急要望（北海道東北自治協議会）
	7月22日	北海道南西沖地震被害に関する緊急要望（全国知事会）
		航空自衛隊災害派遣檜山支庁に到着
	7月28日	知事から国に対する要望
	8月9日	「南西沖地震災害復興対策推進委員会」の設置
	8月20日	「北海道南西沖地震災害復興対策室」の設置
	8月30日	「北海道南西沖地震津波検討委員会」の開催
	10月1日	奥尻町からの派遣要請による道職員の派遣
		奥尻町「災害復興対策室」の設置
	10月29日	「北海道南西沖地震災害復興計画（まちづくり）検討委員会」の開催
平成7年	3月	「奥尻町災害復興計画」の策定

【参考文献】

- 1) 北海道企画振興部南西沖地震災害復興対策室『北海道南西沖地震災害復興対策の概要』平成7年5月。
- 2) 北海道奥尻町役場『北海道南西沖地震奥尻町記録書』平成8年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

199301	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理		→ 【19930101, p91】			
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→ 【19930102, p91】			
施策 2：復興計画の作成		→ 【19930103, p93】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置		→ 【19930104, p93】 → 【19930105, p94】		→	
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建		→ 【19930106, p94】 → 【19930107, p94】 → 【19930108, p95】 → 【19930109, p96】		→	
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復		→ 【19930110, p96】			
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧		→ 【19930111, p96】 → 【19930112, p96】		→	
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備			→ 【19930113, p96】 → 【19930114, p96】 → 【19930115, p97】 → 【19930116, p97】 → 【19930117, p98】		→
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生				→ 【19930118, p98】	→
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【19930101】漁港内のゴミ・堆積物等の処理（奥尻町・北海道・北海道開発庁）

○漁港内のゴミ等の処理

- ・陸上の堆積物除去・処理については、災害廃棄物処理事業を適用した。
- ・漁港内の浮遊物・ゴミ処理については、ダイバーと人力、重機等により片付けを行った。漁港内に流れ込んだ自動車も同時にあげた。まず、優先的に漁港内の沈没したものを引き上げ、その後、浚渫を実施した。
- ・沈没した漁船については、港外、漁港外に関わらず、遺体が入っているかどうかをまず確認し、次に引き上げの可能性・必要性を判断した。
- ・漁港内外は浚渫を実施した。陸に打ち上げられた漁船の所有者を捜したが、所有者が死亡しているケースがあり、町で処理する例が多かった。
- ・北海道は、沈船等の引き揚げ費用は、漁船船主責任保険及び普通損害保険で対応可能とした。

○仮集積場所

- ・仮集積場を沿岸部分に小刻みに設定し、収集したゴミや堆積物等を貯めていった。可燃物は、仮集積場に集めた後、焼却した。ゴミの収集・分別についてはボランティアの協力も得て実施した。
- ・不燃物や廃棄する車等については一箇所に集めた。島内で鉄等の不燃物を処理するのは難しいため、島外の業者に引き取りを依頼した。

○回収したゴミ等の処理

- ・埋められるゴミ等は埋めた。湾内を浚渫した土砂は島外に出せなかつたため、土砂捨て場をつくり野積みし、その後平らにした。
- ・港湾や漁港部分の堆積物除去作業の調整や実施は主に、北海道と北海道開発庁が行った。
- ・堆積物の集積場所については、量が非常に膨大であることやダイオキシンや産業廃棄物処理の問題もあるため、十分な検討が必要だった。

【19930102】復旧・復興体制の構築（北海道）

1) 災害直後の体制

○北海道では、青苗地区の壊滅的な被害内容が明らかになり、集落及び地域の復興対策への取り組みが緊急に必要との認識の上、道の関係部局内部に、①まちづくりワーキンググループ、②漁村集落整備ワーキンググループ、③津波対策ワーキンググループ（外部委員会による検討）が設置された。

○まちづくりワーキンググループについては、8月9日に道庁内に推進委員会が発足したことから、ワーキンググループの案がそのまま「まちづくり対策プロジェクトチーム」に引き継がれた。

2) 庁内体制

○南西沖地震災害復興対策推進委員会（平成5年8月9日設置：発災から27日目）

- ・被災地域の復興対策を総合的に推進するための、庁内の横断的な調整組織として、平成5年8月9日に総務部長（8月20日付で企画振興部長）を委員長とし、関係各部の次長等で構成する「南西沖地震災害復興対策推進委員会」を設置した。
- ・同委員会の中に、復興対策の重点調査を検討する「まちづくり対策」、「水産業振興対策」及び「生活支援対策」の3つのプロジェクトチームをおき、それぞれの専門的、具体的な問題の検討を行った。
 - ・まちづくり対策プロジェクトチーム：道路、公園、上下水道等の生活基盤整備対策、住宅、商店街など集落整備対策、土地対策、防災対策などまちづくり対策
 - ・水産業振興対策プロジェクトチーム：漁港、漁船及び漁具対策、経営安定対策、沿岸整備対策など水産業の振興対策
 - ・生活支援対策プロジェクトチーム：医療福祉、雇用、教育対策など住民生活の安定を図るための支援対策
- ・推進委員会の開催状況は下表のとおりである。

○南西沖地震災害振興対策室（北海道企画振興部）（平成5年8月20日設置：発災から38日目）

- ・復興対策に係る総合的施策の企画及び総合調整等を行う臨時特別の組織として、8月20日付で企画振興部に「南西沖地震災害復興対策室」を設置した。同室は道における国、地元市町村などとの総合窓口として被災地域の復興対策に関わる総合的施策の企画及び総合調整等の事務を処理するとともに、併せて南西沖地震災害復興対策推進委員会に関わる運営事務を所掌することとした。組織図は下図のとおりである。

表 復興対策推進委員会等の開催状況

回	開催日	議題
1	平成5年8月9日	・委員会の設置及び今後の進め方 ・推進委員会書置要綱の制定
2	平成5年9月1日	・復興対策室設置に伴う復興対策の推進 ・推進委員会設置要綱の一部改正 ・今後の復興対策
3	平成5年11月24日	・推進委員会設置要綱の一部改正 ・南西沖地震災害対策第4定補正予算の状況 ・災害復興基金 ・まちづくり計画素案 ・水産業振興対策 ・平成6年度予算
4	平成5年12月16日	・まちづくり計画素案 ・水産業振興対策（奥尻町）
5	平成6年6月10日	・まちづくり復興計画 ・水産業振興対策 ・災害復興基金
6	平成7年3月27日	・復旧・復興事業の推進状況 ・まちづくり整備の推進状況 ・住宅対策の推進状況 ・復興基金の運用状況 ・奥尻町災害復興計画 ・復興対策室の組織改正

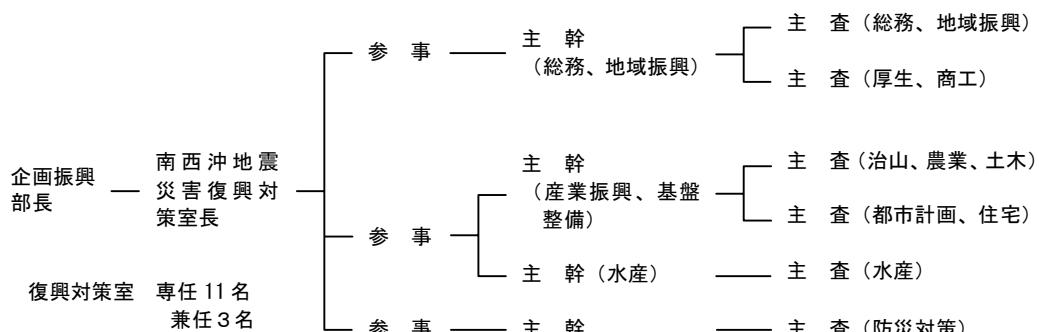


図 南西沖地震災害復興対策室組織図

3) 検討委員会

○北海道南西沖地震津波検討委員会（平成5年8月30日設置：発災から48日目）

- ・検討委員会：平成5年8月30日、平成5年10月1日に開催
- ・沿岸施設の復旧、今後の津波対策の検討

○北海道南西沖地震災害復興計画（まちづくり）検討委員会（平成5年10月25日設置：発災から43日目）

- ・まちづくり計画に専門家の意見を反映させるもの

4) 連絡会議

○北海道南西沖地震奥尻町災害復旧公共事業推進連絡会議（平成5年8月9日設置：発災から27日目）

- ・構成：函館開発建設部、林野庁函館営林支局、防衛施設庁札幌防衛施設局、北海道檜山支庁、北海道函館土木現業所、奥尻町

5) 市町村の復興体制

○奥尻町：平成5年10月1日に災害復興対策室を設置

○大成町：太田地区災害復興プロジェクトチームを設置

○北桧山町：建設課に太櫓復興対策係を平成6年度に設置

○瀬棚町、島牧村：特別な組織を持たず、総務課が兼任で復興対策にあたる。

【参考文献】

- 1) 北海道企画振興部南西沖地震災害復興対策室『北海道南西沖地震災害復興対策の概要』平成7年5月。

【19930103】復旧・復興計画の策定（北海道）

- 北海道が復興計画の策定に着手してから、町村の基本方針が固まるまでの経緯は、以下の段階に分けられる。
 - 1期：震災直後（平成5年7月12日）－平成5年9月まで
 - (内容) ・組織体制の整備、基本方針の検討
 - 9月16日 土地利用構想案の「全戸高台移転案」「一部高台移転案」の事業手法について検討
 - 9月24日 土地利用構想案について道が奥尻町に2案を提示
 - 9月30日 奥尻町は議会に上記2案を説明
 - 2期：平成5年10月－12月まで
 - (内容) ・各町村における地元の合意形成
 - 10月9日 「奥尻の復興を考える会」設立
 - 10月19日、28日 奥尻町が住民説明会を開催
 - 10月26日 道が防潮堤建設に関する説明会を開催
 - 11月8－12日 「奥尻の復興を考える会」での勉強会、アンケート調査実施
 - 11月22日 「奥尻の復興を考える会」の総会で一部高台移転案を要望
 - 11月22日 奥尻町が一部移転案を了承
 - ・関係町村、道、国との協議
 - ・道の復興計画案の作成（12月19日）
 - ・町村への提示
 - 3期：平成6年1月－3月まで
 - (内容) ・事業手法の決定
 - ・町村の基本方針の決定

【参考文献】

- 1) 北海道企画振興部南西沖地震災害復興対策室『北海道南西沖地震災害復興対策の概要』平成7年5月。
- 2) 北海道奥尻町役場『北海道南西沖地震奥尻町記録書』平成8年3月。
- 3) 奥尻町『奥尻町災害復興計画』平成7年3月。

【19930104】市町村財政（北海道）

- 1) 低利資金の確保
 - 災害復旧、応急対策事業等で一時的に多額の資金が必要となることに対応し、低利の資金を確保するため、北海道市町村備荒資金組合資金等の効果的活用を図る。
 - (北海道市町村備荒資金組合資金)
 - ・短期資金の貸付枠8億円(年利3%)
 - ・短期資金の斡旋5億円(年利2.875%)
 - (北海道市町村振興協会資金)
 - ・短期資金の貸付枠10億円(年利3%)
 - ・関係市町村に対する制度の周知について各支庁に通知
(平成5年7月16日)。
 - 2) 特別交付税等の確保
 - 被害状況等を把握し、隨時自治省（当時）に報告。
 - ・災害救助法適用町村に普通交付税9月分の繰り上げ交付。
 - ・公共施設被害の著しい町村に普通交付税9月分の繰り上げ交付。
 - ・特別交付税(12月分)の交付。
 - ・特別交付税(3月分)の交付
 - 自治省（当時）に公営企業関係分の被害状況を説明し、地方公営企業等災害復旧事業債の措置を要望。
 - 災害復旧に係る財政措置として次の措置を講じるよう自治省（当時）に要望。
 - ①普通会計に対する財政措置
 - ・特別交付税、地方債等による財政措置

②公営企業会計に係る財政措置

- ・地方公営企業等災害復旧事業債について低利資金の充当及び償還年限の延長
- ・地方公営企業等災害復旧事業債の元利償還金の補填のため一般会計が繰り出す額についての交付税措置

○平成6年度の復興対策費について特別交付税で措置するよう自治省（当時）に要望。

【19930105】復興基金の概要（北海道）

1) 設置の目的

○平成5年7月12日に発生した北海道南西沖地震による災害に関し、被災者の救済を図り、地域住民の自立を支援するとともに、地域の総合的な復興に寄与することを目的とする。

2) 設置主体

○災害救助法が適用された桧山管内の奥尻町、大成町、瀬棚町、北桧山町、後志管内の島牧村の5町村がそれぞれ設置した。

3) 設置方式

○被災地町村では、国や道の補助制度を有効に活用するためには事業に精通した町村職員の参加が必要であるとの判断から、財団方式や公益信託方式等によらず、各町村による条例方式で設置を行った。

○義援金から被災者への見舞金として配分したものなどを除いた残余額を活用している。

○奥尻町災害復興基金事業一覧（次頁参照）

表 復興基金の概要（北海道）

項目	内容
主体(条例方式)	災害救助法が適用された奥尻町、大成町、瀬棚町、北桧山町、島牧村
目的	<ul style="list-style-type: none">・被災者の救済を図り、地域住民の自立を支援するとともに、地域の総合的な復興に寄与すること
基金の規積	<ul style="list-style-type: none">・奥尻町：132.6億円（当初90.0億円）・大成町：6.0億円（当初5.9億円）・瀬棚町：6.5億円（当初6.0億円）・北相山町：7.5億円（当初6.3億円）・島牧村：5.0億円
基金の財源	<ul style="list-style-type: none">・義援金257億円（基金を設立しない被災市町村への配分も含む）
設立年月日	<ul style="list-style-type: none">・奥尻町：平成5年12月21日・大成町：平成5年12月17日・瀬棚町：平成5年12月21日・北桧山町：平成5年11月24日・島牧村：平成5年12月20日
事業の予定期間	<ul style="list-style-type: none">・3～4年
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・住宅取得費の助成等・農業、水産業、商工観光業の振興対策のための営農施設、漁具魚網の再建費の助成等・中小企業事業再開費の助成等

【19930106】公営住宅の整備（北海道）

○基本的には地元の市町村の事業であるが、奥尻町にあっては、青苗地区の被害が甚大であり、町単独による建設が困難との判断から道営により、104戸の災害公営住宅を建設した。

【19930107】災害復興住宅利子補給費補助制度の創設（奥尻町）

○時期 平成5年11月10日

○北海道持家建設資金の支払利子に対する3年間の利子補給を実施

表 奥尻町災害復興基金事業一覧

1. 住民の自立復興支援	・生活福祉資金利子補給 ・災害援護資金利子補給 ・冬季暖房用灯油等購入費助成 ・在宅福祉サービス負担金助成 ・通学通勤交通費助成	・小型漁船巻揚施設整備助成 ・漁具購入助成及び利子補給 ・ウニ・アワビ・ホタテ深浅移植助成 ・鮮魚運搬費用助成 ・製氷貯氷冷凍冷藏施設整備 ・アワビ資源回収支援センター整備	・津波資料館建設 ・青描墓地公園整備 ・被災公園復興整備
2. 商工・観光業の復興支援	①商工業振興対策 ・中小企業再開費助成 ・中小企業振興資金、災害資金利子補給 ②観光振興対策 ・観光案内板整備費助成 ・地域イベント開催費助成 ・観光復興大型イベント開催費助成 ・観光復興キャンペーン助成 ・観光案内所設備整備助成 ・賽の河原休憩所整備助成	4. 防災関連の復興支援 ・防災行政無線戸別受信機購入助成 ・町内会各地域避難路整備助成 ・水難救助体制強化支援 ・避難所等非常用電源確保及び無線機整備 ・災害用保安帽支給 ・防災ハンドブック作成 ・緊急避難用袋配布 ・避難広場照明施設整備 ・災害対策用備蓄飲料水整備	7. 住民活動の復興支援 ①住民活動関連対策 ・高齢者スポーツ団体活動資材整備助成 ・奥尻三大祭復興支援 ・地域お祭り復興支援 ②住居安定 ・応急仮設住宅転出費用助成 ・住宅解体費助成 ・住宅基礎上げ工事費助成 ・住宅取得費助成 ・家具・家財購入費助成
3. 農林水産業の復興支援	①農林業振興対策 ・営農施設等再建費助成 ・共同利用農業機材整備助成 ・米穀共同利用施設整備助成 ・農業復興特別助成 ②水産業振興対策 ・共同利用漁船建造費及び利子補給 ・共同利用中古船購入費助成 ・水産業共同利用施設整備助成 ・小型漁船船外機整備費助成 ・共同利用倉庫整備助成	5. まちづくりの復興支援 ・青苗地区下水道整備助成 ・定住促進土地購入・住宅整備助成 ・神威脇町内会温泉施設復興支援 ・集会施設整備 ・防犯街灯等整備 ・まちづくりに係る公共用地取得 ・まちづくりに係る分譲用地取得 ・地域ゴミステーション整備 ・被災地区まちづくり等復興整備	8. その他復興支援 ・被災児童生徒特別教育資金支給 ・郷土芸能保存強化整備助成 ・人材育成地域交流助成 ・漁業青色申告会運営費助成 ・共同テレビ受信施設復興支援 ・復興基金支援施策ガイドブック作成 ・津波犠牲者慰霊碑建立 ・生涯学習センター建設 ・高齢者生活福祉センター建設 ・北海道南西沖地震災害記録誌作成 ・災害応急仮設住宅整備 ・神威脇町温泉保養所被災機器改 ・その他特別復興対策支援
		6. 公園の復興支援	

【1993.10.8】住宅情報・融資制度等の情報提供（北海道）

- 被災住民向け住宅相談会を開催し住まいづくり、融資制度等についての説明と被災者個々との面談相談に対応。
- ・主催者：奥尻町、北海道住宅都市部、道立寒地住宅都市研究所、檜山支庁、住宅金融公庫、住宅建設事業者
- 小規模世帯向けモデルプランの提供
 - ・被災者に高齢の単身者、夫婦世帯等の小規模世帯が多く、建設資金をできるだけ抑えた住宅提供の要望もあり、小規模世帯向けの住宅情報が少ないことから、主催者がモデルプランを提供
 - ・住宅規模 2LDK、延床面積20.5坪、20.3坪

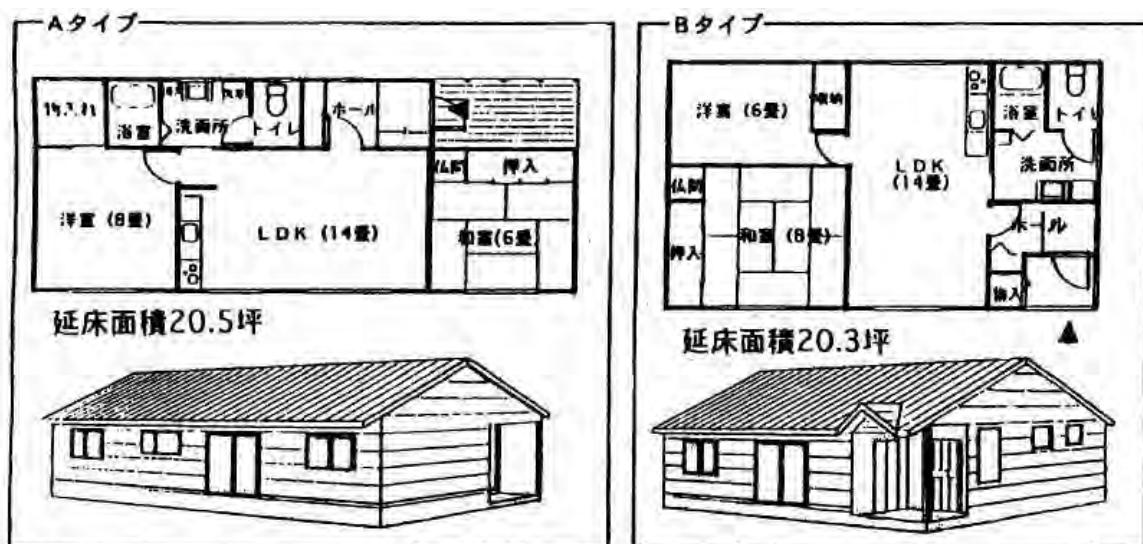


図 小規模世帯向けモデルプラン

【19930109】建設事業者への住宅建設の協力要請（奥尻町）

- 時期：平成6年9月16日
- 対象事業者：奥尻島内・外の住宅事業者（函館建設業協会、檜山建設協会、北海道住宅建築協会函館支部、北海道住宅供給公社等37社）
- 「奥尻町の住宅建設に関する建設事業者説明会」を開催し、今後の建設ラッシュ時における住宅建設の協力を要請。

【19930110】高齢者対策（北海道）

- 高齢者保健対策は、今後の高齢化社会へ向けて、平成5年度に策定した「奥尻町老人保健福祉計画」に基づき進めていくこととしている。しかし、災害発生による高齢者の生活環境の大きな変化から、平成6年度に高齢者の生活実態・福祉制度の利用意向調査を実施した。
- この調査結果をもとに、平成3年度に設置した特別養護老人ホーム「おくしり荘」を中心としたショートステイ事業、デイサービス事業等の福祉サービスに併せて、高齢者世帯の住宅対策として、居住機能の他、介護支援機能、地域交流機能を総合的に提供する高齢者生活福祉センターを平成7・8年度に整備した。
- 在宅生活への支援対策として、ホームヘルプサービス事業やデイサービス事業等を推進している。

【19930111】防潮堤整備（北海道・奥尻町・大成町）

- 防潮堤の整備
 - ・防潮堤の天端高は、津波波高を考慮し、北海道から、奥尻町、大成町等被災自治体に提示され、被災自治体内での検討を経て最終的な高さが決定された。
- 奥尻町青苗地区岬周辺
 - ・天端高：海拔5.9m～11.7mで市街地を取り囲む形で建設
 - ・事業期間：平成5年度～平成7年度
 - ・事業主体：北海道
- 奥尻町初松前地区
 - ・天端高：海拔11m、延長560m
 - ・事業期間：平成6年度～平成7年度
 - ・事業主体：北海道
- 大成町太田地区（太田漁港南護岸から北側の漁港）
 - ・天端高：海拔7m、延長171.9m
 - ・事業期間：平成6年度～平成7年度
 - ・事業主体：北海道
 - ・南護岸から南側については道道の道路護岸の嵩上げにより防護

【19930112】防潮水門の整備（奥尻町）

- 港湾海岸区域内には、釣懸川、塩釜川の普通河川があり、この津波対策の有効な方法として北海道で初めての津波水門の設置が検討され、釣懸川水門が平成7年3月に、また塩釜川水門が9月に完成した。
- 水門は、全閉において河川流量を排水できるフラップゲートが2門ずつ設置されており、治水面にも対応できる構造となっている。
- 地震発生時に震度5程度を感じると約1分間の非常放送後に自重降下を開始し、ゲートが全開する機能となっているため、万一の津波の襲来から河川及び周辺の地域を守ることができる。

【19930113】全戸移転跡地の災害危険区域の指定（奥尻町）

- 奥尻町青苗5区の岬周辺地区は、北海道南西沖地震において津波が通り抜け甚大な人的・物的被害が発生し、かつ高台まで距離があり避難が困難な場所である。
- そのため青苗5区は全戸移転することとなり、その跡地（移転促進区域）は建築基準決第39条に基づき町条例により災害危険区域に指定され、住居の用に供する建物が制限された。現在は、公園として利用されている。

【19930114】防災集団移転促進事業等（奥尻町）

- 1) 合意形成過程
- 育苗地区のまちづくりは、「全戸高台移転」と「一部高台移転」の2案に整理され、平成5年9月30日に議会に説明、10月19日に住民に対する説明会が開催された。

《全戸高台移転案》

抜本的な津波安全対策として、岬周辺と低地部の全戸を高台に移転し、既成市街地を含めた青苗地区の一体的なまちづくりを図る

《一部高台移転案》

港背後の低地部に漁師まちゾーンを形成し、ほかを高台に移転する

○説明会での住民要望

漁業者：前浜に近く海の近くに住みたい

商業関係者：まとまった住宅地の形成を望む

高齢者：住み慣れた土地で再建したい

若年層：住み慣れた土地に執着することなく安全な高台を望む

○住民組織の「奥尻の復興を考える会」は、町からの復興計画案についての説明(10月19日)及び道の防潮堤建設に関する説明会(10月26日)を受け、勉強会やアンケート調査を実施後、総会(11月22日)を開催し、漁業者の強い声がある全戸高台移転は困難とし、一部高台移転案を採用した。町は、これを受け議会での了承を得て、復興方針について道に回答し、その後、復興計画素案が町に示された。

2) 事業概要

事業主体：奥尻町

対象地区：奥尻町育苗地区岬周辺 ・ 事業期間：平成6年度～平成7年度

総事業費：7億2千万円(国から3/4補助)、補助対象外分は奥尻町が単独事業で実施

3) 事業内容

○集団移転促進事業計画を定め、平成6年8月19日内閣総理大臣の承認を受ける

○該当区域の住宅を全戸移転し、移転者等の住宅団地として2カ所を造成する

○移転者等から用地を買い取り、地区的排水終末処理場、記念公園等を整備する

○平成6年10月1日、移転促進区域内の跡地は建基法39条に基づき町条例により災害危険区域に指定し、住居の用に供する建物を制限

○土地の処理方法は、町が在来地を一括買収し、造成後被災者に同単価で分譲

【19930115】漁業集落環境整備事業による嵩上げ（奥尻町）

○津波被害が甚大であった奥尻町の青苗地区では、被災者の再建意向として漁業者は現地再建、その他住民は高台移転を希望していたため、現地嵩上げ(漁業集落環境整備事業)と高台移転(防災集団移転促進事業)をあわせた被災地の復興がなされた。

1) 事業概要

事業手法：漁業集落環境整備事業（水産庁）

上水道は簡易水道災害復旧事業（厚生省（当時））

事業期間：平成6年度～平成8年度（3カ年）

総事業費：約24億1千万円

2) 事業内容

○青苗地区漁業集落環境整備事業基本計画を定め、平成6年6月13日農林水産大臣承認を受ける

○防潮堤の背後を盛土し、緑道(宅地、道路、公園、避難路)、上水、排水施設等を整備

○造成地の残土(約14万m³)を市街地の盛土材に利用

○地区面積：事業面積95,100m²、宅地180画地

○公共施設：道路(16路線)、緑道(7路線)、排水施設、終末処理場(育苗岬周辺地区に建設)、防災安全施設(防火水槽6基、街路灯26基)、緑地広場

○用地処理：町が在来地を一括買収し、造成後、被災者に分譲

【19930116】曳家による残存家屋対処（大成町）

○大成町太田地区は、海岸沿いを走る道道北桧山大成線の天端嵩上げと背後宅地の嵩上げにより集落再建を図ることとしたが、残存家屋も多かった。

○そのため、残存家屋を曳家により造成地に移転しながら順次整備を進めていくこととした。被災者の土地に対する愛着が強く、配分用地の決定同意が得られないなど問題が生じたが、残存家屋の曳家用地を確保することを用地配分の第一条件として調整を図ることとし、地区内での自主的な調整による原案を町が修正する形で最終配分が決定された。

・施工：平成7年度に30件、平成8年度に29件

○工期：住宅のジャッキアップ(2.2m程度)に約1週間、移動と据え付けに約1週間、全体で約1月。

○半壊家屋については、個人で補修(町の助成金利用)した後に曳家が行われた。

○居住者は、仮設住宅と地区会館に仮住まいした。

【19930117】文教施設事例（奥尻町）

○地震、津波により被災した稲穂、青苗の両小学校は、「公立学校施設整備費」の補助を受けて校舎の新築工事が進められ、稲穂小学校は平成6年3月30日に、また、青苗小学校は平成7年3月30日にそれぞれ完成した。

○稲穂小学校は盛土上に校舎を建設し、育苗小学校は1階部をピロティ構造としている。

【19930118】災害記憶継承への取組み（奥尻町）

1) 記録誌の作成

○被害状況を記録誌としてとりまとめ、地震災害の恐ろしさを永く後世に伝えるとともに、今後の地震災害対策の参考資料として役立てるため発刊し、町内全世帯及び関係機関に配布。

○北海道南西沖地震の場合は、義援金を原資とする災害復興基金の事業として行っている町が多い。

2) 津波慰靈碑の建立

○犠牲者の供養と後世への伝承のための慰靈碑建立事業。青苗岬公園中央に北海道南西沖地震災害によって亡くなられた198名の名前が刻まれた慰靈碑が建立されている。

3) 津波資料館の建設

○大被害の記録を後世に伝えるとともに、津波や地震の研究者、学者らの拠点とするための資料館の建設事業。

事例コード | 199302

1993年（平成5年） 8月豪雨

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成5年8月6日、前夜から降り続いている雨は未明から厳しさを増し、午後になると一段と雨脚は強くなり、「100年に1度の豪雨」と称されるような想像を絶する記録的な豪雨となって、鹿児島市内とその周辺部に甚大な被害をもたらした。

このときの降雨は、8月5日午後12時から7日午後6時まで、川内市の376ミリを最高に宮之城、東市来で300ミリを超え、鹿児島市でも269ミリを記録した。また鹿児島市では、6日午後5時から7時までの2時間で109ミリという局地的集中豪雨も記録した。しかも、鹿児島市北部地域から郡山町にかけて降り始めてから総雨量は350mmを超えた。

このため、鹿児島市内を流れる甲突川、新川、稻荷川の3河川が氾濫して、天文館や西駅周辺等の広い範囲で浸水した。特に、甲突川が国道3号線と平行している草牟田付近では国道が2メートル以上も冠水し、道路はさながら渦流の流れる川と化したほか、長年市民に親しまれてきた甲突川にかかる五石橋のうち新上橋と武之橋が流失した上、県内最古の石橋といわれてきた実方太鼓橋も流失した。

この夜、鹿児島市内では11,000棟余りが浸水し、市民4,000人余りが58か所に設置された避難所へ避難し、不安な夜をすごした。

また、鹿児島市小山田で国道3号線が大きく陥没したのをはじめ、随所で崖崩れも発生した。中でも鹿児島市竜ヶ水地区では国道10号沿いの崖が4kmの区間で22箇所にわたり崩壊し、通行車両1,200台やJRの列車乗客、地域住民など約3,000名が完全に孤立してしまった。これら孤立した人々については、官民一体となった海上からの救出活動で救助されたが、一夜明けた被災地はさながら地獄の様相で、この豪雨により一夜のうちに48命の人命が奪われ、1名が行方不明となつた。

この他、交通網はもちろん電話・電気・ガス・水道にいたるほとんどのライフラインもずたずたとなり、市民生活は混乱を極めた。

表1 被害状況（鹿児島県）

区分			被害	区分			被害
人的被害	死 者	人	48	衛 生 福祉 関 係	千円	10,578,496	
	行 方 不 明 者	人	1	農 業 関 係	千円	8,523,722	
	負 傷 者	重 傷 人	12	水 産 関 係	千円	17,500	
		軽 傷 人	52	山 林 関 係	千円	9,533,025	
	合 計	人	113	商 工 業 関 係	千円	26,744,988	
住家被害	全 壊	棟	298	公 共 土 木 施 設 関 係	千円	21,518,169	
	半 壊	棟	193	学 校 施 設 関 係	千円	2,931,468	
	一 部 破 損	棟	588	警 察 関 係	千円	300,563	
	床 上 浸 水	棟	9,378	そ の 他	千円	29,000	
	床 下 浸 水	棟	2,754	合 計	千円	80,176,931	
	合 計	棟	13,211				

(2) 災害後の主な経過

6月12日から始まった豪雨災害で、鹿児島県では2度にわたり災害対策本部を設置し対応にあたった。以下主に8月5日から6日の集中豪雨における鹿児島県の災害対策本部の対応（竜ヶ水周辺孤立者救出に係る）の経過を記載する。なお、災害対策本部が解散されたのは、本災害後に発生した台風第7号・台風第13号の対応を終え県内が平静を取り戻した10月12日であり、その設置期間はこれまでに例の無い73日間に及んだ。

表2 災害後の主な経過（鹿児島県の取組状況）

年	月日	項目
平成5年	8月5日	22:10 鹿児島地方気象台から鹿児島県地方に大雨洪水警報が発令
		災害対策本部設置（※8月1日22:30から継続）
		17:00 第1配備体制発令
		17:50 知事から災害発生通報及び対策の指示
		18:00 県警察本部からの連絡員派遣
		18:26 JR九州鹿児島支社から孤立した列車乗客の救出要請
		18:35 第十管区海上保安本部に出動要請、県警本部に通報
		18:40 桜島町にフェリー出動要請
		19:00 近隣漁港に出動要請、鹿児島市災害対策本部に避難所開設要請、医療救護班、救助班出動、海上自衛隊に災害派遣要請打診
	8月7日	20:00 海上自衛隊に災害派遣要請（正式）、陸上自衛隊に災害派遣要請打診
		23:00 鹿児島市・伊集院町・郡山町に災害救助法の適用決定（8月5日から8月6日にかけての集中豪雨）
	10月12日	1:00 陸上自衛隊に出動要請（正式）
		19:30 医療救護班活動終了（災害対策本部救護活動終了）
	災害対策本部解散	

【参考文献】

- 1) 鹿児島県『平成5年夏鹿児島県豪雨災害の記録』平成7年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

199302	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理		➡【19930201, p103】 ➡【19930202, p103】			
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		➡【19930203, p103】			
施策 2：復興計画の作成		➡【19930204, p103】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建		➡【19930205, p103】 ➡【19930206, p104】		➡	
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧		➡【19930207, p104】 ➡【19930208, p104】 ➡【19930209, p104】		➡ ➡ ➡	➡ ➡ ➡
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備					
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【19930201】土砂、水害ゴミ収集・処分（鹿児島市）

- 河川の氾濫等で、被災家屋からの粗大ゴミを中心とした大量のゴミが市街地等に溢れた。除去には、域内外の建設業者等から車両を借り上げるとともに、市職員自らが、収集に回るなどして作業に当たったが、一時的に大量のゴミが出された上、道路寸断等により、埋立処分地への搬入に手間取った。
- 土砂：人家 道路端(個人で処理) 集積場 処分場
- たたみ等のゴミ：人家 道路端 集積場 処分場

【19930202】風倒木の処理（鹿児島市）

- ・風倒木被害等緊急対策事業(県単独)を創設し、平成7年度までの3年間に亘り、1)被害の著しい地域への風倒木処理作業者の派遣、2)被害材の混入による木材市場の混乱を防止するための被害材の仕分け、3)風倒木の林外搬出の促進、4)作業道等の災害復旧、に対して助成を行うこととした。
- ・上記の対策を円滑に行うために、県森林組合連合会等からなる「風倒木処理対策連絡会」を発足させた。

【19930203】復旧・復興体制の構築（鹿児島県）

- ・本災害における、復旧・復興体制に関する記録なし。

【19930204】復旧・復興計画の策定（鹿児島県）

- ・本災害では、事業全体を統括した復旧・復興計画は立案されていない。
- ・本災害における主な復旧事業は下記の通りである。

○公共事業

- ・河川激甚災害対策特別緊急事業
- ・災害関係緊急砂防事業
- ・災害関係緊急急傾斜地事業
- ・災害関係緊急治山事業
- ・林地崩壊防止事業
- ・造林事業

○県単公共事業

- ・県単道路整備事業
- ・県単橋梁整備事業
- ・県単河川等防災事業
- ・県単砂防事業
- ・県単急傾斜地崩壊対策事業
- ・県単林道事業
- ・県単治山事業
- ・県単農地等防災事業

【参考文献】

- 1) 鹿児島県『平成5年夏鹿児島県豪雨災害の記録』平成7年3月。

【19930205】住宅金融公庫の現場審査の特例（鹿児島市）

○豪雨及び台風13号による家屋の被害により、瓦不足となったことから現場審査の特例措置が次のとおり行われた。

- ・適用期間
平成5年9月6日から平成6年1月31日までに現場審査を行うもの。

・特例措置

現場審査時期：通常は屋根工事完了後であるが、屋根木工事等の屋根下地材の施工が完了し、屋根仕上材が葺かれていなくても、現場審査を行うことができる。

現場審査合格判定：屋根仕上材の施工を除く工事について審査上支障のない場合は合格とするもの。

【19930206】住宅金融公庫との連携による相談所の設置（鹿児島市）

- 豪雨等により家屋に被害を受けた地域において、住宅金融公庫の災害復興住宅金融制度及びがけ地近接等危険住宅移転事業の説明会を開催した。

【19930207】甲突川総合治水対策（鹿児島県）

◇概要

- 平成7年6月に、鹿児島県と流域の鹿児島市、郡山町、吉田町による「総合治水対策推進協議会」を設置

- 河川改修と併せて、流出抑制対策、土砂流木抑止対策、常時浸水地区の内水対策及び避難予警報や対策等についての計画をとりまとめた。

◇甲突川総合治水対策推進の基本的考え方

- 浸水被害の軽減のために、以下の方針で積極的な取り組みを行った。

- 1) 激特事業等による河川改修により、流下能力を向上させる。
- 2) 土砂・流木を抑止するために、砂防・治山事業・急傾斜保全事業を推進する。
- 3) 団地等の開発に対しては、下流への流量増とならないよう防災調整池設置基準を強化する。
- 4) 内水排除対策として、本川の堤防より低い地域は本川の水位の影響を受けて水路の排水がしつぶいため、スムーズに排水できるように下流へのバイパス水路等の下水路網の整備を行う。
- 5) 雨水の流出抑制対策として、学校校庭や公園等における雨水貯留を行う。
- 6) 自然流出抑制機能を保全するため、森林の保育管理を積極的に実施する。
- 7) 各家庭等における雨水の貯留・浸透を啓発していく。
- 8) 被害軽減対策として、高床構造とした住宅や防水シャッター等を設置した建築物等、耐水化を奨励・指導する。
- 9) 防災マップを策定し、防災情報の周知を行う。
- 10) 河川水位や雨量情報について無線通信網を利用し、適時・的確な情報伝達のための河川情報システムを整備する。

【19930208】甲突川改修（鹿児島県）

- 被害概要：浸水家屋11,586戸、浸水面積424ha

○計画概要

- ・被災前：昭和44年の水害を契機に改修工事全体計画を策定、当初計画では計画高水流量を $1,000\text{m}^3/\text{s}$ (1/100確率)としていたが、河道拡幅を全体的に行うことは困難なことから、基本高水流量を $1,000\text{m}^3/\text{s}$ 、計画高水流量 $700\text{m}^3/\text{s}$ に改正、 $300\text{m}^3/\text{s}$ についてはダム、遊水池、放水路で対応することとする。
- ・甲突川は昭和45年度から中小河川改修事業に着手、しかし、平成5年の洪水を契機に激特事業を導入し、洪水発生当日の洪水流出量を水位観測所データから算出された $700\text{m}^3/\text{s}$ 対応の改修を行った。

○計画作成/工事期間

- ・事業：平成5年度～平成9年度
- ・平成8年3月総合治水対策計画のとりまとめ

○適用事業・事業費

- ・河川激甚災害対策特別緊急事業：268億円
- ・河川災害復旧事業：65.8億円

【19930209】石橋移転・復元事例（鹿児島県）

- 被害概要：1845～49年に甲突川にかけられた五石橋の内、2橋が流失し、3橋(西田橋：鹿児島県、高麗橋・玉江橋：鹿児島市)が残った。

○計画概要

- ・残った3石橋を河川改修に併せて移転復元を行い、保存することとなる。
- ・西田橋については、「西田橋解体復元調査委員会」の指導・助言のもと、(財)文化財建造物保存技術協会の設計・施工監理により復元が行われている。

○事業費

- ・西田橋地域総合整備事業(ふるさとづくり債)
50億円(用地補償20億円、橋梁10億円、資料館10億円、公園10億円)
- ・高麗橋・玉江橋街路事業、地方特定道路整備事業・緊急地方道路整備事業(自治省(当時)起債事業)
49億円(用地補償21億円、橋梁20億円、公園地8億円)

事例コード | 199303

1993年（平成5年） 台風13号

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

県内各地で、豪雨災害の悲劇からようやく落ち着きを取り戻しつつあったおり、戦後最大級の台風第13号が来襲した。

台風13号は広い暴風域と非常に発達した雨雲を伴い、平成5年8月3日16時前に薩摩半島南部に上陸し、鹿児島湾を経て県本土を南西から北東方向に縦断する格好で大隈半島北部を通り抜けた。このため、県本土全域で大雨と暴風による被害が多発した、なかでも薩摩半島では局地的に大雨が降り、3日16時30分頃、金峰町大坂扇山地区で大規模な崖崩れが発生し、付近住民20名が避難していた民家を押しつぶした。また、同日22時頃川辺町小野においても崖崩れが発生し、9名が死亡したほか、金峰町白川、大口市、垂水市、知覧町でも土砂崩れ等により1名ずつ4名が死亡し、台風第13号災害による死者は2市3町で33名にものぼった。

この台風では強風による被害も大きく、県内で32,813棟の住家と3,128棟の非住家が、全壊・半壊・一部損壊の被害を受けた。さらに、再び鹿児島市内を流れる甲突川が氾濫し、市内で1,400棟余りが浸水被害を受け、加世田市を流れる万之瀬河も氾濫し、約780棟が浸水被害を受けた。

また、9月20日20時頃、日置郡日吉町の毘沙門地区で大規模な土砂崩れが発生、2世帯5人が生き埋めとなり、2名が犠牲となった。当時同地域に気象警報等は発表されておらず、午前中小雨がぱらついていた程度で、これまでの災害発生状況と大きく異なっていた。

表1 被害状況（鹿児島県）

区分			被害	区分			被害
人 的 被 害	死 者	人	33	衛 生 福 祉 関 係	千円	2,682,631	
	行 方 不 明 者	人	一	農 業 関 係	千円	29,863,024	
	負 傷 者	重 傷	15	水 産 関 係	千円	2,216,447	
		軽 傷	160	山 林 関 係	千円	11,955,506	
	合 計	人	208	商 工 業 関 係	千円	8,005,830	
住 家 被 害	全 壊	棟	226	公 共 土 木 施 設 関 係	千円	33,976,605	
	半 壊	棟	706	学 校 施 設 関 係	千円	2,664,677	
	一 部 破 損	棟	31,899	警 察 関 係	千円	157,214	
	床 上 浸 水	棟	1,381	そ の 他	千円	229,873	
	床 下 浸 水	棟	3,903	合 計	千円	91,751,807	
	合 計	棟	38,115				

(2) 災害後の主な経過

鹿児島県では8月からの豪雨災害で災害対策本部が設置され継続していた。主な経過については記録のあった箇所を記載する。

表2 災害後の主な経過（鹿児島県の取組状況）

年	月日	項目
平成5年	8月6日	災害対策本部設置 (※ 8月1日22:30から継続)
	9月3日	18:00 鹿児島市・加世田市・垂水市・川辺町・金峰町に災害救助法の適用決定（台風13号）
	10月12日	災害対策本部解散

【参考文献】

- 1) 鹿児島県『平成5年夏鹿児島県豪雨災害の記録』平成7年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

199303	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備						
1.1 復興に関連する応急処置						
施策 1：被災状況等の把握						
施策 2：がれき等の処理						
1.2 計画的復興への条件整備						
施策 1：復興体制の整備		→	【19930301, p108】			
施策 2：復興計画の作成		→	【19930302, p108】			
施策 3：広報・相談対応の実施						
施策 4：金融・財政面の措置						
2. 分野別復興施策						
2.1 すまいと暮らしの再建						
施策 1：緊急の住宅確保						
施策 2：恒久住宅の供給・再建						
施策 3：雇用の維持・確保						
施策 4：被災者への経済的支援						
施策 5：公的サービス等の回復						
2.2 安全な地域づくり						
施策 1：公共施設等の災害復旧						
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備						
施策 3：都市基盤施設の復興	→	→	【19930303, p108】	→	→	
施策 4：文化の再生						
2.3 産業・経済復興						
施策 1：情報収集・提供・相談						
施策 2：中小企業の再建						
施策 3：農林漁業の再建						

3. 災害復興施策事例

【19930301】復旧・復興体制の構築（鹿児島県）

- ・本災害における、復旧・復興体制に関する記録なし。

【19930302】復旧・復興計画の策定（鹿児島県）

- ・本災害では、事業全体を統括した復旧・復興計画は立案されていない。
- ・本災害における主な復旧事業は下記の通りである。

○公共事業

- ・河川激甚災害対策特別緊急事業
- ・災害関係緊急砂防事業
- ・災害関係緊急急傾斜地事業
- ・災害関係緊急治山事業
- ・林地崩壊防止事業
- ・造林事業

○県単公共事業

- ・県単道路整備事業
- ・県単橋梁整備事業
- ・県単河川等防災事業
- ・県単砂防事業
- ・県単急傾斜地崩壊対策事業
- ・県単林道事業
- ・県単治山事業
- ・県単農地等防災事業

【参考文献】

- 1) 鹿児島県『平成5年夏鹿児島県豪雨災害の記録』平成7年3月。

【19930303】スクールゾーンの安全確保（蛤良町）

○集中豪雨によって県道に架かる橋が流失したため、各通行車両が狭い町道に殺到し、登下校の児童・生徒の安全性の確保が懸念されるとの申出を受けた。

○現場の状況はまさに申出の状況であり、早速、町に連絡、安全な対応方を要請していたところ、町、県土木事務所、地元警察署、教育委員会による「臨時スクールゾーン対策委員会」が開催され、県道の一部安全部分について歩行者用に開放するとともに、町道の危険箇所には、学校の「親子会」が立ち番をし、児童・生徒の通行の安全を図ることが決定した。

事例コード

199501

1995年（平成7年） 阪神・淡路大震災

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

阪神・淡路大震災は、平成7年1月17日（火）5時46分に発生し、震源地は淡路島北部（北緯34度36分 東経135度03分）、震源の深さは約14kmで、規模はマグニチュード7.3と推定されている。

①発生日時

平成7年1月17日（火）5時46分

②震源地

淡路島北部（北緯34度36分 東経135度03分）

③震源の深さ：約14km

④規模：マグニチュード7.3

⑤各市町村の最大震度（震度6以上）

震度7：神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、北淡町、一宮町、津名町の一部

震度6：神戸、洲本

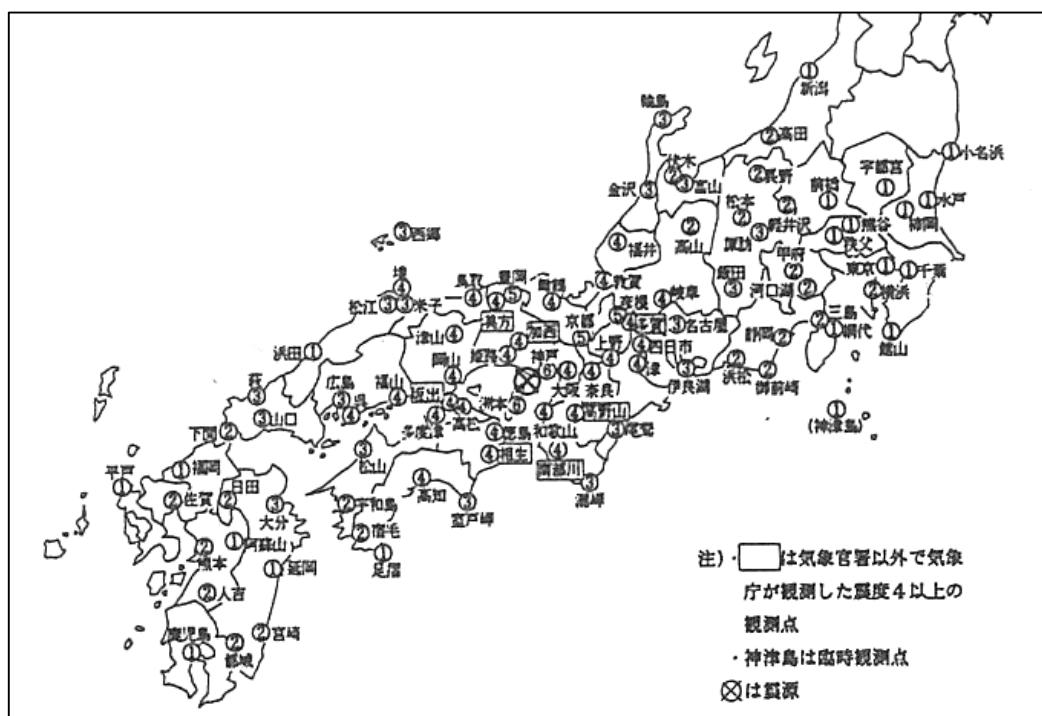


図1 阪神・淡路大震災の震度分布図

（出典）総理府阪神・淡路復興対策本部事務局「阪神・淡路大震災復興誌」平成12年2月23日。

⑥被害状況

阪神・淡路大震災による被害は、死者・行方不明者のほか、住宅や事業所等の建築物や高速道路、鉄道、港湾、ライフライン等、多岐にわたっており、総被害額は約10兆円に上っている。

この地震の主な被害状況（人的被害・住宅被害）は下表のとおりである。とくに神戸市内の長田区など老朽木造住宅密集市街地での建物の倒壊と火災の被害が激しく、また、避難生活者も約31.7万人に上った。

表1 阪神・淡路大震災の主な被害状況（兵庫県内、災害救助法適用市）

死者〔人(%)〕	住宅被害(棟)			計
	全壊	半壊		
神戸市	4,564 (71.29)	61,800	51,125	112,925
尼崎市	49 (0.77)	5,688	36,002	41,690
西宮市	1,126 (17.59)	20,667	14,597	35,264
芦屋市	443 (6.92)	3,915	3,571	7,486
伊丹市	22 (0.34)	1,395	7,499	8,894
宝塚市	117 (1.83)	3,559	9,313	12,872
川西市	4 (0.06)	554	2,728	3,282
明石市	11 (0.17)	2,941	6,673	9,614
加古川市	2 (0.03)	0	13	13
三木市	1 (0.02)	25	94	119
高砂市	1 (0.02)	0	1	1
洲本市	4 (0.06)	203	932	1,135
淡路市 ^(注)	58 (0.91)	3,076	3,976	7,052
計	6,402 (100.00)	103,823	136,524	240,347

(出典) 兵庫県「阪神・淡路大震災の死者にかかる調査について」(平成17年12月22日記者発表)。兵庫県「阪神・淡路大震災の市町被害数値」(平成18年5月19日消防庁確定)。

(注) 平成17年4月1日に合併したことによる。

(2) 災害後の主な経過（兵庫県の取組状況）

- 地震後の応急対策について、兵庫県は、地震発生直後の1月17日午前7時に「兵庫県南部地震災害対策本部」を設置し、実施した。
- また、復旧・復興対策については、3月15日に「阪神・淡路大震災復興本部」を設置し、3月30日に都市再生戦略策定懇話会による「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」を受け、7月31日に兵庫県「阪神・淡路震災復興計画」（ひょうごフェニックス計画）を策定した。

表2 災害後の主な経過（兵庫県の取組状況）

年	月日	項目
平成7年	1月17日	兵庫県南部地震発生
		兵庫県「兵庫県南部地震災害対策本部」設置
		災害救助法適用決定（神戸市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、以上、17日付で適用）
		兵庫県「兵庫県南部地震災害対策総合本部」改組
	1月30日	兵庫県「兵庫県南部震災復興本部」設定
	2月6日	り災証明書発行、義援金（第1次配分）交付開始
	3月15日	兵庫県「阪神・淡路大震災復興本部」設置
		兵庫県「阪神・淡路大震災兵庫県災害対策本部」改組
	3月30日	都市再生戦略策定懇話会「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」を兵庫県に提言
	4月3日	(財)阪神・淡路大震災復興基金設立
	7月3日	阪神・淡路大震災復興基金事業受付開始
	7月17日	兵庫県「被災者復興支援会議」設置
	7月31日	兵庫県「阪神・淡路震災復興計画」（ひょうごフェニックス計画）を策定
	8月20日	災害救助法に基づく避難所を解消、待機所開設（21日）
	12月25日	(財)阪神・淡路産業復興推進機構設立

【参考文献】

- 1) 総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』平成12年2月23日。
- 2) 兵庫県『阪神・淡路大震災－兵庫県の1年の記録』平成8年6月。
- 3) 兵庫県『阪神・淡路大震災の死者にかかる調査について』（平成17年12月22日記者発表）。
- 4) 兵庫県『阪神・淡路大震災の市町被害数値』（平成18年5月19日消防庁確定）。
- 5) 兵庫県『伝える－阪神・淡路大震災の教訓－』平成21年3月22日。

2. 災害復興施策事例の索引表

199501	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握	●→	【19950101, p116】			
施策 2：がれき等の処理	●→ ●→ ●→	【19950102, p116】 【19950103, p116】 【19950104, p117】			
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備	●→	【19950105, p117】			
施策 2：復興計画の作成	●→	【19950106, p120】			
施策 3：広報・相談対応の実施	●→ ●→ ●→ ●→ ●→ ●→ ●→ ●→	【19950107, p121】 【19950108, p122】 【19950109, p122】 【19950110, p122】 【19950111, p122】 【19950112, p122】 ●→ 【19950113, p123】 ●→ 【19950114, p123】			
施策 4：金融・財政面の措置	●→	【19950115, p123】	●→		
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保	●→ ●→ ●→ ●→ ●→ ●→ ●→ ●→	【19950116, p124】 【19950117, p124】 【19950118, p125】 【19950119, p125】 ●→ 【19950120, p125】 ●→ 【19950121, p126】 ●→ 【19950122, p127】 ●→ 【19950123, p127】 ●→ 【19950124, p127】 ●→ 【19950125, p128】 ●→ 【19950126, p128】			

199501	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
施策 1：緊急の住宅確保				<p>【19950127, p128】</p> <p>【19950128, p128】</p> <p>【19950129, p129】</p> <p>【19950130, p129】</p> <p>【19950131, p129】</p> <p>【19950132, p129】</p> <p>【19950133, p129】</p>	
施策 2：恒久住宅の供給・再建				<p>【19950134, p129】</p> <p>【19950135, p130】</p> <p>【19950136, p130】</p> <p>【19950137, p131】</p> <p>【19950138, p131】</p> <p>【19950139, p131】</p> <p>【19950140, p133】</p> <p>【19950141, p133】</p> <p>【19950142, p133】</p> <p>【19950143, p133】</p> <p>【19950144, p134】</p> <p>【19950145, p134】</p> <p>【19950146, p134】</p> <p>【19950147, p134】</p> <p>【19950148, p134】</p> <p>【19950149, p135】</p> <p>【19950150, p135】</p> <p>【19950151, p135】</p> <p>【19950152, p136】</p> <p>【19950153, p136】</p> <p>【19950154, p136】</p> <p>【19950155, p136】</p> <p>【19950156, p136】</p> <p>【19950157, p137】</p>	

199501	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
				→【19950158, p137】		
施策 3：雇用の維持・確保				→【19950159, p137】		
				→【19950160, p138】		
				→【19950161, p138】		
				→【19950162, p138】		
施策 4：被災者への経済的支援				→【19950163, p138】		
		→【19950164, p139】				
		→【19950165, p139】				
		→【19950166, p139】				
		→【19950167, p140】				
		→【19950168, p140】				
		→【19950169, p140】				
		→【19950170, p140】				
施策 5：公的サービス等の回復		→【19950171, p140】				
		→【19950172, p141】				
		→【19950173, p141】				
		→【19950174, p141】				
		→【19950175, p141】				
		→【19950176, p142】		→【19950177, p142】		
		→【19950178, p142】				

199501	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧					
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備		→【19950179, p142】 →【19950180, p142】	→	→	→
施策 3：都市基盤施設の復興		→【19950181, p144】 →【19950182, p144】 →【19950183, p144】 →【19950184, p144】 →【19950185, p144】 →【19950186, p145】 →【19950187, p145】	→	→	→
施策 4：文化の再生		→【19950188, p145】		→	
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談		→【19950189, p145】 →【19950190, p146】			
施策 2：中小企業の再建		→	→【19950191, p146】 →【19950192, p148】	→	→
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【19950101】被災ビルのアスベスト使用状況調査（神戸市）

- ・発災後、神戸市には全国から無数の解体業者が集まってきており、その全てに対策を周知徹底するの不可能と考えられることから、アスベスト使用建築物を確認し、所有者及び請負業者に警告を発する必要があった。
- ・このため、神戸市では、環境庁の支援と日本石綿工業会加盟各社の協力を得て、3月に市内全ての半壊・全壊ビル（1,224棟）の調査を実施した。その結果、40のビルについてほぼ確実にアスベストが使用されていることが確認されたが、その他、建築年代や構造から使用可能性が大きいが確定はできないものが104棟もあり、さらに追跡調査（6月・11月に実施）が必要となった。
- ・調査の結果、アスベスト使用の可能性があったビルについてその持ち主に対し、指導警告文書を送付した。

【19950102】がれき処理の概要（国・地方公共団体）

○経緯

- ・阪神・淡路大震災では、国は個人や中小企業の損壊建物等の解体について、特例的に廃棄物処理法（廃棄物の処理および清掃に関する法律）の災害廃棄物処理事業として所有者の承諾のもとに市町村の事業として行い、公費負担（国庫補助1/2）の対象とした。
- ・公費負担の決定を受け、1月29日から、倒壊家屋等の処理の受付が開始され、翌30日には一万件に達した。
- ・これらのがれきの処理を円滑に進めるため、2月3日には4省庁連絡会議（厚生・運輸・建設・警察）・国・県・市町の関係機関、各鉄道会社、その他関係団体により構成された「災害廃棄物処理推進協議会」が発足し、搬送ルートから適正な処分までの具体的な処理計画の策定が検討された。
- ・2月28日には、復興委員会（国の復興対策本部の諮問委員会）から、がれき等の撤去・倒壊家屋の処理に関する提言（8項目）が発表され、収集されたコンクリート等は、破碎処理した上で港湾整備事業・埋め立て事業に資材として活用することが明記された。そして4月14日に、「兵庫県災害廃棄物処理計画」が策定された。最終処分場として、1月19日には阪神間の不燃物がフェニックス埋立地で処分されることが決定すると同時に、企業庁生穂地区埋立地への受け入れを要請した。その結果、1月24日より尼崎市、伊丹市、芦屋市からのフェニックス埋立地への搬入が開始され、同26日より一宮町、東浦町、西淡町のがれき搬入が開始している。2月24日には、兵庫県は、解体した廃棄物の仮置き場のための用地として、被災地全体で46箇所、合計面積125万m²を確保している。

○がれき処理への取り組み

- ・神戸市では、被災地全体での災害廃棄物の約半数を占めることから、解体作業に取り組むまでに時間を要し、3月に入ってからようやく解体作業が進みだしたが、リサイクル処分の必要から膨大な手作業を必要とする分別作業が伴ったため、仮置場が完全にパンクし、神戸市及び阪神間では、非常手段として野焼きが行われた。
- ・兵庫県では公共の土地や未竣工又は未利用の海面埋立地が多くあったため、最大時で55箇所129万m²に及ぶ仮置場を確保することができた。伊丹市や川西市等の内陸部にある市では、自区域内に大規模な仮置場を設置することができなかつたため、規模の小さい仮置場を数ヶ所分散設置することにより対応した。
- ・仮置場は、主に公園等の公共用地や開発予定の未利用地に設置されるが、公共用地は避難場所や仮設住宅地等の人的な対策に優先的に使用されるため、仮置場として確保できる場所は限られていた。そのため、一部の自治体では民間の用地も一部借用し、仮置場として利用した。
- ・宝塚市では河川敷の公園を仮置場として利用したが、洪水時の対応など防災上の問題もあることから、7月で受入れを終了した。
- ・仮置場の用地は、基本的には各市町が独自に調整し確保に当たった。しかし、淡路島では新たな仮置場を確保する際に、県（淡路県民局）が直接調整を行い仮置場を確保した。

【19950103】アスベスト使用建物の解体（兵庫県）

- ・兵庫県では、倒壊家屋等の解体・撤去工事における粉じん・アスベストの飛散が問題となつたため、1月31日以降、解体事業を実施する市町及び県建設業協会等の建設業関係団体に対し、1)解体工事現場で散水やシートでカバーすること、2)解体工事前に吹付けアスベストを除去すること、3)アスベストの除去及び処分作業は関係法令に基づくこと等を通知した。
- ・さらに、4)吹き付けアスベスト使用建築物の事前確認。5)工事着手前の現地調査等の実施及び結

- 果報告。6)工事におけるアスベスト飛散防止対策の実施。7)工事完了後の報告を通知し、アスベスト飛散防止対策を一層徹底した。
・また、粉じん等による住民の健康への影響を防止するため、市町を通じ避難所等を中心にマスクを配布した。

【19950104】アスベスト使用建物解体の公費負担

- ・解体工事におけるアスベスト対策費用は極めて高額であり、時には、総解体工事費の半分以上となることもある。このため、公費解体にアスベスト対策費用含むことを決定する前の段階では、費用負担の問題から所有者及び業者への指導は困難をきわめた。
- ・アスベスト対策費用の公費負担については、有害廃棄物の適正処理の観点から、国の補助が受けられることとなった。
- ・しかし、公費負担の決定後は、一部の悪徳業者による手抜き工事が横行し、その指導もまた困難であった。

【19950105】復旧・復興体制の構築（兵庫県）

- ・政府は、1月17日に災害対策基本法に基づく「非常災害対策本部」を設置し、2月15日に、長期的な復興対策への国の支援策を審議する機関として「阪神・淡路復興委員会」を設置し、2月24日には、同委員会からの提言等を実行する組織として内閣総理大臣を本部長とする「阪神・淡路復興対策本部」を設置した。（次頁参照）
- ・兵庫県は、地震発生直後の1月17日午前7時に「兵庫県南部地震災害対策本部」を設置し、翌日「兵庫県南部地震災害対策総合本部」に改組した。「災害対策総合本部」の中に「緊急対策本部」（本部長：副知事）と「災害復旧対策本部」（本部長：副知事）を設置し、その下に、情報対策部や府内対策部等の13部を設置した。その後、1月30日にも再び改組し、「総合本部」の中に「緊急対策本部」（本部長：副知事）と「兵庫県南部震災復興本部」（本部長：知事）を設置し、その下に22部を設置した。とくに、「兵庫県南部震災復興本部」には、総合調整部等の8部が設置された。（次々頁参照）
- ・兵庫県はその後、3月15日には、既存の組織の枠組みを超えた総合的な推進体制として、知事を本部長とする「阪神・淡路大震災復興本部」を設置し、創造的復興への取組をスタートさせた。「阪神・淡路大震災復興本部」には総括部等の12部が設置された。これに伴い、「緊急対策本部」と「兵庫県南部震災復興本部」を廃止し、「災害対策総合本部」を「災害対策本部」に改組した。（次々頁参照）
- ・「阪神・淡路大震災復興本部」は平成17年3月31日に廃止されるが、本部廃止後の府内連携組織として、平成17年4月1日に知事を会長とする「阪神・淡路大震災復興推進会議」を設置し、震災復興に係る府内の横断調整を図っている。

【参考文献】

- 1) 総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』平成12年2月23日。
- 2) 兵庫県『阪神・淡路大震災－兵庫県の1年の記録』平成8年6月。
- 3) 兵庫県『伝える－阪神・淡路大震災の教訓－』平成21年3月22日。



図 組織体制（国）

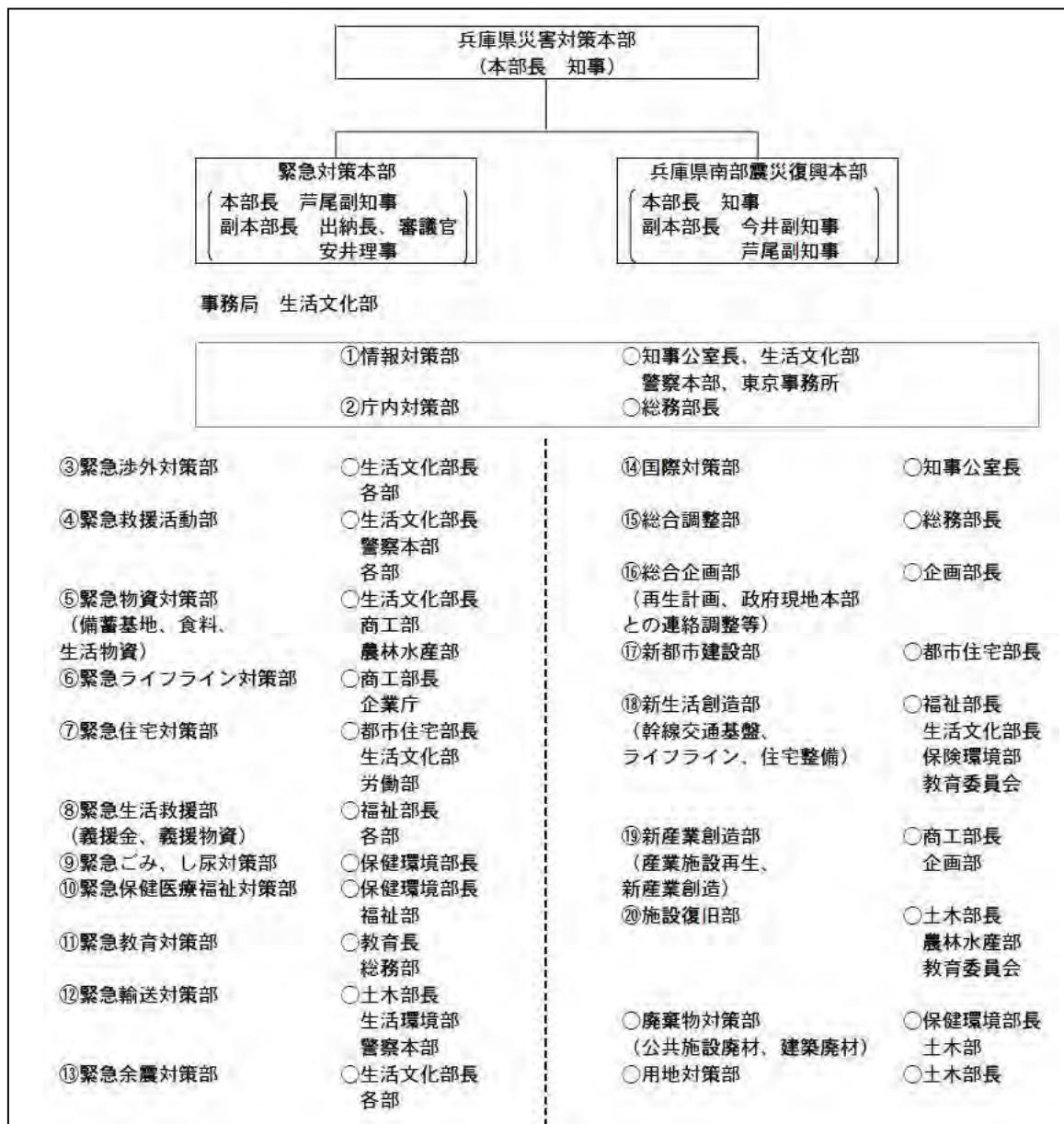


図 組織体制（兵庫県、1月30日改正の組織）

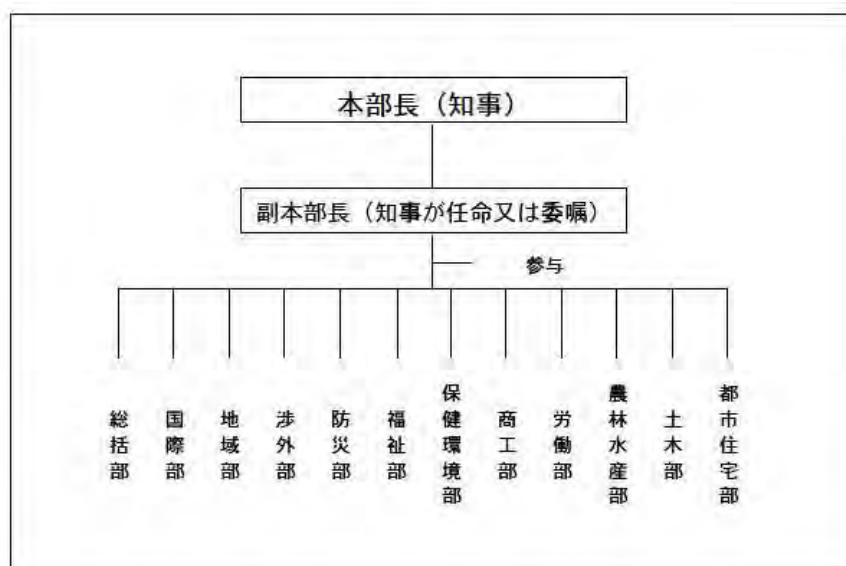


図 阪神・淡路大震災復興本部組織（兵庫県、3月15日設置の組織）

【19950106】復旧・復興計画の策定（神戸市）

○「神戸市復興計画」は、以下の経緯のとおり、第1段階で「神戸市復興計画ガイドライン」を策定し、第2段階でそれを具体化する形で策定された。

- 平成7年1月17日 阪神・淡路大震災発生
1月26日 「神戸市震災復興本部」設置
2月7日 第1回「神戸市復興計画検討委員会」開催
・「神戸市復興計画検討委員会」は学識経験者27名と総括局長の28名で構成された。
・委員会の中に、「市民生活検討分科会」、「都市基盤検討分科会」、「安全都市基準検討分科会」を設置し、延べ14回の委員会、分科会を開催し、復興計画策定のためのガイドラインを検討・作成。
2月16日 「神戸市震災復興本部条例」、「神戸市震災復興緊急整備条例」等を公布・施行
3月23日 神戸の復興に向けての提言募集（～4月21日）
3月27日 第3回（最終）「神戸市復興計画検討委員会」開催
○「神戸市復興計画検討委員会」での検討を経て、3月27日に「神戸市復興計画ガイドライン」を発表
3月28日 復興計画についての職員特別提言募集（～4月21日）
3月29日 市政アドバイザー意識調査（阪神・淡路大震災と復興について）（～4月7日）
4月22日 第1回「神戸市復興計画審議会」開催
・「神戸市復興計画審議会」は学識経験者40名と市民代表25名のほか、市会議員、経済界代表、労働界代表、関係行政機関代表、市職員の合計100名で構成された。
・「市民生活小委員会」、「都市活力小委員会」、「安全都市小委員会」を設置し、延べ12回の審議会、小委員会を開催し、復興計画について審議。
6月26日 第3回（最終）「神戸市復興計画審議会」開催
6月29日 「神戸市復興計画審議会」会長から市長に答申
○「神戸市復興計画審議会」での審議を経て、6月30日に「神戸市復興計画」を発表

○「神戸市復興計画」における復興の基本的考え方は以下のとおりである。（次頁参照）

- ・復興の基本的視点
 - (1)都市の機能性とゆとりとの調和
大規模な自然災害の前で、現代の機能的な都市の脆弱な一面が露呈しました。都市の機能性だけを追求するのではなく、安全の視点からゆとりのある都市づくりをめざします。
 - (2)自然の恩恵・厳しさとの共生
神戸は海と山という自然に恵まれた都市ですが、その反面今回の震災をはじめ過去幾多の自然災害を経験してきました。自然の恵みだけでなく厳しさという一面をしっかりと認識して都市づくりを進めていきます。同時に都市の容量に配慮し、環境への負荷ができるだけ少なくして持続的な発展が可能な都市を創造します。
 - (3)人と人とのふれあいと交流
地震による甚大な被害にもかかわらず、市民は冷静さを失わず、お互いに励まし合いながら困難を乗り越えてきました。また、園内外からのボランティアなど支援の輪が私たちの大きな支えとなりました。このような神戸の市民性と人々の「ぬくもりとやさしさ」をふまえ、これからもまちの主役は人という視点から市民主体の魅力あるまちを創っていきます。
- ・復興への基本的課題
 - ①本格的復興に向けての市民生活と都市基盤の早期復旧
 - ②震災の教訓を生かした災害に強い都市づくり
 - ③すべての人が安心して暮らせる福祉社会の構築
 - ④多様性、開放性に富んだ神戸文化の復興
 - ⑤環境にやさしい持続的発展が可能な都市の創造
 - ⑥21世紀を先導する国際都市としての再生・復興
 - ⑦アジアのマザーポートとしての神戸港の早期復興
 - ⑧情報ネットワーク社会の実現
 - ⑨協働によるまちづくりの推進
 - ⑩ボランティア活動の支援と広域連携の推進

⑪災害文化の継承と世界への貢献

・復興まちづくりの目標

復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すにとどまることなく、震災の経験や教訓を生かし、より安全で快適な、にぎわいと魅力あふれるまちをめざし、「アーバンリゾート都市づくり」に資する復興を進めていきます。

<復興まちづくりの目標>

- ①安心して住み、働き、学び、憩い、集えるまち
- ②創造性に富んだ活力あるまち
- ③個性豊かな魅力あふれるまち
- ④ともに築く協働のまちづくり

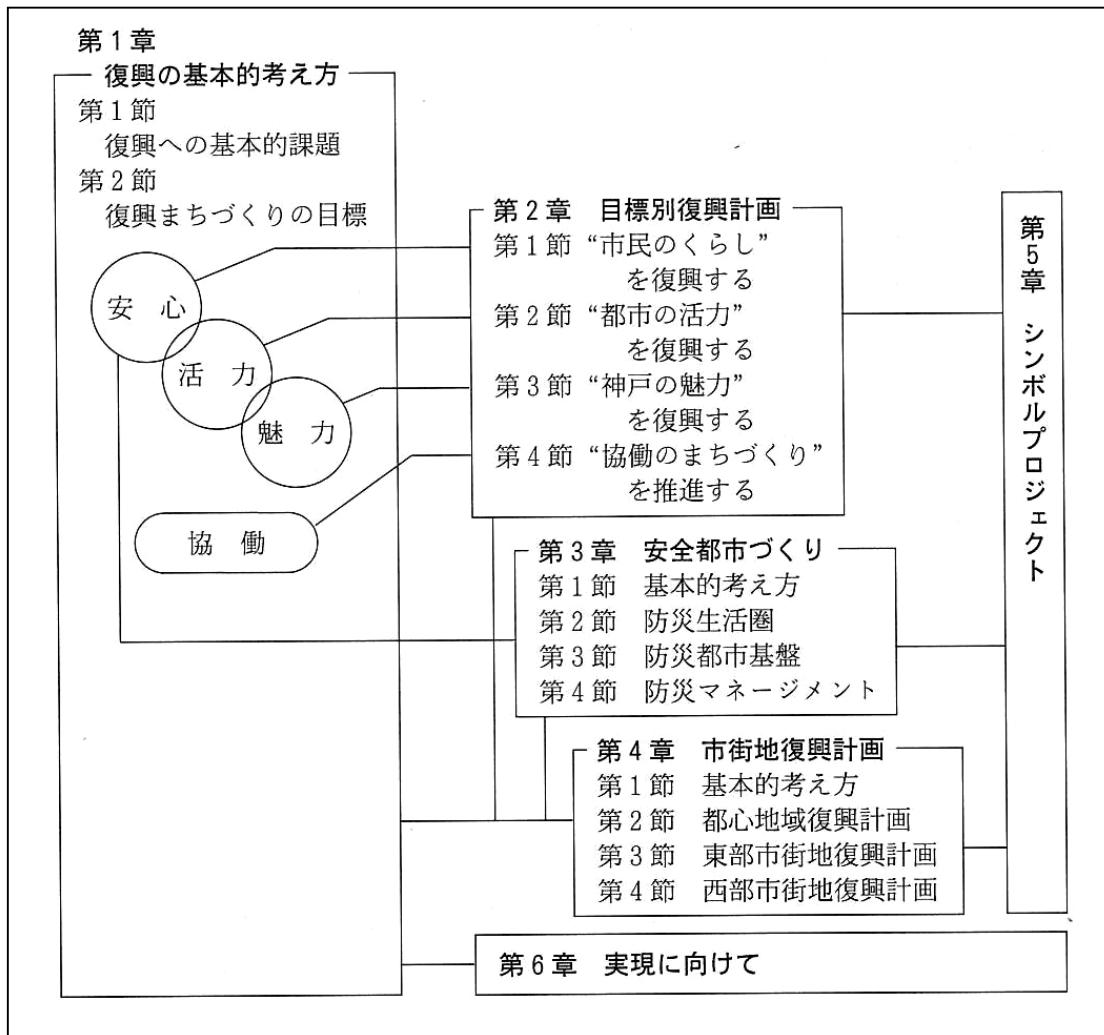


図 「神戸市復興計画」の概要

【参考文献】

- 1) 神戸市『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』平成12年1月17日。
- 2) 神戸市『神戸市復興計画〔概要版〕』1995年6月。

【19950107】マスメディアの活用（兵庫県）

○兵庫県の初期対応

- ・1月18日午前6時20分、知事の緊急記者会見実施。以後22日までの間は、災害対策総合本部の会議終了の都度、定例的に被害状況、避難者の状況、緊急物資対策、住宅対策、ライフラインの状況等について、一日に2回ないし3回の発表。
- ・20日より地域防災計画による放送協定に基づきNHK、サンテレビ、AM-KOBE、Kiss-FMから定期的に生活情報を発信。
- ・ただし、避難所にテレビやラジオが配付されだすまでには震災後一週間程度を要した。また、避

難の際にラジオを持出した人は8%程度だった。

○臨時災害FM局－復興通信FM796フェニックス

- ・2月15日臨時災害FM局－復興通信FM796フェニックス開局。これは、国の現地災害対策本部からの提案を受け、NHKなどによる放送設備等技術的な支援、番組の企画制作、放送運営にボランティアの参加を得て実現した。
- ・放送内容は、国、県、市町の災害対策本部発表等の情報をはじめ、緊急パトロール隊とも連携した取材情報、避難所からのレポート、弁護士、司法書士、医師等の専門家の協力による各種相談など。
- ・土・日曜日を含む毎日、正午から午後8時までの8時間にわたって放送。（3月末まで放送）

【19950108】マスメディアの活用（神戸市）

- ・放送協定については兵庫県が各放送局と締結していることから、神戸市として災害関連情報を提供する場合には、新たに放送枠を確保するため、各放送局と話し合う必要があった。
- ・広報番組については、レギュラーパン組の再開とともに、わずかな時間でも毎日災害関連情報を提供できる番組として「神戸市災害対策本部からのお知らせ」を立上げた。

【19950109】広報誌の発行（兵庫県）

○広報誌の発行状況

- ・紙面による生活情報の提供として、震災ニュース、ニューひょうご臨時号を発行した。
- ・震災ニュースは、避難所生活者に必要な情報等を盛り込んだA4サイズ（1～4頁）のミニ情報誌として2月1日からスタートし、2月17日までの間に号外を含めて8回発行（各回10万部）。
- ・2月5日には月刊広報誌「ニューひょうご」の臨時号を発行した。すべての避難所生活世帯に行き渡るよう、従来より8万部増やして12万部とした。
- ・国の各省庁、都道府県に対しても、震災の実情報告と支援の要請のため、A1判カラーの写真ニュース（災害特報）を作成（28日150部）、東京事務所を通じて各省庁に配布。

○課題

- ・情報を必要とする人にタイムリーに届けられるかどうかが課題であった。
- ・避難所緊急パトロール隊や救護対策現地本部との連携により対応した。

【19950110】広報誌の発行（神戸市）

○初期対応

- ・当初、市内の印刷会社を必死に探したが、仮に見つかったとしても配送方法などがネックとなつた。
- ・市内で1軒印刷会社があったが、被災のため大量の印刷は難しく、第2号以降は、大阪の工場で印刷することとなった。
- ・「こうべ地震災害対策広報」第1号2,300部は、1月25日に発行。その後、2日に1回の頻度で発行した。
- ・配送は、区の物資輸送ルートの他、業者によるバイク隊を結成し、避難所を中心に、電柱や壁等1,000箇所に板張の広報紙を掲げた。屋外に張出すことから、広報誌には水に強い材質が選ばれた。

○発行に際しての工夫

- ・広報紙は速報性を重視し、避難所等に掲示されることも考慮してA3サイズ1ページものにした。
- ・配色については、張出した際に新号であることがすぐわかるよう、毎回色を変えた。さらに、毎号には次回の発行予定日を掲載した。
- ・その後、新聞配達の目処がついた2月17日からは、月2回、記録性と詳細さを重視した新聞折込み「広報こうべ」を別途発行。
- ・4月号からは、市外に避難している人に対して「広報こうべ」「区民広報紙」「こうべ地震対策広報」を届けるサービスを開始した。

【19950111】聴覚障害者への情報提供（兵庫県）

- ・1月20日聴覚障害者への情報伝達について、県聴覚障害者協会と協議を行い、文字放送による情報提供及び手話通訳者の確保を決定。
- ・文字放送は、報道機関の協力の下、2月1日から3日にかけて避難所30カ所に専用テレビを設置。各都道府県から83名の手話通訳者の派遣を受け、各避難所や病院等において聴覚障害者を支援。

【19950112】総合的な問い合わせ窓口の設置（兵庫県）

○情報センターの設置

- ・兵庫県では、県民等の問い合わせなどに対応する主な窓口として震災直後から総合本部室（庁議室）、同事務局（消防交通安全課）、情報対策部（広報課）などがあつたが、各部の情報・相談事業との連携と効果的な情報提供のため窓口を一元化し、1月24日に「情報センター」を設置した。
- ・情報センターでは、日々最新の情報・資料の収集、データ更新を図りながら、8回線の電話を設置し、他府県職員の応援も得て土・日曜日を含め24時間体制で対応した。
- ・情報センターでは、専門的に回答を要するものについては、各部局に設置している住宅、福祉、教育等各種の相談所等につなぐ役割を果たしてきた。即答できない問い合わせには関係機関へ確認・調査のうえで回答するなどの対応を実施した。

【19950113】被災者福祉なんでも相談の実施（兵庫県）

- ・兵庫県は「被災者福祉なんでも相談」（電話相談）窓口を開設し、「介護」、「福祉施設の利用」、「車いす等介護・福祉機器の利用」など福祉にかかるあらゆる相談に応じた。
- ・1月24日に相談窓口を設置し、毎日9時～19時まで（震災後1カ月間は、24時間体制で対応）相談に応じた。
- ・情報収集にハンディのある障害者の専用電話及びファックスを1月27日に新たに設置し相談体制の充実を図ってきた。なお、この相談業務は、3月15日から新たに設置された震災復興総合相談センターに引き継ぐこととした。
- ・相談窓口を設置してから3月14日までの49日間における相談受け付け件数は総計3,862件で、その内訳は、「行政等による各種の援助金」が511件と最も多く、次いで「義援金・援助物資」467件、「住宅の確保」341件の順であった。
- ・高齢者にかかる相談は、福祉施設への入所（134件）、住宅の確保（50件）をはじめとする457件であった。
- ・障害者にかかる相談は310件で、その主なものは住宅の確保52件、各種施策の利用39件となっており、生活保護に関する相談は70件であった。

【19950114】外国人相談窓口の設置（兵庫県）

○初期の外国人への対応

- ・外国人県民への対応については、1月19日に、県警が生田庁舎内に外国人相談コーナーを設け、英語、中国語、ハングル、スペイン語による外国人県民の安否確認を中心とした24時間体制の相談を開始。
- ・20日からは、災害時における放送要請に関する協定に基づき、Kiss FMにおいて英語による外国人県民向けの震災情報を提供。
- ・24日に(財)兵庫県国際交流協会が通訳ボランティアの協力を得て、英語・日本語による「緊急外国人県民特別相談窓口」を開設。外国人県民が母国の家族等との連絡ができるようKDD神戸支店の協力により、この窓口に海外向け無料電話を設置。
- ・27日には、中国語、ポルトガル語、スペイン語による相談体制を整え、また、2月6日からは、特に専門的な対応が要求される法律と労働の分野での専門相談を開始。その他、海外報道機関からの要請に対し取材協力や情報提供を実施。
- ・外国人県民に震災関連情報を提供するため、5カ国語によるニュースレターを発行した。

○震災復興総合相談センター

- ・兵庫県は、「阪神・淡路大震災復興本部」の設置に伴い、生活再建や復興に向けて効果的な情報提供を行い、あらゆる分野に専門的に対応する総合的な相談窓口として「震災復興総合相談センター」を3月15日に設置し、従来の相談窓口数を16から24に増やして各種相談に応じた。

【19950115】復興基金の概要（阪神・淡路大震災復興基金）

○基本財産(出資金)200億円

○運用財産(長期借入金)8,800億円

○合計9,000億円

- (1) 出資金・貸付金の財源は地方債の発行が認められ、その一定部分(5,000億円)について利子の95%が普通交付税により措置
- (2) 「阪神・淡路大震災復興宝くじ」の発行が認められ、その収益金(約90億円)を県・市が基金に交付
- (3) 義援金は兵庫県南部地震災害義援金募集委員会からの配分があれば基金に受け入れ
(次頁参照)

表 復興基金の概要

項目	内容
目的	・阪神・淡路大震災からの早期復興のための各般の取組を補完した被災者の救援および自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進めることにより、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生する
基金の規模	・9,000億円(当初6,000億円)
基金の財源	・出損金200億円(兵庫県2/3、神戸市1/3) ・長期貸付金8,800億円(設立当初5,800億円であったが増額された) ・宝くじ収益金交付金139億円 ・国庫補助金14億円
設立年月日	・平成7年4月1日
事業の予定期間	・10年
事業内容	・被災者の生活の安定・自立および健康・福祉の増進支援 ・被災者の住宅の再建など住宅の復興支援 ・被害を受けた中小企業者の事業再開など産業の復興支援 ・被害を受けた私立学校の再建など教育・文化の復興支援 ・被災地域の早期かつ総合的な復興

【19950116】住宅応急修理の実施準備から完了までの経過（神戸市）

- 1月下旬 住宅応急修理の実施については、震災直後から検討したが、下記の理由により実施をしばらく見合わせる。
 - (1) 余震が続いており、応急的な修理では安心して家に戻ってくださいと言えない
 - (2) 災証明の発行が始まったばかりで、半壊・半焼の認定ができない
 - (3) 膨大な数にのぼると思われる対象戸数に対して、修理にあたる業者の手配が不可能に近い
- 2月12日 兵庫県から実施内容について事務連絡
 - (要件)
 - 1) 修理対象箇所 台所、トイレ、居室、屋根
 - 2) 経済的理由で自らでは修理できないもの
 - 3) 借家は対象外
- 2月21日 兵庫県から要件の変更通知「震災で失業した者も対象とする」
- 2月下旬 余震が減少し、ライフラインも復旧してきたので、実施準備本格開始
 - (検討課題) 工事範囲、修理方法、経済的条件の確認方法、PR方法、受付場所、作業スペースの確保、部内の実施体制、局内の応援体制等
「阪神間の各都市も実施準備中」との情報が入る。
- 3月3日 神戸市建築協力会に協力依頼、実施体制に不安が残るも即時快諾
- 3月3日 兵庫県から要件の変更通知「借家も対象とする」
- 3月13日 実施内容について記者発表
- 3月14日 「住宅応急修理事務所」を貿易センタービルに開設
市広報紙「こうべ地震災害対策広報第17号」にて広報
「申込書」を各区役所、支所等へ配付
- 3月17日 申込み受付開始（郵送）
- 3月26日 申込み受付終了（特別の事情のあるものを除く）
- 3月27日 業者による現地調査及び修理開始
- 6月下旬 実施予算要求（7月市会、補正予算）
- 7月31日 応急修理終了

【19950117】住宅応急修理の実施に関する課題（神戸市）

- (1) 当事業の資格要件、修理の内容等は知事が定め、実施は知事が市長に委任し、実施することになっている。資格要件、修理の内容等には、市としても日頃から検討を加え、緊急時に備えること。（実施時に、資格要件、修理の内容等について、検討する時間的余裕はない。）
- (2) 受付期間は余裕を持って決定すること。受付期間に関する苦情が多かった。
- (3) 広報には、配慮すること。通常の広報では、被災者に伝わりにくい。受付期間、資格要件、修理の内容等できるだけ分かりやすく、簡潔に。
- (4) 施工は神戸市建築協力会災害対策本部会員に依頼したが、直接、申請者と面談していただいたため、次の点について、大変なご苦労をかけた。
- 1) 申請者との連絡が取れず、着工までに平常時の数倍の日数を要した。

- 2) 1件あたり最大工事価格が税込みで、29万5千円の枠に対する理解を得ること。
- 3) 修理箇所の限定に対する理解を得ること。特に浴室については強い不満があった。
- 4) 電話連絡が取れず、何度も足を運んだ。
- 5) 完了まで約5ヶ月を要し、制度の趣旨に沿っているのかという苦情を受けた。
- 6) 申請者は高齢者が多く、家具や荷物の移動も手伝ったり、工事内容の説明に手間取った。

【19950118】建物修繕のシステムの構築

○専門家の支援を得て、他府県の建築業者等が参加した建物修繕のシステムが実践された例がある。
(以下、引用)

被災建物の調査・判定・助言に基づき、住民が地元に戻れるよう、地方大工の応援と地元受け入れ工務店の協力を得、協議会、専門家の役割のシステムをつくりそれを実践した。建築施工者不足の中で、安全な建物に復帰させるための、信頼のおける建物修繕のシステムの提案であった。その背景として、単に自力復旧の中、建築施工者不足だけではなく、法外な価格と後のメンテナンスの期待できない他府県からの儲け主義的業者の乱入もあったことが挙げられる。その実践は、他府県の建設業者に依頼（野田北部の場合は福島県三春町）して施工チームを編成し、地元受け入れとして、神戸市内業者にその手配等の協力と後のメンテナンスを約束させるものであった。その効果は他の地区にも影響を与え、数地区においても、このシステムで実践された。

【19950119】悪徳業者に関する注意喚起（兵庫県・神戸市）

○相談所の開設

- ・震災直後は、震災に便乗した値上げ等に関する相談が多く、その後住宅の復旧が進むと工事費が高すぎるなどの相談がみられた。
- ・このような震災を利用した便乗値上げ、悪質商法等に関しては、兵庫県、兵庫県警、各市が物価ダイヤル、悪質商法110番などの相談所を開設した。

○情報紙による啓発

- ・兵庫県は、物価ダイヤルに寄せられた相談をもとに、情報紙「物価と私たちの暮らし」を作成し配布した。屋根修理の工事費の目安や賃貸住宅の家賃の便乗値上げ、外壁補修の適正価格、修理業者の日当等を記載し、便乗値上げや悪質業者への注意を呼び掛けた。
- ・また、神戸市も、悪質な修理業者への注意や相談先などを記載した情報紙「くらしのかわらばん」を作成し、避難所、区役所、駅等で掲示、配布した。

○賃貸住宅の需要動向と家賃調査

- ・兵庫県が実施した、被災地及び近郊不動産取り扱い業者約300社から賃貸住宅等についての調査によれば「震災から半年ぐらいの間は、賃貸物件があると答えた業者は平均2~3割しかありませんでしたが、11月、12月になると、5割の業者が物件があると答えています。また、空き物件は高額なものやワンルームタイプに限られており、現在もこの状況は変わりません。地域によっては新築物件が建ち始め、賃貸物件数が回復している地区もありますが、全体に慢性的な物件不足が続いている状況にかわりなく、県では今後とも住宅の受給動向や家賃の動きを調査、監視しています。」（「物価と私たちの暮らし」1996.1兵庫県生活創造課発行より）とされている。

○兵庫県(生活文化部生活創造課、県立神戸生活科学センター)

- ・平成7年1月17日～2月31日までの間の相談受付は、673件となっており、商品別でみると、瓦・家屋補修関係が381件(内容は工事価格の相場がわからない、目安の価格を知りたい、というものが主なものである)で、その他、日用品が47件、不動産(家賃)47件、食料品が27件などとなっている。

○兵庫県警「悪徳商法110番」

- ・平成7年1月から7月20日までに受理した「悪徳商法110番」の相談件数は、90件で、平成6年の同時期の44件からほぼ倍増した。
- ・うち、34件が震災関連であり、県警生活経済課が、これらの相談をもとに計28事件を摘発し、延べ19人を逮捕、44人を書類送検している。

【19950120】応急仮設住宅の建設戸数の算出（神戸市・兵庫県）

1) 神戸市)

○神戸市は、倒壊家屋数の推計、約21万人を超える避難者の数、5万世帯を超えると予想された第一次被災者用住宅の募集の受付状況から避難世帯数を約7万世帯と想定し、この内の半数の3.5万世帯が応急仮設住宅を必要とするとの見通しをたて、市内における建設用地の確保状況等から、市内2万5千戸、市外1万戸の応急仮設住宅建設を兵庫県に要望した。

2) 兵庫県

○兵庫県は「応急仮設住宅は原則として入居を希望する方々全員に提供する」方針を決定し、当面必要となる建設戸数を3万戸とした。この根拠は、避難所に避難している約30万人を、1世帯当たり3人として10万世帯を母数とし、1月23日の避難所緊急パトロール隊によるアンケート調査から得られた全壊・半壊7割(a)、自力住宅確保可能1割(b)をそれぞれ乗じて差し引きし(6万人)、このうち半数は一時提供住宅で対応することとしたため、応急仮設住宅の必要戸数は3万戸とされた。内、神戸市分には約2万4千戸が割り当てられた。

○しかし、遠隔地等における公営住宅への入居希望は少なく入居者が12,000人程度にとどまったことや、再度避難所での聞き取り調査を行った結果、最終的に応急仮設住宅の建設戸数を48,300戸(内、神戸市分には約32,346戸)とした。

[参考1] オープンスペース面積と応急仮設住宅建設可能戸数

○「平成9年度東海地震等からの事前復興計画策定調査報告書」(平成10年3月)では、応急仮設住宅の供給可能戸数について以下の算出方法を示している。

$$\text{建設できる戸数} = \text{オープンスペース面積} \div (60 \sim 100)$$

○これは、厚生省事務次官通知では応急仮設住宅の1戸当たり基準面積(建築面積)は29.7m²であることから、必要な用地面積はその概ね2倍(59.4m²)と考えられること。また住宅・都市整備公団(現:都市基盤整備公団)が作成した応急仮設住宅の配置計画の手引きでは、応急仮設住宅1戸当たり面積を100m²としていることによる。

[参考2] 被害想定からの必要な応急的な住宅の推計方法例

○1995年12月に実施された阪神・淡路大震災における住宅被災激甚地域(神戸市、芦屋市、西宮市)の従前の居住者を対象としたアンケート調査結果では、住宅全壊世帯のうちの約90%および半壊世帯の15%が従前の住宅以外の住宅(再建した住宅も含む)に居住している*。

○この値をそのまま適用すると、震災後何らかの住宅確保対応が必要となる世帯数は以下の式で推計される。

$$(\text{住宅確保対応必要世帯数}) = (\text{被害想定での住宅全壊世帯数}) \times 0.9 + (\text{被害想定での住宅半壊世帯数}) \times 0.15$$

○また、同調査によると、従前の住宅以外に居住している居住者における住宅タイプ別の比率は以下の通りである。

表 応急的な住宅の推計方法例

アンケート結果	推計
1) 応急仮設住宅(23%)	1) 応急住宅入居(28%)
2) 民間の賃貸住宅(33%)	2) 民間の賃貸住宅(33%)
3) 親族・知人宅同居(12%)	3) 親族・知人宅同居(12%)
4) 自力で建設・購入(12%)	4) 自力で建設・購入(12%)
5) その他(20%)	5) その他(15%)

○この分類には公営住宅への一時入居が含まれていないが、兵庫県の資料によると、提供した応急仮設住宅約48,300戸に対し、公営住宅の空き家を利用して供給した一時提供住宅の入居設定数は地震発生1年後の1996年1月31日時点で11,689戸であり、応急仮設住宅供給量の24%であった。従ってその他のうち約5%(0.23×0.24)は、公営住宅への一時入居と考え、応急仮設住宅と公営住宅への一時入居を合わせた応急住宅への入居を、28%と設定できる。

○この阪神・淡路大震災における被災者の住宅確保対応に関するアンケート調査結果の値をそのまま適用すると、各対応別の世帯数は以下の式で推計される。

$$(\text{各対応別の世帯数}) = (\text{住宅確保対応必要世帯数}) \times (\text{事例調査結果に基づく各対応別の比率})$$

*室崎益輝「阪神・淡路大震災における住宅再取得過程とその支援方策に関する研究」、第31回日本都市計画学会学術研究論文集1996

【19950121】一時提供住宅の供給

1) 公的住宅等の一時提供

○阪神・淡路大震災では、県営住宅や公社・公団・雇用促進住宅の空家や県外の公営住宅が一時提供住宅として供給された。また、兵庫県では、震災後まもなく兵庫県商工会議所連合会等を通じて、被災者受入可能な企業社宅や保養所などの情報収集を行い、県内外28企業から433戸の提供の申し出があり、被災地から近い社宅から入居が進んだ。このほか、民間賃貸住宅の提供の申し出もあったが、内容調査等の余裕がない等の理由から、行政から被災者にはあっ旋しなかった。

2) 民間賃貸住宅の借上

- 独自の借上げ方式による一時提供住宅として、兵庫県では国の支援を得て、民間賃貸住宅を災害救助法の仮設住宅として借り上げ、健康面で不安の大きい高齢者や障害者等を中心に供給した。
- 借り上げ費用については、2箇年分の家賃(1ヶ月)が、応急仮設住宅建設費の月額換算額と同額になるよう家賃を設定し、契約期間に応じた家賃を支払う方式であった。また、敷金・礼金等の一時金として家賃の2ヶ月分が支払われた。このような条件を提示した上で、貸主を募り、借上げの対象となる民間賃貸住宅を確保した。

3) 公的宿泊施設での受け入れ、ホームステイ

- 兵庫県は、県内で受け入れ可能な公的宿泊施設の調査を初め、近隣府県にもリストアップを依頼したが、応募者はほとんどなかった。

○ホームステイに関しては、全国からの申し出は11,750件に上ったが、6月までの斡旋の結果、成立したのは85家族、160人に止まった。鎌倉市では市民からのホームステイ申し出があり、周辺自治体にも呼びかけ提供したが、当初はあまり利用されなかつた。しかし、親類、縁者がいる被災者を中心とすることで、2月半ばより利用者は徐々に増え、最終的には受入側の申し出件数643件、利用者82人であった。

4) 一時提供住宅の募集方法

- 阪神・淡路大震災での一時提供住宅の募集は、各被災市町が実施する応急仮設住宅の募集と併せて実施された。兵庫県では、1月26日に全国の公営住宅等の一時入居をあっ旋するために、大阪市内に建設省（当時）支援の「被災者用公営住宅等あっ旋支援センター」を設置し、全国の公営住宅等の空家状況をとりまとめ、作成した全国公営住宅等のリストを避難所等に配布して入居希望を募った。兵庫県内の公営住宅の空家については、県が窓口となり、公的住宅の空家リストを作成し、神戸市以外の被災市町に対して一律に割り振った。

5) 一時提供住宅の入居状況

- 兵庫県内を含む近畿圏への応募が多く、遠隔地に入居した被災者は少なかつた。地域の知人や友人と離れる不安や一から友達をつくることになる子どもを抱える世帯は居住地を離れることを嫌つた。救護策の情報から遠ざけられる危惧もあったとされる。入居期間が原則6ヶ月と仮設住宅の2年に比べて短かったことから、6ヶ月以内に希望する家賃と広さの賃貸住宅が見つかる保証はなく、少しでも使用期間の長い応急仮設住宅を選択したとの指摘もある。

6) 一時入居から正式入居への転換

- 建設省（当時）は、公営住宅等への一時入居を許可する通知と併せて、一時入居者が公営住宅法等の入居者資格要件に該当する場合には、必要に応じて、災害による特定入居として正式入居とすることが通知された。その後、建設省（当時）から事務連絡により、一時入居者の居住意向調査が行われ、特定入居が促進された。

【19950122】建設用地の選定基準（神戸市）

- ・神戸市の場合、当初は原則として応急仮設住宅の建設用地の選定基準を下記のとおりとしたが、直下の地震であったため、被災地（都市部）に応急仮設住宅を建設できる用地は少ない状況であった。
 1. 市街化区域
 2. 公有地
 3. 有効面積は概ね1,000 m²以上
 4. 上下水道完備
 5. 道路状況良好
 6. 大規模造成不要
 7. 無償
 8. 借用期間限定なし

【19950123】民有地利用（神戸市）

- ・阪神・淡路大震災では、応急仮設住宅建設用地としての民有地の申し出が149件（電話応対は300件以上）、面積146haに達した。しかし、特に個人所有地については、広さや借地期間等の問題があり、ほとんど利用できなかつたため、会社等が所有する比較的の規模の大きい用地が借用されることになった。
- ・民有地の借用方法に関して、兵庫県は、原則無償で交渉したが、期間延長に当たっては有償の問題が発生した。

【19950124】応急仮設住宅の供給（兵庫県）

○応急仮設住宅の規模

- ・阪神・淡路大震災における応急仮設住宅の1戸当たりの敷地面積は80m²/戸程度であった。効率の良い用地で60-70m²/戸程度、効率の悪い用地で100m²/戸以上が必要であった。

○応急仮設住宅の施工

- ・阪神・淡路大震災での応急仮設住宅の建設工期は平均32.43日、1日当たり建設戸数は245.9戸/日

であった。応急仮設住宅の建設に従事した作業員数は、1戸当たり7.4人日/戸であった。

- ・阪神・淡路大震災では、応急仮設住宅の生産を行った工場の7割以上で資材不足があったということである。そのために、ユニットバスの設置が間に合わない状況もあった。

○応急仮設住宅の住戸タイプ

- ・阪神・淡路大震災で供給された応急仮設住宅の住戸タイプは、2Kタイプ(全地域)が38,992戸、1Kタイプ(神戸市のみ)が6,919戸、高齢者・障害者向け地域型(神戸市、芦屋市、尼崎市、西宮市、宝塚市)が1,885戸、地域型(神戸市のみ)が504戸であった。
- ・2K：従来からのタイプで、8坪の標準型がほとんどである。ユニットバスで、便所は水洗。6畳と4.5畳の和室と台所。
- ・1K：単身者用で、台所と6畳の和室。
- ・高齢者：障害者向け地域型・・・浴室、台所、便所は共用、廊下をはさんで居室が並ぶ形式。バリアフリー、緊急ブザーの設置、障害者仕様の便所等。
- ・地域型：2階建で6畳又は4.5畳の1部屋、便所、浴室、台所は共用。

○輸入仮設住宅の発注・建設

- ・阪神・淡路大震災では、第4次と第6次発注では輸入仮設住宅が発注された。第4次発注分では建設省(当時)から各國大使館に協力要請を行い、対応のあった2社、第6次発注分では兵庫県の公募により決定された9社によりそれぞれ建設された。
- ・輸入仮設住宅については、輸送コストが航空機の場合国内輸送の5-8倍、船便の場合国内輸送の1.5倍程度要した。また、輸入仮設住宅の建設にあたっては、輸入元の会社から技術者が派遣されたものの、外国人が日本で工事業務に携わる場合はビザの問題があることから、施工はほとんどの場合日本の業者が行った。輸入元の会社からの施工関係者はボランティアで従事するという形で対処した。

【19950125】ふれあいセンターの設置（兵庫県）

○阪神・淡路大震災では、応急仮設住宅に入居する高齢者等に対する心身のケアを行うとともにコミュニティの形成やボランティア活動の拠点となる場として、ふれあいセンターを設置した。ふれあいセンターは、50戸以上の仮設住宅地に設置され、新規に建設あるいは近隣の既存施設や仮設住宅の空室が活用された。

【19950126】応急仮設住宅の管理（兵庫県）

- ・応急仮設住宅の管理については、当初、正式の委託契約を締結せずケースバイケースで対応したため、管理経費の捻出、管理人員の確保に加え、入居者からの苦情への対応といった管理方法において様々な問題が発生した。
- ・最終的には、県と被災市町の協議により被災市町が管理委託業務を受託し、入退去管理、苦情受付・処理、敷地内通路整備、雨水配水対策、防火安全対策、施設の維持管理等の多岐にわたる対応を実施した。

【19950127】応急仮設住宅の改善対応例（神戸市）

- 居住環境の改善：街灯の取り付け、通路のぬかるみ防止のための砂利敷きや簡易舗装、排水溝の設置、ジュースや煙草の自動販売機の設置、大規模団地への商店の誘致。
- 住宅改修、設備の改善・充実：玄関に庇を取り付け、高齢者・障害者のいる世帯を対象に、玄関・風呂に手すり、踏み台を取り付け、一部には玄関にスロープを設置。
- ・高齢者・障害者向け地域型仮設住宅では国の負担でクーラーが設置されることになり、国の負担対象以外については、神戸市の負担で、エアコンを設置。
- 安全対策：消火器設置、風害防止の措置など。
- 入居者の要望・苦情の受け付けとその処理：ふれあい推進員の任命、ふれあいセンターを設置して、入居者らによる運営協議会に自主運営をさせ、運営経費を補助するなどの措置が取られた。

【19950128】応急仮設住宅の入居募集（神戸市）

- 応急仮設住宅の募集方法：阪神・淡路大震災における応急仮設住宅の入居募集は、被災市町が当該地域の住民を対象に行った。神戸市では、第一次募集では全被災者を対象とし、登録制をとった。第二次募集では、国・県の指導により、弱者優先とし、第一次の登録者以外に追加者を募集した。第三次募集からはこの登録制を廃止し、その都度の応募制に切り替えた。
- 応急仮設住宅の入居募集の課題：神戸市では、募集事務を厚生部門(民生部)20人とボランティア10人程度で実施したが、それでもマンパワーが不足し、第一次募集の段階では住宅局が応援した。

また、り災証明書の発行に時間がかかる等の理由もあり入居資格確認にかなりの時間を要した。

【19950129】応急仮設住宅の入居選定（兵庫県）

- 阪神・淡路大震災における応急仮設住宅への入居対象者については、国の指導もあり、兵庫県が社会的弱者を優先する旨の取扱方針を定め、各市町に通知した。取扱方針で定める入居対象者の優先順位は、第1順位として老人世帯、心身障害者世帯、母子世帯、第2順位として高齢者(65歳以上)を含む世帯、多子(18歳未満の子ども3人以上)世帯等である。
- 弱者優先の選定基準としたため、他の被災者からは不公平感による苦情が多く聞かれた。

【19950130】応急仮設住宅における相談業務（兵庫県）

- 兵庫県は、被害が甚大な地域を対象に巡回相談事業を実施した。これは、応急仮設住宅地における自治組織等の設置による団地内コミュニティの設立を支援することを目的に、仮設住宅地の地域の実情等を考慮した支援策を講じるものである。
- また、被災者の生活再建に向けた総合的な相談対応や支援を行うために、ふれあいセンター等を活動拠点として訪問指導を行う生活支援アドバイザーリード制度が創設された。内容は恒久住宅確保や生活支援のための情報提供、相談・支援、関係機関(福祉、保健、就業等)との連絡調整、ボランティアとの連絡等であった。

【19950131】一時入居から正式入居への移行（兵庫県）

- 被災者を公営住宅に受け入れている事業主体においては、8月8日付の建設省通知に基づき、一時入居者に対して居住意向調査を行って、正式入居を希望する被災者への対応が図られた。
- 兵庫県では、一時使用期限が経過した後も引き続き現住宅に正式入居を希望する者に対して入居を認めた。正式入居の資格は、従前に居住していた住宅が、り災証明書により全壊・全焼又は半壊・半焼であることが証明でき、かつ現に一時使用住宅へ入居していることが証明できる場合とした。正式入居ができるのは、一時使用許可期限が満了した日の翌日からであり、住戸ごとに定められている家賃の3か月分の敷金と家賃を納付することが必要とされ、共益費の負担、自治会活動への参加が義務づけられた。

【19950132】仮設住宅統廃合に伴う移転費用の支援（国）

- 移転費用の融資：厚生省（当時）は、仮設住宅統廃合に伴う移転費用については、県社会福祉協議会の生活福祉資金融資制度で対応することとした。

【19950133】移転補償費の支給（芦屋市）

- 芦屋市は中学校グラウンドに建つ仮設住宅を撤去することとし、「行政の都合で移転する以上、移転先の希望は最大限聞く」とするとともに、移転補償費を単身5万円、2～4人世帯6万円、5人以上7万円を出すこととした。

【19950134】民間賃貸住宅再建後の課題

- 阪神・淡路大震災では、震災後2年の時点では、仮設住宅にはまだ数万の人が住んでいるのに、一方で民間賃貸住宅に空き家が出始める状況となった。民間賃貸住宅の供給が進み、過剰感もあって入居率・賃料が低下し、特定優良賃貸住宅以外の公的に助成のない一般の民間賃貸住宅を再建した家主は、さらに厳しい状況となった。
- その背景には、震災で更地になったのを機に新たにマンション経営をしようという人が増え、その後、超低金利もあって賃貸から持ち家に変えたり、自宅の再建が終わって一時入居の借家から出て行くなど、民間賃貸住宅入居者の動向が需給バランスを大きく崩したことが指摘され、こうした市場が正常化するためには10年かかるとも言われる。

【参考1】低家賃賃貸住宅の被災戸数（被害想定戸数）からの推計例

- 阪神・淡路大震災の激甚被災地域(神戸市、芦屋市、西宮市)において、従前の居住者を対象として1995年12月に実施されたアンケート調査結果*では、住宅全壊世帯のうちの約90%および半壊世帯の15%が従前の住宅以外の住宅(再建した住宅も含む)に居住している。この値をそのまま適用すると、被災後何らかの住宅確保対応が必要となる世帯数は以下の式で推計される。

$$\begin{aligned} (\text{住宅確保対応必要世帯数}) &= (\text{被害想定に基づく住宅全壊世帯数}) \times 0.9 \\ &\quad + (\text{被害想定に基づく住宅半壊世帯数}) \times 0.15 \end{aligned}$$

- また、兵庫県の調査によると、応急仮設住宅入居世帯の68%が公的借家を希望しており、従前借家

に入居していた世帯(55%)がすべて公的借家を希望したとしても従前持ち家であった入居世帯(30%)もその4割が公的借家を希望した計算になる。また、応急仮設住宅入居世帯のうち、その大半(86%)が年収400万円未満であり、前述の比率は概ね年収400万円未満の世帯における比率に近いと考えられる。この結果に基づき以下の流れに沿って低家賃の賃貸住宅への入居需要世帯数を推計する。

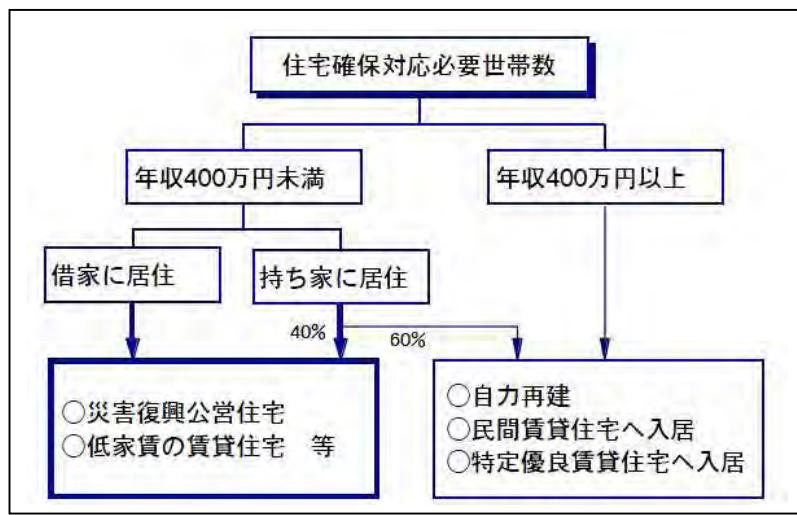


図 低家賃の賃貸住宅への入居需要世帯数の推計

○具体的には以下の式により推計する。

(低家賃の賃貸住宅供給対策需要量)

$$= (\text{住宅確保対応必要世帯数}) \times (\text{推計対象地域の年収400万円未満世帯比率})$$

$$\times \{(\text{年収400万円未満世帯の借家比率}) + (\text{年収400万円未満世帯中持ち家比率}) \times 0.4\}$$

*室崎益輝「阪神・淡路大震災における住宅再取得過程とその支援方策に関する研究」第31回日本都市計画学会学術研究論文集(1996)

【19950135】公営住宅入居募集（神戸市）

阪神・淡路大震災の公営住宅入居募集では、次のような対策を実施した。

○募集上の配慮

仮設住宅入居枠

社会的弱者優先枠

グループ募集

○徹底した広報

申し込み案内書の分かりやすさ

広報誌、ポスター、ビデオ

募集相談会（仮設住宅触れ合いセンター）

戸別訪問による応募相談

事前見学会

【19950136】災害復興公営住宅等の供給（兵庫県）

○阪神・淡路大震災の際、兵庫県は、災害復興公営住宅等を主に低所得世帯を対象に供給する方針をとった。

○供給に当たっては、世帯人員や年齢構成に応じて、住戸タイプを設定するとともに、入居者間のコミュニティ形成が図れるよう、高齢者世帯と一般世帯がともに居住できるように配慮した混住型の住戸配置にすることとした。さらに、災害復興公営住宅等の入居者には高齢者が多いことを考慮して、高齢者世帯が安心して生活できるよう、バリアフリー住宅やシルバーハウジング、コレクティブハウジング（協同居住型集合住宅）を供給することとした。

○災害復興準公営住宅（特定優良賃貸住宅）については、特定優良賃貸住宅供給促進事業の要件である最低戸数10戸以上を、被災者等*に賃貸するものについては、戸数が5戸以上10戸未満のものについても、特定優良賃貸住宅に準ずる住宅として取り扱うこととなり、住宅の建設に要する費用及び家賃の減額に要する費用の一部が国庫補助対象となった。

【19950137】家賃の減免措置（住宅・都市整備公団）

○家賃の支払いの猶予

- ・建物の損傷により一時的に居住が不能となった住宅並びに建物及び地域の被災状況等を総合的に判断して居住に支障があると認めた住宅について、平成7年1月、2月、3月分の家賃を各支払期日に支払いができなかった場合は、それぞれ支払い期日から最長3か月間支払いを猶予(遅延利息の免除)する。

○減免の対象住宅及び減免の内容

- 1) 住宅の損傷を補修するまでの間、仮移転を必要とし、一時的に住宅を使用できない住宅については、仮移転の日から戻り入居が可能となる日までの間の家賃を免除する。
- 2) 周辺の火災、建物の被災状況等により、公団の避難勧告が出される等、避難せざるを得ない状況が発生したことにより一時的に住宅を使用できなかった住宅については、1月17日から避難勧告の解除等により居住の安全の周知措置が図られるまでの間の家賃を免除する。
- 3) 住宅等の損傷により、その使用に当たって一部支障が生じた住宅については、主要な補修が完了する日までの間、損傷程度に応じて家賃を20%又は50%減額する。

○減免額の算定方法

減免額=家賃月額(円)×減免期間×(減額の場合は)減額率(%)

(注) 減免期間

ア 建物の補修等が完了し戻り入居が可能となった日を1週間経過した日まで

イ 当該地域又は住宅等の安全の周知措置が図られた日を1週間経過した日まで

ウ 主要な補修が完了し、概ね住宅の機能が回復したと認められる日まで

減額率：当該住宅の被災度に応じて3ランク(Aランク50%、Bランク20%、Cランク0%)

に区分

【19950138】阪神・淡路大震災復興基金による住宅再建支援策（阪神・淡路大震災復興基金）

○阪神・淡路大震災では、復興基金を通じた各種支援が実施された。（次頁参照）

- そのほか、兵庫県・神戸市では、被災者の中には、自力再建を行う意欲はあるものの、年齢要件等によって融資等が受けられないというケースがある。そのため、リバースモーゲージ（持ち家を担保に、死亡するまで自宅に住みながら自治体・民間金融機関から年金型の生活資金融資を受け、死後その担保となっていた自宅を売却し清算する制度）の考え方を活用し、復興基金の利子補給事業等を用いた高齢者向け特別融資制度を設けた。

【19950139】災害復興住宅制度の概要（神戸市・西宮市・芦屋市）

○神戸市・災害復興住宅特別融資(個人向け)制度

- ・震災により被害を受け、神戸市内に自ら居住するための住宅を建設・購入又は改良する人に新築(建設・購入)は1,500万円(住宅金融公庫を利用できる住宅に限る)、中古は1,000万円、改良は500万円以内を融資する。

○西宮市

1) 個人住宅資金融資斡旋特例制度

- ・市内に自ら住むために住宅を新築または購入する人に1,300万円以内を年利3.3%で融資を斡旋する。また、市内で被災し自分の住んでいる住宅を整備しようとする人に500万円以内を10年以内で、年利2.5%で融資を斡旋する。

2) 民間賃貸住宅資金融資制度

- ・個人で賃貸住宅を市内に新築する人に1戸あたり100万円以上800万円以内、総額1億円以内を、25年以内で年利3.0%で融資する。但し、被災者が入居し、そのうち3割以上が低所得者、家賃は市で決めた基準以下であること等が要件。

3) 西宮市被災学生用住宅再建支援制度

- ・個人が震災時市内で学生等を対象に賃貸していた住宅を再建しようとする建物で大学等の斡旋の対象となるものに1戸(1部屋)当たり300万円まで融資するもので、期間は25年以内で利率は1.3%。

○芦屋市・災害復興住宅特別融資(個人向け)制度

- ・地震により被害を受け、市内で自ら居住するための住宅を建設・購入・改良する人に新築(建設・購入)は1,500万円、中古は1,000万円を年利3.3%で、改良は600万円を2.5%で融資する。

- ・償還期間はそれぞれ25年以内、20年以内、10年以内。償還期間中は固定金利だが、利率は情勢の変化があった場合に変更する。

表 復興基金を通じた各種支援事業概要

事業名		事業概要
1	災害復興準公営住宅建設支援事業補助	特定優良賃貸住宅制度を活用する土地所有者等への助成
2	特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅建設支援事業補助	特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅を活用する土地所有者への助成
3	被災者住宅購入支援事業補助	住宅購入資金借入金に対する利子補給等
4	被災者住宅再建支援事業補助	住宅建設資金借入金に対する利子補給等
5	民間住宅共同化支援利子補給	共同住宅建設資金借入金に対する利子補給
6	被災マンション建替支援利子補給	マンション再建資金借入金に対する利子補給
7	被災マンション共用部分補修支援利子補給	補修額が高額となる分譲マンションの共用部分補修費借入金に対する利子補給
8	住宅債務償還特別対策	住宅を再建又は購入する者の既存住宅ローンに対する利子補給
9	県・市町単独住宅融資利子補給	県・市単独住宅融資に対する利子補給
10	被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進利子補給	被災者向けファミリー賃貸住宅融資利子補給
11	学生寄宿舎建設促進利子補給	学生寄宿舎建設資金借入金の利子補給
12	総合住宅相談所設置運営事業補助	住宅建築総合相談所設置・運営費補助
13	復興まちづくり支援事業補助	復興まちづくりセンター運営費補助
14	宅地防災工事融資利子補給	宅地防災工事資金借入金に対する利子補給
15	被災宅二次災害防止対策事業補助	融資を受けられない被災者に対する宅地の応急復旧工事費補助
16	大規模住宅補修利子補給	住宅補修借入金に対する利子補給
17	高齢者特別融資（不動産活用型）利子補給	市町が創設する高齢者特別融資（不動産活用型）の借入者に対する利子補給
18	定期借地権方式による住宅再建支援事業補助	定期借地権方式による住宅等の再建に対する補助
19	民間賃貸住宅家賃負担軽減事業補助	民間賃貸住宅に入居する中低所得の被災者の家賃に対する補助
20	生活福祉資金貸付金利子補給等	恒久住宅への移転のための生活福祉資金利用者への利子補給等
21	復興土地区画整理事業等融資利子補給	復興土地区画整理事業及び復興市街地再開発事業により清算金を支払うこととなる権利者の資金調達に対する利子補給
22	小規模共同建替等事業補助	小規模な共同建替、協調建替等への補助
23	被災者向けコレクティブ・ハウジング等建設費補助	コレクティブ・ハウジング等の建築に際し、協同居住空間の整備費の一部を補助
24	隣地買増し宅地規模拡大利子補給	宅地が狭小なため隣接地を購入する資金に対する利子補給
25	景観ルネサンス・まちなみ保全事業補助	まちなみ形成上重要な建築物等の外観的復元、施設整備等に対する補助
26	高齢者住宅再建支援事業補助	高齢のため融資等が受けられずに自己資金で住宅再建をした被災者を支援
27	災害公営住宅入居予定者事前交流事業補助	災害公営住宅の入居予定者の事前交流事業に対する補助
28	被災宅地二次災害防止緊急助成	未復旧の被災宅地の二次災害防止のための復旧事業に補助
29	公営住宅入居待機者支援事業補助	災害復興公営住宅等への入居までの間、一時的に入居できる住宅を提供する事業に補助
30	災害復興グループハウス整備事業補助	災害復興グループハウス整備事業を補助
31	持家再建住宅等入居待機者支援事業補助	持家再建予定者等が、持家等に入居できるようになるまでの間、一時的に入居する住宅の家賃負担を軽減する事業に補助
32	公営住宅特別交換（暫定入居）支援事業補助	公営住宅の暫定入居制度を推進するための支援

【19950140】私道の復旧制度（神戸市）

- ・神戸市は、私道の公共性に鑑み、市民生活のための最低限度の通行機能を確保するとともに二次災害防止を図るため、一定の要件のもとに、応急措置が必要と思われる私道について、市民の申出に基づき市が応急措置を実施した。

○要件

- ・阪神・淡路大震災により被災した私道
- ・幅員が2m以上(側溝を含む)
- ・不特定多数の住民が利用していること（当該道路の両端が既存の公道または私道に接しており行き止まりでないこと。ただし、行き止まりであっても道路に面して10戸または30名以上の住民が現に居住しているまたは居住していた場合は対象とする。）
- ・私道の関係権利者の施工承諾及び当該私道を今後も一般交通の用に供する誓約が得られること

○申出資格者

- ・私道の関係権利者(所有者、地上権者等)及び利用者の代表者

○応急措置の範囲

- ・路面に著しく通行障害を及ぼしているものの除去(段差、ひび割れ補修等)
- ・法面の崩壊防止のための応急措置(法面排水工、板柵工、シート張り等)
- ・排水機能の回復(仮排水路等)

【19950141】宅地の被害状況の把握及び二次災害の防止（兵庫県・神戸市）

○兵庫県は、宅地の被害状況の把握及び二次災害の防止を図るため、宅地防災相談所を設置するとともに、宅地防災パトロールを実施した。

○危険な宅地被災箇所の周知

- ・兵庫県は、梅雨期をむかえた平成7年6月、土砂災害等の二次災害が予想されることに対し、危険箇所を記載した塘図の配布等により周知を行った。
- ・神戸市は、県が定めた土砂災害危険箇所のほか、宅地被災地区における擁壁崩壊等による被害が予想される箇所を加えた二次災害予想箇所を2,577か所指定し、被害が予想される世帯、地区等を示した住宅地図を区役所、消防署等に置いて閲覧できるようにした。

【19950142】擁壁等の補修制度の創設（国・兵庫県）

○制度の創設

- ・擁壁は個人財産であるため、補修に対する公費補助制度はなかったが、国・兵庫県は宅地所有者の経済的負担を軽減するため、公共事業による実施、補助制度の創設等を行った。
- ・国・兵庫県では災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業の採択基準を擁壁を含むよう改正し、4月1日から、次の1)～5)の条件すべてを満たす場合には補修費用の9割を補助することとした。
1)高さが3m以上あること、2)移転適地がないこと、3)崩壊した場合、5戸以上の建物に被害が及ぶこと、4)河川、道路、公共施設等に著しい被害を及ぼすおそれのあること、5)修理費が600万円以上であること

○制度の補完

- ・上記の条件に合致しない場合には、住宅金融公庫の宅地防災工事資金等の融資を受けて補修することとなるが、阪神・淡路大震災復興基金では、被災者負担の軽減及び融資の促進によって早期の二次災害防止を図るために、利子補給により当初5年間は無利子になるようにした。
- ・また、基金では、高齢者等で住宅金融公庫の融資等を受けられない場合、工事費の1/2を補助することとした。

【199501443】擁壁等の補修制度の創設（神戸市）

○民間被災宅地の応急措置

- ・神戸市は、二次災害の危険性が予想される被災擁壁が多く存在し、被災した土地所有者の経済的負担を軽減するため、次の要件に該当する場合、市で応急措置を講じた。施工対象の改善勧告等を受けた所は市内で1,845か所あり、そのうち419か所で応急措置が講じられた。

○対象となる擁壁等

- ・阪神・淡路大震災により被害を受けたもの
- ・宅地造成等規制法に基づく改善勧告、改善命令または行政指導として改善要請を受けた者で二次災害(住宅等の建築物等への被害)防止策が必要と市長が認めるもの

○対象者：個人

- ・市に対し応急措置の申出のある者

- ・関係権利者の施工同意を得られる者
- ・所得制限(災害援護資金の要件と同一)に該当する者又は経済的負担の観点から特に必要と認める者
- 応急措置の範囲(直ちに本格復旧工事の必要な所は除く)
 - 1)仮排水工、2)崩土・被害擁壁の除去及び切土、3)崩壊防止のためネット工、4)土のう、シート張、5)土留め柵工

【19950144】被災宅地二次災害防止対策事業補助（阪神・淡路大震災復興基金）

- 目的：
 - ・被災宅地の復旧にあたって、公共工事に採択されず、住宅金融公庫等の融資制度も利用できないなど宅地復旧が不可能な者に対し、二次災害の発生を防止するため応急復旧工事に要する経費を補助する。
- 補助対象者：宅地所有者
- 採択要件：
 - 1)宅地造成等規制法に基づく勧告、改善命令、建築基準法に基づく改善命令または県あるいは市から宅地の改善に関する通知等の行政措置を受けたもの
 - 2)被害度が大きくそのまま放置すると二次災害のおそれが大きい被災宅地の所有者
 - 3)高齢者等で住宅金融公庫等の融資を受けられない者
- 補助対象等
 - ・危険物除去及び応急復旧工事に要した費用(工事費用の限度額300万円)補助率1/2(限度額150万円)

【19950145】民間宅地擁壁の道路災害復旧事業での復旧（神戸市・芦屋市・西宮市）

- 制度概要
 - ・神戸市、芦屋市、西宮市は、被災した民間宅地擁壁のうち、次の条件を満たす場合に限り道路災害復旧事業(復旧工法は原則としてブロック積(石積)擁壁)として市で施工する。
 - 1)被災した擁壁が幅2m以上の公道に面していること
 - 2)擁壁が倒壊して道路保全上復旧が必要と認められるもの
 - 3)擁壁の高さが2m以上(芦屋市は1.5m以上)
 - 4)擁壁の敷地を市へ原則として寄付してもらえるもの

【19950146】既存不適格建築等への対応方針（兵庫県）

- 阪神・淡路大震災では、兵庫県及び兵庫県下の特定行政庁は「兵庫県南部地震により被災を受けた既存不適格建築等の復旧に対する事務処理方針」を定め、建築基準法の弾力的な運用を図った。具体的には次の項目について弾力的な運用を図った。
 - ・大規模の補修について(第2条第14号関連)
 - ・修繕工事の権造上の安全性について(第20条第2項関連)
 - ・浄化槽の構造について(第31条第2項関連)
 - ・接道規定について(第43条関連)
 - ・用途地域について(第48条関連、施行令第137条の4)
 - ・容積率について(第52条、第59条の2関連)
 - ・日影による高さの制限について(第56条の2関連)
 - ・応急仮設建築物の取扱について(第82条関連)

【19950147】建築規制の運用例（神戸市）

- 神戸市では、以下のような建築規制の運用が行われた。(■は震災後3年間に限る)(次頁参照)

【19950148】道路整備型グループ再建制度の創設（神戸市）

- 道路が不足しているため住宅等の再建が進まない地域において、建築物の既存不適格問題の解決、土地の有効利用、防災性の強化等を図るために、土地所有者が自らの土地の一部を道路に提供することにより、住宅等の再建と道路の整備を地域(グループ)で協調して計画・実施する場合に、その活動を支援する制度。
- この制度は、近隣が協調して住宅等を再建し、併せて道路整備に取り組むもので一定の要件を満たす場合に、①整備計画の作成支援、②住宅建設資金融資に係る利子補給、③私道の整備助成を行うものである。

表 建築規制の運用

項目	内容
建築確認申請	<ul style="list-style-type: none"> ■戸建て住宅の接道規定 ■共同住宅・長屋の接道規定 ■用途不適格の建築物の建て替え □建ぺい率の緩和 □日陰規制の緩和 ■位置指定道路の基準の緩和
許可申請関係	<ul style="list-style-type: none"> ■仮設建築物の取り扱い1 ■仮設建築物の取り扱い2 ■仮設住宅の取り扱い ■日陰規制、用途不適格許可の取り扱い ■震災復興型総合設計制度の創設 □総合設計制度の拡充
条例による届出関係	<ul style="list-style-type: none"> ■共同住宅に附置する駐車場台数 ■附置義務駐車場の敷地外設置の緩和
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■申請等の手数料の免除

【19950149】神戸市震災復興総合設計制度の概要（神戸市）

- 対象：容積率の既存不適格建築物で震災から3年以内に着工するもの
- 補助の内容：低層住宅復興型、中高層住宅復興型があり、従来の総合設計制度より敷地面積、有効公開空地率などの適用条件を引き下げ、容積率の割り増しを震災前の延床面積を限度に引き上げる。

【19950150】優良建築物等整備事業の特例（兵庫県）

- 対象要件の拡充
 - ・地区面積要件の緩和1,000m² 地区面積500m²又は敷地面積300m²
 - ・マンション建替えタイプ要件の区分所有者は、被災当時の区分所有者を含むものとし、マンション滅失に備えた手当てを実施する。
- 補助事業の拡充
 - ・すべてのタイプのプロジェクトの対象施設を補助対象とする。
 - ・消防施設、避難施設等、監視装置、建築物の防災性能強化(特殊基礎工事等)の各施設を補助対象とする。
- 非常災害時かさ上げ補助率の適用 国費1/3 2/5

【19950151】優良建築物等整備事業（芦屋市）

- ・芦屋市では、優良建築物等整備事業を活用し、建築設計費、建設費の一部を補助。
- 建築設計費、建設費の補助
 - 1)要件
 - ・地区面積が概ね1,000m²以上(500m²以上でも対象となる場合もある)
 - ・中高層の耐火建築物または準耐火建築物を建てること
 - ・原則として幅員6m以上の道路に4m以上接すること
 - ・空地要件を満たすこと
 - 2)補助対象
 - ・調査設計計画費(事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費)
 - ・建築物除去等費(建築物除去費、整地費)
 - ・建物整備費の一部(通路・広場等の空地、供給処理施設、エレベーター・廊下等の共用部分等の整備費)
 - 3)補助額：補助対象事業にかかる費用の2/5以内
- 利子補給制度
 - 1)被災マンション建替支援利子補給
 - ・住宅金融公庫の災害復興住宅資金融資等を受け被災した分譲マンションを再建する区分所有者及び住宅供給公社等が建替えを代行したマンションを購入する被災者。
 - ・限度額は1,140万円以内。
 - 2)被災マンション共用部分補修支援利子補給
 - ・被災分譲マンションの補修に要する費用のうち、住宅金融公庫の災害復興住宅(共用部分補修)融資資金で1戸当たりの借入額が100万円以上、災害発生から2年以内に融資の申込みが行なわれる

- ケースが対象。
- 限度額は150万円以内。
- 3) 補給率
- 両制度とも当初5年間は2.5%、6~10年は公庫融資の年利率から3.0%を減じた年利率となっている。

【19950152】定期借地権によるマンション再建（芦屋市）

- 敷地全てを公社が買収、定期借地権マンション建設の後、基の区分所有者へ分譲する方法
- 居住者の経済的な問題で、この方法を適用したが当初は役員以外の理解が得られず、ねばり強い説得で、マンション所有者全員一致で建て替えができた。負担額の平均は500~600万円

【19950153】地上権方式による再建（兵庫県住宅供給公社）

- コンサルタントにより地上権方式が採用される。公社が地上権で借地、新しいマンションを建設。マンション建設後は、地上権をはずし、建物を事業に参加した土地所有者に分譲するもの。転出者や保留床については、公社が持ち分を買い取り、第三者へ売却する。

【19950154】罹災都市借地借家臨時処理法の申請（神戸市）

建設大臣 野坂浩賢様	神住計第1001号 平成7年1月30日																														
罹災都市借地借家臨時処理法の適用について(申請)	神戸市長 笹山幸俊																														
<p>平成7年1月17日に発生した兵庫県南部沖地震のため、本市の市街地を中心に下記のとおり多大の被害が生じました。</p> <p>羅災地は、借地入、借家人も多く、これらの市民の住生活等の安定を図るために、借地、借家の緩和関係を保護することが適当と考えます。については、本市を罹災都市借地借家臨時処理法の適用地域としてご指定いただきますよう申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 被害状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1)避難人数(1月28日現在)</td> <td style="width: 70%;">213,024人</td> </tr> <tr> <td>(2)全壊・半壊棟数(1月29日現在)</td> <td>・全壊 24,680棟 ・半壊 29,299棟</td> </tr> <tr> <td>(3)焼失面積(1月20日現在)</td> <td>1,021,995 m²</td> </tr> </table> <p>2 所有関係別世帯数(昭和63年住宅統計調査)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">所有関係別</th> <th style="width: 40%;">世帯総数</th> <th style="width: 30%;">割 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主世帯総数</td> <td>482,440世帯</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>持家</td> <td>248,170</td> <td>51.4</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>223,980</td> <td>48.6</td> </tr> <tr> <td> 公営</td> <td>42,280</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td> 公団公社</td> <td>23,510</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td> 民営</td> <td>141,390</td> <td>63.1</td> </tr> <tr> <td> 給与住宅</td> <td>16,790</td> <td>7.5</td> </tr> </tbody> </table>		(1)避難人数(1月28日現在)	213,024人	(2)全壊・半壊棟数(1月29日現在)	・全壊 24,680棟 ・半壊 29,299棟	(3)焼失面積(1月20日現在)	1,021,995 m ²	所有関係別	世帯総数	割 (%)	主世帯総数	482,440世帯	100.0	持家	248,170	51.4	借家	223,980	48.6	公営	42,280	18.9	公団公社	23,510	10.5	民営	141,390	63.1	給与住宅	16,790	7.5
(1)避難人数(1月28日現在)	213,024人																														
(2)全壊・半壊棟数(1月29日現在)	・全壊 24,680棟 ・半壊 29,299棟																														
(3)焼失面積(1月20日現在)	1,021,995 m ²																														
所有関係別	世帯総数	割 (%)																													
主世帯総数	482,440世帯	100.0																													
持家	248,170	51.4																													
借家	223,980	48.6																													
公営	42,280	18.9																													
公団公社	23,510	10.5																													
民営	141,390	63.1																													
給与住宅	16,790	7.5																													

【19950155】民間賃貸住宅の入居者への補助（伊丹市）

- 伊丹市は、市内の民間賃貸住宅に居住していて一部損壊以上の被害を受け、その解体により住宅を失った高齢者・障害者等の世帯で、建て替えられた民間賃貸住宅に入居する場合、従前の家賃と新たな家賃との差額の2分の1（ただし月額2万5千円を限度）を補助する家賃助成及び敷金として、家賃助成月額の3か月分を補助する敷金助成を実施。

【19950156】家財道具保管場所の情報サービス（倉庫協会）

- 倒壊した家屋から運び出した家財道具の保管場所がない被災者のため、兵庫県倉庫協会、大阪府

- 運輸倉庫協会、大阪府倉庫協会などは利用可能なトランクルームの情報サービスを行った。
- ・兵庫県倉庫協会には、4月28日までに2,131件の問い合わせがあり、そのうち909件が受託された。

【19950157】家財道具保管場所の提供（芦屋市）

- ・芦屋市では被災市民の家具等の一時保管場所として、独自に仮設物置を300個設置した。
- 設置場所 芦屋市浜風町地先(南芦屋浜埋立て地内)
- 募集個数
 - タイプ 大きさ(幅×奥行き×高さ) 募集個数 使用料(月当たり)
 - A 5.4m × 2.4m × 2.65m 160個程度 15,000 円
 - B 2.0m × 2.0m × 2.2m 140個程度 5,000 円
- 利用可能期間等
 - ・平成7年4月15日～8月15日(その後平成8年3月31日まで延長)
 - ・設置場所の出入りは9時30分から16時30分(その後10時から16時に変更)に制限されており、また4輪自動車でしか出入りできない。
 - ・なお、仮設物置の設置場所は市営住宅の建設予定地になっており、予定通り3月31日をもって寄託者に明け渡しを命じるとし、引き続き保管を希望する場合には民間業者をあっせんする。
- 応募資格
 - ・全壊又は半壊のり災証明を受けたもので1世帯1個のみ

【19950158】雇用維持対策（国・兵庫県）

- 阪神・淡路大震災では、国の雇用維持対策として、雇用調整助成金制度や生涯能力開発給付金、中小企業事業転換等能力開発給付金及び中小企業事業転換等能力開発給付金制度の特例的な運用が行われるとともに、被災事業の再開に伴う雇用確保を支援する助成制度が創設された。また、兵庫県は、雇用調整助成金制度を補完する形で、雇用維持奨励金制度を復興基金事業として創設した。

【19950159】中高年被災者を対象とする各種就労対策の実施（兵庫県）

- (1)「被災地しごと開発事業」
 - 趣旨:仮設住宅の生活を余儀なくされて自宅に引きこもりがちになった被災中高年令者の民間企業での就職のきっかけ作りとして実施。
 - 事業内容
 - ・仮設住宅入居者が、全壊(全焼を含む)の家屋被害のあった45歳から60歳までの被災者を対象として、ビラ配り通行量調査などの軽労働を提供するという事業(1日5,000円、月10日以内)。
 - ・「被災地しごと開発事業」に登録していた者に対しては、就職等を希望し、支援を希望する者に対し、自立支援推進員が個別面談等を行い、就職等に向けた講習、職業訓練及び職場体験・就業体験の受講を指導し、就業を支援する。
- (2)「いきいき仕事塾」
 - 趣旨:被災地に住むおおむね55歳以上の方々を対象として、「いきいき仕事塾」を開設することにより、生きがいづくりを支援。
 - 事業内容
 - ・被災地に住む高齢者を対象に、被災各地域において生きがいづくりや仲間づくりにもつながる知識等を習得するための各種講座を開設。
 - ・週一回の講座で参加者には2,000円が支給される。
- (3)いきがい「しごと」づくり事業補助(復興基金)
 - 事業内容
 - ・被災高齢者等の新たないきがいとしての「しごと」の場・機会を提供する先駆的な事業を行うグループに対し、それに要する経費の一部を補助。
 - ・いきがい「しごと」への就業等を支援するための事業に要する経費を補助。
- (4)被災地求職者企業委託特別訓練等事業補助(復興基金)
 - 事業内容
 - ・中高年被災地求職者に対する企業委託方式の特別訓練事業等に要する経費を補助。
- (5)被災者雇用奨励金(復興基金)
 - 事業内容
 - ・被災者を新たに雇い入れた事業主に対する奨励金及び震災により離職を余儀なくされた者を新たに雇い入れた事業主に対する奨励金を、それぞれ一定の要件に該当する場合に支給。

- ・補助内容:雇用者1人あたり50万円を支給

(6)雇用維持奨励金(復興基金)

○事業内容

- ・被災地域を中心とした地域における雇用の安定を図るため、事業主が講じた雇用維持のための措置に要した経費の一部を支給。

○補助内容:雇用維持に要した経費の1/8または1/9

(7)被災者就業支援事業(復興基金)

○事業内容

- ・中高年齢の被災者(登録者)に対し、きめ細やかな相談援助や、民間企業での就職やシルバー人材センター、コミュニティビジネスなどの就業等を支援する事業に要する経費を補助。

【19950160】公的雇用の創出（兵庫県）

○趣旨

- ・雇用創出のために国が設けた特別奨励金は45歳以上を対象としているため、学校を卒業しても仕事が見つからない人への対策がないこと、臨時雇用ではなく正規の雇用であるがその対策が不十分なことから、福祉や教育などの分野で重点的に雇用を拡大することを目的に実施。

○事業内容

- ・県職員給与を一律5%カットし、その財源をもとに雇用を創出する対策を実施。
- ・民間での雇用創出策を助成するための基金を創設
- ・公共部門での雇用拡大策として、保育所の保育士増員や被虐待児への心理的ケアを行うセラピストの配置、学校図書館の司書の充実など実施
- ・教員の新規採用を行い、小学校1、2年生の30人学級を、市町村と協力しながら実現。

【19950161】災害弔慰金の支給（神戸市・芦屋市・西宮市）

○支給申請方法

- ・市町村が住民票等から対象者をリストアップし、郵送による支給手続を行っているところ(例:神戸市)、遺族からの申請に基づき支給事務を行っているところ(例:芦屋市、西宮市)等市町村によって申請方法等は異なる。

・神戸市の例

- ①市が住民票等から遺族を調査
- ②通知書、必要書類等を遺族に郵送
- ③返送された申請書を確認
- ④口座振込みにより支給

○支給事務開始時期

- ・神戸市の場合、震災後約2か月経過した3月16日から順次郵送を開始、芦屋市は2月17日から、西宮市は2月26日から受付開始と、市町によって支給事務開始時期は異なる。

○支給方法：「口座振込み」または「銀行渡り小切手」により支給

○その他：支給された災害弔慰金は、非課税扱いとなる。

○震災関連死の認定

- ・震災後、震災に関連する傷病等で死亡した場合は、死亡原因等の確認事務、審査会による審議を経るため、処理に長期を要するケースが多い。

【19950162】災害障害見舞金（神戸市・芦屋市・西宮市）

○各市町における給付事務、相談等の開始は、4～7か月後と市町によって異なる。

○時期支給申請方法

- ・神戸市の場合、各福祉事務所で申請、相談を受付
- ・西宮市及び芦屋市では、問い合わせ専門窓口を設置して対応
- ・芦屋市では、身体障害者手帳(1級)の交付申請をした場合に、市から直接交付事務の連絡を行った

【19950163】生活福祉資金特別貸付〔小口資金貸付〕

○生活福祉資金の特例措置として実施されたもので、所得制限はなく、簡単な手続き(身分証明書や印鑑、保証人の署名・捺印で可)で10万円(又は特に必要と認められる場合は20万円)を借りることができることから、申込者が殺到した。

○神戸市の場合、1月28日から貸付けの受付が開始され、当初は、「当分の間、受け付ける」とさ

れていた。その後、2月9日に急きよ受付が締め切られ、その旨の広報が不十分で、締切り後の貸付け希望者への対応に苦慮した。

○経緯等

- ・貸付原資の予算措置が間に合わないことから、県社会福祉協議会が金融機関から融資を受けた。
- ・窓口となる市町の社会福祉協議会に、他府県や県内の被災地以外の社会福祉協議会から計210名の職員の派遣を受けた。
- ・弔慰金制度の実施見込みや義援金の第一次配分もなされる等、所期の目的をほぼ達成したことなどを総合的に勘案して、2月9日をもって終了した。

【19950164】上下水道に関する個人負担への支援措置（神戸市・西宮市・尼崎市）

○被災自治体の中には、下記のような助成措置を講じているものがある。（次頁参照）

○また、西宮市では外郭団体の「水道サービス協会」において、受水槽の点検・修理、水洗トイレなどの修理を行っている。

表 上下水道の助成概要

融資等種類	実施市	限度額	融資等目的	返済条件	備考
排水設備の修繕費貸付	神戸市	1工事 50万円	水洗トイレの器具等の修理、配水管修理	無利子、20～36回の均等償還	新規制度
水道工事費の貸付	西宮市	20万円	水道の改造工事	無利子、20回以内の均等償還	既存制度
水道工事費の分納	西宮市	一	水道の新設・改造工事	6ヶ月～9ヶ月の分割納付	既存制度
家庭用水道管改造資金融資	尼崎市	30万円	水道の改造工事	市中金利、36回以内の元利均等償還	既存制度

【19950165】上下水道に関する水道料金の免除（神戸市・西宮市・芦屋市・宝塚市・明石市）

○被災自治体における水道料金については、下記のとおり減免等の措置が講じられているが、その内容は自治体によって次のようになっている。

表 上下水道の水道料金の免除措置

市名	免除措置等の概要
神戸市	市内全世帯、事業所を対象に、上下水道基本料金(1,210円)を1か月間免除する。早期に復旧した家庭で漏水や断水家庭への供給で通常の使用料を大幅に上回った場合は再計算に応じる。1月17日以前に検針した上下水道料金の請求は、通常の納期限から2か月延長できる。
西宮市	断水しなかった一部地域を除き、1月17日から2月28日までの上下水道料金の全額を免除する。
芦屋市	市内全世帯について、1月17日から3月15日までの間(一部地域は1月31日まで)の水道料金は、全額免除とする。 また、平成6年度5期前期分(12月、1月)の給水料金及びメーター使用料についても措置を講じるとともに、網期を延期する。
宝塚市	一部地域を除き1か月分の水道料金を全額免除とする。
明石市	地震発生以後に検針した上下水道料金の基本料金を全世帯で1期(2か月)分免除する。

【19950166】学校教育施設の再建（兵庫県）

○学校施設の復旧対策

- ・県立学校については、1月21日、兵庫県より各学校長宛てに、ガラス修理、急配水設備の改修等を指示しており、被害の大きい学校については建物の危険度調査を実施し、使用禁止等の措置を行い、二次災害の防止に努めた。
- ・市町立学校については、1月30日から2月3日にかけて、文部省や他府県の技術職員37人の応援を受け、応急危険度調査を実施した。そしてこの結果を踏まえ、仮設校舎の建築計画を策定し、建築に着手した。また3月6日から10月13日にかけて、公立学校の災害復旧に係る文部省・大蔵省の災害現地調査を実施し、併せて復旧工事を行った。
- ・私立学校については、学校側の要請により、文部省の技官が約90校について危険箇所の調査を実施している。
- ・阪神・淡路大震災では、被災校がそのまま避難所となり、避難住民の生活との関係から、事前調査や国の査定がはからなかったこと、また8月から9月にかけて公共・民間の他の解体・建設事業

と競合したことなどから、学校施設の解体・建替え等の補修工事は大幅に遅れた。

【19950167】仮設校舎の建設（兵庫県）

- 現行制度では、国庫補助の対象となるのは校舎の建替え等の場合に限られているが、校舎そのものは被害を受けていないものの、避難所として利用されることにより教室が使用できない学校があった。このため、文部省（当時）との協議の結果、これらの校舎が仮設校舎を建設する際にも補助の対象とすることが認可された。

【19950168】私立学校等に対する復旧支援（兵庫県）

- 私立学校施設の復旧に関しても、現行制度で国庫補助の対象となるのは学校教育法の第一条校の私立学校のみであり、学校法人が設置する専修学校及び外国人学校に対しては補助の対象外となっている。しかし、阪神・淡路大震災ではこれらの私立学校に対しても特例的措置として、(財)阪神・淡路大震災復興基金による補助(私立学校仮設校舎補助、私立学校復興支援利子補給、私立専修学校・外国人学校施設等災害復旧費補助)を行った。

【19950169】被災者を対象とした教育支援制度（西宮市）

表 被災者を対象とした教育支援制度

制度名	対象	助成内容	申請要件など
公立幼稚園保育料など減免	公立幼稚園	入園料・保育料 (平成7年12月分まで)	全・半壊の被災など
就学奨励金	小・中学生	給食費・学用品など	被災により、市民税の非課税世帯または減免の扱いを受けた場合など
私立高校授業料など減免	私立高校生	入学料・授業料 (平成7年12月分まで)	全・半壊の被災など
給付奨学金	高校・高専など	国公立5,500円/月 私立11,000円/月など	被災の程度を考慮して認定

【19950170】奨学金の貸与（日本育英会）

- 日本育英会では、奨学金の貸与について被災者特別枠(一部損壊以上の被災者が対象)を設定し、定期(5, 6, 7月及び10月)以外の時期における採用、所得基準についても震災後における実態に応じた所得とすることなどにより対応している

○申請先

- ・大学生………各大学
- ・高校生等……日本育英会都道府県支部

○貸与月額………いずれも自宅外

- ・高等学校 国公立18,000円 私立30,000円
- ・大学 国公立41,000円 私立54,000円

【19950171】大学入試日程の変更情報（大学入試センター）

- 兵庫県南部地震による国公私立大学の入試日程の変更情報を大学入試センターのハートシステムで提供した。変更情報の一覧表は、兵庫県内被災地域の多くの県立高等学校で閲覧可能であり、また、ハートシステムの端末を、県教委、5県立高校に設置した。

○特例入試の実施

- 被災した受験生を対象とする特例入試(再試験・再募集)を3月下旬から4月上旬にかけて実施した。特例入試を実施する大学及びその概要については、大学入試センターにおいて、次のように情報を利用した。

○ハートシステム〈NTTのビデオテックス通信網=キャプテンを利用〉

- ・端末を県教委、5県立高校他計11か所に設置し、志望大学の情報検索を可能とした。(ガイドブック「国公立大学の特例入試の概要」の発刊)
- ・被災地域の教育委員会や高等学校等に配備した。

○受験地における宿泊場所のあつ旋

- ・国立オリンピック記念青少年総合センター
- ・(財)内外学生センター(大阪、京都、神戸各学生相談所)

【19950172】ボランティア活動のコーディネート

○西宮ボランティアネットワーク(NVN)によるコーディネート業務

- ・ボランティアの受付は当初市役所の人事課で行っていたが、市役所全体の機能が混乱している中でボランティアに的確な指示を出すことができなかった。このような状況の中で、行政と連携した新しい形としてのボランティアネットワークとして、西宮ボランティアネットワークが誕生し、ボランティア受付業務をボランティア自身が行った。

○ボランティア活動のコーディネートに関する課題

- ・阪神・淡路大震災では、ボランティアの受付・登録の際に、活動調整を行うボランティアセンターが区単位で整備されていなかったため、それぞれの避難所や被災地からのボランティアニーズに迅速に対応できなかつたことが指摘される。実際に、市町社会福祉協議会ボランティアセンターは、災害当初、一部の市町を除き平時のボランティア推進体制が十分に機能せず、大量のボランティアニーズとボランティアを効果的に結びつけることができなかつた。このため、ボランティアと行政をつなぐコーディネートの機能を確立するとともに、各機関の連携を強化しておく必要がある。
- ・被災状況等の情報提供やボランティア活動に関するニーズの把握と情報提供を行う窓口がなく、全国のボランティア団体等に必要な活動要請を行うことができなかつた。また、市役所全体の機能が混乱している中でボランティアに的確な指示を出すことができなかつた。このため、ボランティア団体の中に中枢機能を組織するシステムを持たせることを検討し、行政との連絡や連携について、あらかじめ確認しておく必要がある。
- ・阪神・淡路大震災では、経験豊富なコーディネーターがほとんどいなかつたこと、緊急時にボランティア拠点の中枢機能を組織する民間等スタッフの参加システムがなかつたことも問題として指摘された。このため、災害発生時に全国から集結したボランティアを機動的に活用するために不可欠であるボランティアコーディネーターが不足しないよう、コーディネーターの要請・研修体制の早期確立・充実を図るとともに、地元ボランティアとの連絡・結合体制の確立を図る必要がある。

【19950173】地域医療体制の早期整備対策の実施（兵庫県）

○仮設診療所等の設置

- ・震災により被災した医療機関の復旧が遅れている地域や、避難所及び応急仮設住宅付近の一時的な人口増加に伴い医療ニーズが拡大した地域に対して、応急的な仮設診療所の設置の必要性があつた。このため、兵庫県は、国の補助を得て、仮設診療所(9施設)及び巡回歯科診療車(10台)が設置された。

【19950174】災害復興ボランティア活動に対する助成（兵庫県）

表 災害復興ボランティア活動に対する助成

区分	助成の対象となる経費	構成人数	助成額等
一般活動費助成	ボランティアグループが活動を行うために要する一般的経費 (交通費・通信費・ボランティア保険掛け金等)	5人以上のグループ	・年活動日数が6日以上の場合 年額3万 ・年活動日数が24日以上の場合 年額6万
特別活動費助成	当該ボランティア活動固有の経費 (原材料購入費・活動機器・機材の借上げ費等)	5人以上のグループ	・1事業当たり15万円以上 (3万円未満は対象) ・1グループ年間2回を限度

【19950175】被災医療機関に対する復旧支援

○医療機関に対する復旧支援

- ・震災により被害を受けた医療施設等について、その復旧に要した経費に対して災害復旧費補助事業(国庫直接補助事業)による支援を行つた。なお、阪神・淡路大震災では、病院群輪番制病院、救命救急センター等の政策医療を担う民間病院及び看護婦宿舎が新たに補助対象となり、かつ、公的病院の補助率が1/2から2/3へ引き上げられた。

- ・阪神・淡路大震災では、被災した病院や在宅当番医制等の政策医療を担う診療所の復旧・再建支援として、これらの病院を新たに「医療施設近代化施設整備事業」の補助対象とした(補助率2/3)。

○民間医療機関への復旧支援策についての課題

- ・阪神・淡路大震災では、民間医療機関の再建に対して、国の助成や復興基金による融資への利子補給等の支援が行われている。

【19950176】福祉施設の復旧事業

○福祉施設の復旧に際し、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に対する法律」の適用により、社会福祉法人設置の福祉施設の復興が行われた。

【19950177】被災者のこころのケア対策（兵庫県）

○「こころのケアセンター」の設置

- ・被災者のPTSD等に長期的に対応し、かつ被災精神障害者の地域での活動を支援するため、阪神・淡路大震災復興基金の助成を受け、兵庫県精神保健協会が開設・運営した。精神科医を約80名配置したほか、精神科ソーシャルワーカー、心理職等の専門職員を配置し、被災者の心の健康回復に対処した。
- ・その他のこころのケアの実施として、神戸市では6箇所に地域精神保健活動の拠点としての保健所精神救護所を設置したほか、避難所への精神巡回医療、被災者全員に対するPTSDの啓発冊子の配布、ボランティアの燃え尽き症候群防止のための公演会や研修会の開催等を行った。

○こころのケア事業に関する課題

- ・阪神・淡路大震災によって、PTSDが注目されたが、震災によって新たに精神障害が発症するケースの増加ばかりでなく、震災により既往症状が再発するケースも増加したため、通常以上の医療ニーズが発生した。このため、精神科医・精神科ソーシャルワーカー・心理カウンセラー等の専門職員の確保策を検討しておくことが必要である。

○阪神・淡路大震災復興基金での事業例

表 阪神・淡路大震災復興基金での事業例

事業名	事業内容
アルコールリハビリテーション事業補助	アルコール依存者の社会的自立を促進するアルコールリハビリテーションホームの設置、運営を補助
「こころのケアセンター」運営事業補助	被災者のPTSD(心的外傷後ストレス障害)等への対応など、地域に根ざした精神保健活動の拠点として設置される「こころのケアセンター」(1カ所)及び「地域ケアセンター」(16カ所)の運営を補助

【19950178】子どものこころのケア対策（兵庫県）

○阪神・淡路大震災では、被災した子どもたちのこころのケアのため、1月20日から児童・生徒の被災状況に関するヒアリングを実施した。2月2日には、北海道教育大学藤森助教授夫妻より、北海道南西沖地震の体験をもとに作成した「危機介入ハンドブック」を、また3月20日には、日本小児医学研究会より「災害時のメンタルヘルス」の寄贈を受けたため、これらを各教育機関へ配布し、子どものこころのケアに対する配慮を依頼している。

○2月20日～3月24日には、「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア事業」を開催するとともに、またこの期間中の2月21日と3月23日には「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア研修会」を開催した。

【19950179】震災復興緊急整備条例（神戸市）

○神戸市震災復興緊急整備条例（平成7年2月16日神戸市条例第43号）（次頁参照）

【19950180】重点復興地区等の指定（神戸市）

○神戸市においては、震災復興緊急整備条例が施行され、「重点復興地区」「震災復興促進地区」を指定し、市街地整備を行っている。

○重点復興地区では、土地区画整理事業及び市街地再開発事業を適用し面的な整備、住宅の供給を図っている。

表 神戸市震災復興緊急整備条例（神戸市）

（目的）

第1条 この条例は、震災復興事業としての市街地と住宅との緊急整備を円滑に推進することにより、災害に強い活力ある市街地の形成及び良好な住宅の供給を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の例による。

2 この条例において「建築物等」とは、建築物及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。

3 この条例において「震災復興事業」とは、兵庫県南部地震により甚大な被害を被った市街地及び住宅を復興するために行われる事業をいう。

（復興の理念）

第3条 市長、市民及び事業者は、市街地の復興に当たっては、震災の教訓を生かした、災害に強い街づくりの形成を協働して行うように努めなければならない。

（市長の責務）

第4条 市長は、市街地及び住宅の復興に関する計画を速やかに策定し、これを市民及び事業者に広く公表するとともに、震災復興事業を推進し、その他必要な施策を講じる責務を有する。

（市民及び事業者の責務）

第5条 市民及び事業者、市街地及び住宅の復興に努めるとともに、震災復興事業に協力する責務を有する。

（事業者への要請）

第6条 市長は必要に応じて震災復興事業にかかる事業者に対し、当該事業の推進を要請することができる。

（促進区域等の指定等）

第7条 市長は、震災復興事業等との整合性を図りつつ、甚大な被害を被った市街地のうち、災害に強い街づくりを進める必要性のある区域を震災復興促進区域(以下「促進区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、促進区域のうち、建築物の集中的倒壊及び面的焼失その他の甚大な被害を被った地域であり、かつ、災害に強い街づくりの観点から特に緊急的及び重点的に都市機能の再生、住宅の供給、都市基盤の整備その他の市街地整備を促進すべき地域を、整備目標を定めることにより、重点復興地域(以下「復興地域」という。)として指定することができる。

3 市長は、第1項の規定により促進区域の指定文は前項の規定により復興地域の指定をしたときは、その旨を告示する。

（促進区域等の指定の変更）

第8条 市長は必要があると認めるときは、前条第1項の促進区域の指定文は同条第2項の復興地域の指定を変更することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により同条第1項文は第2項の指定を変更する場合について準用する。

（建築の届出）

第9条 促進区域内において建築物等の建築をしようとする建築主は、規則で定めるところにより、建築物等の建築の内容を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる建築物等の建築については、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体等が震災復興事業として行う建築物等の建築

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物等の建築

(3) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類するもので、階数が2以下であり、かつ、地階を有しない建築物等の建築(復興地域内のものを除く。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に震災復興事業の施行に支障がないと認める建築物等の建築

（情報の提供及び協議）

第10条 市長は、前条の届出があった場合においては、当該届出に係る建築主に対し、災害に強い街づくりに関する情報を提供し、及び当該届出に係る建築主と当該届出に関する協議を行うことができる。

（施行細目の委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、この条例の施行日から起算して3年を経過した日に、その効力を失う。

【19950181】災害に強い交通ネットワークの構築（神戸市）

1) 復興計画の中での位置づけ

- 神戸市は、復興計画において道路整備に関する施策として、
 - ・道路の安全性・快適性の向上（コミュニティ道路、歩道の拡幅・設置等）
 - ・道路のバリアフリー化（段差の切り下げ等）
 - ・災害時における避難路としての機能、延焼を防止する防火帯としての機能等の役割を考慮した、格子状広域道路網・街路網の形成を掲げている（目標別復興計画より）。
- 各施策のうち、市民生活や都市基盤の復旧・復興にとって緊急かつ重要な施策を「シンボルプロジェクト」として選定しているが、そのひとつに「多様性のある交通ネットワークの形成」が掲げられている。これは、災害時に確実で円滑な交通を確保するため、海・空・陸の複数の交通手段を活用し、多重かつ代替性のある交通ネットワークの形成を図ることを目的としたものである。

2) 交通ネットワークに関する課題

- 高速道路、鉄道など高架構造物の倒壊、沿道建物の倒壊、路面崩壊などにより、被災地内の道路容量は大きく低下した。国内の東西交通を担う主要幹線が被災地を通過していたことから、国内東西交通にも大きな打撃があった。
- この地震では、わが国の東西交通を担う主要幹線が神戸市を通過していたため、東西間の交通は壊滅的な打撃を被った。また、唯一残された中国自動車道も宝塚付近で橋梁が損傷し、地震後10日間は通行止めで長期間交通規制が続いた。このため、国道9号や舞鶴自動車道等の日本海への迂回が発生し、日本海ルートへ向かう道路でも大渋滞が発生した。

【19950182】港湾関連施設の整備（神戸市）

- 神戸市復興計画では、港湾における防災拠点及び防災支援施設の整備を位置づけ、物流空間としての整備・再開発のみならず、親水空間としての役割をも重視した再開発を掲げている。また神戸市は、復興計画の一翼を担う計画として、震災前の「神戸港復興計画」をもとに、「重点整備による早期復興」「災害に強い防災港湾づくり」「市街地の復興との調和」を加えた新たな神戸港復興計画を策定し、港湾関連施設の整備を図っている。

【19950183】公園の防災拠点としての整備（神戸市）

- 阪神・淡路大震災における都市公園の利用状況を調べた調査（「大都市都市公園機能実態共同調査」（平成6年度）及び「兵庫県都市公園利用実態調査」）によると、神戸市内367の都市公園のうち48%公園が避難地や物資の配給拠点、ボランティア団体等の活動基地や駐屯地等として使用された。街区公園等の市街地の小規模な公園も、自宅の見える避難地として、また家財道具の一時保管場所等として活用された（「阪神大震災緊急調査報告書」平成7年6月、（社）日本造園学会）。
- これらの状況を踏まえ、神戸市復興計画では、街区公園や近隣公園を地域防災拠点のひとつとして位置づけ、整備を図る方針を掲げている。
- 阪神・淡路大震災では、断水下の非常用水として河川水が利用されたが、親水性護岸の整備されていない箇所では利用が困難であった（「阪神大震災緊急調査報告書」平成7年6月、（社）日本造園学会）。このため、神戸市復興計画では、河川緑地軸の形成を目指し、その一環として親水性護岸の整備を推進している。

【19950184】電線類の地中化の推進（神戸市）

- 阪神・淡路大震災の際、架空方式の電柱類は倒壊し、緊急輸送や消防活動、通行等の障害となった。また、地下埋設の電線類は、車道・歩道の損壊により損傷を受けた。神戸市復興計画では、防災上の安全性の向上と都市景観への配慮により、電線類の地中化の推進を掲げている。しかし、道路の損壊により地中化された電線が損傷を受けた場合、その復旧には相当な時間を要するという問題点が指摘されている。

【19950185】集合住宅上下水道復旧工事の遅れ

- 兵庫県内では、震災当初、約126万5千戸が断水し、被災地外の自治体から工事応援を受けたものの、被災地の上水道が仮復旧したのは2月28日、また下水道の仮復旧は4月20日と、復旧に長期間を要したことから、住民のイライラがつわり、復旧の見通しについての問い合わせが多くみられた。
- また、各被災自治体では、断水期間中、自衛隊の支援などにより給水車による給水のほか、学校・避難所、路上に24時間給水可能な臨時給水所を設置し、被災者に対する給水の確保に努めていた。
- なお、集合住宅の場合は、受水槽までの上下水道管の復旧が完了しても、建物内の給排水管等に

損傷がある場合、復旧工事・費用が自己負担となることもある。各戸への通水及び排水には更に長期を要している。

【19950186】道路整備計画の見直し（神戸市）

- 阪神・淡路大震災では、復興期の都市施設整備計画が住民の反対により取り消しや縮小となった例がある。例えば、東灘区森南地区では、新駅設置に伴う駅前広場と道路の拡幅が土地区画整理事業に含まれていたが、住民の反対により、結果的に都市計画道路の17m道路を計画から削り、南北道路の一部を拡幅する修正案となっている。
- このため、都市計画道路等の計画されている都市施設を震災後もそのまま復興計画に位置づけるのかどうか、すなわち既存の計画の扱いや復興期におけるその位置について検討する必要があった。

【19950187】民有の海岸保全施設の復旧・復興（阪神・淡路大震災復興基金）

- 阪神・淡路大震災復興基金により、民有の海岸保全施設の復旧・復興のための資金借入れに対して、当面5年間、1%の利子補給を行った。

【19950188】文化財の復旧対策（兵庫県）

1) 文化財の復旧事業の実施

- 兵庫県は、平成7年1月19日より、被災市町教育委員会への問い合わせ、文化庁担当官及び近畿2府3県の専門職員の協力を得て、国・県指定文化財等についての被害状況調査を実施した。調査の結果、国指定文化財は546件中45件が、県指定文化財は717件中54件が被災していることが判明した。

- このため、平成7年度から平成9年度の3箇年を原則期間として、被災を受けた国・県指定文化財のうち建造物を中心に復旧事業を実施することとした。ただし、重要伝統的建造物群保存地区内の個人住宅の修復は、平成6年度より国庫補助事業により緊急対応し、平成8年度終了を目指して実施された。

- また、文化財所有者の負担軽減のため、災害復旧に係る国庫補助のかさ上げ、「阪神・淡路大震災復興基金」やモーター保険による助成及び文化財保護振興財団による助成を得て復旧事業を行っている。

- 各種助成措置の方策は次のとおりである。

- (1) 国・県・市町指定文化財：災害復旧事業の所有者負担額の1/2を復興基金により助成。
- (2) 未指定文化財のうち、建築学会が調査した景観形成建築物及び同候補物件、並びに市町指定文化財候補物件について助成。
- (3) 文化財保護振興財団の協力により、修理費の募金活動を実施。

2) 文化財の復旧に当たっての課題

- 文化庁が修復するのは国指定の重要文化財のみであり、文化財指定を受けていない建造物の修復には費用面での困難が伴った。小規模の神社等では、倒壊した建物の建築部材が再利用できる場合でも、修復するには新築よりも費用がかさむという理由から取り壊してしまったところも多かった。

3) 文化財レスキュー事業の実施

- 文化庁・東京国立文化財研究所などの国関係機関及び文化財・美術関係団体の協力により「阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会」を設置し、県内の寺社、個人住宅、博物館・美術館・資料館等の被災に伴う文化財等の廃棄・散逸を防止することを目的とした「文化財レスキュー事業」を実施した。救援の対象には、国・県・市町指定文化財のほか未指定の文化財も含み、費用は無償とした。

【19950189】被害額の把握（兵庫県）

- 兵庫県では、被災直後から産業被害の状況把握に精力的に取り組んだ。しかしながら、通信網と交通網のダメージが大きく、また個別企業等の被害が大きいことから全容の把握は困難を極めた。県としても被災地の巡回、写真撮影、被害調査の聞き取りを行うとともに大企業、商工会議所、商工会連合会、業界団体、組合、外資系企業に組織的に電話照会を行い、県警発表の家屋倒壊・焼失状況等を勘査しながら、被害額の推計に努めた。

【19950190】総合相談所の設置（神戸市）

表 神戸市総合相談所の事業概要

事業名	事業主体	事業概要
総合相談所での相談の実施	国 兵庫県 市 民間	<ul style="list-style-type: none"> ■総合相談所での相談の実施 [事業概要] <ul style="list-style-type: none"> ・震災に伴う神戸・阪神間の経済環境の変化に体操するため被災地域に総合相談所を開設し、被災企業等の記入、税務、法律等の経営相談を実施する [7年度～11年度] ・7年度事業 上記事業の実施（相談件数：16,198件（7月末現在））
	国 兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ■被災中小企業組合等の相談事業の実施 [事業概要] <ul style="list-style-type: none"> ・被災中小企業組合の今後の運営に関する金融・税務・法律等の個別専門指導等の実施に対し助成する [7年度～11年度] ・7年度事業 被災中小企業組合復興支援事業 補助率 10/10（県1/2、国1/2） 対象 兵庫県中小企業団体中央会 内容 移動中央会の開催 2回 個別専門指導の実施 18回

【19950191】地域経済復興に関する国の特例措置および地方公共団体独自の施策

表 地域経済復興に関する国の特例措置および地方公共団体独自の施策（1）

事業名	事業主体	事業概要
創設・拡充された中小企業金融公庫等の融資制度の活用による中小企業の緊急復旧・本格復興の支援（災害復旧貸付制度の実施）	国 兵庫県 市町 復興基金	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急災害復旧資金融資制度の創設 ・融資対象者 <ul style="list-style-type: none"> 事業所の建物に直接被害を受けた中小企業者等 [融資目標額4,000億円（県2,900、神戸市1,100）] ・資金使途 <ul style="list-style-type: none"> 店舗、工場建設（仮設含む）等に要する設備資金及び災害復旧に要する運転資金 ・融資条件 <ul style="list-style-type: none"> 限度額 企業5,000万（組合1億円） [うち運転資金3,000万円、組合6,000万円] 利率 2.5% 期間 10年（措置3年） 信用保証 必要 利子補給 対象者：事業所が全・半壊（全・半焼）した中小企業者等 対象限度額：融資額のうち2,000万円以下 期間：当初3年（3年間実質無利子）
	兵庫県 神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急特別資金等の融資対象者の拡大 ・融資目標額 600億円 ・融資対象者 平成7年1月18日以降、1ヶ月間の売上げが前年同月比20%以上減少し、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上げが前年同月比20%以上減少または減少見込みの者 ・融資条件 限度額2,000万円 利2.8% 期間5年（据置1年） 信用保証原則必要

表 地域経済復興に関する国の特例措置および地方公共団体独自の施策（2）

事業名	事業主体	事業概要
創設・拡充された中小企業金融公庫等の融資制度の活用による中小企業の緊急復旧・本格復興の支援（災害復旧貸付制度の実施）	国 兵庫県 神戸市 復興基金	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業災害復旧貸付制度の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> 政府系中小企業金融機関（中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫、環境衛生金融金庫） 直接被害を受けた特別被害者に対して <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金利の引き下げ[当初3年間3.0% 同実質2.5%] ・貸付限度額の引き上げ[1,000万円 3,000万円] ・貸付期間及び据置期間の延長[10年(据置2年) 15年(据置5年)] ・利子補給 対象者：特別被害者（直接被害者）のうち事業所が全・半壊（全・半焼）した中小企業者等 対象限度額：融資額のうち2,000万円以上 期間：当初3年間（3年間実質無利子） ■小企業等経営改善融資（マル経）の貸付限度額の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・国民金融公庫 <ul style="list-style-type: none"> 被災企業者のうち、特に経営基盤が脆弱で担保力の乏しい小企業者等について貸付限度額を引き上げる（550万円 750万円）
	宝塚市 (類似制度 創設市：尼 崎市、西宮 市、芦屋市、 伊丹市、川 西市)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧融資制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> 被災を受けた中小企業の災害復旧のための設備資金・運転資金等を低利で融資する。 ・中小企業振興事業災害特別資金 <ul style="list-style-type: none"> 資金使途 災害復旧のための設備資金または運転資金 限度額 1,500万円以内（据置3年以内） 貸付期間 10年以内貸付利率年2.5% ・小規模企業振興事業災害特別資金 <ul style="list-style-type: none"> 限度額500万円以内（他は同上）
	国	<ul style="list-style-type: none"> ○本格的事業復興のための災害復旧貸付制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・融資条件 限度額 中小企業公庫1.5億円 3億円 国民金融公庫3,000万円 6,000万円 ・期間（設備資金） 10年（措置2年） 15年（措置2年）
中小企業への既往融資償還猶予等条件変更弾力化	国 兵庫県 市町	<ul style="list-style-type: none"> ○既往債務の返済猶予 <ul style="list-style-type: none"> [事業概要] ・中小企業触官制度の返済猶予：1年間の償還期間延長 ・中小企業設備近代化支金等の償還免除 ・中小企業設備近代化資金等の返済猶予：2年以内の償還期間延長 ・政府系中小企業金融機関の既往債務の返済猶予 ・中小企業事業団の高度化融資の償還期限延長：3年以内（現行2年以内）延長
	国 兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業設備近代化資金貸付金等の償還期間の延長 <ul style="list-style-type: none"> 被災した中小企業者に対する設備近代化資金貸付及び設備貸与に係わる償還期間等を延長する。 近代化貸与 現行5年（据置1年） 7年（据置1年） 設備貸与（割賦） 現行4年半（据置6ヵ月） 6年半（据置6ヵ月）
信用保証制度の充実、信用保証料の補助	県信用保証 協会	<ul style="list-style-type: none"> ○信用保証制度の充実－被災した中小企業に対する信用保証限度額を拡充
	国 兵庫県 市町 民間	<ul style="list-style-type: none"> ○信用保証協会基本財産の造成 <ul style="list-style-type: none"> 保証協会は基本財産の60倍を超えて補償できないことになっており、現在の保証協会の基本財産の状況では、中小企業の災害復興への取り組みに支障をきたす恐れがあるため、基本財産の緊急造成を行う。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ○信用保証料の補助 <ul style="list-style-type: none"> 災害復旧融資を利用する中小企業等に対し、信用保証料を市が負担する。（神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、芦屋市、宝塚市、川西市）
中小企業への緊急災害復旧資金融資等への利子補給	洲本市	<ul style="list-style-type: none"> ○政府系金融機関等の融資制度利用者に対し、利子補給を行う。 <ul style="list-style-type: none"> （類似制度創設市） ・明石市、津名町、淡路町、一宮町、五色町、東浦町、緑町、西茨町、三原町、南淡町

表 地域経済復興に関する国の特例措置および地方公共団体独自の施策（3）

事業名	事業主体	事業概要
中小企業設備近代化資金貸付金等規模拡大	国 兵庫県	○被災地域における設備資金需要に対応し、被災中小企業者の事業活動再開を支援するため、設備近代化資金貸付および設備貸与の事業規模の拡大を図る。
事業用地等の情報提供、あつ旋	国 兵庫県	○事業用地の情報提供とあつ旋 被災工場で一刻も早い操業再開を希望する企業のため、県下の産業団地、その他一般用地、空工場等に関する情報を収集し、総合相談所を通じて情報提供を行う。
仮設工場、店舗、事務所等の設置支援	国 兵庫県 神戸市	○仮設工場の設置支援 ケミカルシューズ、機械金属業界等に対し、本格的な操業に備え、受発注取引ルートの確保を図るため、当面の応急措置として仮設工場を設置し、早期事業再開を支援する。
	国 兵庫県 市町 復興基金	○第3セクター等が共同仮設店舗を設置し、商業者に賃貸する事業や商業者の団体が共同仮設店舗を設置する事業に対し支援することにより、商業の早期復興を図る。 ・中小企業高度化事業 第3セクター等が共同仮設店舗を設置し、商業者に貸与する場合に、その設置に必要な資金の一部を融資する。 ・共同仮設店舗緊急対策事業 商業者の団体が共同仮設店舗を設置する事業に対し、その設置に必要な資金の一部を助成する。
事業共同組合等の共同施設の機能復旧支援等	国 兵庫県	○被害を受けた事業共同組合等の共同施設の復旧に要する経費の一部助成 ・対象 事業協同組合、共同組合 ・対象施設 倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、販売施設 ・補助率 3/4
	兵庫県 市町、民間	○復興支援チームによる商店街・小売市場の指導
商業基盤施設、商業施設の整備に対する補助・低利融資	国 兵庫県	○商業基盤施設整備に対する補助・低利融資 ・商業基盤施設等整備に対する補助 被害を受けた商店街・小売市場のアーケード・カラー舗装等の商業基盤施設の再整備に要する経費の一部を助成することにより、円滑な商店街・小売市場の復興を図る。 ・災害復旧高度化事業 商店街・小売市場がアーケード・カラー舗装等の共同施設や共同店舗等の施設を再整備する場合、その整備に要する費用の一部を融資する。
	国 兵庫県	○商店街等の共同施設等の復旧に対する補助・低利融資 ・商店街等の共同施設等の復旧に対する補助 被害を受けた商店街・小売市場のアーケード・カラー舗装等の共同施設や共同店舗等の施設の復旧に要する経費の一部を助成する。 ・災害復旧高度化事業 商店街・小売市場がアーケード・カラー舗装等の共同施設や共同居舗等の施設を復旧させる場合、その復旧に要する一部を融資する。

【19950192】商店街・小売市場共同仮設店舗の整備等

- 復興基金事業として、被災した商店街・小売市場が整備する共同仮設店舗の建設費等に対して助成を行った（補助率1/4、助成限度額建設の場合1,000万円；リースの場合500万円）。
- 商店街・小売市場共同施設建設費補助事業として、被災した商店街・小売市場が設置するアーケード、カラー舗装等の共同施設の建設費に対する補助を行った。
- 工業施設の復興に当たっては、中小工場の事業再開支援策として金融支援と仮設工場の建設を中心実施されたが、被害が大きかった地域においては、建築基準法第84条（被災市街地における建築制限）の地区指定により、建築活動が震災直後から2か月間制限されるとともに、市街地開発事業等の都市計画決定により、建築活動が制限された。

事例コード | 199701

1997年（平成9年） 針原地区土石流災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①市勢

出水市境町針原地区は、鹿児島県の北西部、熊本県との県境に位置する近郊である。地形的な条件や年間を通じて温暖な気候を活かしてみかんが生産されており、「針原みかん」として県内外でも有名であった。高齢化率は25.0%（平成17年国勢調査）であり、全国平均20.1%よりも高い値となっている。



図1 出水市の位置

②被害の概要

平成9年7月7日から9日にかけて鹿児島県出水市では降雨が続いた。その影響で、針原川の上流部から、多量の水を含んだ崩土が流下し、砂防ダムから越流した土砂は土石流化して、10日午前0時44分頃に針原地区へ氾濫・堆積した。

流下した土石流は針原地区の集落の途中で停止・堆積したが、土砂泥流部分が更に流下・拡散し、住家や主産業であるみかん園等に多大な被害をおよぼした。また、針原川沿いの河川は堆積した流木などにより堰き止められ、増水し、床下浸水等の被害が発生した。

結果、針原地区では、死者21名、重軽傷者13名、全半壊家屋18棟、床上浸水4棟、床下浸水17棟、農地10.2ha、農道10箇所、市道1箇所等の被害が生じた。

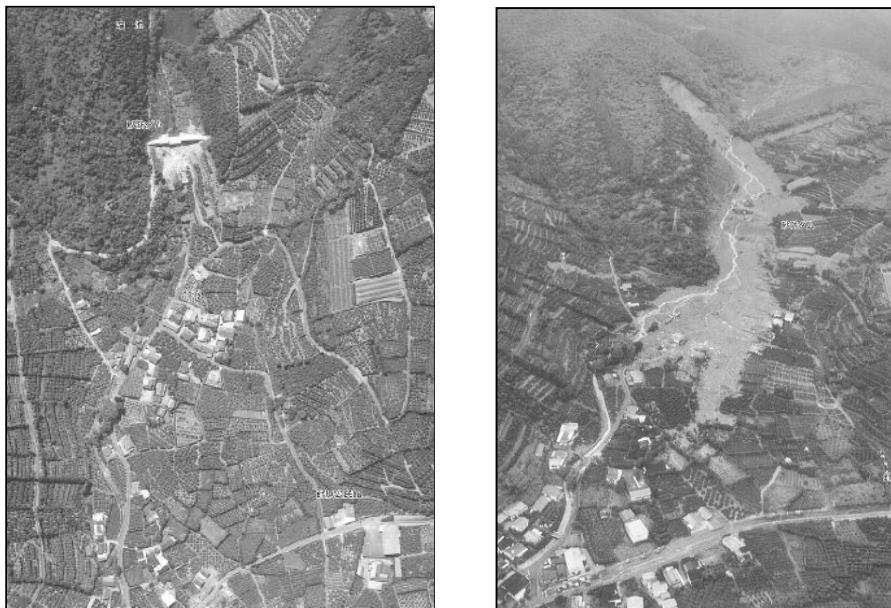


写真1 被災前の針原地区(左)と被災後の針原地区(右)

(出典) 出水市『出水市針原地区土石流災害の記録』

(2) 災害後の主な経過

表1 災害後の主な経過（出水市の取組状況）

年	月日	項目
平成9年	7月9日	出水市米ノ津地区を中心に浸水被害発生
		17:30 市内17箇所で避難所が開設され、自主避難が呼びかけられる
	7月10日	0:44 針原地区で土石流による氾濫・堆積被害発生
	7月15日	第1回 針原地区復旧協議会開催
	9月3日	針原川を二級河川へと昇格
	9月18日	第1回 針原川砂防等復旧計画検討会開催
	11月7日	第1回 針原川土石流検討委員会開催
	11月26日	第2回 針原川砂防等復旧計画検討会開催
	12月26日	第2回 針原川土石流検討委員会開催
平成10年	3月27日	第3回 針原川砂防等復旧計画検討会開催
	9月29日	第3回 針原川土石流検討委員会開催
	9月30日	第13回 針原地区復旧協議会開催
	10月6日	針原川の二級河川指定廃止

【参考文献】

- 1) 出水市『出水市針原地区土石流災害の記録』。
- 2) 針原川土石流災害記録誌編集委員会『針原川土石流災害記録誌』。



写真2 復旧事業後の針原地区

(出典) 出水市『出水市針原地区土石流災害の記録』

2. 災害復興施策事例の索引表

199701	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理		→【19970101, p153】			
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→【19970102, p153】			
施策 2：復興計画の作成		→【19970103, p153】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建					
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧		→【19970104, p154】 【19970105, p155】		→	→
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備		【19970106, p156】	→	→	→
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生				【19970107, p156】	→
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【19970101】堆積土砂除去（出水市）

- 市道・河川 7月15日～8月9日
- 住宅地等 7月16日～23日(床上・床下18世帯の土砂除去)
- みかん園 7月17日～31日(土砂の比較的浅い2ha ボランティア延べ1,210人)
8月4日～(土砂の深い3.4ha)
- 遺留品 7月29日～8月5日(重機使用等により収集 ボランティア延べ714人)

【19970102】復旧・復興体制の構築（出水市）

- ・鹿児島県は、針原地区における土石流の発生原因や土石流による衝撃力の推定、砂防ダム設計のあり方などを検討する「針原川土石流検討委員会」と、今後の土石流対策を検討し砂防施設等の復旧を検討する「針原川砂防等復旧計画検討会」を設置した。
- ・鹿児島県や出水市の各事業の調整や復興手法を議論する場として、「針原地区復興協議会」が市により立ち上げられ、13回の会合が開かれた。針原自治公民館長が住民の代表として地元の要望を伝え、事業者からは工事の進捗状況が定期的に発表された。報道に公開することで議論を開かれたものにするとともに記者発表の機能も果たした。
- ・出水市は市役所内に「針原対策室」を設置し、被災者支援のための窓口としてきめ細かい対応にあたった。

【参考文献】

- 1) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所『災害から明日を築く－土砂災害地域復興の教訓集－』平成20年2月。

【19970103】復旧・復興計画の策定（出水市）

- 地区復旧・復興の基本方針
 - ・本災害では、事業全体を統括した復興計画は立案されていないが、復旧計画が立案され、各種事業が実施された。
- 復旧事業
 - ・検討会での議論をもとに平成9年11月に砂防施設等ハード面での対策計画が策定され、本格的な復旧事業が進められた。また、委員会では土砂災害発生の予測の可能性や今後の警戒避難態勢などソフト対策についても議論がなされた。
 - ・針原川砂防等復旧計画検討会において土石流対策計画の検討が行われ、既設砂防ダムの下流約300m地点を基準に、上流側においては砂防事業により不安定土砂を流出させないようにするとともに、下流側では、河川事業により洪水の安全な流下を図ることが河川災害対策の方針として決定された。
 - ・土石流により準用河川である針原川には多量の土砂が堆積し、復旧活動に多大な支障を生じていたため、災害復旧事業に先行して土砂を搬出した。また、上流部の県施工による砂防事業と一体的な整備を実施するため、針原川を平成9年9月3日付で二級河川へ昇格することにより県営事業としての整備が実施された。なお、事業完了後の平成11年9月28日付で二級河川の指定が廃止された。
 - ・地区内の別の河川で過去にたびたび氾濫することがあったため、この河川も砂防事業の一部に組み入れてもらえるように住民から要望が出された。砂防事業の中でこの河川は針原川に注ぐよう整備がなされた。
- 砂防事業用地の確保、換地の実施
 - ・針原川に設置された砂防ダムや土石流堆積工に必要とされた砂防事業用地は、被災地内の宅地等を出水市が先行して住民から買い上げ、土地改良法に基づく換地により施工位置に集約して砂防用地として県に売却することで確保された。災害関連緊急砂防事業では県が実際の用地取得にあたって農地として用地を買い上げており、宅地相当で住民から買い上げた市はその差額を負担している。
 - ・針原川上流の左岸山腹はみかん山として利用されていたが、地すべり地であることが判明したため山腹工を砂防事業により施工した。みかん山では従来の農耕用道路の幅員が狭く工事機材の搬出入や施工が困難であったため、地権者の同意を得て一部果樹を伐採して仮設道路として拡幅し、事業後には道路を農耕用に活用できる形で残した。

○発生土砂の利用

- ・発生した土砂や転石を有効活用し、農地の嵩上げや石張りの護岸整備を実施した。

○農地・農業用施設災害復旧

- ・針原地区の主産業であるみかん畑と農業用施設の復旧が進められた。

○住宅再建

- ・針原地区では砂防事業による地区内の安全確保が図られるまで、被災住民・避難勧告対象住民は仮設住宅や公営住宅などへ入居した。

・針原地区の近隣の農協が所有していた土地を市が造成し、一部被災世帯の移転先として斡旋した。

○産業復興

- ・土地改良事業による農地の区画整理や砂防事業等による用地として、一部の農地が提供され耕地面積が減少したが、地権者であるみかん農家では、補償をもとに新品種の導入などを行い、品質の向上を目指した。

- ・手入れが必要なみかん畑への立ち入りができるよう、雨量計や監視モニターの設置など県による警戒体制が早急に整備され、昼間の作業に限るなど事業区域における立ち入りのルールを定めた上での農業再開が認められた。

- ・「みかんの里針原」として復興を成し遂げた。

○農村振興運動

- ・災害の復旧作業が進む中、針原地区の産業振興、環境整備、文化の向上を図り、明るく住み良い活気に満ちたむらづくりをすすめることを目的に、「針原地区むらづくり委員会」を結成し、若者から高齢者まで地域ぐるみで活動を展開している。以下に、委員会で実施した内容を記述する。

- ・「針原みかん」を使った加工品開発による地域特産品づくり、地域内沿道への「あじさい」の植栽による潤いある景観づくり、郷土芸能「棒踊り」の復活と子供たちへの伝承活動を実施した。

- ・土石流災害で破損した集落の守り神「若宮神社」の復興と併せて、秋祭り（収穫祭）を実施し、災害から5年後の平成14年から、ボランティアの人たちへ針原土石流災害復興の感謝の気持ちをこめて、県内外からの参加者を迎える、「みかんの花咲く丘ウォーキング大会」を開催している。

- ・「みかんの花咲く丘ウォーキング大会」には、出水市が協力しており、振興基金の助成として、鹿児島相互信用金庫が事業協力している。

- ・大会の企画・運営を通じて、地区住民の連帯感が強まった。

○復興事業等の被災者支援

- ・針原川の砂防ダム等の砂防事業用地となった被災者の宅地は出水市が住民から買い上げた。

- ・被災住民は被災した宅地を市に売却することで、再建に必要となる資金を早期に得ることができた。

- ・出水市は針原地区の近隣の農協が所有していた土地を造成し、被災世帯の移転先として一部斡旋した。

- ・被災したみかん農家では、補償をもとに新品種の導入などを行い、品質の向上を目指した。

○地区復旧・復興の課題と住民等との合意形成

- ・被災直後の7月18日の避難勧告継続説明会において出水市から住民に対して復旧復興の方針と被災した宅地や農地の買い上げについて説明がなされた。地域復興の方針が明確に示されたことにより、地権者である被災住民は市に対して被災した宅地を売却することで再建に必要となる資金を早期に得ることができた。

- ・針原地区では自治公民館長が被災地域の代表として復旧協議会や復旧計画検討会に参加し、事業計画や被災者支援の検討に携わった。また、出水市役所内に設けられた針原対策室を通じて地元住民の要望事項を行政に伝え、事業計画を持ち帰り住民に説明するなど、窓口的な役割を果たしていた。

- ・被災当初は一部の住民が針原地区からの集団移転を要望したそうであるが、移転に必要な10世帯以上の希望者が集まらなかったために防災集団移転事業を断念することになった。

- ・被災したみかん農園の地権者は、復旧事業中、被災しなかったみかん農園で農作業ができるよう要望を伝えた。

【参考文献】

- 1) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所『災害から明日を築く－土砂災害地域復興の教訓集－』平成20年2月。

【19970104】土石流対策（出水市）

○被害概要

- ・発生状況流出土砂量 約16万m³

- 被害状況 死者21名、全壊18戸、半壊1戸、農地被害10.2ha、市道1箇所、河川3箇所、農道10箇所、商工施設6箇所、用排水路11箇所、防除施設等10箇所

○土石流対策計画の概要

[既設砂防ダム上流側]

- 崩壊地と周辺の山腹斜面は、アンカーワーク、法枠工、横ボーリング工、谷止工、流末排水工等により崩壊地の拡大や不安定土砂の流出を防止。
- 崩壊地の左岸の地すべり地は、集水井工による地下排除により地すべりを抑制する。地すべり末端部では杭工により地すべりを抑止する。
- 崩壊地直下流の渓流部に新設砂防ダムを整備し、不安定土砂の流出を抑制する。

[既設砂防ダム下流側]

- 崩壊地上流の不安定土砂や発生箇所を特定できない不安定土砂の流出に対して、土石流堆積工により捕捉する。
- 既設砂防ダムから土石流堆積工までや土石流堆積工から砂防基準点までは、土石流やその後続流を安全に流下させるために護岸工による導流を図る。

○土石流対策工の概要

- 除石工 約50,000m³ (無人化工法で実施)
- 砂防ダム工(2号ダム:新設) 高さ14m、延長74m、計画貯砂量10,100m³
- 山腹工:右岸 アンカーワーク、長さ9.5m-22.5m627本、法枠工約8,800m²、谷止工3基、横ボーリング工30m56本
 - 左岸 集水井工直径3.5m、深さ22-27m、横ボーリング工36本、杭工直径406.4-508mm、長さ10.5-24.5m164本
- 土石流堆積工 計画捕捉量約24,500m³、護岸工190m

○適用事業・事業費: 災害関連緊急砂防事業 約36.1億円

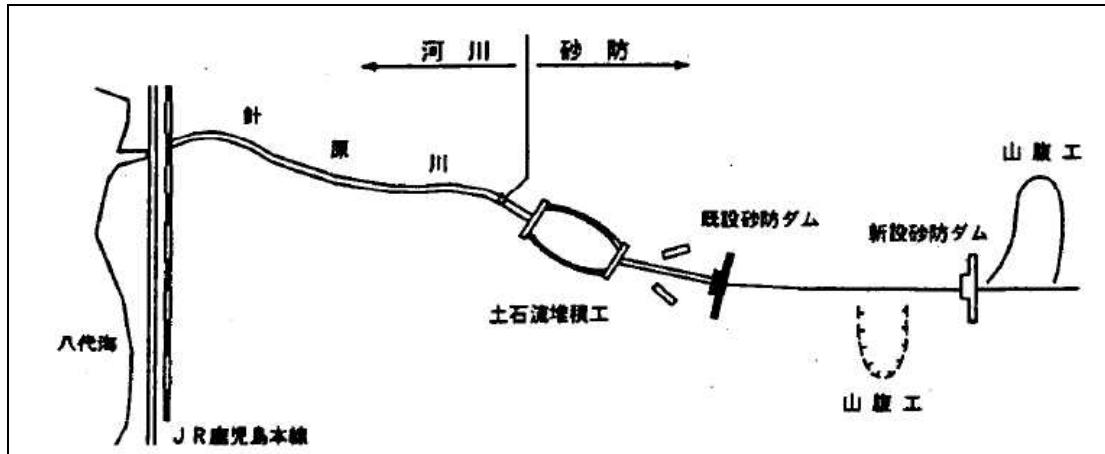


図 針原川の土石流対策工

【19970105】予警報・避難システムの整備事例（出水市）

○雨量監視システム

- 昭和54年から出水消防署設置のアメダス観測実施、災害危険箇所の多い市内山間部の集落を対象に地域毎の7箇所を選定し、それぞれの箇所に雨量観測点を設置し、それを集中監視するシステムの整備を開始。
- 災害後、7月15日に鹿児島県が針原公民館に雨量計を設置、出水市役所を本局とするシステム整備を進めていたが、急速24時間監視体制の整っている出水消防署を本局に変更して、雨量集中監視システムは平成10年3月末日から運用開始。

○防災行政無線整備

- 平成8年度に移動系防災行政無線整備実施。平成10年度には、出水市役所本局から市内全部の自治会公民館や避難所等に一斉情報伝達できる同報系防災行政無線の整備をすすめ、平成11年3月末日から運用開始。

○土砂災害110番設置

- 平成10年9月1日に土砂災害発生の前兆現象等を出水市へ通報してもらえるように直通電話を設ける。

- ・出水市役所総務課へ連絡、不在の場合は、出水消防署へ自動転送される。通報時に避難勧告等の対応を行う。
- 災害時応援協定の締結
- ・災害発生時の土地の相互使用や情報提供を行う覚書を、市内 7 郵便局と出水市(平成10年4月9日)、九州電力と出水市(同年9月16日) 締結

【19970106】 土地区画整理（出水市）

1) 住宅移転

○当初、住宅の移転については、防災集団移転促進事業の適用を検討していたが、10戸以上の移転を行うための規模の宅地の確保が必要であること等で断念した。

○がけ地近接等危険住宅移転事業は、被災した1世帯が対象となり事業を実施した。

2) 宅地等の整備

○従前は宅地や農地であった被災箇所の宅地部分を買収し、土地区画整理事業を実施。宅地部分を換地・集約することにより、宅地部分の面積分を土石流堆積工用地として整備、住宅は自力再建とした。

○その他の部分は、みかん用農地として区画整理を実施。



図 針原地区の土地区画整理事業

【19970107】 針原川復興記念公園（出水市）

- 平成9年7月10日未明、出水市針原地区において大規模な土石流が発生し、死者21人、負傷者13人、家屋等の流出・全壊29棟の被害に及んだ。
- これらの犠牲者の冥福を祈り、二度とこのような災害が起こらないことを祈念するとともに、災害を風化させず、防災意識の重要性を広く啓発していく必要があった。また、その後の復興状況や復旧事業の経緯を明確に記しておく必要もあった。
- そこで、これらの趣意を末永く後世に伝えていく拠点として、災害復興記念公園が現場に整備され、「慰靈之碑」や「復興之碑」が建立された。（次頁参照）



写真 災害復興記念公園の慰靈之碑（左）と復興之碑（右）

事例コード | 199801

1998年（平成10年） 福島県豪雨

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

北日本から東日本にかけてほぼ同じ位置に停滞した梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、平成10年8月26日午前から中通り中・南部で強い雨が断続的に降り出し、一時弱まりを見せたが、27日1時ごろから南部を中心に激しい雨が断続的に28日4時頃まで降り続いた。その後小康状態に入ったが、29日7時頃から30日にかけて再び強い雨が断続的に降り続いた。このようにこの降雨は2つのピークを持っており、このため災害は長期間にわたった。

気象台の観測では、長沼で日降水量324ミリ（8/27）を記録し、また同地点での総降水量は688ミリ（8/26～9/1）で平年の年降水量の53%に達した。

被害は中通り地方がほとんどを占め、人的被害は県南地方に、住家被害は県南及び県北地方に集中している。分野別の被害で見ると、いずれも中通り地方特に県南・県中地区に集中している。

また福祉施設で多数の犠牲者が出ており、福島県では前例のない災害となった。

太陽の国の5名を含め、死者11名のうち9名が土砂災害の犠牲者であった。

①人的・住家被害の状況

表1 被害状況

[単位：人的被害（人）、住家被害（棟）]

区分	10年8月末 豪 雨	割合 (%)			参考		
		県北	県中	県南	平成元年台風13号	61.8.5集中豪雨	
人的 被 害	死 者	11	9.1	—	90.9	12	3
	行方不明者	0	—	—	—	2	0
	重 傷 者	0	—	—	100	5	1
	軽 傷 者	13	15.4	15.4	69.2	18	7
	合 計	33	9.1	6.1	84.8	37	11
住 家 被 害	全 壊	48	8.3	10.4	81.3	13	14
	半 壊	74	28.4	21.6	48.6	58	33
	一部損壊	153	45.8	49.7	3.3	98	125
	床上浸水	1,106	16.9	44.0	39.1	1,612	5,501
	床下浸水	2,645	14.4	28.5	54.1	2,931	8,520
	合 計	4,026	16.4	33.3	48.3	4,712	14,193

②分野別被害額

表2 被害額

[単位：千円]

区分	10年8月末 豪 雨	割合 (%)			参考	
		県北	県中	県南	平成元年台風13号	61.8.5集中豪雨
生活環境関係	159,157	16.8	29.6	53.6	—	136,486
保険福祉関係	1,209,980	24.5	19.1	56.4	94,201	235,145
商工労働関係	8,091,953	21.7	17.1	60.7	3,742,505	44,548,769
農林水産関係	29,117,615	16.1	30.0	46.7	11,885,229	23,501,300
土木関係	35,491,015	10.2	35.2	50.2	34,660,469	39,463,300
文教関係	953,882	23.8	51.7	23.0	240,260	365,968
その他の	59,462	24.3	—	75.7	31,903	236,419
合 計	75,083,064	14.2	31.2	49.7	50,654,567	108,487,387

【参考文献】

- 1) 福島県『平成10年8月末豪雨による災害の記録』平成11年3月。



図1 平成10年8月末豪雨 被害箇所図

(出典) 福島県『平成10年8月末豪雨による災害の記録』平成11年3月

(2) 災害後の主な経過

表3 災害後の主な経過（福島県の取組状況）

年	月日	項目
平成10年	8月26日	12:45 県内全域に大雨・洪水注意報に切り替え
		18:55 中通り中・南部に大雨・洪水警報発表
		21:00 浜通り北部に大雨・洪水警報発表
		22:35 大雨・洪水警報解除。警戒配備を解除
	8月27日	1:10 中通り中・南部に大雨・洪水警報発表。再び警戒配備
		3:20 会津南部にも大雨・洪水警報発表
		5:45 県内全域に大雨・洪水警報が発表
		7:00 特別警戒配備（1号配備）の体制に入る
		7:10 陸上自衛隊第6特科連隊に、西郷村への自衛隊災害派遣を要請
		9:00 県南地方振興局に災害対策地方本部設置
		9:30 陸上自衛隊第6特科連隊に、白河市・大信村への自衛隊災害派遣を要請
		12:00 福島県災害対策本部設置（消防防災課内）
		13:30 第1回災害対策本部員会議開催
		22:10 陸上自衛隊第6特科連隊に、郡山市への自衛隊災害派遣を要請
	8月28日	災害救助法の適用決定（西郷村、大信村）
		9:00 県中地方振興局に災害対策地方本部設置
		14:40 中通りの洪水警報を除き、他の地域は警報解除
	8月29日	災害救助法の適用決定（白河市 *適用日は8月27日）
		14:40 再び県内全域に、大雨・洪水警報発表
		8月30日
	8月30日	7:40 陸上自衛隊第6特科連隊に、長沼町への自衛隊災害派遣を要請
		8:30 県北地方振興局に災害対策地方本部設置
		9:30 陸上自衛隊第44普通科連隊に、福島市への自衛隊災害派遣を要請
	8月31日	21:40 中通りに出されていた洪水警報解除、全て注意報のみ
	9月15日	20:30 台風5号の接近に伴い、県内全域に大雨・洪水・暴風（波浪）警報発表
	9月16日	11:20 陸上自衛隊第44普通科連隊に、福島市への自衛隊災害派遣を要請
	9月30日	16:00 第17回災害対策本部員会議開催
		16:30 災害対策本部、各災害対策地域本部解散

【参考文献】

- 福島県『平成10年8月末豪雨による災害の記録』平成11年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

199801	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→【19980101, p163】			
施策 2：復興計画の作成		→【19980102, p163】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建					
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧					
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備					
施策 3：都市基盤施設の復興	→	【19980103, p163】			
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【19980101】復旧・復興体制の構築（福島県）

- ・災害対策本部は、復旧事業を行う上で府内各部局による体制をとり対応にあたった。

表 主な災害復旧事業と担当部署（福島県）

部局名	課名	事業名等
総務部	文書学事課	私立学校設備整備事業
	管財課	旧安達東高校大平分校敷地復旧工事
生活環境部	消防防災課	被災者生活再建支援補助事業
		衛星携帯電話整備事業
		災害対策地方本部整備事業
保健福祉部	原子力安全対策課	被災者救済対策事業
		環境放射能等測定装置復旧事業
農林水産部	医務福祉課	太陽の国災害復旧事業
	障害福祉課	児童福祉施設災害復旧事業
	児童家庭課	
農林水産部	農業経営指導課	農業災害対策事業
	園芸蚕糸課	農業災害関連園芸施設緊急設置事業
	畜産課	農水産業共同利用施設災害復旧事業
	水産課	水産災害対策事業
	(公共事業)	耕地災害復旧及び林道災害復旧事業
土木部	建築住宅課	災害危険住宅移転事業
	(公共事業)	河川激甚災害対策特別緊急事業

【参考文献】

- 1) 福島県『平成10年8月末豪雨による災害の記録』平成11年3月。

【19980102】復旧・復興計画の策定（福島県）

- 本災害では、事業全体を統括した復旧・復興計画は立案されていない。
- 本災害における主な復旧事業は、【19980101】を参照。

【19980103】卸売市場の復興（白河市）

- 白河・公設地方卸売市場は、平成10年8月の豪雨により被害を受けた。このため、農林水産省の地方卸売市場施設整備事業と県の園芸蚕糸振興事業（卸売市場施設整備）による補助を受けて、約2億7,600万円をかけて卸売市場の復旧・復興工事が行われた。



写真 堀川が氾濫し浸水した公設市場（白河市）

（出典）福島県『平成10年8月末豪雨による災害の記録』平成11年3月

事例コード | 199901

1999年（平成11年）高潮災害：熊本県不知火町

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

① 松合地区の概要

- ・松合地区は、熊本県のほぼ中央に位置する宇土半島南岸に位置する不知火町（現：宇城市、以下同じ）にあり、果樹園芸栽培農業と沿岸漁業・海苔養殖などを基幹産業とする集落である。また、古くは江戸時代から海産物の集積地として栄えてきた歴史を物語る白壁土蔵が有名であり、歴史的町並みの保全が図られてきた地区である。
- ・松合地区の被災箇所は、昭和47年に開通した国道266号線と弓状に国道とつながる県道に挟まれたすり鉢状の地域であり、約80戸の家屋が点在していた。この集落内には係留機能を持った3箇所の船溜まりがあり、漁船は国道の橋梁部を利用して不知火海出入りしていた。



図1 不知火町位置図

② 高潮被害の概要

- ・平成11年9月24日の早朝、台風18号が天草下島付近から島原半島の南端を通過し、湾奥に位置する松合地区周辺を高潮が襲った。高潮は、地区内の船溜りの護岸（DL+5.5m）を越水し、護岸に囲まれ護岸天端より約2.5m程低い位置にあった集落に浸水し、家屋の水没で12名（うち1名は近隣の老人福祉施設におけるもの）が犠牲となった。
- ・地盤高は、海岸堤防が+7.0m（橋梁区間は+8.0m～+8.9m）、船溜り護岸が+5.3m～+5.5m、住宅地は+2.7m～+3.4m（一部個人埋立て区域は+5.3m～+6.5m）となっていた。なお、推定最高水位は、被災後のオガクズ等の湿潤水位痕跡より、+6.7mと推測され、この高さは、平屋家屋の屋根裏の高さに達している。

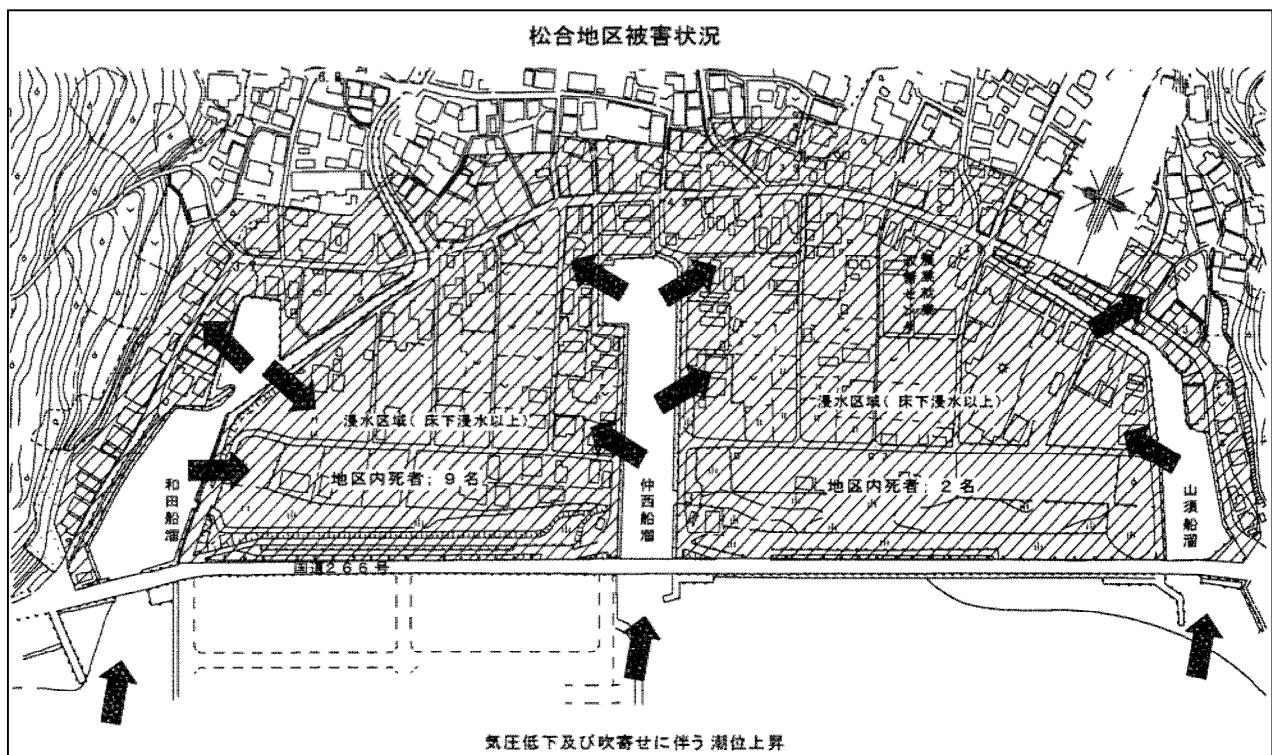


図2 不知火町松合の高潮被害区域

表1 台風18号による不知火町の被害

人 的	・死 者 ・輕 傷	12名 4名	被 害 額	・健康福祉部	144,000 (千円) な し
住 家	・全 壊	47棟		・環境生活部	190,000 (〃)
	・半 壊	26棟		・商工観光労働部	4,257,509 (〃)
	・床上浸水	164棟		・林務水産部	370,000 (〃)
	・床下浸水	96棟		・土 木 部	95,000 (〃)
	・一部破損	745棟		・企 業 局	な し
建 物	・公共建物	4棟	合 計	・教 育 庁	22,646 (〃)
	・その他	62棟		・そ の 他	3,800 (〃)
					合 計 5,082,955 (千円)



写真1 被害状況

(2) 災害後の主な経過

- ・被害発生の前日9月23日午後9時、災害対策本部が設置されている。
- ・松合地区の復旧・復興対策は、「松合漁港高潮対策検討会(H11.12～H12.3、計3回開催)」「松合漁港高潮対策実施検討会(H12.6～H13.2、計3回開催)」「高潮災害復興促進委員会(H13.4～、H20.9までに計20回以上開催)」が設置され策定された。

【参考文献】

- 1) 熊本県不知火町『不知火高潮災害誌－1999年台風18号の記録－』平成14年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

199901	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→【19990101, p169】			
施策 2：復興計画の作成		→【19990102, p171】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建					
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧	→	【19990103, p174】	→		
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備			→【19990104, p174】	→	
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【19990101】復旧・復興体制の構築（不知火町（現：宇城市））

- ・松合地区の復旧・復興対策に関する主な検討体制は、表のとおりである。
- ・復興計画の策定にあたっては、平成11年12月に水産庁・熊本県・不知火町の関係機関で構成した「松合漁港高潮対策検討会」（座長：熊本大学・滝川教授）が設置された。第1種松合漁港区域内にある松合地区の復興は、本来であれば漁港管理者である不知火町が主体となって行うこととなるが、被害状況が甚大かつ特異なものであったことから国、県、町が一体となった取り組みがなされることとなった。
- ・計画策定にあたっては被災者を含む地域住民との座談会やアンケートが実施された。また、平成5年北海道南西沖地震津波で被災した大成町（現：北海道せたな町）の取り組み事例なども参考として検討が進められ、①船溜りの開口部に水門設置、②護岸の天端嵩上げ、③集落道などの整備、④避難体制の確立という項目の基本方針が提言された。
- ・さらに、平成12年度には新たに地区住民代表者を加えた「松合漁港高潮対策実施検討会」が設置され、基本方針に係る詳細部分について検討が加えられた。また、復興に係る事業費が膨大になるため、事業個々の緊急度合いを考慮した事業スケジュールが提言された。
- ・なお、検討会、実施検討会の段階では企画課、総務課が関わったが、その後は具体的な事業の所管部署である建設課（当時）のみが担当することとなり、課長、係長、担当の3名のみの体制で事業を進めることとなった。こうした進め方についてヒアリングでは、「一部、税務課などに関連分野の支援はあったが、本来は他部署も関わった「プロジェクトチーム」を設置して進めれば良かったのではないか」との意見が聞かれた。

表 松合地区の復旧・復興対策に関する主な検討体制

松合漁港高潮対策検討会 (H11.12～H12.3、 計3回開催)	<ul style="list-style-type: none">* 県が設置した会議体。学識経験者（座長：熊本大・滝川教授）、国（水産庁）、県（林務水産部、土木部）、町（建設課、総務課）がメンバー。* 検討会は、平成11年11月中旬に設置を決定。事前に松合・救の浦地区住民懇談会、漁協組合役員聞き取り調査、松合被災地区・周辺住民アンケート調査を実施した上で、同年12月17日の第1回会合を開催し、検討開始。* 平成12年1月23日に検討委員会の中間報告会（地権者向け説明会）として、松合・救の浦地区住民懇談会を実施するなど、検討会の結果は住民懇談会を通じて地域住民に報告。* 検討会の結果、高潮対策の基本的な方針（防潮水門建設、嵩上げ等）が提言された。
松合漁港高潮対策実施検討会 (H12.6～H13.2、 計3回開催)	<ul style="list-style-type: none">* 上記「検討会」と同様に、県が設置・主催し、水産庁の強力なサポートを得て実施。* メンバーとして、学識経験者、国、県はほぼ「検討会」と同様だが、町からは新たに助役、企画課長が参画。また、地区住民代表者3名も加わった。* 住民代表3名は、文化財保護委員、地元漁師で被災者の方、活性化グループの中心人物という顔ぶれ。* 平成13年2月26日の第3回実施検討会において、事業内容が概ね決定された。
高潮災害復興促進委員会 (H13.4～H20.9、 計20回以上開催)	<ul style="list-style-type: none">* 町が設置、メンバーは、被災した3地区（西、仲、山村）を中心に、地元区長と被災者の代表、計13名。* 設置の目的は、地元への情報周知と、交渉等に関する情報提供。

（出典）熊本県不知火町・財団法人漁港漁村建設技術研究所『平成12年度 松合漁港漁業集落環境整備事業基本計画調査報告書』平成13年3月。

災害後の復旧・復興、被災者支援などに関する取り組みの主な経緯は、以下の表のとおりである。

表 復興への取り組み経緯

H11. 9. 24	高潮災害発生
11. 23	松合・救の浦地区住民懇談会、松合漁協組合役員聞き取り調査
12. 4	松合被災地区・周辺住民アンケート調査実施
12. 17	第1回松合漁港高潮対策検討委員会
H12. 1. 23	松合・救の浦地区住民懇談会（検討会中間報告、被災者アンケート調査報告会）
2. 23	第2回松合漁港高潮対策検討委員会
3. 12	松合・救の浦地区住民懇談会（住民意向調査結果の報告、高潮災害中間報告会）
3. 29	第3回松合漁港高潮対策検討委員会（提言とりまとめ）
4. 23	松合・救の浦地区住民懇談会（検討委員会の最終報告会、地元説明会）
6. 22	第1回松合漁港高潮対策実施検討委員会
9. 5	第2回松合漁港高潮対策実施検討委員会
11. 26	松合漁港高潮灾害被災者地元説明会
H13. 2. 26	第3回松合漁港高潮対策実施検討委員会（嵩上げ・水門建設・海岸の嵩上げの3事業について概要をとりまとめ）
3. 3	松合漁港高潮灾害被災者地元説明会（3事業の概要説明）
4. 24	第1回高潮災害復興促進委員会（経過報告、今後の進め方説明）
6. 6	須の前地区、護岸嵩上げ説明会
6. 8	第2回高潮災害復興促進委員会（曳家工法について説明）
6. 12	和田地区、護岸嵩上げ説明会
6. 28	地盤嵩上げ相続及び利害関係人説明会説明会
8. 10	コンサルタントと実施設計業務委託契約締結 以後、町として「補償」「換地」「測量」「設計」の4部門に分かれて活動
9. 20	第3回高潮災害復興促進委員会（事業説明：道路配置の考え方） 道路の線形、構造等は、これによって基本的に決定
10. 5	松合高潮災害復興地権者説明会（全体説明会として、経過報告、今後の進め方等）
10. 17	第4回高潮災害復興促進委員会（土地利用の意向調査について） 委員に対し試験的に意向調査を実施した後、翌日から本格的に意向調査実施。
10. 18	土地利用等の意向調査開始（隣接区画所有者も含む約150件を個別面談、市外在住者に対しては訪問調査も実施）
11. 13	第5回高潮災害復興促進委員会（事業内容確認、税務課長より税の取り扱い説明）
H14. 2. 12	第6回高潮災害復興促進委員会（換地設計の考え方、用地単価について説明）
3. 25	第7回高潮災害復興促進委員会（個別説明の概要について説明） 以後、各地権者と個別対応（換地、設計、補償、起工承諾）に入ることを説明
4. 8	個別面接開始（施工計画平面図を示しての事業説明、施工同意） (以後、年度当初に開催し、事業推進状況、今年度の計画等を説明)
H20. 9	第20回高潮災害復興促進委員会（慰靈碑建立を議論）

【19990102】復旧・復興計画の策定（不知火町（現：宇城市））

松合地区の高潮災害については、公共施設がほとんど被災していないことから、災害復旧のために利用できる事業メニューがほとんどなかった。しかし、そうした中でも、単なる復旧にとどまらず「二度と被災しないための復興」を目標とするという基本方針が立てられた。

・特に集落の嵩上げによる安全性の確保については、事業制度の選定のためにさまざまな制度が検討された。例えば、国土交通省の土地区画整理事業を行うために都市計画区域に指定することも検討されたが、伝統的な白壁を守っている非被災者にも影響があること、申請から実現まで長い時間を要することなどから、採用には至らなかった。また、任意な土地区画整理という手法も考えられたが、一人でも反対があれば実現できないので、リスクが大きかった。こうした検討の結果、最終的には漁業集落環境整備事業として、既存道路の拡幅・線形変更を行い、それに伴う宅地の嵩上げとすることで、公共事業として嵩上げを行うという形がとられた。

・具体的には次の①から③の対策が実施されることとなった。

①船溜りの開口部における水門設置（地域水産物供給基盤整備事業：熊本県施行）

・松合地区の仲西船溜りと隣接する救の浦地区の救の浦船溜りについては、避難用船溜りとしての機能強化と、集落への高潮時の越水を防止するため、港口に防潮水門を設置することとなった。

・このうち、仲西船溜り水門については、扉体幅W=10.0m・扉体高H=7.0mの水門1基を整備するものである。また、救の浦船溜り水門については、今年度内に本体工事を発注し、平成16年度の工事完成を予定している。

②護岸の天端嵩上げ（海岸保全施設整備事業（高潮対策）：不知火町施行）

・高潮災害発生の後、不知火海湾奥部に設定した既往最高潮位（DL+6.73m）に対応した天端の嵩上げを行うこととなった。

③集落内道路などの整備（漁業集落環境整備事業：不知火町施行）

・水門設置や護岸の嵩上げにおける施設の整備により、前述の既往最高潮位（DL+6.73m）に対しては十分な防護機能を発揮することが出来る。しかし、松合地区の場合は背後の三方を山が囲む、すり鉢状の特異な地形を形成している。そのため、更なる高潮により集落内に海水が越水してきた場合、低地の集落内において避難路となるべき集落道が水没し、その機能を果せない状況に陥ることは明らかであることから、安全な避難路を兼ねた既存集落道を再構築し、嵩上げを行うこととされた。

・嵩上げ高さの決定にあたっては、既設護岸の天端高と低地で被災した家屋・人命などの相関関係から、仮に嵩上げした護岸の天端から、高潮により越水した場合に人命や財産に危険が及ばない範囲での高さが導き出され、DL+5.0mと設定された。

・また、この集落道嵩上げは集落内に多数の窪地を発生させることとなり、それぞれの窪地での家庭・雨水排水の処理や、生活環境が劣悪化するなどの問題を抱えることとなる。このため、漁業集落の健全な発展に資することを目的とする漁業集落環境整備事業の趣旨を踏まえ、費用面での比較検討などを行った結果、併せて低地と残存する家屋等の嵩上げを行うこととされた。

地盤嵩上高の設定根拠について

1. 99. 9. 24. 18号台風による高潮推定最高潮位

平成11年（1999年）9月24日の台風18号の際、松合地区を襲った高潮最高水位は、被災後のオガクズ等の湿润水位痕跡より、DL+6.73m (TP+4.5m) と推定されている。

99. 9. 18号台風高潮推定最高水位=DL+6.73m (TP+4.5m)

2. 松合地区の既存地盤高さ

一方、松合漁港背後集落のうち、救の浦地区については背後に広く展開する農地が流入してきた高潮の逃げ道として作用したため、比較的被害は少なかったが、松合地区の低地帯については、全域が高潮推定最高水位よりも低い（最も低い部分はDL+3m以下）上にタライ状の地形を形成していたため、流入した高潮の捌け口がなかったことから、大きな被害を招くこととなった。

3. 地盤嵩上高さの検討

高潮防護に関する外郭施設（護岸や水門）の整備により99. 9. 24. 18号台風と同レベルの高潮 (DL+6.73m : TP+4.5m) が来襲しても、基本的に集落内への高潮の進入は防げることになる。しかし、背後三方を山に囲まれた流入海水の捌け口のない特殊な地形を有する松合地区の低地帯については、同99. 9. 24. 18号台風時を越える高潮の来襲の可能性を考慮して、被害を最小限にとどめることと、円滑・安全な避難・救助活動のための道路機能の確保のために集落全体の地盤嵩上げを実施する必要がある。

（1）現実的な実現性からの検討

地盤高さは、理想的には99. 9. 24. 18号台風高潮による最高潮位DL+6.73mに設定することが最も望ましい。しかし、現実的には、避難機能の確保を目的として道路地盤面をDH6.73mまで嵩上げした場合、当然ながら山側の広い範囲の宅地や農地等の地盤も同じ高さに嵩上げする必要が生じることになる。すなわち、地盤嵩上げ高さをDL+6.73mに設定した場合、対象範囲があまりに広くなり過ぎて、工費・住民の合意形成を含めた工事の難易度などの点で現実的でなくなる。

表 地盤嵩上げ範囲毎の対象面積・家屋面積

地盤嵩上げ案	対象範囲面積	対象家屋数
DL+6.7m	約 7.60ha	約 262軒
DL+6.0m	約 5.14ha	約 134軒
DL+5.0～5.3m	約 3.20ha	約 58軒

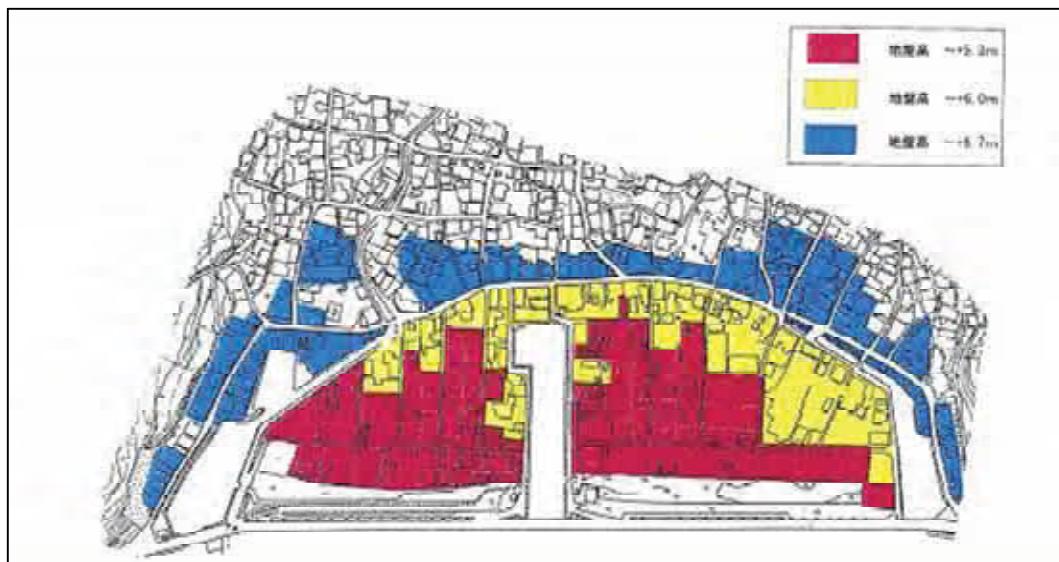


図 設定地盤高に該当する集落範囲

(2) 高潮被害軽減および避難・救助機能向上の観点からの検討

前述のように、高潮被害の恒久的な解決策としての地盤嵩上高さは、理想的には99.9.24.18号台風時のDL+6.73mとなるが、前述の通り、現実的には困難な面も多い。そこで、高潮防災対策上最低限の効果が期待できる地盤嵩上げ高さを以下に検討する。

条件-1 高潮による死亡リスクと地盤高の関係 (DL+4.0m以上)

99.9.24.18号台風の高潮により、対象地区では12名の死者を出したが、全てDL+4.0m以下の高さに居住していた人に集中している。その後の調査により、死者が出た家が1階建てで、2階建ての場合（2階に逃げることで）死者の発生が見られないという条件も認められるが、現実にDL+4.0m以下の地盤高居住者に死者が集中している事実から、少なくとも死亡リスクの軽減の観点から、地盤高をDL+4.0m以上に設定することが考えられる。

条件-2 高潮による家屋倒壊等のリスクと地盤高の関係 (DL+5.0m以上)

対象地区では、99.9.24.18号台風の高潮による直接的な要因と判断される家屋の倒壊や取り壊さざるを得ない家屋被害を受けた家屋の立地が、DL+5.0mより低い地区に集中している。当時の高潮高さがDL+6.73mであったから、当然ながらDL+5.0m以上の高さにあった家屋についても床上・床下浸水被害は発生しているが、家屋倒壊などの甚大な被害は受けていない。従って、財産の保全の観点から地盤高をDL+5.0m以上に設定することが考えられる。

条件-3 背後の雨水集中による洪水防止との関係 (DL+4.12m以上)

三方を山がちの傾斜地に囲まれた対象地区には、河川や側溝を通じて雨水が集中する。しかも、通常満潮位(DL+4.12m)よりも地盤高が低いため、一定以上の降雨の場合、冠水被害がでている。従って、高潮対策に限らず、大雨洪水被害の防止のためにDL+4.12m以上の地盤高が必要となる。

以上の検討の結果、理想的にはDL+6.03m以上の地盤高が望ましいが、先に検討した現実的な工事の実施可能性の検討と考え合わせると、人命及び財産保全リスクの軽減効果が期待されるDL+5.0m以上の地盤嵩上げを、避難・防災ソフトの充実との組み合わせを前提に実施することが現実的選択と考えられる。

地盤嵩上げ (DL+5.0m以上) により想定される効果

1. 高潮越流水による流体力の低減に伴い、人的・物的被害の軽減が見込まれる。
2. 高潮越流水による流体力の低減と避難・防災ソフトの充実を前提に、住民の避難に要する時間を確保できることになる。
3. 降雨時における宅地等の冠水が改善されると同時に、満潮時の海面DL+4.12mよりも地盤面が高くなるため、大雨時の雨水の排除が容易になり、洪水被害の防止に寄与する。
4. 新たな護岸の嵩上げに伴い周囲を壁で囲まれたような閉塞感がなくなり、対象地区住民の日常生活環境上の快適性と景観改善に寄与する。
5. 背後を三方から山に囲まれ、海面（通常満潮水面）より低い地盤という特殊な地形のため、99.9.24.18号台風（高潮）以上の高潮が来襲したらという住民の不安が解消され、民生安定につながる。

【参考文献】

- 1) 熊本県不知火町『不知火高潮災害誌-1999年台風18号の記録-』平成14年3月。
- 2) 熊本県不知火町・財團法人漁港漁村建設技術研究所『平成12年度 松合漁港漁業集落環境整備事業基本計画調査報告書』平成13年3月。

【19990103】嵩上げ事業への取り組み（不知火町（現：宇城市））

ヒアリングによれば、嵩上げ事業は、次のように進められた。

○地権者の同意

- ・漁業集落環境整備事業における集落道整備とそれに係る低地の嵩上げについては、土地区画整理事業や土地改良事業にある換地制度が適用できない事から、境界未定・相続など数多くの権利関係の処理が必要となった。このため、平成13年度に地区住民の代表者による「松合災害復興事業促進委員会」が設置され、補償交渉や権利関係の処理に関して側面からの支援が得られた。
- ・全地権者の同意を得るために、まず税務課の協力を得て、平成12年中に半年くらいかけて、地権者の洗い出しが進められた。相続人に関しては、戸籍等を取り寄せて精査し、複数人いる場合は代表と考えられる「管理者」を選定し、通知するなどの作業が行われた。

○補償費用

- ・補償単価については、損失補償基準標準書（用地対策連絡協議会）に従った。工法は「曳家工法」として認定されており、補償費は60%程度である。
- ・第2回促進委員会で「曳家工法」について説明したが、そもそも曳家の費用を町・本人のどちらが負担するのかが理解を得にくく（実際には本人負担）、また解体・新築よりも負担が小さいとはわかっていても曳家によって傷むのではないかという不安が強かつたようである。このため、実際に曳家を実施した住宅は1軒のみだった。
- ・住民に対しては、道路がかかる場合には道路法と同じ税務上の特例措置があり、道路がかかるない場合とには税務上の違いがあった。これについては、税務署と協議し、詳細を決定してもらった上で促進委員会に報告し、住民への周知を行った。町側が事業主管課ではなく税務課が窓口となつたことによって、税務署との間の協議がスムーズに進んだと考えられる。
- ・換地設計は、意向調査の結果、土地を売りたい人と買いたい人が概ねバランスしていたことから、比較的スムーズに行えた。道路拡幅によって狭くなる分を、売却意向のある隣接者の土地から提供するなどの形をとり、損得が出ないように線引きした。

○事業の進め方

- ・事業費については、町1/3、国1/2、県1/6の負担割合（県負担は通常10%を変更）とされた。総事業費は当初12億円を予定して、毎年2億円、平成20年度完成として計画された。事業期間は非常に長いが、平成16年9月に水門が完成したこと、平成18年に護岸嵩上げが終わったことから、嵩上げ事業そのものの緊急性は低くなった。町負担の事業費を平準化するためにも、平成20年度までかけての事業とした。最終的に嵩上げに要した総事業費は16億2,000万円となった。
- ・事業サイクルは、地域内をいくつかのブロックに分け、それぞれ「用地買収 嵩上げ（泥の搬入） 盛土完了 土地引き渡し（売却） ライフライン整備 住宅再建」という段取りで進められた。早期に土地が仕上がった場所へ残っている住宅を曳家して、順次嵩上げする計画とした。
- ・嵩上げのための土（盛土材）は、ほぼ同質なものを大量に必要とするため、確保が難しかった。予定されていた土砂が確保できなくなり、嵩上げ工事が半年ほど遅れた時期も生じた。また、土地の引き渡しは地盤がある程度安定してからとなるが、安定までに要する時間はブロックによって異なり、盛土完了後1～2ヶ月で済むところもあれば、半年ほどかかる場所もあった。

○住民への情報提供、意見聴取など

- ・住民懇談会という形での検討会の報告等は有効だったが、事業計画の策定途中であることから、その場で出た質問への回答が、後の変更を難しくするというような例もあった。検討過程で情報が一人歩きするのを防止するため、説明用資料を回収したような例もあった。また、各自の筆がどこかわかるような詳細図は、基本的には手渡さないように配慮した。
- ・復興促進委員会を開始してからは、住民向けのニュースを2回作成し、回覧した。内容は、当時2～3時間にわたって議論していた促進委員会の議事概要のようなものである。

【19990104】集落道整備等に関する嵩上事業（不知火町（現：宇城市））

○事業概要

- ・漁業環境整備事業として、集落道整備等に関連して嵩上げ事業を実施。
- ・対象地区 45世帯124名、うち29世帯83名嵩上げ範囲(3.2ヘクタールで、44地権者)
- ・地元内転居は8世帯17名、1世帯7名は近隣に転出。
- ・総事業費:12億(町1/3 国県2/3)
- ・施工年数6年

○対応と課題

- ・嵩上げ事業（手法や嵩上げの高さなど）に関しては、学識経験者（熊本大学教授）、国、県、町で「高潮対策検討委員会」（県主催）を開催し検討された。事業の検討にあたっては、奥尻の視察なども

参考にした。

- ・災害当時は大潮の一番高くなる時期で、もっと大きな被害が発生した可能性もあったという不安もあったため、地盤の嵩上げは必要だった。ただし、大きな施設もあり、費用対効果など考慮し概ね5メートルの高さまでの嵩上げとなった。
- ・区画整理事業なども検討したが、背後地にも集落があり都市計画区域としてここだけ取り込むのは難しかった。
- ・移転補償費は事業で出るが、全壊した家は物件が無くなっているので補償の対象にならない。建物に関しては、移転補償費+自己負担(新築多い)で建築。移転補償費で解体撤去費も出る。曳家工法も採用された。盛土 仮移転 造成 戻るという流れで、曳家工法は比較的安い。
- ・相続人が多いところで、埋め立てにあたって権利者が300人ほどいたため、代表者を募って説明し、代表者から個々に伝達した。

事例コード | 200001

2000年（平成12年） 有珠山噴火災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

有珠山噴火災害では、最大で 15,815 人が避難指示・勧告の対象となったものの、噴火前に迅速な避難が行われたこと等により人的被害はなかった。その後火山の活動状況を見ながら順次避難指示・勧告は解除され、7月 28 日には、202 世帯 378 名を除き避難指示・勧告は解除された。

電気、水道、電話、下水道、道路、鉄道、文教施設等は、火山噴火による地殻変動や泥流等により、大きな被害を受けた。電気・水道・電話については、延べ 3,065 戸が停電、延べ 5,085 戸が断水となったほか、商用電源の停電により NTT ビルが運用停止するなどの被害が発生した。下水道については、下水道トンネルが破壊され、洞爺湖温泉地区の下水処理ができなくなるなどの被害を受けた。道路については、道央自動車道、国道 230 号、国道 453 号等が地殻変動や噴石・泥流等による被害を受けたほか、多数の主要幹線道路が通行止めとなった。特に一般国道 230 号は本線上に噴火口が発生するなど、大きな被害を受けた。鉄道も火山活動の影響により、室蘭本線が線路屈曲等の被害を受けたほか、運転休止や臨時ダイヤ運行を余儀なくされた。また、小学校、中学校、高等学校等の文教施設も亀裂や泥流流入等の被害を受けた。

表 1 市町村別被害総額

[単位：千円]

市町村名	被害総額
伊達市	540,815
虻田町	20,704,960
壯瞥町	1,971,144
洞爺村	80,000



写真 1 西山火口 (2000 年 3 月 31 日 13 時 07 分噴火)

表 2 項目別被害額

[単位：千円]

	土木被害	農業被害	林業被害	衛生被害	下水道被害	公立文教被害
被害数	64 箇所	89 戸 33 件	36.06ha 8 箇所	5 件	44 箇所	7 件
被害金額	4,546,355	268,207	687,474	5,535,172	4,010,159	1,020,029
	社会教育施設・その他公共施設	社会福祉施設被害	商工被害	住家被害	非住家被害	合計
被害数	8 件	6 件	144 件	850 棟	23 棟	—
被害金額	1,372,245	162,052	2,057,454	1,936,012	1,607,934	23,296,919

(2) 災害後の主な経過

噴火後の主な経過と災害対策本部の設置状況を以下に示す。

表 3 噴火の概要と経過

日時	噴火の概要
3月28日	0:50 臨時火山情報第 1 号を発表
	2:50 北海道本庁に災害対策連絡本部及び胆振支庁などに同連絡本部を設置
	3:00 壮瞥町 火山災害対策本部設置、災害対策連絡本部設置
	8:30 伊達市・虻田町 火山災害対策本部設置、災害対策連絡本部設置
3月29日	午後から有感地震増加
3月30日	午後から地震の発生回数が減少
3月31日	13:07 マグマ水蒸気爆発
4月1日	3:12頃 有珠山付近を震源とする M4.6 の地震発生 伊達市震度 4 壮瞥町震度 5 弱
	11:30過ぎ 有珠山北麓 金比羅山西山から噴火

(次頁へ続く)

日時	噴火の概要
4月5日	金比羅火口群から熱泥流のあふれ出しが顕著になる。
4月6日	4月6日頃まで非常に活発な噴火活動が続く
4月10日	西山川流路工に架かる木の実橋が流出、流路工周辺の洞爺湖温泉小学校・みずうみ読書の家及び温泉街南西部の住宅地の一階窓付近まで土砂が堆積する。
4月12日	噴火予知連は「山頂部の大規模噴火の兆候はなく、当面は現状の噴火で推移する」旨の統一見解を発表。
5月22日	噴火予知連は「マグマ活動が次第に低下している」との見解を発表
7月10日	噴火予知連は「深部からのマグマ供給は停止し、一連の噴火活動は終息に向かっている」との見解を発表
8月11日	有珠山噴火非常災害現地対策本部廃止
11月1日	噴火予知連は「マグマ供給は停止した」との見解を発表
2001年 5月28日	噴火予知連は西山西麓・金比羅山の両口群付近では注意が必要としながらも、「2000年3月に始まったマグマの活動は終息した」と発表 同日、有珠山会場廃止

表4 北海道・市町村の災害対策本部の設置状況

道・市町村名	組織名	設置日	廃止日
北海道	有珠山火山活動北海道災害対策連絡本部	H12. 3. 28 3 : 00	災対本部へ移行
	有珠山火山活動北海道災害対策本部	H12. 3. 29 10 : 30	H14. 3. 31 9 : 00
伊達市	有珠山火山活動災害対策本部	H12. 3. 28 9 : 30	H14. 3. 31 9 : 00
虻田町	有珠山火山活動災害対策連絡本部	H12. 3. 28 9 : 30	災対本部へ移行
	有珠山火山活動災害対策本部	H12. 3. 28 17 : 30	H14. 3. 31 9 : 00
壯瞥町	有珠火山災害対策本部	H12. 3. 28 8 : 30	H14. 3. 31 9 : 00
洞爺村	有珠火山庁内連絡会議	H12. 3. 28 8 : 30	警戒本部へ移行
	有珠火山警戒本部	H12. 3. 28 17 : 15	災対本部に移行
	有珠山火山災害対策本部	H12. 3. 29 16 : 00	H12. 9. 12 14 : 30
豊浦町	有珠山火山活動災害対策本部	H12. 3. 28 10 : 00	H12. 8. 31 17 : 00
大滝村	有珠山火山活動庁内連絡会議	H12. 3. 28 15 : 00	連絡本部に移行
	有珠山火山活動災害対策連絡本部	H12. 3. 31 13 : 30	H12. 8. 31 17 : 25
室蘭市	有珠山火山活動連絡本部	H12. 3. 29 9 : 00	救援本部に移行
	有珠山火山活動救援対策本部	H12. 3. 30 16 : 00	H12. 8. 11 17 : 00
留寿都町	災害対策本部	H12. 3. 31 13 : 11	H12. 8. 11 17 : 00
喜茂別町	災害対策本部	H12. 3. 31 13 : 11	H13. 7. 31 17 : 15
苦小牧市	有珠山噴火災害対策支援連絡調整本部	H12. 3. 31 15 : 30	H12. 8. 11 12 : 00
白老町	有珠山噴火災害対策支援連絡調整本部	H12. 3. 31 15 : 30	H12. 7. 10 9 : 00
登別市	災害対策本部	H12. 3. 31 17 : 20	H12. 8. 11 17 : 00
長万部市	有珠山噴火災害対策支援本部	H12. 4. 2 8 : 00	H12. 5. 29 10 : 00

【参考文献】

- 1) 北海道『2000年有珠山噴火災害・復興記録』平成15年3月。
- 2) 内閣府『平成13年版 防災白書』。
- 3) 内閣府『有珠山噴火について』平成15年9月19日。
- 4) 内閣府『有珠山噴火災害教訓情報資料集』。

2. 災害復興施策事例の索引表

200001	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→ [20000101, p181] → [20000102, p181] → [20000103, p181]			
施策 2：復興計画の作成		→ [20000104, p181]			
施策 3：広報・相談対応の実施		→ [20000105, p183] → [20000106, p183]			
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建					
施策 3：雇用の維持・確保			→ [20000107, p183]		
施策 4：被災者への経済的支援		→ [20000108, p183]			
施策 5：公的サービス等の回復		→ [20000109, p184]	→ [20000110, p184]		
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧					
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備			[20000111, p184]	→	
施策 3：都市基盤施設の復興		→ [20000112, p185]		→	
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談		→ [20000113, p185]			
施策 2：中小企業の再建		→ [20000114, p185] → [20000115, p185] → [20000116, p185] → [20000117, p186] → [20000118, p186]			
施策 3：農林漁業の再建		[20000119, p186]	→		

3. 災害復興施策事例

【20000101】復旧・復興体制の構築（国・北海道・市町）

○国・道・市町の推進体制

国・道・市町では、以下のような流れで復旧・復興対策が行われた。

【国の復興推進体制】

平成 13 年 6 月 28 日	有珠山噴火災害復旧復興対策会議を設置
平成 13 年 9 月 3 日	有珠山噴火災害復旧復興対策会議幹事会を設置

【北海道の復興推進体制】

平成 12 年 5 月 19 日	総務部総合防災対策室防災消防課に復興対策担当部門を設置 胆振支庁地域政策部地域政策課に防災担当主幹を設置
平成 12 年 5 月 25 日	胆振支庁西胆振地区農業改良普及センターの体制強化
平成 12 年 6 月 5 日	建設部砂防災害課に有珠山対策部門を設置 室蘭土木現業所事業部治水課及び洞爺出張所に主幹を設置
平成 12 年 6 月 22 日	有珠山周辺市町企画課長会議を設置
平成 12 年 8 月 10 日	総合企画部に有珠山火山活動災害復興対策室を設置〔建設部から虻田町に職員を派遣〕
平成 12 年 9 月 14 日	胆振支庁経済部林務課治山事業係を増員体制強化 有珠山噴火災害復興対策委員会を設置〔同委員会にプロジェクトチームを設置〕
平成 12 年 9 月 16 日	室蘭土木現業所洞爺出張所に砂防係を設置
平成 12 年 10 月 1 日	室蘭土木現業所洞爺出張所の砂防係を増員
平成 12 年 10 月 17 日	有珠山噴火災害復興対策委員会プロジェクトチーム構成委員を指名
平成 12 年 11 月 1 日	室蘭土木現業所洞爺出張所の砂防係を増員

【市町の復興推進体制】

平成 12 年 6 月 1 日	虻田町が有珠山噴火災害復興対策室を設置
平成 12 年 8 月 1 日	虻田町有珠山噴火災害復興対策室を増員
平成 13 年 4 月 1 日	虻田町有珠山噴火災害復興対策室を増員体制強化 壮瞥町が企画調整課に災害復興係を設置
平成 14 年 4 月 1 日	伊達市が 2000 年有珠山噴火伊達市防災まちづくり推進本部を設置 虻田町が虻田町有珠山噴火災害復興委員会を設置 壮瞥町が平成 12 年有珠山噴火灾害壮瞥町復興本部を設置

【20000102】職員の取組み体制（虻田町）

- 災害初動期は、避難所対応などの応急活動が中心になるため、本来復興業務を担当する部署もどうしてもその体制づくりなどが遅れがちになった。
○そのような状況の中で、職員の間で留意されたことは、避難所対応を行っている中でも、常に自分の問題意識や役割を自覚し、被災者が何を求めているかなどに注意し、その後の生活再建や復興業務への取り組みにも反映していくよう心がけた。

【20000103】中長期における復興対策室の役割（北海道）

- 復興対策室の役割としては、単に被災した施設を復旧するだけではなく、将来の噴火においても被害が少なくてすむような災害に強いまちづくりを進めることであると考えている。
○そこで有珠山の特性である噴火の周期性（20～30年周期の噴火）や、活火山のふところ内に形成されている市街地を将来の噴火に備え、被害をできるだけ少なくするために、火山防災マップに基づく危険度の高い地域から安全な地域へ移転していただくための仕組みづくりを検討している。
○特に、生活の基盤となる住宅を噴火災害から守ることを狙いとした住宅移転支援（住宅建設費等補助、住宅移転費補助、移転跡地の買上）を道と 1 市 2 町の独自単独事業として制度化する方向で進めており、この制度が移転希望者に広く活用されることにより、将来の噴火災害の軽減につながることを期待している。
○なお、病院、学校、社会福祉施設などの災害弱者施設については、既に安全な地域での再建が進んでいる。

【20000104】復旧・復興計画の策定（国・北海道）

○復興方針

復興に当たっては、具体的な復興計画の立案に先立ち、地域の現状などを整理し、有珠山周辺

地域の復旧・復興に向けた基本的な方向性を明らかにした。

●2000年有珠山噴火災害復興方針（抜粋）（平成12年12月策定）

◆5つ基本方針

- より安全を目指した土地利用を図り、将来の噴火による被害が最小限になるよう努める必要があります。
- 過去の噴火から将来の噴火を想定し、災害に強い地域づくりを進める必要があります。
- 住民と行政が手を携えて、安全で快適なまちづくりに取り組む必要があります。
- 噴火を繰り返す「有珠山」を日頃からよく理解し、自らが行動できる環境づくりをより一層進める必要があります。
- 安全性を確保しながら、火山資源などを生かし、地域産業の再生を図る必要があります。

◆基本的方向

- より安全を目指した土地利用
 - ①防災マップによる土地利用 ②ライフラインの整備
- 有珠山を理解する環境づくり
 - ①防災マップの周知等 ②こころのケアの仕組みづくり等 ③エコミュージアム構想の推進
- 地域産業の再生
 - ①中小企業者等の経済的自立 ②地域特性を生かした農業・水産業の展開 ③火山資源活用による観光開発等 ④新たな観光地の整備等

○復興計画基本方針の概要

平成12年12月に策定した復興方針に基づき、北海道が広域な観点から復興の方向性と施策の概要を示したもので、伊達市・虻田町・壮瞥町が策定した復興計画の基本となったものである。

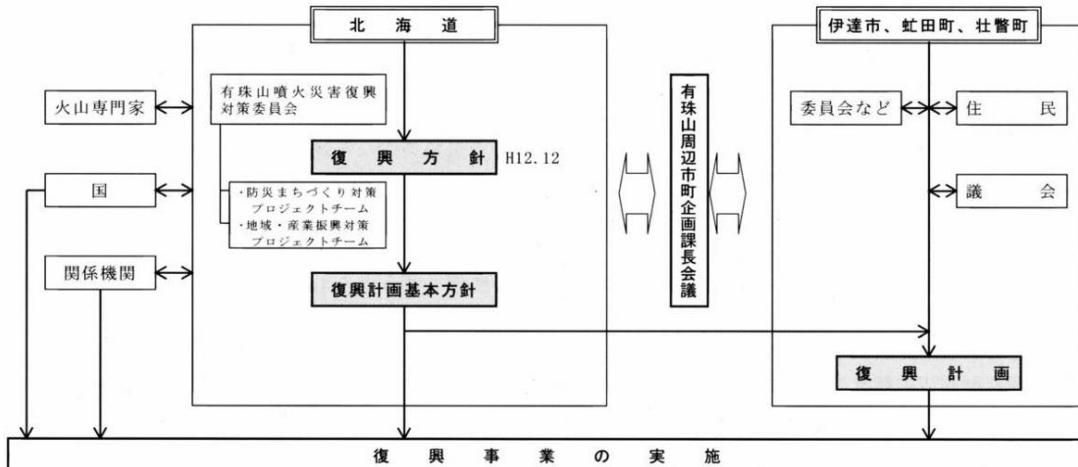
●2000年有珠山噴火災害復興計画基本方針（平成13年3月策定）

(1) 基本方針の目的

有珠山は今後、21世紀においても20年から30年周期で噴火が起こると言われている。有珠山周辺地帯においては、今回の噴火災害から一日も早く立ち直るよう対策を講じるとともに、将来の噴火に備え、観光産業や農水産業などの地域の基幹産業の振興との調和を図りながら、災害に強いまちづくりに早急に取り組む必要がある。

この復興計画基本方針は、「2000年有珠山噴火災害復興方針」に基づき、伊達市、虻田町、壮瞥町の1市2町が共通の認識のもと、目標に向かって取り組みを進めるため、道が広域的な観点から復興の方向性と施策の概要を示すものであり、1市2町が策定する復興計画の基本となるものである。

[復興計画基本方針策定フロー]



復興事業の実施

○復興方針：北海道が策定する復興計画基本方針の基礎となるもので、伊達市、虻田町、壮瞥町

が策定する復興計画の方向性を示すもの（北海道が策定）

○復興計画基本方針：北海道が広域的な観点から復興の方向性と施策の概要を示すもので、伊達市、虻田町、壮瞥町が策定する復興計画の基本となるもの（北海道が策定）

○復興計画：復興対策のための市町が策定する計画

(2) 施策体系

地域が有する火山資源、優れた景観を生かした、災害に強い、活力のあるまちづくりを進めるため、次の5つの目標を施策の柱として施策を体系化し、それぞれの施策の推進を図ることとする。

<目標>

- ①より安全を目指した土地利用を図り、将来の噴火による被害が最小限になるように努める
- ②土砂災害の防止を図るとともに、過去の噴火から将来の噴火を想定し、災害に強い地域づくりを進める
- ③住民と行政が手を携えて、安全で快適なまちづくりに取り組む
- ④噴火を繰り返す「有珠山」を日頃からよく理解し、自らが行動できる環境づくりをより一層進める
- ⑤安全性を確保しながら、火山資源などを生かし、地域産業の再生を図る

【参考文献】

- 1) 北海道『2000年有珠山噴火災害・復興記録』平成15年3月。

【20000105】災害広報臨時号の発行（虻田町）

- ・災害広報臨時号は噴火の年の10月2日まで105号が発行された。
- ・避難所が30数ヶ所、7市町村に及び、本部からの通信網はFAXでの対応となった。
- ・報道関係への記者発表と同時に避難所へのFAXで通信されたが、FAX1台で30数ヶ所へ順に送信されるので時間がかかり、本部からの情報がマスコミより遅くそのトラブル対応で、他の業務に支障をきたした。

【20000106】事業者向け総合的相談・申請窓口の設置（虻田町）

- ・2000年有珠山噴火で大きな被害を受けた虻田町では、道府・金融機関・ハローワーク・社会保険庁などの関係機関が一ヶ所に常駐する相談窓口が開設された。
- ・災害時においては商売が出来なくなり資金繰り、返済などの金融問題が発生する。これらの問題解決に既往借入金の借り換え対策と低利融資施策が必要である。また、融資対策だけではなく雇用問題・社会保険などといった関連問題も発生する。これらに対応するため、道府・金融機関・ハローワーク・社会保険庁などの関係機関が一ヶ所に常駐する相談窓口が開設された。
- ・これは当初、被災者の相談業務なども各種あり、その窓口が分散していると非常に不便を強いられるため、町が道に要望し、設置されたものである。
- ・その現場で決断できるよう各機関の管理職クラスが来ていたことも良かったとされる。

【20000107】緊急地域雇用特別対策事業の活用等

- 噴火災害により避難を余儀なくされ、失業状態にある住民の雇用不安、生活不安の解消を図るために、緊急地域雇用特別交付金の弾力活用を図って臨時応急の雇用創出に努めた。
- 緊急雇用事業は、とくに各種対策の中でも大きなウェートを占めており、ホテル・旅館の従業員などの需要が大きかった。
- 災害が長引くにつれ洞爺湖温泉での雇用者のカットが始まりだすなど、避難所では多くの住民が失業状態となった。そこで、徐々に海上に指定された避難指示区域内での作業が認められ始めたホタテ養殖の作業に、国の失業対策である緊急地域雇用特別対策事業の活用を要請した結果、1漁家に5人の雇用が認められ失業対策とホタテ漁業の存続が可能となった。
- 高級菜豆については把種作業の期限が迫ったことから、農作業の遅れを取り戻すために、避難指示の解除された農家に緊急地域雇用特別対策事業による雇用者と、援農ボランティアが活用された。
- 上記の緊急地域雇用特別対策事業の他、酪農については、農協などが主体となって避難指示区域からの牛馬など延べ91頭の移動が行われた。酪農家は隣町の離農農家の畜舎を借りての飼育を行った。また、噴石や埋没農地では、復旧が進められたが、営農形態を変える必要が生じた。早急な復興を図るため、北海道の中では温暖な気象条件を活用した苺栽培に共同で取り組んだ。

【20000108】有珠山噴火災害生活支援事業（北海道）

- 避難生活が長期化する可能性を懸念し、また、雲仙普賢岳災害で実施された食事供与事業に代わるべきを実施すべきだという指摘も道議会でも出ていた。そこで、以下の「有珠山噴火災害生活支援事業」を実施した。（次頁参照）

表 有珠山噴火災害生活支援事業

事業名	要件	給付内容	実施主体
有珠山噴火 災害生活支 援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○住居が避難指示区域にあるなど、避難生活を余儀なくされている世帯で、かつ世帯の収入が一定の基準に満たない世帯 ○判定基準：基準額=世帯人数×3万円+3万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○最低保証額：3万円 ○収入認定額 給与収入：税法上の控除後の額 年金収入：受給額の1/2の額 稼働開始：収入の1/2の額 	虹田町 (道 10/10)

【20000109】減収事業者の事業用固定資産税減免（虹田町）

- 観光産業を中心とした地域経済が噴火前の状態に戻るには、しばらく時間がかかると思われるところから、早期に地域経済の再生、復興を助長するため、「事業用に供する固定資産」について、一定の条件下において平成12年度に限り減免措置を実施する方針を固め、9月開催の第3回定期会で「平成12年有珠山噴火災害に伴う町税の減免に関する条例の一部を改正する条例（事業用固定資産税の減免）」の制定を行うこととした。
- 減免は、事業収入の減収額に応じそれぞれ4／10及び7／10の軽減、並びに全部の免除を行うもので、17事業所3,497.1万円の減免が実施された。

【20000110】学校再開手順（虹田町）

- 学校の再開
 - ・4月7日には小中学校児童生徒870名のほぼ全員の所在を確認
 - ・4月17日 豊浦町、長万部町の空き教室を借りて虹田町の学校として新学期をスタート
- 再開に向けて生じた問題
 - ・児童生徒の机、いすの用意（室蘭市教育委員会からの提供及び室蘭市トラック協会による搬入）
 - ・学校の設備、備品の整備
 - ・教科書・学用品の調達
 - ・新1年生のランドセル
 - ・スクールバスの用意
 - ・就学援助
 - ・学校給食
 - ・教職員の住宅確保
 - ・他市町村に避難している児童生徒の転入学

【20000111】防災集団移転促進事業（虹田町）

- 1) 事業導入の経緯
 - 火山活動に伴う地殻変動により、家屋や公共施設に被害が発生し始めたことから、住宅移転が必要とされ、事業が導入された。その後の泥流の発生により移転の必要性の認識が高まった。
- 2) 手続き等
 - 集団移転促進計画の策定にあたっては、地籍に変化があったが、再調査結果を待つ時間がないため、被災前のデータに基づき移転計画の策定を行った。実施計画にあたっては、その後地積調査を実施した。
- 3) 事業対象者への対応
 - まず初めに個別訪問による被災者の移転意向を把握し、その後、防災集団移転事業に関する計画案を住民へ提示した。計画案は住民の意向が反映された形であったため、その後の意向の集約は比較的容易にできた。
 - 高齢者からは経済的な問題から移転意向がほとんど得られなかった。
 - 移転促進地域からの移転戸数は21戸、その内、住宅団地へ移転したのは15戸。
- 実施事業
 - 1) 農地等の買取り：畑、宅地、原野、山林の買取り
 - 泉地区 畑 5,477.00m²
 - 宅地 60,871.40m²
 - その他11,152.23m²
 - 2) 移転費助成
 - 移転戸数152戸に対して助成
- 事業費等
 - 総事業費 355,697千円（補助対象354,805千円）

国庫補助 266,103千円（補助率3/4）

【20000112】下水道トンネルの復旧（虻田町）

○被災箇所の調査

- ・下水道トンネルについて災害査定のための被害調査が必要だったが、調査ができない区間が残った。その区間については、温泉側入り口から試料を流し、出口側まで流れるかを調査した。調査用の試料には、無害で大量の水に希釈されても反応を確認できるものとして、蛍光染料のフロエッセンを用いた。

○仮想設計による査定

- ・調査の結果、現位置での復旧が困難なことから、変更について協議を進め、復旧期間を5年とし、また、調査設計・積算の時間がないことから仮想設計により査定を受けた。

○査定の留意点

- ・査定現場での対応、次の現場の準備、連絡係、査定設計書の指示事項の確認聞き取り等の作業があり、多めの人数を確保しておく。

【20000113】事業者向け総合相談業務（虻田町）

○被災者の相談業務なども各種あり、その窓口が分散していると非常に不便を強いられるため、町は道に対して、できるだけ各分野の機能を集中させて欲しいと要望した。その結果、各種の相談が可能な窓口（金融や雇用など各分野の担当者による構成）が設置された。

○教訓：この相談窓口の体制ができただけでも被災者にとっては安心感を与えることになった。また、その現場で決断できるよう各機関の管理職クラスが来ていたことも良かった。

【20000114】中小企業に対する金融対策（北海道等）

表 中小企業に対する金融対策

事業名	融資対象	融資内容	実施主体
中小企業振興資金「経営支援資金(災害)」の適用	伊達市、虻田町、壮瞥町に事業所を有する中小企業者で事業用資産等に被害を受けたり売上の減少となった方が対象	<ul style="list-style-type: none">・融資金額：運転資金5,000万円以内、設備資金8,000万円以内・融資利率：年1.3%以内・融資期間：運転資金10年以内(据置3年)、設備資金15年以内(据置3年)	道、金融機関
有珠山噴火災害中小企業返済対策特別資金貸付金の新設	虻田町、伊達市、壮瞥町で、避難指示を受けた地域内において観光施設を経営している中小企業者	<ul style="list-style-type: none">・融資金額：既往借入金慶高の30%を限度に1億円以内(運転資金5,000万円、設備資金8,000万円)・信用保証：融資金額の50%を限度に利用可・融資利率：年1.3%以内・融資期間：10年以内(うち据置期間3年以内)。ただし、観光施設の新增設にあてられた資金で、現在の残存融資期間が10年を超えていているものについては、15年を限度に残存融資期間まで	
有珠山噴火災害対策中小企業特別資金利子等補給費補助金新設	避難指示が60日以上にわたった地域内に事業所を有し、噴火により特に著しい被害を受けている中小企業者の金利負担等を軽減するため道や政府系の災害融資に対し、国、道、虻田町による利子補給		国、道、虻田町

【20000115】仮設店舗の設置（虻田町）

○虻田町が商工会を経由して委託した事業に、月浦の仮設住宅入居者を対象にした仮設店舗「G o B a c k 洞爺湖」の開設がある。商工会の照会を受けた「洞爺湖ニュースタンド会」の業者16店が出資して、140戸の仮設住宅入居者の利便を考慮し、利益を度外視して開設した。プレハブの店舗は町が、陳列棚や冷蔵庫、レジ・カウンターなどは本町地区の商店が格安で提供した。店舗前にはベンチを置いて仮設住宅入居者の交流の場としたほか、月浦地区的利用者には商品の配達も行い、高齢者から喜ばれた。

【20000116】観光誘致活動（北海道）

○緊急雇用対策において北海道キャラバン隊派遣事業が実施された。

○道は、とくに観光誘致活動に力点をおき、宣伝活動を実施している。観光エージェントを呼んだりもしている。

- 観光客数も戻りつつあるが、修学旅行については、まだ回復はおそい。また、観光客数は戻っても、客单価の落ち込みもあり経営的にはまだきびしい状況にあるといえる。
- 北海道観光への影響緩和を目的とした観光キャンペーンの実施
 - ・感動市場2000開催
 - ・「温泉」冬季キャンペーン
 - ・北海道デスティネーション（「ごちパラ北海道」）の実施
- 修学旅行誘致
 - ・道知事及び教育長連名による文書要請
 - ・旅行エージェント修学旅行関係者の道内招聘
 - ・修学旅行誘致団の本道派遣

【20000117】観光客の安全確保に関する指針（壮瞥町）

- 壮瞥町では、有珠山噴火非常災害現地対策本部の閉鎖にあたって次のような観光安全宣言を出した（平成12年8月11日）。
- 壮瞥町（昭和新山・洞爺湖温泉・壮瞥温泉）観光安全宣言
 - ・当町の観光産業再開にあたり、観光客の皆様に安心して来遊いただけるよう平成12年5月23日に「観光客の安全確保に関する指針（ガイドライン）」を策定し、避難マップの作成、避難誘導看板の設置をはじめ、各宿泊施設では避難訓練を実施する等「火山と共生する新しい防災観光地」づくりに取り組んできたところです。
 - ・有珠山の活動は終息に向かいつつあり、壮瞥町昭和新山地区、洞爺湖温泉地区、壮瞥温泉地区については、ガイドライン策定時よりも、より一層、観光客の皆さんに安心して来遊いただける状況となりました。
 - ・火山という自然エネルギーを体感していただける今が、有珠山周辺観光の魅力のひとつでもあります。ここに改めて安全を宣言し、多くの皆さんの来遊をお待ちいたしております。

【20000118】観光資源の活用・開発（北海道等）

〈エコミュージアム構想〉

- ・レイクトピア21推進協議会が、「洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想」を平成14年3月に策定、6月に承認・公表
- ・西山火口散策路及びその周辺の整備
- ・壮瞥温泉にある噴火遺構旧病院跡を保存・活用した都市公園「1977年火山遺構公園」を計画
- ・西山川砂防施設に観光客等に防災施設の意義や火山噴火災害の脅威を伝えるための砂防えん堤を利用した展望広場等を計画
- ・洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想における「火山の恵み」エリアの火山學習サテライトである旧国鉄胆振線鉄橋跡と壮瞥市街を結ぶ国道453号壮瞥歩道を計画（国立公園等）
- ・支笏洞爺国立公園に関する公園計画の変更による西山火口周辺地域の公園区域の拡張（平成15年2月28日告示）
- ・学識経験者及び関係行政機関による検討会を設置し、国立公園利用地域全体の構想基本計画について検討
- ・環境省では、全国で9番目の長距離自然歩道として「北海道長距離自然歩道」の検討を進めており、道も路線選定において関係機関と協議

〈壮瞥町弁景温泉地区〉

- ・新たな地域間交流の拠点となる施設「オロフレほっとピアザ」を整備（平成14年12月オープン）
- 〈新たな泉源開発〉
- ・虻田町が月浦地区で泉源開発。41.1°C、毎分36リットルの温泉が湧出しており、現在虻田町において利用計画を検討

【20000119】農業金融対策（北海道等）

表 農業金融対策

事業名	融資対象	融資内容	実施主体
有珠山噴火農業災害融資事業	噴火により被害を受けた農業者の減少した収入の補てんや農業施設等の復旧のため農林漁業金融公庫から借り入れた自作農維持資金（災害）及び農林漁業施設資金（災害復旧施設）に係る金利負担等を軽減するため国、道、市町による利子補給を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金利(2.0%)に対する負担 ・国0.7%、道・市町0.65% ・貸付日から3年間（H15.11.16まで） 	国、道、虻田町

事例コード | 200002

2000年（平成12年） 三宅島噴火災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成 12 年 6 月 26 日に気象庁が緊急火山情報を発表した。それ以降の雄山の噴火活動により、人的被害はなかったものの、平成 12 年 6 月から 12 月までに下表のとおりの被害が確認されている。

表 1 三宅島噴火災害の主な被害状況（平成 12 年 12 月時点）

被害種別	箇所	状況
道路・河川	仮沢（ほとけざわ）	道路幅員のうち約 2/3 が延長 15m 程度海側に損壊
	三七沢（さんしちさわ）	山側の泥流堆積地に流路形成、道路上に土砂やコンクリート片散乱
	地獄谷（じごくだに）	山側の土砂が一部海側に流出、泥流堆積地に流路形成
	椎取神社（しいとりじんじゃ）	神社の屋根や鳥居の上端を残して泥流堆積、道路上にも数十 m にわたり土砂が堆積
	釜の尻沢（かまのしりさわ）	山側のダムを泥流が越流、数棟に泥流が床上、床下まで流入
	坊田沢（ぼうたさわ）	山側の村道にある橋梁が流木により閉塞、家屋 2 棟損傷
	伊ヶ谷地区（いがやちく）	山側沢筋の村道決壊、泥流が家屋 4 棟の床上に流入
	空栗橋（からくりばし）	海側の道路擁壁 20m 程度決壊、道路の一部損壊、多数の流木
	東部、北部道路全般	道路上に泥流堆積、舗装面に凹凸発生
港湾・漁港	湯の浜漁港	泥流流入により泊地内的一部に堆積
	伊ヶ谷漁港	泥流流入により、船着場（施設の約 1/3）及び物揚場の一部が使用不可能
	坪田漁港	地盤沈下により、漁港全体が沈下、満潮時には漁港接岸が困難
空港	三宅島空港	泥流流入及びこれによりフェンスの倒壊（52m）発生
水道	水源（大路（たいろ）、金層（かなぞ））	泥流による埋没やシャフト固着有
	送水管（伊ヶ谷、三七沢、立根（たつね））	泥流による埋没やシャフト固着有
	ポンプ場（見取畑（みどりばた））	泥流による埋没やシャフト固着有
電気	島内全域	泥流により配電線寸断
電話	坪田地区	泥流により屋外通信ケーブル損傷
農業	島内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・降灰・泥流被害 農地（249ha）、村営牧場（171.8ha）、農業用水施設（3 施設） ・農道の路面崩壊、法面崩壊（4 路線） ・農作物被害（枯死及び収穫不能） ・家畜被害（牛、豚）（66 頭） ・パイプハウス倒壊（646 棟） <p>※帰島時までの被害</p>
林業	島内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・山腹崩壊（35 カ所以上） ・林道の路面崩壊、法面崩壊等（全 10 路線） ・人工林・天然林の枯死、倒伏等（推定 2,190ha）
漁業	魚場・漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・漁場への降灰、泥流、崖崩れ等による被害 ・漁業施設の破損等（蓄養施設、冷蔵施設、荷さばき場等）

(2) 災害後の主な経過

表2 災害の主な経過(国・都・村の対応)

年	月日	災害概要
平成12年 (2000年)	6月26日	18:00頃 地震が多発。気象庁が緊急火山情報を発表。
		20:45 三宅村災害対策本部を設置。阿古地区、坪田地区に避難勧告を発令。 西方海底で小規模な噴火。
	6月27日	東京都災害対策本部を設置。 伊ヶ谷地区に避難勧告。 坪田及び三池地区について避難勧告解除。のち避難勧告全面解除。
	6月29日	有感地震 都は、災害対策本部を廃止。村も災害対策本部を廃止。
	6月30日	山頂で噴火が発生、少量の火山灰が放出。
	7月4日	山頂の新カルデラから最初の噴火。
	7月8日	白い火山灰を主成分とする噴火
	7月14日	9:00 三宅村災害対策本部を設置。
		16:40 神着地区の一部(島下、下馬野尾)に避難勧告
	7月15日	9:00 神着地区の避難勧告を解除
	7月17日	8:30 島下、下馬野尾、沖ヶ平の一部に避難勧告
	7月26日	15:30 三池地区(御子敷の4世帯、9人を除く)に避難勧告
	7月27日	11:00 沖ヶ平の一部に避難勧告を追加
		14:00 沖ヶ平の一部の避難勧告を解除
	7月28日	16:00 避難勧告を全解除
	8月2日	6:30頃 噴火。噴煙の高さ3,000m
	8月10日	8:43 神着間川橋から坪田三宅島空港入口までの間に避難勧告
		16:00 下馬野尾・御子敷を除き、避難勧告を解除 都は、「三宅島・新島・神経島近海地震等災害対策会議」を設置。
	8月11日	8:00 門の原地区から三宅島空港入口までの間に避難勧告
	8月12日	9:50 御子敷地区を除き、避難勧告を解除
	8月14日	16:00 避難勧告を全解除
		17:00 最大規模の噴火。
	8月18日	火碎流の発生。神着地区、続いて坪田地区に噴煙柱が崩れて流れ下った。低温火碎流と呼ばれる。人的被害なし。
	8月29日	三宅村現地対策本部設置
	9月2日	7:00 全島避難指示(2~4日で避難実施)
平成17年 (2005年)	1月5日	三宅村村長、平成17年2月1日をもって避難指示を解除する旨を発表
	2月1日	15:00 避難指示解除
	3月31日	東京都災対本部廃止。

【参考文献】

- 1) 東京都『平成12年(2000年)三宅島噴火災害誌』平成19年3月。
- 2) 内閣府『三宅島噴火災害教訓情報資料集』平成17年度。

2. 災害復興施策事例の索引表

200002	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→ [20000201, p191]			
施策 2：復興計画の作成		→ [20000202, p191]			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建					
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援		→ [20000203, p193]			
施策 5：公的サービス等の回復		→ [20000204, p193]			
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧					
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備					
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建		→ [20000205, p193]			
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興事例

【20000201】復旧・復興体制の構築（東京都・三宅村）

三宅村復興計画策定委員会（三宅村が平成14年1月29日に設置）は、噴火災害から1日も早く立ち直るための社会基盤整備対策を講じるとともに、将来の噴火などの災害に備えた、災害に強い島づくりと、これまで島を支えてきた農林漁業などの地域の基幹産業の振興との調和を図りながら観光産業を核として、三宅島独自の再建策の構築に早急に取り組むために設置された。同委員会は、平成14年12月4日に「三宅村復興基本計画」を三宅村へ答申した。

【20000202】復旧・復興計画の策定（三宅村）

○復興計画の基本理念

島民が「安心して」、「活き活き」、「安全に」生活できることに加えて、三宅島らしさを追求し、時に厳しさをみせる自然と共生しながら、三宅村の目指す将来像である「人と自然にやさしい健康で豊かな村」を実現することを目指して、次の3つを基本理念と定めている。

- ・三宅島民の生活再建を最優先とした復興計画とする（生活再建）
 - ・火山をはじめとした島の自然と三宅島民の文化や伝統を活かし、世界に誇れる観光地としての三宅島振興を実現するためのきっかけとなる復興計画とする（地域振興）
 - ・噴火などの災害に備え、災害に強い三宅島づくりを目指した復興計画とする（防災しまづくり）

○復興計画の概要

「三宅村復興基本計画」では、基本計画の完成目標年次を10ヶ年と定めている。計画策定時は、帰島時期が不確定だったため、それらを踏まえて、「現時点から推進すべき事業」と、「帰島時期に応じて推進すべき対策」とに、復興施策や事業を大別している。

また、大きな特徴として、ハザードマップを作成しで噴火災害、泥流災害等の危険地域については、新たな個人資産の形成や社会基盤の建設は行わないことを前提としている。

生活再建、地域振興、防災しまづくりの分野での復興事業を推進するために、三宅村を14のゾーンに分けている。

各分野のゾーンは、それぞれが独立したものではなく、互いに関連しあい、相乗効果をもたらすものとし、すべての分野にわたって、火山との共生を目指す計画としている。また、統一的なまちなみの整備や広域的なバリアフリー化の推進など、島民・来島者にやさしく、三宅島らしい景観形成を目指している。

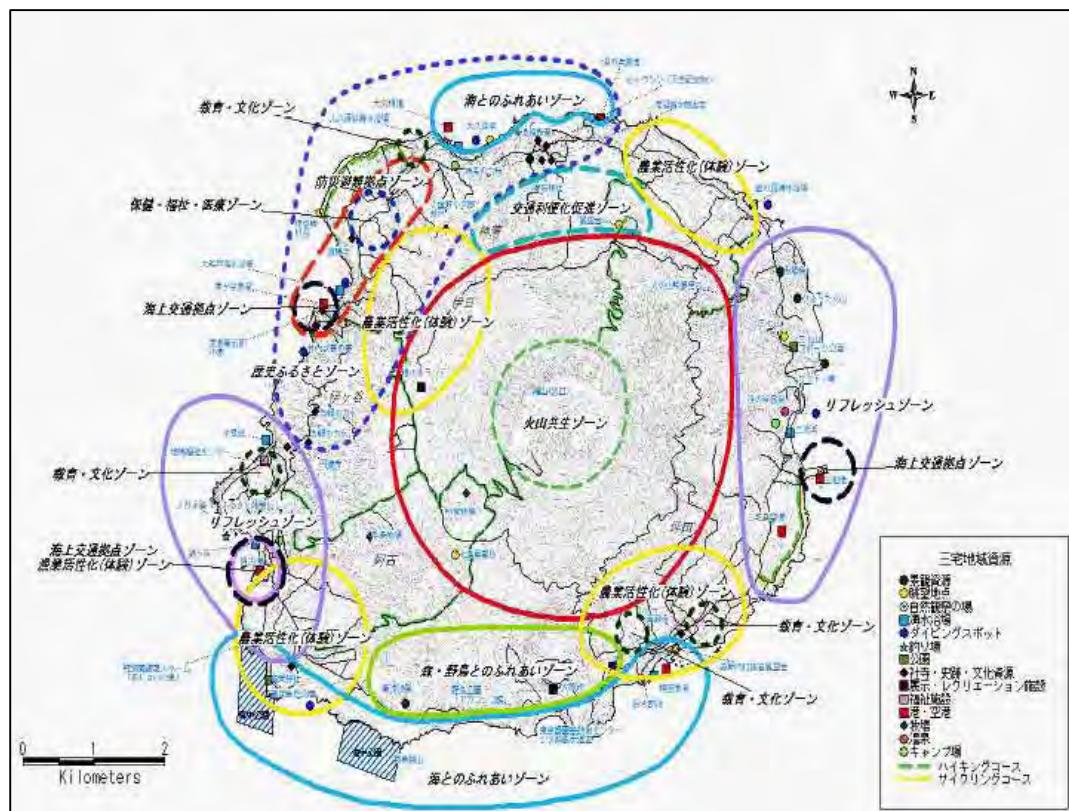


図 復興計画のゾーニング図

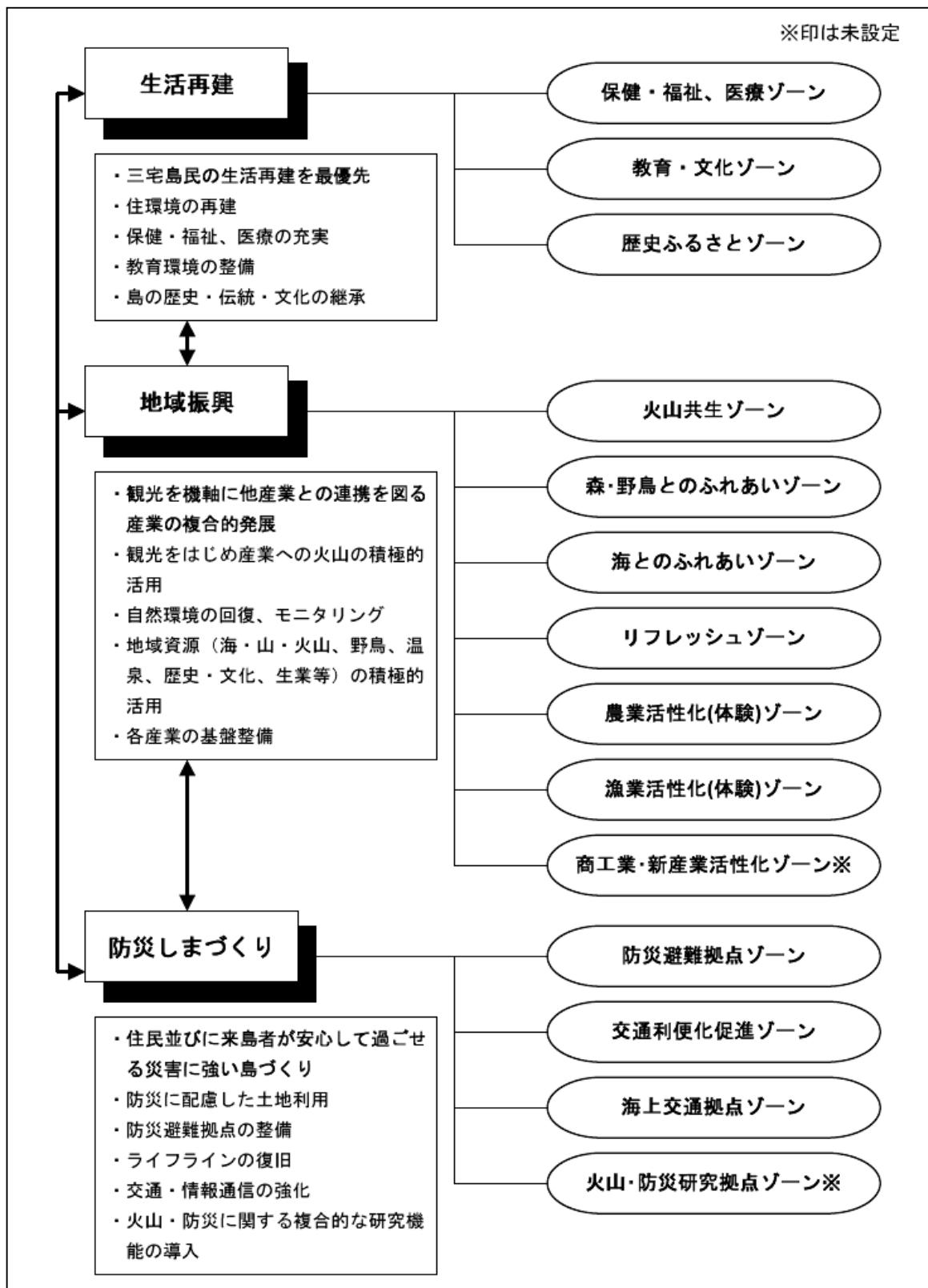


図 復興計画のゾーニングの体系

【参考文献】

- 1) 東京都『平成12年（2000年）三宅島噴火災害誌』平成19年3月。
- 2) 内閣府『三宅島噴火災害教訓情報資料集』平成17年度。
- 3) 三宅島復興計画策定委員会『三宅島復興基本計画』平成14年12月。

【20000203】三宅村災害保護特別事業（三宅村）

○村民の避難生活が困窮状態に陥らないようにするとともに、帰島してから自らの努力により生活の再建が可能となるよう支援。

○対象

- ・被災日に三宅村に住所を有し、かつ帰島の意思を有する世帯実施予定
- ・災害保護の対象とならない世帯
- ・収入認定額が基準額以下であること
- ・義援金、支援金を含めて預貯金の保有額が500万円以下で預貯金を預託する世帯

○支給額

- ・生活保護基準額を準用する基準額と世帯の収入認定額を比較して、収入認定額が基準額に満たない場合に、その不足額を支給。

○実績：44世帯2,599万円（H16.2末）

【20000204】長期避難指示に関する固定資産税の軽減（国）

○避難指示が4年半にも及んだことから、次のような固定資産税の特例措置が実施された。

- 1) 住宅が震災等により滅失・損壊した土地で、やむを得ない事由で住宅用地として使用できず、避難指示等が長期に及ぶ場合は、避難指示等の解除後3年度分の固定資産税等を軽減。
- 2) 三宅島噴火災害により滅失・損壊した家屋等の代わりに取得する家屋等に係る固定資産税について、最初の4年間2分の1減額（解除のあった年の翌年から3年を経過する間）

【20000205】既往債務に係る利子補給等の実施（三宅村）

○経済産業省は、被災中小企業者の政府系中小企業金融機関からの既往債務について、東京都等と協力して以下の措置を実施した。

- ・元本については、政府系中小企業金融機関が被災中小企業者からの求めに対して、返済猶予等の柔軟な対応を行う。
- ・金利については、返済猶予措置のとられている間について、国と東京都等が協力して利子補給を実施。
- ・民間金融機関からの既往債務については、東京都等が利子補給措置を行う。

事例コード | 200003

2000 年（平成 12 年） 東海豪雨

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成12年9月11日から12日にかけて、日本付近に停滞していた秋雨前線が台風14号からの暖かく湿った気流の流れ込みで活動が活発となり、東海地方は愛知県を中心に記録的な大雨となった。

このため、愛知県の西部を流れる一級河川新川では堤防が決壊したのをはじめ、県内各河川の破堤は45箇所に達した。浸水家屋は県内で約68,000棟を超える、伊勢湾台風に次ぐ浸水害となった。県内では300箇所を超えるがけ崩れが発生し、6名が犠牲となった（9月21日現在）ほか、農作物では、冠水により野菜・水稻などに大きな被害が出た。

今回の大雨で名古屋地方気象台が観測した、日最大1時間降水量97.0ミリ、最大日降水量428.0ミリ、最大24時間降水量534.5ミリは、いずれも統計開始以来で最も多い値である。

①市勢

人口等	<ul style="list-style-type: none">総世帯：897,877世帯総人口：2,173,867人(平成12年9月現在)
地理	<ul style="list-style-type: none">面積：326.45km²愛知県の西部に位置し、伊勢湾に南面しており、緩やかな東高西低の地勢である。市域の北から南にかけては庄内川が、東から南にかけては天白川が流れ、伊勢湾にそいでいる。

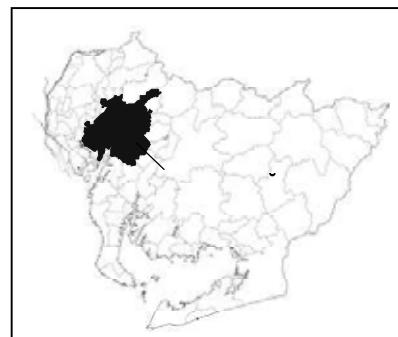


図1 名古屋市の位置

②被害の概要

- 人的被害

表1 人的被害の状況（平成13年3月30日現在）

死者	行方不明者	負傷者		合計
		重傷	軽傷	
4	0	13	34	51

- 住家被害

表2 住家被害の状況（平成13年3月30日現在）

住家被害														
全壊			半壊			一部破損			床上浸水			床下浸水		
棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人
4	4	15	98	114	300	18	38	107	9,818	11,142	29,555	21,852	23,292	57,326



写真1 新川破堤箇所（西区あし原町）

（出典）名古屋市消防局防災部防災室『東海豪雨水害に関する記録』平成13年3月

(2) 災害後の主な経過

表3 災害後の主な経過（名古屋市の取組状況）

年	月日	項目
平成12年	9月11日	1:45 大雨・雷・波浪・洪水注意報
		5:29 大雨・洪水警報、雷・波浪注意報
		災害警戒本部設置 第1非常配備
		15:40 災害対策本部設置 第2非常配備
		16:15 第1回幹事会議
		19:00 第3非常配備
		21:10 第1回本部員会議
		23:45 自衛隊派遣要請
	9月12日	0:00 第4非常配備
		2:30 愛知県から災害救助法適用決定の報告
		3:30頃 新川左岸破堤（西区あし原町）
		4:00頃 堤防仮復旧の後方支援（土のう調達）
		6:25 名古屋ヘリにより上空からの被災状況調査を実施
		9:00 り災証明取扱い各区へ周知 市民相談室に相談窓口を設置 被災者への公営住宅の提供
		13:00 避難所現地調査。ひとり暮らし高齢者、重度障害者等の民生委員による把握依頼
	9月13日	災害義援金の受入、被災中小企業に対する災害復旧資金融資の実施
		10:20 気象予警報全て解除
	9月14日	連休中におけるり災証明、市税減免申請の受付、相談対応の指示 災害復旧に関する補正予算の専決処分（手続き） 道路上の土砂、ゴミ撤去着手 住宅の応急修理説明相談、受付、審査
		9月20日 各区で、災害見舞金を贈呈（20日以降順次）
		9月25日 亡くなられた2名の方に対する災害弔慰金の支給を決定
		10月10日 15:00 第12回幹事会議
	11月20日	災害義援金、非住家見舞金を贈呈（20日以降順次）
		11月30日 21:00 市内避難所全て閉鎖
		21:30 配備解除
	12月4日	9:30 第10回本部員会議
		10:00 災害対策本部廃止

【参考文献】

- 1) 名古屋市消防局防災部防災室『東海豪雨水害に関する記録』平成13年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

200003	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備						
1.1 復興に関連する応急処置						
施策 1：被災状況等の把握		●	→	【20000301, p199】		
		●	→	【20000302, p199】		
施策 2：がれき等の処理		●	→	【20000303, p199】		
1.2 計画的復興への条件整備						
施策 1：復興体制の整備		●	→	【20000304, p199】		
施策 2：復興計画の作成		●	→	【20000305, p200】		
施策 3：広報・相談対応の実施						
施策 4：金融・財政面の措置						
2. 分野別復興施策						
2.1 すまいと暮らしの再建						
施策 1：緊急の住宅確保			●	→	【20000306, p200】	
施策 2：恒久住宅の供給・再建						
施策 3：雇用の維持・確保						
施策 4：被災者への経済的支援		●	→	【20000307, p200】		
		●	→	【20000308, p200】		
		●	→	【20000309, p201】		
施策 5：公的サービス等の回復	●	→	【20000310, p201】			
2.2 安全な地域づくり						
施策 1：公共施設等の災害復旧	●	→	【20000311, p201】			
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備						
施策 3：都市基盤施設の復興						
施策 4：文化の再生						
2.3 産業・経済復興						
施策 1：情報収集・提供・相談						
施策 2：中小企業の再建		●	→	●	→	【20000312, p201】
施策 3：農林漁業の再建						

3. 災害復興施策事例

【20000301】り災証明発行（名古屋市）

- ・り災証明発行の際に問題となった点は、当時の認定基準が、今の住宅に適用するには難しかったことであり、断熱材の被害など見えない部分については考慮しなかった。
- ・地震のように全壊、半壊など明かな被害と違って、水害は水が引くと、どこに被害があるのか分かりにくい。
- ・判断するためのプロがいない。職員が現地に出向いて判断していたが、明確な判断ができる基準がないため「隣の家は床上なのになぜうちは床下なのか」などの苦情が出たこともあった。
- ・東海豪雨後の対応として、外見の認定については、デジタルカメラにより撮影し認定の資料とするなどの対応策を考えた。
- ・平成13年に被害認定基準が見直されたため、愛知県が市町村担当者向けの勉強会実施している。新基準については一次判定、二次判定という判定区分に分かれており、まず外見から判断し、その後内部調査をするということになっているが、実際に内部調査が実施できるかどうか疑問である。今後、どのように対応すべきかについては市としても課題である。

【20000302】住民組織の協力によるり災証明発行の調査（名古屋市）

- ・減免の対象となる「り災証明」「被災証明」の発行には区政協力委員が協力する。
- ・区政協力委員とは名古屋市の独自の町内会長のような位置づけの住民組織制度である。各町内会に区政協力委員を配備し、その上位にあたる小学校区毎に1名区政協力委員長をおいている。これは、伊勢湾台風後に整備された住民組織である。
- ・災害時には学区単位で「救助地区本部」を立ち上げ、避難所運営等の対応をする。区からも2名担当者を派遣し、学区の代表である区政協力委員長と区の担当者が中心になり、被災者の対応にあたる。
- ・区政協力委員長の活動の中で、被害の認定の補助を位置づけている。職員とともに現場に出向いて被害状況調査を実施した。

【20000303】ゴミ処理（西枇杷島町）

○事業所の災害ゴミの処理

- ・企業から出たものは産業廃棄物として処理していた。一般廃棄物とわけていたが、一部産業廃棄物が混ざっていた。一般世帯のゴミと合わせると災害ゴミは2万3千トン。通常時の4年分くらいのゴミが出た。

○ごみの仮置き場や処理方法

- ・仮置き場は公園に設置した。そこから知多沖で分別と廃棄を実施した。リサイクルできるものはここで業者が持っていった。

○リサイクル等

- ・畳は再生ゴミであるが、対応する業者が無かつたため県外で対応した。燃えるゴミも大量にあつたため、周辺のゴミ処分場数個所に運んだ。ただし処分場によって金額が異なったり、搬入業者が決まっていたりなど、柔軟に対応しにくい状態だった。
- ・特に問題となるのは町外への輸送手段であった。指定した業者以外ゴミを運搬することができないため全国120～130社と契約をした。業者が処分場に運んでいった際には、トラック毎にゴミの分量を計測しなければならなかったため、その計測待ちで道路が渋滞することもあった。
- ・そのほか、例外措置として自衛隊にも運搬を要請した。

【20000304】復旧・復興体制の構築（愛知県）

- ・本災害における、愛知県の各部署の復旧体制と各対応について次頁に記載する。

表 愛知県の復旧体制

部署		対応
総務部	人事課	職員の派遣
	財政課	財政対策（災害関係予算措置等）
	税務課	被災者の税対策（地方税の減免・徴収猶予等）
	市町村課	市町村への財政支援等
企画振興部		災害復旧に関する国への要望のとりまとめ、実施
県民生活部	県民課	県民相談に関する対策等
	広報公聴課	報道機関等を通じての告知等
	国際課	外国公館等の連絡・折衝
	文化学事課	私立学校施設の復旧
環境部		災害廃棄物処理のための被災市町村等の調整
健康福祉部		医療救護、防疫活動、健康相談 義援金・災害見舞金の支給等
産業労働部		中小企業の災害復旧資金の融資等助成措置
農林水産部		農地・農業用施設の復旧、林道・治山の復旧
建設部		河川・道路・砂防等の復旧、住宅対策
経理部		義援金品の受付
企業部		県営水道施設の復旧
文教部		文教施設の復旧
警察部		被災地復旧に対する支援活動

【参考文献】

2) 愛知県『平成 12 年 9 月 11 日からの大雨による災害の記録』平成 13 年 3 月。

【20000305】復旧・復興計画の策定（愛知県）

○本災害では、事業全体を統括した復旧・復興計画は立案されていない。

○本災害における主な復旧事業は下記の通りである。

- ・河川激甚災害対策特別緊急事業
- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・農林水産施設災害復旧事業
- ・災害廃棄物処理対策事業
- ・保育所等社会福祉施設災害復旧事業
- ・公立学校施設災害復旧事業

【参考文献】

2) 愛知県『平成 12 年 9 月 11 日からの大雨による災害の記録』平成 13 年 3 月。

【20000306】市営住宅の提供（名古屋市）

○今回の災害では、名古屋市を始め愛知県、都市基盤整備公団等が公的住宅を提供した。

○住家被害は、全壊 4 棟、半壊 100 棟、一部破損 18 棟、床上浸水 9,817 棟、床下浸水 22,525 棟であり、こうした被害状況のもと公的住宅 597 戸の提供を行った。

【20000307】自動車の被害に対する融資（名古屋市）

○名古屋市では、自動車の被害に対して被災証明書を発行し、自動車を家財扱いとして、「災害援護資金の貸付」を適用した。

○証明を受けるためには、被災した自動車の写真、ディーラー等の証明などが必要であったが、申請数が多くたため、実質的には確認が不十分のまま証明書を発行するような弾力引用が認められていた。

○その結果、被害がないのに融資を受けるなど悪用される例もあった。

【20000308】水道料金の減免（名古屋市）

○上下水道の減免を申請なしで対処した。

○西枇杷島町など他市町村の上下水道も名古屋市の管轄であり、他市町村の罹災台帳の提供を受けて減免を実施した。

【20000309】家屋資産評価額の評価替えの実施（名古屋市）

○名古屋市は床上浸水等の住宅約13,400棟を対象に家屋資産評価額の評価替えを実施。独自のシミュレーションで得たデータを基に、対象住宅の経過年数を一律水害でさらに3年分古くなったものとみなし家屋評価額を減額した。

【20000310】授業料等減免（名古屋市）

○減免措置は、床上浸水世帯が対象となった。

○市立の幼稚園児、高校生は授業料を半額減免、私立は一定額の補助を行った。小中学校の児童生徒は、既存の就学援助制度 の中で学習に必要な費用の補助を行った。

【20000311】災害復旧への取組み（愛知県）

○県下全体に被害が広がっており、都市部では破堤・浸水が多く、公共土木施設の被害よりも、広範囲で民家被害が多かった。公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にもとづく「災害復旧事業」は1,333箇所にも上った。これは、経験したことがない作業量であり、事業費は201億5千万円に達した。

○災害査定

・スケジュールはかなりハードで、被災後3か月以内で査定を行うこととなっているため、1,333箇所について、査定の班編制を検討し、査定官及び立会官の日程調整にすぐ入った。今回は4回に分けて実施することにした。最初は簡単なものを査定し、大変なものは後にまわした。

・国に対して災害査定を簡素化するように岐阜県と一緒に要望し、次のような措置がとられた。

1) 机上査定 通常300万円以下の申請が対象 600万円以下を対象

2) 査定前工事 1,500万円以上の査定前の応急工事は国と協議が必要
3,000万円以上を対象

3) 総合単価の適用 1,000万円以下の工事では、査定設計書を作成する際の積算について総合単価（材料、手間、諸経費まで含んだ単価）の利用が認められる。

2,000万円以下まで総合単価の利用が認められた。

・被害1,333箇所のうち479箇所が市町村災で、県職員2名を派遣して資料作成・指導・助言した。

【20000312】商店街共同施設復旧補助金（愛知県・名古屋市）

○愛知県と名古屋市は豪雨被害を受けた商店街に復旧補助金を交付

○愛知県の復旧補助金の条件等

名称：「商業団体当事業費補助金」

対象：災害救助法を適用された名古屋市、師勝町など9市12町の商店街振興組合、商工会など。

補助額：被災した共同施設の復旧に必要な経費の原則20%以内、一団体1,000万円が限度。

○名古屋市の復旧補助金の条件等

対象：名古屋市内の被災した商店街振興組合や商工会、事業協同組合。共同店舗、組合事務所、放送設備、街路灯、アーチ、アーケードなど被災した共同施設。

補助額：復旧費用の20%（街路灯、アーチ、アーケードの建て替えは40%）。

限度額は750万円

事例コード | 200004

2000年（平成12年） 鳥取県西部地震

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①発生日時

平成 12 年 10 月 6 日（金）13 時 30 分頃

②震源地

鳥取県西部（北緯度、東経度）

③震源の深さ：約 10 km

④規模：マグニチュード 7.3

⑤各市町村の最大震度（震度 6 弱以上）

震度 6 強：鳥取県 日野町根雨、境港市東本町

震度 6 弱：鳥取県 西伯町法勝寺、会見町天万、溝口町溝口、岸本町吉長、淀江町西原、境港市上道町、日吉津町日吉津

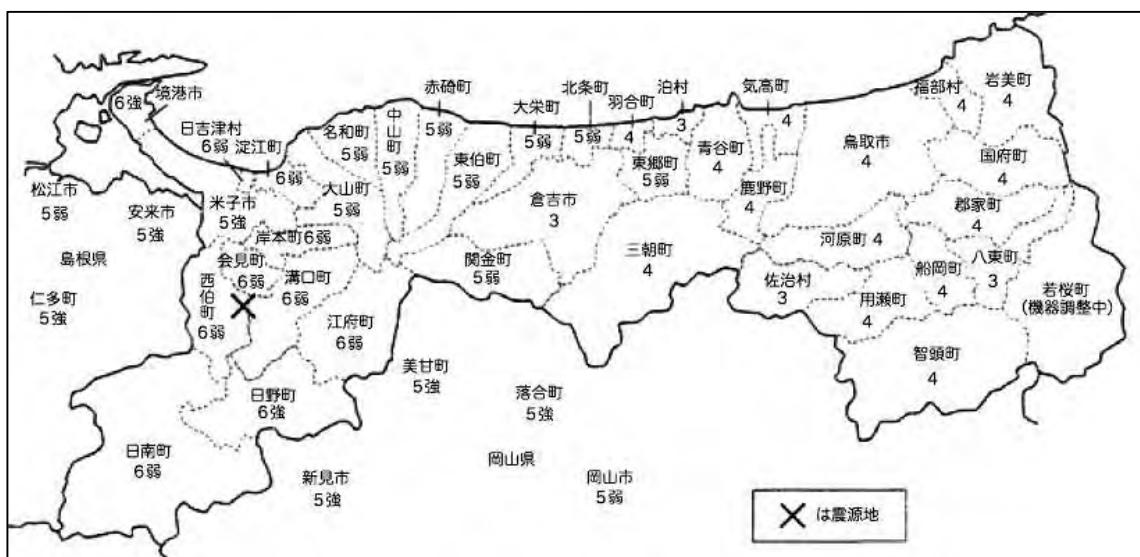


図 1 鳥取県西部地震の震度分布図

（出典）鳥取県防災局防災危機管理課『平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震 震災誌』平成 19 年 2 月。

⑥被害状況

鳥取県西部地震による主な被害状況（人的被害・住宅被害）は下表のとおりである。負傷者の 77%、住宅被害（全壊）の 90% が鳥取県に集中している。

被害の特徴として、一つには、境港市、米子市を中心に液状化や地盤流動が発生した。たとえば、境港の荷揚場では 1 m あまりの側方流動により地盤沈下が発生し、米子市内の住宅地でも砂、水が噴き出し、基礎下の地盤が陥没した。二つ目には、老朽住宅や高齢者率の高い中山間地域において、家屋の倒壊や屋根瓦の落下、地盤崩壊、石垣の被害などが目立った。

表 1 鳥取県西部地震の主な被害状況

都道府県	人的被害（人）		住宅被害（棟）		
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部破損
鳥取県	0	141	390	2,470	13,053
岡山県	0	18	7	31	768
香川県	0	2	0	0	2
兵庫県	0	1	0	0	0
島根県	0	11	34	567	3,465
広島県	0	3	0	0	6
大阪府	0	4	0	0	1
和歌山県	0	1	0	0	0
山口県	0	1	0	0	1
計	0	182	431	3,068	17,296

（出典）内閣府「平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震について（平成 13 年 6 月 15 日）」

(2) 災害後の主な経過

- ・地震後の応急対策について、鳥取県は、地震発生直後の10月6日午後1時30分に「県災害対策本部」を自動設置し、実施した。
- ・また、復旧・復興対策については、11月2日に「鳥取県西部地震災害復興本部」を設置し、土木・農林水産その他の施設の災害復旧事業や、被災住民の生活再建・生産活動の支援に関する業務などの本格的な復旧・復興対策に取り組んだ。

表2 災害後の主な経過（鳥取県の取組状況）

年	月日	項目
平成12年	10月6日	13:30 地震発生
		13:30 県災害対策本部自動設置（震度5強以上）
		22:35 災害救助法を適用
	10月7日	本部長が扇国土庁長官ほかの政府調査団に概況報告
	10月8日	本部会議開催 仮設住宅10戸の建設準備開始
	10月12日	「り災証明書」の様式取りまとめ、市町村配付 「鳥取県西部地震対策特別資金」を創設（融資枠30億円）
	10月13日	全半壊世帯への見舞金（20千円）の支給を決定（専決予算対応）
	10月16日	第1回国への要望活動「鳥取県西部地震に対する国（官房長官、国土庁、厚生省）への要望活動」
	10月18日	被災住宅復興支援制度の要綱策定作業に着手
	10月30日～31日	第2回国への要望活動「鳥取県西部地震に関する緊急要望（震災復興に向けた新制度の要望）の関係省庁への要望」
	11月2日	鳥取県西部地震災害復興本部設置、第1回復興本部会議開催（今後の復興対策の取組について）
	11月16日	第3回国への要望活動「工業用水道事業費（災害復旧）補助金の採択基準の緩和、災害廃棄物処理に対する補助制度の特例措置についての国（大蔵省、厚生省）への要望活動」
平成15年	12月5日	県道菅沢日野線の復旧工事完了をもって全ての災害復旧事業が完了
平成16年	4月1日	県西部地震災害復興本部廃止

【参考文献】

- 1) 鳥取県防災局防災危機管理課『平成12年（2000年）鳥取県西部地震 震災誌』平成19年2月。
- 2) 内閣府『平成12年（2000年）鳥取県西部地震について』平成13年6月。
- 3) 鳥取県防災危機管理課『平成12年鳥取県西部地震の記録』平成13年10月。

2. 災害復興施策事例の索引表

200004	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1 : 被災状況等の把握		[20000401, p207] [20000402, p207] [20000403, p207]	[20000404, p208] [20000405, p208] [20000406, p208] [20000407, p208] [20000408, p209] [20000409, p209]		
施策 2 : がれき等の処理		[20000410, p209] [20000411, p209] [20000412, p210]			
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1 : 復興体制の整備		[20000413, p210]			
施策 2 : 復興計画の作成		[20000414, p211]			
施策 3 : 広報・相談対応の実施		[20000415, p211]	[20000416, p211] [20000417, p212]		
施策 4 : 金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1 : 緊急の住宅確保		[20000418, p213] [20000419, p214]			
施策 2 : 恒久住宅の供給・再建		[20000420, p214] [20000421, p215]	[20000422, p216]		
施策 3 : 雇用の維持・確保					
施策 4 : 被災者への経済的支援					
施策 5 : 公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1 : 公共施設等の災害復旧			[20000423, p216]		
施策 2 : 安全な市街地・公共施設整備					
施策 3 : 都市基盤施設の復興		[20000424, p216] [20000425, p216] [20000426, p216] [20000427, p216]	[20000428, p216]		
施策 4 : 文化的再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1 : 情報収集・提供・相談					
施策 2 : 中小企業の再建					
施策 3 : 農林漁業の再建		[20000430, p217] [20000431, p217]	[20000429, p217]		

3. 災害復興施策事例

【20000401】余震による被害拡大（伯太町）

- ・建設課では、被災状況の把握を行うが、余震により被害が拡大するため、本格的な調査は余震が落ち着いた12日頃から開始した。
- ・橋梁の被害調査などは、余震がある程度収まらないと調査が行えなかった。

【20000402】応急危険度判定に関する住宅被害「巡回相談」の実施（鳥取県）

○応急危険度判定の実施

- ・応急危険度判定の内容の周知が不十分なまま、急いで実施したため、次のような問題があり、住宅被害について建築士協会が再度1件毎に説明に廻る「巡回相談」を実施した。
- ・危険度判定により「危険」、「要注意」のステッカーを貼られた家屋の住民に、家屋の危険状態、使用方法、今後の復旧対策の取組み方法等について、過大な心配、誤解を与えた。
- ・その後のり災証明の「全壊」「半壊」「一部破損」の判定に対して、危険度判定の「危険」「要注意」「調査済」の判定結果は関係ない旨の説明をしてもなかなか理解が得られなかつた。

○応急危険度判定の判定士業務マニュアル

- ・こうした経験から、地震後に作成された応急危険度判定のマニュアルでは、以下のような住民対応を図ることとされた。

《応急危険度判定の判定士業務マニュアルより》

○判定結果の表示

- ・各建物判定終了後、判定結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入口等見易い場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼ることとする。
- ・判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を記すこと。

○住民対応

- 1) 判定士は、判定を行う場合、判定に対する住民の理解を得るために支援支部等で準備した判定のパンフレット等を持参し、必要に応じて配布する。
- 2) 所有者(又は居住者等)が在宅していればその場で判定結果を知らせることとし、特に、判定結果が「危険」、「要注意」の建物については、そのステッカーの意味(内容)を適切かつ丁寧に説明するものとする。また、説明の際には、判定活動の目的が「余震等による建物の倒壊部材の落下等の危険性を情報提供して二次災害を防止し、住民の安全確保を図ること」である旨的確に説明すること。
- 3) 現地で判定以外の業務を求められたら、丁寧に断り、速やかにその場を離れる。
- 4) 所有者(又は居住者等)ともめた場合は、判定の目的、結果等について適切かつ丁寧に説明し、判定ステッカーを無理に貼らずに、調査表にその旨の記録のみ残す。(ステッカーを剥がされた場合も同様)

【20000403】被災建築物・宅地安全性診断の実施（島根県）

○島根県は、被災建築物と被災宅地の安全性診断・改修相談等を同時に実施した。

- ・実施地区：伯太町須山地区・福富地区
- ・実施戸数：計47ヶ所(須山地区21、福富地区22戸、母里地区4)
- ・実施日程：10日、11日に建築技術職員が実施した結果、地盤等に問題があるものが判明したため、12日に13件、都市計画課の宅地関係技術職員を加え再調査を実施した。
- ・実施内容：応急危険度判定マニュアルによる外観調査等の他、ほぼすべての建物について内部調査も行うとともに、危険度等に応じ、住民に直接アドバイス等を実施。改修の相談先や融資制度等も紹介。

○調査結果：(応急危険度判定に当てはめた場合)

判定結果	1、調査済(緑)	3 (3)
	2、要注意(黄)	36 (43)
	3、危険(赤)	8 (1)

- ・地盤の亀裂や裏山の崩壊等の危険性を含めた判定。（ ）内は、10日、11日調査時点で建築物のみの判定。

○主な被害状況等：

- ・石垣の崩壊による上部に建っている物置、風呂場等に被害
- ・犬走りのコンクリートの亀裂
- ・屋根の棟瓦のずれ

- ・内外壁の部分的な剥離
 - ・建具の建て付けが悪くなったもの
 - ・須山地区の地盤の亀裂、石垣の崩壊は地域の広範囲にわたっており、地質の専門家による調査が必要
- 住民への説明 :
- ・被災した家屋及び宅地の所有者に危険度を説明した。また、裏山の崩壊など今後も災害の進行する恐れのある宅地の所有者へは、周辺への立入禁止及び災害を助長しない措置、法面からの湧水の状況などに注意するよう助言した。
- 町（対策本部）への報告 :
- ・調査票の内容と住民からの要望等を町長へ個別に説明し、今後の対策に役立ててもらうこととした。

【20000404】災害救助法適用のための調査（伯太町）

- ・災害救助法は、人口5千人以上15千人未満の市町村では、全壊換算で40世帯が適用となる。
- ・家屋の全壊・半壊等により災害救助法の適用が決められるが、中山間地域では生活のための家屋以外に別棟や蔵等もあり、それらの被害の取扱い方法に戸惑った。
- ・伯太町では全半壊を判定できる技術を持った職員がいなかったため、建築士に委託して実施した。それにより、全壊3世帯7棟、半壊世帯217世帯324棟という結果になった。
- ・その結果、災害救助法適用申請は発災して5日後の10月11日となった。

【20000405】農林業被害の調査（鳥取県）

- 被害把握の遅れ
- ・大雨、台風の災害と異なり、家屋被害が甚大であり、農家による農林地の点検が後回しになった。
 - ・農地においては亀裂被害が多く、発見に手間取ったことも一因と考えられる。
- 災害対応面での課題
- ・農地や水路、農道等は個人、水利組合、土地改良区が所有または管理者となっており、その災害復旧に当たっては所有者、管理者が市町村、県を通して国に申請する仕組みになっている。復旧事業の実施に当たっては一部受益者負担が伴う。
 - ・公共施設の災害復旧と異なり、農林業の災害対応は、この受益者申請主義によって被災状況の把握や災害復旧の時期が遅れる傾向にある。
 - ・今回のように家屋被害等が甚大な時に、被害状況の把握や応急工事に迅速に対応できる応援体制を今後市町村と県出先機関との間で構築する必要性を感じた。
- 個人負担と灾害査定
- ・今回の鳥取県西部地震では災害復旧事業の申請漏れが多くあった。その原因としては、「申請主義」に加え、申請時に個人負担率（受益者負担率）が決まっていないという制度的な問題もあるように思われる。
 - ・補助率が決定するのは翌年の2月であり、市町村の職員の方も災害発生後に復旧事業を申請するかどうか判断する時期には「一体いくらかかるのか」ということを受益者に説明できないという問題がある。
 - ・このため、今回の災害においては、家屋の復旧費用のこともあり、農地、農業用施設については「申請漏れ」が相当あったものと思われる。
 - ・また今回の災害においては亀裂被害が多かったこと、特にため池等では被害の程度が分かりにくかったため、災害の査定等も低かったように思う。

【20000406】現地視察への対応状況（鳥取県）

- ・10月7日10:50～16:20 政府調査団約30名
- ・10月17日 8:30～16:35 衆議院災害対策特別委員会（議員8名；随行者9名）
- ・このほか、農林水産大臣、農林水産総括政務次官、消防庁長官、自治省財政局長などが、それぞれ視察調査

【20000407】被害調査で生じた課題（米子市）

- ・建築士の人員不足が問題だった。応急危険度判定の調査も別で実施していたので、手が回らなくなつた。そのため、鳥取市の建築士の資格を持つ職員に応援を要請した。その後、建築士協会に委託を出した。
- ・余震により「一部損壊」、又は「半壊」と判定された家屋に被害が発生し、再調査の依頼が多く

あった。

- ・税の減免は、被害状況により減免基準を2/10、4/10、6/10と規定していた。そのため、全壊、半壊の被害調査とは別に税の減免用の調査を実施しなければならなかった。
- ・建築士の仕事量が多かった。できれば職員（応援を含め）だけで対応できるような体制が理想である。
- ・当初、外観目視のみの調査に対して苦情が出た。その後、内部調査を実施することにしたため日程調整が必要になり、さらに時間がかかってしまった。

【20000408】市町村への「り災証明」発行の標準手順提示（鳥取県）

- ・鳥取県では「り災証明発行」に際して、市町村への技術的支援を実施した。
- ・具体的には、全壊・半壊等の被害判定基準を、神戸市のマニュアルを参考に作成し、市町村の要望に応じ指導した。
- ・発行するり災証明の様式についても参考例を示した。

【20000409】市町村の被害調査を支援する民間の建築技術者の派遣（鳥取県）

○建築技術者の派遣（次頁参照）

- ・り災証明は各種の住民負担（税金、授業料など）の減免、補助金・貸付金の交付、見舞金の支給、損害保険の算定など、官民にわたる様々な手続きにおいて、被害を証明する唯一のものとして、幅広く活用される。
 - ・県では、主に職員に建築職員のいない郡部の町村を対象に、り災証明の発行の技術支援として民間の建築技術者の派遣を行った。
- 鳥取県西部地震の経験をもとに鳥取県建築課では、次のような内容に配慮した独自のり災証明の調査実施マニュアルを作成した。
- ・組織の役割分担を明確にした内容とした。
 - ・建築士の派遣など、受入配分などの環境作りについて、県が対応するように変更した。
- しかし、被害の認定基準の改訂への対応については、次のような点が今後の課題となっている。
- ・担当部局の教育については、役所の人間は数年で移動してしまうので、どこまで教育していくか問題である。まずは建築士協会に向けた研修会を実施することが先決である。
 - ・建築士協会に対し研修会を実施していきたいが、県の職員で説明ができる人材がいない。

【20000410】被災家屋の解体処理補助金（鳥取県）

- ・一般的な補助金交付規定に従い、特に要領は作成しなかった。関係市町村が集まって意見交換し取り組んでいた。
- ・解体に対し、国からは補助は出なかった。県1/2、市町村1/2で費用を出した（実施主体は市町村）。
- ・補助金支給対象は、市町村の職員が調査に廻り対応した。全壊・半壊に関係なく、被災者が解体したいという意向に従い受け付けた。
- ・住民 市町村に申請 職員確認 住民が産廃業者に見積依頼 産廃業者が解体工事実施 市町村から産廃業者へ費用支払い。

【20000411】危険建物解体処理（伯太町）

- ・危険建物の解体費には国庫補助事業、県費補助事業が無く、町単独事業も視野に入れながら県と協議。
- ・県は柔軟な財政支援を検討するとのことで町は実施要領を作成
- ・当初、助成金の交付を検討したが、県では町が事業主体で行う事業でなければ支援ができないとのことで、所有者から工事費の負担金を徴収することとし、要綱を定めた。事業の住民周知は10月末となった。
- ・事業は危険建物の認定を行い、解体処理を実施したが、危険建物の認定についての基準を設定してはあるものの、現実には目視等による判断となり、解体時期や事後確認となったものを対象にできなかつたりと、一部には事業としての統制がとれなかつた面もあった。
- ・また、解体業者については、本来見積もり等を行い事業着手すべきであったが、早期処理や所有者負担の関係もあり、1社見積もりで事業を行った。

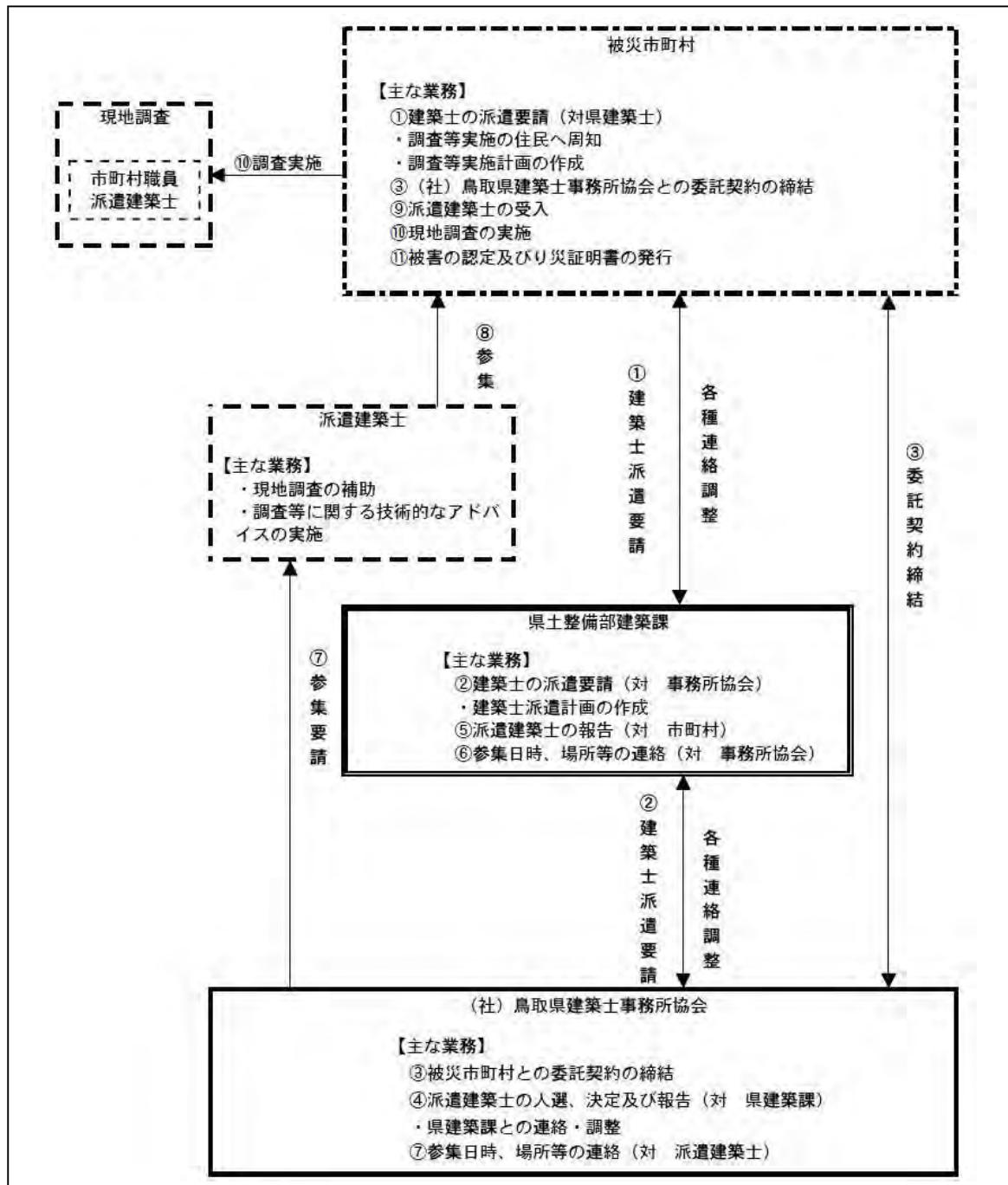


図 民間の建築技術者の派遣（鳥取県）

【20000412】廃棄物処理（伯太町）

- 10月7日 一般廃棄物最終処分場にガレキ類（コンクリート・ブロック片、瓦、ガラス・陶器類、土砂等）の直接搬入受入を決定。場内整理の職員を配置、防災行政無線での住民周知を実施。
- 10月9日 島根県廃棄物対策課より仮置場を指定するよう指導があり、駐車場を借り受ける。廃棄物の搬入について内容確認および分別を管理、監視する監視員1名を委託。
- 解体木屑については通常の処理廃棄物ではなく、クリーンセンターで処理ができなかった。処理経費の節減と廃材の有効利用という観点から数日間炭焼窯での木炭化を実施したが、煙の周辺への影響やダイオキシン対策の面から中止した。
- その後、国庫補助制度による災害廃棄物処理事業で処理を行うよう決定した。

【20000413】復旧・復興体制の構築（鳥取県）

- 地震発生後の応急対策が一段落した後は、生活の基盤となる住宅再建をはじめ災害からの本格的な復興対策に取り組むため、平成12年11月2日から、従来の県災害対策本部に替えて「鳥取県西部地震災害復興本部」を鳥取県行政組織規則第3条の規定に基づき設置した。

- ・災害復興本部の事務局として、総務部次長を室長とする「災害復興推進室」を併せて設置し、災害復興支援対策の進行管理、市町村の復興対策の把握・調整、災害復興本部の事務局業務など、的確な復興対策の推進に努めた。
- ・鳥取県西部地震災害復興本部の体制は、知事を本部長に、出納長、教育長、各部局長、防災監を本部員として構成された。主な業務は、土木・農林水産その他の施設の災害復旧に関すること、被災住民の生活再建・生産活動の支援に関することなどであった。
- ・災害復興本部は、県西部地震でのり面が大きく崩れ、最後まで通行止めとなっていた県道菅沢日野線が平成15年12月5日に開通するなど、災害復興対策が完了したことを受け、平成16年4月1日に廃止された。

表　復興本部会議の開催実績

回数	開催日	内容
1	平成12年11月2日	1. 鳥取県西部地震の今後の復興対策の取組みについて 他
2	平成12年11月13日	1. 国への緊急要望に対する措置状況について 2. 被災者向けパンフレットについて 3. 鳥取県西部地震関連で活用可能な事業について 他
3	平成12年11月27日	1. 住宅復興補助事業について 2. 被災者への激励品等の巡回展示について 他
4	平成12年12月25日	1. 震災支援策の状況等について 他
5	平成13年4月2日	1. 災害復旧・復興支援等の状況 2. 鳥取県西部地震関連支援対策（3月30日現在） 他
6	平成13年10月1日	1. 鳥取県西部地震関連支援対策（10月1日現在） 2. 復興施策に係る問題点及び今後の課題 他

【参考文献】

- 1) 鳥取県防災局防災危機管理課『平成12年（2000年）鳥取県西部地震　震災誌』平成19年2月。

【20000414】復旧・復興計画の策定（鳥取県）

- ・今回の災害において復興計画は策定されていない。
- ・但し、災害復旧については、現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施することとされている（「鳥取県地域防災計画」の「第16部復旧・復興計画、第1章公共施設の災害復旧」）。

【参考文献】

- 1) 鳥取県防災局防災危機管理課『平成12年（2000年）鳥取県西部地震　震災誌』平成19年2月。
- 2) 鳥取県防災会議『鳥取県地域防災計画』平成22年7月。

【20000415】ホームページ広報（島根県）

○対応状況

- ・震災発生後、震災情報の発信を島根県ホームページで行うべく、広報課から、随時、行う記者発表をホームページに即時掲載するよう要請があり、10月6日から10日まで24時間体制職員常時2名体制で対応した。
- ・震災等、非常事態が発生した時は、災害情報を求めて、住民からのインターネットによるホームページへのアクセスが急増するが、今回は震災発生直後にアクセスが急増した時間帯に情報発信が行えておらず、情報を求める住民への情報提供等の広報が滞った。
- ・今回は、システム障害という問題もあり、これについては、別途、対策が必要であるが、インターネットを利用した情報発信体制について、防災計画に定めが無く、連絡体制も出来ていなかつたため、対応が遅れた。

【20000416】総合的相談・申請窓口の設置（米子市）

- ・鳥取県西部地震で米子市は、各種減免措置などの申請手続きに際して、災害復旧相談室を設置した。まず、総合相談窓口を設置し、ここで各種相談窓口を紹介し、相談室の窓口では、担当者のパソコンで、直接住基、課税、固定資産税のデータが出せるようにしてあり、相談に来た人がその場で手続きがとれるようにした。（次頁参照）

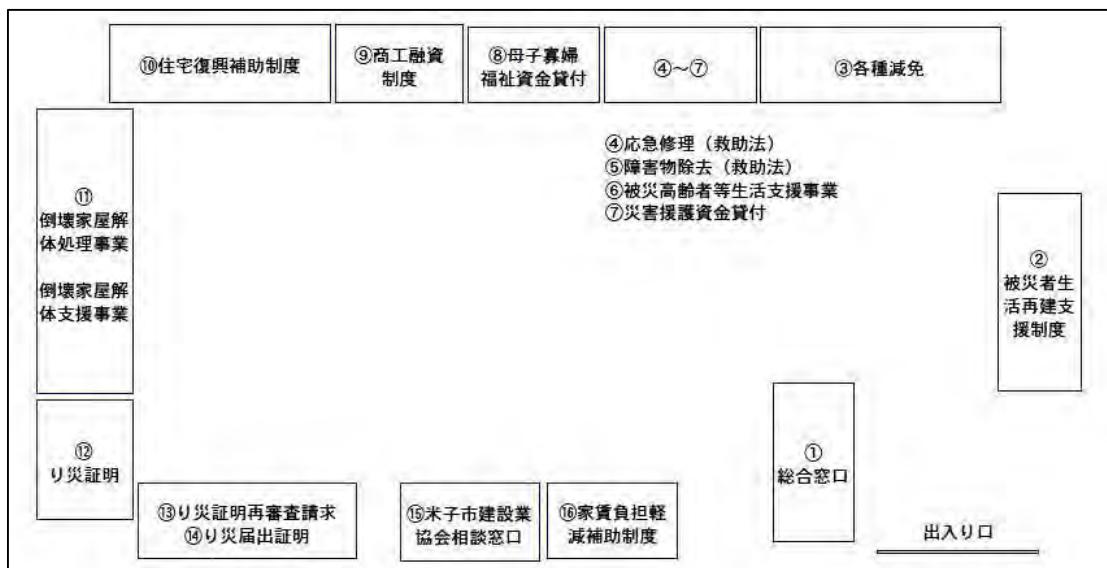


図 総合的相談・申請窓口のレイアウト（米子市）

【20000417】面談票による被災者対応（安来市）

- 鳥取県西部地震の際に島根県安来市では、高齢者への補助制度の説明に際して、図のような面談票を準備し、被災者が利用できる各種の制度についても同時に相談できるように配慮している。

表 鳥取県西部地震における面接記録表（安来市、表面）

鳥取県西部地震における面接記録表				受付番号
面接年月日	平成 年 月 日 () AM・PM			面接対応者
相談者	住所	市 町 番地 ()		
	氏名	(才)	連絡先	-
被災者（支給対象者）の住所	住所	市 町 番地 ()		
	氏名	(才)	連絡先	-
被災住宅の所有者	1.支給対象者所有 2.世帯主所有 3.その他（ 所有）			
高齢者等の区分	1.65歳以上 2.身体障害 3.知的障害 4.精神障害 5.その他（ ）			
世帯員の状況				
氏名	続柄	市民税課税状況	みなしへの状況	
	世帯主			
高齢者等が別居の場合の住所および別居理由				
別居場所の住所	市 町 番地 ()			
別居理由	1.病気入院 2.施設入所 3.その他（ ）			
修繕工事が必要な被災住宅の個所				

表 鳥取県西部地震における面接記録表（安来市、裏面）

具体的な対応		
各種貸付・給付制度	担当課	備考
1. 高年齢者等住宅修繕支援制度	健康長寿・福祉課	
2. 災害救護資金	福祉課	
3. 生活福祉資金	社会福祉協議会	
4. 母子寡婦福祉資金	福祉課	
5. 被災生活支援金	総務課	
6. 災害復興住宅資金	建築課	
7. 農業制度資金	農林水産課	
8. 中小企業制度融資緊急資金	商工観光課	
9. 震災罹災証明	総務課	
10. その他 ()		
減免・免除・納期限の延長	担当課	備考
1. 市税	税務課	
2. 国民年金保険料	市民課	
3. 介護保険料	健康長寿課	
4. NHK放送受信料	総務課	罹災証明
5. その他 ()		
その他の相談	担当課	備考
1. 被災に伴う生活相談	福祉課	
2. 被災に伴う健康・介護の相談・修繕工事中の生活相談	健康長寿課	
3. 建物被害に対する相談	建築課	
4. その他 ()		

【20000418】住宅応急修理への取組み（米子市）

○取組み状況（次頁参照）

- ・救助法適用後に、応急修理と土砂処置のパンフレットを作成して配布した。
- ・作成にあたっては、神戸市の支援隊から資料提供があり、それらを参考にした。
- ・主にビニールシートによる応急修理が中心であった。

表 住宅応急修理に関する広報（米子市）

市民各位

平成 12 年 10 月 9 日

米子市長 森田 隆朝

災害救助法による住宅の応急修理等について

平成 12 年鳥取県西部地震により発生した被害に関し、米子市に災害救助法が適用されることに伴い、下記のとおり公費による住宅の応急修理等を行いますので、対象となる方は、下記の要領で申し出てください。

記

1 措置の内容

- (1) 住宅が半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない方に対する当該住宅の応急修理(業者を派遣しての現物給付)
- (2) 住宅が障害物により一時的に居住できない状態にあり、自らの資力ではその除去ができない方に対する当該障害物の除去

2 対象者

- 次のいずれかに該当し、かつ、自らの資力ではその復旧ができない方
- (1) 平成 12 年市県民税所得税が非課税である世帯に属していること。
 - (2) 病気、けが等により、世帯において今後の収入が見込めないこと。

3 申出期間・申出場所

平成 12 年 10 月 10 日(火)～10 月 13 日(金) 午前 9 時～午後 5 時
米子市役所 1 階市民ホール特設受付コーナー
(印章は不要です。代理人でも申出できます。)

4 注意事項

- (1) 措置の対象は、1・2 の要件に該当するものに限られますので、明らかに該当しない方の申出は、ご遠慮ください。
- (2) 措置は、あくまでも応急修理に限られ、完全な修理を行うものではありません。また、それぞれの措置で限度額もあります。

5 問い合わせ先

災害救助法関係特設受付コーナー(電話)

【20000419】応急修理への上乗せ補助（島根県）

- ・島根県では、震災被災地の高齢者等に対する住宅対策として、被災した住宅の修繕支援制度を創設した。

○概要

- ・被災地の高齢者等で、被災した住宅の修繕を震災対策の住宅資金により行うことが困難な人を対象にした必要な修繕
- ・災害救助法では、住家が半壊し、自らの資力により応急修理ができない者を対象に、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分の応急修理を現物支給することができる(532千円限度/世帯)が、本制度はこれの拡充措置となる。

○制度の内容

- ・対象者：高齢者(65歳以上)等で、市町村民税が世帯非課税であり、震災対策の住宅資金が利用できない人
- ・現物支給の対象範囲：居室、炊事場、風呂及び便所等日常生活に必要な修繕(原則として、10～200万円相当額)

【20000420】被災者住宅再建に係る支援（鳥取県）

- ・中山間地は特に高齢者率も高く、生活基盤の再建に困難を生じている事例が多いことから、被災者が安心して生活できる基盤整備を支援することによって、被災市町村が活力を失うことなく力強い復興に取り組むことを可能とするため、住宅の建設・補修及び石垣・擁壁の補修等に対して補助を行うこととした。(次頁参照)

表 被災者住宅再建に係る支援事業一覧（鳥取県）

事業名	事業内容
鳥取県西部地震被災者向け住宅復興補助金	<p>補助対象の内容・下限の設定・本人負担額等事業の詳細な条件については市町村の定めたところによる。</p> <p>1 住宅関連</p> <p>鳥取県西部地震において被害を受けた住宅に関して、自らの居住の用に供する一の建物の建設又は補修を行う者に対し、補助金を交付する。</p> <p>(1) 建設(補助対象限度額) 300万円 ・負担割合:県2/3 ※居住していた市町村内に建設する場合に限る。</p> <p>(2) 補修(補助対象限度額) 150万円 ・補助率:50万円未満の場合:県1/2 50万円以上の場合:県1/3</p> <p>(3) 液状化(補助対象限度額) 150万円 ・補助率:50万円以下の負担割合:県1/2 50万円超150万円以下の負担割合:県1/3 ・補助対象範囲:液状化によるものの基礎の復旧 (地盤補強、宅地の整地等を含む)</p> <p>※(1)(3)文は(2)(3)の組み合わせで適用できる。</p> <p>2 石垣関連</p> <p>崩落すると周囲の住宅等に被害を及ぼすおそれのある損壊した石垣・擁壁等を補修した者に対し補助金を交付する。 ・補助対象限度額:150万円(補助率)県1/3</p>
鳥取県西部地震被災者向け復興住宅資金利子補給事業	住宅金融公庫等の災害復興のための住宅融資を受ける者に対し、当初6年間、上限2.1%の利子補給を行う。
鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付事業	住宅金融公庫等の融資を受ける者に対し、上乗せ融資を行う。
○融資限度額 ・建設400万円(20年償還・据え置きなし) ・補修200万円(10年償還・据え置きなし) ○利率:2.1%(当初6年間無利子)	
鳥取県西部地震被災者向け民間賃貸住宅家賃負担軽減事業	被災者(り災証明書の「り災世帯の構成員」)が、民間賃貸住宅に入居した際に市町村が行った家賃補助に対し、補助金を交付する。
	○事業主体:市町村 ○補助対象経費:市町村の家賃補助額 ・補助限度額:3万円/戸(補助率)県1/2
鳥取県西部地震被災者向け空き家活用型家賃負担軽減事業	市町村が民間空家を借り上げて補修し、被災者に賃貸する経費について、補助金を交付する。
	・事業主体:市町村 ・補助対象経費: (1)市町村が民間空家を補修する経費 (2)市町村が(1)の空家を借り上げた額と、被災者へ貸し付けた際の入居者負担額との差額 ・補助限度額:(1)の経費50万円 (2)の経費:1ヶ月あたり3万円 (補助率)(1)及び(2)のいずれも県1/2
優良木造住宅助成事業	県産財を利用した優良な木造住宅を建設(購入)する者に対して1戸あたり30万円を助成。
優良分譲住宅供給助成事業	県住宅供給公社が供給する地域優良分譲住宅の購入者に対し、住宅金融公庫借入利率の1%を当初5年間利子補給する。
県営住宅の家賃減免	家賃の全額誠免(1年間)、敷金の徴収猶予(1年間)
被災家屋等解体支援事業	被害を受けた市町村が生活環境保全に特に必要として実施する被災家屋等の解体に係る経費に助成。(補助率)県1/2

【20000421】民家の裏山崩壊対策（伯太町）

- ・地震による被害として、民家の裏山崩壊は甚大なものがあり、危険な個所が多く残っていたため、国土交通省所管の「がけ地近接等危険住宅移転事業」の導入の検討も行ったが、家屋建築年度が採択要件に合致しなかったため、断念した家屋もあった。

- ・また、裏山対策として須山、福富地区を中心に県当局と協議の上、復旧治山事業、林地崩壊防止事業、避難関連急傾斜地崩壊対策事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（本町初事業）の導入を決定し、地元説明会を繰り返し実施し、調整を図り理解を得てきた。
- ・さらに、地元負担金を軽減する措置として、この度の震災に限り事業費（測量設計費除く）の12.5%を上限とする旨の決定をした。

【20000422】震災対策従事者に対する研修（鳥取県）

- 住民の健康対策のほか震災対策従事者に対する研修等が行われた
 - ・メンタルケア相談対応者研修会
 - ・メンタルヘルスリーフレット等の作成配布
 - ・被災市町村職員の健康相談等
 - ・被災市町村職員等援助者のための過労防止ホットラインの設置

【20000423】余震で被害が増大（鳥取県）

- ・早期復旧に向けて、年内に災害査定を行う計画を立て、準備を行ったが、その後の余震で被害が増大する事態もあり、被害状況の把握、災害査定の設計書作成等において、苦慮することが多かった。

【20000424】路面災害復旧工法の標準パターン作成（鳥取県）

- 路面災害復旧工法の標準パターン
 - ・鳥取県西部地震では多数の道路路面が被災した。このため、鳥取県、島根県、岡山県の3県において、路面災害復旧工法の調整を行い、平成12年度「鳥取県西部地震」の路面災害復旧工法の標準パターン（3県統一事項）を定め、災害復旧にあたった。
- 担当者の声
 - ・当時振り返ると被害の甚大さ、規模の大きさ、そして膨大な件数の報告とその確認に追われる多忙な毎日だった。
 - ・初めて経験する地震災害査定を受ける上で従来と違う点は、目に見えない地下で被害が発生していることであった。見えるのは舗装にできたクラックやひび割れなどだけで、これらがどれくらいの被害を表しているのかについて阪神・淡路大震災の例を参考に調査を実施した。
 - ・また、災害査定資料の収集や提案方法も、岡山県、鳥取県、島根県の3県統一基準資料によったが、被害額がどの程度か予想がつかなかった。

【20000425】道路改良事業（鳥取県）

- 県道3箇所、市道1箇所において、被害が激甚でしかも広範囲に渡っている道路について、この災害箇所と一連の効用を發揮するため未災箇所を含めて一定計画のもとに改良復旧することで、再度災害を防止する改良事業を実施することとした。

【20000426】港湾施設復旧（鳥取県）

- 港湾施設では負担法の対象とならない緑地施設の被害が境港で5箇所、また貨物の荷裁きや一時仮置きのために使用する野積場等にも多数の被害が発生した。このため、境港では港湾緑地の復旧にあたっては、災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業により復旧を行うこととした。また、野積場等の復旧にあたっては公営企業災害復旧事業により復旧を行うこととした。

【20000427】自然公園の復旧（鳥取県）

- 被災施設のうち、東伯町内の中国自然歩道の被災箇所については、環境省復旧事業により平成12年度から13年度にかけて復旧。
- 奥日野県立自然公園については、日野町が鳥取県補助事業により平成13年度に復旧。

【20000428】商工業者の復旧対策（西伯町商工会）

- 被害状況確認に管内を巡回したが、被害が大きく件数、金額とも把握困難であった。震災等の被害に伴う損害税務対策と復興資金の相談を受け付ける体制づくりに着手し、税理士による雑損控除の集団指導手配。復旧支援のために写真と被害の記録を呼びかける案内をFAXと共に全避難所に配付。
- 以降、連日深夜まで連絡と案内で避難所回り等の対処を行った。また、「災害対策本部」を開設し、復旧相談として、運転資金、生産設備復旧資金、高齢者の住宅復旧資金借り入れ方法、悪質

業者の対策、保険申請の罹災証明、災害損害の税務等の相談を行った。

【20000429】アグリマイティー資金の利子補給（伯太町）

- 伯太町では、アグリマイティー資金（農業生産資金）借り入れへの利子補給を実施した。
- 梨落下の被害を受けた農家が運転資金や設備修理（ビニールハウスや機械修理）のために借り入れの実施に伴う利子補給を町で実施した。
- また、農地被害については全域にわたり畦畔の陥没や田畠の亀裂が約300箇所発生した。農災補助事業は400千円以上の事業費となっており補助災害として取り扱いができなかった。そのため、町役場ではこれらの災害について、JAやすぎはくた支所と連携しながらアグリマイティー資金の申請により50%の補助と利子補給制度を採用した。

【20000430】農林業災害への対応（鳥取県）

- 被害規模：農林水産業関係の被害総額は141億円（最近の30年間では最大級）
- 被害の特徴：
 - ・大雨、台風の災害と異なり、家屋被害が甚大であったため、農家による農林地の点検が後回しになったこと、又、役場も県の機関も担当を越えてライフライン確保や食料供給に優先的に当たつたため、農林業関係の被害状況の把握が非常に遅れた。
 - ・農地においては亀裂被害が多く、発見に手間取ったことも一因と考えられる。
- 災害対応面での課題
 - ・農地や水路、農道等は個人、水利組合、土地改良区が所有または管理者となっており、その災害復旧に当たっては所有者、管理者が市町村、県を通して国に申請する仕組みになっている。又、復旧事業の実施に当たっては一部受益者負担が伴う。
 - ・公共施設の災害復旧と異なり、農林業の災害対応は、この受益者申請主義によって被災状況の把握や災害復旧の時期が遅れる傾向にある。今回のように家屋被害等が甚大な時に、被害状況の把握や応急工事に迅速に対応できる応援体制を今後市町村と県出先機関との間で構築する必要性を感じた。
- 個人負担と災害査定
 - ・今回の鳥取県西部地震では災害復旧事業の申請漏れが多くあった。その原因としては、「申請主義」に加え、申請時に個人負担率（受益者負担率）が決まっていないという制度的な問題もあるようと思われる。
 - ・補助率が決定するのは翌年の2月であり、市町村の職員の方も災害発生後に復旧事業を申請するかどうか判断する時期には「一体いくらかかるのか」ということを受託者に説明できないというシステム上の問題がある。
- このため、今回の災害においては、家屋の復旧費用のこともあり、農地、農業用施設については「申請漏れ」が相当あったものと思われる。
- また今回の災害においては亀裂被害が多かったこと、特にため池等では被害の程度が分かりにくかつたため、災害の査定等も低かったように思う。
- 二次災害の対応
 - ・今回の鳥取県西部地震災害では、1)発見が遅れた、2)被害も分かりにくかった、3)災害復旧の申請漏れがあった、4)自力復旧が不十分、等の一般的な大雨災害と異なる現象があるために余震や降雨による崩壊、陥没、漏水等の二次災害が多く発生している。この対策も非常に重要である。

【20000431】農地農業用施設等の復旧（鳥取県）

- 〔農地農業用施設復旧計画〕
 - 県西部地域の被害が集中し、災害査定期間が年末までと決められているため、準備期間がわずかしかなかったため、県は市町村へ技術職員を派遣するとともに、土地改良事業団体連合会及びコンサルタント各社も、緊急の体制を整え、業界を挙げて市町村の要請にこたえた。
- 〔林業関係復旧計画〕
 - 山地災害の本格的な復旧対策については、国庫補助の災害関連事業等により、早急に復旧計画を策定された。さらに、人家裏の小規模な崩壊をきめ細かく復旧するため、県単独治山事業の補助率の拡充、採択基準の緩和が図られた。
 - 本震災は奥地の林道の被害が多かったため、林道災害に伴う住民への被害はほとんど無かったが、民家裏の土砂撤去工事のために通行する林道や、電気通信基地の管理に利用する林道の被災箇所は、緊急に応急仮工事が行われた。

事例コード | 200101

2001年（平成13年） 芸予地震

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①発生日時

平成 13 年 3 月 24 日（土）15 時 27 分頃

②震源地

安芸灘（北緯 34.1 度、東経 132.7 度）

③震源の深さ：46km

④規模：マグニチュード 6.7

⑤各市町村の最大震度（震度 6 弱以上）

震度 6 弱：広島県河内町、大崎町、熊野町

震度 5 強：広島県川尻町、倉橋町、府中町、下蒲刈町、能美町、三原市、海田町、音戸町、

安芸津町、豊浜町、豊町、向島町、大柿町、千代田町、豊栄町、本郷町、呉市、黒瀬町、

山口県和木町、愛媛県今治市ほか

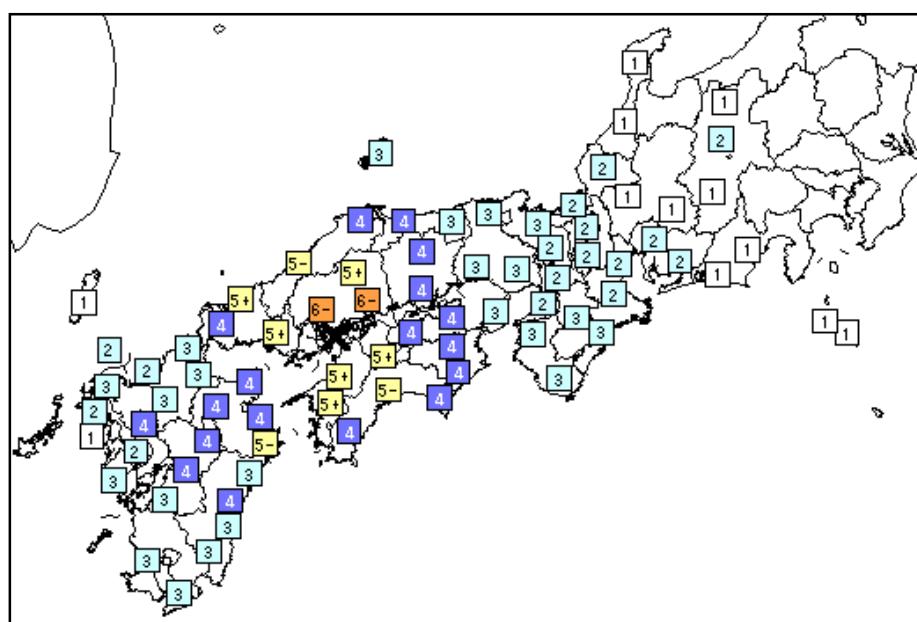


図 1 芸予地震の震度分布図

（出典）大阪管区気象台HP「平成 13 年芸予地震について」

⑥被害状況

芸予地震による主な被害状況（人的被害・住宅被害）は下表のとおりである。死者の 50%、負傷者の 67%、住宅被害（全壊）の 93%が広島県に集中している。

被害の特徴として、一つには、擁壁・宅地の被害が多発した。たとえば、呉市などの階段状の宅地における石垣崩壊による全壊被害の建物が多く発生した。二つ目には、降雨による二次災害防止のための避難勧告が呉市など 5 市町で発令され、呉市では最大 217 世帯 507 名（3 月 30 日 20 時 30 分）が避難した。

表1 芸予地震の主な被害状況

都道府県	人的被害(人)		住宅被害(棟)		
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
広島県	1	193	65	688	36,545
愛媛県	1	75	2	40	11,196
山口県	0	12	3	46	1,437
島根県	0	3	0	0	10
高知県	0	4	0	0	12
福岡県	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	6
岡山県	0	1	0	0	17
計	2	288	70	774	49,223

(出典) 内閣府「平成13年芸予地震について(平成15年9月19日)」

(2) 災害後の主な経過

- ・地震後の応急対策について、呉市は、地震発生直後の3月24日午後3時30分に「呉市災害対策本部」を設置すると同時に、災害危険地の二次災害防止のため、「呉市災害危険地対策本部」を設置し、実施した。
- ・また、復旧・復興対策については、4月13日に「呉市芸予地震災害復興本部」を設置し、被災住民の生活再建、生産活動の支援、土木・農林水産施設などの本格的な復旧などに取り組んだ。

表2 災害後の主な経過(広島県呉市の取組状況)

年	月日	項目
平成13年	3月24日	15:27 地震発生(震度5強)
		15:30 「呉市災害対策本部」設置(本部長:呉市長)
		15:30 「呉市消防局警防本部」設置
		17:10 県知事に自衛隊の派遣要請(給水等)
		22:00 第1回災害対策本部会議開催
	3月28日	「呉市災害危険地対策本部」設置(災害危険地の二次災害防止対策検討)
	3月29日	災害救助法の適用決定
	4月2日	「被災者生活再建支援法」の適用決定
	4月5日	り災証明書発行開始
		個人市民税、固定資産税減免対象調査開始
		災害見舞金、災害援護資金貸付金、被災者再建支援制度、国民健康保健及び介護保険料の減免の受付開始
	4月13日	「呉市災害対策本部」廃止
		「呉市芸予地震災害復興本部」設置
	4月24日	「災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業」に特例措置を設ける方針を国土交通省が発表
	5月8日	急傾斜地崩壊対策事業(県費補助)の特例措置の実施・住宅金融公庫宅地防災工事資金融資への利子補給制度の創設・危険住宅の除去費用に対する補助制度の創設を県が発表
	5月17日	第4回呉市災害危険地対策本部会議開催

【参考文献】

- 1) 東京大学地震研究所ホームページ『平成13年芸予地震の震度分布』。
- 2) 内閣府『平成13年芸予地震について』平成15年9月。
- 3) 呉市『平成13年芸予地震 呉市の被害と復興への記録』平成14年7月。

2. 災害復興施策事例の索引表

200101	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1 : 被災状況等の把握		●→【20010101, p223】 ●→【20010102, p223】 ●→ ●→ ●→	●→ ●→ ●→	【20010103, p223】 【20010104, p223】 【20010105, p224】	
施策 2 : がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1 : 復興体制の整備		●→ ●→	【20010106, p224】 【20010107, p224】		
施策 2 : 復興計画の作成		●→	【20010108, p225】		
施策 3 : 広報・相談対応の実施					
施策 4 : 金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1 : 緊急の住宅確保					
施策 2 : 恒久住宅の供給・再建		●→ ●→	【20010109, p225】 【20010110, p225】	●→ ●→	
施策 3 : 雇用の維持・確保					
施策 4 : 被災者への経済的支援					
施策 5 : 公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1 : 公共施設等の災害復旧					
施策 2 : 安全な市街地・ 公共施設整備					
施策 3 : 都市基盤施設の復興					
施策 4 : 文化的再生		●→	【20010111, p226】	●→	
2.3 産業・経済復興					
施策 1 : 情報収集・提供・相談					
施策 2 : 中小企業の再建					
施策 3 : 農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【20010101】被害調査への取組み（広島市）

- ・被害調査は専門家と消防が協力して実施。
- ・芸予地震の当時は明確に基準がなく職員には「阪神の時の基準を参考に判断」するよう伝えた。
- ・損害保険会社や簡易保険などそれぞれが独自に判定していた。損害保険会社は被害認定の基準が緩く「全壊」が多かった。損害保険の判定により被災者は「全壊」と思っても、行政からは「半壊」と判断される場合もあり、トラブルが生じたこともあった。
- ・半壊と一部損壊については、支援が大きく異なるため、一部損壊と判断された被災者からの苦情が多く、何度も再調査を行った。
- ・被害調査だけでも、被害概況把握の調査、救助法適用に向けた調査、り災台帳作成のための調査等、目的により複数の被害調査を実施した。
- ・応急危険度判定は住民からの要望により実施したが、その都度、職員が説明をするため、特に混乱はなかった。

【20010102】被害調査への取組み（呉市）

○被害調査

- ・被災の翌日（3月25日）から消防局が被害調査を開始した。
- ・消防局の調査は、件数が多いため目視で判断した。そのため、基礎の石垣が崩れていないが傾いた等の被害は当初把握することができなかつた。
- ・全壊、半壊の判断基準がないため、判断に時間がかかり何度も再調査を実施した。全壊戸数の最終確定に1週間以上かかった。
- ・再調査も消防局が担当した。建築士の資格のある職員が同行した場合もあった。
- ・り災証明の発行については、全被災戸数の確定の前であったが4月5日から開始した。納税課が担当した。

○応急危険度判定

- ・応急危険度判定についても、被災の翌日から建築指導課が調査を開始した。
- ・応急危険度判定士の資格を持つ職員を中心に、場合によっては建築士に同行してもらい調査を実施した。

○宅地危険度判定

- ・土木関連の職員が調査を担当した。人数不足のため、土木の経験があれば、異動して別な部署にいる職員も動員した。
- ・急傾斜地に宅地が密集している呉市の宅地事情を考慮した場合、専門家による正式な基準による判定を実施すると、地震の被害の有無にかかわらずほとんどの地区が危険と判定されてしまう。そのため、ある程度事情を把握している職員で対応した。
- ・現場に行った際に住民から相談を受ける場合もあった。回答できる範囲についてはその場で対応し、必要に応じて担当部署の紹介などを実施した。

【20010103】災害救助法の適用の調査（広島県）

- ・災害救助法適用の判断は県が実施するが被害の判断が難しかつた。
- ・例えば、島しょ部は、水道を本土から送っているが、断水が適用の範囲になるかの判断に時間がかかり、適用に29日までかかった。
- ・適用に必要な調査は市町村が実施した。市町村の場合は、主に調査の中心が消防になる。しかし、消防は人命救助などが主要な任務となるため、被害調査の実施が遅れてしまう。
- ・呉市の例でみると、市が最初に提出する被災状況は、戸数で報告するため、世帯数までは分からなかつた。報告を市から受け、県が1戸あたりの世帯数の確認をした。世帯数の確認のデータは市から提供された。
- ・明らかに被害が大きければ認定に時間はかかるないが、呉市の場合のように、急傾斜地の被害の判断に時間がかかったり、被害自体が被災者生活再建支援法の適用範囲を多少超える程度の場合には、適用の判断に時間がかかるつてしまふ。

【20010104】視察への対応状況・意見（広島県）

- ・国会議員や中央省庁からの視察について県は、危機管理室が対応した。呉市など、被災地の市町村からも担当者が来て対応していた。
- ・急いで最新の資料を用意したり、要望書も作成しなければならない。各課の要望書のとりまとめ

は財政課が担当した。

- ・視察は急に来る。しかし、必ず来ることは分かっているのだから、基本となる書式や、どのような情報を報告するべきかについて事前に検討しておく必要がある。

【20010105】 観察への対応（呉市）

- ・国会議員等の観察窓口は企画課が担当し、必要に応じ担当部署の職員を集めて対応した。
- ・国会議員が個人で観察に来る場合は、突然連絡が来ることが多く、災害対策特別委員会等の観察など団体で来る場合よりも、対応に苦労した。
- ・本省の職員が調査のために数日滞在するような場合も、そちらに担当者を割り振らなければならないために苦労した。

【20010106】 災害危険地対策本部（呉市）

- 二次災害が発生する恐れのある危険区域の早急対応に向け、災害対応の実践機関間の意思疎通を図り迅速な対応策の検討を実施するために、「災害危険地対策本部」を設置した。
- 新しい要綱を検討することは、一つの部署ではできないが、関係機関の部長、理事クラスが集まって検討することで早期決定が可能となった。
- 災対本部会議となると、市長は陳情など対外的な活動で不在なことが多いため、このような組織を作ったことでスムーズに意思決定ができた。

【20010107】 復旧・復興体制の構築（呉市）

- ・呉市では、地震から約3週間が経過し、緊急の課題であった被災住民の生活再建、生産活動の支援、土木・農林水産施設などの本格的な復旧などに取り組むため、市長を本部長とする「呉市芸予地震災害復興本部」を4月13日に設置した。
- ・復興本部は、市長を本部長とし、助役を副本部長とし、下表に掲げる職にある者をもって組織された。また、災害復興本部及び事務局の庶務は、総務部総務課で処理することとした。
- ・復興本部では、各部署で取り組んでいる災害応急対策や災害復旧対策を進める上での問題点や各種情報を共有し、市全体の業務を把握することにより、市民への対応や復興対策を円滑に進めることとした。

表 災害復興本部の組織表

所属	職名	
	本部員	事務局員
(本部長)	市長	—
(副本部長)	助役	
(副本部長)	助役	
	収入役	会計課長
水道局	水道企業管理者	水道局業務部次長
交通局	交通企業管理者	交通局副参事
教育委員会	教育長	教育委員会教育総務部次長
消防局	消防長	消防局総務課長
	理事	
総務部	総務部長	総務部長
		総務部次長
		総務部参事補
企画部	企画部長	企画部次長
広域行政推進室	広域行政推進室長	広域行政推進室主幹
財務部	財務部長	財務部次長
市民部	市民部長	市民部次長
福祉保健部	福祉保健部長	福祉保健部次長
環境部	環境部長	環境部次長
経済部	経済部長	経済部次長
建設管理部	建設管理部長	建設管理部次長
都市政策部	都市政策部長	都市政策部次長
土木建設部	土木建設部長	土木建設部次長
港湾部	港湾部長	港湾部次長
下水道部	下水道部長	下水道部次長
都市交通推進室	都市交通推進室長	都市交通推進室次長

(備考)この表に掲げる次長、参事補及び主幹の職に二人以上の者が就いている場合には、災害対策を担当する者をもって事務局員とする。

【20010108】復旧・復興計画の策定（呉市）

- ・今回の災害において復興計画は策定されていない。
- ・但し、災害復興本部における下記業務の内（「呉市芸予地震災害復興本部設置要綱」第2条）、とくに(1)の災害復旧については、現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施することとされているため（「呉市地域防災計画」第4章災害復旧計画）、それぞれの所管部署では復旧計画に基づき事業を実施することになる。
 - (1)土木・農林水産その他の施設の災害復旧に関すること。
 - (2)被災住民の生活再建・生産活動の支援に関すること。
 - (3)その他災害復興及び災害対策の調整に関すること。

【20010109】住宅金融公庫の利子一括補給（広島県）

○実施の経緯

- ・被災者が早急に再建をするには、一括補給を実施することが効果的であると判断し、今回の災害のみの特例として実施した。
- ・被災者への周知や申し込み手続きは市町村が対応した。

表 住宅金融公庫の利子補給制度等の利用推移

[単位：件、千円] 平成15年1月16日現在

利用 件数	被災住宅再建利子補給				被災住宅再建資金量付			
	利用内訳		利子補給補助基本額		利用 件数	貸付内訳		貸付
	建設	補修	建設	補修		建設	補修	補助基本額
6月	4	1	3	3,052	1,243	0		
7月	64	18	46	47,013	11,331	2	2	2,586
8月	54	9	45	27,286	14,196	4	4	5,172
9月	56	14	42	47,558	13,105	1	1	1,293
10月	43	6	37	17,885	16,256	7	7	9,051
11月	37	8	29	32,287	11,968	8	8	10,344
12月	70	21	49	64,107	17,642	8	8	10,086
1月	33	12	21	44,779	8,963	3	3	3,879
2月	51	19	32	63,317	14,605	8	8	8,715
3月	27	10	17	37,990	8,107	4	4	5,172
4月	13	7	6	26,596	3,073	9	9	9,853
5月	28	16	12	84,051	6,973	6	6	7,681
6月	19	12	7	46,769	5,764	3	3	3,414
7月	16	11	5	49,763	1,605	7	7	9,051
8月	13	8	5	35,883	2,859	2	2	2,586
9月	19	14	5	59,710	2,817	4	4	5,172
10月	22	16	6	69,406	5,983	3	3	3,879
11月	14	12	2	52,724	1,200	4	4	4,836
12月	27	12	15	59,849	5,998	2	2	2,586
計	610	226	384	870,025	153,688	85	85	105,356
※利子補給1件当たり平均	建設		3,850	千円				
	補修		400	千円				

【20010110】崖崩れ対応（呉市）

- ・民間擁壁については、基本的には被災者が各自で対応していたが、被害が大きいところについては、災閑緊急特例事業で対応した。（次頁参照）
- ・その他、がけ地近接等危険住宅移転事業については、通常78万円の補助金に新たに122万円を上積みし、計200万円を補助した。上積み分については県と市が1/2ずつ負担した。

○災閑緊急事業

- ・事業の主体は県であるため、市は事業開始前までの被害の把握、事業の説明、土地所有者の所在確認等を実施。また、土地所有者との用地折衝も市が対応した。
- ・対象となった土地は呉市に提供することになり、従前居住者には呉市が市営住宅を提供した。
- ・個人の財産権の問題や、単なる用地折衝と異なり被災者でもあることを配慮して対応しなければならないため、どこまで介入するかが難しかった。
- ・災閑事業は平成13年度まであり、平成14年度は市の事業として実施（平成14年度限り）。

表 芸予地震に係る災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の採択基準に関する特例措置

現行	特例措置（今回）	（参考）阪神・淡路大震災に係わる特例
<p>○該当年発生の風水害、震災等により、急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの</p> <p>1 急傾斜地の高さ10m（人家等に実際の被害があったものについては5m以上であること）</p> <p>2 移転適地がないこと</p> <p>3 人家おおむね5戸（公共的建物を含む。）以上、又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>4 事業費が1,500万円以上であること</p>	<p>○平成13年発生の芸予地震により、急傾斜（擁壁等これに類するものを含む。以下同じ。）に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの。</p> <p>1 急傾斜地の高さが10m（人家等に実際の被害があったものについては5m、人家等に実際の被害があり、かつ、周辺住民に二次的被害を生じるおそれがあるものについては3m）以上であること (削除)</p> <p>2 同左</p> <p>3 移転により住宅宅地として復旧されない高所であり、河川・水路（排水施設を含む。）、道路（迂回路のない連続路等を含む。）、鉄道、公闇・縁地その他の公共空地、水道施設、電気・ガス供給施設、市町村地域防災計画に位置付けられている避難路又は避難場所等の公共施設等に著しい被害を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>4 同左</p>	<p>○平成7年発生の兵庫県南部地震により急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば攻期降雨等により拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので次の各項に該当するもの</p> <p>1 急傾斜地の高さが10m（人家等に実際に被害があったものについては5m、文、更に周辺住民に二次的被害を生じるおそれがあるものについては3m）以上であること</p> <p>2 移転適地がないこと</p> <p>3 同左</p> <p>4 河川・水路（排水施設を含む。）、道路（迂回路のない連絡道等を含む。）、最道、公園緑地その他の公共空地、水道施設、電気・ガス公共施設、市町村地域防災計画に位置付けられている避難路又は避難場所等の公共施設等に著しい被害を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>5 事業費が600万円以上</p>

【20010111】文化財の復興への取り組み（広島県）

- 被害があった物の補修については、平常時からある文化財の補修の制度を適用した（所有者に対し、県から1/2、残りを市町村が費用負担する）。
- 補修等で重要なのは、文化財の価値を損なわないようにすることであり、他の被害対応と異なり、単純に急いで修復することは適切でない。技師や専門家に確認してもらいながら、連携して取り組んでいくことが必要である。
- 被災時は、文化財だけではなくその所有者の建物のほうに被害が発生する場合多いため、所有者からの報告が後回しになりかねない。所有者、地元の教育委員会、県との連携を密にしておく必要がある。

事例コード | 200102

2001年（平成13年） 高知県西南豪雨災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成 13 年 9 月 6 日未明から、西日本上空に停滞していた秋雨前線に向かって、日本の東海上にある太平洋高気圧のふちを回り暖気流と、後に台風 16 号となる熱帯低気圧が流れ込んだ結果、「湿舌」と呼ばれる現象が起り、高知県に非常に狭い範囲に短間で集中豪雨をもたらした。

県西南部の土佐清水市、大月町、宿毛市、三原村では中小河川が一気に氾濫した。山間部では大雨で地盤が緩み、沢沿いの斜面が崩壊して大量の土砂や倒木が流れ下る「沢抜け」と呼ばれる現象があちこちで発生した。



写真 1 土佐清水市宗呂川 河川氾濫



写真 2 土佐清水市貝ノ川川 河川氾濫

(出典) 高知県土木部防災砂防課・高知県土佐清水土木事務所・高知県宿毛土木事務所『平成 13 年 9 月高知県西南部豪雨における災害対策について』。

①被害状況

最も被害が大きかったのは、土佐清水市の宗呂川流域で、宗呂川の下流域では、氾濫で地区全体が水没した。この災害で、死者・行方不明者はなかったものの、土佐清水市と大月町で重軽傷者が 5 人発生、土佐清水市では橋の崩壊により 8 つの地区が孤立状態になった。

また、総被害は施設 667 箇所、被災総延長 39,034m、被害金額は 101 億 5,848 万円に上った。

表 1 高知県西南豪雨災害の主な被害状況（平成 13 年 12 月 26 日作成）

人的被害	住家被害	非住家被害
<ul style="list-style-type: none">死者 0 名重軽傷者 5 名（土佐清水市 2、大月町 3）	<ul style="list-style-type: none">住宅全壊 25 棟（土佐清水市 18、大月町 7）住宅半壊 265 棟（土佐清水市 214、大月町 51）家屋一部破損 10 棟（土佐清水市 5、大月町 5）床上浸水 264 棟（土佐清水市 94、大月町 149、宿毛町 20、三原村 1）床下浸水 540 棟（土佐清水市 201、大月町 240、宿毛町 79、三原村 19、中村市 1）	<ul style="list-style-type: none">公共施設 1 棟（土佐清水市 1）その他 67 棟（土佐清水市 48、大月町 18、中村市 1）

②主な災害箇所（土佐清水市）



図 1 主な災害箇所（土佐清水市 下川口郷地区・貝ノ川郷地区）

(出典) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所『災害から明日を築く－土砂災害地域復興の教訓集－』平成 20 年 2 月。

(2) 災害後の主な経過

- ・土佐清水市では、午前6時10分、下川口地区、続いて加久見新町、三崎浦地区に避難勧告を出した。また、午前6時51分、県に対し自衛隊の災害派遣要請の連絡を行った。
- ・高知県は、土佐清水市からの要請を受け自衛隊に対し災害派遣要請を行うとともに、高知県災害対策本部を設置した。
- ・9月26日～翌年2月28日まで、高知県が中心となり、「平成13年高知県西南部豪雨災害検討会」が行われ、復旧計画が作成された。

表2 災害後の主な経過（高知県、土佐清水市の取組状況）

年	月日	項目
平成13年	9月6日	未明から早朝にかけての豪雨により、各河川の上流域で山腹崩壊や沢抜けが多発、土石流が発生
		6：10 土佐清水市に避難勧告 下川口地区（298世帯）、続いて加久見新町、三崎浦地区に避難勧告
		6：51 土佐清水市 自衛隊の出動を県へ要請
		7：30 土佐清水市の要請を受け、県から自衛隊へ派遣要請 高知県災害対策本部設置
		11：00 土佐清水市、災害救助法適用
	9月7日	11：30 土佐清水市、避難勧告すべて解除
		15：00 土佐清水市孤立地区（9地区227世帯526人）
		21：40 土佐清水市孤立地区（139世帯322人）
	9月8日	県職員20名、災害ゴミ処理等のため土佐清水市に向かう 土佐清水市の自衛隊災害派遣終了 高知県知事、総務部長、土木部長が現地調査のため土佐清水市着
	9月26日	平成13年高知県西南部豪雨災害検討会 第1回検討会
	10月26日～11月4日	住民との意見交換
	平成13年～15年	宗呂川、貝ノ川川において、河川等災害関連事業実施
	平成13年～17年	宗呂川において河川激甚災害対策特別緊急事業実施
平成14年	2月28日	平成13年高知県西南部豪雨災害検討会 第5回検討会

【参考文献】

- 1) 高知県土木部防災砂防課・高知県土佐清水土木事務所・高知県宿毛土木事務所『平成13年9月高知県西南部豪雨における災害対策について』。
- 2) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所『災害から明日を築く－土砂災害地域復興の教訓集－』平成20年2月。
- 3) 国土交通省河川局『災害列島2001情報の提供と活用』平成14年5月。

2. 災害復興施策事例の索引表

200102	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備						
1.1 復興に関連する応急処置						
施策 1：被災状況等の把握		●	→	【20010201, p231】		
施策 2：がれき等の処理						
1.2 計画的復興への条件整備						
施策 1：復興体制の整備		●	→	【20010202, p231】		
施策 2：復興計画の作成		●	→	【20010203, p231】		
施策 3：広報・相談対応の実施						
施策 4：金融・財政面の措置						
2. 分野別復興施策						
2.1 すまいと暮らしの再建						
施策 1：緊急の住宅確保						
施策 2：恒久住宅の供給・再建						
施策 3：雇用の維持・確保						
施策 4：被災者への経済的支援						
施策 5：公的サービス等の回復						
2.2 安全な地域づくり						
施策 1：公共施設等の災害復旧						
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備						
施策 3：都市基盤施設の復興						
施策 4：文化の再生						
2.3 産業・経済復興						
施策 1：情報収集・提供・相談						
施策 2：中小企業の再建						
施策 3：農林漁業の再建						

3. 災害復興施策事例

【20010201】新基準・運用指針による被害調査（土佐清水市）

- ・当初、市職員による被害調査を実施し、床上浸水戸数などを把握した。その後、土佐清水市では、被害認定について高知県に問い合わせて被害認定指針を入手し、二次調査として床上浸水のあつた家屋について調査することとした。
- ・しかし、市の職員では対応が難しいことから、県が実施した平成13年の新基準による被害認定講習を受講していた建築士会に調査協力を依頼し、約20名の建築士の派遣を受けて、建築士1名+職員1名が1組となって3日間調査を行った。
- ・その結果、土砂の流入も多かったことから室内の損傷が大きく、一次調査の全半壊7戸に対して、二次調査の結果は、全半壊232戸と大幅に被害戸数が増えている。

表 一次調査・二次調査による住家被害

[単位：戸]

	全壊	半壊	一部損傷	床上浸水	床下浸水
一次調査結果	2	5	5	294	208
二次調査結果	18	214	—	93	—

【20010202】復旧・復興体制の構築（高知県）

- ・高知県が中心となり、国・県・市町村の河川・道路等の管理者や学識経験者を集めて「平成13年度9月高知県西南豪雨災害検討会」を設置し、復旧計画を立案した。
- ・検討会では住民との意見交換会を実施し、住民の意見を反映した改修手法のまとめを行った。

【参考文献】

- 1) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所『災害から明日を築く－土砂災害地域復興の教訓集－』平成20年2月。

【20010203】復旧・復興計画の策定（高知県）

- ・本災害では、全体的な復旧・復興計画は立案されていないが「平成13年9月高知県西南豪雨災害検討会」では、高知県西南豪雨により被災した土佐清水市、宿毛市、大月町の河川、砂防、道路災害の地域集落の形態を考慮した復旧方針、復旧方法、計画規模および今後の防災対策などを検討している。復旧計画は、平成13年度から平成16年度を目標に実施された。

以下に、検討項目を記述する。

- ①地域の集落形態を考慮した河川改修の計画規模・計画規模に応じた河川改修方法や横断工作物（堰・端）のあり方・溪流に堆積した土砂・流木の対策・孤立集落の発生しない災害に強い道路ネットワークづくり
 - ②河川、砂防、道路の連携による復旧方法
 - ③被災流量と復旧規模流量の差を補う防災対策
 - ④緊急時の避難誘導体制
- 災害対応と体制づくり
- ・土佐清水市では、災害査定をのための資料作りを県の技術公社に一括委託をした。
 - ・高知県の災害復旧組織対応は、平成9年に被災経験のある高知市等にヒアリングを行い、災害復旧事業を優先し、計画的に行われる一般の改良事業等の実施を極力遅らせる方針をとった。
 - ・平成13年の災害当時、土木関係の職員は3人であり、復旧事業を実施するため平成14年1～3月は四万十川市より1名、4月には県より2名、市内部で1名増員して、計6人で対応した。
- 主な復旧・復興事業
- ・がけ崩れ住宅防災対策事業
 - ・宗呂川：河川激甚災害対策特別緊急事業、河川等災害関連事業、砂防激甚災害対策特別緊急事業、災害関連緊急砂防事業
 - ・貝ノ川川：河川等災害関連事業、砂防激甚災害対策特別緊急事業
 - ・公共土木施設災害復旧事業（一定災）
 - ・河川災害復旧助成事業
 - ・河川等災害関連事業
 - ・中小河川改修事業
 - ・災害関連緊急砂防事業

- ・災害関連緊急地すべり防止事業
- ・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

○復興事業等の被災者支援

- ・被災者の中には、義援金を受け取らない人もおり、残った義援金については、社会福祉協議会がボランティア基金を設立した。
- ・市として、被災者個人への財政的な支援は行っていないが、援護資金の貸付や住民税の一部免除等の公的な支援は実施した。
- ・平成13年9月高知県災害の出水によって、減免措置の条例を作った。

【参考文献】

- 1) 高知県土木部防災砂防課・高知県土佐清水土木事務所・高知県宿毛土木事務所『平成13年9月高知県西南部豪雨における災害対策について』。
- 2) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所『災害から明日を築く－土砂災害地域復興の教訓集－』平成20年2月。

事例コード | 200201

2002 年（平成 14 年） 台風 6 号洪水

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成 14（2002）年 7 月 11 日午前 0 時 30 分頃、台風 6 号は房総半島に上陸、三陸沖を北上したのち北海道に再上陸し、オホーツク海上へと抜けた。台風の接近に伴って活発化した梅雨前線と台風の強い雨雲の影響により、9 日から 11 日にかけては東海地方から東北地方の広い範囲で大雨となった。

主な豪雨域は、岐阜県西部、静岡県東部～山梨県西部、群馬県北部～栃木県北部であり、この大雨により各地で河川が増水し、直轄河川では全国 24 水系 58 河川で警戒水位を超えた。このうち、阿武隈川、北上川、利根川水系思川の 3 河川は氾濫の恐れのある危険水位を超え、さらに木曽川水系の揖斐川と牧田川、那珂川の 3 河川は氾濫の危険性が最も高くなる計画高水位をも超えた。

○被害状況

- 岐阜県では、長良川が増水して警戒水位を超え、濁流による堤防の崩落が相次いだ。群馬県では、竜巻とみられる突風や土石流が発生した。福島県では、阿武隈川が危険水位を超え浸水被害が発生し、宮城県では旧北上川、江合川が溢れて浸水被害が発生した。岩手県では北上川支川の氾濫などにより 45 市町村で浸水被害が発生した。
- 記録的な大雨により、全国で死者・行方不明者 7 名、住家の全壊・半壊 41 棟、床上浸水 2,533 棟、床下浸水 7,642 棟など、各地で大きな被害をもたらした。

表 1 台風 6 号の主な被害状況（平成 14 年 10 月 25 日作成）

都道府県名	人的被害（人）			住家被害（棟）				
	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	浸水 (床上)	浸水 (床下)
全国合計	6	1	29	14	27	201	2,533	7,642
岩手県	2		8	4	12	79	1,023	2,537
宮城県	1		3	1	2	8	541	2,874
福島県			3	1		10	389	724
栃木県							48	139
群馬県			10	8	11	93	13	108
山梨県							1	51
岐阜県	1		2			2	391	515
静岡県						1	26	124

(2) 災害後の主な経過（東山町・川崎村）

- 岩手県で最も被害が大きかったのは南部の東山町で、10 日から 11 日にかけて大雨となり、町内を流れる北上川支川の砂鉄川では午前 3 時に警戒水位を超え、午前 5 時 30 分頃から氾濫した。午前 7 時 8 分には、長坂、松川の両地区合わせて 900 世帯 2,100 人に避難勧告が発令された。同日午前 7 時 30 分、町は災害対策本部を設置して対応した。
- 砂鉄川支川の猿沢川も 11 日午前 8 時頃から急激に増水して氾濫。県は東山町に対し 11 日、災害救助法を適用した。
- 砂鉄川が北上川と合流する地点に位置する岩手県川崎村では、午前 7 時には災害対策本部を設置して災害の対応に当たった。村を東西に流れる千厩川も増水、また、北上川も急激に増水し、同村の諏訪前地点で、12 日午前 1 時に危険水位を大きく上回り、浸水被害や土砂災害が各所で発生した。孤立した住民も多く、水防団員が救助用ボートなどで救出に当たった。（次頁参照）

表2 災害後の主な経過（岩手県・東山町・川崎村の取組状況）

年	月日	項目
平成14年	7月10日	17:25 県内全域に大雨洪水警報
	7月11日	5:30頃 砂鉄川の氾濫が始まる
		7:08 東山町長坂、松川地区に避難勧告
		7:00 川崎村災害対策本部設置
		7:30 東山町災害対策本部設置
		8:00頃 猿沢川の氾濫
		8:20 東山町から県に対し、住民救助の自衛隊災害派遣の要請
		12:00 東山町から県に対し、給水活動の自衛隊災害派遣の要請
	7月12日	東山町に災害救助法適用
		1:00 川崎村諒訪前地点で、北上川の危険水位を上回る
		7月13日 岩手県知事が現場視察
	8月2日	岩手県が国に対し、激甚災害法の適用を要望
	10月11日	砂鉄川流域に災害対策関連事業（河川激甚災害対策特別緊急事業等）が採択
	12月20日	第1回生態系に配慮した砂鉄川河道計画検討委員会

【参考文献】

- 1) 千厩地方振興局土木部『自然の驚異にさらされて～台風6号による被災状況とその復興に向けて～』平成15年3月。
- 2) 岩手県ホームページ『一級河川砂鉄川河川激甚災害対策特別緊急事業における多自然川づくりの紹介』 (<http://www.pref.iwate.jp/>)。
- 3) 内閣府・災害情報一覧ホームページ『平成14年台風第6号に伴う大雨による被害状況について（第13報）平成14年11月5日』 (<http://www.bousai.go.jp/kinkyu/h14/taifu06-13.html>)。
- 4) 国土交通省河川局『災害列島2002災害の予知・予測への挑戦』平成15年。

2. 災害復興施策事例の索引表

200201	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備						
1.1 復興に関連する応急処置						
施策 1：被災状況等の把握	●	→	【20020101, p237】			
施策 2：がれき等の処理	●	→	【20020102, p237】			
1.2 計画的復興への条件整備						
施策 1：復興体制の整備	●	→	【20020103, p238】			
施策 2：復興計画の作成	●	→	【20020104, p238】			
施策 3：広報・相談対応の実施						
施策 4：金融・財政面の措置						
2. 分野別復興施策						
2.1 すまいと暮らしの再建						
施策 1：緊急の住宅確保						
施策 2：恒久住宅の供給・再建						
施策 3：雇用の維持・確保						
施策 4：被災者への経済的支援						
施策 5：公的サービス等の回復						
2.2 安全な地域づくり						
施策 1：公共施設等の災害復旧	●	→	【20020105, p238】	●	→	●
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備						
施策 3：都市基盤施設の復興						
施策 4：文化の再生						
2.3 産業・経済復興						
施策 1：情報収集・提供・相談						
施策 2：中小企業の再建						
施策 3：農林漁業の再建						

3. 災害復興施策事例

【20020101】被害調査・被害アンケートの実施（東山町）

○被害調査の方法

- ・区長（町内会長）の協力で、床上、床下の浸水状況を調査してもらい被害概要を把握した（1行政区20～300世帯）。
- ・被害概要をもとに、詳細を町の建設、農林担当の職員が調査した。
- ・過去の被災経験から、区長の協力による被害調査という方法が浸透していた。
- ・今回の調査では、新しい被害認定基準を基にした調査を実施しなかった。

○アンケート調査

- ・役場が実施したものではないが、町の公民館で、被災者に対するアンケート調査を実施した。
- ・調査対象：被災地区の住民

【20020102】ゴミ・ガレキ処理（東山町）

○ゴミ・ガレキの収集

- ・町で建設業者のトラックを委託し各世帯から収集した。
- ・回収時に畳回収トラック、家電回収トラックのように回収物を限定して集めた。最初から分別して集めていたことが、後の処理に役立った。
- ・ゴミの分別は平常時から厳しく実施しており、住民に浸透していた。平常時からゴミに対する住民の意識が高かったので、災害時においても少々苦情があったが大きな問題にならなかった。
- ・災害ゴミの収集は、被災後約3週間後の8月2日まで実施した。

○仮置き場

- ・被災翌日からゴミの収集を開始した。当初は、平常時から委託している一部事務組合に持っていたが13日には一杯になってしまい、町有地に仮置きすることにしたが、すぐにそこも一杯になってしまい、2箇所に仮置き場を増やした。
- ・普段はゴミ処理を組合に委託しているため、急にゴミ処理の事務が発生した当初、どこに問い合わせるのか分からなかった。手続きも何をしていいのか分からない状態だった。近年水害にあつた軽米町に行って情報を得た。
- ・ゴミの収集・運搬を委託するには、町の業者が最初に浮かぶ。ゴミを運ぶトラックがある業者といえば、建設業者である。しかし、道路復旧用にも使用するため台数に限りがある。今回は、被災前の事業として下水工事を大手建設業者に頼んでいたので、そこに支援を依頼した。

○最終的な処理

- ・燃えるゴミは大東町のゴミ処理センターで処理が可能だったので、センターに運んだ。
- ・畳、家具についても、細かくすればセンターで処理できるため、ゴミの粉碎業者を捜し、8月から処理を開始した（町負担で実施）。

○リサイクル法対象製品への対応

- ・リサイクル対象製品についても、トラックで収集し仮置場に山積みにした。
- ・リサイクル対象製品はすべてリサイクルに回した。泥だらけのものは、水で洗い流したりした。
- ・対象となる家電製品の中には、この際だから捨ててしまったというものも混ざっていた。
- ・一般ゴミを含め明らかに災害ゴミではないもの（まだ十分使えるような自転車）などが多くあつた。
- ・そのまますべて収集していたが、国の査定では、補助は災害で発生したゴミが対象であるため、証明できなければ補助は認められないと言われた。
- ・被害調査で床上50cm以上の家屋からのものを浸水ゴミと認めたこととした。公民館のアンケートで被害を受けた家電・家具の質問をしていたので、回答内容と浸水状況を照らし合わせ、被災ゴミを判断した。
- ・結局、4割弱がリサイクルゴミの補助を受けることができなかつた。

○教訓

- ・ゴミを処理する業者との協定を結んでおいて、すぐに対応できる体制を事前から作っておく。
- ・県も業者を把握しておいて、すぐに被災地周辺の業者リストを市町村に提示する等の支援をして欲しい。
- ・他の処分場に持っていた場合に費用がかかる所もある。遠い場合には、高速代などさらに費用がかかる。ゴミ処理には補助が出るというが、1/2であり残りは町が負担するため、遠くに持っていくことで費用をかけるか、町内で長期間かけて処理するか選択が難しい。

【20020103】復旧・復興体制の構築（岩手県）

- ・本災害では、全体的な復旧・復興体制は構築されていないが、岩手県では、平成14年10月11日、台風6号で甚大な被害を受けた砂鉄川流域について、抜本的な治水対策を目指した災害対策関連事業（河川激甚災害対策特別緊急事業等）が採択された。
- ・本事業は国土交通省、岩手県、東山町、川崎村が連携して行い、砂鉄川の猊鼻渓下流部から北上川合流部までの、およそ12kmの全区間で堤防が整備されることになった。【20020105】を参照。
- ・「砂鉄川治水懇談会」「生態系に配慮した砂鉄川河道計画検討委員会」から、砂鉄川整備方法の提言が行われ、また、地元住民による「親しみのある砂鉄川を語り合う会」などが開催された。

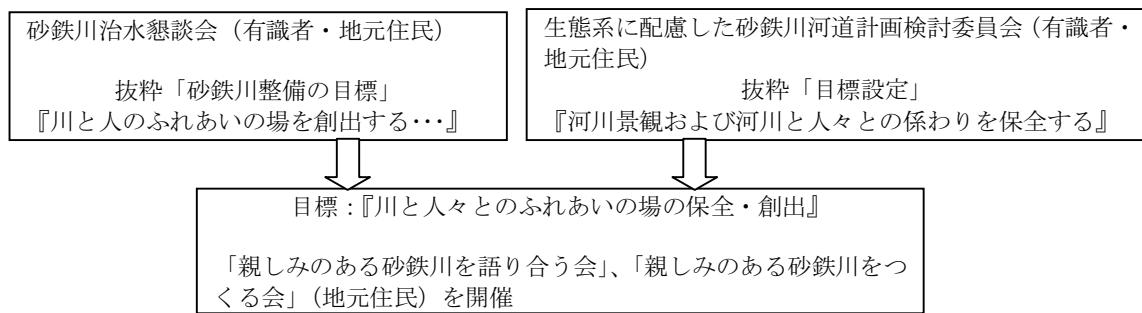


図 砂鉄川治水対策の懇談会と検討委員会の体制

【参考文献】

- 1) 国土交通省河川局『災害列島2002災害の予知・予測への挑戦』平成15年。
- 2) 岩手県ホームページ『一級河川砂鉄川河川激甚災害対策特別緊急事業』
(<http://www.pref.iwate.jp/~hp4005/satetugekiHP/satetugeki.htm#gaiyou>)。

【20020104】復旧・復興計画の策定（岩手県）

- ・岩手県では、以下の復旧事業が行われた。
 - 治水関連事業
 - 農作物被害に対する対策
 - 農作物災害復旧対策事業
 - 農地・農業用施設被害に対する対策
 - 林業施設被害に対する対策
 - 森林被害に対する対策
 - 水産業被害に対する対策

【参考文献】

- 1) 岩手県『平成14年農林水産業気象災害年報』平成15年4月。

【20020105】砂鉄川総合的・緊急治水対策（国・岩手県）

- 概要：
- ・平成14年7月の台風6号の接近により災害を受けた砂鉄川において、再度災害の防止と抜本的な治水対策を図るための「河川災害復旧等関連緊急事業」、「河川激甚災害対策特別緊急事業」、「河川等災害関連事業」が採択された。これまでの「床上浸水対策特別緊急事業」などと併せて総合的な治水対策が実施されることになった。
 - ・これらの事業は、「連携」「上下流一貫」「短期集中」をキーワードに東北地方整備局・岩手県が実施するもので、14年度より緊急に着手することになった。（次頁参照）

表 砂鉄川総合的・緊急治水対策の概要（国、岩手県）

事業	概要	実施期間	実施主体
河川災害復旧等関連緊急事業(復緊)	上下区間の河川改良復旧による下流部での流量増加量へ対応するため、上流での改良復旧と一体となって緊急的かつ集中的に築堤の整備などを実施する。	平成14年度～17年度	国土交通省
河川等災害関連事業(関連)	再度災害の防止を図るため、被災箇所の原形復旧だけでなく、河道の掘削や築壌の整備などを緊急的に実施する。	平成14年度～16年度	岩手県
河川激甚災害対策特別緊急事業(激特)	台風により激甚な被害を被った区間において、再度災害防止を図るため、緊急的に河川の改良事業を実施する。	平成14年度～18年度	岩手県
床上浸水対策特別緊急事業(床上) ※既往事業	平成10年8月洪水による洪水被害を契機に、浸水被害の解消を図るために、平成11年度より抜本的な築壌の整備などを進めている。	平成11年度～16年度	国土交通省
広域一般河川改修事業(広域一般) ※既往事業	河積が不足しており出水のたびに浸水被害を被っていたため、災害発生の防止を図るため築堤の整備などを実施している。	昭和41年度～平成14年度	岩手県



図 砂鉄川総合的・緊急治水対策の概要（国、岩手県）

○治水関連事業の採択が迅速に行われた要因

- ・発災からおよそ3ヶ月で事業の採択が決定された。
- ・当該地域は、これまでにも水害を経験しており、地元の東山町、川崎村では砂鉄川改修促進委員会を設置するなど対策の必要性が叫ばれていた。
- ・治水対策の第一段階として、川崎村での床上事業や、東山町の一部区間の広域一般改修事業が実施されてきた。床上事業等が推進されている区間は浸水被害が解消されるものの、未改修部の浸水被害の危険性は残されており、砂鉄川全体の治水事業実施の必要性について国、県も認識していた。
- ・今回の被災により、国、県、町、住民全体が早急に砂鉄川全域の総合的治水対策を実施しなければならないという共通認識をつよくもつことになり、中でも地元住民の賛同が早くから得られた

ことが事業の採択が迅速に行われた大きな要因である。

- ・また、国、県との連携がうまく図られ、計画の検討では何度も協議を重ね、「砂鉄川緊急治水対策」の計画骨子が国によってとりまとめられた。

○事業採択への取り組みの体制

[岩手工事事務所]

- ・事業採択に向け、発災後すぐに工事事務所内でチームを作り計画の検討をはじめた。
- ・これまで、国、県ともにそれぞれが管理する区間のみの施策を考えていたが、管理区間以外も含めた1つの河川として総合的な治水対策の必要性を認識し県と協議を重ね施策を検討した。

[県土整備部]

- ・砂鉄川は千厩地方振興局が担当しているが、今回の災害は、県全体で3,000件の被害のうち、千厩地方振興局1,000件の公共土木施設に被害が発生し、局内の職員だけでは対応が困難な状況にあった。
- ・さらに激特採択に向けた調査も必要になり、他の振興局より応援の職員を派遣した。
- ・この事業開始にあわせ、平成15年4月より災害復旧対策課を新設する。

○事業実施に向けた住民への対応

- ・国、県それぞれが説明会を実施した。住民からも、治水対策への要望は強く、説明会の際には、拍手が起きた。
- ・地域全体で治水対策を盛り上げていこうという目的で、東山町、川崎村が主催で、国、県が後援という形で、「砂鉄川の集い」を開催した。集いは、住民1,300名ほどが参加した。知事、国交省事務次官も参加し、事業の説明も行った。

○その他の取り組み

- ・「次世代の北上川を考える流域懇談会」の開催
- ・「砂鉄川治水懇談会」の開催
- ・「生態系に配慮した砂鉄川河道計画検討委員会」の開催

事例コード | 200301

2003年（平成15年） 水俣豪雨災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成15年7月18日から20日にかけ、九州北部の対馬海峡に停滯していた梅雨前線に向かって、九州南西海上から暖かい湿った空気が舌状に流れ込み（「湿舌」と呼ばれる現象）、九州各地に局地的な集中豪雨をもたらした。

①被害状況

この豪雨によって発生した土砂災害や洪水被害により、熊本県、鹿児島県、福岡県、長崎県の各県であわせて23名が犠牲になった。

特に、熊本県においては、20日未明、熊本県水俣市の深川新屋敷（ふかがわ・しんやしき）地区と宝川内集（ほうがわち・あつまり）地区の2つの地区で発生した土石流災害により19名が犠牲になり、また、物的被害の額も県南地域を中心に県下50市町村で176億円にのぼった。

表1 水俣豪雨災害の主な被害状況（熊本県）

人的被害	死者19名（水俣市）	重軽傷者7名（水俣市）	
住家被害	住宅全壊20棟（水俣市）	住宅半壊5棟（水俣市）	床上浸水149棟（水俣市121、芦北町20、津奈木町8）
	床下浸水354棟（水俣市271、芦北町68、津奈木町13、千丁町1、本渡市1）	家屋一部破損6棟（水俣市5、津奈木町1）	
非住家被害	公共施設16棟（水俣市15、津奈木町1）	その他35棟（水俣市29、津奈木町6）	
水道施設被害	上水道施設2施設（水俣市、芦北町）	簡易水道等10施設（水俣市）	
公共土木施設等	道路施設261箇所	橋りょう施設5箇所	砂防施設57箇所
	河川施設314箇所	その他12箇所	
教育施設被害	浸水被害2施設	他の被害4施設	
農業被害	農地の流失、埋没等579箇所66.81ha	農道、用排水路等の崩壊386箇所	農作物の被害16.7ha
	農業施設19箇所		
林業被害	林道施設183箇所	山地崩壊141箇所	林産物（立木）121箇所
	造林地5箇所	治山施設4箇所	

②主な災害箇所（水俣市）

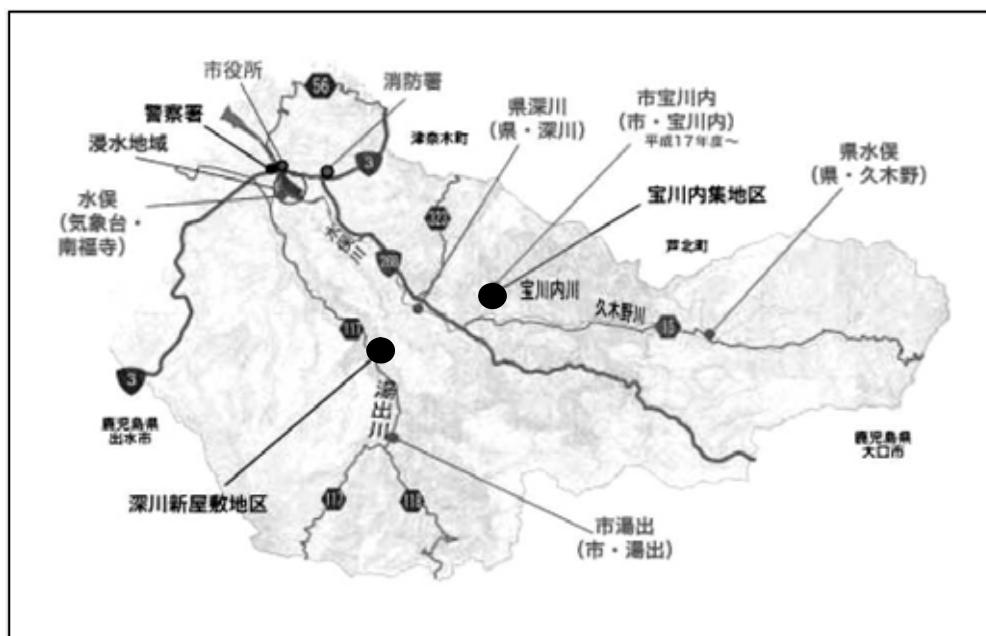


図1 水俣市の主な被害箇所

（出典）水俣市総務課防災危機管理室『平成15年水俣土石流災害記録誌～災害の教訓を伝えるために～』平成20年3月。

(2) 災害後の主な経過（熊本県、水俣市）

- ・水俣市では、午前5時、水俣市災害対策本部を設置し、直ちに警察、消防本部等に対し協力要請するとともに、午前5時20分、水俣市長は水俣市全域に避難勧告を出した。また、午前5時57分、水俣市長は県に対し自衛隊の災害派遣要請の連絡を行った。
- ・熊本県は、水俣市長からの連絡を受け自衛隊に対し災害派遣要請の一報を行うとともに、警察本部等から水俣市で死者が発生しているとの情報を受け、午前6時30分、熊本県災害対策本部を設置した。
- ・熊本県は7月31日、それまでの「災害対策本部」を「災害情報連絡本部」に変更するとともに、地元の芦北地域振興局に「水俣芦北地域災害復旧対策本部」を設置した。また、水俣市では8月4日に「市災害対策本部」を解散し、「災害復旧本部」へと移行した。

表2 災害後の主な経過（熊本県、水俣市の取組状況）

年	月日	項目
平成15年	7月20日	4:15 水俣市で土石流災害発生
		5:00 水俣市「災害対策本部」設置、避難所の開設開始
		5:20 水俣市内全域に避難勧告
		5:57 水俣市長から熊本県知事に自衛隊災害派遣要請の要求
		6:30 熊本県「災害対策本部」設置
	7月21日	水俣市に「災害救助法」の適用
	7月22日	政府調査団の現地視察
	7月25日	水俣市に「被災者生活再建支援法」の適用
	7月30日	仮設住宅の建設着工
	7月31日	「災害対策本部」を「災害情報連絡本部」に変更 芦北地域振興局に「水俣芦北地域災害復旧対策本部」を設置 熊本県本庁に「被災者支援対策連絡会議」、「災害復旧対策連絡会議」、「災害防止対策連絡会議」の設置 水俣市避難所の閉鎖（避難者は一時的に、市営住宅・チッソ社宅へ）
	8月1日	水俣市「危機管理室」の設置
	8月4日	水俣市「災害復旧本部」の設置
	8月21日	仮設住宅の入居開始
	9月2日	「激甚災害（本激）」の指定
	9月4日	水俣市土石流災害復旧計画検討会（第1回）の開催
	10月17日	水俣市土石流災害検討委員会（第1回）の開催
	10月24日	水俣市豪雨検証会の開催
平成16年	3月12日	「局地激甚災害」の指定
	3月18日	宝川内集地区及び深川新屋敷地区の災害復旧工事（本堤工事）の着工
	3月末	「水俣芦北地域災害復旧対策本部」「被災者支援対策連絡会議」「災害復旧対策連絡会議」「災害防止対策連絡会議」の解散
	4月1日	熊本県「防災危機管理室」の設置
	8月4日	水俣市「災害対策本部」解散、「災害復旧本部」へ移行
平成17年	3月末	水俣市砂防えん堤などの工事、土砂災害監視システムの運用が終了
	6月30日	通行止めが続いている水俣市鶴田橋の復旧工事が終了
	11月20日	集・川原地区復興まつりが開催（復興の碑建立）
平成18年	3月1日	水俣市「災害復旧本部」の解散

【参考文献】

- 1) 水俣市『2008年市勢要覧』平成20年3月。
- 2) 熊本県総務部危機管理、防災消防総室防災班『平成15年7月県南集中豪雨～水俣市土石流災害等～』平成17年4月。
- 3) 水俣市総務課防災危機管理室『平成15年水俣土石流災害記録誌～災害の教訓を伝えるために～』平成20年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

200301	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備						
1.1 復興に関連する応急処置						
施策 1：被災状況等の把握						
施策 2：がれき等の処理						
1.2 計画的復興への条件整備						
施策 1：復興体制の整備		→【20030101, p245】				
施策 2：復興計画の作成		→【20030102, p245】				
施策 3：広報・相談対応の実施						
施策 4：金融・財政面の措置						
2. 分野別復興施策						
2.1 すまいと暮らしの再建						
施策 1：緊急の住宅確保						
施策 2：恒久住宅の供給・再建						
施策 3：雇用の維持・確保						
施策 4：被災者への経済的支援						
施策 5：公的サービス等の回復						
2.2 安全な地域づくり						
施策 1：公共施設等の災害復旧		→【20030103, p246】		→		
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備						
施策 3：都市基盤施設の復興						
施策 4：文化の再生						
2.3 産業・経済復興						
施策 1：情報収集・提供・相談						
施策 2：中小企業の再建						
施策 3：農林漁業の再建						

3. 災害復興施策事例

【20030101】復旧・復興体制の構築（熊本県・水俣市）

- ・熊本県は7月31日、それまでの「災害対策本部」を「災害情報連絡本部」に変更するとともに、地元の芦北地域振興局に「水俣芦北地域災害復旧対策本部」を設置し、また、本庁には、「被災者支援対策連絡会議」「災害復旧対策連絡会議」「災害防止対策連絡会議」を設置して、災害復旧対策と災害防止対策に体制を移行させた。
- ・熊本県は、水俣市、学識経験者、地元住民による「水俣市土石流災害検討委員会」及び「水俣市土石流災害復旧計画検討会」を設置した。「水俣市土石流災害検討委員会」では土石流災害の発生と被害拡大の原因究明、復旧の方法や警戒避難体制等の検討を行い、「水俣市土石流災害復旧計画検討会」では、地元住民や行政等の意見集約と被害再発防止対策や早期復興の検討を行った。
- ・水俣市では8月4日に「市災害対策本部」を解散、市長を本部長とする「災害復旧本部」へ移行した。本格復旧に向けて復旧計画の住民説明会を実施し、順次着手した。

【参考文献】

- 1) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所『災害から明日を築く－土砂災害地域復興の教訓集－』平成20年2月。

【20030102】復旧・復興計画の策定（熊本県・水俣市）

○復旧・復興計画の策定経緯

- ・本災害では全体を統括した復興計画は立案されていないが、復旧計画の立案にあたっては、砂防担当部局がリーダーシップを發揮した。再被災の防止を前提とした砂防施設計画を早期にまとめ、保安林を担当する林務担当部局との調整を進めながら、災害の発生から約45日後にあたる9月4日の第1回復旧計画検討会に計画案を提示することができた。

○復旧・復興計画の基本方針

- ・特に大きな被害のあった宝川内集地区においては、熊本県による県営事業として治山事業、砂防事業、農地災害関連区画整備事業を組み合わせ、一体的な復興を図るという方針で、各機関が連携して復旧事業を行うこととなった。以下に、宝川内集地区復旧計画の基本方針を列挙する。
 - ①効率よく、できるだけ早い復興を図るため、関係機関が連携して事業を行う。
 - ②不安定な土砂に対して、治山事業と砂防事業が連携して対処する。
 - ③崩壊地については山腹工で不安定な土砂を抑え、斜面の緑化を図る。山腹工の計画においては地下水の処理に留意する。
 - ④溪流については、階段状に治山施設（谷止工）を設置し、山脚を固定するとともに、縦断勾配を緩和し、土砂等を緩やかに流す。
 - ⑤農地復旧は、効果的な営農が図れるように、被災していないところまで含めた区画整理方式で行う。
 - ⑥地区内にある転石等をなるべく有効利用し、自然景観に配慮する。

○主な復旧計画

- ・宝川内集地区の復旧・林地復旧、道路復旧・農地災害関連区画整備事業による宅地と農地の再生

○主な復旧・復興事業

- ・災害関連緊急治山事業、林地荒廃防止施設災害復旧事業、災害関連緊急砂防事業、農地災害関連区画整備事業

○住民への対応

- ・事業を実施するにあたって、事業説明会を通じて、県や市が地区住民とのコミュニケーションを早い段階から図っていたため、その後の対応を円滑に進めることができた。



写真 区画整理後の宝川内集地区

（出典）国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所『災害から明日を築く－土砂災害地域復興の教訓集－』平成20年2月。

【参考文献】

- 1) 農林水産省農村振興局防災課災害対策室『災害復旧の円滑な実施のために（災害復旧の実務）』平成18年1月。
- 2) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所『災害から明日を築く－土砂災害地域復興の教訓集－』平成20年2月。

【20030103】治山、砂防及び農地整備事例（熊本県）

○復興事業の進捗状況と概要

- 被害の大きかった宝川内集地区においては県施工の治山事業、砂防事業、農地災害関連区画整備事業を組み合わせて一体的な復興を図る方針で事業が進められている。

○教訓等

- 農地については、単なる災害復旧方式ではなく、農地の効率的な集約と宅地の確保という観点から農地災害関連区画整備事業が実施された。農地だけの復旧という案もあったが、地区全体の復興をめざして被災していない農地・宅地も含めて集約するというやり方が地区の再建上は有効だと判断された。
- 宝川内集地区では、地権者も各事業について重複していたため、まず全体の事業計画の説明が県主導で早期に行われ、その後、個別事業の説明を行うという方法をとった。説明会には県、市、関係機関、集落の人たちが集まり、計画事業の了解を得て進めた。
- 当地区は、昔から人のまとまりの強い地区であるといわれ、県や市が事業に関して説明会等を通じて地区とのコミュニケーションを早い段階から図っていったことがその後の対応を円滑に進めることができた要因にもなった。

表 事業概要

事業種別	事業概要	用地買収等	その後の見通し
①災害関連緊急治山事業 ②林地荒廃防止施設災害復旧事業	①谷止工2基 山腹工 ②谷止工3基	地権者27名 土地使用承諾請	平成17年3月工事完了予定 平成16年度以降措山激甚災害対策緊急事業で容止工8基等施工予定
災害関連緊急砂防事業	1堰堤工2基 2溪流保全工400m 3工事用道路	地権者13名 完了	2溪流保全工は平成16年3月末発注予定。 平成17年3月工事完成予定。
農地災害関連区画整備事業	受益面積4.0ha 対象面積7.4ha	受益戸数17戸 同意徴収請	平成16年3月事業計画確定後、平成16年5月工事発在予定。 平成17年3月工事完成予定。

事例コード | 200302

2003年（平成15年） 宮城県北部連続地震

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

宮城県北部連続地震は、宮城県北部を震源とする、平成15年7月26日0時13分に発生したマグニチュード5.6の地震（「前震」）、同日7時13分のマグニチュード6.4の地震（「本震」）、同日16時56分、この日3回目の震度6弱の地震（「最大余震」）などの連続して発生した地震をいう。以下では本震についての情報を記す。

①発生日時

平成15年7月26日（土）7時13分

②震源地

宮城県北部（北緯38度24.1分 東経141度10.4分）

③震源の深さ：約12km

④規模：マグニチュード6.4

⑤各市町村の最大震度（震度6弱以上）

震度6強：南郷町、鳴瀬町、矢本町

震度6弱：鹿島台町、河南町、小牛田町、桃生町、涌谷町

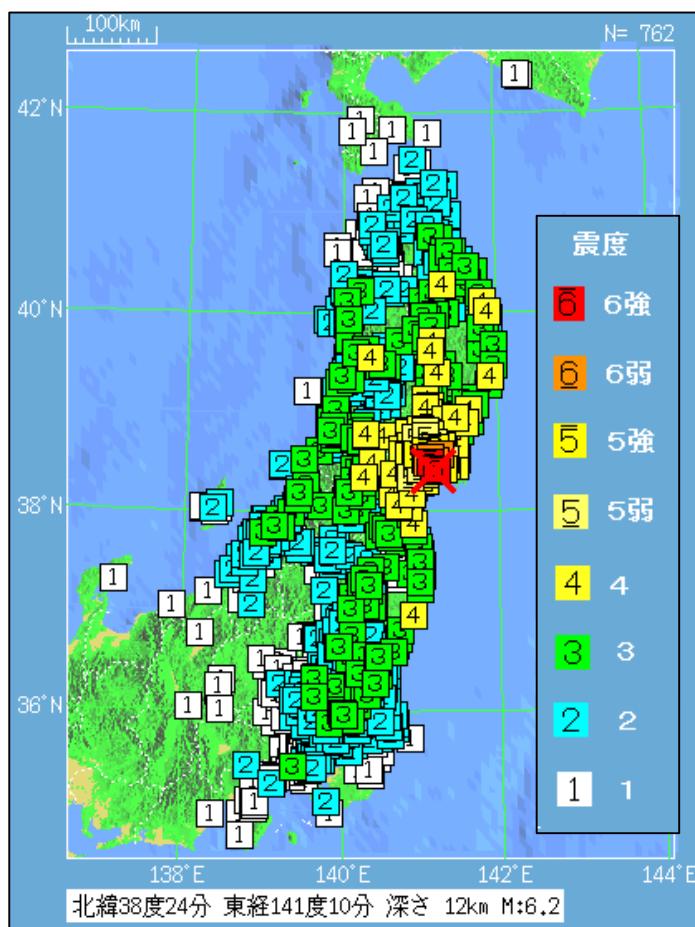


図1 宮城県北部連続地震の震度分布図

（出典）宮城県『平成15年7月26日宮城県北部連続地震の記録』平成16年3月。

⑥被害状況

宮城県北部連続地震による主な被害状況（人的被害・住宅被害）は下表のとおりである。今回の地震では、宮城県沖地震とは異なり、ブロック塀等の倒壊による負傷者ではなく、ガラス、家具の転倒、落下物による家屋内での負傷が多い。死者が発生しなかった大きな原因として、深夜の前震の発生を受け、県民が十分に警戒していたこと、地震の規模の割に、倒壊家屋が少なかったことなどが考えられる。

表1 宮城県北部連続地震の主な被害状況

都道府県	人的被害(人)		住宅被害(棟)		
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部破損
宮城県	0	675	1,276	3,809	10,975
岩手県	0	0	0	0	1
山形県	0	2	0	0	0
計	0	677	1,276	3,809	10,976

(出典) 内閣府「宮城県北部を震源とする地震について(第33報)」平成16年3月31日。

(2) 災害後の主な経過

- ・地震後の応急対策について、宮城県は、地震発生直後の7月26日午前0時13分に「県災害対策本部」を設置し、17時50分に災害救助法適用を決定し、実施してきた。
- ・また、復旧・復興対策については、8月5日に「県災害対策本部」が廃止された翌8月6日に「県災害復旧対策本部」が設置され、同日、第1回県災害復旧対策本部会議が開催され、災害復旧に向けた各種取組を実施してきた。

表2 災害後の主な経過(宮城県の取組状況)

年	月日	項目
平成15年	7月26日	0:13 地震発生(前震)
		0:13 「県災害対策本部」設置
		2:10 第1回県災害対策本部会議開催
		7:13 地震発生(本震)
		17:50 災害救助法適用決定(鹿島台、南郷、矢本、河南、鳴瀬町)
		16:56 地震発生(最大余震)
	7月27日	県応急危険度判定業務支援本部設置(土木部内)
	7月28日	県災害義援金募集配分委員会を設置
	7月29日	災害復旧現地支援調整チームを派遣(災害救助法適用5町)
	7月31日	県住宅復興支援チーム(住宅相談)を派遣(災害救助法適用5町)
	8月1日	応急仮設住宅設置決定(第1次)
	8月2日	知事「被災住宅再建支援制度」創設を発表
	8月5日	第16回県災害対策本部員会議(県災害対策本部を廃止) 県全域に被災者生活再建支援法適用を公示
	8月6日	「県災害復旧対策本部」を設置 第1回県災害復旧対策本部会議
	8月18日	総務部消防課に「災害復旧対策班」を新設
	9月1日	土木部住宅課に「住宅再建支援班」を新設

【参考文献】

- 1) 宮城県『平成15年7月26日宮城県北部連続地震の記録』平成16年3月。
- 2) 内閣府『宮城県北部を震源とする地震について(第33報)』平成16年3月31日。

2. 災害復興施策事例の索引表

200302	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握		→ [20030201, p251] → [20030202, p251] → [20030203, p251]			
施策 2：がれき等の処理		→ [20030204, p252] → [20030205, p252]			
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→ [20030206, p252]			
施策 2：復興計画の作成		→ [20030207, p253]			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建		→ [20030208, p253] → [20030209, p254]	→		
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援		→ [20030210, p254]	→		
施策 5：公的サービス等の回復		→ [20030211, p255] → [20030212, p255]			
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧		→ [20030213, p255]			
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備					
施策 3：都市基盤施設の復興		→ [20030214, p255]	→	→	
施策 4：文化の再生		→ [20030215, p255]	→	→	
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建		→ [20030216, p256]			
施策 3：農林漁業の再建		→ [20030217, p256]			

3. 災害復興施策事例

【20030201】新基準・運用指針による被害調査（矢本町）

○ 1次調査

- ・初期の被害調査は、まず消防団が7月27日、28日の2日間、1班2名の20班体制で、地区毎に全戸を調査している。

○ 2次調査

- ・2次調査は、7月31日から8月7日まで、1次調査の結果から、半壊以上と思われる世帯及び電話で問い合わせや調査依頼のあった世帯を対象に実施された。調査は、税務課職員+応援職員（石巻市から一般職員10名）で10日間ほどかけて実施されている。
- ・その後、余震や長雨もあり被害が拡大したことから、本人申請や地元区長の申し出により8月18日から31日まで追加調査が実施された。
- ・被害の判定は、古い母屋に増築している建物で母屋と増築部分に大きく被害に差があることなどから、増築前、増築後の部分を分けて調査し、それらを合算することで、課税標準額を反映させた調整を実施する方式としている。さらに、課税標準額の高い増築後の部分に被害がなく、増築前部分の面積が大きい部分が被災した場合などには、被害認定基準の面積被害割合で処理するケースもあった。

○ 3次調査

- ・8月5日頃に内閣府の認定指針を入手し、第3次調査については、内閣府認定指針に則った被害調査・認定が行われた。同町ではこの災害の被害認定に際して、「矢本町災害対策本部被害認定指針」を作成し、住家および土地の被害認定基準を明確化している。

【20030202】新基準・運用指針による被害調査（河南町）

- ・河南町では、目視での1次調査を8月4日まで実施している。住宅地図と住民基本台帳をもとに、全数の調査が行われた。
- ・2次調査にあたっては、小さい町でもあり町職員による実施は、後々への影響が懸念されたことから、他市町村の建築士の有資格者に応援を依頼することとした。その結果、石巻・塩釜・仙台などからの延べ137人により、8月7日～13日まで調査が行われた。
- ・なお、貸家については2次調査の対象としていなかったが、被災者生活再建支援金で災証明が必要となった場合には、申し出や聞き取りで確認した。

【20030203】GISを用いたり災台帳の作成（矢本町）

○ り災台帳の作成

- ・矢本町では、GISと連携したり災台帳構築の取り組みが行われた。これは、地震以前からゼンリンの住宅地図と地積図を重ねたデータが作成されており、これに、住民基本台帳のデータ、固定資産税のデータを、地籍をキーにマッチングさせたものである（※矢本町は住居表示は未実施）。なお、最終的には、高齢者一人暮らし世帯、生活保護世帯データ情報も追加して被災者支援に利用している。
- ・住民基本台帳の利用では、次のような点で苦労した。

- 1)住民基本台帳の住所は、本人申請であり、地籍と一致していないことがある。
- 2)住民基本台帳の住所と住んでいるところが違うケース、地籍の分筆・合筆で地番が変更になっても住所登録が変更されないままのケース、場所変更での建替えにおいても従前の住所のままのケースなどがある。

- 3)住登外について、申し出により追加登録した。

- ・また、固定資産税のデータ利用では、次のような点に苦労している。

- 1)固定資産税のデータは、建築後に地籍の変更があっても、反映されていないため、ゼンリンの地図データを使って、建物がどの地籍にあるのかをチェックした。
- 2)1つの地籍に複数の建物がある場合や、人が住んでいるが住居系となっていない建物もある（登記地目と現況の違い）など、うまくマッチングするのは7割程度だった。

○ り災データ利用

- ・り災データ利用にあたっては、各課の端末からり災台帳にアクセスできるような仕組みを構築した。そのため、町の支援制度については、り災証明は不要となった。しかし、国・県の制度利用では必要となるので、その場合には、各課でり災証明を出力できるようにし、公印のみを総務課で押印するような扱いとしている。また、り災程度の変更があった場合には、り災台帳を変更するとともに、各課にメールで通知し、変更に対処するようにしている。

- ・公共料金の減免のためにNHK、電力、NTTから、被災世帯の住所、名前が欲しいとの要望があり、データを提供している。
- データ管理
- ・り災データについては、利用者管理が課題となっており、今後の災害では、危機管理部門的な部署を作つてデータの管理・利用を行うことが必要と考えられる、との意見が聞かれた。

【20030204】建設リサイクル法への対応（宮城県）

- ・地震など、やむを得ない理由がある場合は分別回収は免除されるため、危険な建築物についての分別解体は免除した。
- ・全壊建物については、すでに建築物でないということで対象からはずれる。
- ・危険性の少ない半壊建物等については、通常どおりの取扱いとした。
- ・一部の業者の方から計画書の提出はあったものの、業者からの問い合わせに、り災証明のあるものについては、危険な建物であるので分別解体の計画書の提出は特にしなくてよいと回答していたため、ほとんどが分別解体の対象外として処分された。
- ・計画書の提出から7日は解体できないので、緊急を要するものは対象外とした。

【20030205】災害ごみ・がれき処理（矢本町）

- 搬入は、7月28日から受け付けたが、1週間後ぐらいから搬入券を発行して対応した。搬入は、「申し込み」「許可証の発行」「業者がトラック何台分かを把握」するという手順で実施した。
- 仮置き場を2カ所設置し、そこで破碎などの処分を実施した上で、最終処分した。県が、「震災廃棄物処理連絡会議」を設置し、処理計画策定例、処理事業及び経費に関する留意点の説明があった。
- 災害廃棄物処理事業
 - ・9割以上は年度内に処分できたが解体が済んでいない家もあり、年度を越える分の処分費については陳情したが災害廃棄物処理事業が認められなかった。そのため、県による同様の補助が実施されることとなった。
 - ・災害査定は平成16年1月に、その後の「発生見込み分」も含めて査定された。なお、査定では、仮置き場がぬかるむため砂利を敷いた費用は対象外となった。また住家だけが対象だが、ブロック塀なども搬入されており、全体の1割を対象外とすることになった。
 - ・「発生見込み分」については、11月頃に、自治組織の環境担当者を通じて、被災してまだ解体していない世帯にアンケートを実施した。その回答から3月末までに解体予定の家屋数を集計して見積もった。なおその際には、一戸当たりの発生量を設定して推計した。

【20030206】復旧・復興体制の構築（宮城県）

- ・県災害対策本部は、前震発生と同時に設置し、初動時における災害情報の収集と応急対策を実施してきたが、8月5日、発災当時と比較し、有感地震の減少、マグニチュード4.5以上の余震が発生する確率の大幅な低下など、今回の地震活動が収束に向かっていると考えられたことから、県災害対策本部を廃止することとした。一方では、引き続き必要な応急対策を実施しつつ、災害対策をさらに一歩進めて本格的に取り組むべき段階に至ったと判断し、復旧対策を強力かつ円滑に推進するため、知事を本部長とする県災害復旧対策本部を8月6日より設置した。また、被害が甚大であった、仙台、古川、石巻地区には各管轄地方県事務所長を支部長とする災害復旧対策本部地方支部を設置した。（次頁参照）
- ・復旧対策の本格的な取組を目的として設置された災害復旧対策本部の総合的な調整及び情報の把握等、復旧対策の機動的、効果的な推進を図るために、8月18日より総務部消防課内に災害復旧対策班を設置した。
- ・「被災住宅再建支援制度」創設に伴い、当該制度を円滑に運用することを目的として、9月1日より土木部住宅課内に住宅再建支援班を設置した。

表 災害復旧対策本部会議の開催実績

回数	開催日	主な内容
1	平成15年8月6日	・地震による被害 ・地震災害復旧に向けた取組（各部局） ・宮城県北部連続地震災害対策に関する要望活動 他
2	平成15年8月8日	・宮城県北部連続地震災害対策に関する要望活動 他
3	平成15年8月11日	・七夕期間中の災害義援金について ・仮設住宅について 他
4	平成15年8月12日	・地震災害復旧に向けた取組（各部局） 他
5	平成15年8月18日	・空き住宅提供事業について ・総合相談窓口の設置について ・地方交付税（市町村分）の8月繰上交付について 他
6	平成15年8月25日	・地震による被害（第26報）
7	平成15年9月2日	・宮城県北部連続地震の災害対策実施における評価について
8	平成15年9月8日	・宮城県北部連続地震被災者の県営住宅への入居状況等（第2次募集分）について
9	平成15年9月16日	・地震による被害（第29報）
10	平成15年9月22日	・宮城県北部連続地震等災害対策に関する要望書（総務部）
11	平成15年10月6日	・地震による被害（第32報）
12	平成15年10月27日	・地震による被害（第34報）
13	平成15年11月17日	・復旧状況について（第1報）
14	平成15年12月15日	・復旧状況について（第2報）
15	平成16年1月19日	・被災者生活再建支援制度の拡充について（居住安定支援制度の創設）
16	平成16年2月16日	・復旧状況について（第4報）

【参考文献】

- 1) 宮城県『平成15年7月26日宮城県北部連続地震の記録』平成16年3月。

【20030207】復旧・復興計画の策定（宮城県）

- ・今回の災害において復興計画は策定されていない。
- ・但し、災害復旧については、災害復旧・復興の基本方向を決定した上で、「災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する」とある（「宮城県地域防災計画」の「第4章災害復旧・復興対策、第1節災害復旧・復興計画」）。

【参考文献】

- 1) 宮城県『平成15年7月26日宮城県北部連続地震の記録』平成16年3月。
- 2) 宮城県防災会議『宮城県地域防災計画』平成16年6月。

【20030208】被災者住宅再建に係る支援（宮城県）

○制度創設の経緯等

- ・知事は、7月30日から被災地の被害状況を視察し、今回の地震による住家の被害が予想を大幅に超えるものであったことから、早期に被災者の生活再建と地域復興を図るために、住宅再建に対する支援を実施する必要があると判断した。8月2日、知事は災害対策本部会議に諮り、住宅再建に対する支援を行う県独自の「被災住宅再建支援制度」の創設を発表した。

○目的・事業内容

- ・平成15年7月26日に発生した「宮城県北部連続地震」により、自らの居住する住宅に被害を受けた被災者の居住の安定を図り、被災地の早期復興に寄与することを目的として、市町村と連携して住宅の建設及び補修に対する補助を行う。
- ・補助事業者は市町村とする（申請の受付、工事完了確認、被災者への支出事務等を行う）。
- ・県は市町村に対して補助金を支出する。

○対象者

- ・「宮城県北部連続地震で被害を受け、市町村が「全壊」又は「半壊」の証明（り災証明書）をした、主たる居住の用に供する住宅（被災住宅）を所有する被災者又は当該被災者と同一の被災住宅に居住する被災者で、被災住宅に代わる住宅の建設又は補修を行う者。
- ・被災世帯の所得金額等による支給制限はなし。
- ・賃貸住宅は対象外とする。

○補助対象経費と県の補助限度額

- ・被災住宅に居住していた世帯の数にかかわらず、被災住宅1棟に対して下表を対象として一回の補助に限る。
- ・市町村の補助対象範囲は、市町村の事情に応じて市町村が定める。
- ・被災住宅の解体撤去費は補助対象経費に含まない。
- ・「購入」は中古物件も対象とする。
- ・「5割以上の建て替え」とは、被災住宅の延べ面積の5割以上を解体し、5割以上の建て替えるものとする。
- ・住宅と分離した門扉等の工作物は補助対象経費に含まない。

表 宮城県「被災住宅再建支援制度」の概要

区分 /補助限度額	内容
建設 100万円	被災住宅に代わる住宅の新築(建て替え)、購入又は被災住宅の改築(延べ床面積(同一敷地内に存在する別棟の浴室及び便所を含む。)の5割以上の建て替え)に係る経費に対して、市町村が補助対象とする額。 被災住宅の所在する市町村の区域外で新築、購入する場合も対象とする。但し、宮城県内に限る。
補修 50万円	被災住宅の改築(「建設」に該当する改築以外)、補修及び被災住宅以外の建物の住宅への改築に係る経費に対して、市町村が補助対象とする額。

【20030209】がけ崩れ等対策（宮城県）

○保全対象人家5戸以上、がけ高さ5m以上の箇所での対応

- ・保全対象人家が5戸以上あり、人家が被害を受けたか又は放置すれば被害を受けることが確実な箇所については、県が主体となり、補助事業の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業や県単独急傾斜地崩壊対策事業を実施した。

○保全対象人家2戸以上5戸未満、がけ高さ5m以上の箇所での対応

- ・保全対象人家が2戸以上あり、人家が被害を受けたか又は放置すれば被害を受けることが確実な箇所については、市町村が事業主体となり、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を実施した。
- ・事業主体となる市町村が局地激甚災害の指定を受け、県がその事業費の1/2以上の補助を行った場合に国がその費用の1/2を補助する事業で、鳴瀬、矢本、河南の3町において実施した。

○保全対象人家1戸でがけ高さ5m以上の箇所での対応

- ・保全対象人家1戸だけしか被害を受けない箇所については、市町村が事業主体となり、起債事業である町単独の自然災害防止事業を河南町で4箇所、鳴瀬町で1箇所実施した。

○教訓

- ・今回の地震災害対策では、現行の制度を活用して最大限の対応を図ったが、保全対象人家が1戸の場合など、対策が必要であるが、結果的に未対策となった箇所も見受けられたことから、このような場合における県からの補助制度の創設について、今後、他県の事例も踏まえ検討していく必要がある。

表 がけ崩れ対策事業実施箇所

町名	がけ崩れ 災害箇所	対策実施 箇所	人家5戸以上		人家2戸 以上	人家1戸	災害関連 地すべり 対策事業	未対策箇 所
			災害関連 緊急急傾 斜地崩壊 対策事業	県単独急 傾斜地崩 壊対策事 業	災害関連 地域がけ 崩れ対策 事業	町単独自 然灾害防 止事業		
河南町	42	23	1	11	6	4	1	18
矢本町	15	8	0	3	5	0	0	7
鳴瀬町	17	17	6	3	7	1	0	0
北上町他	22	7	3	4	0	0	0	15
合計	96	55	10	21	18	5	1	41

【20030210】義援金の配分（鹿島台町）

○健康福祉課が配分案を作成し、庁議で災害見舞金配分要綱を決定した。

○全壊世帯20万円、半壊世帯10万円、重傷者10万円とした。対象の約250世帯に手渡しした。余った分は、各行政区に戸数比で配分した。

【20030211】 庁舎の再建（鹿島台町）

○財源

- ・単独災害復旧事業債(起債充当率100%、交付税措置85.5%)
- ・まちづくり基金(庁舎建設基金を庁舎再建及びその他復旧事業に使えるように変更)

○経過

- ・農協の会議室を借り上げて仮庁舎として使用
- ・体育館を議場に改修
- ・平成15年12月5日 庁舎建設検討委員会を設置・開催
- ・平成16年3月下旬 設計、調査、測量、解体工事等完了
- ・平成16年4月上旬 庁舎建設工事発注
- ・平成17年2月下旬 竣工

○検討委員からの要望

- ・合併に向けて鹿島台らしさを残せる庁舎
- ・庁舎内外のバリアフリー
- ・災害対策に対応できるスペース・機能
- ・省エネへの配慮

【20030212】 国民健康保険病院の災害復旧（鹿島台町）

○財源

- ・地震による公立病院の災害復旧についてはあまり事例がなく、当初は、病院施設等災害復旧国庫補助事業の対象とすることが難しいのではないかとされたが、最終的には適用されることとなった。
- ・病院施設等災害復旧国庫補助事業(1/2)
- ・病院事業債
- ・災害復旧事業債

○経過

- ・平成15年11月 南病棟耐震診断、災害査定用設計書作成
- ・平成15年11月～12月上旬 災害査定資料を県を通じて東北財務局、厚生労働省に提出
- ・平成15年12月24、25日 災害査定
- ・平成16年1月 有識者からなる病院復興再建委員会設置
- ・当初、平成17年3月に竣工予定だったが、「東要害貝塚遺跡」の出土により、平成17年10月まで工期が延長された。なお、この延長については、補助事業の繰り越しが認められることとなった。

【20030213】 復旧工事の被災地周辺事業者への発注（宮城県）

- 復旧事業の地域への経済効果波及を目指し、宮城県では、特殊な工事を除く災害復旧工事において、災害発生土木事務所管内及び隣接の土木事務所管内の業者に限定をする方式(圏域限定型の地域ブロック方式)を試行した。

【20030214】 道路災害復旧工法の基本方針策定（宮城県）

- 地震発生後、県土木部地方機関、市町村は施設の被害状況の把握をし、早期復旧に向けた災害査定のための現地調査及び査定設計書の作成を行った。
- 道路災害の路面の亀裂等に関する復旧については、三陸南地震の際に岩手県と協議し国土交通省河川局防災課の承認を得て「道路災害復旧工法の基本方針」を策定している。この復旧方針は平成6年の北海道東方沖地震及び平成12年の有珠山噴火災害による地震による災害の復旧方針を参考にしている。しかし、三陸南地震で査定に入った査定官・立会官による現場の被害状況の判断から、前方針では不採択になる箇所が多く、この地震災害の復旧方針は修正されることになった。
- この地震の特徴の一つとして、下水道の埋設管のある箇所での道路の被災が多かったことが挙げられるが、道路災害と下水道災害の区分けについて関係課で協議し、「地震災に係る、道路施設と下水道施設の災害復旧申請区分の基本方針」を定め、県関係機関及び市町村あてに通知した。

【20030215】 文化財保全組織（宮城歴史資料保全ネットワーク）

- 歴史資料ネットワークは阪神大震災時における歴史資料の救出と保全を目的に設立され、多大な成果をあげた。その後、鳥取西部地震や芸予地震に対しても、被災地にボランティアを派遣して古文書や文化財などの救出と保全に大きな役割を果たした。

○宮城県連続地震の被災地では、民家や蔵で保存されている地域の文化財が廃棄、または散逸する恐れが高まっていることから、現地組織の立ち上げが進められた。東北大教授を窓口に、現地のボランティア組織として宮城歴史資料保全ネットワークが発足した。

【20030216】中小企業の金融対策（宮城県）

○宮城県では、商工業関係の被害が顕著であったため、中小企業の制度金融を活用させ、災害救助法適用町には、さらに災害復旧対策資金を活用できるよう措置した。これにより、運転・設備資金は、貸付限度額30,000千円以内で償還期間は7年以内、利率は1.9%以内、信用保証料1.05%で融資されることになった。

○一方、国の制度金融は、政府系金融機関である中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び商工組合中央金庫が、それぞれ災害融資制度により対応した。その貸付条件は、運転資金、設備資金の区分に従い、直貸、代理貸や組合、組合員によって貸付限度額も異なるが、貸付限度額30,000千円～1億5,000万円で、年利1.6%、償還期間は10～20年（据置期間2～3年）であった。

【20030217】農林水産業の金融対策（宮城県）

○宮城県では、各農業協同組合、県信用漁業協同連合会、各漁業組合等、銀行等関係機関に対して、地震により被害を受けた農業者及び漁業者に対する経営資金等の融通及び既貸付金の償還猶予等について要請した。

○また、県は農業災害対策資金について、農業施設等に被害を受けた農業者が活用できるよう制度の充実を図るとともに、この地震を資金の貸付の対象となる災害に認定し、市町村、農業団体とともに利子補給の措置を講じて、低利の資金を供給し、被災農家の農業経営の再建と生活の維持回復のため救済策を講じた。

○さらに、被災した農業者に、農業制度資金の償還猶予を実施することとし、農業近代化資金で1件（個人）380千円の償還猶予を実施した。

〔農業災害対策資金の概要〕

○目的：災害により被害を受けた農業者の営農意欲の増進と農業経営の維持及び生活の安定を図るため必要な資金を融通する。

○融資対象者：災害により、農作物、農業機械、農業施設、その他農業の用に供する物（果樹、家畜、資材等）に関する被害額が平年の農業所得の2割以上となる被害を受け、農業経営及び生活の維持が困難となる農業を営む個人及び団体

○融資対象経費：農業経営の再建及び生活の維持回復に必要な経費

○貸付条件：

・貸付限度額：

a)個人：1,500千円（農業所得が過半を占める者3,000千円）

　　団体：5,000千円

b)被害額の合計額から農業経営維持安定資金（災害等）の借入並びに共済金の額を減じた額
(※上のいずれか低い額とする)

・基準金利：2.35%（農協の場合）

・利子補給率：1.75%（内訳 県0.876%、市町村0.437%、農業団体0.437%）

・貸付金利：0.60%

・償還期限：5年以内（内据置1年以内）

ただし、個人で1,500千円を超える貸付の場合、7年以内（内据置1年以内）

事例コード | 200401

2004 年（平成 16 年） 福井豪雨

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成 16 年 7 月 13 日から 15 日にかけて新潟県に豪雨を降らせた梅雨前線が、16 日ころより南下をはじめ、18 日未明から昼頃にかけて嶺北地方を中心で停滞した。この梅雨前線に向かって、下層の非常に暖かく湿った空気が日本海を通じて流れ込み、足羽川沿いを中心とした幅 30~50km、長さ 100~120km 程度の限られた領域で強い雨雲を次々と発生させた。このため、福井県内では 18 日早朝から昼前にかけて嶺北地方の各地で激しい雨が降った。



写真 1 福井市蔵作町稗苗川上流崩壊



写真 2 福井市蔵作町足羽川の破堤

(出典) 福井県土木部砂防海岸課『平成 16 年 7 月福井豪雨 土砂災害 復興の記録』平成 21 年 3 月。

○被害状況

- ・嶺北地方を中心に降り続いた豪雨は、死者・行方不明者 5 名、負傷者 19 名にのぼる人的被害や住宅の全半壊、床上・床下浸水等の物的被害をもたらした。特に、集中して降雨があった福井市、美山町、鯖江市、今立町、池田町では、山間集落において土砂災害が多発するとともに、福井市内における足羽川の決壊、国県道等の路体流出、5箇所に亘る J R 越美北線の鉄橋流出など被害が甚大であった。
- ・被害額では、繊維、眼鏡、漆器等の商業・サービス業と福祉施設等を併せ 147 億円、農業、林業など農林水産業関係で 185 億円、道路、河川など県、市町村管理の公共土木施設で 268 億円と総額で 600 億円に上った。

表 1 福井豪雨による被害状況（平成 16 年 9 月 1 日福井県災害対策本部公表）

区分	細分	被害額
人的被害（人）	死者	147億円
	行方不明	
	負傷者	
住家被害（世帯）	全壊	147億円
	半壊	
	一部破壊	
	床上浸水	
	床下浸水	
避難勧告・避難指示（世帯・人）	対象世帯	185億円
	避難人数	
農業被害（箇所）	畦畔等崩壊	185億円
	水路・ため池・農道等	
	集落排水施設等	
林業被害（箇所）	山腹崩壊・渓流荒廃等	268億円
	法面崩壊等	
	苗畑・ホダ木埋没	
畜産・漁業等被害（式）	畜舎浸水等	
公共土木施設被害（箇所）	決壊	268億円
	護岸被害	
	越水等	
	がけ崩れ等土石流	
	通行規制等（路線）	

(2) 災害後の主な経過

- ・7月18日早朝からの豪雨により、美山町、福井市、大野市、鯖江市、今立町、池田町、松岡町で避難勧告が出され、福井県に災害対策本部が設置された。翌19日に福井市、鯖江市、今立町、美山町、池田町に災害救助法が適用された。
- ・8月21日に福井市災害復旧対策会議、8月24日に鯖江市復興支援会議、8月31日に美山町災害復旧連絡会議、池田町災害復興支援室がそれぞれ立ち上がった。

表2 災害後の主な経過（福井県の取組状況）

年	月日	項目
平成16年	7月18日	早朝から昼前にかけての豪雨、土砂災害が発生
		6:05 美山町に避難勧告
		8:10 福井市統いて、大野市に避難勧告
		9:00 福井市災害対策本部設置、池田町に避難勧告
		9:05 鯖江市に避難勧告
		9:34 松岡町に避難勧告
		10:24 福井県知事から自衛隊へ派遣要請
		11:20 福井県災害対策本部設置
		11:40 今立町に避難勧告
		13:45 足羽川左岸堤防決壊
		7月19日 福井市、鯖江市、今立町、美山町、池田町に災害救助法適用
		福井市、美山町、松岡町に避難勧告解除
	7月30日	今立町に避難勧告解除
	8月2日	鯖江市、大野市、池田町に避難勧告解除
	8月3日	自衛隊災害派遣撤収要請
	8月21日	福井市災害復旧対策会議の設置
	8月24日	鯖江市復興支援会議の設置
	8月31日	美山町災害復旧連絡会議、池田町災害復興支援室の設置

【参考文献】

- 1) 山間集落豪雨災害対策検討委員会『山間集落豪雨災害対策検討委員会報告書～安全で安心な農山村づくりのために～』平成17年3月。
- 2) 福井県土木部砂防海岸課『平成16年7月福井豪雨 土砂災害 復興の記録』平成21年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

200401	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備						
1.1 復興に関連する応急処置						
施策 1：被災状況等の把握						
施策 2：がれき等の処理		→	【20040101, p261】			
1.2 計画的復興への条件整備						
施策 1：復興体制の整備		→	【20040102, p261】			
施策 2：復興計画の作成		→	【20040103, p261】			
施策 3：広報・相談対応の実施						
施策 4：金融・財政面の措置		→	【20040104, p262】			
2. 分野別復興施策						
2.1 すまいと暮らしの再建						
施策 1：緊急の住宅確保						
施策 2：恒久住宅の供給・再建						
施策 3：雇用の維持・確保						
施策 4：被災者への経済的支援						
施策 5：公的サービス等の回復						
2.2 安全な地域づくり						
施策 1：公共施設等の災害復旧						
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備						
施策 3：都市基盤施設の復興						
施策 4：文化の再生						
2.3 産業・経済復興						
施策 1：情報収集・提供・相談						
施策 2：中小企業の再建		→		→	【20040105, p262】	
施策 3：農林漁業の再建		→		→	【20040106, p262】	

3. 災害復興施策事例

【20040101】ゴミ・がれき処理等（福井市）

○ごみ・泥土の処理

- 粗大ゴミは近隣の公園、ヘドロは道路に搬出するよう広報するが、発災直後からゴミ、がれき、廃材等が道路の脇に大量に出され、これをいかに回収するかが大問題だった。
- この回収には、100以上の自治体からの応援を得て実施した。被災後の最初の土日(24、25日)にダンプ、パッカー車、トラック等が自前で来た。最初の土日でかなりのゴミが回収できたのは大きかった。
- 泥土は、現在整備中の運動公園の埋め立てで処理した。
- 不法投棄の苦情は非常に多く、市清掃課も広報したが、結局すべて処理するしかなかった。
- 分別は、泥とそうでないもの程度しか対応できなかつた。

○労働組合との連携

- 自治労の近畿地方連絡協議会からの積極的な申し出があった。ただし、職員や車両が動くために、組合同士での実施には限界があり、知事名での依頼文で知事宛に出してもらった。
- 近畿の労働組合が統一して窓口になってもらったのが、混乱せずとても良かった点である。労働組合が連絡窓口となり、どこから何台来るとかの情報を調整した。この連携がなければもっと活動は遅れていただろう。

【20040102】復旧・復興体制の構築（福井県・福井市・鯖江市・美山町）

- 8月21日に福井市災害復旧対策会議、8月24日に鯖江市復興支援会議、8月31日に美山町災害復旧連絡会議、池田町災害復興支援室がそれぞれ立ち上がった。
- 福井県は、洪水被害の再発防止のため今後の治水対策等の方向性を検討することを目的として、専門家、気象庁、国土交通省、福井市副市長、福井県土木部長の委員からなる「平成16年7月福井豪雨足羽川洪水災害調査対策検討会」を設置した。
- また、福井県では、豪雨災害に強い農山村づくりを進めるため、平成16年8月、森づくり課・農村振興課・砂防海岸課の3課を事務局に、専門家、有識者で構成する「山間集落豪雨災害対策検討委員会」を設置し、上記の「平成16年7月福井豪雨足羽川洪水災害調査対策検討会」と連携を図りながら、足羽川の上流部についての検討を行った。

【参考文献】

- 福井県「豪雨対策の調査結果と今後の対策平成16年7月福井豪雨災害」『株山海堂土木施工 Vol. 46No. 6』平成17年6月。
- 福井県ホームページ『平成16年7月福井豪雨による災害に関する情報 被害および復旧状況等について』 (<http://www.pref.fukui.jp/0901/1230.html>)。
- 平成16年7月福井豪雨足羽川洪水災害調査対策検討会『足羽川洪水災害調査対策検討報告書』平成17年3月。

【20040103】復旧・復興計画の策定（福井県）

- 本災害では、全体的な復旧・復興計画は立案されていないが、足羽川破堤により福井市街地に甚大な被害があったことを受けて、福井県「平成16年7月福井豪雨足羽川洪水災害調査対策検討会」を設置し、被災住民や行政からアンケート調査を行い実態把握するとともに、福井豪雨の特性の解析や危機管理状況についての妥当性の検討等を行った。平成17年3月に、今後の治水対策、情報提供のあり方等について提言を行った。
- また、福井県「山間集落豪雨災害対策検討委員会」では、農山村における被害の発生状況とその要因、今回荒廃した渓流や山腹斜面の崩壊地における危険性について分析・検討を行い、平成17年3月に、今後の農山村のあり方、土砂災害を防止するための具体的な事業の実施方法について、提言を行った。

【参考文献】

- 福井県「豪雨対策の調査結果と今後の対策平成16年7月福井豪雨災害」『株山海堂土木施工 Vol. 46No. 6』平成17年6月。
- 内閣府ホームページ『平成16年に発生した風水害教訓情報資料集 2 平成16年7月福井豪雨』 (<http://www.bousai.go.jp/fsg/>)。
- 福井県土木部砂防海岸課『平成16年7月福井豪雨土砂災害復興の記録』平成21年3月。

【20040104】被災者支援を行う市町村の財政負担に対する支援（福井県）

- 財団法人全国市町村振興協会の低金利融資をもととした都道府県の市町村振興資金貸付事業により、被災者支援を行う市町村の財政負担に対する支援を実施。
- 被災者住宅再建への補助金に係る市町村負担金相当額について、「市町村振興資金貸付事業」の中に特別枠を設け、無利子で貸付け。

【20040105】伝統的工芸品産地活性化緊急支援事業（福井県）

- 生産設備復旧支援事業
 - ・生産設備等の更新、修繕に要する経費の一部を助成。
 - ・補助率2/3以内 補助限度額1企業当たり300万円。
- 生産促進・需要創出事業
 - ・越前漆器：需要を創出する取組みの経費の一部を助成
 - ・越前和紙：楮、三桠など原材料の共同購入経費の一部を助成

【20040106】営農継続支援（福井県）

- 認定農業者営農継続支援事業
 - ・農業協同組合等が被災した認定農業者に対し農業機械等をリースする場合、その購入費の一部を助成。
 - ・補助率県1/3、市町村1/6
- ハナエチゼン・コシヒカリ刈取り応援事業
 - ・農業機械が失われ稲の収穫ができない被災地区の刈取り作業を支援するため、不足コンバインの調達経費等を助成。
 - ・事業主体：被災地区の農業協同組合、補助率1/2。

事例コード | 200402

2004 年（平成 16 年） 台風 16 号

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成 16 年 8 月 19 日 21 時にマーシャル諸島近海で発生した台風第 16 号は、23 日にサイパン島の西で大型の猛烈な勢力となった。27 日以降、日本の南海上をゆっくりと北西に進み、29 日夜には九州の南海上で進路を北向きに変え、30 日 9 時半頃、鹿児島県串木野市付近に大型で強い勢力で上陸し、九州を縦断した。

17 時過ぎ、山口県防府市付近に再上陸した後、中国地方から能登沖を、次第に速度を速めて強い勢力のまま北東に進んだ。その後やや勢力を弱め、31 日に津軽海峡を通って、14 時過ぎ、北海道苫小牧市付近に上陸した。



図 1 台風 16 号の経路

(出典) 国土交通省河川局防災課災害対策室『災害列島 2005 2004 年の災害を振り返る』平成 17 年。

①被害状況

- この台風は、瀬戸内地方に高潮による大きな被害をもたらし、香川県高松市に甚大な被害をもたらした。
- 九州において特に被害が大きかった宮崎県においては、27 日から降り始めた雨が、28 日から 29 日にかけて風雨ともに強まり、九州を縦断した 30 日は県内全域で暴風雨となった。これにより、かけ崩れ 9 箇所、土石流 6 箇所、屋根や脚立からの転落による死者 2 名、総額約 4,700 万円の被害が発生した。風台風と呼ばれる暴風の被害が特徴的な台風であり、日南市油津で 30 日 10 時 47 分に 55.8m の最大瞬間風速を観測した。

表 1 台風 16 号による被害状況（宮崎県）

人的被害	住家被害		非住家被害		農地被害		
死 者 2 名	全壊 7 棟	床上浸水 374 棟	公共施設 66 棟	田 流出・埋没 108.71ha	冠水・浸水 1,238.21ha		
重軽傷者 6 名	半壊 16 棟	床下浸水 631 棟	その他 404 棟	畑 流出・埋没 26.19ha	冠水・浸水 581.20ha		
	一部破損 570 棟						

(2) 災害後の主な経過（宮崎県）

- ・8月29日16時から30日12時30分にかけて県内各所に避難勧告が出され、同30日には、西郷村和田地区東郷村福瀬・羽坂・鶴野内・小野田地区に避難指示が出された。
- ・30日、陸上自衛隊より都城市甲斐元町孤立住民の救出活動を実施、宮崎県は災害対策本部を設置し、高岡町・椎葉村に災害救助法を適用した。

表2 災害後の主な経過（宮崎県の取組状況）

年	月日	項目
平成16年	8月27日	雨が降り始める
	8月29日	16:00~8月30日12:30、椎葉村・宮崎市・都城市・西米良村・日之影町・日向市・日南市・延岡市・北川町・北方町・西都市・高鍋町・南郷村・東郷村に避難勧告
	8月30日	8:35 宮崎県知事より椎葉村孤立住民の救出に係る災害派遣要請
		11:00 西郷村和田地区に避難指示
		12:30 東郷村福瀬・羽坂・鶴野内・小野田地区に避難指示
		15:20 自衛隊撤収要請
		宮崎県災害対策本部設置
	8月31日	高岡町・椎葉村に災害救助法適用
	9月2日	全域避難勧告解除
		宮崎県知事、県議会議長がヘリコプターにて視察

【参考文献】

- 1) 宮崎県『宮崎県災害誌第40号 災害の記録 平成16年』平成17年。
- 2) 内閣府ホームページ『平成16年に発生した風水害教訓情報資料集 5台風16号』
[http://www.bousai.go.jp/fsg/。](http://www.bousai.go.jp/fsg/)

2. 災害復興施策事例の索引表

200402	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備						
1.1 復興に関連する応急処置						
施策 1：被災状況等の把握						
施策 2：がれき等の処理						
1.2 計画的復興への条件整備						
施策 1：復興体制の整備		→【20040201, p267】				
施策 2：復興計画の作成		→【20040202, p267】				
施策 3：広報・相談対応の実施						
施策 4：金融・財政面の措置						
2. 分野別復興施策						
2.1 すまいと暮らしの再建						
施策 1：緊急の住宅確保			→【20040203, p267】			
施策 2：恒久住宅の供給・再建						
施策 3：雇用の維持・確保						
施策 4：被災者への経済的支援						
施策 5：公的サービス等の回復						
2.2 安全な地域づくり						
施策 1：公共施設等の災害復旧						
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備						
施策 3：都市基盤施設の復興						
施策 4：文化の再生						
2.3 産業・経済復興						
施策 1：情報収集・提供・相談						
施策 2：中小企業の再建						
施策 3：農林漁業の再建						

3. 災害復興事例

【20040201】復旧・復興体制の構築（宮崎県）

- ・本災害における、復旧・復興体制に関する記録なし。

【20040202】復旧・復興計画の策定（宮崎県）

- ・本災害の全体的な復旧・復興計画は立案されていないが、この台風16号に引き続き被害を受けた、9月7日の台風18号、9月20日の台風23号の復旧のため、災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急急傾斜地対策事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業が実施された。

【参考文献】

- 1) 宮崎県土木部砂防課『台風16号・18号・23号により発生した土砂災害』。

【20040203】自己所有地への仮設住宅設置（椎葉村）

- 宮崎県椎葉村では、台風により家屋の裏山が崩れるなど、自宅に住めない状態となり、土地がないこともあって、被災者の自己所有地に8棟を建設した。
- 村内8カ所に工事箇所が分散したため、工期が1ヶ月ほどかかった。

事例コード | 200403

2004 年（平成 16 年） 台風 23 号

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成 16 年 10 月 13 日 9 時にマリアナ諸島海域で発生した台風 23 号は、18 日 18 時に大型で強い勢力となり沖縄の南海上を北上した。19 日に沖縄本島から奄美諸島沿いに進み、20 日 13 時頃、大型の強い勢力で高知県土佐清水市付近に上陸した後、15 時過ぎ、高知県室戸市付近に再上陸した。その後、18 時前、大阪府南部に再上陸して、近畿地方、東海地方に進み、21 日 3 時に関東地方で温帯低気圧となった。



図 1 台風 23 号の進路図

(出典) 国土交通省河川局防災課災害対策室『災害列島 2005 2004 年の災害を振り返る』平成 17 年。

○被害状況

- 全国各地で 8 月末から 10 月下旬にかけ、台風第 16 号、18 号、21 号の大型台風により、豪雨、暴風の結果、山などの保水能力が低下して、斜面崩壊や土砂流出が発生しやすくなっているところに、さらに大規模な降雨があったことから、大きな被害につながった。
- 全国で人的被害は、死者 95 名、行方不明者 3 名、重傷負傷者 121 名、軽傷負傷者 431 名、住家被害は、全壊 893 箇所、半壊 7,764 箇所、一部破損 10,841 箇所、床上浸水 14,330 箇所、床下浸水 41,228 箇所となった。
- 特に被害が大きかったのは兵庫県である。兵庫県豊岡市では、円山川と出石川が氾濫し市内は泥水の海のようになった。

表 1 人的・住家被害（兵庫県・香川県・京都府）

都道府県名	人的被害（人）				住家被害（棟）				
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	浸水	
			重傷	軽傷				(床上)	(床下)
兵庫県	26	0	41	91	767	7,128	1,385	1,711	9,046
京都府	15	0	8	42	28	214	2,494	3,121	4,171
香川県	11	0		15	53	65	222	4,826	13,050

(2) 災害後の主な経過（兵庫県）

- ・兵庫県但馬地域では、200mm/24h を超える雨が 10月 20 日の 8:00～22:00 に、淡路地域では、300～350mm/24h を超える雨が、特に 20 日 6:00～18:00 の 12 時間に集中して降った。
- ・10月 20 日 15:40 に自衛隊へ孤立住民の救助に関する災害派遣要請を行い、同日 16:40 に災害対策本部を設置した。また、災害救助法が 5 市 13 町に適用された。
- ・11月 18 日に、兵庫県「災害復興対策検討チーム」が設置され、後の「災害復興室」に引き継がれた。

表2 災害後の主な経過（兵庫県の取組状況）

年	月日	項目
平成16年	10月20日	7:00 兵庫県全域に暴風警報が発表されたことから、災害警戒本部を設置
		12:10～20:00 南光町に最初の避難勧告、その後、40市町に避難勧告。
		15:40 兵庫県知事から、自衛隊へ孤立住民の救助に関する災害派遣要請
		16:40 兵庫県災害対策本部、淡路県民局災害対策地方本部を設置
		18:00 但馬県民局、丹波県民局災害対策地方本部を設置
		20:20 北播磨県民局災害対策地方本部を設置
		23時過ぎ、円山川の堤防が決壊、他、出石川、野間川破堤。
		災害救助法の適用を決定（洲本市、西脇市、城崎町、日高町、出石町、西淡町、養父市、黒田庄町、氷上町、津名町、三原町、一宮町、五色町、和田山町、小野市、南淡町、豊岡市、但東町）
	10月22日	知事現地視察
	10月22日 ～10月27日	政府調査団到着。県から国に対し、早期復旧・復興に向け緊急提言
	10月25日	自衛隊の撤収要請
	11月18日	兵庫県「災害復興対策検討チーム」を設置
	11月30日	災害対策本部の廃止

【参考文献】

- 1) 兵庫県『平成16年災害復興誌』平成20年3月。
- 2) 内閣府ホームページ『平成16年に発生した風水害教訓情報資料集 9台風23号』
(<http://www.bousai.go.jp/fsg/>)。
- 3) 豊岡市ホームページ『被害状況（豊岡市台風23号災害報告3）』
(<http://www.city.toyooka.lg.jp/www/contents/1139549016796/index.html>)。

2. 災害復興施策事例の索引表

200403	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握		● →	【20040301, p273】 【20040302, p273】		
施策 2：がれき等の処理		● →	【20040303, p273】		
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		● →	【20040304, p274】		
施策 2：復興計画の作成		● →	【20040305, p275】		
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保			● →	【20040306, p275】	
施策 2：恒久住宅の供給・再建		● → ● →	【20040307, p276】 【20040308, p276】	● → ● →	
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援		● →	【20040309, p276】		
施策 5：公的サービス等の回復		● →	【20040310, p276】		● →
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧					
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備					
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談	● →	【20040311, p277】	● →		
施策 2：中小企業の再建	●			【20040312, p277】	
施策 3：農林漁業の再建		【20040314, p278】 【20040315, p278】	● → ● →	【20040313, p277】	● → ● →

3. 災害復興施策事例

【20040301】浸水等による住宅被害の認定に係る内閣府通知の解釈（兵庫県）

○趣旨

- ・兵庫県では、台風等の自然災害の被災者に対する被災着生活再建支援法の積極的活用を図る観点から、平成16年10月28日府政防第842号内閣府政策統括官(防災担当)通知「浸水等による住宅被害の認定について」について、その趣旨を最大限に生かすとともに、被害認定事務の簡素化、効率化を図るための解釈を示した。

○各部位の損傷程度の考え方

内閣府の運用指針では、部位ごとの損傷程度が、それぞれ2段階で設定されている。本県においては一連の台風による浸水被害の甚大さを考慮して、各部位の損傷程度を以下のとおり取り扱う。

表 各部位の損傷程度の考え方

部位	内閣府の運用指針による損傷程度 (浸水被害、木造・プレハブの場合)	内閣府通知(H16.10.28)の趣旨を踏まえた損傷程度
屋根	程度I : 25%、程度II : 50%	程度I : 25%、程度II : 100%
床	程度I : 25%、程度II : 50%	程度I : 25%、程度II : 100%
外壁	程度I : 50%、程度II : 100%	程度I : 50%、程度II : 100%
内壁	程度I : 30%、程度II : 100%	程度I : 30%、程度II : 100%
天井	程度I : 30%、程度II : 100%	程度I : 30%、程度II : 100%
建具	程度I : 15%、程度II : 100%	程度 : 60%
設備	損害割合1～5% (損傷状況による)	損害割合 : 5%
柱等	(外力による被害が生じていない場合) 損傷程度の設定なし (外力による被害が生じている場合) 程度I : 10%、程度II : 25%、程度III : 50% 程度IV : 75%、程度V : 100% ※なお、損傷率(損傷柱の本数/柱の全数×各柱の損傷程度)が75%以上の場合は、全壊と判定する。	(外力による被害が生じていない場合) 程度I : 10%、程度II : 25% (外力による被害が生じている場合) 同左
基礎	(外力による被害が生じていない場合) 損傷程度の設定なし (外力による被害が生じている場合) 損傷基礎長／外周基礎長	同左

(注)内閣府の運用指針では、柱については水流等の外力による被害が生じている場合のみ、損害を認定できることとなっている。しかしながら、柱については、外力による被害が生じてなくとも、長時間浸水することにより、腐食の発生が助長され、将来において構造的な欠陥が生じるおそれがあること等から、本県においては、このような場合でも柱の損害を認定できることとする。

【20040302】商工被害の調査（豊岡市）

○初期の概要把握

- ・初期は、商工会議所が全会員に対して独自に実施した調査や、地場産業である鞆協会が実施した調査で被害を把握した。
- ・それ以外に、市でも独自に調査を実施した。

○被害額の推計

- ・県の指導で、各行政区単位の家屋被害率と事業所数・従業員数のデータを作成した。今回の災害では、3,462事業所の内、1,800を越える事業所で被害があった。
- ・被害額の推計に際しては、県とデータをやりとりして、県がデータの加工・処理を行った。売上額のデータなどについては、県民局の持つ所得申告の額なども必要だった。
- ・中小企業関係の激甚指定にあたっては、激甚被災地では対象事業所の約4割、その他の場所では約2割の事業所の実態調査が必要とのことであった。今回は、約650件について、土地、建物、機械設備、商品・原材料被害などについて、実態調査データを作成して報告した。調査は、11月から初めて、中旬まで実施した。

【20040303】災害土砂の再利用（高松市）

○高松市では川の氾濫などで発生した土砂を特殊処理し、建設用土としての再利用を試みた。

○概要

- ・河川の浚渫工事現場などで用いられる技術を転用し、土砂の有効利用と処理費の縮減につなげる。

- ・泥土に特殊な固化材を混ぜて粒状土に変える「泥土均一粒状化工法」により、被災地から回収した土砂を道路の盛り土材などとして再利用することで、埋立処分に比べ安いコストで処分可能。

【20040304】復旧・復興体制の構築（兵庫県）

○経緯

- ・台風23号では、淡路、但馬地域を中心に死者が26人、家屋の全半壊が約1万世帯、床上・床下浸水が約1万1千世帯など甚大な被害が発生した。
- ・これまでの災害復旧・復興は、担当する個々の組織(部局)が個別に対策を実施することが一般的だったが、今回の災害では、起こった現象に対して、被害原因の分析により、横断的・総合的な復旧・復興対策を推進する必要が生じた。
- ・兵庫県では、農林水産部と県土整備部及び県民局の連携を図るため、本庁に「災害復興室」を、県民局に「但馬地域災害復興室」(但馬県民局)及び「淡路地域災害復興室」(淡路県民局)を設置した。
- ・災害復興室では、台風23号の被害原因と対策を分析するとともに、災害から早期復旧・復興を目指し、農林水産部と県土整備部が連携・調整すべき重点地区・重点路線などについて、めざす復興後の地域の姿を念頭に置きつつ、復旧・復興事業推進計画(中間報告)を取りまとめた。

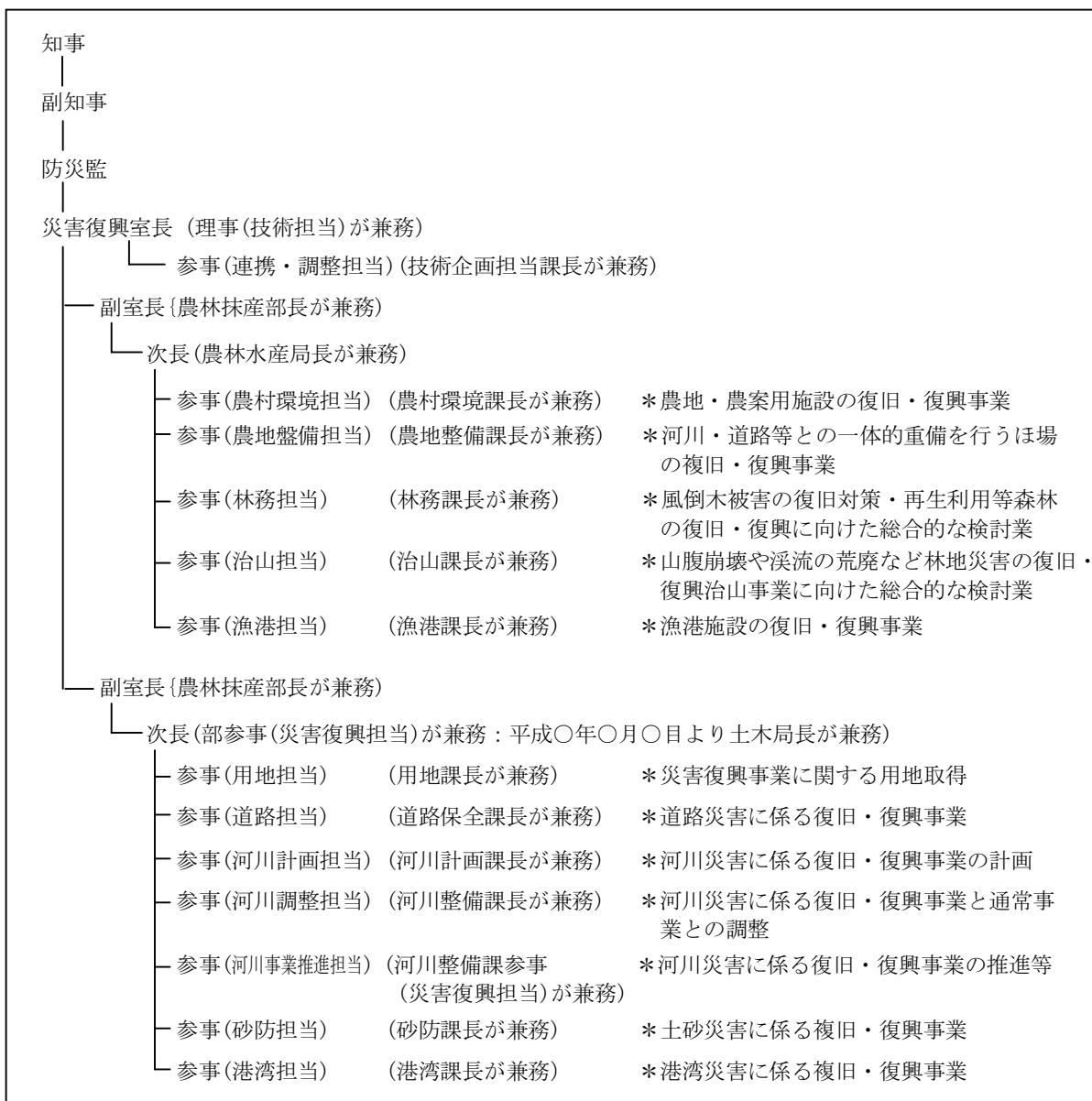


図 本庁の災害復興室の構成

- ・兵庫県は、「兵庫県台風第23号災害検証委員会」を設置、分野別にワーキング部会（構成：担当委員、行政（県、市町）、関係団体等）を設置し、検証担当委員を中心に具体的な課題抽出、対応方策の検討等を行ったうえ、委員会で横断的に検討し、取りまとめを行った。

検証分野	検証担当委員	
本部体制・機関連携	林 春男 京都大学防災研究所教授 室崎益輝 独立行政法人消防研究所理事長（委員長）	ワーキング部会
災害情報・要援護者対策	片岡敏孝 群馬大学工学部教授 松原一郎 関西大学社会学部長 山中茂樹 関西学院大学災害復興制度研究所主任研究員・教授	ワーキング部会
災害ボランティア	渥美公秀 大阪大学大学院人間科学研究科助教授 高梨成子（株）防災＆情報研究所代表	ワーキング部会
治山・治水	沖村 孝 神戸大学都市安全研究センター教授 片岡敏孝 群馬大学工学部教授 村本嘉雄 京都大学名誉教授	ワーキング部会

図 検証体制

【参考文献】

- 1) 兵庫県『平成16年災害復興誌』平成20年3月。
- 2) 兵庫県台風第23号災害検証委員会『台風第23号災害検証報告書』平成17年12月。

【20040305】復旧・復興計画の策定（兵庫県）

○復旧・復興事業推進計画(中間報告)の概要

- ・台風23号による被災原因分析と対策の検討を踏まえ、重点地区・重点路線の復旧・復興対策(案)、復興対策提示上の留意事項、めざす復興後の地域の姿などを提示。
- ・さらに、農林水産部及び県土整備部が各部で実施する事業と、連携・調整する重点地区・重点路線を明示した。

【20040306】仮設住宅の代替としての民間アパート借上げ提供（豊岡市）

○仮設住宅の代わりとして、43戸の民間アパートを提供した。

○民間アパートの確保・契約

- ・宅建業界但馬支部に協力を要請して住宅情報を把握した。なお、制度の対象とならない被災者に対しても、相談に乗ってくれるよう要請した。
- ・民間アパートの提供については、光熱費は自己負担となるが、家賃、共益費、敷金・礼金、仲介料、保険などの扱いが問題となった。最終的には、家賃、共益費、仲介料、損害保険料は災害救助法で支出されることになった。
- ・各业主との契約では、敷金・礼金はなしとした。ただし、退去時の現状復旧費用として2ヶ月分を先に支払うこととなった。业主との契約は、6ヶ月単位。契約時に3ヶ月分、そこから年度末までの分、4月から契約終了までの分の3回の支払いとした。
- ・アパートの条件は、応急仮設住宅の29.7m²を念頭に置いて、家族数に応じて必要な広さを確保した。
- ・家賃の目安は、あまり新しくないアパートを想定して、5万円以下とした（概ね築15～20年）。応急仮設住宅の代わりなので、新築に入居するというのは避けた。また、みんなが希望すると戸数を確保できないことから、戸建ては除外した。
- ・入居期間については、持ち家が被災した人は1年、アパートが被災した人は6ヶ月とした。これは、水害であること、被災者にできるだけ自立してもらおうということで決めた。

○被災者への対応

- ・11月2日からの相談は全部記録し、併せて、所得調査に関する委任状を提出してもらった。これは、所得証明にも費用がかかり、住民票を異動しておらず他市町村から所得証明を入手する必要があるケースなどもあり、その被災者の手間を軽減させようとしたものである。
- ・各世帯の希望ができるだけ入れながら宅建業界但馬支部から得た情報をもとに、部屋を借りおさえした。希望の多かったのは自宅に近いところ、児童・生徒がいる家庭では学区が変わらない範囲、というものだった。坂がある、部屋が小さい、ペットが飼えない、町中にしかアパートがないので畠仕事に行けない、などの理由で辞退した人もいる。
- ・最初に申し込んだ人と後になって申し込んだ人とで、入居した部屋のレベルに違いが出てしまった面がある。初期は、アパートが被災して部屋がなかったが、しばらくすると復旧して、後に申

し込んだ人が自宅の近くに住めたり、家賃が高くて残っていたアパートに入居できたりした。

【20040307】住宅再建への各種支援（兵庫県）

○台風23号などの被災者に対して、兵庫県では、各種支援制度を創設した。

(1) 住宅再建支援制度

- ・国の被災者生活再建支援法の年収・年齢要件を緩和し、年収800万円以下なら年齢にかかわらず、支給を受けられるようにした。
- ・さらに再建・補修経費として、全壊100万円、大規模半壊75万円、半壊50万円、床上浸水25万円を独自に上乗せ支給。

(2) 「住宅復興ローン」創設

- ・阪神・淡路大震災時の例にならい、「ひょうご住宅災害復興ローン」を新たに創設。
- ・住宅の再建・補修を行う世帯が対象で、再建には最高800万円が融資される。金利は、住宅金融公庫災害復興住宅融資に連動。現在は1.8%。同融資など他の融資との併用も認められる。
- ・同ローンや同融資などを利用する世帯には、2.5%を上限に5年間、県と市町で利子補給を行う。

(3) 一時転居者支援制度

- ・自宅の再建や補修が終わるまで、仮設住宅や県営住宅の空き家提供を利用せずに、民間賃貸住宅に入居する世帯に、家賃の半分(上限3万円)を原則6カ月まで県と市町で助成する。

(4) 耐震化工事助成事業枠の拡大

- ・耐震化工事に対する最高50万円の助成事業について、それまで対象とならなかった1981年以降に建築された家屋でも、台風で耐震性が低下している場合は助成対象に加える。

(5) 小規模ながけの崩壊対策事業の実施

- ・人家に被害を与える可能性が高い急傾斜地について、擁壁を設けるなどの緊急対策を行う。
- ・傾斜度30度以上のがけで、高さが5メートル以上あることが要件。
- ・国の補助事業は、人家が2戸以上で事業費も600万円以上の場所が対象だったが、今回は一戸だけでも対象とし、事業費も100万円以上とした。県と市町が負担する。

【20040308】地域再建被災者住宅等支援補助金（京都府）

○被災者生活再建支援法で措置されない住宅等再建費用の3/4を京都府と市町村で補助する制度を創設。

表 補助金制度の概要

項目	内 容
補助金の対象経費割合	○被災者：自己負担1/4 ○府・市町村：補助金3/4
補助金の対象者	○府内の住宅に自ら居住し、被害を受けた者 ○同一市町村内で住宅を建替、購入又は補修して引き続き居住しようとする者
対象経費	○住宅の建替・購入・補修経費
補助限度	○全壊300万円、大規模半壊200万円、半壊150万円、一部破損・床上浸水50万円
特例措置	○高齢者・障害者・母子寡婦世帯で低所得世帯(生活保護基準の1.8倍以内)については、対象経費20万円までは自己負担なし。

【20040309】税の減免等（豊岡市）

○実施方法の検討

- ・担当課としては、職権による減免が実施の手間がかからない方法だったが、国の通知では申請主義となっていること、市民に減免が実施されることを知つてもらうことの重要性、の2つの観点から、申請で対処することとした。

○適用方法

- ・住民税、国保税については、住宅被害の二次調査の判定率をもとに減免率を決定した。3割以上の被害となる場合に適用される。
- ・固定資産税については、全ての建物が対象になることから、従来と同様に一次調査の結果から、浸水深に応じた減免率(床上40cm、90cmで区分)とした。この減免率は平成2年の水害の際に作成したものである。なお、償却資産については、申告に基づいた。
- ・一世帯が一回で申請ができるような申請書を作成して、被災者の手間を軽減した。
- ・固定資産税の減免に関する申請率は、制度対象者の概ね70%程度だった。合併もあり、年度内の事務処理が必要なことから、申請は1月20日で締め切った。過去の災害では、期限後に申請要望が

出るなどのトラブルがあったが、今回は周知も徹底したためもあってか、トラブルはほとんどない。

【20040310】被災地を支援する市民活動への助成（神戸市）

- 被災地を支援する市民活動への助成
- 対象活動：台風23号または新潟県中越地震の被害を受けた地域（災害救助法適用地域）で市民団体が自ら企画・提案、実施する活動で、以下のもの。
 - A：被災地におけるボランティア活動をコーディネートする活動。
 - B：被災地における市民活動のニーズを把握し、発信・提案する活動。
 - C：阪神・淡路大震災の教訓を活かし、被災地における市民生活の課題を具体的に解決する活動（義援金、生活物資の募集、送付活動を除く）。
- 助成金額
 - ・助成対象経費の合計額の範囲内で50万円を限度
- 助成実績：26件

【20040311】商工被害の調査（豊岡市）

- 初期の概要把握
 - ・初期は、商工会議所が全会員に対して独自に実施した調査や、地場産業である鞆協会が実施した調査で被害を把握した。
 - ・それ以外に、市でも独自に調査を実施した。
- 被害額の推計
 - ・県の指導で、各行政区単位の家屋被害率と事業所数・従業員数のデータを作成した。今回の災害では、3,462事業所の内、1,800を越える事業所で被害があった。
 - ・被害額の推計に際しては、県とデータをやりとりして、県がデータの加工・処理を行った。売上額のデータなどについては、県民局の持つ所得申告の額なども必要だった。
 - ・中小企業関係の激甚指定にあたっては、激甚被災地では対象事業所の約4割、その他の場所では約2割の事業所の実態調査が必要とのことであった。今回は、約650件について、土地、建物、機械設備、商品・原材料被害などについて、実態調査データを作成して報告した。調査は、11月から初めて、中旬まで実施した。

【20040312】被災中小企業への支援（兵庫県）

- 被害状況
 - ・台風第23号では、兵庫県の但馬地域や北播磨地域、淡路地域などで多くの中小製造業が水害による被害を受けた。地場産業では、豊岡の鞆、西脇の播州織、淡路の淡路瓦や線香などの産地が大きな被害を受け、とりわけ豊岡鞆、播州織産地では、産地全体の生産供給体制に支障を生じるに至った。
- 取り組み
 - ・兵庫県では直ちに被害状況調査を実施すると共に、北播磨、但馬、丹波、淡路及び神戸に金融等特別相談窓口を開設した。
 - ・併せて、現地での課題解決を図るために被災中小企業総合支援チームが派遣した。
 - ・また、1) 経営円滑化貸付（災害復旧枠）の拡充、2) 県制度融資等の2,000万円までの融資に対して3年間実質無利子化する利子補給制度の創設、3) 地場産業等振興資金を拡充しての事業者向け及び産地組合向けの災害復旧貸付制度の創設、4) 被災地場産業のための政府系金融機関からの借入金に対する利子補給及び商工組合中央金庫と連携した融資促進のための損失補償、を実施することとした。
 - ・さらに、産地の復旧をアピールするため、見本市出展等を支援する被災地場産業イメージアップ対策事業などの支援策を講じた。

【20040313】被害農家への営農指導（兵庫県）

- 台風23号により農作物に深刻な被害が出たのを受け、兵庫県南淡路農業改良普及センターでは、農家の緊急支援を実施。
- 緊急支援の内容
 - ・職員らは台風が通過した翌日から、現地調査班と事務所での電話対応で、被害の取りまとめや被害状況マップづくりに着手し、被災市町や農協とも連携し、情報の共有を図った。
 - ・海水が流れ込み塩害を受けた田畠の土壤の調査を実施。

- ・農家への支援策として、傷んだ農作物ごとに最適な薬剤の種類や散布方法などを指導。冠水した苗の植え直しや、農業用施設や排水路の復旧に向けた助言を実施。
- ・被害の程度に合わせて、ほ場整備や苗の管理、衛生上の注意などを盛り込んだ資料をつくり、農協を通じて農家に配布。

【20040314】森林災害に関する復旧対策の検討（兵庫県）

○兵庫県森林災害復旧対策委員会

- ・台風23号災害等により30～40年生を中心としたスギ、ヒノキの壮齡林が倒伏、幹曲がり、折損に加え、林地崩壊や林道・作業道にも多大な被害が発生した。
- ・兵庫県では、造林、生態、木材構造、木材搬出、砂防工学の専門家からなる「兵庫県森林災害復旧対策委員会」を設置し、被害メカニズムの解明と風倒木の安全な搬出方法や利活用方策、災害に強い森づくりについて検討を行い、報告書をとりまとめた。

○報告書では、以下の内容が示された。

- (1) 被害メカニズムの解明
- (2) 風倒木の処理及び利用(安全な風倒木の搬出方法、有効な風倒木の利活用方策)
 - ・風倒木の損傷程度に応じた利活用に当たっての基本方針
 - ・風倒木の用途(集成材用ラミナ、土木工事用資材、チップとしての利用)
 - ・二次災害防止と林地の保全対策
- (3) 災害に強い森づくり(被災を受けたスギ・ヒノキ林における復旧方法、管理方法等)

【20040315】まいづる農業災害ボランティア派遣事業（舞鶴市）

○舞鶴市では、台風で甚大な被害を受けた農地等について、農地、農業用施設災害復旧事業の対象とならない田畠の石、ゴミの片づけ、用排水路の泥上げ等にボランティアを募り、派遣する事業を実施した。

○主催者：まいづる農業災害ボランティアセンター事務局(舞鶴市経済部農林課内)

○募集条件

実施日：土・日曜日(平成16年度中)

実費：1000円(風呂代)

持ち物：昼食、飲み物、雨カッパ、長靴、軍手、タオル、着替え、ぼうし

服装：汚れてもいい服(作業服)で参加

事例コード | 200404

2004年（平成16年） 新潟県中越地震・新潟県

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成 16 年 10 月 23 日夕刻、中越地方を襲い、最大震度 7 を記録した新潟県中越地震は、避難者約 10 万人、住宅損壊約 12 万棟などの直接被害、風評被害や上越新幹線の不通による観光影響など、大きな経済的影響を及ぼした。山古志村（現長岡市）を中心とした地域では地震により多くの箇所で崩壊や地すべりが発生し、芋川流域では大規模な河道閉塞が発生して東竹沢地区などで人家が水没するなどの被害が生じた。

さらに、震災に引き続き 19 年振りとなる豪雪に見舞われ、被災地では、約 3,000 世帯、9,000 人を超す被災者が応急仮設住宅での生活を余儀なくされた。

①発生日時

平成 16 年 10 月 23 日 17 時 56 分

②地震の規模：マグニチュード 6.8

表 1 被害一覧（平成 20 年 9 月 24 日現在）

区分		被害	
人 的 被 害	死 者	人	68
	行方不明者	人	0
	負傷者	重 傷	人 632
住 家 被 害	全 壊	棟	3,175
		世帯	3,138
	大規模半壊	棟	2,167
		世帯	2,154
	半 壊	棟	11,643
		世帯	11,935
	一部損壊	棟	104,510
		世帯	112,743
	非住家被害	棟	41,340

（出典）新潟県『新潟県中越大震災による被害状況について（第 173 報）』平成 20 年 9 月 24 日現在。

表 2 被害額

[単位：億円]

施設等	被害額	被害内容
建築物	11,338	住家 6,389、非住家 4,949
鉄道	625	
公共土木施設等	1,934	
・高速道路	249	
・国管理道路・河川等	237	道路 157、河川 80
・県管理道路・河川等	652	道路 498、河川 111、橋梁 27、下水道 16
・市町村管理道路等	440	道路 256、下水道 167、橋梁 8、公園 6、河川 3
・斜面崩壊	356	国：芋川河道閉塞 86 県：砂防 270
文教施設	172	
農林水産施設等	1,305	
保健医療・福祉施設	15	
・県立病院	1	
・医療機関	6	
・社会福祉施設	8	
水道施設	38	
電気・ガス施設	89	電気 34、ガス 55
通信・放送施設	32	
商工関係施設	781	
その他の公共施設	13	廃棄物処理施設、市町村庁舎
その他	200	市町村災害廃棄物処理費
合計	16,542	

（出典）新潟県中越大震災記録誌編集委員会編集『中越大震災 前編・雪が降る前に』平成 18 年 3 月。

○こうした甚大な被害を踏まえ、次のような各種の特例的な措置がなされた。

- ・厚生労働省は災害救助法の住宅の応急修理制度について、①対象者の範囲、応急修理の範囲及び手続きについての弾力的な取扱、②応急修理費用の限度額を 60 万円に引き上げた。
- ・被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金支給制度は新潟県全域に適用。
- ・新潟県中越地震による災害が特定非常災害として指定され、行政上の権利利益の満了日の延長等の措置や、民事調停法による調停の申立ての手数料を免除する措置が講じられた。また、罹災都市借地借家臨時処理法第 25 条の 2 の災害として、滅失した建物の借主等の権利の保護が図られた。
- ・激甚災害として指定され公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置等、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等が適用された。なお、この災害と台風第 23 号については特例的な措置として被災地方公共団体からの被害状況の報告を待つことなく、関係各省庁の職員を現地に派遣する等により被害状況が取りまとめられ、激甚災害指定の可否の判断が行われた。

- ・運用益で被災者に対してきめ細かい支援を行う 3,000 億円規模の復興基金の造成について、必要な地方債の許可とその利子支払額に対する交付税措置が行われることとなった。
- ・そのほか、中山間地という特殊性を考慮した各種の措置がなされた。

表3 中越地震の主な被害状況（平成21年1月7日現在）

		被害の概要	
地震の概要	地震規模	マグニチュード 6.8	
	最大震度	震度 7	
災害救助法適用市町村		17 市町村（合併後）	
人的被害	死者（人）	68	
	重軽傷者（人）	4,795	
住家被害	全壊（棟）	3,175	
	半壊（棟）	大規模半壊： 2,167 半壊： 11,643	
	一部損壊（棟）	104,510	
	合計（棟）	121,495	
避難状況	避難所（カ所）	603	
	避難者数（人）	約 103,000	
ライフラインの状況	電気（停電）（戸）	約 300,000（概ね 10 日でほぼ復旧）	
	ガス（停止）（戸）	約 56,000（概ね 2 ヶ月でほぼ復旧）	
	上水道（断水）（戸）	約 130,000（概ね 1 ヶ月でほぼ復旧）	
仮設住宅	建設戸数（戸）	3,460	
	入居世帯数（世帯）	最大 2,935	
	入居者数（人）	最大 9,649	
公共土木施設災害 (金額：査定決定額)	県管理施設	1,485 箇所	68,280 百万円
	市町村管理施設	2,054 箇所	44,000 百万円
	合計	3,539 箇所	112,280 百万円
土砂災害対策 (金額：事業採択額)	災害関連緊急事業（県）	78 箇所	22,775 百万円
	地域防災がけ崩れ対策事業（市町村）	41 箇所	1,075 百万円
	合計	119 箇所	23,850 百万円
地震・被害の特徴		中山間地型・インフラ打撃型 ・新幹線、高速道路等の高速交通網寸断 ・中山間地の地盤災害	

（出典）県民生活・環境部震災復興支援課「ヒアリング資料」平成 21 年 2 月 19 日。

2. 災害復興施策事例の索引表

200404	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→【20040401, p283】			
施策 2：復興計画の作成		→【20040402, p285】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置		→【20040403, p289】 →【20040404, p289】	→		
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保		→【20040405, p294】			
施策 2：恒久住宅の供給・再建		→	→【20040406, p294】 →【20040407, p294】		
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援		→【20040408, p295】 →【20040409, p295】		→	
施策 5：公的サービス等の回復		→	【20040310, p296】	→	
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧					
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備			【20040411, p296】	→	
施策 3：都市基盤施設の復興		→【20040412, p296】	→	→	
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【20040401】復旧・復興体制の構築（新潟県）

地震から2週間余りを経過した平成16年11月8日に、災害対策本部の中に復旧・復興本部を設置した。

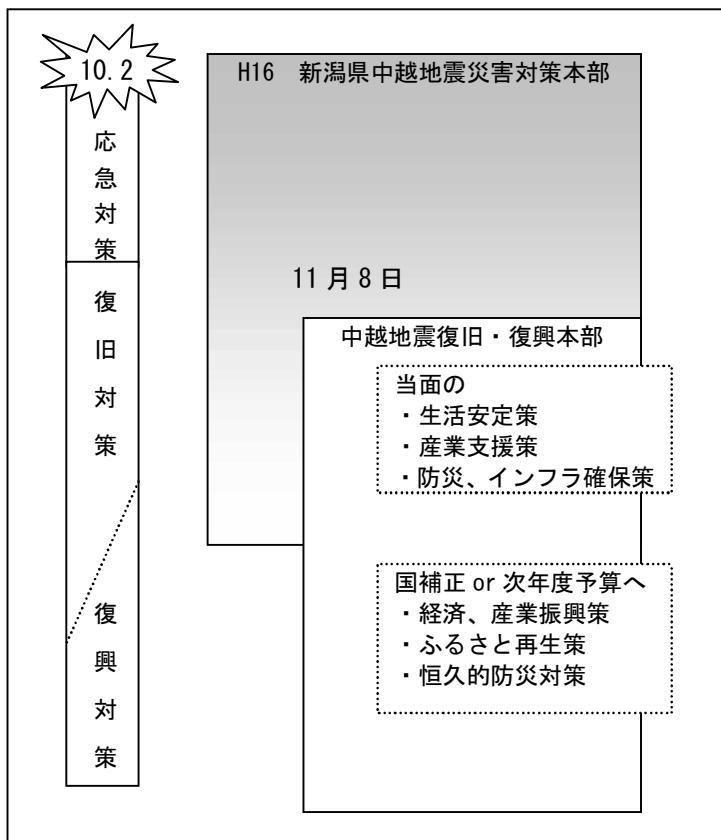


図 災害対策組織移行イメージ

(出典) 災害対策本部『新潟県中越地震復旧・復興本部の設置について』平成16年11月8日。

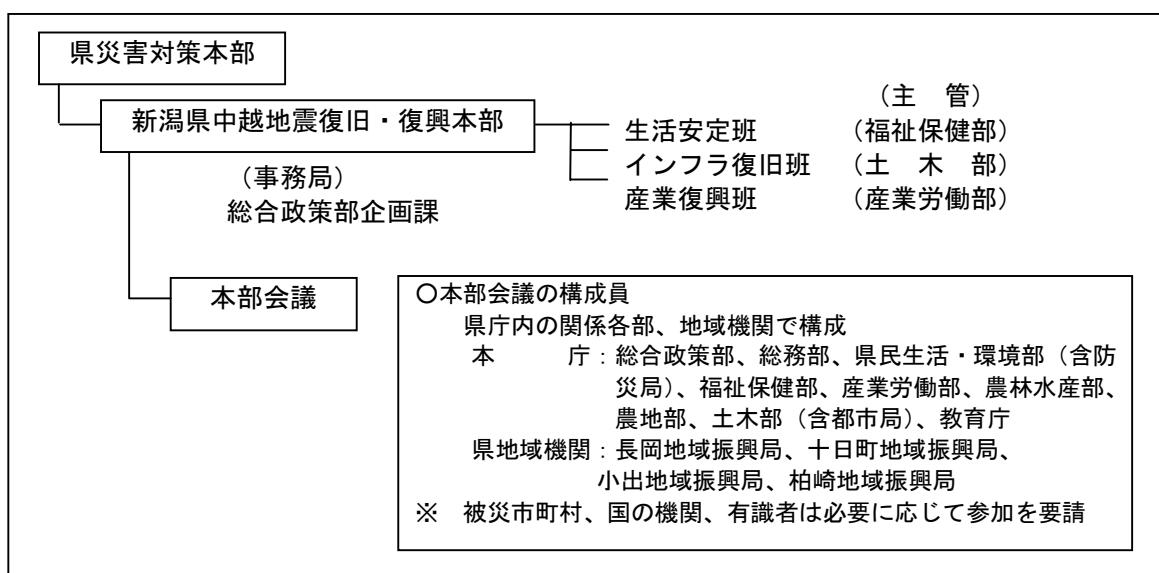


図 新潟県中越地震復旧・復興本部

(出典) 災害対策本部『新潟県中越地震復旧・復興本部の設置について』平成16年11月8日。

表 復旧・復興本部における各班の役割

生活安定班	インフラ復旧班	産業復興班
<p>【主管：福祉保健部】</p> <p>(1)被災地の生活関連物資の需給・価格の安定</p> <p>(2)被災地の生活環境の確保（廃材等災害廃棄物の処理対策など）</p> <p>(3)被災者に対する生活資金の確保</p> <p>(4)被災者に対する租税・公共料金の減免措置</p> <p>(5)被災者の健康管理・こころのケア</p> <p>(6)被災者生活再建のための支援（住宅建設資金制度の運用、仮設住宅・公営住宅の確保など）</p>	<p>【主管：土木部】</p> <p>(1)公共施設の災害復旧（河川、道路、農・林・水産業用施設、学校、福祉施設等の復旧）</p> <p>(2)激甚災害指定のための被害実態調査</p> <p>(3)被災地のライフラインの本復旧</p> <p>(4)被災地の雪害対策</p>	<p>【主管：産業労働部】</p> <p>(1)被災中小企業の経営安定</p> <p>(2)融資等の支援による経営基盤の強化</p> <p>(3)地場産業、農林水産業の復興</p> <p>(4)被災地の雇用の安定</p>

(出典) 災害対策本部『新潟県中越地震復旧・復興本部の設置について』平成16年11月8日。

- その後、平成17年8月9日に復興計画が成案になったので、復興施策の確実な実施と総合調整を行い、速やかな復旧・復興を図るため、知事を本部長とする「新潟県中越大震災復興本部」が設置され、それに伴い復旧・復興本部は廃止された。復興本部の組織は下図のとおりである。
- 復興本部会議の第一回会議は同年10月に開催され、現状報告が行われた。その後、仮設住宅入居者が生活再建の見通しを立てることを最優先課題に取り組みを進め、第二回の開催はそれらに関するめどがつき始めた平成19年4月となった。

【組織】

- ①本部長：知事……本部を統括
- ②副本部長：副知事……本部長を補佐、本部長の職務を代理
- ③本部員：副知事（副本部長以外）、危機管理監、関係部局長、地域振興局長 等
- ④震災復興推進アドバイザーグループ：必要に応じて助言・提言
- ⑤市町村との意見交換：知事と市町村長（市町村復興計画策定7市町）による意見交換会の実施

【幹事会等】

- ・主管課長を構成員とする「幹事会」を設置。
- ・個別課題に対応する「課題別対策チーム」を設置。
- ・市町村復興担当部局と連絡調整会議を実施。

【事務局】県民生活・環境部震災復興支援課

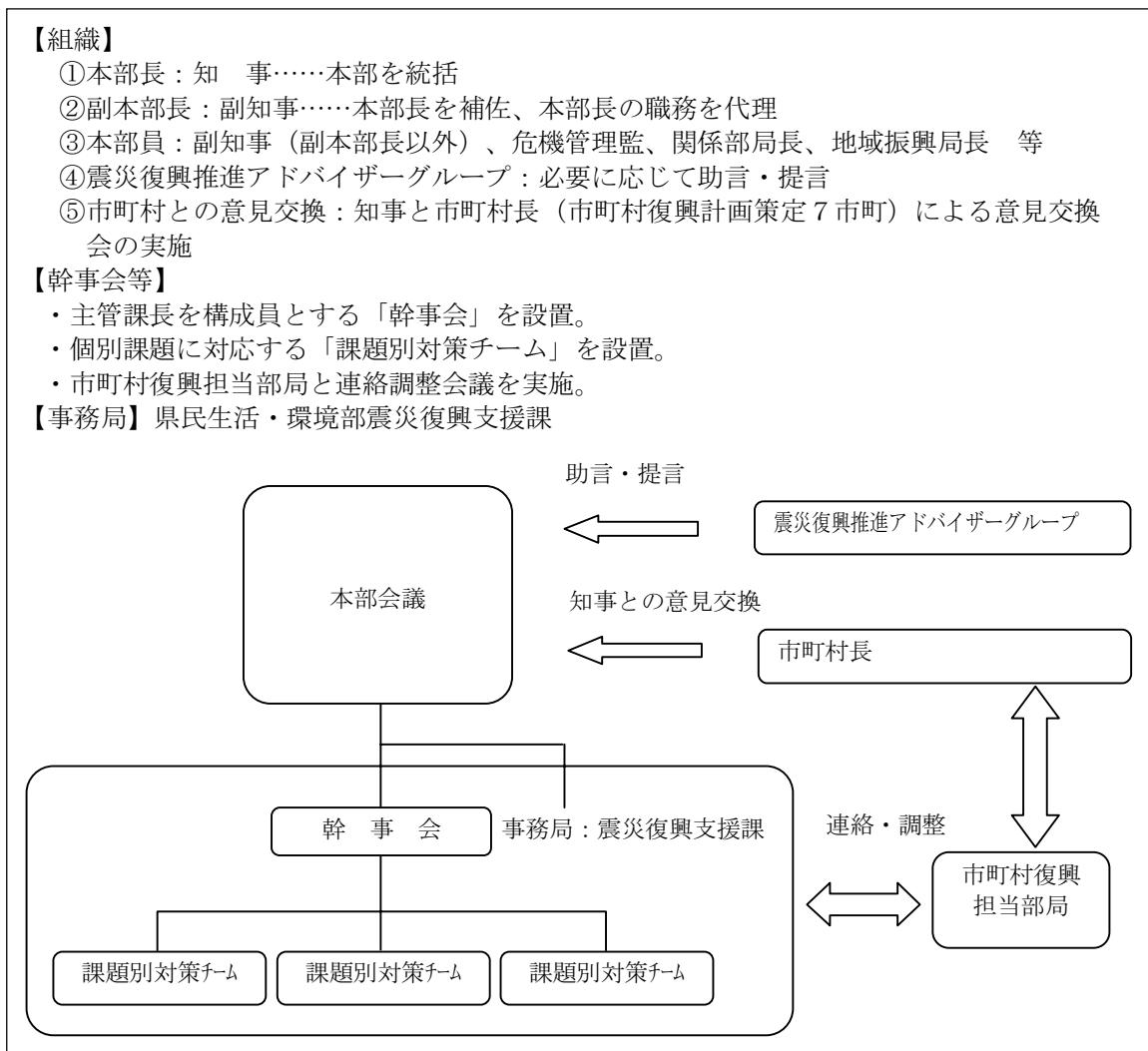


図 新潟県中越大震災復興本部

表 復興本部会議の開催状況

・第1回	平成17年10月18日	・現状報告
・第2回	平成19年4月19日	・現状報告、新潟大学災害復興科学センター復興調査の概要、今後の取組方針討議
・第3回	平成19年9月18日	・復興プロジェクトの検討、今後の課題や施策の方向性等の検討
・第4回	平成20年1月22日	・アドバイザーからの3年間の検証・提言、今後の課題や施策の方向性等検討、復興プロジェクトの検討

【20040402】復旧・復興計画の策定（新潟県）

○復興ビジョンの策定

- ・ヒアリングによれば、新潟県では復興計画の策定に次のように取り組んでいる。
- ・大規模地震からの復興には、被災者や地域の意向を始め、様々な分野の学識経験者など幅広い意見を集約し、地域全体の復興像を描く必要があった。そのため復興計画の策定にあたって、まず、復興の基本的方向と中越地域のあるべき姿を示す「復興ビジョン」を策定した。
- ・復興ビジョンでは、被災地域全体として共有したい夢の像を示し、「創造的復旧」を大きな柱とする復興のコンセプトが提示された。ここで「創造的復旧」とは、「今度の震災のようなことが起これば、旧に復せないもののが数多くあるし、旧を捨てて、かつ全く新しく興せないことも数多くある。旧を踏まえつつその上に新たなものを生み出していくこと、これを「創造的復旧」と呼びたい。」とされている。

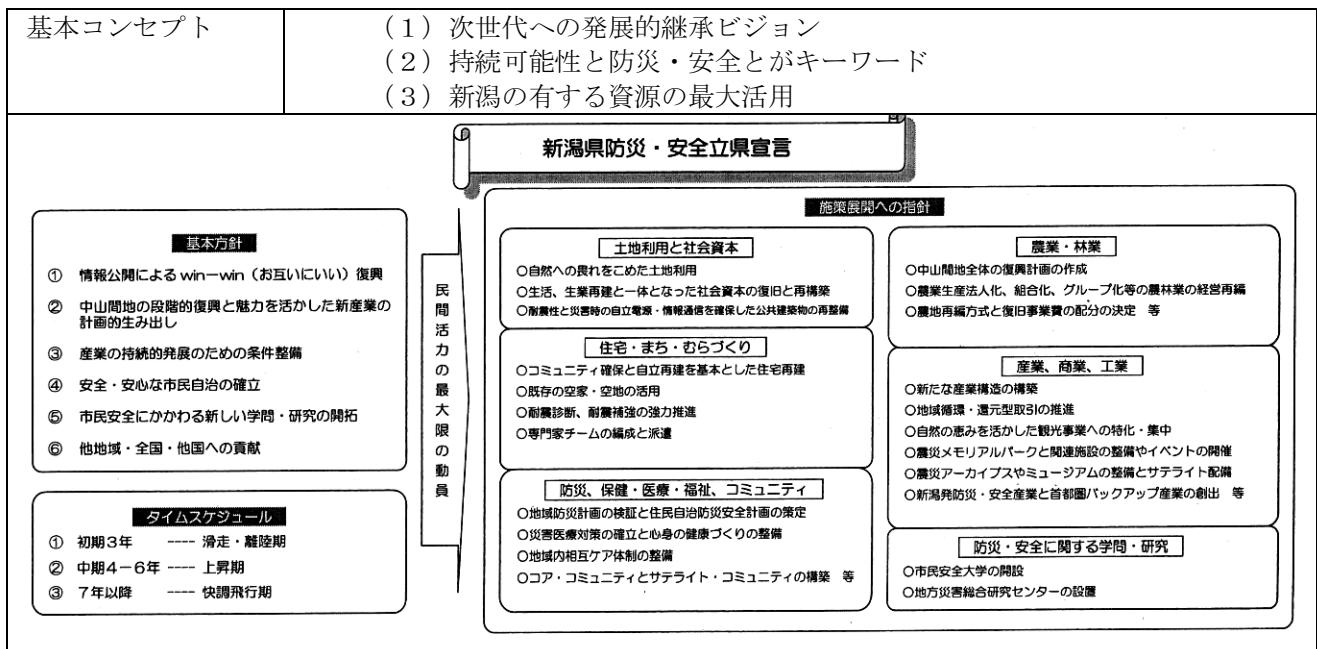


図 中越地震の復興ビジョンの概要

○復興計画

- ・ビジョン策定後は、長岡造形大学の平井教授が講師となって市町村への説明会、意見交換が実施された。その後、各市町村は市民ワークショップなどで被災者の意見をくみ上げながら復興計画を作成していった。県は市町村の取り組みをサポートする、というような役割を担った。復興計画作成は、先ず、市町村が策定に取り組み、最終的には8つの市町村が復興計画を作成した。次いで、県はそれらの計画（あるいは骨子）を踏まえて、県の復興計画を作成していった。平成17年8月時点では復興基金事業も生活再建・住宅再建を中心にメニュー化が進み、これらも踏まえて県の「新潟県中越大震災復興計画」（平成17年8月）がまとめた。

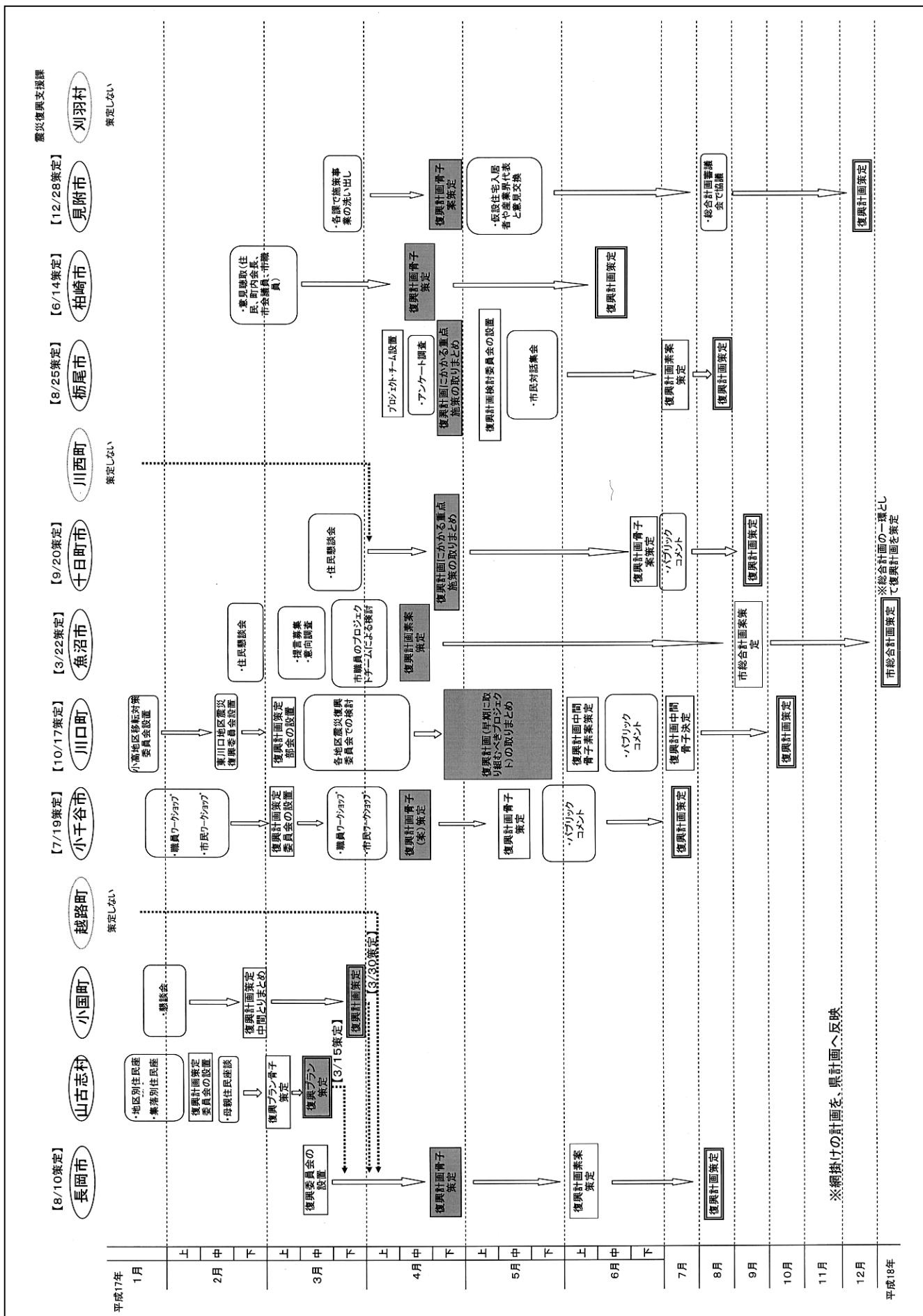


図 市町村の復興計画策定スケジュール

(出典) 新潟県『市町村における震災復興状況の検証』平成 19 年 7 月。

○復興対策の課題と取り組み

- ・ヒアリングによれば、復興において生じた課題への対応について、新潟県では、次のような取り組みを行ったとのことである。
- ・まずは市町村が被災者の支援に取り組むが、市町村でできない広域的なこと、専門性のあることについて県が対応し、県でも対応できないことについては、国に要望していった。また、緊急性のあるものから順次、工夫しながら復興基金を有効に活用して事業をそろえていった。
- ・新潟県が行った特別立法の要望に対して、国からは補正予算等で阪神・淡路大震災に準じた財政措置のほとんどが構ぜられた。平成17年6月には市町村の復興計画を踏まえ、住宅や生業の再建や生活に密接に関係する道路・農地などの早期復旧などの24項目を要望した（下表）。これらの要望により、例えば小規模住宅地区等改良事業で一戸建ての公営住宅が運用改善で認められた。また、宅地災害、防災集団移転促進事業など、国の制度の改正のきっかけとなったと考えられる。宅地の総合的な防災対策は平成18年に国の新規事業（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業）として創設され、その後に発生した中越沖地震における柏崎市の宅地被害からの再建事業にもつながった。
- ・さらに中越沖地震発災後の被災者生活再建支援法の改正では使途制限や年収要件の撤廃、定額支給等による支給手続きの簡略化など、新潟県が主張してきたものが盛り込まれており、被災者生活再建支援制度の見直しにつながった、という面もあっただろう。

表 新潟県の要望事項一覧（◎は「主要な要望事項」）

生活再建（住宅・生業）（8件）

- 被災代替家屋・償却資産の取得等に対する
　　固定資産税等の減額特例措置の創設について ----- 【内閣府、総務省、国土交通省】
- 企業等に対する特例措置について ----- 【内閣府、財務省、経済産業省】
- 養鯉施設復旧の特別措置について ----- 【農林水産省】
- 公営住宅附帯駐車場整備の支援について ----- 【国土交通省】
- 防災集団移転促進事業の採択要件の緩和について ----- 【国土交通省】
- がけ地近接等危険住宅移転事業の拡充について ----- 【国土交通省】
- 小規模住宅地区等改良事業の補助金交付要件の緩和について ----- 【国土交通省】
- 災害廃棄物処理事業の継続について ----- 【環境省】

社会資本の復旧等（5件）

- 被災地域における携帯電話不感地域の早期解消について ----- 【総務省】
- 災害復旧事業の期限の延長について ----- 【農林水産省、国土交通省】
- 「中越大震災」被災箇所における融雪後の取扱いについて ----- 【農林水産省】
- 震災被害地域の災害採択要件（異常気象要件）の緩和について ----- 【国土交通省】
- 土地境界の復元や用地事務の円滑化を図る地籍調査の促進について ----- 【国土交通省】

産業復興の支援（2件）

- 法人事業税における資本割の軽減措置について ----- 【内閣府、総務省、経済産業省】
- 固定資産税減免措置に対する減収補てん措置の充実強化について ----- 【総務省】

安心安全なくらしづくり（8件）

- 防災対策としての情報通信基盤施設整備支援制度の創設について -- 【総務省、消防庁】
- 水道管入替事業における採択要件緩和について ----- 【厚生労働省】
- 水道施設における耐震化事業の補助率の嵩上げについて ----- 【厚生労働省】
- 水道施設の統合整備事業の補助率の嵩上げ及び
　　水道施設耐震化システム事業への支援について ----- 【厚生労働省】
- 視聴覚障害者への災害時緊急情報伝達機器の給付について ----- 【厚生労働省】
- 社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）基準の拡充について ----- 【厚生労働省】
- 介護保険施設緊急入所に伴う介護保険給付費増に対する財政援助について ----- 【厚生労働省】
- 宅地の総合的な防災対策の確立について ----- 【国土交通省】

震災教訓の発信（1件）

- 震災アーカイブス・ミュージアム及び防災研究機関整備事業について
----- 【内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省】

（出典）新潟県『新潟県中越大震災 復興計画 事業計画(平成18年度版)』平成18年4月。

- ・一方、被災地は中山間地域で、復旧段階でも、そのまま元に戻せないものがあり、旧を踏まえつつその上に新たなものを生み出す「創造的復旧」という概念を掲げたが、なかなか理解されなか

った。

○復興計画の点検・見直しと第二次計画の策定

- ・復興計画は、被災地・被災者ニーズを把握しながらフォローアップするものとされ、平成19年度までは、被災地ニーズの把握を行いながら毎年度点検・見直しが図られた。復興事業については、毎年見直しながら取り組んできたが、インフラの復旧がほぼ完了し、応急仮設住宅入居者が自宅や公営住宅に移り新たな暮らしがスタートしていることから、本格的な復興に向けて、再生段階（震災から概ね6年）に向けた計画の見直しを実施し、平成20年4月には「新潟県中越大震災復興計画（第二次）」が策定された。第二次での大きな変更は「人づくり」という観点が入ったことである。

○新潟県中越大震災復興計画（第二次）の策定は次のように進められた。

- ・アドバイザーの意見を聞きながら県復興本部で作成。
- ・市町村の復興状況については、各市町村に復興計画の項目の検証を依頼。
- ・復興の全体状況についてはアドバイザーから意見、提言を聴取。
- ・その他、新潟大学復興支援センターとの意見交換、副市長との意見交換、などを実施。

I 生活再建支援策																																						
1 生活再建																																						
(1) 住宅再建																																						
<u>これまでの主な取組</u>																																						
<ul style="list-style-type: none">○ 被災者生活再建支援制度や復興基金事業を通じての被災者の住宅再建支援（長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、魚沼市、川口町）○ 仮設住宅入居者との定期懇談会の実施（長岡市、見附市、川口町）○ 宅地被災者へ分譲するための市有地の宅地造成の実施（魚沼市）○ 中山間地型復興住宅の提案、供給体制の構築（長岡市）○ 被害の甚大な地区的地盤調査の実施（柏崎市）○ 罹災公営住宅、一般公営住宅等の建設（長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、川口町）○ 防災集団移転等の移転先団地の造成（長岡市、小千谷市、川口町）○ 高齢者集合住宅の建設や建設に向けた調査等の実施（十日町市、魚沼市）○ 被災家屋の災害廃棄物の運搬・処理支援（長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、魚沼市、川口町）○ 中越大震災をベースとした震災廃棄物処理計画の策定（魚沼市）																																						
〔取組の進捗度〕																																						
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>長岡市</th><th>柏崎市</th><th>小千谷市</th><th>十日町市</th><th>見附市</th><th>魚沼市</th><th>川口町</th></tr></thead><tbody><tr><td>目標以上 (100%以上)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ほぼ目標どおり (100~80%)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>目標を下回る (80%以下)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>								長岡市	柏崎市	小千谷市	十日町市	見附市	魚沼市	川口町	目標以上 (100%以上)								ほぼ目標どおり (100~80%)	○	○	○	○	○	○	○	目標を下回る (80%以下)							
	長岡市	柏崎市	小千谷市	十日町市	見附市	魚沼市	川口町																															
目標以上 (100%以上)																																						
ほぼ目標どおり (100~80%)	○	○	○	○	○	○	○																															
目標を下回る (80%以下)																																						
<u>今後の主な取組</u>																																						
<ul style="list-style-type: none">○ 復興基金事業による支援継続や事業の積極活用に向けた周知徹底（長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、魚沼市、川口町）○ 中山間地型復興住宅の普及推進の継続（長岡市）○ 高齢者集合住宅の建設に向けた具体的ニーズの把握や計画協議等（十日町市）																																						
<u>主な課題</u>																																						
〔住宅再建支援〕																																						
<ul style="list-style-type: none">○ 既存の制度の抱える様々な矛盾や不備の改善と再建速度による不平等・不公平感の解消（小千谷市）○ 集団移転対象地で移転しない被災者がいる（川口町）○ 高齢者世帯等の小家族向けの住宅の確保（十日町市）○ 高齢者集合住宅建設事業全体の進め方について再検討が必要（十日町市）																																						
〔災害廃棄物の処理〕																																						
<ul style="list-style-type: none">○ 災害廃棄物処理事業の国庫補助の終了による市単費負担の増加（見附市）																																						

図 市町村による検証結果の例

(14項目についてこうした検証が行われた)

(出典) 新潟県『市町村における震災復興状況の検証』平成19年7月。

- ヒアリングによれば、復興進捗状況の評価については次のような難しさがあるとのことである。
- ・復興進捗状況の評価は今後、取り組んでみたい課題であるが、最初の復興計画においてはそうした評価指標の設定などは行っていない。復興の定義がはつきりしない中で、復興指標、達成目標として定量化できるものがなかなかない。例えば住宅再建では、応急仮設住宅の解消など、目に見えるものしか評価できない。
- ・なお、阪神・淡路大震災で兵庫県が実施したものと同様の復興感に関するアンケートは新潟大学復興支援センターと連携研究で実施している。
- ・所得、集落の人口なども指標となるかもしれないが、どのような指標が適切なのかがわからない。中越大震災から5年を迎え、これまでの復興を客観的に評価するため、国内の災害復興研究者による「復興評価・支援会議（仮称）」が設置されるので、県としては、これを外部評価機関と位置づけ、連携し、今後の復興への取組に反映させたい。

【参考文献】

- 1) 新潟県『新潟県中越大震災による被害状況について(第173報)』平成20年9月24日現在。
- 2) 新潟県中越大震災記録誌編集委員会編集『中越大震災 前編 -雪が降る前に-』平成18年3月。
- 3) 災害対策本部『新潟県中越地震復旧・復興本部の設置について』平成16年11月8日。
- 4) 県民生活・環境部震災復興支援課「ヒアリング資料」平成21年2月19日。
- 5) 新潟県『市町村における震災復興状況の検証』平成19年7月。
- 6) 新潟県『新潟県中越大震災 復興計画 事業計画(平成18年度版)』平成18年4月。
- 7) 新潟県『復興基金と県・市町村事業の関係について（平成17年1月市町村説明会資料）』。
- 8) 新潟県『復興基金の基本的考え方について（平成17年1月市町村説明会資料）』。
- 9) (財) 新潟県中越大震災復興基金『復興基金の交付申請状況』平成21年4月1日現在。

【20040403】復興基金の設置（新潟県）

- 1) 財団法人新潟県中越大震災復興基金

○新潟県中越大震災からの早期復興のための各種取組を補完し、被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を安定的かつ機動的に進めることにより、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的とする。

○基本財産 50億円(新潟県出資)

○その他 新潟県貸付金3,000億円
震災復興宝くじ補助金

- 2) 復興基金事業(メニュー)の考え方

○被災者の生活再建や被災地域の再生を直接の目的として、公的サービスが必要なものうち、復旧・復興対策として本来行政が行うもの以外で、行政サービスの補完となるものとする。(既存の支援制度によっても、被災者負担が過重で自助努力に限界があり、一定の支援が必要なものを含む。)なお、原則として、被災者個人又は団体自らが実施する復旧・復興対策を、直接支援するものとする。(財団法人新潟県中越大震災復興基金の復興基金事業(メニュー)募集より)

○財団法人新潟県中越大震災復興基金の初期メニュー（次頁参照）

【20040404】復興基金（新潟県）

- ・新潟県中越地震の復興基金事業においては、阪神・淡路大震災、雲仙の基金事業にはなかった中山間地の復興メニューが生み出された。瓦や材木など県産材を利用した住宅復興に支援するなど、復興と地域振興をつなげた事業などを生み出している。中山間地の復興メニューを生み出し、基金を柔軟に活用した点が新潟県における取り組みのポイントと言える。

○復興基金の設置

- ・復興基金は平成17年3月に設置された。国の出資ではなく、県の起債の許可・承認（3,000億円）がなされた。設立までには、各部局が阪神・淡路大震災、雲仙岳噴火災害などを参考に事業の想定とボリュームを出して取りまとめ、それをもとに総務省と協議をした。基金設置前の総務省の協議の段階では、想定した事業が基金事業として適切かどうか、事業量が適当かどうかなどの協議は行われたようである。

・復興基金のスキーム（次頁参照）

表 財団法人新潟県中越大震災復興基金の初期メニュー

事業名	メニュー
被災者生活支援対策事業	生活福祉資金貸付金利子補給 母子寡婦福祉資金貸付金利子補給 生活支援相談員設置 応急仮設住宅維持管理等復興支援ネットワーク
雇用対策事業	雇用維持奨励金 被災地域緊急雇用創出
被災者住宅支援対策事業	被災者住宅復興資金利子補給 高齢者・障害者向け住宅整備支援 雪国住まいづくり支援 被災宅地復旧工事 県産瓦使用屋根復旧支援 高齢者等を融資対象者とするための支援
産業対策事業	平成16年大規模災害対策資金特別利子補給 「平成16年新潟県中越大震災」災害融資特別利子補給 平成16年大規模災害対策資金特別保証料負担金中堅企業等 復旧・復興事業利子補給事業所解体撤去支援補助 市町村支援商店街復興支援
農林水産業対策事業	中越地震災害対策資金利子補給 中越大震災農林水産業再建資金利子補給 農林漁業制度資金利子助成 家畜緊急避難輸送支援緊急避難家畜管理支援 畜産廃棄物処理経費補助 飼育魚避難輸送経費助成 錦鯉養殖業廃棄物処分費助成 一時避難飼育魚管理経費助成
観光対策事業	観光復興キャンペーン推進 市町村支援観光地域復興支援

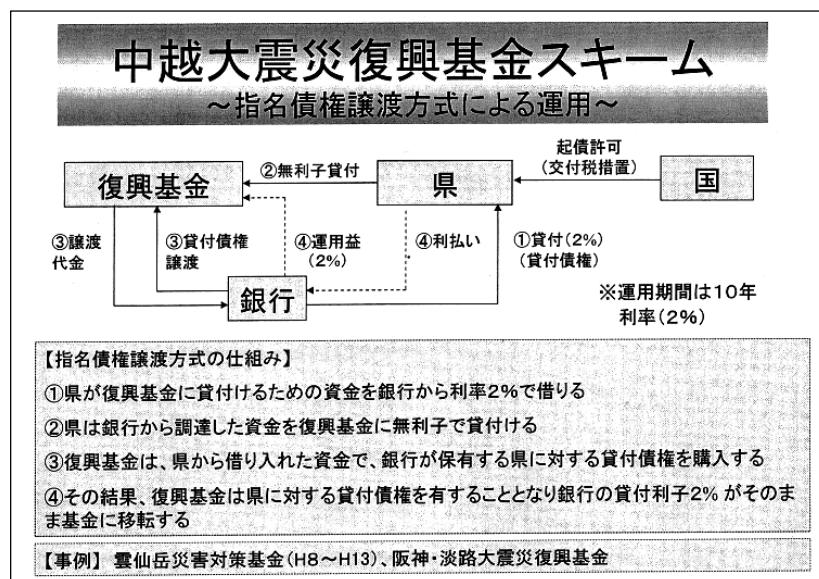


図 復興基金のスキーム

(出典) 新潟県『市町村における震災復興状況の検証』平成19年7月。

○基金事業の性格

- ・ヒアリングによれば、基金事業は次のような性格を持つとのことである。
- ・基金事業は、行政施策を補完するものとなっている。したがって、既に自治体で制度化しているもの、もともと行政がやらないといけないものなどは基金事業に馴染まないという仕分けがあり、それらは県又は市町村単独事業となっている。
- ・市町村への説明会では、次のような資料により、復興基金と県市町村事業の関係や復興基金の基本的考え方方が説明された。

□復興基金と県・市町村事業の関係について

- 1 県・市町村自らの施設の復旧や公共事業、行政事務、震災地域以外も共通の行政施策（課題）は、原則として復興基金の対象外
- 2 既存制度（国・県・市町村の制度）があるものは、まず制度で対応
既存制度の振替、制度内（超過負担含む）の市町村負担の軽減は原則として復興基金の対象外
- 3 既存制度のないものは、公的サービスの補完として復興基金での対応を検討
 - (1) 原則として、市町村の負担を求める。（市町村が任意に助成することは妨げない。）
 - (2) ただし、交付税措置の対象とならないもの等応分の負担を求める場合あり
- 4 既存制度でも受益者負担があるものについては、補助残部分に対する受益者負担の軽減を復興基金が対応（市町村負担の考え方は、3と同じ）
- 5 基金事業は、団体民間等が事業主体となることが基本であるが、地域に相当する団体等がない場合は、市町村が事業主体でもやむを得ない。

（参考）

【阪神・淡路大震災の例】

- ・市町に対する補助はなし。
- ・県・市町の既存事業の振替は行っていない。（自治省（当時）指導）
- ・基金事業の目的は、受益者負担の軽減である。
- ・既存事業がある場合には、補助対象は既存事業の補助残（受益者負担部分）となり、既存事業がない場合も含め基金事業での市町の負担はなし。
- ・既存事業の負担率（国、県、市町、受益者）は、基金の有無にかからわらず変動しない。（行政の負担軽減ではない）

【雲仙の例】

- ・一部に市町に対する補助あり。（住宅団地造成事業など）
- ・県・市町の既存事業の振替は行っていない。
- ・基金事業のなかで、市町の義援金基金が上乗せしている例はあり。（農業共同施設等再建助成事業、社会福祉施設等移転改築助成事業など）

（出典）新潟県『復興基金と県・市町村事業の関係について（平成17年1月市町村説明会資料）』

□復興基金の基本的考え方について

- 阪神・淡路、雲仙の際の例を見ると、復興基金は概ね以下の考え方の下に設立されている。
- 地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することは、都道府県・市町村の基本的責務であり、復旧事業に併せて行う復興事業等の関係事業も原則的には都道府県・市町村が自ら行うべきもの。
 - 震災関係事業として公的サービスが求められるが、機動的・弾力的にきめ細かい対応が必要とされるものについては、行政の直接執行を補完し、現行制度のすき間を埋めるものとして復興基金を活用。
 - 復興基金はあくまでも震災関係事業の円滑な執行のための手段であり、行政の直接執行よりもむしろ基金による執行の方が機動的・弾力的にきめ細かい対応が可能となる事業に限定して実施。
 - 議会によるチェックの視点からも、あくまでも県事業を補完する観点から制度を設計。また、財政規律の観点からも、財政運営上の理由から基金事業で県事業を肩代わりする等本来的には県が直接執行すべき事業の財源を確保する手法として基金を利用するについて慎重であるべき。
 - 地方交付税は地方団体の標準的な行政水準を確保するための地方の共有財源であることから、交付税措置の対象とする事業は、少なくとも、国の施策と整合性のとれたもの。

（出典）新潟県『復興基金の基本的考え方について（平成17年1月市町村説明会資料）』

○復興基金事業の交付申請状況一覧

上記の考え方を基本として、事業が実施された。（次頁参照）

表 復興基金の交付申請状況

区分	事業・メニュー名	申請状況（累計）		支出状況	
				合計	
		件数	金額	件数	金額
被災者生活支援対策事業	生活福祉資金貸付金利子補給	32	600	38	600
	母子寡婦福祉資金貸付金利子補給	3	300	13	300
	生活支援相談員設置	4	334,078	3	334,078
	応急仮設住宅維持管理等	20	418,276	20	418,276
	復興支援ネットワーク	140	233,141	87	188,190
	健康サポート事業	20	116,949	15	107,218
	こころのケア事業	5	258,229	3	258,230
	地域コミュニティ再建（ソフト）	1,833	786,513	1,585	664,269
	仮設デイサービスセンター設置	1	10,000	1	10,000
	地域水道施設等復旧	7	4,055	7	4,055
	障害者グループホーム復旧	6	4,089	6	4,089
	緊急障害福祉関係施設災害復旧	5	32,386	5	32,297
	仮設住宅等生活交通確保	4	8,985	4	8,985
	情報通信基盤施設復旧・整備支援	22	10,755	21	10,270
	復興ボランティア活動支援	33	7,814	32	7,776
	障害者生活再建支援	2	59,500	2	59,500
	地域コミュニティ施設等再建支援	3,576	9,487,867	3,324	8,574,990
	地域共用施設等復旧支援	545	1,077,289	523	990,962
	集落共用施設等維持管理支援	43	192,694	42	191,794
	水道設置等支援	25	32,055	25	32,055
	被災地域代替生活交通確保支援	6	45,875	6	45,875
	被災児童生徒の学区外通学支援	93	8,005	81	7,608
	地域生活利便性確保（小売・サービス業再開支援）	14	105,886	13	99,427
	中山間地域再生総合支援	152	1,718,670	97	1,072,502
	社会福祉施設等災害復旧支援	51	106,452	50	105,860
	医療施設等災害復旧支援	53	218,731	53	218,731
	コミュニティFM放送サテライト局設置支援	8	80,000	8	80,000
	地域復興支援員設置支援	8	516,182	2	215,124
	アスベクト飛散防止緊急対策	2	50,499	2	50,499
	災害援護資金利子助成	2	34	2	34
	コミュニティFM耐震化整備支援	4	7,048	4	7,048
	地域生活交通確保	5	36,683	4	33,013
	障害者支援施設整備支援	2	15,000	0	0
	ライフサポートセンター設置支援	1	1,489	0	0
	小計(34)	6,727	15,986,129	6,078	13,833,655
雇用対策事業	雇用維持奨励金	80	28,692	80	28,692
	被災地域緊急雇用創出	40	3,394,290	24	1,425,714
	ヤング・ジョブ・カフェながおかキャリア応援プラザ館設置	3	17,851	3	17,830
	被災者特別訓練受講手当支援	282	130,942	1,163	130,942
	被災地域若年者雇用対策	2	191,879	1	179,012
	被災地域就業場所確保	1	53,617	1	53,617
	小計(6)	408	3,817,271	1,272	1,835,807
被災者住宅支援対策事業	被災者住宅復興資金利子補給（後払い方式）※	8,616	1,823,541	18,684	1,823,541
	被災者住宅復興資金利子補給（低利融資方式）※	315	88,064	1,328	88,064
	高齢者・障害者向け住宅整備支援	501	97,903	480	94,440
	雪国住まいづくり支援	4,245	2,390,350	4,249	2,390,629
	被災宅地復旧工事	701	619,647	710	629,051
	県産瓦使用屋根復旧支援	1,427	776,738	1,420	772,063
	越後杉で家づくり復興支援	1,374	1,202,129	1,350	1,178,754
	被災宅地復旧調査	17	35,367	17	29,194
	住宅債務（二重ローン）償還特別支援	50	38,513	50	38,513
	住宅再建総合相談窓口設置	0	0	0	0
	高齢者ハウス整備・運営	7	174,188	4	52,300
	公営住宅入居支援	22	27,328	21	27,178

(次頁へ続く)

区分	事業・メニュー名	申請状況（累計）		支出状況	
		件数	金額	合計	
				件数	金額
農林水産業対策事業	民間賃貸住宅入居支援	169	89,849	601	89,849
	親族等住宅同居支援	208	142,800	884	142,800
	中山間地型復興住宅支援	19	34,200	19	34,200
	高齢者等を融資対象者とするための支援	0	0	0	0
	緊急不動産活用型住宅再建資金融資	7	83,901	7	83,901
	緊急公営住宅入居支援	5	297	4	297
	小計(17)	17,683	7,624,815	29,828	7,474,774
	中越地震災害対策資金利子補給	24	15,433	57	15,433
	中越大震災農林水産業再建資金利子補給	0	0	0	0
	農林漁業制度資金利子助成	8	5,341	8	5,341
観光事業対策	家畜緊急避難輸送支援	4	74,684	4	74,684
	緊急避難家畜管理支援	19	17,739	19	16,635
	畜産廃棄物処理経費補助	3	3,744	3	3,744
	経営再建家畜導入支援	33	84,936	24	55,883
	飼育魚避難輸送経費助成	2	1,834	2	1,834
	一時避難飼育魚管理経費助成	121	28,261	120	28,136
	錦鯉養殖業廃棄物処分費助成	15	17,979	15	17,979
	錦鯉生産確保緊急支援	134	25,744	127	24,294
	代替農地等営農継続支援	24	84,220	24	84,219
	手づくり田直し等支援	6,066	1,862,760	5,985	1,830,704
	農林水産業経営再建整備支援	29	64,067	28	62,598
	農業用水水源確保支援	430	1,268,387	276	695,535
	養鯉池水源確保支援	189	441,151	158	322,374
	畜産施設緊急防災対策支援	1	12,423	1	12,423
	緊急手づくり田直し等総合支援	75	440,378	69	378,268
	災害査定設計委託費等支援	199	186,584	199	186,584
	共同利用畜舎等施設整備支援	3	150,717	3	150,717
	地域営農活動緊急支援	70	774,427	59	574,937
	災害復旧事業費等負担金支援	337	272,779	337	272,779
	森林整備緊急支援	39	39,424	29	33,922
	錦鯉復興支援対策	1	19,320	1	11,637
	「越後杉」ふれあい拠点創造・技術伝承支援	10	12,012	5	5,901
	森林（もり）の守り手復興支援	4	59,420	0	51,712
	中山間地域農業創造的復興支援	1	7,979	1	7,440
	小計(27)	7,841	5,971,741	7,554	4,925,713
観光事業対策	観光復興キャンペーン推進	193	2,164,953	121	1,462,116
	2009新潟県大観光交流年推進	24	197,620	1	95,615
	市町村支援観光地域復興支援	0	0		
	小計(3)	217	2,362,573	122	1,557,731
教育・文化	被災児童生徒対象カウンセラー派遣	14	327	14	327
	牛の角突き復興支援	31	124,624	31	124,624
	私立学校施設設備災害復旧支援	19	107,507	19	107,507
	指定文化財等災害復旧支援	16	195,079	15	147,611
	歴史的建造物等再建支援	11	128,286	1	34,448
	民俗資料・歴史資料保存支援	9	58,154	4	37,718
	私立専修学校等広域生徒募集活動支援	12	23,160	12	23,160
記録・広報	小計(7)	112	637,137	96	475,395
	震災復興広報強化事業	2	6,371	2	7,854
	「震災の記憶」収集・保全支援	2	100,230	2	304,906
	「復興と感謝のモニュメント」等設置支援	12	15,672	11	15,334
地域復興支援	小計(3)	16	122,273	15	328,094
	地域復興デザイン策定支援	76	287,999	28	121,182
	災害復興調査・研究活動支援	2	58,301	1	39,647
	地域復興デザイン先導事業支援	20	107,934	8	80,479
	地域特産化・交流支援	22	72,099	10	26,429
	「震災フェニックス2009」開催支援	27	85,690	4	74,390
	地域復興人材育成支援	1	54,399	0	53,884
	地域貢献型中越復興研究支援	0	0	0	0
	交流プラットホーム支援	0	0	0	0
	小計(8)	148	666,422	51	396,011

(次頁へ続く)

区分	事業・メニュー名	申請状況(累計)		支出状況	
				合計	
		件数	金額	件数	金額
二重被災者緊急対策	2重被災者住宅債務償還特別支援	1	0	0	0
	2重被災者宅地復旧工事特別支援	3	1,542	2	1,542
	2重被災者産業関係債務償還特別支援	3	548	2	548
	2重被災者産業関係債務償還特別支援	0	0	0	0
	2重被災者産業関係債務償還特別支援	1	198	1	198
	2重被災者農林水産関係債務償還特別支援	0	0	0	0
	2重被災者農林水産関係債務償還特別支援	0	0	0	0
	小計(7)	8	2,289	5	2,288
合計(129)		37,795	40,015,346	49,259	33,331,720

(出典) (財) 新潟県中越大震災復興基金『復興基金の交付申請状況』平成21年4月1日現在。

【20040405】災害救助法の応急修理の特例（新潟県）

○対象世帯要件の緩和

- ・被災者生活再建支援法と同様の収入・年齢要件を適用。

○手続きの簡素化

- ・通常は、市町村と業者が見積もり、契約、実施を行うが、今回は住民と業者が見積もりなどのやりとりを実施し、本格修理分の金額を業者から市町村・県に請求する形で実施された。
- ・被災者生活再建支援法及び県独自支援金との関連から、手続きの簡素化が図られた。なお、この手続きは、厚生労働省も加わって作成された。
- ・降雪が近いこと、被災者が二度手間とならないように、本格修理と併せて応急修理が実施できるよう措置された。特にこの災害では、余震などで手がつけられなかったということもあって、こうした対応が図られた。

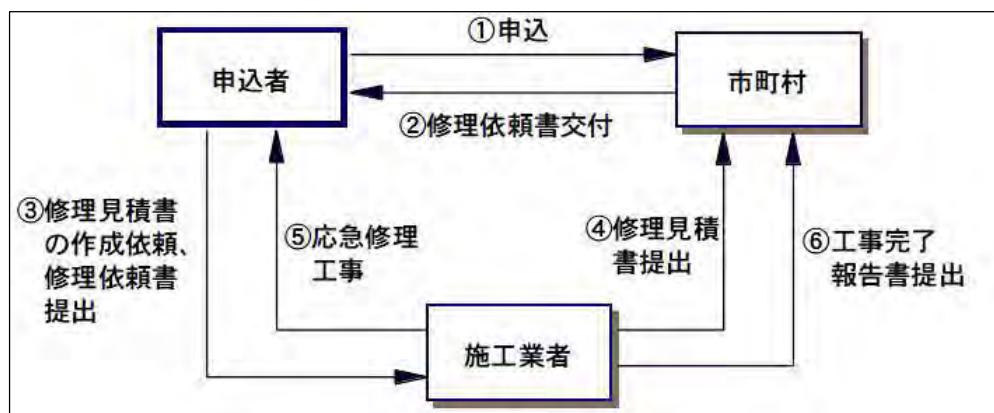


図 応急修理の流れ

【20040406】住宅相談キャラバン隊（新潟県）

- ・新潟県中越地震では2万棟以上の住宅被害が発生し、各市町村で住宅相談が実施された。
- ・新潟県では、(社)新潟県建築士会に委託して、11月6日から同17日までの間、住宅相談キャラバン隊を派遣した。他県も含む建築士、延べ1,877名・日が派遣され、各市町村での窓口相談業務を3,730件、被災者の希望により現地で相談対応する業務を3,681棟に対して実施している。

【20040407】地元産材木による住宅再建支援（新潟県）

○新潟県では、住宅再建支援の一環として、住宅再建に必要な越後杉(新潟県産スギ)を購入する経費を補助することとした。

○事業名:越後杉で家づくり復興支援事業

○支援額:越後杉購入経費の1/2以内で、上限100万円

○支援を受けるための条件

- ・中越大震災における災害救助法の適用地域で、一部損壊、半壊、大規模半壊、全壊のいずれかの「り災証明書」を有する被災者の居住に供する再建であること。
- ・再建される住宅の床及び壁の構造材には、越後杉のうち、「にいがたスギブランド材」が8割以上使用されること。

- ・なお、申請には「にいがたスギブランド材証明書」と越後杉を購入したことがわかる「納材証明書」が必要。

【20040408】「特定非常災害」の指定による被害者の権利権益の保護等（国）

○平成16年新潟県中越地震においては、死亡・負傷者等の人的被害、住家被害の程度が甚大であつたことに加え、避難者数が最大で103,178人(10月26日)に及び、その後も、余震が続いたことなどから、「特定非常災害」に指定された。

○まず、11月17日に「平成16年新潟県中越地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が交付され、次の措置が実施されることとなった。

- 1) 行政上の権利利益の満了日の延長(運転免許証の有効期限の延長等)
- 2) 期限内に履行されなかつた行政上の義務の履行の免責(薬局休廃止等の届出等)
- 3) 法人の破産宣告の留保

○さらに翌年4月には、被災地において、借地借家関係その他民事上の法律関係に著しい混乱が生じ、今後、法的紛争がより顕著化することが見込まれるとして、民事調停の手数料免除が適用されることとなった。

【20040409】義援金の配分（新潟県）

1) 第一回配分計画

表 義援金の第一回配分

区分		金額（万円）
人的被害 (万円／人)	死者	20
	重傷者	10
住家被害 (万円／世帯)	全壊	200
	大規模半壊	100
	半壊	25
	一部損壊	5

2) 第二回配分計画

○被災の実態や支援ニーズ、それに対する他の支援策や復興施策等の具体的な内容を的確に把握・反映し得るのは市町村であるとして、「配分対象メニュー例」を示しつつ、次のような市町村への配分が実施された。

- ・全県一律の配分基準を策定せず、被災市町村に対し当配分委員会が一定の基準の下に枠配分する。
- ・第1回配分計画に基づく各市町村の住家被害への配分実績総額によって按分計算した金額を配分する。配分を受けた市町村は、その配分金の範囲内で、地域の実情に即した配分計画(対象被害、配分単価、配分総額、配分時期、配分方法)を個別に定め、被災者に迅速に配分する。

○「新潟県中越大震災義援金」の配分計画策定における留意事項

- ・義援金の取扱いに当たっては、義援金の性格を踏まえ、また、寄託者のみならず国や義援金受付団体等の関係機関が多大な関心を寄せている点を認識し、下記に十分留意の上、取り扱うものとする。

1. 義援金の性格

義援金は、被災された方々に対する「お見舞い」として受け入れていること

ア 配分対象者は、中越大震災により住家等の生活基盤や心身の健康に被害を受け、支援が必要な方々であること

イ 見舞金であるため、被災者に対し、義援金の使途を問うものではないこと

(*)配分対象者を住家被害のあった世帯とか一人暮らしの高齢者に限定することは構わないが、使途を確認する必要はないこと。

ウ 義援金は、被災者に届けられるものであり、行政の行う復興事業等に用いられることは原則としてないこと

(*)行政の行う復興事業等とは、ライフラインの復旧や仮設住宅の設置等を示す。

(*)原則とは、行政の行う事業に当たるかどうか明確には線引きが難しいものも想定されるるため原則という表現を使用しているが、安易に拡大解釈すべきではないこと。

2. 義援金の適正な取扱い

義援金は、「公平性」、「迅速性」、「透明性」といった義援金の三原則を確保した取扱いをする必要があること

(1)公平性:被災者に被害の程度に応じて等しく配られること

(*)明確な理由なく配分対象者毎に配分単価が異なるようなことはないこと等。

- (2)迅速性:できるだけ早く配ること
(*):対象者の把握や配分に膨大な手間を要しないことを含む。
- (3)透明性:寄託者の意思を生かし、かつ適正に届けられること
(*):支援金受付状況、配分基準、配分状況についての情報を公開することを含む。

【20040310】被災地を支援する市民活動への助成（長岡市等）

- 被災地を支援する市民活動への助成
- 対象活動:台風23号または新潟県中越地震の被害を受けた地域(災害救助法適用地域)で市民団体が自ら企画・提案、実施する活動で、以下のもの。
 - A:被災地におけるボランティア活動をコーディネートする活動。
 - B:被災地における市民活動のニーズを把握し、発信・提案する活動。
 - C:阪神・淡路大震災の教訓を活かし、被災地における市民生活の課題を具体的に解決する活動(支援金、生活物資の募集、送付活動を除く)。
- 助成金額
 - ・助成対象経費の合計額の範囲内で50万円を限度
- 助成実績:26件

【20040411】防災集団移転に関する特例の実施（国）

- 新潟県中越地震では、被害が集落の規模の小さい中山間地域でも多く発生したことから、防災のための集団移転促進事業について、地方公共団体が整備する移転先の住宅団地の規模要件が緩和された。
- 根拠
 - ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部を改正する政令
- 特例処置

表 防災集団移転に関する特例

項目	現行	新潟県中越地震に係る特例措置
地方公共団体が整備する住宅団地の規模	10戸を下らない範囲内	当分の間、5戸を下らない範囲内
補助金交付限度額	一般地域	一般地域よりも高い特殊土じょう地帯とする

【20040412】一般国道の直轄権限代行による災害復旧事業（国）

- 国土交通省は、新潟県知事からの要請をうけ、大規模に被災した国道291号の災害復旧について、道路法第13条第3項の規定に基づき、国が直轄事業として災害復旧事業を実施することとした。
- 道路法第13条第3項では、「国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適當であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。」とされており、これを適用したものである。過去にも、羽越水害(昭和42年8月28日)などで実施された例がある。

事例コード | 200405

平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震・長岡市

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①市勢

- ・長岡市は新潟県のほぼ中央に位置し、信濃川が市内中央を流れる。
- ・中越大震災後、復興計画が策定される直前の平成17年4月に中之島町、越路町、三島町、山古志村、小国町と合併。さらに、平成18年1月に和島村、寺泊町、柄尾市、与板町と合併している。その結果、地震の時点で20万人弱だった人口は、合併により約29万人となった。

表1 合併に伴う人口・世帯数・面積の変化

市町村	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km ²)
長岡市 (平成17年4月1日 合併時)	237,718	78,246	525.89
旧長岡市	193,414	66,680	262.5
旧中之島町	12,804	3,075	42.6
旧越路町	14,271	3,773	58.4
旧三島町	7,618	1,944	36.5
旧山古志村	2,222	700	39.8
旧小国町	7,389	2,074	86.1
長岡市 (平成18年1月1日 合併時)	287,139	92,029	840.88
旧和島村	4,954	1,287	31.86
旧柄尾市	24,704	7,191	204.92
旧与板町	7,493	2,079	20.05
旧寺泊町	12,270	3,226	58.16

②被害状況

表2 中越地震による主な被害状況(平成20年2月29日現在)

地区別	人的被害(人)		建物被害(棟)				
	死者	負傷者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計
旧長岡市	12	2,108	1,486	1,025	5,884	52,378	60,773
旧中之島町	0	18	5	2	29	3,554	3,590
旧越路町	3	93	334	183	971	4,848	6,336
旧三島町	0	8	13	0	32	1,789	1,834
旧山古志村	5	25	622	95	344	514	1,575
旧小国町	1	24	313	160	728	2,337	3,538
旧和島村	0	3	0	1	14	456	471
旧柄尾市	1	92	123	75	391	6,518	7,107
旧与板町	0	4	0	1	16	1027	1044
旧寺泊町	0	1	24	9	23	723	779
合計	22	2,376	2,920	1,551	8,432	74,144	87,047

(出典) 長岡市灾害対策本部『新潟県中越大震災の被害及び復旧対策の概要』平成20年4月1日。



図1 復興計画策定時の対象範囲

(2) 災害後の主な経過

表3 災害後の主な経過（長岡市の取組状況）

年	月日	項目
平成 16 年	7月13日	新潟・福島豪雨（7・13水害）による災害発生
	10月23日	中越大地震が発生（午後5時56分）
平成 17 年	1月31日	第1回市内策定会議（以降、計画策定まで5回開催）
	2月	19年ぶりの大雪に見舞われる
	3月1日	（県が中越大地震復興基金を設立）
	3月16日	第1回長岡市復興委員会（以降、計画策定まで5回開催）
	4月1日	（第一次市町村合併：中之島町、越路町、三島町、山古志村、小国町）
	6月3日	第1回市議会災害復興対策特別委員会（以降、計画策定まで3回開催）
	8月	（県の中越大地震復興計画まとまる）
		『長岡市復興計画』策定
	10月23日	中越大地震から1年。合同追悼式を開催
平成 18 年	1月1日	（第二次市町村合併：和島村、寺泊町、柄尾市、与板町）
平成 19 年	7月16日	新潟県中越沖地震が発生（午前10時13分）
平成 20 年	3月	『長岡市復興計画』改訂

（出典）長岡市『長岡市復興計画について』。

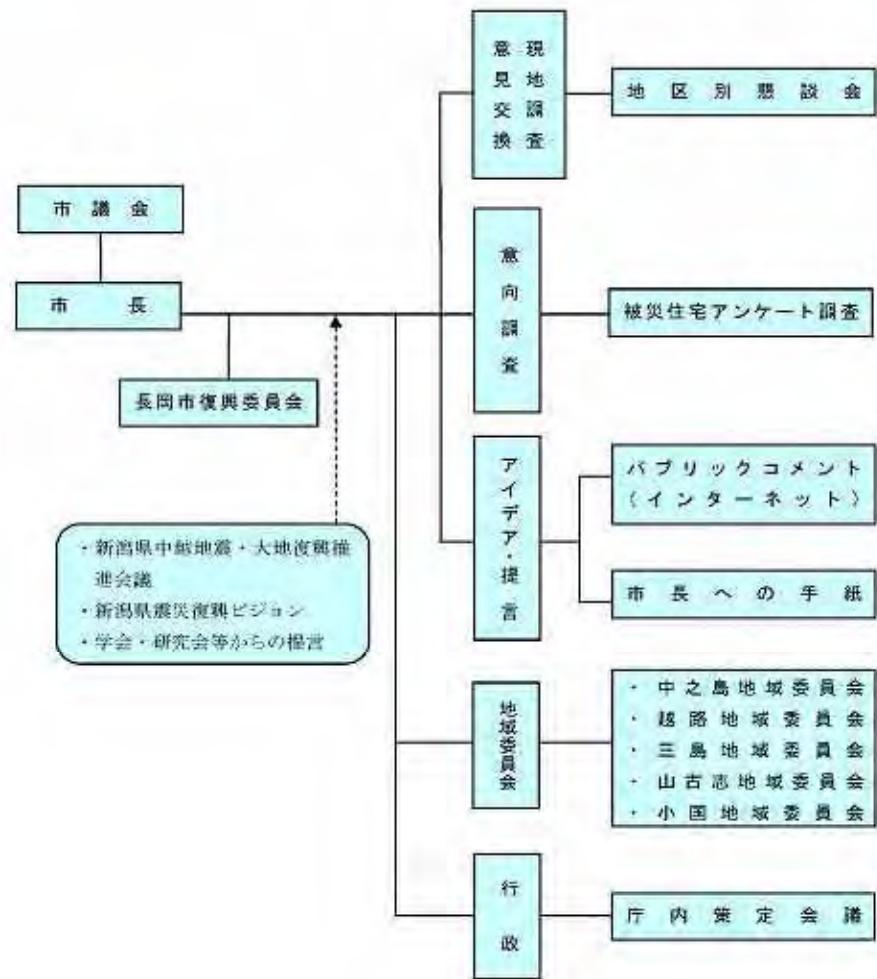
2. 災害復興施策事例の索引表

200405	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→【20040501, p301】			
施策 2：復興計画の作成		→【20040502, p302】			
施策 3：広報・相談対応の実施		→【20040503, p304】			
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保				→【20040504, p304】	
施策 2：恒久住宅の供給・再建					
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧		→【20040505, p304】		→	
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備		→【20040506, p306】	→	→	
施策 3：都市基盤施設の復興		→【20040507, p308】		→	
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建		→【20040508, p308】	→	→	

3. 災害復興施策事例

【20040501】復旧・復興体制の構築（長岡市）

復興計画策定の体制は図のとおりである。復興計画は、「新潟県震災復興ビジョン」の方向性を踏まえつつ、大学教授などで組織した新潟県中越地震・大地復興推進会議や学会・研究会等の提言、市民、地域委員会の意見等を尊重しながら策定された。



長岡市復興委員会のメンバー構成

委員長	長岡造形大学 学長
副委員長	長岡商工会議所 会頭
委員	J A越後ながおか 組合長 (平成17年4月26日まで) J A越後ながおか 会長 (平成17年4月26日から)
〃	長岡技術科学大学 学長
〃	長岡医師会 会長
〃	長岡大学 学長
〃	長岡造形大学 教授
〃	長岡技術科学大学 教授
オブザーバー	新潟県長岡地域振興局 企画振興部長

図 計画の策定体制

(出典) 長岡市『長岡市復興計画』平成17年8月。

【20040502】復旧・復興計画の策定（長岡市）

○復興計画策定の経過

- ・ヒアリングによれば、計画策定の際には、次のような点が課題となった。
 - ・復旧業務と並行して復興計画の策定を行うことが必要である。
 - ・市町村合併直後の復興計画策定業務のため、各地域との連絡調整に注意を要した。
 - ・復興基金メニューのうち調整中のものもあり、基金と行政の事業を区分するのが困難だった。
 - ・計画策定時には神戸市や芦屋市などの復興計画を入手したが、阪神・淡路大震災の大都市での直下型地震に対し、中越大震災は中山間地での直下型地震であったため、被害状況や復旧・復興の課題が異なった。

○『長岡市復興計画』改訂

- ・長岡市では、当初の復興計画策定後、次のような状況及び事業の変化に対応することを目的として、平成20年3月に復興計画を改訂した。検証は府内メンバーで実施した。復興の考え方が変わったわけではないことから、事実関係として終了した事業とこれから想定される事業とを整理している。

◇状況の変化：第二次市町村合併、新潟県中越沖地震の発生。

◇事業の変化：復旧事業がほぼ完了、創造的復興事業への取組、新潟県中越沖地震への対応。

◇改訂版の考え方

- ・計画策定から2年半が経過していたが、「基本的な考え方」や計画の重点及び項目については、状況が大きく変化しておらず、修正をしない。
- ・「計画掲載事業の進捗・検証」及び「策定からの状況変化を踏まえた事業の集約」に主眼をおいて改訂を行った。

表 長岡市復興計画策定経過

年月日	会議等の名称	主な議題
平成16年 12月16日	第1回新潟県中越地震・大地復興推進会議	・震災被害の実態把握と分析について
平成17年 1月31日	第1回府内策定会議	・復興計画策定にあたり検討・整理する項目について
2月16日	第2回新潟県中越地震・大地復興推進会議	・山古志村復興について
2月21日	第2回府内策定会議	・復興に向けての課題について ・復興計画の構成内容について
3月7日	第3回府内策定会議	・復興計画掲載事業について
3月16日	第1回長岡市復興委員会	・策定の趣旨、スケジュール等の確認
3月17日	第3回新潟県中越地震・大地復興推進会議	・長岡市復興計画骨子（素案）について
3月28日	第4回府内策定会議	・復興課題に対応する施策方向と事業について
3月31日	第2回長岡市復興委員会	・復興課題に対応する施策方向と事業について
4月3日	太田地区懇談会	・復旧、復興に向けての意見交換
4月15日	第1回地域委員会（中之島地域）	・長岡市復興計画骨子（素案）について
4月16日	第1回地域委員会（越路地域）	・長岡市復興計画骨子（素案）について
4月16日	西谷地区懇談会	・復旧、復興に向けての意見交換
4月17日	法末・山野田地区懇談会	・復旧、復興に向けての意見交換
4月18日	第1回地域委員会（小国地域）	・長岡市復興計画骨子（素案）について
4月19日	第1回地域委員会（山古志地域）	・長岡市復興計画骨子（素案）について
4月20日	第1回地域委員会（三島地域）	・長岡市復興計画骨子（素案）について
4月22日	山通地区懇談会	・復旧、復興に向けての意見交換
4月25日	第5回府内策定会議	・長岡市復興計画骨子（素案）について
4月26日	六日市地区懇談会	・復旧、復興に向けての意見交換
4月28日	第3回長岡市復興委員会	・長岡市復興計画骨子（素案）について
4月28日	山本地区懇談会	・復旧、復興に向けての意見交換
4月28日	栖吉地区懇談会	・復旧、復興に向けての意見交換
6月3日	第1回市議会災害復興対策特別委員会	・長岡市復興計画（案）について ・復旧、復興状況について
6月6日 ～8日	第4回長岡市復興委員会（持ち回り説明）	・長岡市復興計画（素案）について

(次頁に続く)

年月日	会議等の名称	主な議題
6月8日	第2回地域委員会（三島地域）	・長岡市復興計画（素案）について ・復旧、復興状況について
6月9日	第2回地域委員会（小国地域）	
6月9日	第2回地域委員会（越路地域）	
6月10日	第2回地域委員会（中之島地域）	
6月10日	第2回地域委員会（山古志地域）	
6月17日	第4回新潟県中越地震・大地復興推進会議	・長岡市復興計画（素案）について
7月1日	第2回市議会災害復興対策特別委員会	・長岡市復興計画（案）について
7月6日	山本地区懇談会	・復旧、復興に向けての意見交換
7月9日	六日市地区懇談会	
7月10日	山通地区懇談会	
7月10日	栖吉地区懇談会	
7月14日	第3回市議会災害復興対策特別委員会	・長岡市復興計画（案）について
7月21日	第5回長岡市復興委員会	・長岡市復興計画（案）について

(出典) 長岡市『長岡市復興計画』平成17年8月。

○「長岡市復興計画」の役割

- ・長岡市では、「7・13水害」、「中越大震災」からの復興にあたり、次の3つの役割を果すため、長岡市復興計画を策定した。

- ①市民との復興像の共有化：復興に対する意思統一、事業への理解と協力。
- ②国、県との連携：より効果的な連携と支援を得る。
- ③復興事業の効果的推進：効率的・効果的な事業実施の推進、きめ細かな復興推進。

○基本的視点

- ・「地域社会に求められる復興の姿」として、以下の視点が重要と考えている。
 - ①安全な暮らしを確保する：災害に強く、市民が安心して暮らせる地域社会を形成する。
 - ②災害をバネに地域社会の活力を高める：新たな創造的取り組みを積極的に進め、地域社会の活力を高める。
 - ③中山間地域の持続性を確保する：中山間地域が都市との連携により、持続性を持って発展する。

○目標年次

- ・計画の目標年次は概ね10年後（平成26年）の姿を見据え、段階的かつ着実に取り組みを進める。
 - ①復旧期⇒平成19年10月まで（水害・大震災から概ね3年間）※復旧事業はほぼ完了。
 - ②再生期⇒平成22年10月まで（水害・大震災から概ね6年間）
 - ③発展期⇒平成22年11月以降（水害・大震災から概ね7年以降）

○事業の概要

- ・長岡市の復興計画は次のような事業の枠組みで構成されている。

安全・安心なまちづくり　—「日本一災害に強い都市」の実現を目指して—

○災害に強い社会基盤の整備

- ①山地・河川の安全確保
- ②災害に強い道路交通網の整備
- ③インフラの安全性向上
- ④宅地等の安全性向上

○防災体制の強化

- ①新たな市民防災拠点の形成
- ②情報伝達手段の整備
- ③避難所の環境整備
- ④災害関連情報収集体制の充実

重点プロジェクト　—長岡市が特に力を入れていく施策及び事業—

- プロジェクト1：生活再建のための住宅支援（融資制度、住宅の耐震診断など）
- プロジェクト2：新たな観光・交流産業の創出（観光・交流事業、施設整備など）
- プロジェクト3：災害メモリアル拠点の整備（基本構想策定、施設整備の推進）
- プロジェクト4：中越市民防災安全大学の開設（地域防災リーダーの養成など）
- プロジェクト5：中山間地域の農林業の再生（農林業再生の仕組みづくりなど）

目標別復興計画

復興にあたっては、インフラ・公共施設の復旧と併せて、暮らしや産業等の一体的復興が必要であり、そのため「生活の再建」「まちの活性化」「教育・文化・コミュニティの再建」「中山間地

域の再生」を計画の4本柱としている。

○生活の再建

- ①住宅の確保
- ②福祉・保健・医療の充実
- ③雇用機会の創出・失業者への対応
- ④生業基盤の復旧
- ⑤生活基盤の整備

○まちの活性化

- ①事業所等への復興支援
- ②新たな産業の創出
- ③中心市街地の活性化
- ④観光の推進・情報発信
- ⑤災害記録の有効活用

○教育・文化・コミュニティの再建

- ①教育活動の充実
- ②伝統文化等の保存・再生
- ③地域コミュニティづくり

○中山間地域の再生

- ①活力ある中山間地産業の創造
- ②山の恵みを活かした交流・連携の促進

特定地区の復興

特定地区とは、「長期避難を余儀なくされている」又は「防災集団移転が想定される」地区であり、次のような取り組みを実施する。

- ①山古志地域・太田地区（長岡地域）…安全な集落機能再生・宅地の基盤整備、中山間地域の生活産業の創出、美しさと伝統ある地域としての持続的発展
- ②中之島市街地（中之島地域）…破堤した刈谷田川の災害復旧助成事業による改修
- ③浦瀬地区（長岡地域）…防災集団移転、がけ地近接等危険住宅移転等を実施
- ④法末地区（小国地域）…交流施設の再建、罹災者公営住宅による住居確保等を実施
- ⑤山野田地区（小国地域）…交流施設の再建、住宅移転事業等を実施
- ⑥西谷地区（越路地域）…防災集団移転、がけ地近接等危険住宅移転等を実施

○他の計画との関連等

- ・ヒアリングによれば、総合計画等との関連については、次のように考えられたとのことである。
 - ・住民意見を集約するため、地区別懇談会、被災住宅アンケート調査、インターネットによるパブリックコメント、市長への手紙、地域委員会での意見聴取を行ったが、復旧（道路・河川復旧、住宅復旧等）に関する要望や災害時応急対策に関する要望が多かった。復旧期に当事者がビジョンを考えるのは難しい面があった。総合計画や合併に伴う新市建設計画などで目指すべき姿がきちんと詰められていることが有効だった。

【20040503】災害対策本部のマスコミ公開による広報（長岡市）

○自治体広報には限界があり、基本のスタンスとして、マスコミの協力を得て、広報する作戦とした。

○マスコミへの対応

- ・本部にはマスコミの出入りが自由にできるようにした。本部にホワイトボードを設置し、そこに情報を掲示した。本部会議の記録も全部マスコミに提供した。
- ・なお、本部の中に住民からの電話を受け付ける場所があり、ここだけは個人情報保護の観点からマスコミに立ち入らないように要請し、マスコミも節度を守ってくれた。
- ・本部会議後には、市の幹部がマスコミからの質問に答える場も設け、市の災害対応への方針を正しく理解してもらえるよう取り組んだ。

【20040504】仮設住宅の環境整備（長岡市）

○今回設置した仮設住宅では、特別基準として談話室を設置したところもある。50戸以上だと集会所が設置できるが、50戸以下への対応として実施した。雪で閉鎖されるという特殊性を考慮したもので、一棟の中の一室を当てた。

○長岡・操車場跡の大規模仮設では、県・長岡市がデイサービスの設備も準備することとなった。救助法で設置できる集会所3つを併せて300m²の建物を造り、その中に県・長岡市が、デイサービスの設備（入浴など）を設置する形とした。

【20040505】高町団地の造成地復旧（長岡市）

ここでは、①高町団地の造成地復旧、②山古志地域での小規模住宅地区等改良事業の活用状況を示す。

○被害状況

・長岡市高町団地は、丘陵地の頂部を切り、周辺の谷部へ盛土した標高70mほどの大規模な新興住宅地である。図は切土部と盛土部の位置を示している。この盛土部において道路・宅地に大きな被害が生じた。

○道路災害復旧事業

・外周部のほとんどは道路であり、道路災害復旧事業によって、道路に掛かる宅地も含めて復旧された。

【参考文献】

- 1) 地学団体研究会新潟支部新潟県中越地震調査団編著『地団研専報54号 2004年新潟県中越地震 中越地震の被害と地盤』平成17年8月。



写真 被害の状況

(出典) 長岡市河川課『高町団地資料』。

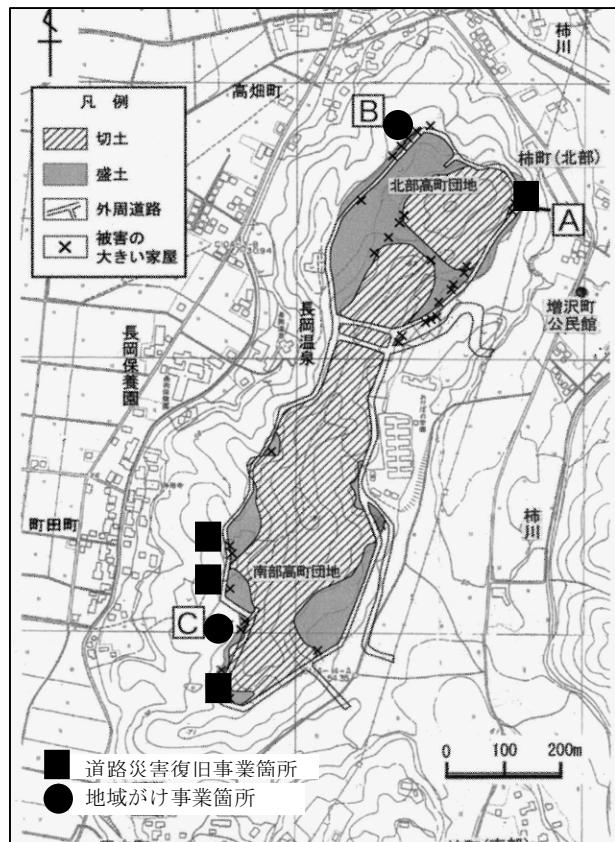


図 切土部と盛土部の位置と被害状況

(出典) 地学団体研究会新潟支部新潟県中越地震調査団 編著『地団研専報54号 2004年新潟県中越地震 中越地震の被害と地盤』平成17年8月、に事業箇所を加筆。

○災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

住宅宅地の盛土斜面や擁壁などの人工斜面については、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（略称「地域がけ」）の特例措置により、崩壊対策工事を実施した。工事は県の補助を受けて市が実施したもので、写真はジオテキスタイル工法を用いた補強盛土工事を行った所である。



写真 事業実施場所



写真 事業実施後の状況

【20040506】山古志地域での小規模住宅地区等改良事業（長岡市）

- ・甚大な被害が生じ、全村避難が行われた旧山古志村（地震の翌年に長岡市と合併）では、全ての避難指示が解除されたのは地震から2年半を経た平成19年4月となった。この間、「帰ろう山古志へ」をスローガンに、中山間地域復興のモデルとなるべく、復興に向けた取り組みが進められた。
- ・山古志地域では、被害の激しい集落の安全性確保のため、防災集団移転ではなく、小規模住宅地区等改良事業を活用した「集落機能の再生」への取り組みがなされた点が特徴の一つである。この事業は、震災で痛んだ住宅を不良住宅と認定した上で、集落の再生を住宅再建も含めて実施するものであり、この事業が災害で使われた初めての例である。
- ・ここでは、この山古志地域における小規模住宅地区等改良事業への取り組みを示す。
- ・山古志地域における集落別的小規模住宅地区等改良事業への取り組みの概要は次表のとおりである。（次頁参照）



図 長岡市・山古志地区の位置

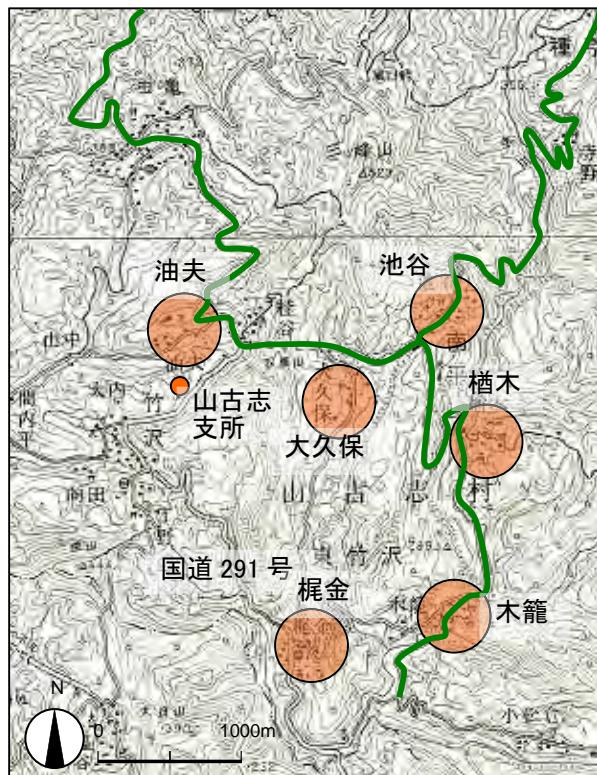


図 対象集落の位置

(出典) 長岡市『山古志6集落の再生の記録』平成20年3月。

表 集落別小規模住宅地区等改良事業の概要

地区	不良住宅	建設計画	事業費
油夫集落	<ul style="list-style-type: none"> ○不良住宅：全23戸中、17戸 ○除却 <ul style="list-style-type: none"> ・良住宅6戸のうち2戸は所有者の転出意向により除却 ・小規模改良住宅用地の住宅1戸は改良事業、他は支援金等を利用して除却 	<ul style="list-style-type: none"> ○帰村世帯9世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・7世帯は自力再建 ・良住宅6戸のうち4戸改修 ・不良住宅のうち1戸改修 ・小規模改良住宅2戸建設 	○約3千6百万円 (小規模改良住宅に関する建設費、土地整備費等)
梶金集落	<ul style="list-style-type: none"> ○不良住宅：全住宅34戸 ○除却：改良事業で1戸、支援金等で30戸除却 	<ul style="list-style-type: none"> ○帰村世帯18世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・4戸が既存住宅を改修 ・9戸が從前敷地に再建、3戸が新規に宅地取得して再建 ・小規模改良住宅2戸建設 	○約1億1千8百万円 (道路及び小規模改良住宅に関する建設費、土地整備費等)
木籠集落	<ul style="list-style-type: none"> ○不良住宅：水没のため判定できない住宅を除く全ての住宅 ○除却：国の砂防事業の対象となった住宅以外は全て除却 <ul style="list-style-type: none"> ・改良事業で1戸、他は支援金等で除却 	<ul style="list-style-type: none"> ○帰村世帯16世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・10世帯は自力再建 ・小規模改良住宅6戸建設 	○約1億7千3百万円 (移転造成地の宅地等造成及び小規模改良住宅に関する建設費及び土地整備費等)
大久保集落	<ul style="list-style-type: none"> ○不良住宅：全22戸中、21戸 ○除却：19戸除却 	<ul style="list-style-type: none"> ○帰村世帯12世帯のうち、9世帯は自力再建 <ul style="list-style-type: none"> ・良住宅1戸と不良住宅2戸の計3戸改修 ・小規模改良住宅3戸建設 	○約8千万円 (小規模改良住宅の建設費、土地整備費(約600m ²)等)
池谷集落	<ul style="list-style-type: none"> ○不良住宅：全35戸 ○除却：34戸除却 	<ul style="list-style-type: none"> ○帰村世帯13世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・改修1戸 ・9世帯は池谷集落で自力再建 ・4世帯は樅木造成地に移転 	※改良事業該当事業なし
樅木集落	<ul style="list-style-type: none"> ○不良住宅：全31戸 ○除却：改良事業で1戸、支援金等で30戸除却 	<ul style="list-style-type: none"> ○新集落を造成 ○16世帯(樅木集落12世帯、池谷集落4世帯)が移転 ・自力住宅建設：13世帯 ・小規模改良住宅：3戸建設 	○約2億1千万円 (造成地の宅地等造成及び小規模改良住宅に関する建設費、土地整備費等)

(出典) 長岡市『山古志6集落の再生の記録』平成20年3月、をもとに作成。

○木籠集落における集落再生の例

- ・木籠集落は、芋川の河道閉塞によって集落の大部分が水没し、建物、敷地に大きな被害を受け、住宅は全戸全壊した。集落の主要道路である県道柏崎高浜堀之内線の南側は河道閉塞により水没し、通行ができなくなった。また、北側でも地滑りが発生して地区が孤立した。
- ・『新しい木籠の暮らしを楽しみ、新しい木籠の姿を見せる、創る』を目標として、集落の再生への取り組みが進められた。

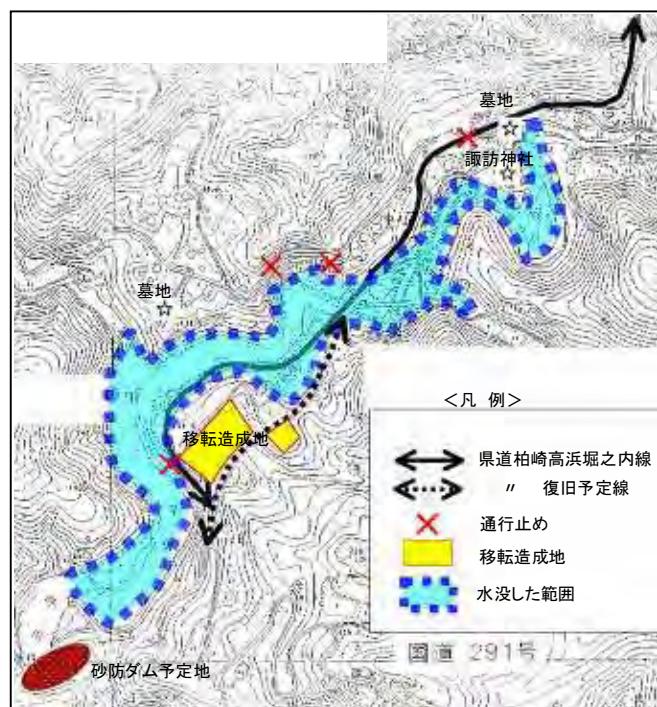


図 木籠集落の状況 (H17.10)

(出典) 長岡市『山古志6集落の再生の記録』平成20年3月。

- ・移転先宅地の造成については、次のように関連する事業を活用、組み合わせながら実施された。
 - ①直轄砂防工事による芋川側の法面工事及び県道の法線替えに伴う切土工事で荒造成が行われた。
 - ②その上で、市が小規模住宅地区等改良事業により宅地造成を実施した。
- ・造成後、市は土地を売却した。駐車場、小規模改良住宅（2戸1棟が2棟）、菜園は市の保有となっている。
- ・なお、農地については最初から住民の強い要望があったが、小規模住宅地区等改良事業では農作業をする畑を作ることはできないため、菜園が整備された。



図 集落再生計画図(H18年3月)

(出典) 長岡市『山古志6集落の再生の記録』平成20年3月。

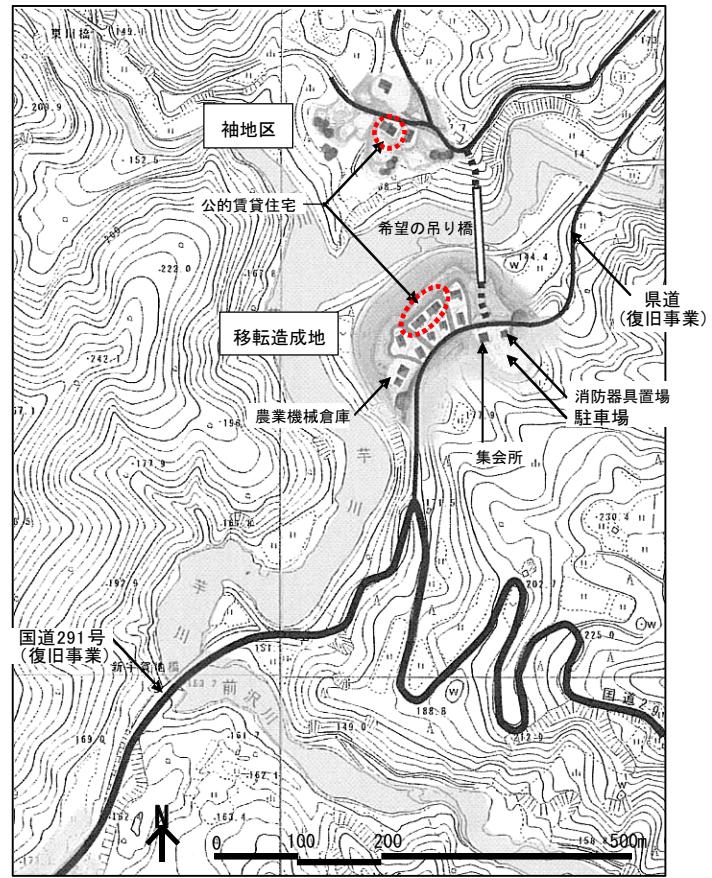


図 現況図(H17年10月)

(出典) 長岡市『山古志6集落の再生の記録』平成20年3月。

【20040507】下水道の復旧（長岡市）

○下水道地震対策技術検討委員会の提言

- ・被災地では、液状化により多数のマンホールが浮き上がる現象が起きた。地震後国土交通省は「下水道地震対策技術検討委員会」を設置し、下水道埋設について、(1)土の密度を高める締め固めの徹底、(2)液状化しにくい碎石の利用、(3)セメント混合による土の硬化の3つが推奨された。
- ・これを受けて、長岡市はそれぞれ以下のような対応を実施した。

○長岡市

- ・下水道建設課では改良土の適正配合を見極めるため、2月中旬からセメントや石灰の配分を変えて経過観察、施工を試行した。その結果、掘り返しできる程度の硬さとして、1立方メートルの土に20キロのセメントを入れることに決めた。

【20040508】農林施設等の災害復旧支援（長岡市）

○長岡市では、被災した農林施設等の災害復旧について、次のような支援を実施した。

1) 農地、農林業施設の災害復旧事業費補助事業

○国の災害復旧事業に該当しないものに、市が補助

○農地、農業施設の復旧について、土地改良区、農業協同組合が実施する事業費

- 1カ所の工事費が3万円以上:50%以内
1カ所の工事費が5万円以上:65%以内
- 林業用施設の復旧について、森林組合、農家組合、町内会が実施する事業費
1カ所の工事費が5万円以上:50%以内
- 国の災害復旧事業に該当するものは、国の補助残に対して、農地60%以内、農業用施設・林業用施設50%以内で市が補助
- 2) 災害復旧事業実施に伴う測量設計経費補助事業
- 国の災害復旧事業に伴う測量設計経費に市が補助
- ・土地改良区が実施する事業:80%以内(激甚災害に指定された場合は90%以内)
 - ・農業協同組合が実施する事業:100%以内
- 3) 農林業施設災害応急復旧工事原材料支給及び建設機械貸付事業
- 被害を最小限に止めるための応急復旧工事に、原材料の支給や建設機械の貸し付けを実施。
- 対象団体:農家組合、町内会、土地改良区、水利組合、農業協同組合、森林組合、造林組合
- 対象工事
- ・被災した農林業用施設の増破防止用工事
 - ・被災したかんがい配水や交通等の機能を一時的に回復または補うための仮工事
- 支給原材料:コンクリート、骨材類、木材類、配管材料、袋類等
- 貸付建設機械:ブルドーザー、グレーダー、バックホウ等

【参考文献】

- 1) 長岡市災害対策本部『新潟県中越大震災の被害及び復旧対策の概要』平成20年4月1日。
- 2) 長岡市『長岡市復興計画について』。
- 3) 長岡市『長岡市復興計画』平成17年8月。
- 4) 長岡市『長岡市復興計画〔改訂版〕』平成20年3月。
- 5) 地学団体研究会新潟支部新潟県中越地震調査団 編著『地団研専報54号 2004年新潟県中越地震 中越地震の被害と地盤』平成17年8月。
- 6) 長岡市河川課『高町団地資料』。
- 7) 長岡市『山古志6集落の再生の記録』平成20年3月。

事例コード | 200406

2004年（平成16年） 新潟県中越地震・小千谷市

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

○市勢

表1 小千谷市の概要

人口等	人口 41,314 人、12,375 世帯 (平成 16 年 9 月末・住民基本台帳)
地理	新潟県の中央部に位置し、信濃川が中央部を貫流。河岸段丘と中山間地に展開する田園都市。
特産等	小千谷縮、錦鯉の原産地。

○被害状況

表2 中越地震の主な被害状況（小千谷市）

項目	被災状況等						備考
①死者	19 人						市民 17 人
②負傷者	重傷者 120 人	軽傷者 665 人	計 785 人				
③家屋被害 (棟・%)	全壊 622 棟 5.71%	大規模半壊 370 3.40	半壊 2,386 21.89	一部損壊 7,514 68.94	無被害 7 0.06	合計 10,899 100.0	・住家のみ ・共同住宅 1 棟として算出 ・平成 19 年 1 月 16 日現在
④孤立地区	21 地区	431 世帯	1,472 人	10 月 29 日に解消			
⑤避難所	避難所数 136 箇所	避難者数 29,243 人	10/27 時点 (12/20 解消)				
⑥救援食糧	ピーク時配食数 42,680 食	10/28 時点 (日 2 食)					
⑦避難勧告	29 箇所 (地区)	532 世帯	平成 18 年 4 月 14 日解除				
⑧火災・その他	・火災 住宅 1 件 (2 棟) ・床上浸水 20 棟 ・床下浸水 31 棟						

(出典) 小千谷市『10・23 新潟県中越大震災からの教訓』。

表3 被害額 (推計値)

施設等の区分	想定被害額 (億円)	施設等の区分	想定被害額 (億円)
1 公共土木施設関係 (市)	51	7 ごみ・廃材等収集、運搬、処理	72
○道路関係	45	○ごみ収集、運搬、処分	50
○河川関係	5	○仮置場	2
○除雪関係	1	○廃材収集、運搬、処分	19
2 公共土木施設関係 (県) 320 箇所	165	○その他	1
○道路関係【240 箇所】	124	8 ごみ・し尿・埋立処理施設関係	52
○河川関係【80 箇所】	41	○清流園 (し尿)	5
3 農地・農業用施設関係	380	○サンクリーン時水 (焼却)	5
○農地・農業用施設	226	○クリーンスポット大原 (埋立)	42
○治山・林道施設	116	9 医療施設・設備関係	80
○農産・園芸・畜産施設	28	○建物関係	60
○農産物	10	○医療・事務機器	15
4 下水道・農業集落排水関係	104	○その他	5
○公共下水道	78	10 商工業関係	2,003
○農業集落排水	26	11 錦鯉・養殖施設関係	50
5 ガス・水道・工業用水道関係	40	12 一般住宅関係	325
○ガス	8	13 税・利用料・使用料等の減免額	3
○水道	30	○市民税	0.27
○工業用水道	2	○固定資産税	0.60
6 公共施設関係	50	○都市計画税	0.08
○本庁舎(耐震)	10	○国民健康保険税	1.15
○学校教育関係	6	○介護保険料	0.13
○社会教育関係	6	○保育料	0.30
○社会体育関係	14	○介護保険利用料	0.28
○福祉施設関係	13	○下水道料	0.06
○その他公共施設	1	○水道料	0.13
14 防災整備関係			70
合計			3,400

(出典) 小千谷市『10・23 新潟県中越大震災からの教訓』。

(2) 災害後の主な経過

表4 災害後の主な経過（小千谷市、地震後3年間の取組状況）

年	月	住居・生活関係	インフラ、産業等	復興の進め方
H16	10月	10.23 地震発生新潟県中越大震災小千谷市災害対策本部設置 被災宅地建物危険度判定開始 支援金受け入れ開始 住宅相談窓口開設 り災調査開始 仮設住宅入居希望調査	地元協議会災害対策本部設置 ボランティアセンター設置 中小企業相談窓口開設 市街地に通水	
	11月	仮設住宅建設開始 健康状況調査、相談 仮設第1次募集 生活再建支援相談窓口開設 り災証明書発行	ガス供給開始 商工業者の被害調査 雇用相談会 清掃工場再開 応急給水活動終了	
	12月	仮設第2次募集 1次募集仮設入居開始 2次募集仮設入居開始 支援金配分開始	ボランティアセンター閉鎖	
	1月	自衛隊による仮設住宅除雪		復興支援プロジェクト 市民ワークショップ
	3月	(財)新潟県中越大震災復興基金設立		
H17	4月		震災復興市民大芸能祭開催 復興記念ウォーク開催	市民ワークショップ 復興計画策定委員会
	5月			知事とのタウンミーティング
	6月		白山運動公園牛の角突き開催	
	7月	東山地区5町内避難勧告解除 (荷頃、岩間木、首沢、中山、小栗山)		小千谷市復興計画策定
	8月		錦鯉の里再開 震災復興祈願おぢやまつり開催 市民プール再開	
	1月			第四次小千谷市総合計画策定
H18	4月		東山小 自校で授業再開	第1回復興推進委員会
		災害公営住宅(木津)入居開始		
		市内全ての避難勧告解除		
	6月	三仏生地区住宅移転用地竣工	牛の角突き小千谷闘牛場復活	第2回復興推進委員会
	7月	千谷地区住宅移転用地竣工	ちぢみの里ふれあい公園復旧	
	8月			第3回復興推進委員会
	9月			震災復興記念シンポジウム
	10月		総合防災訓練実施 市民震災復興イベント開催	中越大震災復興記念式典
	11月			小千谷市行革大綱見直し 集中改革プラン策定
	12月	災害公営住宅(千谷、千谷川)入居開始		
H19	1月			第4回復興推進委員会
	3月		一般県道小千谷長岡線開通	
	5月			第5回復興推進委員会
	7月			第6回復興推進委員会
	10月	応急仮設住宅全員退去	復興記念メモリアルコンサート	
	11月			中越大震災復興記念式典
H20	12月		一般県道川口岩沢線開通	第7回復興推進委員会
	1月			市民ワークショップ
	3月			第8回復興推進委員会
	5月			第9回復興推進委員会

(出典) 小千谷市『小千谷市復興検証』平成20年5月。

2. 災害復興施策事例の索引表

200406	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握		●	→	【20040601, p315】	
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		●	→	【20040602, p315】	
施策 2：復興計画の作成		●	→	【20040603, p318】	
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保			●	→	【20040604, p321】
施策 2：恒久住宅の供給・再建				●	→
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援		●	→	【20040606, p322】	
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧					
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備				【20040608, p322】	●
施策 3：都市基盤施設の復興	●	→		【20040609, p324】	●
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建			【20040610, p325】	●	●

3. 災害復興施策事例

【20040601】被害認定訓練にもとづく被害調査（小千谷市）

○建物の2次調査に際して小千谷市では、富士常葉大学、防災科学技術研究所・地震防災フロンティア研究センターが中心となって開発された、写真と図を用いて被害認定のプロセスの訓練を行うDATS(Damage Assessment Training System)という手法で被害調査を実施している。

○これは、内閣府の認定基準を簡便化した調査票を用いて、非専門家も対象に建物被害認定の簡易なトレーニングを実施した上で調査を行うというものである。今回の調査に際しては、職員に対してスライドによる調査書の書き方の指導など、事前に半日の講習を行っている。講習では、多数の写真から、どこが判定のポイントとなるか示しながら、被害認定のトレーニングが行われた。

住家被害調査票(木造・プレハブ用)			整理番号																																										
住家所在地	調査日	年月日																																											
所有者																																													
居住者	調査員氏名																																												
連絡先など																																													
特記事項 (気付いたことなど)																																													
判定結果(丸印を記入) <pre> 無被害 ← 無 ↓ 被害がある? → 有 ↓ 屋根破壊 ← 発生 ↓ 屋根破壊発生? → 有 ↓ 全壊 ← 有 ↓ 半壊 ← 1/60~1/20未満 ↓ 全壊 ← 有(建物がゆがんでいる) ↓ 基礎が破壊している? → 有 ↓ 壁・屋根それぞれの 損傷度をチェック シートで点数化し 最終判断する </pre>																																													
被災度判定チャート(判定基準) <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災箇所の損傷の日数 (内訳)被災後何日以内に何回以上何箇所に被害が発生するか</th> <th>D% 0%~20%</th> <th>20%~50%</th> <th>50%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傾斜・再建不可</td> <td>傾斜・再建不可</td> <td>傾斜・再建不可</td> <td>傾斜・再建不可</td> </tr> <tr> <td>後傾面</td> <td>一部損壊</td> <td>半壊</td> <td>全壊</td> </tr> <tr> <td>基礎</td> <td>基礎なし</td> <td>基礎の高さ・傾き等のため、落成後より高い位置に建てる。(ただし、既存物の基礎がない。)</td> <td>基礎が倒壊し、倒壊した際の高さが大きくなる。基礎が倒壊し、倒壊した際の高さが大きい。</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				被災箇所の損傷の日数 (内訳)被災後何日以内に何回以上何箇所に被害が発生するか	D% 0%~20%	20%~50%	50%以上	傾斜・再建不可	傾斜・再建不可	傾斜・再建不可	傾斜・再建不可	後傾面	一部損壊	半壊	全壊	基礎	基礎なし	基礎の高さ・傾き等のため、落成後より高い位置に建てる。(ただし、既存物の基礎がない。)	基礎が倒壊し、倒壊した際の高さが大きくなる。基礎が倒壊し、倒壊した際の高さが大きい。	屋根				壁				基礎				屋根				壁									
被災箇所の損傷の日数 (内訳)被災後何日以内に何回以上何箇所に被害が発生するか	D% 0%~20%	20%~50%	50%以上																																										
傾斜・再建不可	傾斜・再建不可	傾斜・再建不可	傾斜・再建不可																																										
後傾面	一部損壊	半壊	全壊																																										
基礎	基礎なし	基礎の高さ・傾き等のため、落成後より高い位置に建てる。(ただし、既存物の基礎がない。)	基礎が倒壊し、倒壊した際の高さが大きくなる。基礎が倒壊し、倒壊した際の高さが大きい。																																										
屋根																																													
壁																																													
基礎																																													
屋根																																													
壁																																													
判定チェックシート(チャートで判断できない場合に使用) <table border="1"> <thead> <tr> <th>損傷として標示していない部分(員数区分の壁柱全体に対する割合)</th> <th>損傷の具体的な様子</th> <th>損傷点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0%</td> <td>被害は確認できない</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0%を超えて10%以下</td> <td>軒や軒先にいずれかが見られるもの</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>10%を超えて20%以下</td> <td>軒や軒先にいずれかが見られるもの</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>20%を超えて30%以下</td> <td>軒や軒先にいずれかが見しく、木材(瓦など)の一部に落下が見られるもの</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>30%を超えて60%以下</td> <td>軒や軒先にいずれかが見しく、木材(瓦など)の落下が各所に見られるもの</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>60%を超える</td> <td>屋根全体の被害と木材(瓦など)の落下が著しく見られるもの</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">総合点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損傷として標示している部分(構造部分)の壁柱全体に対する割合</th> <th>損傷の具体的な様子</th> <th>損傷点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0%</td> <td>被害は確認できない</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0%を超えて10%以下</td> <td>ひびわれや剥落が見られるもの</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>10%を超えて20%以下</td> <td>ひびわれや剥落がかなり見られるもの</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>20%を超えて30%以下</td> <td>ひびわれや剥落が著しく見られるもの</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30%を超えて60%以下</td> <td>ひびわれや剥落が著しく見られるもの</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>60%を超える</td> <td>ひびわれや剥落が全面的に見られるもの</td> <td>61</td> </tr> </tbody> </table>				損傷として標示していない部分(員数区分の壁柱全体に対する割合)	損傷の具体的な様子	損傷点数	0%	被害は確認できない	0	0%を超えて10%以下	軒や軒先にいずれかが見られるもの	1	10%を超えて20%以下	軒や軒先にいずれかが見られるもの	2	20%を超えて30%以下	軒や軒先にいずれかが見しく、木材(瓦など)の一部に落下が見られるもの	4	30%を超えて60%以下	軒や軒先にいずれかが見しく、木材(瓦など)の落下が各所に見られるもの	7	60%を超える	屋根全体の被害と木材(瓦など)の落下が著しく見られるもの	12	損傷として標示している部分(構造部分)の壁柱全体に対する割合	損傷の具体的な様子	損傷点数	0%	被害は確認できない	0	0%を超えて10%以下	ひびわれや剥落が見られるもの	4	10%を超えて20%以下	ひびわれや剥落がかなり見られるもの	13	20%を超えて30%以下	ひびわれや剥落が著しく見られるもの	21	30%を超えて60%以下	ひびわれや剥落が著しく見られるもの	38	60%を超える	ひびわれや剥落が全面的に見られるもの	61
損傷として標示していない部分(員数区分の壁柱全体に対する割合)	損傷の具体的な様子	損傷点数																																											
0%	被害は確認できない	0																																											
0%を超えて10%以下	軒や軒先にいずれかが見られるもの	1																																											
10%を超えて20%以下	軒や軒先にいずれかが見られるもの	2																																											
20%を超えて30%以下	軒や軒先にいずれかが見しく、木材(瓦など)の一部に落下が見られるもの	4																																											
30%を超えて60%以下	軒や軒先にいずれかが見しく、木材(瓦など)の落下が各所に見られるもの	7																																											
60%を超える	屋根全体の被害と木材(瓦など)の落下が著しく見られるもの	12																																											
損傷として標示している部分(構造部分)の壁柱全体に対する割合	損傷の具体的な様子	損傷点数																																											
0%	被害は確認できない	0																																											
0%を超えて10%以下	ひびわれや剥落が見られるもの	4																																											
10%を超えて20%以下	ひびわれや剥落がかなり見られるもの	13																																											
20%を超えて30%以下	ひびわれや剥落が著しく見られるもの	21																																											
30%を超えて60%以下	ひびわれや剥落が著しく見られるもの	38																																											
60%を超える	ひびわれや剥落が全面的に見られるもの	61																																											

図 住家被害調査票

【20040602】復旧・復興体制の構築（小千谷市）

- ・小千谷市では当初、復旧・復興への取り組みについての特別な体制づくりは行われず、災害対策本部として対応していた。その後、仮設住宅の解消と併せて平成19年10月31日に災害対策本部が解消し、復興推進本部が設置されている。
 - ・復興計画の策定については、地震で壊滅的被害を受け、市民からも行政と市民が一緒に復興計画に取り組む必要があるとの声があがった。そこで、次図のような全体の枠組みが構築された。（次頁参照）
 - ・復興計画策定手順の概要は次図のとおりである。復興計画策定までの主な経緯を、次表に示す。企画財政課が事務局となり、大学、市職員によるワーキングが組織され、ワークショップなど、市民も参加して計画づくりが進められた。（次頁及び次頁以降を参照）

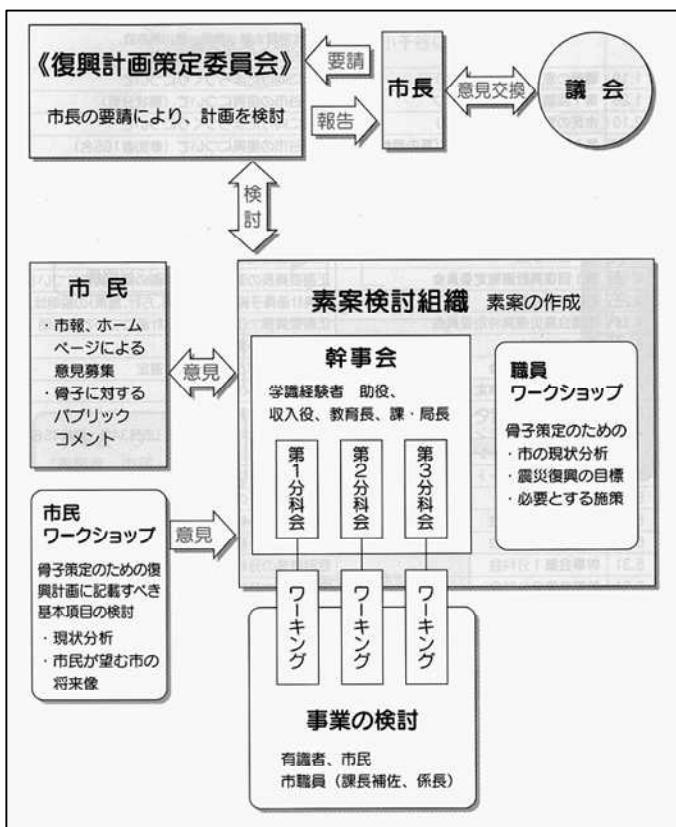


図 復興計画の策定体制

(出典) 小千谷市『小千谷市復興計画』平成 17 年 7 月。

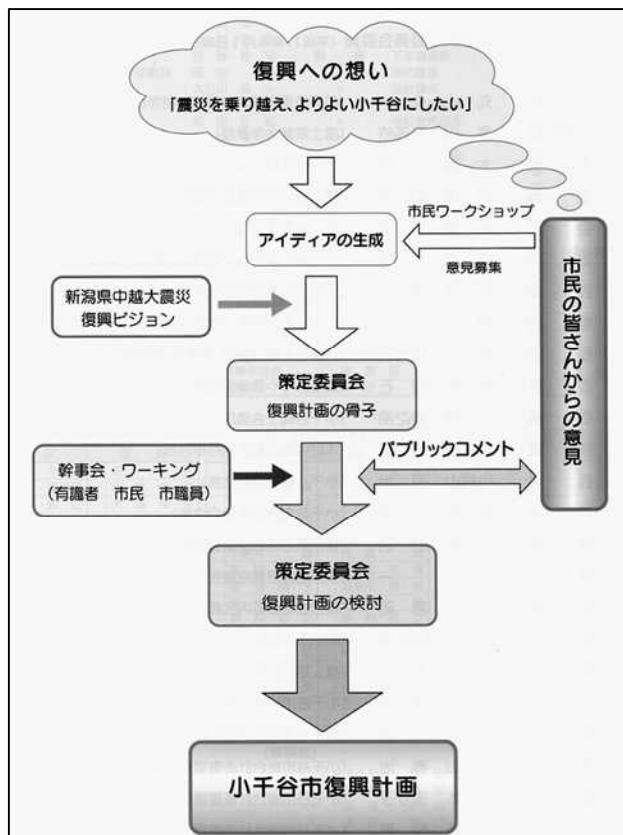


図 復興計画の策定手順

(出典) 小千谷市『小千谷市復興計画』平成 17 年 7 月。

表 小千谷市復興計画策定委員会の構成メンバー等（敬称略）

委員長	丸山久一（長岡技術科学大学理事・副学長）	委 員	小千谷観光協会会长		
副委員長	重川希志依（富士常葉大学教授）		小千谷市建設業協会会长		
委 員	新潟県議会議員 新潟県長岡地域振興局長 小千谷市議會議長 小千谷市議会震災復興特別委員会委員長 小千谷市教育委員会委員長 小千谷市魚沼市川口町医師会副会长 介護老人保健施設 春風堂 事務長 越後おぢや農業協同組合組合長理事 小千谷商工会議所会頭 本町商店街振興組合組合長		連合魚沼地域協議会議長 東山地区振興協議会会长 前吉谷地区町内会長協議会会长 東小千谷町内会長・区長協議会会长 真人地区町内会長協議会会长 小千谷市総合計画審議会委員長 小千谷市総合計画審議会副委員長 小千谷市総合計画審議会委員 3名		
(幹事会)					
幹 事 長	助役	幹 事	下水道課長		
副幹事長	収入役	"	消防課長		
幹 事	教育長	"	会計課長		
"	富士常葉大学助教授	"	議会事務局長		
"	総務課長	"	学校教育課長		
"	企画財政課長	"	社会教育課長		
"	税務課長	"	社会体育課長		
"	市民生活課長	"	監査委員事務局長		
"	健康福祉課長	"	ガス水道局長		
"	高齢福祉課長	"	広域事務組合事務局長		
"	農林課長				
"	商工観光課長				
"	建設課長				
(分科会) ◎ : 分科会長、○ : 副分科会長					
第1分科会	◎ 総務課長 広域事務組合事務局長 消防課長 ○ 健康福祉課長 高齢福祉課長 市民生活課長	第2分科会	◎ 建設課長 ガス水道局長 下水道課長 農林課長 商工観光課長 ○ 議会事務局長 会計課長	第3分科会	◎ 学校教育課長 ○ 社会教育課長 社会体育課長 企画財政課長 税務課長 監査委員事務局長
(ワーキング)					
第1分科会ワーキング	市民 9人 職員 16人	第2分科会ワーキング	市民 16人 職員 16人	第3分科会ワーキング	市民 9人 職員 13人
(事務局)	企画財政課課長補佐、同課副参事、同課主査3人、主任2人				

(出典) 小千谷市『小千谷市復興計画』平成17年7月。

表 復興計画策定への取り組み経緯

月日	会議名等	審議内容等
H17. 1. 5	中越地震復興支援プロジェクト	講演会とパネルディスカッション 京都大学教授 林春男、神戸市収入役 金芳外城雄、富士常葉大学教授 重川希志依、同志社大学教授立木茂雄
1. 19	職員の意見募集（～1.31）	復興に向けたまちづくりについて
1. 28	第1回職員ワークショップ	小千谷市の復興について（現状分析）
2. 10	市民の意見募集（～2.28）	復興に向けたまちづくりについて
2. 20	第1回市民ワークショップ	小千谷市の復興について（参加者105名）
2. 28	地区別町内会長会議（～3.3）	復興計画についての説明ほか
3. 2	第2回職員ワークショップ	復興課題と方針について
3. 24	第3回職員ワークショップ	復興課題と方針について
4. 10	第2回市民ワークショップ	復興目標、復興方針、施策の検討（参加者54名）
4. 12	第1回幹事会	復興計画の骨子資料について
4. 18	第1回復興計画策定委員会	正副委員長の選出と復興計画の骨子資料について
4. 21	町内会長会議	復興計画骨子資料（復興目標、方針、施策）の説明ほか
4. 26	市議会震災復興特別委員会	正副委員長・正副部会長へ計画についての説明
5. 9	第2回幹事会	復興計画骨子素案の検討
5. 10	ワーキング全体会	作業内容確認と所属分科会選定
5. 16	第2回復興計画策定委員会	復興計画骨子の検討
5. 17 ～26	第1分科会ワーキング（2回開催） 第2分科会ワーキング（2回開催） 第3分科会ワーキング（4回開催）	個別事業の検討 ワーキングメンバー79名（市民34名、職員45名）
5. 25	パブリックコメント（～6.7）	復興計画骨子についての意見募集
5. 30	議員協議会	復興計画骨子の説明
5. 30	幹事会第2分科会	個別事業の分科会案の検討
5. 30	幹事会第3分科会	個別事業の分科会案の検討
5. 31	幹事会第1分科会	個別事業の分科会案の検討
5. 31	幹事会第2分科会	個別事業の分科会案の検討
6. 3	第3回幹事会	事業計画案の検討
6. 6	第4回幹事会	事業計画案の検討
6. 7	第5回幹事会	事業計画案の検討
6. 13	第3回復興計画策定委員会	個別事業計画案の検討
6. 24	市議会震災復興特別委員会からの提言	
6. 24	第6回幹事会	復興計画素案の検討
6. 27	第7回幹事会	復興計画素案の検討
7. 3	第4回復興計画策定委員会	復興計画素案の検討
7. 4	議員協議会	復興計画素案の検討
7. 12	第8回幹事会	復興計画案の検討
7. 16	第5回復興計画策定委員会	復興計画案の最終確認と市長への報告
7. 19	小千谷市復興計画決定	小千谷市復興計画決定

（出典）小千谷市『小千谷市復興計画』平成17年7月。

【20040603】復旧・復興計画の策定（小千谷市）

- ・ヒアリングでは、小千谷市復興計画の特色として、次のような点が上げられた。

①市民参加の計画策定

何をしたいか、どんな復興とするかについては、市民の意見に基づいて決めた。

②自助、共助、公助のまちづくり

復興は、行政だけの力ではできない。

市民、企業、行政の協働による復興。

復興の進み具合も、市民の手で確認をする。

③1,500件を越える意見を整理して計画を策定

復興計画の策定にあたっては、自助・共助・公助のなかで、「あれも、これも」ではなく、「あれか、これか」の選択が必要であった。そのため、これまで以上に市民からのアイデア・意見を集め、その中で行政は何をすべきかという検討が進められ、復興計画がとりまとめられていった。収集された意見は1,500件を超える。それらは以下の図に示す施策体系として整理された。

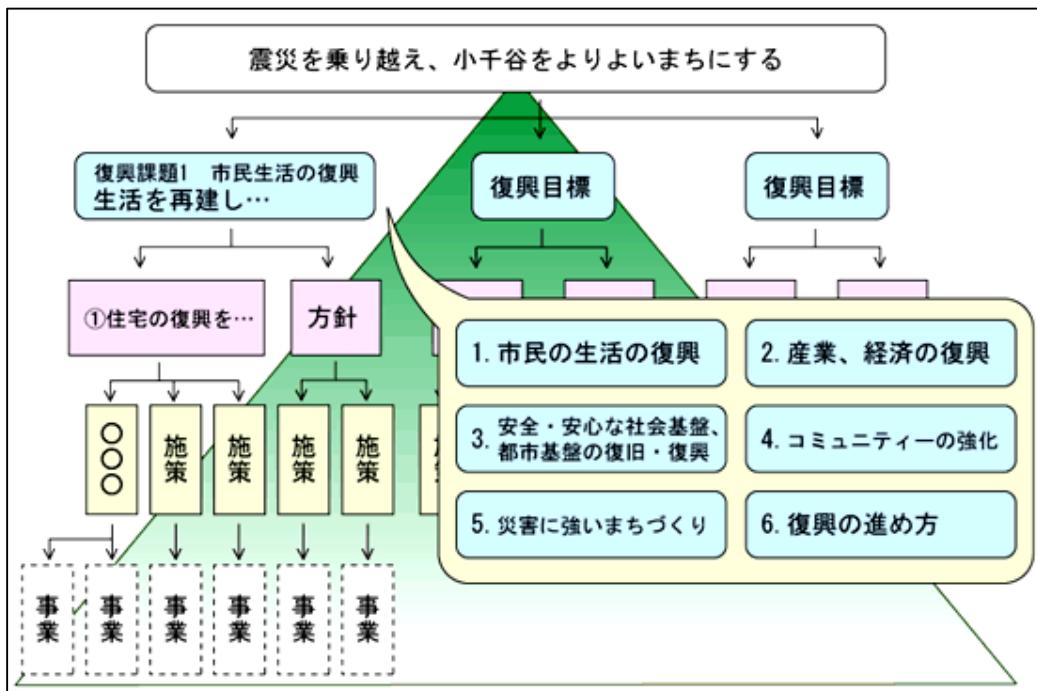


図　復興計画施策体系

(出典)「小千谷市ホームページ」。

○なお、復興計画では、復興計画と市の総合計画との関係は次のように説明されている。

- ・「小千谷市にとって最上位の計画は、平成17年度を最終年度とする第三次小千谷市総合開発計画です。また、17年度中に次期総合計画として第四次小千谷市総合計画を策定することとしています。本来、復興計画は中越大震災からの復興のための個別計画ですが、その被害はあまりにも大きくまた全市的です。小千谷市にとって緊急かつ最大の課題は震災からの復興にほかならず、当面はあらゆる施策に優先して考える必要があります。したがって、計画の策定順序は、復興計画を先に策定し、その内容を第四次小千谷市総合計画に反映させることとします。」
- ・平成18年1月に第四次小千谷市総合計画が策定されており、その前期基本計画の中に、復興計画に示された事項が優先的に取り込まれた。

○復興計画の検証

- ・小千谷市では、復興計画の中で市民に進捗や結果を説明する必要があるとして、「復興の検証及び新たな社会・経済情勢の変化等に対応して、途中必要な見直しを行う」とこととしており、平成20年5月に検証結果の報告が行われている。
- ・検証作業にあたっては、行政による事業の進み具合の把握、市民へのアンケート、市民ワークショップなどが行われ、復興計画における復興課題ごとの取り組み状況の検証、今後の取り組み方針などの検討が進められている。

○震災で顕在化した課題

- ・ヒアリングによれば、震災によって次のような課題が顕在化したことである。
 - ・地震前から商店街の衰退や山間部での過疎化が進んでいたが、これらが地震により顕在化し対処が必要となった。
 - ・商店街では、復興基金等を利用しながら振興策に取り組んでいるが震災前のレベルに利用客が戻らない状況が継続しており、産業育成、商店街振興は、大きな課題の一つとなっている。
 - ・山間部の東山地区については、地震の前310世帯から約170世帯程度になるなど過疎化も急速に進んだ。この地域では、もともと勤め先が平地にあり、被害を契機に地域を出た世帯も多かったようである。表は、東山地区の世帯数の変化を防災集団移転促進事業の対象の有無別にみたものである。防災集団移転促進事業の対象外の集落でも、地震後、世帯数が4分の3に急減

している。

表 東山地区の世帯数変化（住民基本台帳）

東山地区の集落		平成 16 年 9 月末 現在の世帯数①	平成 19 年 12 月 現在の世帯数②	率 ②/① (%)
防災集団移転 促進事業が実施 された集落	塩 谷	51	21	41%
	十二平	11	0	0%
	荷 頃	42	14	33%
	蘭 木	34	15	44%
	首 沢	18	6	33%
	朝 日	41	28	68%
	小 計	197	84	43%
防災集団移転 促進事業の対象 外集落	岩間木	36	25	69%
	寺 沢	25	20	80%
	中 山	15	16	107%
	小栗山	36	23	64%
	小 計	112	84	75%
合 計		309	168	54%

○住宅再建

- ・住宅復興は最優先課題として、各種事業が実施されている。特に大きな被害を受けた一部の集落では防災集団移転促進事業により住宅の移転・再建を支援している。また、自力で住宅再建が困難な被災者には市内 4箇所に災害公営住宅が建設された。
- ・応急仮設住宅入居者は、ピーク時の平成 17 年 5 月には 684 世帯 2,328 人にのぼったが、平成 19 年 10 月末までに全世帯の退去が完了している。応急仮設住宅入居者の住居の確保状況は以下の表のとおりである。また、防災集団移転・個別移転についても平成 19 年 12 月までに移転を完了している。

表 災害公営住宅の概要

名称	敷地面積 m ²	構造・階数	間取りタイプ
木津のぞみ団地住宅	2,861.0	鉄筋コンクリート 造 4階建	1LDK (50.8 m ²) 10戸、2DK (50.8 m ²) 6戸、2LDK (59.8 m ²) 8戸、3DK (67.7 m ²) 4戸、4DK (84.8 m ²) 4戸
千谷のぞみ団地住宅	5,600.0	鉄筋コンクリート 造 4階建	1LDK (52.19 m ²) 8戸、2DK (52.9 m ²) 16戸、 3DK (68.39 m ²) 12戸、4DK (77.48 m ²) 4戸
千谷川のぞみ団地住 宅	2,260.5	鉄筋コンクリート 造 4階建	1LDK (52.91 m ²) 8戸、2DK (52.91 m ²) 8戸、 2LDK (67.46 m ²) 4戸、3DK (68.39 m ²) 4戸
ペット同伴公営住宅		木造2階建	木津団地内 3戸、日吉地内 6戸

(出典) 小千谷市『復興計画によるまちづくり』

表 応急仮設住宅退去世帯の再建方法（平成 19 年 10 月 31 日現在）

再建方法	世帯数	比率
新築・修繕・中古購入	598	77.1%
公営住宅	113	14.6%
民間賃貸住宅	49	6.3%
親族等と同居	9	1.2%
施設入所	3	0.4%
死亡退去	4	0.5%
計	776	100.0%

(出典) 小千谷市『応急仮設住宅入居者 再建状況内訳』平成 19 年
10 月 31 日作成。

○商店街

- ・地震により小千谷市の中心部にある商店街は大きな被害を受けた。市では、復興イベント、チャレンジショップ、仮店舗設置、復興まちの駅*設置への支援などを実施して、被災した商店街の早期復旧を目指した。しかし、本町、東大通、中央通、寺町商店街の会員数は、平成16年4月には237名だったものが3年後の平成19年4月には218名に減少している。また、東小千谷地区の商店街では、スーパーマーケットの撤退も影響し、売り上げは震災前の6割程度までしか回復していない。

*小千谷市本町商店街の中心部に平成18年7月7日にオープンしたスペースであり、震災復興・観光・行政・商店街の情報提供、無人野菜販売などを行っている。

○販路拡大と観光振興

- ・地震による知名度アップを生かし、特産品の販売、地域情報の発信及び観光の推進などを行うため、会員制の「おぢやファンクラブ」が立ち上げられた。これは、復興計画で提案されたもので、財団法人小千谷市産業開発センターを窓口としてスタートした。
- ・平成20年2月末には会員が1,570人となった。会員には首都圏生活者が多いなどの特徴があり、今後は、このファンクラブを物産・観光の総合窓口として発展させ、特産品の販路拡大と交流人口の増加につなげることが期待されている。

○農村振興

- ・ヒアリングによれば、小千谷市では、震災前から配置していた地域支援員が、次に示すような重要な役割を果たしたことである。
 - ・地域支援員を3地域（東山、真人、岩沢）に配置していた。これは、地域を育てたり、地域の良さを見つけることを目的としており、それぞれの地区に連絡所があり、支援員が配置されていた。地震後、地域の実情をよく把握していた支援員は、きめ細かな地域の情報を市に提供した。
 - ・また、震災直後しばらくして落ち着いてくると、要求だけではなく自分たちも汗を流さないといけない、という自覚が市民に芽生えた。こうした中で、支援員が地域に本当に必要なものは何かを見定めて、地域の方々と話をしながら優先順位を考えるなどの取り組みを進めていった。山間地では田畠が崩落、養鯉池が被災したなどの場合、復興基金のメニューが役立ったが、その際に地域の人と市の担当部署を繋いだのが地域支援員だった。「道路が被災したが、それが復興基金の対象になるか」というような相談が多くなったそうである。住民は、例えば自分の田が被害を受けたとき、農林課の復旧補助事業や復興基金の補助と自己負担の関係がわからない。そこで支援員が復興基金の勉強をして、具体的な住民の相談にきめ細かく対応している。当時は、係長相当職のある程度、決定権のある人が配置されていたことも有効だったようである。
 - ・農村部では、こうした支援員のサポートなども受けながら農産物の販路開拓、まちづくり・村おこしへの取り組み（例えば、岩沢地区の「狼煙の会」、若柳地区の「わかどち未来会議」、吉谷地域の「小千谷市の棚田を守る会」など）、各種交流を促進するような取り組みなどが行われている。
 - ・市では市民農園を整備するとともに、農産物の加工品づくりや農家民宿などの起業化のための支援を実施しており、その結果、震災前は20件だったアグリビジネス（農業関連産業）の取り組み件数が平成19年度には33件に増加している。また、都市住民に対する情報提供や受入れ、交流可能な集落づくりの取り組みも進められている。

【20040604】仮設住宅の建設・提供（小千谷市）

- 仮設住宅への入居は、普通は住宅が全壊した人だけが対象だが、今回は、余震や雪による倒壊が怖いという人すべてを受け付けた。
- 建設にあたっては、用地の確保にたいへん苦労した。用地は、公共用地を中心で、民地では工場跡地を1箇所使用している。また、3つの小中学校のグラウンドも使用している。
- 小千谷市は都市ガスだが、仮設住宅用地には都市ガスが確保できず、プロパンガスで対応しなければならなかった。しかし、市内の業者ではプロパンガスが必要量確保できず、遠方から調達することになり費用が嵩んだ。水道がなく、100～200トンの受水槽を設置した所もある。

【20040605】仮設住宅の建設・提供（小千谷市）

- 入居は2回に分けて行った。1次入居は、近隣コミュニティごとにまとまる形で、できるだけ希望に添うようにした。しかし、2次入居では住宅の規模と世帯規模とのつりあいもあり、バラバラになってしまったが、基本的には、各自の希望を受け付ける形で場所を決定した。なお、コミュニティごとの入居が大事といわれるが、実際には、知っている人とはいやだという例も多い。

○独居高齢者や歩行に障害のある人には、市街地の近に入居できるよう配慮した。

【20040606】災害弔慰金の支給（小千谷市）

○小千谷市の死者数は12名、うち住民以外の者が2名だった。これらについては、すべて警察が確認したもので、県から連絡があった。死因は、家屋の下敷き・地震によるショック併せて9名、エコノミー症候群1名。

○災害弔慰金の支給

- ・死亡診断証明に「地震」の言葉が入っていなければ災害弔慰金の対象にはしなかった。11月28日までに上記10名の確認がとれた。
- ・遺族から死者が地震によるものではないかとの相談はあった。そのような場合は、死亡診断書を書いた医師に改めて意見書を書いてもらい、その意見書で判断することとしている。
- ・「関連死」認定による災害弔慰金の支給が課題となっている。被災地全体で広域的な判定委員会を設置すべきと思ったが、県も国も、市町村の考えでやればよいとの回答だった。市町村の判定結果を国が認めてくれるのかどうかが問題である。関連死の認定は、義援金等も関係してくるため、非常に取り扱いが難しい。

【20040607】税の減免と被害認定との調整（小千谷市）

- ・税の減免措置に関して、損害程度の割合と被害認定結果との対応をどう図るかが難しかった。
- ・従来から自治省の通知に基づく減免の要綱はあったが、その被害割合が全壊・大規模半壊・半壊などの被害認定と異なっている。そこで今回は、8/10以上を全壊、6/10以上8/10未満を大規模半壊、4/10以上6/10未満を半壊、4/10未満を一部損壊とした。
- ・なお、本来は条例が必要だが、県から要綱でもかまわないという通知があった。また、県から、税の前納者への減免も可能との見解が示された。

【20040608】防災集団移転事業による取り組み（小千谷市）

今回の地震で小千谷市では、6集落から2つの住宅団地への防災集団移転が行われた。小千谷市へのヒアリングから得られた防災集団移転促進事業に関する取り組み状況と課題等を以下に示す。

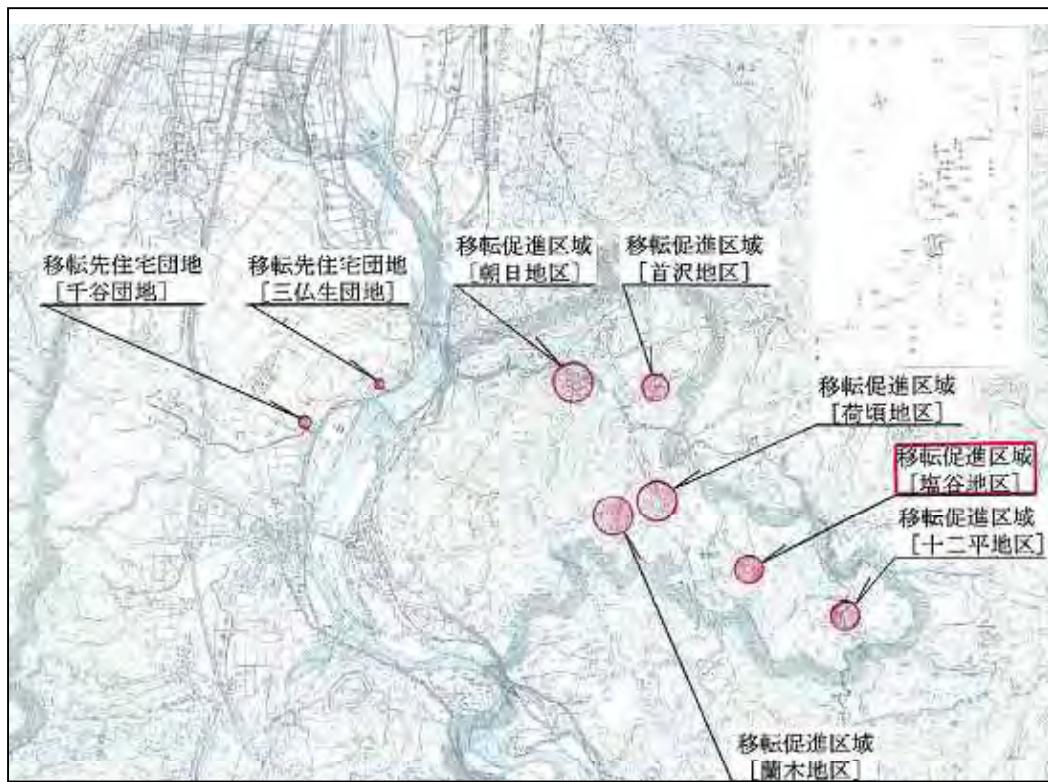


図 移転集落と移転先住宅団地

(出典) 国土交通省『小千谷市の防災集団移転促進事業の変更計画概要』平成18年7月10日。

○主な経過

防災集団移転促進事業に関する主な取り組みの経過は表のとおりである。

表 防災集団移転の取り組み経過

平成 17 年 1 月	県が防災集団移転促進事業と小規模住宅等改良事業に関する説明会を開催。
2 月 9 日	住宅移転について、市全域を対象に説明会（第 1 回）を開催。
3 月 3 日から 26 日	各集落別に仮設住宅で説明会を開催。
3 月 7 日	十二平集落の住民より防災集団移転促進事業の話を聞きたいという要望があり、説明会を開催。
4 月 11 日	蘭木集落より要望があり説明会を開催。
4 月 19 日	第 2 回説明会（2 月 9 日全体の説明会参加者 + 東山地域の住民） 参加者対象にアンケートを実施。 移転先として千谷の希望者が多かった。
5 月 28 日	移転候補地の木津、城内、小栗田、千谷を視察。 参加者対象にアンケートを実施。 移転先として千谷の希望者が多かった。
7 月	地権者に数回の説明会。概ね同意を得る。
9 月 21 日	移転先の三仏生団地造成工事契約。
12 月 26 日	用地交渉同意。移転先の千谷団地造成工事契約。
12 月 27 日	十二平地区の災害危険区域指定を公示。
平成 18 年 4 月 7 日	十二平以外の地区的災害危険区域指定を公示。
7 月	三仏生団地、千谷団地造成工事完了。

（出典）小千谷市『防災集団移転促進事業スケジュール表（千谷団地、三仏生）等』

○各集落の移転希望

- 各集落からは、市に対して次表に示すような要望書が出された。最も早く集団移転の要望が出された十二平地区では、隣接する堀之内町で過去に実施された雪崩に関する防災集団移転促進事業の事例を知っている住民がおり、集落でそうした情報交換をしていくうちに、全員が移転することになり、要望書が出された。
- また、表中で要望書が「住民 1 世帯ずつ提出」とあるのは、町内でとりまとめた要望として提出することができないというようなケースである。蘭木地区では、町内会で意向を把握して、移転したいという方の意向を踏まえて災害危険区域の設定がなされた。首沢地区は町内としてではなく、戸別に要望が提出される形となり、それぞれの住宅が掛かるように危険区域の設定がなされた。塩谷地区については、移転や残留の要望、あるいは、当時建設が決まっていた千谷団地以外の公営住宅（木津団地）を希望する住民などもいた。なお、朝日地区、荷頃地区は説明会などにより市で移転希望の把握をしていたことから、特に要望書という形のものは出されていない。

表 要望書の提出状況

十二平	平成 17 年 3 月 10 日	集団移転の要望
	平成 17 年 4 月 28 日	移転先地の要望
蘭木	平成 17 年 5 月 2 日	移転団地内の借地、公営住宅に関する要望
首沢	平成 17 年 4 月 26 日 ～ 5 月 9 日	住民 1 世帯ずつ提出、計 8 世帯分
塩谷	平成 17 年 6 月 3 日	千谷団地、団地内公営住宅、地区内移転の要望

（出典）小千谷市『防災集団移転促進事業スケジュール表（千谷団地、三仏生）等』

○地権者との同意

- 移転先の住宅団地の場所については、5 カ所の移転候補地を設定し、住民の視察が実施された。市内全域に被害があり他の地域にも移転希望者がいたため、防災集団移転に関して把握していた以上に住宅団地の敷地が必要となった。
- 移転先住宅団地については、住民自らが場所を設定して地権者と話を進めるようなケースも見られた。例えば、十二平では住民が直接交渉して、三仏生の地権者との話が進められ、平成 17 年 4 月には地権者からある程度の合意を得ていた。その後、三仏生については、首沢の住民が自ら 3 区画を交渉して確保した場所も含まれることとなった。

○危険区域の設定

- 防災集団移転促進事業を担当した職員へのヒアリングでは、次のような点が、危険区域設定の難しさとして指摘された。
- ・危険区域の設定に掛かる不在地主について、誰と交渉すればよいかわからず、同意の取り付けに時間を要した。
 - ・塩谷では、比較的集落が平らな地形なため災害危険区域の設定が難しいことがあり、県との協議に時間を要した。
 - ・危険区域の設定では、その土地が「将来危険になるかもしれない」というアプローチとなるので、危険区域に掛かる地主への説明が難しい場面が生じた。また、地域に残る方に関連した復旧事業等の障害とならないような配慮も必要とされた。

○その後の状況

- ・千谷の造成団地の用地については、借地は2件にとどまり、残りはすべて移転希望者に売却された。平成19年12月にはすべて売却等処分が終了し、集団移転者は全員移転している。移転先造成地の同意が進まず着工が遅れていたので、住民は待ちに待っていた状況であった。そのため、造成で宅地の形ができるまでに家を建てたい、という要望を受けて、処分終了前の事前着工を認めるなどの特別な措置も図られた。(次頁参照)
- ・なお、防災集団移転促進事業での農地買取は行っておらず、移転した多くの人が通いで、従来の場所において養鯉や農業を続けている。



図 移転先住宅団地（千谷）の土地利用

(出典) 国土交通省『小千谷市の防災集団移転促進事業の変更計画概要』平成18年7月10日。

【20040609】下水道の復旧（小千谷市）

○下水道地震対策技術検討委員会の提言

- ・被災地では、液状化により多数のマンホールが浮き上がる現象が起きた。地震後国土交通省は「下水道地震対策技術検討委員会」を設置し、下水道埋設について、(1)土の密度を高める締め固めの徹底、(2)液状化しにくい碎石の利用、(3)セメント混合による土の硬化の3つが推奨された。

- ・これを受けて、小千谷市は以下のような対応を実施した。
○小千谷市
 - ・小千谷市はアスファルト再生碎石で埋設する手法を選択した。
 - ・埋設の際に、下水管周辺はセメント改良土を使うが、それ以外は復旧工事で生じたアスファルトの殻を再利用することとした。

【20040610】孤立地区等における災害査定（小千谷市）

- 現地での調査ができない孤立地区等について、全国初のモデル適用地区という方法で査定が実施されている。これは、モデルの地区を査定して、査定出来なかった地区については、モデルを基準に大きさを調整するもので、これによって予算の枠（平成16年度繰り越し）が確保された。
- 一度全地区で説明会を行っているが、個人負担についての確認作業はまだであり、今後意志の確認と受益者の確定、事業実施の優先順位等の調整を行っていく。
- 被災者は、作付けしたいという人が多い。ただ、山には入っていないため、田畠がどうなっているかわからない状態である。被害の程度は地域によって差があるので、被災していない田畠で作業ができるよう、道路、水路の復旧を優先する。

【参考文献】

- 1) 小千谷市『10・23新潟県中越大震災からの教訓』。
- 2) 小千谷市『小千谷市復興検証』平成20年5月。
- 3) 小千谷市『小千谷市復興計画』平成17年7月。
- 4) 「小千谷市ホームページ」。
- 5) 小千谷市『復興計画によるまちづくり』。
- 6) 小千谷市『応急仮設住宅入居者 再建状況内訳』平成19年10月31日作成。
- 7) 国土交通省『小千谷市の防災集団移転促進事業の変更計画概要』平成18年7月10日。
- 8) 小千谷市『防災集団移転促進事業スケジュール表（千谷団地、三仏生）等』。

事例コード | 200407

2004年（平成16年） 新潟県中越地震・川口町

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

○町勢

表1 川口町の概要

人口等	人口 5,234 人 世帯数 1,522 世帯 (平成 20 年 4 月 1 日現在)
地理	新潟県のほぼ中央、長岡市の南 20km に位置する。 町総面積 50.03km ² 大河信濃川と清流魚野川の合流地点にあり、その河川で作られた河岸段丘と山間地域で町を形成している。
特産等	魚沼産コシヒカリやエノキタケなどを主体に、農業が基幹産業となっている。

○人的被害

表2 人的被害

死亡	負傷	
	重傷	38 人
6 人	重傷	24 人

(出典) 新潟県川口町『平成 16 年(2004 年) 新潟県中越地震』平成 20 年 3 月 31 日。

○住家被害 (平成 18 年 1 月 1 日現在)

- 町全体で、78% もの住家が半壊以上の被害を受けた。特に田麦山・和南津・木沢・峠の 3 地区は壊滅的被害であり、田麦山では 99% が半壊以上の被害を受けた。

表3 住家被害 (平成 18 年 1 月 1 日現在)

地区別	被害内容 (棟)					
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	被害なし	合計
和南津	77	8	14	14	0	113
中山	42	7	30	28	0	107
東川口	163	38	102	55	0	358
西川口	50	34	93	134	3	314
牛ヶ島	17	25	48	25	1	116
武道窪	22	6	14	3	1	46
相川	28	11	25	31	1	96
荒谷	8	6	6	1	0	21
木沢・峠	45	6	4	3	0	58
田麦山・小高	154	6	8	2	0	170
合計	606	147	344	296	6	1,399
(比率%)	(43.3%)	(10.5%)	(24.6%)	(21.2%)	(0.4%)	(100%)

(出典) 新潟県川口町『平成 16 年(2004 年) 新潟県中越地震』平成 20 年 3 月 31 日。

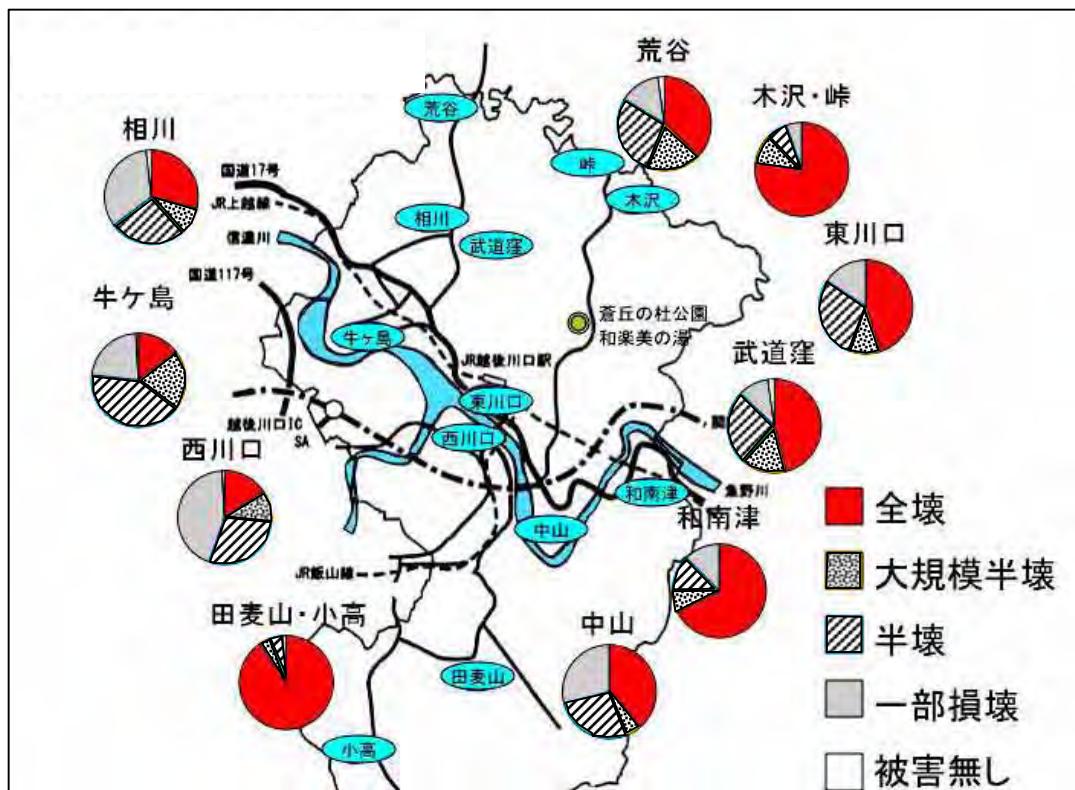


図1 各地区家屋の被害状況図

(出典) 新潟県川口町『災害復旧・復興への取り組み』。

(2) 災害後の主な経過

表4 災害後の主な経過（川口町の取組状況）

年月日	項目
平成 16 年 10月23日	17:56 新潟県中越地震発生（震度階級7、マグニチュード6.8）
10月23日	災害対策本部設置、全戸に避難勧告
11月 1 日	窓口業務の再開 衆・参議院災害対策特別委員会現地視察 かわぐち地震災害対策広報（第1号）の発行
11月 2 日	応急仮設住宅の入居、家屋の取崩しなどの相談受付開始 建物の危険度判定調査開始
11月 4 日	応急仮設住宅入居申込開始（～15日） 家屋被害調査開始（～中旬）
11月 7 日	被災住宅相談窓口開設（～15日）
11月 8 日	応急仮設住宅の建設に着手（川口中学校）
11月 9 日	宅地の危険度判定相談開始
11月 12 日	町民震災相談窓口開設
11月 16 日	峠、小高、向山、荒谷の各地区を除き避難勧告解除
11月 18 日	応急仮設住宅建設場所決定（10箇所412戸建設）
11月 20 日	り災証明発行開始（～23日）
11月 21 日	田麦山地区説明会
11月 23 日	小高地区集団移転を町に申し入れ
11月 25 日	応急仮設住宅入居決定通知の交付と入居説明会開始 住宅応急修理、生活再建支援等相談窓口開設 家屋被害再調査受付（～30日）
11月 26 日	激甚災害の指定を受ける
12月 1 日	家屋被害調査再調査開始（～5日）
12月 2 日	応急仮設住宅の入居開始
12月 10 日	新潟県中越地震災害義援金の配分（第1回）
12月 24 日	川口町中越地震災害義援金の配分（第1回）
平成 17 年 1月 7 日	国土交通省に要望（町長上京）
1月 28 日	町総代会開催（震災復興対策本部について） 小高地区が移転地を西川口地内に要望する
2月 1 日	川口町震災復興対策本部の設置 川口町豪雪対策本部の設置
2月 4 日	町震災復興対策本部会議（第1回）
2月 9 日	町議会震災復興特別委員会
2月 14 日	町震災復興対策本部会議（第2回）
2月 26 日	川口町復興計画講演会（商工会館）
3月 3 日	政府調査団豪雪現地調査
3月 4 日	町震災復興対策本部会議（第3回）
3月 15 日	町復興計画策定部会
3月 29 日	国土交通省防災集団移転促進事業現地視察
4月 1 日	中越大震災に伴う災害復旧派遣職員に辞令交付（計13名）
4月 7 日	町震災復興対策本部会議（第4回）
4月 15 日	川口町中越地震災害義援金の配分委員会（第2回）
4月 18 日	町復興計画策定部会（第2回）
5月 10 日	町復興計画策定部会（第3回）震災復興計画中間骨子案について
6月 1 日	中間骨子案（概要版）全戸配布
7月 5 日	町復興計画検討委員会（第1回）
10月 17 日	町震災復興対策本部会議：震災復興計画の策定について

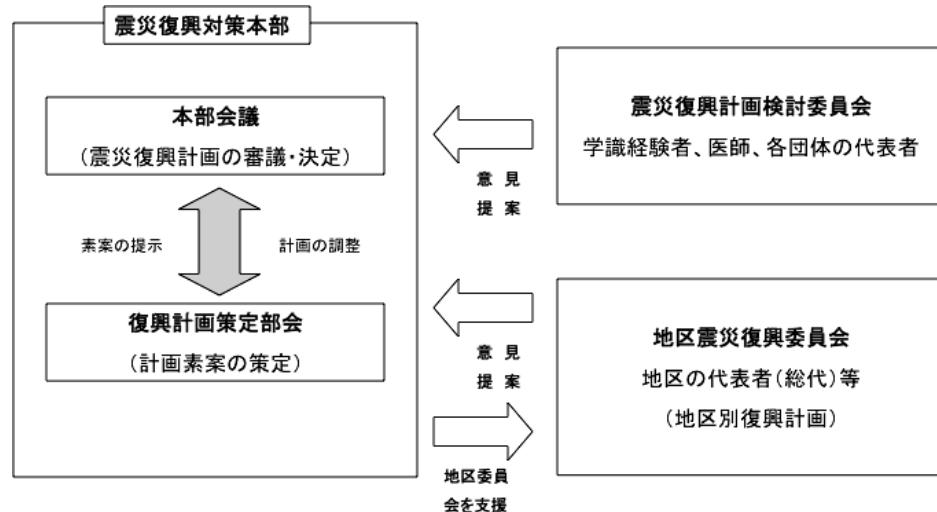
2. 災害復興施策事例の索引表

200407	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→ [20040701, p331]			
施策 2：復興計画の作成		→ [20040702, p332]			
施策 3：広報・相談対応の実施		→ [20040703, p336]			
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建					
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧					
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備		→ [20040704, p337] → [20040705, p337]			
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建		[20040706, p340]		→	→

3. 災害復興施策事例

【20040701】復旧・復興体制の構築（川口町）

- ・川口町では地震の翌年2月1日に川口町震災復興対策本部を設置し、震災復興計画策定に本格的に着手している。震災復興対策本部は本部会議と復興計画策定部会とで構成されている。復興計画策定部会は、主に庁内の直接の担当部署より1～2名が選抜され、専門的部分からの計画の素案を作成に取り組んだ。
- ・復興計画策定には、学識経験者や町内の各種関係団体の長などからなる震災復興計画検討委員会と、地区毎の地区震災復興委員会が設置され、復興計画への意見、提案を行った。



川口町震災復興対策本部・本部会議 メンバー構成	
本部長	町長
副本部長	助役
総務班	(震災復興対策本部事務局・ 災害対策本部事務局を兼務)
復興計画班	(震災復興計画策定事務局)
住民生活安定班	
生活支援班	
住宅応急修理班	
災害廃棄物対策班	
農業・水産・公園復興班	
土木・農地農業施設復興班	
公営企業復旧班	
教育施設復旧班	

震災復興計画検討委員会のメンバー構成	
(職名)	(所属等)
会長	長岡技術科学大学教授
副会長	川口町総代会長
委員	川口町議會議長
委員	川口町農業委員長
委員	川口町民生・児童委員協議会長
委員	川口町公民館長
委員	川口町消防団長
委員	川口町商工会長
委員	川口町商工会青年部長
委員	川口町農業協同組合長
委員	川口町社会福祉協議会副会長
委員	川口町老人クラブ会長
委員	川口町法人会長
委員	川口町連絡長協議会長
委員	川口診療所医師
委員	庄司内科医院医師
委員	川口町立川口中学校長
委員	川口町立川口小学校長

図 計画の策定体制

(出典) 新潟県川口町『川口町震災復興計画』平成17年10月。

【20040702】復旧・復興計画の策定（川口町）

○復興計画の策定経緯

表 復興計画の策定経緯

平成 17 年		会議等	概要
1月	28 日	大字総代会議	・震災復興対策本部について ・地区震災復興委員会の設置について
2月	1 日	震災復興対策本部設置	
	4 日	震災復興対策本部・本部会議	・組織体制について
	26 日	川口町の復興に向けての講演会	
3月	4 日	震災復興対策本部・本部会議	・震災復興計画策定プロセスについて
	12 日	震災復興とまちづくり講演会	
	15 日	第1回復興計画策定部会	・震災復興計画策定プロセスについて
	18 日	大字総代会議	・震災復興計画策定プロセスについて
	23 日	第1回地区震災復興委員会(東川口地区)	・各区の課題検討
4月	11 日	東川口地区まちづくり懇談会	・東川口地区のまちづくりについて ・東川口駅前商店街振興会の取組について ・東川口地区震災復興委員会の取組について
	18 日	第2回復興計画策定部会	・震災復興計画の位置づけ、概要等について
	19 日 ～28 日	第1回地区震災復興委員会 (西川口地区、田麦山地区、牛ヶ島地区、貝之沢地区、荒谷地区、武道窪地区、中山地区、和南津地区、相川地区、木沢地区)	・川口町復興計画の概要説明 ・地区震災復興委員会の役割、目的、進め方について ・各地区的現状や復興まちづくりについての意見交換
	6 日	第2回地区震災復興委員会(東川口地区)	
5月	10 日	第3回復興計画策定部会	・震災復興計画中間骨子案について
	13 日	第4回復興計画策定部会	
	18 日	第5回復興計画策定部会	
	19 日	震災復興対策本部・本部会議	
6月	1 日	中間骨子案（概要版）全戸配布	・復興計画中間骨子案の周知及び町民意見（パブリックコメント）収集
	3 日	町議会全員協議会	・震災復興計画中間骨子案について
	10 日	第3回地区震災復興委員会(東川口地区)	・地区的震災復興に向けての課題について ・震災復興まちづくりについて
	13 日	第6回復興計画策定部会	・基本計画について
	15 日 ～23 日	第2回地区震災復興委員会 (和南津地区、木沢地区、牛ヶ島地区、貝之沢地区、西川口地区、武道窪地区、田麦山地区、中山地区、荒谷地区、相川地区)	・地区的震災復興に向けての課題について ・震災復興まちづくりについて
	26 日	第4回地区震災復興委員会(東川口地区)	・震災復興まちづくりについて
	7 月	第1回復興計画検討委員会	・震災復興計画の策定について ・震災復興計画骨子案について
8月	5 日	第2回復興計画検討委員会	・震災復興計画骨子案について
	23 日	第3回地区震災復興委員会(和南津地区)	・震災復興まちづくりについて
	30 日	第3回復興計画検討委員会	・基本計画について
9月	21 日	大字総代会議	・震災復興計画骨子案、地区別計画について
	22 日	町議会全員協議会	
	30 日	第5回地区震災復興委員会(東川口地区)	・震災復興まちづくりについて
10月	4 日	第3回地区震災復興委員会(牛ヶ島・貝ノ沢地区)	・震災復興計画骨子案、地区別計画について
	7 日	第4回復興計画検討委員会	・震災復興計画（案）について説明
		第3回地区震災復興委員会(西川口地区)	・震災復興計画骨子案、地区別計画について
	10 日	第4回地区震災復興委員会(和南津地区)	
	13 日	第3回地区震災復興委員会(木沢地区)	
	17 日	震災復興対策本部・本部会議	・震災復興計画の策定について

(出典) 新潟県川口町『新潟県中越地震の発生経過（発生から平成 17 年 4 月 25 日）』。

○復興計画策定にあたっての住民の意向の反映

- ・川口町では、復興計画策定にあたって、住民の意向を十分に反映させるため、次のような体制で計画づくりに取り組んだ。

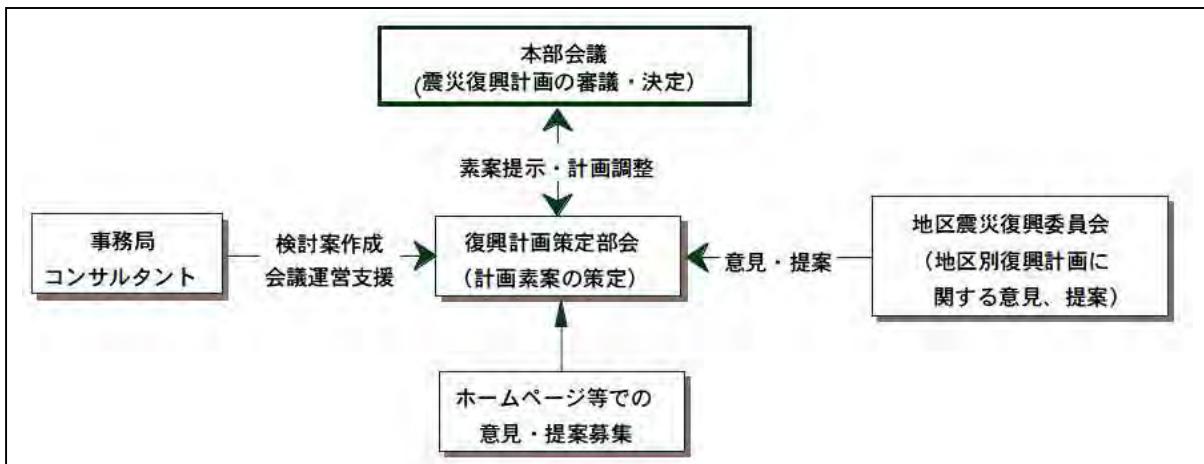


図 復興計画策定フロー

○「川口町震災復興計画」の内容

- ・計画の基本的事項は、復旧と復旧後を見据えた町民と行政の協働による復興への取り組みを目指した。

- 対象・・・地震、風水害（土砂災害含む）、雪害
- 期間・・・初期 平成 17 年度から平成 19 年度
中期 平成 20 年度から平成 22 年度
後期 平成 23 年度から平成 26 年度

○復旧と復興の基本的考え方

復旧：災害によって失われた施設や機能を災害の前の状態に戻すこと

復興：単なる復旧を越えて、その地域を再建し、よりよいまち（地域）にしていくこと

- ・計画では、復興の理念として 4 つの視点と 5 つの方針を設定し、それを実現するための重点プロジェクトとして、次の 3 つを掲げている。

- 1) 活気あるタウンコアゾーンの形成
- 2) 新たな「交流」の創出
- 3) 活気あふれる「農業」の再生

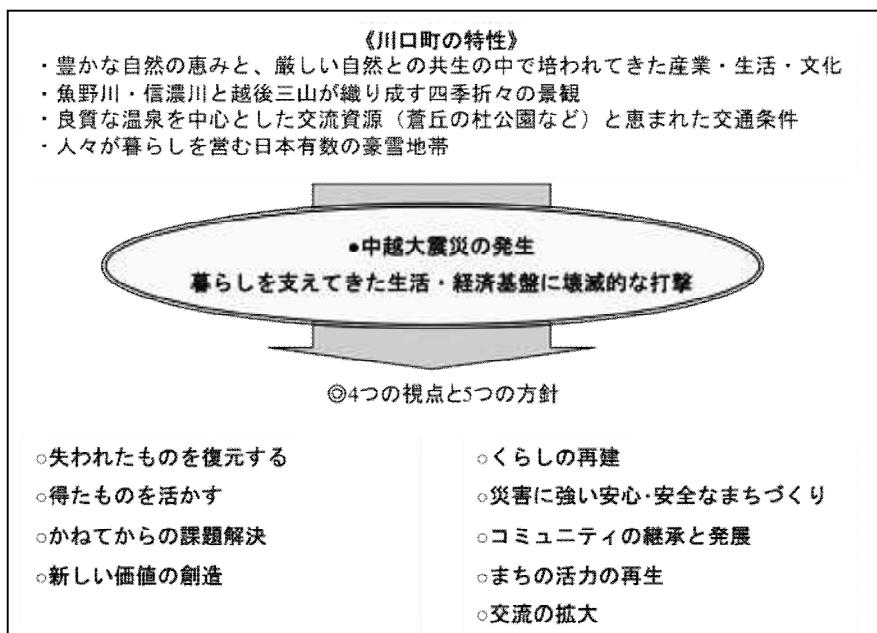


図 復興の理念

（出典）新潟県川口町『川口町震災復興計画』平成 17 年 10 月。

○復興計画の位置づけ

- ・新潟県復興ビジョン、第4次川口町総合計画、過疎地域自立促進計画と整合性を図りながら平成26年度までを計画期間として策定された。
- ・なお、第4次川口町総合計画は地震前に策定されたもので、全く状況が変わってしまったため、第4次川口町総合計画の後期計画（平成18年度から22年度）策定は中止し、新たに第5次川口町総合計画を策定することとなった。復興計画を受け、平成19年3月に、平成18年度から27年度までを対象とする第5次川口町総合計画を策定された。現在、合併の計画があり、第5次川口町総合計画は合併後も見据えた町の復興計画、将来像という位置づけとなっている。



図 計画の位置づけ

（出典）新潟県川口町『川口町震災復興計画』平成17年10月。

○農業再生への取り組み

- ・川口町は農業が基幹産業であり、活力ある農業の再生が課題となった。震災前から、町の中心部の東川口を除くと、ほとんどが兼業農家であり、高齢化してくると兼業も難しくなり耕作放棄地が出てくるといった状況があった。同町には大規模な平地が少なく、山間部では地震により圃場や農道の被害、水の流れの変化などによって、農業の基盤自体が失われる可能性があった。そのため、県の復興基金事業である「手づくり田なおし事業」を活用して復旧し、耕作放棄地を増やすような取り組みが進められた。
- ・しかし、地震後4年を経ても農業生産額は地震前のレベルには戻っておらず、農業所得を上げていいかないと町の活性化も農業の振興も図れないという課題がある。そこで、従来の個人経営から団体経営による効率化を目指す方針をたてて取り組んでおり、震災後5団体が組織されるなどの状況となっている。災害前から農業収入は減少傾向にあったが、団体経営について説明したり意見を聞くと、自分の田で作った米というのにこだわりが強く、農地の共同利用には嫌がる声が多くあった。こうしたことから地震前はなかなか進まなかつたが、地震後に動き始めた。地震前からライスセンターを計画していた地域や、これまで廃棄していたモミガラを利用した「たい肥センター」を作ろうという計画があった地域などで、地震でもう農業ができるという農家が出て動きが一気に加速した。
- ・現在、会社をリタイアした団塊の世代などが、地元で自分たちで農業団体を立ち上げて、農地を集積していくという動きが起きている。
- ・農業再生への取り組みとしては上記の他に、通年型農業の促進、環境にやさしい農業、地産地消・換金、農産加工・特産化など、表のような取り組みが行われている。

表 農業再生への取り組み事例

通年型農業の促進	木沢の藁細工、秋に収穫した大根で沢庵づくり、大豆で味噌造りなどのように夏・秋の収穫を冬場利用することが検討されている。
環境にやさしい農業	完全な無農薬ではなく、必要以上に農薬を使わない農業に取り組んでいる。エコファーマーという認定の取得などにも取り組んでいる。
地域循環型、地産地消、換金	道の駅に併設している「あぐりの里」では、地震前から農家の方が作物を販売することで生産者や農業に従事する高齢者が直接現金収入を得られるようになった。それが喜び、やりがいにつながって、徐々に規模が大きくなっている。
その他各種取り組み	農産加工・特産化（地域の特産品や料理の開発）、武道窪における、ふるさと姉妹都市の柏江市と体験農業の交流などの取り組みがある。

○住宅再建

- ・住宅再建に関して、川口町では、被災住宅の解体撤去を町の負担で実施している（いわゆる公費解体）。この経緯については、次のような理由により実施されたとされる。
- ・「川口町では、多数の被災家屋が道路側に倒壊、傾くなどしており、余震での倒壊の他、積雪による2次灾害の恐れがあった。被災した各個人に処理を任せると、いつ片付くかという見当がつかず、また道路が使用できないと復旧・復興活動そのものへの影響も発生するため、費用面を考える余地なく町周辺に展開していた自衛隊に委託し、公費解体に踏み切った。なお、自衛隊が行った公費解体に対しては別途費用が支払われた。なお自衛隊の意思決定プロセスについては不明である（川口町役場へのヒアリングによる）」。
- ・この後、町では、住宅の自力再建が困難な世帯に対し、罹災公営住宅を建設している。その際には、「住み慣れた地域で暮らしたい」など、地区や入居予定者の意見、要望もあり、地域コミュニティに配慮し各地区に分散して建設した。

表 年度別公営住宅建設戸数

地区名	建設戸数	建設年度	入居年月	備考
罹 災 者 公 営 住 宅	和南津地区	4	17	高床・連棟式
	貝ノ沢地区	9	17	〃
	相川地区	4	17	〃
	田麦山地区	4	17	〃
	東川口地区	39	18	RC造5階建
	西川口地区	25	18	高床・連棟式
	計	85		
その 他	よしとみ住宅	16	17	再建整備
	小高集団移転先	4	18	小規模改良住宅
	計	20		

(出典) 新潟県川口町『平成16年(2004年)新潟県中越地震』平成20年3月31日。

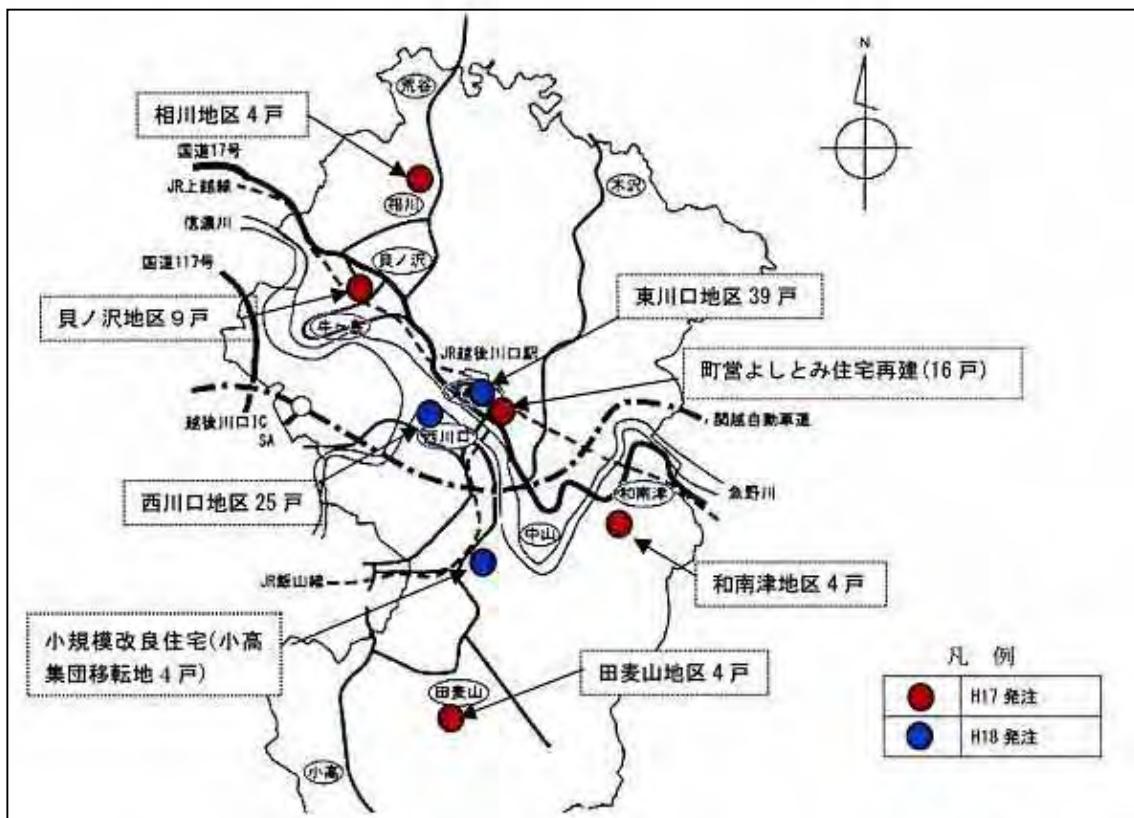


図 公営住宅の建設状況

(出典) 新潟県川口町『平成16年(2004年)新潟県中越地震』平成20年3月31日。

○町民主体の取り組み

- ・ヒアリングによれば、被災直後、地域のちょっとした道路被害などについては町民が自分たちで治すなどの経験をしたことなど、「あの地震を乗り越えたのだから」ということが自信になっているとのことである。その結果、従来は町が主導していた祭りやイベントなども地域で検討委員会、実行委員会をたちあげ、町がサポートにまわるようになってきているなどの、地震後、町民主体での各種の取り組みが行われるようになるなどの変化がみられるようである。
- ・また、地域の各種活動については、復興支援センターを通して各種NPOなどとの関係付けが進んでいる。なお、復興支援センターは、平成19年度までは同様の機能を町の企画商工課が担当していたが、19年度途中から県の復興基金で支援センター職員の人事費・事務費諸費を手当するメニューができ、19年度1名、20年度から4名の体制で、各地区の団体を応援している。各地区での取り組み事例は表の通りである。

表 地域コミュニティによる取り組み事例

地 区	取り組み事例
東川口地区	東川口震災復興委員会では、本町通り活性化委員会が組織され、毎月第3日曜日に歩行者天国のようなかたちで「よってげてえふれあい市」という取り組みを実施している。
田麦山地区	地域資源として「ぶな林」を活用した植樹に地震前から取り組んでおり、手入れをしたり、コンサートを開くなど「いきいき田麦山」の取り組みが進められている。HPの作成などにも取り組んでいる。
木沢地区	木沢は非常に高齢化率が高く、なつかつ町の中で最も積雪量が多い地区である。「フレンドシップ木沢」は地震前から木沢焼という焼き物、閉校になった建物を利用して藁細工を取り組んでいる。また、交流として東京から体験宿泊に来たり、兵庫県西宮市の住民グループと交流している。
荒谷地区	荒谷は町の一番奥の方に位置する25世帯ほどの集落であったが、地震後移転した世帯も多く現在は15世帯程度である。「ハートフル荒谷塾」では、山菜とりツアなどのイベントを企画して各種交流を深めている。

○復旧・復興の制度的な課題等

ヒアリングでは、今回の復旧・復興への取り組みから、既往制度について次のような課題の指摘があった。

- ・復旧・復興の最大の問題は財政難である。今回、地震で一般会計から町の1年分の予算に相当する金額が支出されているが、交付税では埋められない分である。
- ・雪国では仮復旧の道路では除雪車が走れないという問題がある。除雪のためには本復旧なみの舗装が必要であり、「本復旧なみの仮復旧」を実施する必要があった。また、時間的な猶予も必要であった。積雪の期間が半年に及ぶため、復旧作業を実施できる期間が半分になってしまい、スケジュール的に厳しかった。

【20040703】広報紙作成の支援（川口町・練馬区）

○東京都練馬区は、川口町にて広報紙作成の支援を行った。

○支援職員の派遣状況

- ・11月1日(月)から13日(土)まで、交替で2名1班を派遣した。支援職員2名のうち、広報紙担当が実際の広報紙編集業務にあたり、もう1名が連絡調整や印刷などの手配に当たった。このような役割分担でスムーズに対応できた。
- ・支援職員は、やはり広報の文章を書く技術を持った職員であることが必要。特に初期の頃には、それが不可欠だった。

○広報紙作成のためのリソースの確保状況

- ・派遣前日(10月31日)まで、川口町庁舎は立ち入り禁止だったため、基本的に「屋外で発行する」ことを前提に器材等を準備した。準備した器材は、印刷機、印刷用紙、ノートPC2台、発電機。

○広報紙の作成・配布手順および川口町職員との役割分担

- ・第1班の初日、2日目は、情報の収集もままならない状態。災対本部のボードに貼られている情報から掲載内容をピックアップして案を作成し、川口町の広報担当者と相談しながら紙面を作成した。
- ・配布手段については、川口町広報担当から世帯数が2,000世帯と聞き、2,000部印刷して避難所を経由して配布してもらうこととした。
- ・3日目からは「この情報を載せて欲しい」と各部署から上がってくるようになった。その結果、「どの情報を載せるか」は災対本部で決定する事項と位置づけられるようになった。

【20040704】中心市街地の復興（川口町）

- 今回の地震で川口町では、中心市街地に甚大な被害が生じた。復興計画では、「活気あるタウンコアゾーンの形成」を重点プロジェクトとして掲げ、安全・安心の基盤整備と商業の活性化を図ろうとしている。町の中心部における「目に見える復興の姿」が地域再生の起爆剤となることが期待されている。
- 震災後、10地区毎に復興委員会が立ち上げられた。平成21年3月現在では、東川口だけが引き続き検討を進めている。東川口地区復興委員会では、経済活性化、まちを花で飾る、など各種の部会が増えつつある。東川口地区全体としては、地震で被災し転出した家や復興住宅入居者の空き地の活用として、テントをたてて木製のベンチを置くだけでも学生が立ち寄ったり、近所の方が集まるきっかけになるのではないか、人が集まることで何かが生まれるのではないか、との期待がある。

○世代を超えて集い賑わう空間づくり

①人々の交流の場となる駅前空間の形成

- 越後川口駅前において、温泉などを活用した交流施設の整備検討など、川口町の玄関口としてふさわしいシンボル的な空間づくり。

②復興のシンボルとなる中心軸の形成

- 安心・快適な駅前通りとするため、越後川口駅から国道17号に至る県道向山越後川口線の拡幅・歩道整備の促進。
- 県道整備に合わせて沿道商店街の修景、緑化など地域環境の向上に配慮した復興のシンボルロードとしての整備。

③シンボルロード沿道の活性化

- 震災による地域住民の減少、商店の廃業等により賑わいが減少した商店街の再生、連携、活性化のために、シンボルロードと一緒に通りの連続性やまちなかの賑わいを創出する休憩施設、広場等の整備、新たな店舗誘致の環境整備など。

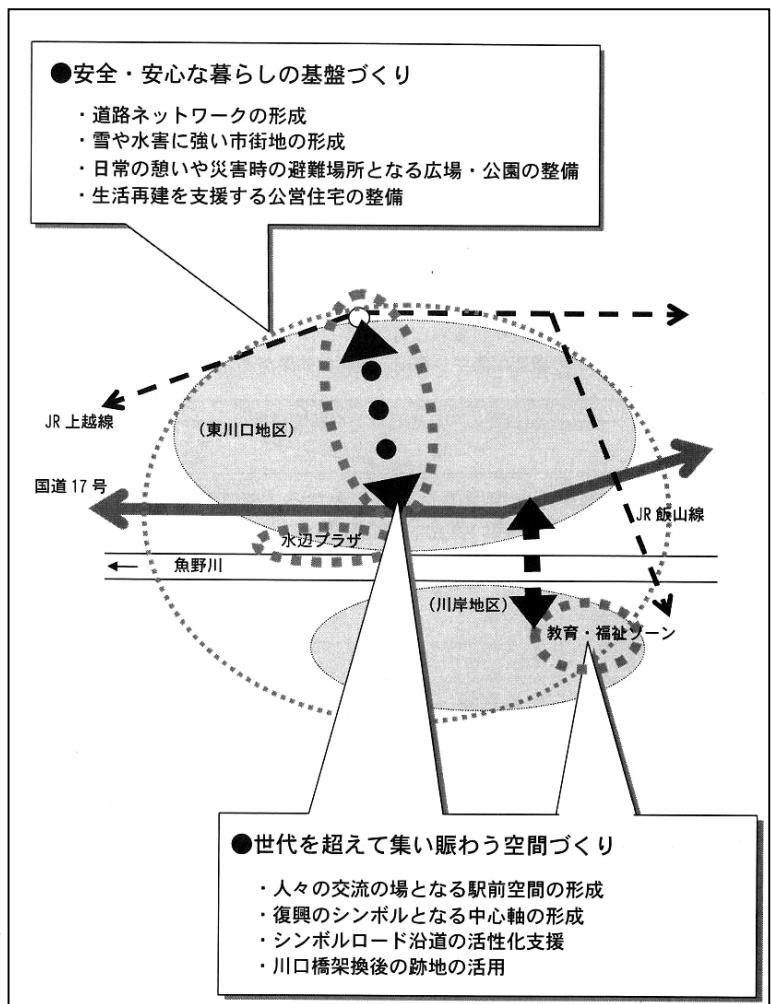


図 中心市街地の復興計画

(出典) 新潟県川口町『川口町震災復興計画』平成17年10月。

【20040705】防災集団移転への取り組み（川口町）

○地区の概要と被害

- 防災集団移転促進事業の対象となった小高地区は、周囲を標高100～300mの山々に囲まれ、一級河川相川が集落の中央部を北に向って貫流する、町の最南部の集落である。
- 小高地区は、地震前25世帯103人の集落だったが、全壊24戸大規模半壊1戸という被害でほぼ集落全滅の状態となった。この地区は、もともと地すべり防止区域であり、地盤的に危険な場所であった。小高集落は沢の周辺にあり上流に自然ダムができてしまったことによって、地震の一ヶ月後の11月23日に集団移転の要望を町に提出した。なお、小高地区には1戸だけが残ることとなった。

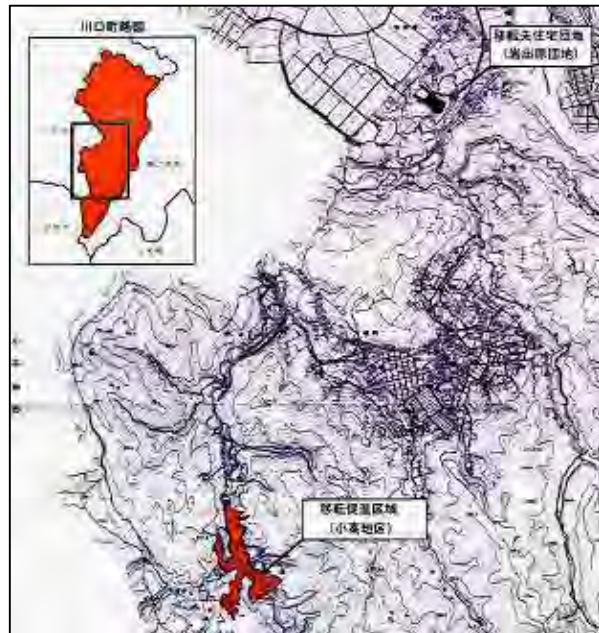


図 移転集落と移転先住宅団地

(出典) 国土交通省『川口町の防災集団移転促進事業の変更計画概要』平成 18 年 7 月 10 日。



図 旧小高集落の状況

(出典) 新潟県川口町『平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震』平成 20 年 3 月 31 日。

○事業の経緯

- ・主な事業の経過は次のとおりである。

表 事業の経緯

年月日	経過
H16. 10. 23	中越大震災が発生
H16. 11. 23	小高地区が町に集団移転の要望を伝える。
H16. 12. 5	防災集団移転促進事業の概要説明会
H17. 1. 2	小高集落が移転希望地を決定
H17. 7. 12	国土交通省が小高地区防災集団移転促進事業計画に同意
H17. 9. 6	小高地区を災害危険区域に指定、県報告示
H17. 11	団地造成工事に着手
H18. 8	団地造成工事完了
H18. 8	公営住宅建築工事に着手
H18. 12. 23	公営住宅入居、全戸が 12 月末までに移転
H19. 3. 16	集会施設完成
H19. 6. 14	集落再生・元気づくりに向けた話し合いを開始
H19. 9. 23	2 年ぶりの運動会を開催

(出典) 新潟県川口町『平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震』平成 20 年 3 月 31 日。

- ・防災集団移転促進事業により住宅団地の造成が行われ、最終的には18世帯77名（うち14世帯が自力再建、4世帯が小規模改良住宅）が造成した団地に移り、残りは戸別移転している。地域の要望として集落として残したいという意向があり、一般の公営住宅では入居者を特定できないことから、小規模住宅地区等改良事業を利用した小規模改良住宅が建設されている。この住宅では家賃低廉化も実施されており、平成18年からは地域住宅交付金で措置されている。
- ・ヒアリングによれば、復興への取り組みにあたってコミュニティを壊さず、つながりの継続性を重視した、とのことである。さらに、この事業の特徴として、何年かすると個人に払い下げることができるという点もあり、それらも考えてこうした事業が選択された。



入居戸数・・・18戸 自力再建14戸 公営住宅4戸
 総事業費・・・約276,000千円
 団地面積・・・14,289 m²
 宅地面積・・・5,840 m²
 (個人住宅)・・・1戸当たり95坪(貸付)
 (公営住宅)・・・75坪×1戸 95坪×2戸
 広場整備・・・550 m²
 団地内道路・・・W=7.0m L=494m (歩行者用通路除く)
 集会施設・・・木造2階建1棟(延床面積約100 m²)
 公営住宅(小規模改良住宅・高床、木造、連棟式) 3LDK×2戸、2DK×2戸
 その他・・・都市ガス、水道、公共下水道布設

図 移転先住宅団地の土地利用

(出典) 吉田裕輔, 佐藤大介, 市古太郎, 澤田雅浩, 中林一樹『新潟県中越地震発生後半年間の災害対応と市街地空間利用について・新潟県川口町を事例として-』地域安全学会論文集No.7, 平成17年11月。

【20040706】重機借上料の補助（川口町）

○地震による被災箇所の復旧にあたっては、災害復旧事業の採択を待つ必要があり、早急な復旧が見込めないこと、被害規模が事業採択に該当しない箇所については関係者による対応が原則となることから、農業者の負担軽減のため、復旧作業に係る重機借上料を町で補助した。

○対象施設

- ・農道・農業用施設(用排水路等)で、受益者が複数であること。
- ・その他公用施設と認められるもの。
- ・農地の復旧等は対象外。

○経費負担の範囲

- ・緊急に排土等が必要な箇所の作業等に係る重機借上料(運転手含む)
- ・補助員・仕上げ及び人力作業に係る作業員・人夫等は対象外。

【参考文献】

- 1) 新潟県川口町『平成16年（2004年）新潟県中越地震』平成20年3月31日。
- 2) 新潟県川口町『災害復旧・復興への取り組み』。
- 3) 新潟県川口町『川口町震災復興計画』平成17年10月。
- 4) 新潟県川口町『新潟県中越地震の発生経過（発生から平成17年4月25日）』。
- 5) 吉田裕輔, 佐藤大介, 市古太郎, 澤田雅浩, 中林一樹『新潟県中越地震発生後半年間の災害対応と市街地空間利用について-新潟県川口町を事例として-』地域安全学会論文集No. 7, 平成17年11月。
- 6) 国土交通省『川口町の防災集団移転促進事業の変更計画概要』平成18年7月10日。

事例コード | 200501

2005年（平成17年） 福岡県西方沖地震

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

○玄界島の概要

- ・福岡市中心部から北西約 20km 沖、博多湾と玄界灘に浮かぶ、周囲 4 km、面積 1.14km² の島。
- ・島のほとんどは斜面地で、漁港埋め立て地以外に平坦な土地はない。島の南部に漁港や公共施設が集中し、その背後にある南側急斜面地に、路地状の曲がりくねった狭隘道路に囲まれた石積の擁壁の上に住宅が立ち並ぶ集落があった。

表 1 玄界島の概要

人口等	○人口	700人 (男: 339人、女: 361人)	H17. 2. 28住民基本台帳
	○世帯数	232世帯	H17. 2. 28住民基本台帳
	○学生数	小学生34人、中学生18人、高校生37人	H17. 3. 22現在
	○就業者数	301人 うち漁業就業者154人 (51%)	H12国勢調査
	○産業別割合	一次産業52%、二次産業3%、三次産業45%	H12国勢調査
暮らし	○教育・保育	保育所1所、小学校1校、中学校1校	
	○医療機関	診療所1ヶ所、歯科診療所1ヶ所	
	○産業	主産業は漁業、福岡市の重要な漁業拠点	
	○ライフライン	電力・上水は島外から海底ケーブルにより供給 ガスはLPガスを島外から搬入し集中配管	

○被害状況

表 2 福岡県西方沖地震の主な被害状況 (平成 18 年 12 月 31 日現在)

死者	人的被害 (人)		住家被害 (棟) (全 214 件に対する割合)			
	負傷者		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
	重傷	軽傷				
0	10	9	107 (50.0%)	1 (0.5%)	45 (21.0%)	61 (28.5%)

(出典) 福岡市都市整備局玄界島復興担当部『玄界島復興事業 福岡県西方沖地震による玄界島の被害と復興への取組』
平成 20 年 3 月 31 日。

- ・地震当日、玄界島島民は、市内中央区の九州電力記念体育館に全島避難（自主避難）した。

表 3 公共施設の被害

施設	震災前の状況	被害状況
道路	・島内延長: 約 3.1km (兼用道路含む) ・集落内の道路は狭隘な階段状となっている。	・集落部の道路は、擁壁崩壊などにより、路体から被害を受けた部分もある。 ・集落部以外の道路は側溝の被害がある程度。
漁港	・福岡市の管理する第 2 種漁港。国の漁港漁場整備長期計画により整備中であった。	・岸壁、物揚場、護岸、漁港道路等に甚大な被害。 ・漁船・漁具等は被害なし。4 月 30 日から漁再開。
小学校 中学校	・小学校校舎は S50 年代の木造。 ・中学校校舎は鉄筋コンクリート造。	・小学校は、グラウンドや校舎敷地に多数の地割れ。 校舎等が傾斜し、南棟と北棟の間にずれがある。 ・中学校は、グラウンドに多数の地割れ。
公園	・集落部上部の高台に平成 2 年度に設置。 (1,292m ²)	・盛土補強材の破断、四阿の傾斜・亀裂、園路の亀裂。
集落排水 施設	・平成 13 年 8 月から集落排水施設が供用開始されており、水洗化が進められていた。 (斜面部現在管路延長約 1,400m)	・処理場は被害なし。 ・斜面部で一部被害を受けている。
水道	・水道普及率 97.3%。	・配水管 3ヶ所の破損、高所配水池の擁壁に被害あり。 ・斜面地については一部被害あり。

(出典) 福岡市『福岡県西方沖地震記録誌【19年版】』平成 19 年 3 月。

2. 災害復興施策事例の索引表

200501	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備						
1.1 復興に関連する応急処置						
施策 1：被災状況等の把握						
施策 2：がれき等の処理						
1.2 計画的復興への条件整備						
施策 1：復興体制の整備		→	【20050101, p344】			
施策 2：復興計画の作成		→	【20050102, p346】			
施策 3：広報・相談対応の実施						
施策 4：金融・財政面の措置						
2. 分野別復興施策						
2.1 すまいと暮らしの再建						
施策 1：緊急の住宅確保						
施策 2：恒久住宅の供給・再建						
施策 3：雇用の維持・確保						
施策 4：被災者への経済的支援						
施策 5：公的サービス等の回復						
2.2 安全な地域づくり						
施策 1：公共施設等の災害復旧						
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備		→	【20050103, p348】	→		
施策 3：都市基盤施設の復興						
施策 4：文化の再生						
2.3 産業・経済復興						
施策 1：情報収集・提供・相談						
施策 2：中小企業の再建						
施策 3：農林漁業の再建						

3. 災害復興施策事例

【20050101】復旧・復興体制の構築（福岡市）

○福岡市地震災害復旧・復興本部

- ・平成 17 年 3 月 20 日、福岡市は、福岡市地域防災計画に基づき、「福岡市地震災害復旧・復興本部」（以下「復旧・復興本部」）を設置した。

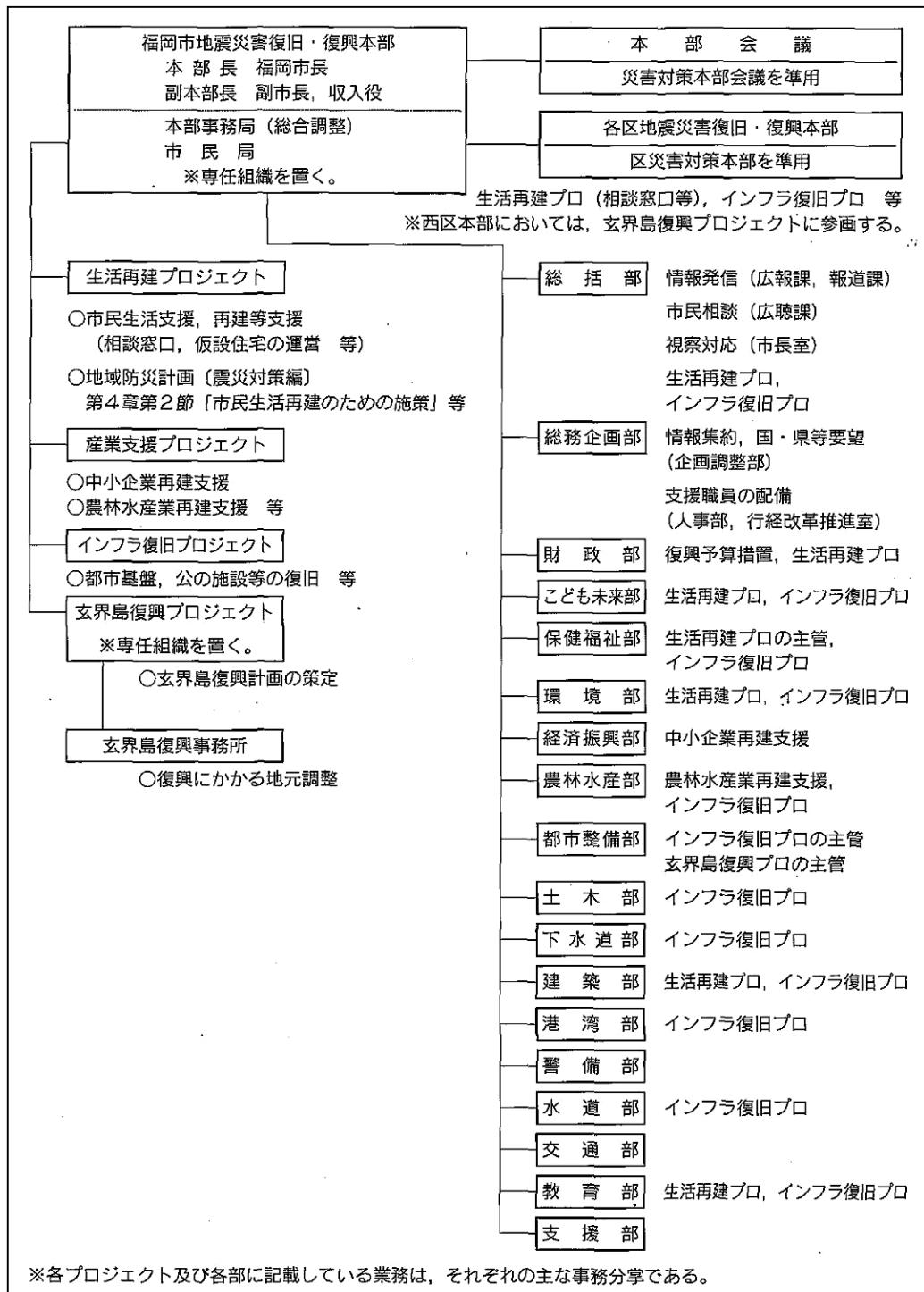


図 福岡市地震災害復旧・復興本部の体制

（出典）福岡市『福岡県西方沖地震記録誌【19年版】』平成 19 年 3 月。

- ・復旧・復興本部の基本方針、実施要綱を以下に示す。

表 福岡市復旧・復興本部の基本方針

- | |
|---|
| (1) 被災者の速やかな生活再建を支援する。 |
| (2) 被災された農林水産業者、中小企業者の速やかな再建を支援する。 |
| (3) 范囲大な被害のあった地域については、その地域特性に応じ、総合的な復旧・復興を推進する。 |
| (4) 被災した港湾、漁港、道路などの公共施設の速やかな復旧を推進する。 |
| (5) 福岡県西方沖地震を踏まえ、地震災害に強いまちづくりを推進する。 |
| (6) 復旧・復興に必要な財源確保に努める。 |

表 福岡市地震災害復旧・復興本部実施要綱

(趣旨)
第1条 平成17年3月20日に発生した「福岡県西方沖地震」に係る災害対策については、応急対策の実施状況等から収束に向かっており、今後は、市民生活の回復・安定及び都市施設等の復旧・復興を更に迅速・的確かつ重点的に推進する必要があることから、福岡市地域防災計画に基づき、「福岡市地震災害復旧・復興本部」（以下「本部」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(本部の組織)
第2条 本部に本部長をおき、本部長には市長をもって充てる。
2 本部の組織は、福岡市災害対策本部の組織を準用する。また、各区地震災害復旧・復興本部の組織についても同様とする。
3 本部長が必要あると認めるときは、本部にプロジェクトチームを置くことができる。
(本部会議)
第3条 本部に本部会議を置く。
2 本部会議の構成、招集及び議長に関することについては、福岡市災害対策本部会議の構成、招集及び議長に関することを準用する。
3 本部会議においては、復旧・復興に関する重要な事項について、協議するものとする。
(本部事務局)
第4条 本部に事務局をおき、その庶務は、市民局地震災害復旧・復興総合調整担当において処理する。
2 事務局は、本部運営の総合調整を行う。
(雑則)
第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。
附 則
この要綱は、平成17年4月12日から施行する。

(出典) 福岡市『福岡県西方沖地震記録誌【19年版】』平成19年3月。

○玄界島復興対策検討委員会

- ・平成17年5月7日、玄界島の島民による「玄界島復興対策検討委員会」が発足した。同委員会の組織体制は、以下のとおりである。

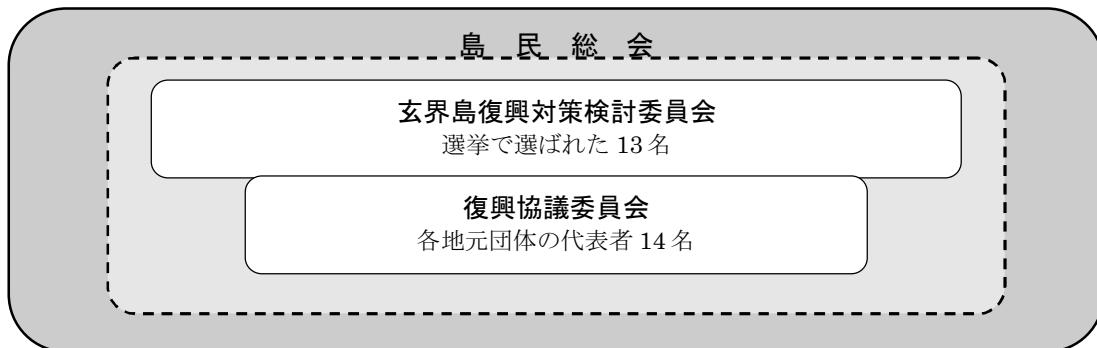


図 「玄界島復興対策検討委員会」の組織体制

(出典) 高木通裕『福岡県西方沖地震による玄界島の被害と復興への取り組み』災害復旧・復興対策セミナー（福岡会場）講演 平成20年11月27日。玄界島復興対策検討委員会『玄界島復興だより』第1号（平成17年7月10日）～第16号（平成20年3月31日）。

- ①玄界島復興対策検討委員会（以下「復興対策検討委員会」）：島民が自発的に行った選挙により選ばれた13名で構成。発足から平成20年3月31日までの約3年間で、計68回開催。

- ②復興協議委員会：復興対策検討委員会の下部組織として設置。青年団、消防団、PTA、漁協青壯年部、漁協女性部、サラリーマンなど、各地元団体等の代表者 14 名で構成。平成 17 年 5 月 21 日の第 1 回島民総会で発足以降、事実上、復興対策検討委員会とともに計 27 名で活動。
- ③島民総会：復興対策検討委員会（協議委員含む）の検討した議案に基づき、島民全体で合意形成を行うための意思決定機関。発足から平成 20 年 3 月 31 日までの約 3 年間で、計 9 回開催。

【20050102】復旧・復興計画の策定（福岡市）

- 玄界島の復興は、復興対策検討委員会と、市の復旧・復興本部が現地に設けた「玄界島復興担当部」との共働により進められた。

表 復興への主な経緯

月 日	主な動き（太字は地元の動き）
平成17年3月20日	10：53 本震発生（M7.0） 11：20 福岡市災害対策本部設置 17：00 玄界島住民島外避難開始（24:00 避難所へ収容完了）
4月12日	福岡市地震災害復旧・復興本部設置、玄界島復興事務所設置
20日	6：11 最大余震発生（M5.8） 玄界島復興事務所（仮設）開設
25日	かもめ広場仮設住宅入居
26日	玄界島仮設住宅入居
30日	漁再開
5月7日	玄界島復興対策検討委員会（以下、復興委員会）設立
21日	第1回島民総会：斜面地の一体的整備決定
6月15日	復興委員会、阪神・淡路震災復興事業事例視察（～16日）
18日	復興委員会、第1回意向調査実施（～20日）
7月6日	復興委員会、山崎福岡市長に要望書を提出
10日	復興委員会、「玄界島復興だより」第1号発行
11日	復興委員会、麻生福岡県知事に要望書を提出
14日	玄界島復興事務所開設
17日	第2回島民総会：事業手法を小規模住宅地区等改良事業に決定
8月1日	復興委員会、国へ要望書を提出
5日	復興委員会、第2回意向調査実施（～16日）
17日	玄界島復興まちづくりワークショップ
9月10日	第3回島民総会：土地鑑定評価、建物調査の説明
12日	現況測量・建物調査開始
10月22日	座談会開催（25日、30日とも）
11月26日	第4回島民総会：土地・建物の買取目安価格を提示
12月3日	復興委員会、第3回意向調査実施（～9日）
平成18年1月28日	第5回島民総会：しまづくり案決定
2月14日	土地・建物契約開始
3月16日	復興工事（家屋解体工事）着手
3月20日	震災一年行事：防災訓練の実施
9月下旬	斜面地の家屋解体工事完了
11月1日	戸建て協議会設立
平成19年3月20日	県営住宅完成
25日	かもめ広場からの一部帰島
4月	玄界島内の保育園、小中学校再開
8月下旬	造成工事完了
10月下旬	宅地分譲契約
30日	天皇・皇后両陛下 玄界島ご視察（29日、かもめ広場）
平成20年3月20日	復興事業完了記念式典（雨天中止）
25日	かもめ広場からの全員帰島
31日	玄界島復興事務所解散

（出典）福岡市都市整備局玄界島復興担当部『玄界島復興事業 福岡県西方沖地震による玄界島の被害と復興への取組』平成 20 年 3 月 31 日。福岡市『福岡県西方沖地震記録誌【19 年版】』平成 19 年 3 月。

○事業の基本方針

- 玄界島集落再生にあたっては、島民の意向を踏まえながら小規模住宅地区等改良事業を実施した。
- 小規模住宅地区等改良事業に合わせて、漁港施設、小・中学校等の公共施設の災害復旧事業を一体的に行った。
- 基盤の再生と共に、地域産業・コミュニティ再生を連動させるため、島民との共働により玄界島復興プラン（目標像）を策定した。

○事業の目的

被災住宅が密集している地区的住環境改善及び災害防止を図るために、小規模住宅地区等改良事業の手法により、土地の賃取や建物の除却を行った後、改良住宅の建設や戸建て住宅用地の造成、道路・公園等の公共基盤整備を行った。

○事業の内容

- ・主な事業内容は、以下のとおりである。



図 玄界島の復興事業

（出典）福岡市都市整備局玄界島復興担当部『玄界島復興事業 福岡県西方沖地震による玄界島の被害と復興への取組』平成20年3月31日、をもとに作成。

- ①戸建住宅用地：斜面分譲区画地（50区画）を造成。
- ②市営住宅・県営住宅：改良住宅として市営住宅（65戸）、県営住宅（50戸）を建設。
- ③道路計画：外周道路（幅員5m）、浜道（同5m）、集落内道路（同4m）
- ④新ガンギ段：従来あった宅地内の階段状の道「ガンギ段」の機能を復元し、宅地間に階段を設置。
- ⑤斜面移動支援施設：2棟の市営住宅のエレベーターと連絡橋を利用することにより、約25mの高低差を解消。（この共益費については島民総会で島民全体の負担と決定）
- ⑥公園整備：既存公園の機能回復とともに、以下の3公園を新たに整備。
 - ・玄海復興記念公園（津波避難地としても利用）
 - ・玄海百合若公園（防災倉庫、地下防火水槽を配置）
 - ・玄海小鷹公園
- ⑦にぎわいゾーン：島の中心部に、島の玄関口となる「浜ひろば」から玄海復興記念公園までを一帯的に整備するとともに、集会所、老人いこいの家を配置。

【参考文献】

- 1) 福岡市都市整備局玄界島復興担当部『玄界島復興事業 福岡県西方沖地震による玄界島の被害と復興への取組』平成20年3月31日。
- 2) 福岡市『福岡県西方沖地震記録誌【19年版】』平成19年3月。
- 3) 高木通裕『福岡県西方沖地震による玄界島の被害と復興への取り組み』災害復旧・復興対策セミナー(福岡会場)講演 平成20年11月27日。
- 4) 玄界島復興対策検討委員会『玄界島復興だより』第1号(平成17年7月10日)～第16号(平成20年3月31日)。

【20050103】住民主体による復興事業への取り組み(福岡市)

- ・住民が自発的に選挙を行って立ち上げた「復興対策検討委員会」により、震災約1カ月後の平成17年5月21日に、第1回島民総会が開催された。この時点では被害の大きかった斜面地の安全性が確認されていなかったことから、福岡市の玄界島復興事務所(玄界島復興担当部)からは、斜面地の地盤が安全(=斜面地での復興が可能)な場合と斜面地での復興が困難な場合の2つのケースについて説明がなされた。これを受け、島民総会では、以下の点が決められた。
 - ・島民が一丸となって復興に取り組むこと
 - ・被害の大きい斜面部分は一体的整備を行政に要望すること
- ・第1回島民総会の後、福岡県・福岡市が協力して地盤調査を実施し、地盤工学会により、斜面住宅地区、小学校地区、中学校地区ともに大規模な地滑りが発生する可能性は極めて低いことが確認された。この調査結果と、第1回島民総会で決められた住民の総意から、斜面地での一体的整備を進めることが決定された。
- ・これを受けて、復興対策検討委員会では、改めて各世帯から「同意書」の提出を求め、ほぼ100%の同意が得られることを確認した。復興対策検討委員会は、この島民の総意をもとに、福岡市長(平成17年7月6日)、福岡県知事(同11日)、国(同年8月1日)へ要望書及び島民の同意書を提出した。
- ・こうした住民の動きをきっかけに、福岡市は、国・県に強力なバックアップを受けて、復興事業を推進することが可能となった。

○阪神・淡路大震災の復興事例現地視察

- ・復興対策検討委員会では、第1回島民総会後の平成17年6月15～16日、阪神・淡路大震災の復興事業事例について、現地視察を行った。主な視察先は、以下のとおりである。

表 現地視察先一覧

西宮市	名塩(斜面住宅), 鷺林寺・甲陽園(斜面住宅), 苦楽園・六麓園(斜面住宅)
芦屋市	若宮(震災復興住宅)
神戸市	灘区篠原伯母野山町(斜面住宅), H A T神戸, 兵庫区松本地区(震災復興事業), 兵庫区会下山地区(斜面住宅)
淡路市(旧・北淡町)	室津, 育波, 富島(いずれも震災復興事業)

(出典) 高木通裕『福岡県西方沖地震による玄界島の被害と復興への取り組み』災害復旧・復興対策セミナー(福岡会場)講演 平成20年11月27日。

- ・視察の結果、淡路島、神戸市・松本地区の経験から、事業完了に時間要することが想定されたため、土地区画整理事業を選択しないという事業手法の選択が行われた。
- ・加えて、視察の結果として玄界島に活かしたい点として以下のようない点が挙げられ、これらのほとんどはその後の復興事業により実現された。
 - ・上下移動支援施設としての斜行エレベーター(名塩ニュータウン)
 - ・公園、避難所、防災倉庫の必要性(同)
 - ・高齢化への対応として、老人の集まる場所と保育園の複合施設の実現
- ・この視察には、市・玄界島復興担当部の職員も同行した。これにより、島民の復興に対する熱意を実感するとともに、島民と行政との一体感が強まったとされている。また、行政側として、以下のような点について玄界島の復興に活かすべきと考えられた。
 - ・景観形成: 名塩ニュータウンにおける、色、デザインの統一、周辺の自然環境との調和
 - ・合意形成: 神戸市松本地区自治会長からの「本当は声にしたくても声にしていない個々の意向にも配慮が必要」との指摘

○島民と行政との共働

- ・玄界島復興事業のキーワードは「島民との共働」であるとされている。たとえば、以下のような形で、復興対策検討委員会を中心とする活動が行われた。

- ・事業に対する同意書の回収、今後の住宅再建に関する意向調査（計3回）を、復興委員主導で実施。
- ・市職員と復興委員がそれぞれ地区別担当者を設定し、市が買取価格を算定するための建物調査の日程調整・立会を行うとともに、その後の各種相談に対応。

○事業手法の選択

- ・事業手法については、前述のとおり、国土交通省の「小規模住宅地区等改良事業」が選択された。この理由は、以下の3点である。
 - ①事業実施の確実性：任意事業であり強制執行等は行えないが、意向調査の結果から、面的整備の導入についての同意はほぼ100%であった。
 - ②事業着手までのスピード：早期の事業着手が可能である。
 - ③事業計画の柔軟性：要綱事業であることから、事業計画の柔軟性・迅速性に優れている。

- ・事業の対象エリアとしては、当初は被害の大きかった斜面地のみが想定されていたが、斜面地に道路等を整備することで斜面地内のみで戸数を確保することが難しく、改良住宅としての市営住宅は平地へ建設する必要となった。このため、平地も含めた地域が事業対象エリアとされた。
- ・平成17年7月17日、第2回島民総会が開催され、福岡市よりの提案を受けて、事業手法として小規模住宅地区等改良事業を採用することが同意された。

○ワークショップ、座談会による幅広い意見の集約

- ・平成17年8月17日、玄界島の将来像について、より多くの島民のさまざまな視点からの意見を聞くため、ワークショップが開催された。これには、島民44名（10団体より4～5名ずつ）が参加した。
- ・さらに、平成17年10月22日、25日、30日には、まちづくり案をさらに具体化するために、団体ごとに10名程度の代表者を選出し、関連するテーマについて話し合う「座談会」が開催された。これによって出された意見は、復興対策検討委員会でのまちづくり案検討に反映された。

表 座談会の実施状況

団体ごとの座談会の実施状況		議論されたテーマ
救難所（消防団、青年団、フリー）	22日（土）9:30～	○新しい生活環境（車・道路） ○にぎわいゾーンのあり方 ○高齢者施設等 ○神社、地蔵堂、観音堂、井戸等の再建 ○産業振興策 ○防災、救急、安全、安心 ○子育て（教育）環境
青壮年・OB	22日（土）14:00～	
婦人消防・PTA	25日（火）19:00～	
老人会	30日（日）9:30～	
女性部	30日（日）14:00～	

（出典）玄界島復興対策検討委員会『玄界島復興だより』第1号（平成17年7月10日）～第16号（平成20年3月31日）、をもとに作成。

○広報紙による広報

- ・復興への検討・進捗状況を島民全員が共有するため、復興対策検討委員会による「玄界島復興だより」が、第1～16号まで発行された。

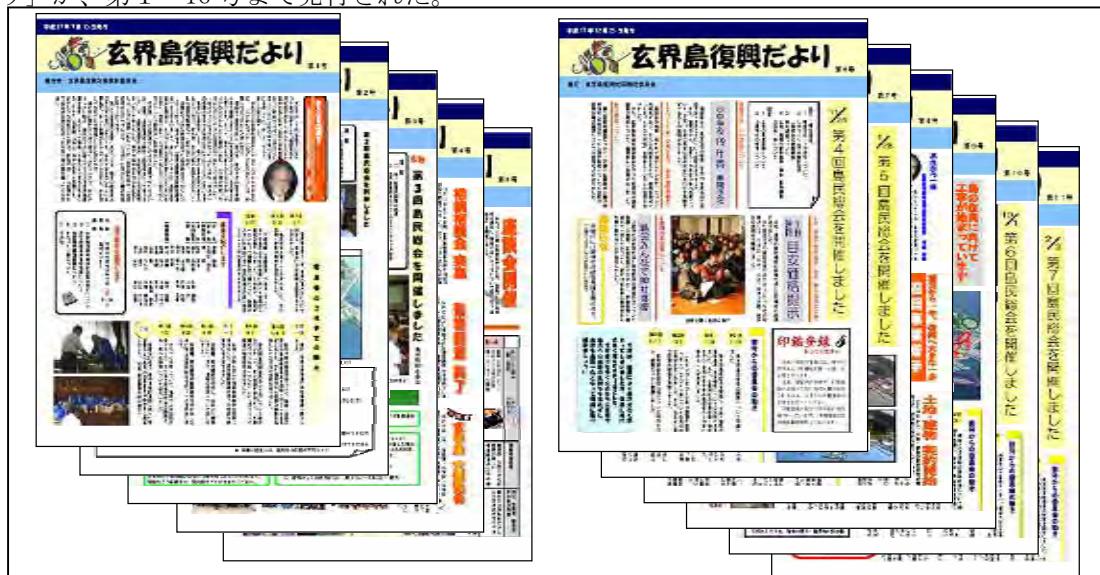


図 「玄界島復興だより」の発行

（出典）玄界島復興対策検討委員会『玄界島復興だより』第1号（平成17年7月10日）～第16号（平成20年3月31日）。

○「しまづくり案」の決定

- 平成18年1月28日、第5回島民総会において、福岡市より提案された変更計画案が説明され、これを「しまづくり案」とすることが決定された。

表 「しまづくり案」の考え方

安全・安心な地盤造成計画	<ul style="list-style-type: none"> 現状の地形に則したバランスのよい造成計画 上下の土地を守る法面保護、補強 宅地を守るしっかりとした擁壁づくり 山水、雨水、地下水の適切な処理
タテ道、ヨコ道による骨格計画	<ul style="list-style-type: none"> 幅5メートルの車両用外周道路 幅4メートルの生活用宅地前道路 生活道路、避難道路としての雁木段を再整備
住み継がれる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 平地に130戸の公営住宅（うち県営住宅50戸）を整備 斜面地に50区画の住宅地を整備 南側道路からの宅地への出入り 公園、広場の整備
魅力あるしまづくり	<ul style="list-style-type: none"> 島民や来島者の交流の場となるにぎわいゾーン 島の憩いの場である集会所や老人憩いの家を再整備 市営住宅エレベーターによる斜面地の上下移動支援



図 第5回島民総会で承認された「しまづくり案」（イメージ）

（出典）玄界島復興対策検討委員会『玄界島復興だより』第1号（平成17年7月10日）～第16号（平成20年3月31日）。

○戸建て協議会

- 復興対策検討委員会では、平成18年10月21日の第44回会合において、斜面地に造成される分譲宅地を購入し戸建て住宅を建設することを希望する住民を対象とした「戸建て協議会」の設立を決定した。これは、円滑で効率的な住宅建設、玄界島らしい景観づくりのための協議・検討を進める目的としていた。

- 戸建て協議会では、以下のような取り組みを実施した。

- ①玄界島ふろぼ（玄界島戸建て住宅建設プロポーザル）：戸建て住宅の建設プロポーザルとして、62社6団体に参加を呼び掛けて実施。19社が参加を表明し、16社が選考通過。その後、戸建ての各施主との交渉により、うち8社が戸建て住宅を建設。
- ②戸建て住宅建設ガイドライン作成：美しい街並みのため、ガイドラインを設定。（次頁参照）
- ③資材の共同購入・共同事業の検討：戸建ての建設業者（計17社）が建設協力会を設立し、資材の運搬等を共同で実施。



図 戸建て住宅建設ガイドライン

(出典) 玄界島復興対策検討委員会『玄界島復興だより』第1号(平成17年7月10日)～第16号(平成20年3月31日)。

事例コード | 200701

2007年（平成19年） 能登半島地震・石川県

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

- 平成 19 年 3 月 25 日 9 時 41 分、能登半島沖の深さ 11km でマグニチュード 6.9 の地震が発生し、石川県七尾市、輪島市、穴水町で震度 6 強を観測した。気象庁は、この地震について、「平成 19 年（2007 年）能登半島地震」と命名した。
- この地震により、死者 1 名、負傷者 336 名、住家全壊 609 棟、住家半壊 1,368 棟、住家一部破損 12,326 棟の被害が発生した。土砂災害は、天然ダム 3 件、地すべり 10 件、がけ崩れ 51 件が発生した。能登有料道路の被害も甚大で、能登半島では、風評被害とも相俟って観光面に大きな打撃を生じた。

表 1 被害一覧（平成 21 年 3 月 3 日現在）

区分			被害など	区分			被害など
人 的 被 害	死 者	人	1	そ の 他 被 害	空 港	箇所	1
	行方不明者	人	0	被 害 船 舶	隻	0	
	負傷者	重 傷	人	水 道	戸	13,290	
		軽 傷	人	電 話	回線	260	
	全 壊	棟	686	電 気	戸	110,000	
	半 壊	棟	1,740	火 建 物	件	0	
	一部損壊	棟	26,956	災 危 險 物	件	0	
	床上浸水	棟	0	その他の	件	0	
	床下浸水	棟	0	被 害 額	公共土木施設など	百万円	24,180
	非住家被害	棟	4,477	農林水産施設	百万円	5,759	
その 他 被 害	田	流失・埋没	ha	上下水道施設	百万円	2,692	
		冠 水	ha	社会福祉施設など	百万円	880	
	畑	流失・埋没	ha	学校施設	百万円	757	
		冠 水	ha	その他公共施設など (能登空港など)	百万円	554	
	学 校	箇所	55	計	百万円	34,822	
	病 院	箇所	12	石川県災害	設置年月日	平成 19 年 3 月 25 日	
	道 路	箇所	698	対策本部	解散年月日	平成 20 年 6 月 6 日	
	橋りょう	箇所	19	災害対策本部設置市町			3 市 4 町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町）
	河 川	箇所	151	災害救助法適用市町			同上
	港 湾	箇所	28				
	砂 防	箇所	33				
	清掃施設	箇所	9				
	崖くずれ	箇所	64				
	鉄道（のと鉄道など）不通	箇所	3				

（出典）石川県『平成 19 年能登半島地震災害記録誌』平成 21 年 1 月。

- 石川県は七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町及び能登町に対し、災害救助法を適用した。これに基づき石川県は仮設住宅 334 戸を建設した。
- また、県は県内全域に対し、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金支給制度を適用した。
- この災害は「平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 19 年 4 月 20 日閣議決定、4 月 25 日公布・施行）」により激甚災害として指定され、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用された。なお、指定にあたっては、公共土木関係及び農地等の措置について、査定見込額が明らかに現行の指定基準を超えると見込まれる場合には、中小企業関係の特例又は森林関係の措置と同一政令において、早期に指定を行えるよう局地激甚災害指定基準が改正され」（平成 19 年 4 月 19 日中央防災会議決定）、この災害に遡及適用された。

2. 災害復興施策事例の索引表

200701	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→【20070101, p356】			
施策 2：復興計画の作成		→【20070102, p356】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置		→【20070103, p359】	→		
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建		→【20070104, p361】	→		
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧					
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備					
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建		→	→【20070105, p362】		
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【20070101】復旧・復興体制の構築（石川県）

○復興に向けた体制づくり

- ・復旧・復興本部は、復興プランの策定、被災者の生活安定と住宅再建、インフラの復旧、地場産業の復興など、被災地の本格的な復旧・復興対策に部局横断的に取り組むことを目的として、地震の一ヶ月後の4月25日に設置された。また、この本部に、関係部局の課長などからなる「住宅再建」、「まちづくり」、「地域コミュニティ再生」の3つのプロジェクトチームが設置され、被災地に対する支援メニューなどの検討が行われた。
- ・復旧・復興本部では「能登半島地震復興プラン」を早期に策定する必要があり、企画部門が事務局となっている。さらにその後、復興に向けた取り組みを加速させるために、復興に係る総合窓口機能及び調整機能を担い、また、「能登半島地震復興プラン」の策定を推進する新たな組織として、平成19年9月10日、企画振興部内に「震災復興支援室」が設置された。
- ・復旧・復興本部会議は、平成21年1月末までに6回開催されている。

石川県能登半島地震復旧・復興本部 (事務局：企画課)	
本部長：知事	
副本部長：副知事	
本部員（各部局長等）	
総務部長、危機管理監	
企画振興部長、県民文化局長	
健康福祉部長、環境部長	
商工労働部長、観光交流局長	
農林水産部長、土木部長	
教育長、警察本部長	

プロジェクト チーム(PT)名	検討内容
住宅再建 PT	住宅再建に関する検討
まちづくり PT	住宅地、商業地を含め地域の面的な整備に関する検討
地域コミュニティ 再生 PT	地域コミュニティの維持・再生に関する施策の検討

図 復旧・復興本部会議の構成

【20070102】復旧・復興計画の策定（石川県）

○地震で生じた課題

ヒアリングによれば、次のような課題が生じたとされる。

- ・従来からあった過疎化の問題が顕在化した。特に、地震で家が壊れた高齢者が子供のところに転出してしまう可能性もあった。人がいなくなることは山・田畠の手入れができなくなることを意味し、その結果として美しい環境という資源が失われ、観光にも影響することとなる。
- ・能登の観光への影響を最小限とすることが重要な課題であった。県知事も、まず何をおいても能登有料道路の復旧を急ぐよう指示している。能登有料道路の復旧は、4車線化に備えて用地が取得してあったのでその部分を8か所迂回路として設定することができ、一ヶ月での復旧が可能となった。
- ・七尾市和倉温泉では、一番大きな旅館が被害で一ヶ月営業ができないなど、多くの旅館が被害を受け、地域経済に大きな影響が出た。風評被害も大きく、輪島温泉ではキャンセルが相次いだ。加賀温泉郷など、被害のない場所でも風評被害が大きかった。
- ・なお、特に輪島市では、古くからの伝統的なまちなみが被災したため、次のような観点から再建方策を検討する必要があった。
 - 1) 家屋再建にあたっても歴史的なまちなみを保存する必要がある。
 - 2) 公営住宅を建設するにしても戸建て形式でなければ、まちなみが保存できない。
 - 3) 特徴の一つである土蔵の再建に対しては被災者生活再建支援法の対象外であること。

○復旧・復興に向けた取り組み経緯

表 復旧・復興に向けた取り組み経緯

年	月日	概要
平成 19 年	3月25日	9:42頃 能登半島地震発生 マグニチュード 6.9 最大震度 6 強（七尾市、輪島市、穴水町）
	3月30日	のと鉄道の応急復旧を完了し、運行を再開 応急危険度判定調査を完了（対象 7,600 棟）
	3月31日	住宅相談窓口の設置（建替え、修繕の相談）、営農相談窓口の設置
	4月2日	被災者生活再建支援法の対象となる自然災害とする旨を公示（3月 25 日から適用）。県の上乗せ、横出し制度の創設を発表
	4月6日	被災者生活再建相談窓口職員のための講習会
	4月7日	被災市町、県の生活再建相談窓口の設置
	4月10日	中小企業復興支援基金（300 億円）の創設を発表
	4月17日	能登半島地震に係る補正予算を専決 母子寡婦福祉資金（住宅資金等）の無利子貸付を開始
	4月20日	七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町を局地激甚災害に指定 低所得、高齢者世帯等を対象とした生活福祉資金の特例貸付を開始
	4月23日	災害救助法適用の3市4町の中小企業等を対象とした能登半島地震対策融資を創設
	4月25日	石川県能登半島地震復旧・復興本部設置
	4月28日	輪島市宅田町、同市門前町館の応急仮設住宅が完成（5月 8 日までに 10 カ所完成）
	5月1日	応急仮設住宅に生活援助員を配置開始（5月 17 日 14 人配置完了）
	5月2日	県議会臨時会を開催（震災復興・危機管理特別委員会を設置）
	6月14日	被災者健康状況調査を実施（8月 10 日まで）
	6月28日	「ほっと石川」観光キャンペーンを実施
	7月3日	能登半島地震被災中小企業復興支援基金（300 億円）を創設
	7月7日	夜間通行止の一般国道 249 号「八世乃洞門」を除き、県管理道路の通行止箇所がすべて解消
	8月20日	（財）能登半島地震復興基金の設立 同日、第1回理事会で早急に対応すべき支援事業 3 メニューを決定
	8月31日	能登半島地震復興基金（500 億円）を創設
	9月10日	震災復興支援室 設置（企画振興部内）
	9月24日	災害救助法に基づく全壊世帯、半壊世帯の応急修理が完了
平成 20 年	10月3日	能登半島地震復興プラン（第1次計画）公表
	11月30日	能登有料道路の全迂回路（8 カ所）を解消し、全線で本線供用を再開
	12月14日	改正被災者生活再建支援法が施行
	12月18日	一般国道 249 号「八世乃洞門」新トンネル建設に着手
	3月25日	能登半島地震復興シンポジウムを開催（輪島市） 能登ふるさとモデル住宅（輪島市）が完成
平成 21 年	5月16日	石川県地域防災計画を大幅に見直し
	6月6日	県災害対策本部を解散
	6月8日	穴水町中心市街地創造的復興プロジェクト事業起工式を実施
	7月1日	加賀四湯博開催（10月 5 日まで）
	7月19日	能登ふるさと博開催（10月 26 日まで）
	8月7日	参議院災害対策特別委員会が被災地復興状況の実情調査のため来県
	8月27日	輪島市門前町深見地区で能登半島地震関連の復旧工事が完成
平成 21 年	10月 4 日	能登ふるさとモデル住宅（穴水町）が完成
平成 21 年	2月25日	輪島市の災害公営住宅完成（松風台団地 10 戸）

（出典）石川県『平成 19 年能登半島地震災害記録誌』平成 21 年 1 月。

○能登半島地震復興プラン

- ・ヒアリングによれば、復興プランの策定には、直近の事例であり過疎地の事例でもある、新潟県の取り組みを参考とした。復興プランは長期構想の流れを受けながら復興プランの3つの柱を立て、住宅、産業、地域づくりなど、各局の担当課長をチーフとしたプロジェクトチーム方式により検討が進められた。新長期構想の担当がそのまま復興プランの各担当となった。取り組みはまず、平成19年4月12日には穴水町長と、4月17日には輪島市長との懇談からスタートしている。こうした復興への取り組みにあたっては、現地本部が設置され、被災地で市長や町長と頻繁に顔を合わせていたことが、迅速な取り組みにつながったとされる。
- ・上記のような課題を踏まえ、復旧・復興に向けては、次の4つに重点を置いて、「持続可能な能登の再生と創造」を目指すこととされた。
 - 1) 高齢者等の住み慣れた地域での安全・安心な暮らしの再建
 - 2) 能登の風土に根ざした特色ある産業の再建・復興による地域経済の活性化
 - 3) 地域コミュニティの再生により貴重な地域資源を継承するなど持続可能な地域づくりや地域振興
 - 4) 観光面での風評被害の払拭

表 能登半島地震復興プランの概要

「能登半島地震復興プラン」元気のと創生プラン ～持続可能な能登の再生と創造を目指して～ （「第1章 計画の基本的事項」より）		《能登半島地震復興プランの目次》
<p>1 計画策定の趣旨 県政史上未曾有の大震災となった「能登半島地震」について、被災地や被災された方々の個々のニーズを踏まえながら、既存の制度や新たに創設された二つの基金を活用し、地元市町とも連携の上、復旧・復興に向けた施策を総合的、網羅的に進めることにより、一日も早く被災地の復旧・復興がなされるよう、この計画を策定しました。</p> <p>2 計画の性格・役割 (1) この計画は、被災者の生活再建や中小企業の再建を最重点課題に、被災した住家、地域の供用施設、被災店舗、公共土木施設の復旧等、生活や産業の再建の基礎となる事業を施策の中心に置き策定した、現段階における「復旧・復興に向けた第1次計画」です。 (2) また、この計画に盛り込まれた施策は、過疎化、高齢化が著しい地域における復旧・復興に向けたものであることから、今後の過疎地域振興のリーディングケースとなります。</p> <p>3 計画期間 (1) 被災された方々が一日も早く生活の不安を解消し、元気を取り戻すことができるよう、短期間に集中的に事業を実施することが必要です。そのため、計画期間は、平成19年度を初年度とし、平成23年度を目指年次とする5年間とします。 (2) なお、毎年度、計画内容を検討し、必要に応じて見直しを図ります。</p>	<p>第I章 計画の基本的事項</p> <p>第II章 復旧・復興の基本的な考え方</p> <p>第III章 施策の体系</p> <p>第IV章 新たに造成された2基金の考え方</p> <p>第V章 事業計画</p> <p>1 安全・安心な暮らしの再建</p> <p>1 生活の再建</p> <p>(1) 住宅の再建支援</p> <p>(2) 安全・安心な生活支援</p> <p>2 生活基盤の復旧・整備推進</p> <p>2 地域の特色ある産業・経済の再建・復興</p> <p>1 産業の復興</p> <p>(1) 中小企業の復興支援</p> <p>(2) 商店街の復興支援</p> <p>2 農林水産業の復興</p> <p>(1) 農林水産基盤の復旧</p> <p>(2) 農林水産業の振興支援</p> <p>3 持続可能な地域づくり</p> <p>1 地域コミュニティの維持・再生</p> <p>(1) 地域コミュニティ活動の支援</p> <p>(2) 地域コミュニティ施設の復旧支援</p> <p>2 地域資源の保存・活用</p> <p>(1) 能登ブランドの振興・創生支援</p> <p>(2) 能登らしい景観・文化の保全・保存支援</p> <p>3 交流とにぎわいの創出</p> <p>(1) 交流基盤の整備</p> <p>(2) 観光振興</p> <p>第VI章 個別事業 (137事業)</p>	

（出典）石川県『能登半島地震復興プラン（第1次計画）“元気のと創生プラン”～持続可能な能登の再生と創造を目指して～』平成19年10月。

【20070103】能登半島沖地震復興基金（石川県）

○能登半島地震復興基金のスキーム

- 能登半島地震復興基金は、平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震からの復興に際して新潟県が設置した復興基金と同様のスキームで設置されたものである。基金の概要は次のとおりである。

1. 基本的な考え方

- 被災地においては、能登半島地震により、被災者の生活や農業をはじめとした産業が破壊されており、復興を遂げるためには、個人や地域、集落等の負担が大きく、既存の制度のみでは対応が困難であることから、行政の直接執行を補完し、現行制度のすき間を埋めるものとして、機動的にきめ細かい対応が必要とされるものについては、復興基金を活用するものとする。
- そのため、復旧・復興にあたっては、既存制度があるものはまず制度で対応し、制度内の行政負担の軽減は原則として復興基金の対象外とする。
- また、基金事業は、団体・民間等が事業主体となることを基本とする。

2. 事業

(1) 住宅・生活再建支援事業

被災者の個人住宅の再建支援、自力再建困難者への支援、教育・福祉・医療基盤の再建の支援など、過疎化、高齢化が著しい地域において、地域の再生にあたって必要かつ最低限の基盤となり、行政が進める施策の方向性に適合するものへの支援の実施

(2) 農業等の産業復興支援事業

農業等の基盤整備、農業等の経営再建の支援など、被災者の生活を支える産業の復興に資する支援の実施

(3) 地域振興支援事業

地域コミュニティ活動の支援、地域コミュニティ施設の再建支援、まちづくり支援、地域資源の発掘・再生・保存・活用支援など、当面の復旧だけではなく、被災地の真の復興に向けて、地域全体の再生に資する取り組みへの支援の実施 など

3. スキーム

(1) 基本財産 3 千万円（石川県出捐）

(2) 運用財産 500 億円（県からの無利子貸付金）

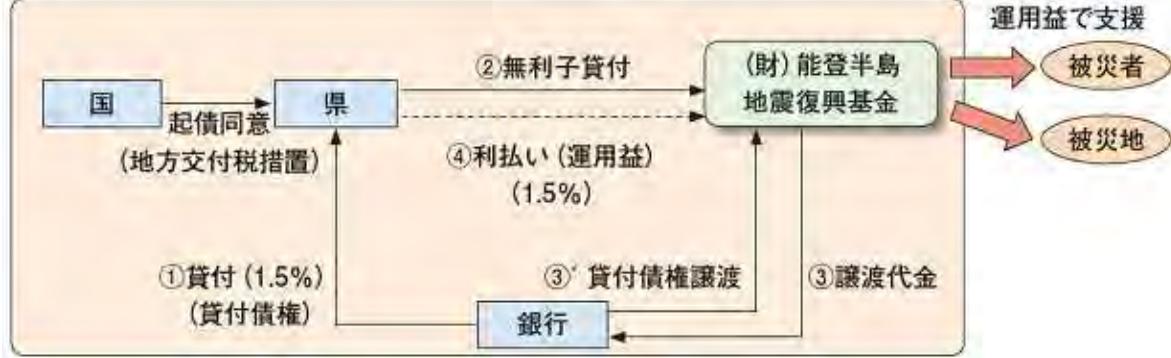


図 能登半島復興基金のスキーム

（出典）石川県『平成 19 年能登半島地震災害記録誌』平成 21 年 1 月。

- 事業メニューについても新潟県中越地震の復興基金を参考に、総務省と打ち合わせながら準備が進められた。財団では、まず、緊急に実施すべき事業として次の 3 つを事業メニューとして措置している。

- 国の災害復旧事業に該当しない農地、農道、用排水路等の被害に対して、農家等が手づくりで復旧する経費を助成する「農地等緊急手づくり復旧総合支援対策事業」
 - 被災者が住宅再建や修復方法を検討するにあたり、専門家である建築士等の助言を求めることができるよう、相談窓口の設置・運営及びアドバイザーの派遣等に要する経費を助成する「住宅再建総合相談・派遣事業」
 - 今後の地域の面的整備に関する計画の策定など、地域住民で構成する住まい・まちづくり協議会が、将来のまちづくりに向けて実施する取り組みに要する経費を助成する「住まい・まちづくり協議会活動支援事業」
- その後財団では、同年 10 月 2 日に耐震・耐雪、県産材活用など、能登の風土に適した住宅建設・補修に係る経費を助成する「能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業」などの 19 事業を、平成 20

- 年3月19日には、地域の主体性と創意工夫により地域資源を積極的に活用する取り組みに係る経費を助成する「震災復興地域づくり総合支援事業」などの3事業を新たに追加した。
- ・事業メニューは最終的には、1)被災者の住宅及び生活の再建等を支援する13事業、2)被災地域の農業等の産業復興を支援する7事業、3)被災地域の振興及びコミュニティの維持・再生を支援する5事業の計25事業が準備された。これらの基金事業は基本的に、国の災害復旧補助の対象とならない被害を対象としている。
 - ・なお、復興基金に関する事業の要綱では、関連する手続きなどは通常の事業に比べれば簡素なものとなっているが、それでもより簡素化することを求める声もあったようである。例えば、高齢者が多く、申請書作成などが大変であること、その結果市町村の負担が増えることから、事務的経費が必要などの声もあったとされる。
 - ・社会施設、医療施設、福祉施設に対するもののはじめとして事業は概ね予定どおり消化されており、特に事業メニューに関する内容の変更や新たな事業の追加などは行われていない。

表 能登半島地震復興基金復興支援事業の概要

① 被災者の住宅 及び生活の再 建等を支援す る事業 (13事業)	1	住宅再建総合相談・派遣事業 ※1	診断等を受けられるよう、専門家の派遣に要する 経費の助成
	2	住まい・まちづくり協議会活動 支援事業 ※1	被災者主体のまちづくりを行うために必要な計画 策定などの活動に要する経費の助成
	3	能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業	耐震・耐雪、県産材活用など、能登の風土に適した 住宅建設・補修に要する経費の助成
	4	被災住宅再建利子補給事業	被災住宅再建のために金融機関などから資金を借り 入れた場合の利子補給
	5	生活福祉資金特例貸付無利子 化事業	生活福祉資金（生活必需品の購入費、住宅資金） の無利子化
	6	被災宅地（擁壁）復旧支援事業	隣接する宅地への被害防止など、緊急的な対応が 必要な宅地の擁壁等の復旧に要する経費の助成
	7	民間賃貸住宅入居支援事業	賃貸住宅への入居に要する家賃の助成
	8	社会福祉施設等災害復旧支援 事業	社会福祉施設等の復旧に要する経費の助成
	9	医療施設等災害復旧支援事業	医療施設等の復旧に要する経費の助成
	10	応急仮設住宅維持管理事業	仮設住宅の維持管理に要する経費の助成
	11	地域水道施設等復旧事業	町内会等が管理する小規模な水道施設の復旧に要 する経費の助成
	12	のと鉄道災害復旧支援事業	能登地域の住民の足である「のと鉄道」の復旧に 要する経費の助成
	13	私立学校施設等災害復旧支援 事業	私立学校の復旧に要する経費の助成
② 被災地域の農 業等の産業振 興を支援す る事業 (7事業)	14	農地等緊急手づくり復旧総合 支援対策事業 ※1	農地等の小規模復旧・整備、水田の地力回復に要 する経費の助成
	15	災害復旧事業費等負担金支援 事業	災害復旧関連事業の農家等の負担に対する助成
	16	農林漁業用共同利用施設等復 旧支援対策事業	災害復旧関連事業の対象とならない農林漁業用の 共同利用施設の復旧に要する経費の助成
	17	農林漁業制度資金利子等助成 事業	被災農林漁業者が新規に借り入れる農林漁業制度 資金の利子・保証料に対する助成
	18	地域間調整対策事業	水稻作付けが困難な農家の他者への生産目標量譲 渡に対する助成
	19	能登半島地震対策融資利子補 給事業 ※2	被災中小企業者等が借り入れる能登半島地震対策 融資制度資金の利子に対する助成
	20	能登半島地震対策融資信用保 証料補給事業 ※2	被災中小企業者等が借り入れる能登半島地震対策 融資制度資金の保証料に対する助成

(次頁へ続く)

③ 被災地域の振興及びコミュニティの維持・再生を支援する事業 (5事業)	21	地域コミュニティ維持支援事業	地域コミュニティの維持・保全に資するものと市町が認定するイベントの開催に要する経費の助成
	22	地域コミュニティ施設再建支援事業	集会所等のコミュニティ施設の再建、修繕に要する経費の助成
	23	地域共用施設復旧支援事業	私有道路、共同倉庫等の共用施設の復旧に要する経費の助成
	24	指定文化財等災害復旧支援事業	指定有形文化財及びそれに準じる有形文化財の修復費用の助成
	25	震災復興地域づくり総合支援事業 ※2	民間団体が地域の主体性と創意工夫により地域資源を積極的に活用する取り組みなどに対する助成

※1：平成 19 年 8 月 20 日に、緊急に実施すべきとして準備された 3 事業

※2：平成 20 年 3 月に追加された 3 事業

(出典) 石川県『平成 19 年能登半島地震災害記録誌』平成 21 年 1 月。

【20070104】住宅再建支援（石川県）

- ・被災者への居住確保に関する意向調査（平成 20 年 12 月末現在）の結果、8 割を超える世帯（約 2,000 世帯）が自力での再建を希望していることが明らかとなった。そこで石川県では、国の被災者生活再建支援制度を補完するために独自の被災者生活再建支援制度を創設した。
- ・さらに、能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業として、耐震・耐雪、バリアフリー、景観配慮、県産材活用など、災害に強く、安全で、地域景観の向上や地産地消に寄与する一定の基準を満たす住宅を建設・購入・補修する場合、全壊世帯で上限 200 万円を補助する制度も準備された。そのほか、地震により柱・梁等が傾斜した住宅をワイヤーによる牽引、揚家等により正常な状態に修復する「建ておこし」への支援も準備されている。
- ・その結果、義援金の配分や融資及び利子補給により、例えば、全壊で住宅を建設・購入した場合、次のような支援が実施されることになった。



図 住宅再建資金への支援

(出典) 輪島市都市整備課『2007.3.25 能登半島地震復興対策』平成 21 年 2 月。

- ・また、能登の風土にふさわしい低価格な「能登ふるさとモデル住宅」を開発・展示している。設計図書を無償で提供することでコストを縮減している。さらに、建築関係団体やメーカーによって構成された「能登ふるさと住宅事業者協議会」の協力も得て、低価格の住宅再建を可能とした。
- ・こうした取り組みなどの結果、平成 20 年 12 月 31 日現在で、自力再建を望む被災世帯のうち、約 96% が住宅を着工または完成している。
- ・ヒアリングでは、「19 年改正前の被災者生活再建支援法だけの支援であれば、これほどの自力再建にはならず、70 歳、80 歳などの高齢者も多かったことから、公営住宅や介護施設等への入居のニーズが大幅に増えたものと考えられる。あるいは、被災者が地域を離れてしまい過疎化が大きく進んできてしまったかもしれない。」などの意見が聞かれた。

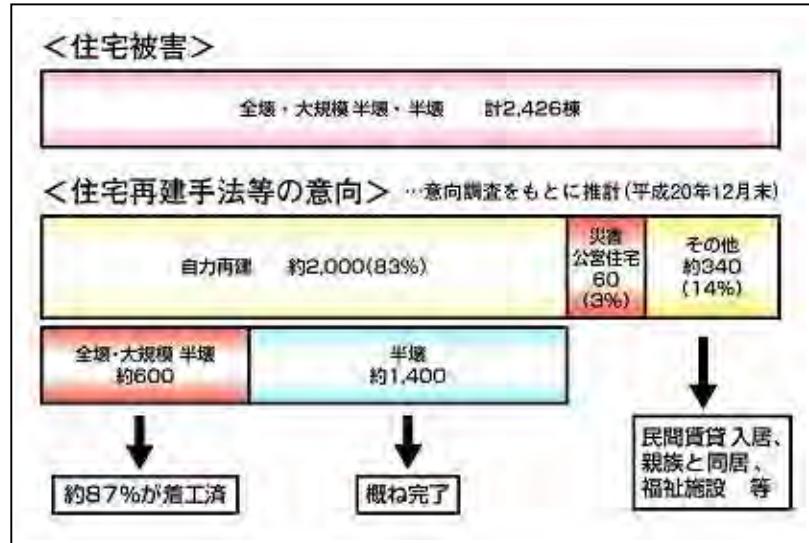


図 住宅再建の状況

(出典) 石川県『能登半島地震復興プラン（第1次計画）“元気のと創生プラン”～持続可能な能登の再生と創造を目指して～』平成19年10月。

【20070105】能登半島沖地震被災中小企業復興支援基金（石川県）

- 能登半島地震被災中小企業復興支援基金（以下、「中小企業復興基金」）は平成19年7月3日に設置された。大きな被害を受けた1)輪島塗の蔵（作業所）、2)酒造業、3)商店街の3つの重点支援業種を対象に設置されたものである。従来から産業振興・事業者支援、融資事業などを行っていた財團法人石川県産業創出支援機構を窓口として設置された。
- 従来、被災中小企業への支援は、政府系金融機関からの融資に対する利子補給しかなかったが、県が国と交渉した結果、被災した中小企業者の施設・設備への補助をはじめとする、様々なハード、ソフト事業を実施できることとなった。これは「石川県方式」とも呼べる新たな支援の枠組みである。この基金事業による支援により、商店街で商売をやめた人はいないといわれるなど、大きな効果を上げた。

1. 基本的な考え方

- 輪島塗、酒造業、商店街については、①産業・業種全体が甚大な被害を受けたこと、②被災した建物・設備が事業の継続に不可欠であること、③経営基盤の弱い小規模企業者の割合が大きいことなどから、業種・産業そのものが衰退しかねない状況にあり、地域の活力が大きく損なわれる恐れがあるため、被災中小企業復興支援基金を活用し、思い切った支援を行う。
- また、これ以外の業種・産業についても、販路開拓などの中小企業の意欲ある取り組みに対する支援や、風評被害の払拭、本県への誘客促進を図るための事業への支援を行う。

2. 事業

- 激甚被災中小企業復興計画支援事業
大きな被害を受け、放置すれば消滅するおそれのある業種である輪島塗、酒造業、商店街に対する重点支援
- 能登半島地震対策融資、政府系金融機関の利息・保証料補助
激甚災害指定地域の建物が全壊した企業が復旧資金を活用する場合に、5年間の利息、保証料全額補助
- 産業復興販路開拓等支援事業
被災した地域の商工会議所・商工会・組合・個々の中小企業者等が実施する販路開拓事業等への助成
- 風評被害払拭・誘客促進観光キャンペーン事業
能登半島地震による風評被害の払拭と本県への誘客促進を図るための事業等への助成

3. スキーム

- 国・県の無利子貸付金を原資とし、石川県産業創出支援機構が基金を組成
- 基金規模は300億円とし、5年間設置

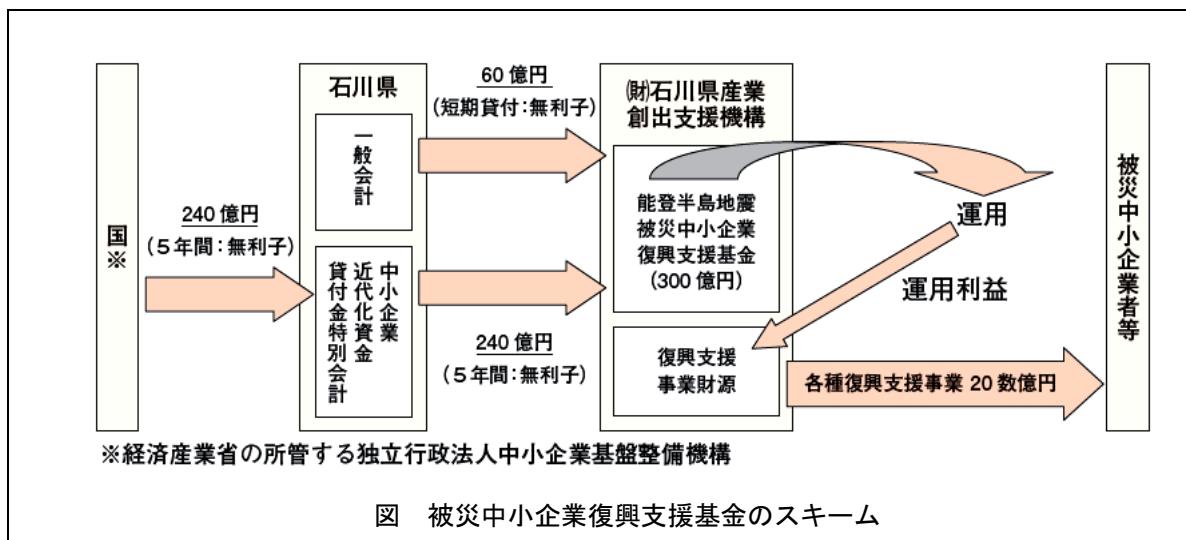


図 被災中小企業復興支援基金のスキーム

(出典) 石川県『平成19年能登半島地震災害記録誌』平成21年1月。

表 激甚被災中小企業復興計画支援事業（指定3業種への支援事業）

区分	事業内容	輪島漆器	商店街	酒造業
復興計画策定・復興委員会運営助成	輪島漆器、商店街、酒造業の復興に向けた5年間以上の復興計画の策定等を支援	○補助限度額：2,000千円(H20年度以降1,000千円)/年 ○補助率：10/10 ○補助期間：H19年度～H23年度	○補助限度額：1,000千円(H20年度以降500千円)/年 ○補助率：10/10 ○補助期間：H19年度～H23年度	同左
個別企業の事業用施設・設備復旧費助成	復興計画に基づいて行う、被災中小企業者の復旧に対して助成	○補助限度額： 全壊 2,000千円 半壊 1,000千円 ○補助率：2/3 ※ 5千万円以上の復旧投資： 3,000千円の上乗せ ○補助期間：5年以内	同左	同左
共同施設の整備・復旧費助成	復興計画に基づいて行う、共同施設の復旧に対して助成	精漆工場、漆器会館の修繕等 ○補助限度額：30,000千円 ○補助率：2/3	商店街共同施設（コミュニティ施設等）の整備・復旧 ○補助限度額： 30,000千円/1施設 ○補助率：2/3 ○補助期間：5年以内	酒蔵見学受入環境整備支援事業 ○補助限度額： ・備品購入等 500千円/1社 ・PRに要する経費等 1,000千円 ○補助率：定額
商店街仮設店舗設置費助成	復興計画に基づいて実施する半壊以上の被害を受けた商業者等による仮設店舗設置事業に対して助成	—	商店街の半壊以上の事業者の仮設店舗設置 ○補助限度額： 30,000千円/1事業者 ○補助率：3/4 ○補助期間：5年以内	半壊以上の事業者の損壊代替施設（保管庫等）借上料 ○補助限度額： 1,000千円/1事業者・年 ○補助率：10/10 ○補助期間： H19年度～H21年度
保管庫借上費助成	復興計画に基づいて行う被災中小企業者等の保管倉庫等の借上事業に対して助成	半壊以上の事業者の損壊代替施設（保管庫等）借上料 ○補助限度額： 1,000千円/1事業者・年 ○補助率：10/10 ○補助期間： H19年度～H21年度	商店街の半壊以上の事業者の商品等保管施設借上料 ○補助限度額： 1,000千円/1事業者・年 ○補助率：10/10 ○補助期間： H19年度～H21年度	半壊以上の事業者の損壊代替施設（保管庫等）借上料 ○補助限度額： 1,000千円/1事業者・年 ○補助率：10/10 ○補助期間： H19年度～H21年度

(次頁へ続く)

区分	事業内容	輪島漆器	商店街	酒造業
被災商店街 空き店舗等 入居誘致支 援事業	被災商店街において、空き店舗等に入居者を誘致する場合に、入居者の内装費と家賃の一部を助成	—	被災商店街空き店舗等入居者の内装費と家賃(3年間) ○補助限度額：内装費=500千円、家賃=600千円/年 ○補助率：内装費=2/3、家賃=1/2 ○補助期間： H20年度～H23年度	—
共同ソフト 事業助成	復興計画に基づいて行う販路開拓事業や新商品開発事業等に対して助成	復興に向けた共同ソフト事業 ○補助限度額：12,500千円/年 ただし、洞爺湖サミット関連事業については別に20,000千円以内 ○補助率：10/10 ○補助期間：5年以内 ※補助限度額の前倒しによる集中実施も可能	復興に向けた共同ソフト事業 ○補助限度額：3,000千円/年 ○補助率：10/10 ○補助期間：5年以内 ※補助限度額の前倒しによる集中実施も可能 半壊以上の店舗が10%未満の商店街が実施する復興に向けた共同ソフト事業(復興計画書の作成義務なし) ○補助限度額：1,500千円/年 ○補助率：10/10 ○補助期間：5年以内	製品のブランド化事業及び共同販売促進事業(首都圏等での復PR事業)等のソフト事業 ○補助限度額：3,000千円/年 ○補助率：10/10 ○補助期間：5年以内 ※補助限度額の前倒しによる集中実施も可能

(出典) 石川県『能登半島地震復興プラン(第1次計画)“元気のと創生プラン”～持続可能な能登の再生と創造を目指して～』平成19年10月。

表 中小事業者への融資・利子補給

能登半島地震対策融資(特別分) への利息・保証料助成	復旧資金(設備資金) 対象企業：全半壊した建物の復旧のために1千万円以上の投資を行う企業 融資期間：15年以内(うち据置2年) 金 利：変動金利、5年間の利息補助、保証料全額補助
	復興資金(運転資金) 対象企業：全半壊した建物の復旧のために1千万円以上の投資を行う企業 対象債務：既存借入金(設備資金の借換え含む)、新規借入金(運転資金) 融資期間：10年以内(うち据置2年) 金 利：変動金利、5年間の利息補助、保証料全額補助

(出典) 石川県『能登半島地震復興プラン(第1次計画)“元気のと創生プラン”～持続可能な能登の再生と創造を目指して～』平成19年10月。

【参考文献】

- 1) 石川県『平成19年能登半島地震災害記録誌』平成21年1月。
- 2) 石川県『能登半島地震復興プラン(第1次計画)“元気のと創生プラン”～持続可能な能登の再生と創造を目指して～』平成19年10月。
- 3) 石川県『被災自治体の対応と課題 能登半島地震の対応について』平成19年12月。
- 4) 輪島市都市整備課『2007.3.25能登半島地震復興対策』平成21年2月。

事例コード | 200702

2007年（平成19年） 能登半島地震・輪島市

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

○市勢

震災前年の平成 18 年 2 月 1 日、隣接する旧門前町と合併し、新たに輪島市として市制施行。

表 1 輪島市の概要

人口等	人口 34,062人、世帯数13,232世帯（平成19年3月1日現在） 高齢化率35.0%《門前地区47.1%、輪島地区31.4%》（平成17年10月1日国勢調査）
地理	能登半島の北西部に位置し、東部に連なる300～500m級の山々を源とする小河川が形成する沖積平野に市街地・農耕地が開けている。海岸線が優れた自然景観から能登半島国定公園に指定されている。
特産等	古くから港町として栄えた海上交通の要衝。輪島塗などが盛ん。

○被害状況

表 2 人的被害（平成 19 年 5 月 1 日現在）

地区名	死者（人）	負傷者（人）	
		重傷	軽傷
輪島地区	1	24	57
門前地区		22	7
その他			5
計	1	46	69

（出典）石川県輪島市『視察資料（能登半島地震について）』
平成 21 年 2 月 16 日。

表 3 建物被害（平成 19 年 5 月 1 日現在）

地区名	世帯数	住家（棟）					非住家（棟）				
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計	うち全半壊計	全壊	大規模半壊	半壊	その他
輪島地区 (住家被災世帯比率)	9,883	175 (1.77%)	45 (0.46%)	388 (3.93%)	5,016 (50.75%)	608 (6.15%)	5,624 (56.91%)	381	61	378	1,781
門前地区 (住家被災世帯比率)	3,349	338 (10.09%)	70 (2.09%)	583 (17.41%)	2,710 (80.92%)	991 (29.59%)	3,701 (110.51%)	1,117	108	829	3,036
計 (住家被災世帯比率)	13,232	513 (3.88%)	115 (1.77%)	971 (1.77%)	7,726 (1.77%)	1,599 (1.77%)	9,325 (1.77%)	1,498	169	1,207	4,817

※義援金申請件数では、一部損壊は9,988件

（出典）石川県輪島市『視察資料（能登半島地震について）』平成 21 年 2 月 16 日。

- 特に、門前地区（旧門前町）における建物被害が多く、全体の約3割が全半壊となった。
- 市内の酒造業5軒が全て被災、輪島塗の漆器事業者も作業に不可欠な蔵・店舗の全半壊が多かった。
- 神社仏閣、文化財被害も多く、観光施設である総持寺（門前地区）も大きく被災した。

(2) 災害後の主な経過

表4 災害後の主な経過（政府、石川県、輪島市の取組状況）

年	月日	■輪島市の対応	□石川県の対応	◇政府等の対応
平成 19年	3月25日		地震発生【最大震度6強】	
		■災害対策本部設置 □災害対策本部設置（奥能登総合事務所に現地災害対策本部設置） □災害救助法の公示（3市4町に適用） ◇災害救助法適用 ◇政府調査団輪島市着、政府現地連絡対策室設置		16:50 電気が復旧救出・救助活動ほぼ終了
	27日		◇平沢副大臣を現地に派遣（県・7市町）災害復旧に関する緊急要望	
	28日		□現地災害対策本部を輪島市役所に移設 ※県現地本部と輪島市災対本部の合同会議開催開始	
	29日		◇被災者生活再建支援法に係る技術指導	
	30日		□応急危険度判定調査完了 (県・市)緊急要望	
	31日		□住宅相談窓口、営農相談窓口の設置 ※この日より合同会議に穴水町参加	
	4月2日	■地震災害対策広報発行（り災証明と支援策について）以降隨時発行 ◇被災者生活再建支援法適用（適用日3月25日） □被災者生活再建支援法の公示、県の上乗せ、横出し制度の創設		
	3日		□罹災証明に係る外観調査研修会を開催（奥能登総合事務所） □総理大臣への被害等の説明及び要望	
	6日		□被災者生活再建支援相談に係る市町職員説明会を開催（奥能登総合事務所）	
	7日		8:00 水道が復旧 (県・市)生活再建相談窓口の設置	
	8日		□自衛隊災害派遣撤収要請	
	9日		◇応急修理説明(14:30-18:00)	
	10日		(7市町)首長が官邸、各省庁へ訪問、緊急要望書の提出 □中小企業復興支援基金の創設を発表	
	13日	■応急仮設住宅の正式受付（～19日）	◇総理大臣現地視察	
	14日	※第17回 合同会議（応急対策ほぼ終了。以後、月・水・金に開催）		
	17日	■災害復興支援室設置、支援窓口を設置し、門前諸岡地区より相談、受付を開始		
	18日	□石川県能登半島地震復旧・復興本部の設置		
	20日	◇復旧・復興対策に関する関係省庁局長会議（第1回）	◇激甚災害の指定（公布25日）	
	24日	※合同会議 解散式	□現地災害対策本部を解散	◇政府現地連絡対策室閉鎖
	27日	■第1回義援金配分委員会（受付は5月2日～）		
	28日	■応急仮設住宅の入居説明（～5月3日）		
	5月2日	■市議会に震災関係の緊急報告		
	7日	■震災復興本部設置		
	11日	■市議会に震災対策特別委員会設置		
	18日	■震災復興委員会（第1回）		
	22日	■第1回市議会震災対策特別委員会開催。同日、石川県知事への緊急要望活動		
	27日	◇被災者生活再建支援制度に関する検討会が被災地視察		
	6月6日	■市議会震災復興対策特別委員会・市震災復興委員会が新潟県被災地を視察研修（～7日）		
	19日	◇復旧・復興対策に関する関係省庁局長会議（第2回）		
	7月3日	□能登半島地震被災中小企業復興支援基金（300億円）を創設		
	6日	■震災復興委員会（第2回）		
	9日	■震災復興計画策定懇話会（第1回）		
	24日	■震災復興計画策定懇話会（第2回）		
	30日	■震災復興計画策定懇話会（第3回）⇒輪島市震災復興計画（素案）を市長に答申		
	8月20日	□（財）能登半島地震復興基金を設立（8月31日「能登半島地震復興基金」500億円を創設）		
	9月21日	■第2回義援金配分委員会		
	10月3日	□能登半島地震復興プラン（第1次計画）策定		
	11月16日	◇被災者生活再建支援法改正（12月14日施行、能登半島地震に遡及適用）		
平成 20年	3月25日	□能登半島地震復興シンポジウム開催		
	6月6日	■輪島市災害対策本部解散（14:30）		
	8月26日	■輪島市復興計画 策定		
	9月18日	■市議会震災復興対策特別委員会の調査終了 ■輪島市災害対策基金の創設		
	24日	■災害復興公営住宅の建設開始（門前町道下・市営松風台団地内）		

2. 災害復興施策事例の索引表

200702	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→【20070201, p369】			
施策 2：復興計画の作成		→【20070202, p371】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建		【20070203, p374】	→	→	
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧					
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備		→【20070204, p375】	→		
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【20070201】復旧・復興体制の構築（輪島市）

○震災復興本部

- 平成19年5月7日、輪島市は「復興を総合的に推進するため、横断的な組織として」2)震災復興本部を設置し、7月中を目途とした復興計画の策定を決定した。石川県の災害復興基金創設という報道発表を受け、輪島市としてこの基金を活用して実施したい復興対策をとりまとめ、復興計画を策定することとしたものである。
- 震災復興本部の本部員構成は、表のとおりである。

表 輪島市 震災復興本部の本部員構成

本部長	市長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	各部長、門前総合支所長、参与、総務課長、企画課長、財政課長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

(出典) 輪島市『能登半島地震 第1回震災復興委員会 資料』。

○震災復興委員会・専門部会

- 震災復興本部の組織体制は、委員長を副市長、副委員長を教育長が務め、関係各部長、門前総合支所長等で構成される「震災復興委員会」と、その下部組織である3つの専門部会より構成された。
- 3つの専門部会の構成員及びその検討テーマは、表のとおりである。

表 輪島市 震災復興委員会 専門部会構成

①生活専門部会	部会長／福祉環境部長、 副部会長／総務部長 災害復興支援室長、環境対策課長、福祉課長 健康推進課長、門前総務課長、門前健康福祉課長 防災体制の充実、コミュニティーの活性化、健康づくりの推進、社会福祉の充実
②都市基盤専門部会	部会長／建設部長、 副部会長／教育部長 都市整備課長、水道課長、下水道課長、文化課長 門前水道課長、門前下水道課長 都市住宅再建担当参事 住宅、歴史的建造物とまちなみの復興、ライフラインの復興
③産業専門部会	部会長／産業部長、副部会長／総合支所長 商工業課長、観光課長、門前商工観光課長 観光産業の復興、伝統産業（輪島塗、酒造り）の復興、農林水産業の復興、商店街の復興

※事案により、災害復興担当参与、交通防災担当参与、関係課長も参加。

※各専門部会の事務は、部会長担当課で行い、副部会長担当課はこれを補佐。

(出典) 輪島市『能登半島地震 第1回震災復興委員会 資料』。

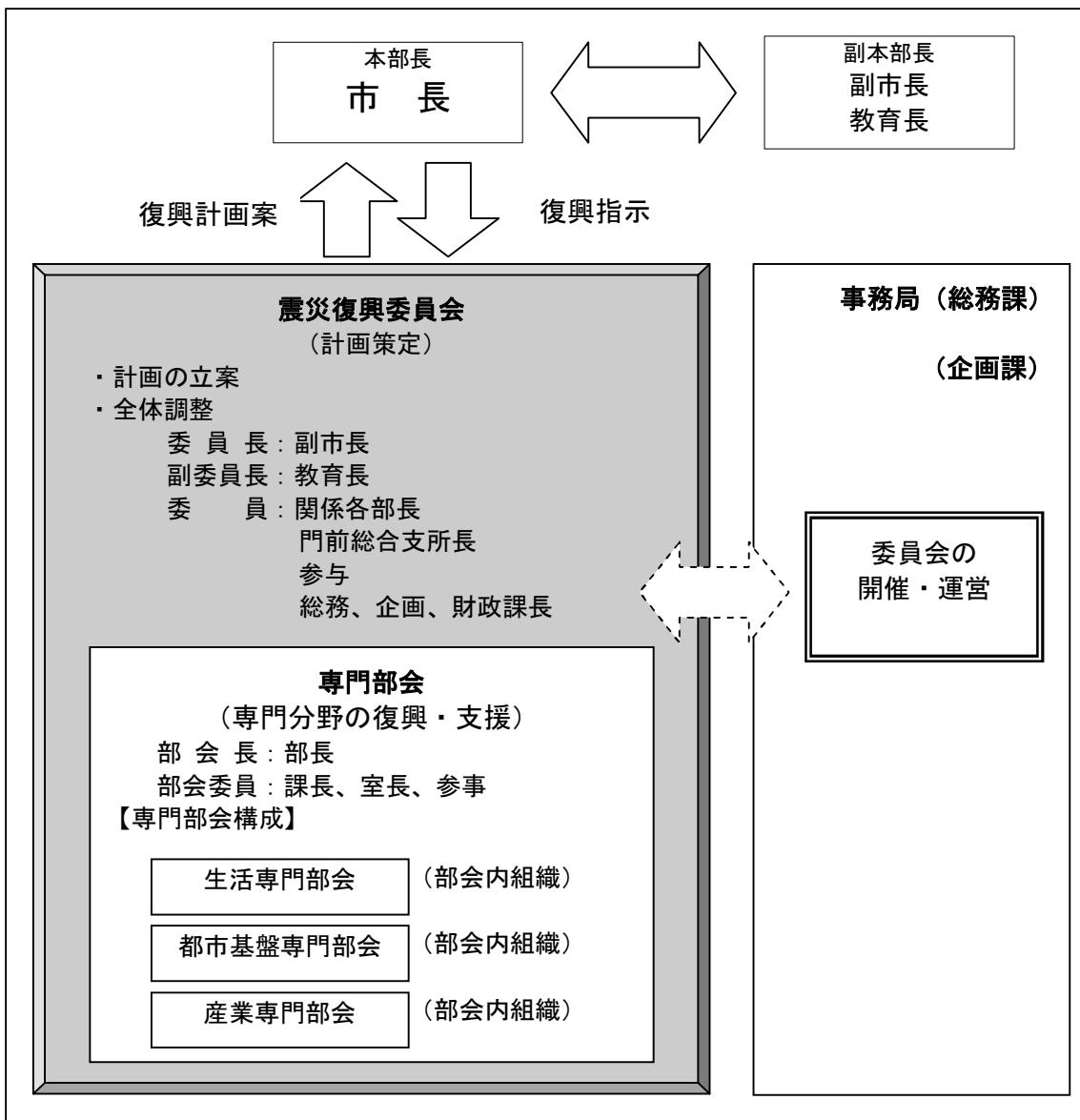


図 輪島市 震災復興本部の体制組織図

（出典）輪島市『能登半島地震 第1回震災復興委員会 資料』。

ヒアリングによると、組織体制の構築に当たっては、以下のような配慮等がなされた。

- ・下部組織として「生活専門部会」「都市基盤専門部会」「産業専門部会」を設置し、市の全部署が何らかの部会に入って検討する体制とした。
- ・門前総合支所（旧門前町役場）の関連課も専門部会の一員とし、門前地区の意見・要望等も反映できるよう配慮した。
- ・当初、委員会事務局は総務部総務課としていた。しかし、総務課は災害応急対応で忙殺されたこと、地震直前の平成19年3月19日に第1次総合計画が議会通過したばかりだったことなどから、この総合計画の担当でもあった総務部企画課が、事務局として資料作成・各部署調整等を行った。
- ・対外折衝（県とのやりとり等）、会議運営などは、総務部長が中心となって対応した。

○輪島市震災復興計画懇話会

- ・上記の震災復興委員会・各専門部会で検討した「復興計画 骨子（案）」をもとに、市民等の意見を反映させて復興計画を検討する場として「震災復興計画懇話会」が設置された。構成員は、主要経済団体、社会福祉協議会、区長会長2名（輪島、門前）、建設組合、学識者である。
- ・通常、総合計画の策定に際しては検討メンバーに市民からの一般公募も行うが、復興計画に関しては、時間的余裕がないことから一般公募は実施されなかった。市民の声は、各地区（輪島10地区、門前8地区）で年1回実施する市政懇談会を通じて得ることとした。
- ・コンサルタントへの委託は行わず、各課での検討結果を吸い上げて事務局（企画課）が懇話会資料と

した。

【20070202】復旧・復興計画の策定（輪島市）

○復興計画策定への取り組み経緯

- ・「復興計画（素案）」の取りまとめ経緯は、図のとおりである。
- ・ヒアリングによると、「復興計画（素案）」策定後の経過は、以下のようにであったとされる。
 - ・当初はこの「復興計画（素案）」をもとに、県の基金メニューと調整して修正し、最終的な「復興計画」とする予定であった。このため、「素案」発表から約1カ月以内（平成19年8月中）を目途に、「素案」に記載した事業メニューの一覧と、各事業予算の算出根拠等を記載した個票一式を作成し、県に提出した。
 - ・しかし、県の基金による事業メニューが確定した時点で、新たに「素案」に追加する事項はなかった。一方で「素案」からの事業メニュー削減はできないことから、これらについては市単独予算で実施することとし、内容を変更せずに表題から「素案」をとる形で「復興計画」として、平成20年8月26日に確定、公表した。

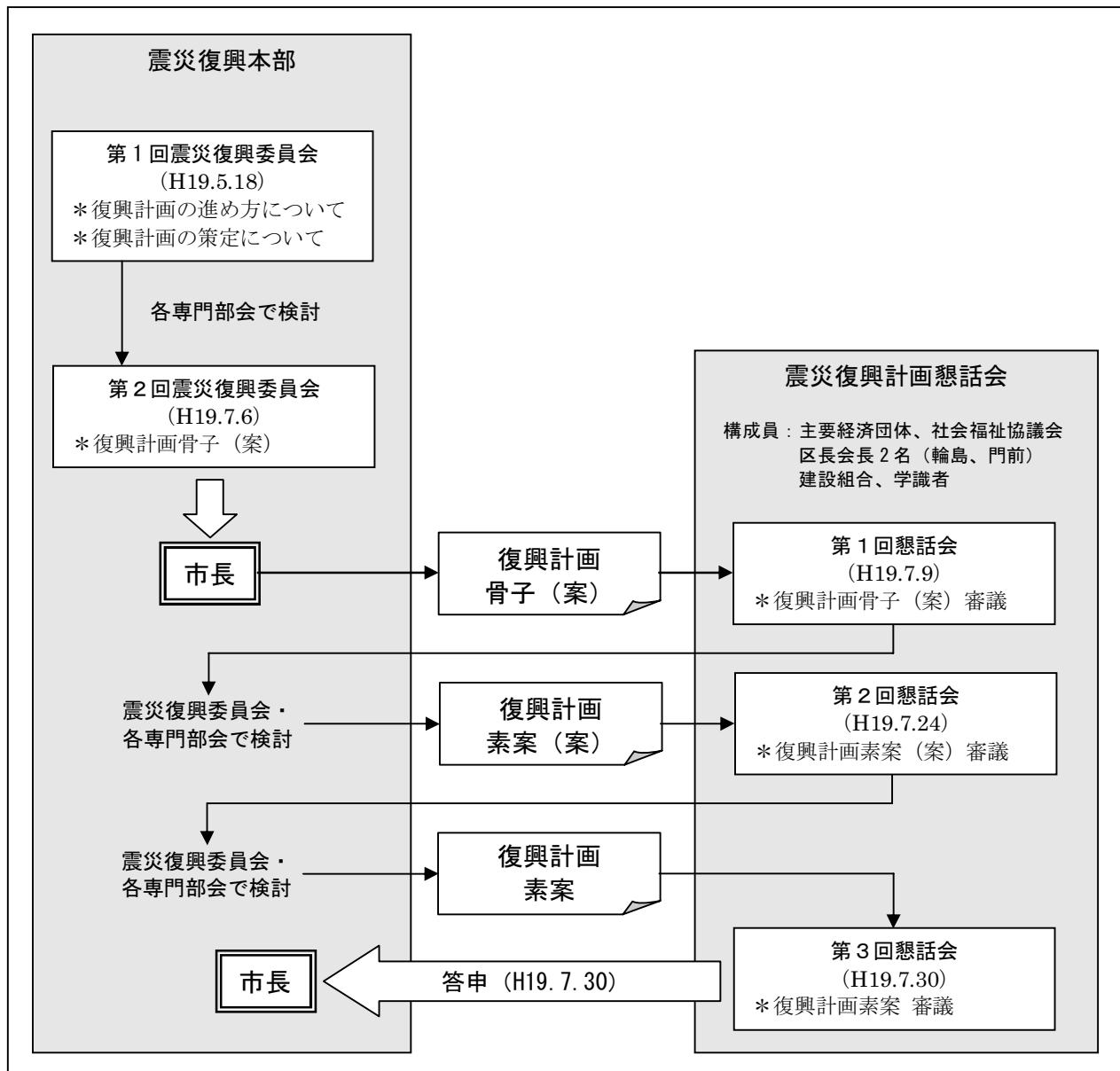


図 輪島市における「復興計画（素案）」策定の取り組み経緯

（出典）輪島市『能登半島地震 第1回震災復興委員会 資料』、をもとに作成。

○復興計画策定の考え方等

- ・復興計画の策定に当たっての基本的考え方、復興計画の策定目標、策定上の留意事項については、

表のとおりである。

表 復興計画策定に当たっての基本的考え方・策定目標・留意事項

基本的な考え方	被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の意見、提案等を十分に配慮し、災害以前の状態を回復するだけでなく、“ピンチをチャンスに”新たな視点から地域を再生することを目指し、社会情勢等の状況に応じた復興計画とする。 80%の復旧より120%に再生 今、有る観光資源を生かす。そして新たな活用できる資源を創り出す。 <ul style="list-style-type: none">・塗師のたたずまい、漆のにおいのする…………鳳至上町通り・禪文化、精神修行のまち…………総持寺の門前通り・北前船とともに栄えた天領地のまちなみ…………黒島地区・造り酒蔵が点在するまち…………市内全域・農漁村集落のふるさとの継承…………道下、鹿磯地区
復興計画の策定目標	被災地域の住民の一日も早い生活の安定と、被災地の速やかな復興を総合的に推進する。 石川県の復興計画との整合性を図る。 復興のための地元協議会、委員会組織などと協働しそみやかに対応する。
策定上の留意事項	市民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、行政は、市民、企業及び団体等の参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく仕組みづくりに配慮する。 復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や市民の多様なニーズの変化に対応した、柔軟で機動的な計画の運用をおこなう。 (仮称)震災復興市民会議で新たな課題、運用について対応 <ul style="list-style-type: none">・復旧・復興期と発展期に分けた推進を図る。・長期的な展望にたった産業の復興、まちおこしを模索する。

(出典) 輪島市『能登半島地震 第2回震災復興委員会 資料』、をもとに作成。

○第1次総合計画との関係（位置づけ）

- ・すでに述べたとおり、輪島市では震災直前の平成19年3月19日に、第1次総合計画（平成19～28年度）を策定・公表していた。ヒアリングによると、この総合計画と復興計画の関係については、以下のとおりである。
 - ・第2回震災復興委員会（H19.7.6）でとりまとめた「復興計画骨子（案）」の策定時点では、総合計画についてはほとんど意識していなかった。
 - ・「骨子（案）」の策定完了後、骨子の肉付け作業（＝「復興計画（素案）」の策定作業）を始める時点では、検討に当たって総合計画を意識するようになっていた。
 - ・震災復興委員会の3つの専門部会のうち、生活専門部会については総合計画はほとんど意識せず、にさまざまな事業メニューを立案した。一方、都市基盤専門部会、産業専門部会では、総合計画で記載している事項について具体化する形で事業メニューを立案している。
 - ・総合計画策定にあたって行ったアンケート調査で市民が第1位に挙げた事項は「安心して暮らせる」であり、総合計画でも「安全・安心」を主要課題に第1項目に挙げるようになっていた。偶然ではあるが、震災後の復興計画の策定は、この総合計画の基本路線に合致していた。このため、総合計画の変更は必要ないと判断された。
 - ・細かい点では、一部に総合計画の方針を変更した点もある。例えば、公営住宅については、従来は「今後は増やさない」という方針となっていたが、地震により「災害復興公営住宅」を新たに建設することとなった。

○復興計画の概要

- ・復興計画では、「震災を克服し総合計画に定めた都市像を実現」するために、復興にあたってのテーマと基本的視点が次頁のように定められている。

テーマ　復旧から復興　さらなる発展へ

基本的視点

(1) 安全・安心な暮らしを確保する

被災者の生活再建のための住宅、福祉、医療、雇用等を総合的に支援するとともに、今回の震災の経験を活かし、災害に強く市民が安全・安心して暮らせる地域社会を形成することが求められます。

(2) 災害をバネに地域社会の活力を高める

災害前の安定した生活を取り戻すことに加え、今回の災害を地域発展の機会ととらえ、地域資源を活かした産業振興、魅力的な観光の振興や市街地、農産漁村地域の活性化等、住民、企業、行政が一体となって新たな創造的な取り組みを積極的に進め、地域社会の活力を高めていくことが求められます。

- ・復興計画の目標年次及び計画の進行管理に関しては、下記のように記載されている。しかしながら、平成21年2月に実施したヒアリングの時点では、「(仮称) 輪島市復興推進市民会議」は設置されていない。

目標年次 1. 復旧・復興期 5年間 平成24年3月まで

2. 発展期 5年間 平成24年4月以降 平成29年3月まで

計画の進行管理

本計画の着実な実現を図るため、市民代表や学識経験者から構成される『(仮称) 輪島市復興推進市民会議』を設置します。

同会議を定期的に開催することにより、各事業の推進状況を把握するとともに新たに発生する課題についても検討を行い、事業の見直し・充実を図ります。

○県基金事業の窓口対応

この地震災害では、石川県により「能登半島地震復興基金」「能登半島地震被災中小企業復興支援基金」という2種類の基金が設置された。基金による各事業の窓口対応は市町村により行われているが、ヒアリング等によると、輪島市における対応で苦労した点等は以下のとおりである。

- ・基金事業について、その詳細（具体的手続き、要綱等）が確定する前に広く報道されたことから、窓口での住民対応、市議会への対応に苦労する面があった。
- ・「能登半島地震被災中小企業復興支援基金」については、比較的自由度が高かったことから、非常に利用しやすい事業メニューであったと評価されている。一方、「能登半島地震復興基金」については、一定期間を経て事業メニューが確定した後は、対象要件の緩和や新規事業メニューの追加などが行われず、窓口となった市町村から見ると、柔軟性にやや欠ける面があったとされる。
- ・政教分離の原則があるため、地域コミュニティの核となっていた神社・仏閣の被害に対する公的支援は難しく、例えばお寺の住居部分に対しても基金による住宅支援事業は適用できなかった。

○高齢化の進んだ地域における住宅再建

- ・輪島市内でも特に被害が集中した門前地区（旧門前町）は、従前から高齢化率47%と非常に高い地域であり、このため、復興に当たっては以下のような点が課題となった。
 - ①過疎地域であり高齢化率も高く、活発な自力再建活動が期待できない
 - ②地震をきっかけとして、過疎化が促進し、集落が存続できなくなる恐れがある
 - ③歴史的なまちなみが形成されている地区においても多大な被害をうけている
 - ④市の財政力が脆弱であり、積極的な支援活動が難しい
- ・このような課題を踏まえ、輪島市では以下の表に示す復興方針を定めた。ヒアリングによると、この考え方は、以下のとおりである。
 - ・市の財政状況では、災害復興公営住宅などの形で積極的に支援を行うことは難しく、一方で被災者にも従来の居住場所に戻りたいという意向が強かった。
 - ・このため、基本的にはできるだけ従来の場所での自力再建を目指した。

表 輪島市 住まいとまちづくり復興方針

輪島市 復興方針 (都市基盤)	①できるだけ 現在地で自力再建	②自力再建できない方には 従前居住地に近いところで 戸建や小規模戸数の 公的賃貸住宅を供給	③賑わいや景観に配慮した 街なみの復興や 空地・空き家の活用を検討
活用制度 イメージ	応急修理制度 被災者生活再建支援制度 被災住宅再建利子補給制度 能登ふるさと住まい・ まちづくり支援事業 等	災害公営住宅整備事業	街なみ環境整備事業 復興まちづくり総合支援事業 伝統的建造物群保存地区の指定 空家住宅活用事業 等

※各地区の「住まい・まちづくり協議会」と連携し、住民主体の復興を推進

(出典) 輪島市都市整備課『2007.3.25 能登半島地震復興対策』平成 21 年 2 月、をもとに作成。

- また、住宅の再建に関する被災者の意向調査等については、以下のように行われた。
 - ①住宅再建アンケート（平成 19 年 6 月）：住宅半壊以上の 1,261 世帯を対象に実施。「公営住宅入居希望」「再建に向けて不安あり」「自力再建可能」の 3 区分で世帯数を把握。
 - ②住宅再建ヒアリング（同年 10 月）：上記のアンケートで「公営住宅入居希望」「再建に向けて不安あり」と回答した世帯、及び「自力再建可能」と回答した世帯のうち応急仮設住宅に入居した世帯を対象に実施。この時点で「公営住宅入居希望」「自力再建可能」の 2 区分で世帯数を把握。
 - ③入居条件等確認（同年 11 月、復興基金等による住宅再建支援策の提示後）：上記ヒアリングで「公営住宅入居希望」と回答した世帯、及び市広報紙 11 月号の広報を受けて新たに申込を行った世帯に対し、入居条件等の説明及びヒアリング。
- 実際の住宅再建状況は、ヒアリングによると以下のとおりである。
 - 6 月の住宅再建アンケート調査では、公営住宅を希望する世帯は 78 世帯だった。その後、住宅再建支援法の改正（及びその遡及適用）が発表され、さらに、能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業が提示されるなど、支援策が充実したことから、11 月に行った入居条件等確認（72 世帯対象）では、公営住宅希望者は 49 世帯にまで減少した。
 - 支援策が充実したことに加え、高齢者ののみの世帯などでは従前より小さな住宅でも十分であること、一部の補修により（従来の母屋でない建物でも）住宅として利用できるケースがあったことなどから、自力再建が進んだと考えられる。

○地域経済の復興

- 特に大きな被害を受けた輪島漆器（輪島塗）、輪島市酒造業、商店街の 3 業種を対象に、石川県の「能登半島地震被災中小企業復興支援基金」による支援対策が実施された。
- ヒアリングによると、被害及び復興状況は、以下のとおりである。
 - 輪島塗職人が多く居住する鳳至上町（ふげしかみまち）地区では、作業場である土蔵が被災して取り壊しが進み、作業ができないという状況となった。NPO 法人の輪島土蔵文化研究会が地域に入り、取り壊しを引き留めて修復を提言したり、再建支援などを行った。
 - 酒造業については、従前は土蔵が多かったが、被災後は土蔵以外で再建しているところがある。
 - 中小企業復興支援基金の事業により、商店街の再建がかなり進んだ。これらの多くは店舗併用住宅であり、住宅再建支援とは別に、中小企業基金からの支援もあったためと考えられる。
- 平成 21 年 3 月現在の、復旧・復興状況は、以下のとおりである。
 - 輪島漆器：全半壊した事業所 78 件（全壊 46 件、半壊 32 件）中 51 件（65.4%）が復旧工事着手、うち 42 件（53.8%）が工事完了。
 - 酒造：全壊の 5 事業所すべてが復旧工事を概ね完了、自社での酒造り本格化。
 - 商店街：4 商店街で全半壊した 51 件のうち 45 件が工事完了（平成 21 年 1 月末現在）。

【20070203】寄付された私有地への災害復興公営住宅建設（輪島市）

○制度の概要

- 被災者が自らの所有する土地を市に寄付した場合、その土地に戸建ての災害復興公営住宅を建設し、元の土地所有者である被災者が入居する。一定期間（10 年）後には、希望がある場合、適正価格で建物を入居者へ譲渡するとともに、当初寄付された土地については無償で譲渡する。

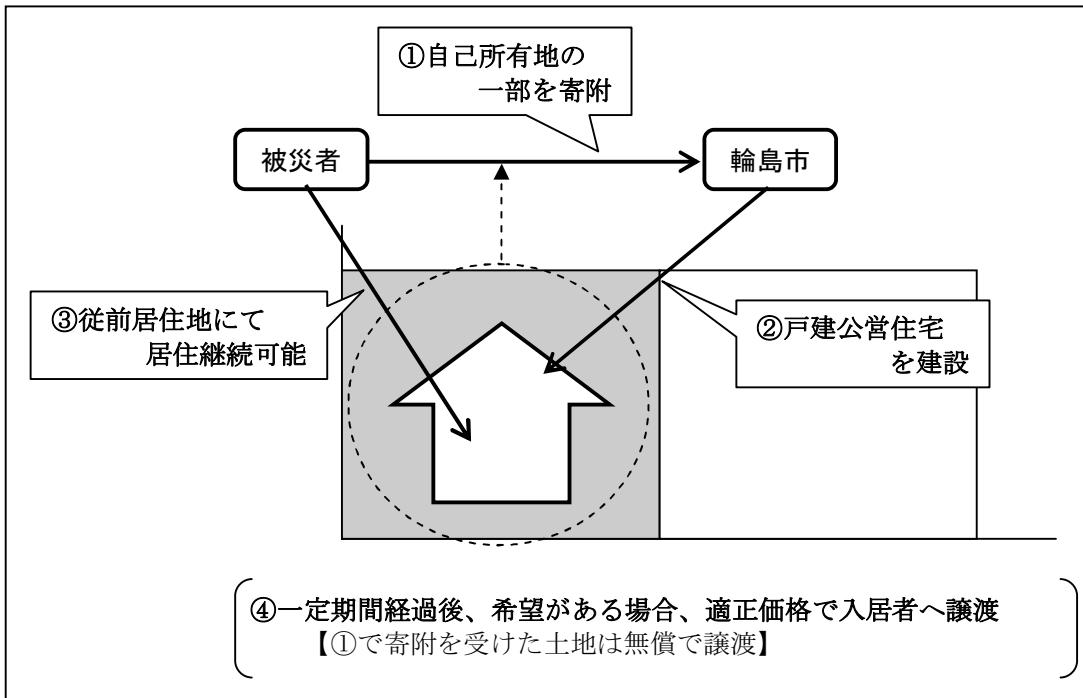


図 自己所有地・戸建型公営住宅のスキーム

(出典) 輪島市都市整備課『2007.3.25 能登半島地震復興対策』平成 21 年 2 月。

○制度考案の背景（ヒアリングより）

- ・被災者に從来の居住場所に戻りたいという意向が強かったこともあり、市長は当初から「元の場所に帰ってもらう」という基本方針を掲げていた。
- ・既存の災害復興公営住宅制度の規定では、土地は市有地であること、建設から一定期間を経なければ売却できないことなどが定められているが、これらの規定を読み替えることで対応し、特に新たな要綱等は作成しなかった。
- ・基本的に從来の公営住宅法の枠組みを超えてはいないので大きな問題は生じなかった。
- ・このような制度検討は、ちょうど県（建築住宅課）から市都市整備課に出向していた職員がおり、公営住宅の制度を熟知していたために行うことができた。

○制度の利用状況

- ・平成 20 年 2 月 4 日～29 日の公募期間中、8 戸の応募があった。しかし、その後、被災者生活再建支援制度、義援金、県基金事業である能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業により、住宅再建に最大 770 万円の支援を受けられる制度が整ったこともあり、最終的な希望は 4 戸となった。

【20070204】歴史的・伝統的街並みの復興（輪島市）

○被害をうけた歴史的・伝統的街並み

- ・輪島市では、たとえば以下のような歴史的・伝統的街並みが被災し、復興の上で課題となった。
- ・鳳至町通り：塗師屋の町としての歴史があり、格子戸の多い黒板塀の街並み。従来より「まちづくり協議会」を立ち上げて街並み整備を行ってきた地域。
- ・門前町総持寺通り商店街：曹洞宗大本山総持寺祖院に連なる商店街として発展。上記と同様に、従来より「まちづくり協議会」を立ち上げていた地域。
- ・門前町黒島地区：北前船の船主、船員の居住地として発展した街並みで、黒色釉薬瓦の屋根、横板張りで覆われた下見板張りの外壁が特徴。従来より「重要伝統的建造物群保存地区」の指定を目指した活動が続けられていた。

○復興に向けた各種事業等の活用

- ・これら歴史的・伝統的街並みの復興のために、以下のようなさまざまな手法が組み合わせて活用された。
 - ①住まい・まちづくり協議会活動支援事業（石川県「復興基金」事業）
 - ・震災復興のためのまちづくり活動を行う協議会の設置、協議会による「まちなみ保全」ルールの策定を支援する事業であることから、歴史的・伝統的街並みの復興まちづくり活動に活用。
 - ・例えば、上記 3 地区のうち、従前は「まちづくり協議会」のなかった門前町黒島地区は、震災後、この事業を活用して協議会を設立した。
 - ②能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業（石川県「復興基金」事業）

- ・上記の「協議会」が定める「まちなみ保全」のルールに従って住宅を再建する場合、200万円を上限に再建資金を支援する事業であることから、これを用いて歴史的・伝統的街並みのための配慮基準に従った住宅の再建を推進。

③被災地における復興まちづくり総合支援事業（国土交通省事業）

- ・平成20年度に創設された本事業を活用し、輪島市全体の計画である「輪島市住まい・まちづくり復興計画」と、市内5地区を対象とした「地区別計画」の策定を実施。これら5地区の中に、鳳至地区、総持寺周辺地区、黒島地区が含まれている。
- ・具体的な進め方としては、各地区の「まちづくり協議会」に設置してもらった部会において、学識経験者のアドバイザー、まちづくりコンサルタントの支援を受けつつ「地区別計画」の検討が進められた。

④街なみ環境整備事業（国土交通省事業）

- ・鳳至地区、総持寺周辺地区で、地区別計画に基づいた修景施設整備を行う際に活用。

⑤地域住宅交付金（国土交通省事業）

- ・黒島地区で、空き家活用を行う際に活用。

表 輪島市住まいづくり基準

基本的・全体的事項	街並み・風景に関する事項
<p>①地元材を使用した在来工法による木造住宅としましょう。</p> <p>②自然材料の利用に努めましょう。</p> <p>③地元産の能登ひば、杉を使用し、拭漆仕上げとしましょう。</p> <p>住宅の形態・デザインに関する事項</p> <p>④屋根は勾配屋根とし、黒色系の日本瓦葺きとしましょう。</p> <p>⑤建築物の外壁は、作見板、下見板などの木材で仕上げましょう。</p> <p>⑥格子戸の設置や木製の窓格子を設けるなど修景を図りましょう。</p> <p>⑦玄関などの出入り口は、「門口（かどぐち）」を設けましょう。</p> <p>⑧玄関などの出入り口には屋根又は庇を設けましょう。</p> <p>⑨建物の外壁は、隣接敷地境界から50cm以上離して建てましょう。</p>	<p>⑩周辺の街なみや景観に調和した形態、色彩としましょう。</p> <p>⑪軒の出は深くしましょう。</p> <p>⑫バランスのとれた外観に配慮しましょう。</p> <p>⑬塀を設ける場合は、できる限り生け垣、板塀等圧迫感の無い材料、形態としましょう。</p> <p>生活環境に関する事項</p> <p>⑭コミュニティを大切にしましょう。</p> <p>⑮良好な敷地の整備に努めましょう。</p> <p>⑯地区生活の環境を維持しましょう。</p> <p>⑰防災、防犯に配慮しましょう。</p>

※協議会を設立しない地区の被災者支援及び各地区協議会支援のための全体協議会で策定。

(出典) 輪島市都市整備課『2007.3.25 能登半島地震復興対策』平成21年2月。



図 輪島市総持寺周辺地区の街なみ環境整備事業

(出典) 石川県『能登半島地震からの復興の取組状況・今後の計画』。

【参考文献】

- 1) 石川県輪島市『視察資料（能登半島地震について）』平成21年2月16日。
- 2) 輪島市『能登半島地震 第1回震災復興委員会 資料』。
- 3) 輪島市『能登半島地震 第2回震災復興委員会 資料』。
- 4) 輪島市『輪島市復興計画』平成20年8月26日。
- 5) 石川県『平成19年能登半島地震災害記録誌』平成21年3月25日。
- 6) 輪島市都市整備課『2007.3.25能登半島地震復興対策』平成21年2月。
- 7) 石川県『能登半島地震からの復興の取組状況・今後の計画』。

事例コード | 200703

2007年（平成19年） 能登半島地震・穴水町

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

○町勢

- ・隣接する門前町との合併を目指し平成15年4月に合併協議会を設置していたが、門前町からの離脱申し入れにより同17年1月に合併協議会を解散。

表1 穴水町の概要

人口等	人口：10,734人、世帯数：4,093世帯（平成19年4月1日現在）
地理	能登半島の先端部・基部からそれぞれ約50kmの中央に位置。北部・西部は丘陵地、南部は七尾北湾、東部は富山湾に面する
特産等	農林水産業が主な産業であり、牡蠣貝、ナマコ、メバル、クロダイ、スイカ、栗などが特産。市街地に約1kmに及ぶ商店街があり、能登では有数の商業地でもある。のと鉄道及び能登有料道路の終点であり、中心市街地は能登空港に最も近い市街地であるなど交通の要所であるため、営業所、支店等が周辺市町と比較して多い。

○被害状況

表2 人的被害・建物（平成19年4月23日午後4時現在）

死者	人的被害（人）		建物被害（棟）			非住家被害	
	負傷者		住家被害				
	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部損壊		
0	3	36	79	100	2,318	248	

（出典）石川県『平成19年能登半島地震災害記録誌』平成21年3月25日。

- ・特に、穴水駅前の中心市街地である大町川島地区における建物被害が集中した。
- ・このため、中心市街地における3つの商店街（大町、中央、川島東）では、179件中69件が半壊以上の被害を受けた。

(2) 災害後の主な経過

表3 災害後の主な経過（政府、石川県、穴水町の取組状況）穴水町

年月日	■穴水町の対応 □石川県の対応 ◇政府等の対応
平成19年	3月25日 地震発生【最大震度6強】 ■災害対策本部設置 □災害救助法の公示（3市4町に適用） ◇災害救助法適用
	27日 ◇平沢副大臣を現地に派遣（県・7市町）災害復旧に関する緊急要望
	29日 ◇被災者生活再建支援法に係る技術指導
	30日 □応急危険度判定調査完了 (県・市)緊急要望 のと鉄道が応急復旧、運行再開
	31日 □住宅相談窓口、営農相談窓口の設置 ※この日より、石川県・輪島市で行われていた現地合同会議に穴水町参加
	4月2日 ◇被災者生活再建支援法適用（適用日3月25日） □被災者生活再建支援法の公示、県の上乗せ、横出し制度の創設
	3日 □罹災証明に係る外観調査研修会を開催（奥能登総合事務所） □総理大臣への被害等の説明及び要望
	6日 □被災者生活再建支援相談に係る市町職員説明会を開催（奥能登総合事務所）
	7日 8:00 水道が復旧 (県・市)生活再建相談窓口の設置
	8日 □自衛隊災害派遣撤収要請
	9日 ◇応急修理説明(14:30-18:00)
	10日 (7市町)首長が官邸、各省庁へ訪問、緊急要望書の提出 □中小企業復興支援基金の創設を発表
	14日 ※第17回 合同会議（応急対策ほぼ終了。以後、月・水・金に開催）
	18日 □石川県能登半島地震復旧・復興本部の設置
	20日 ◇復旧・復興対策に関する関係省庁局長会議（第1回） ◇激甚災害の指定（公布25日）
	24日 ※合同会議 解散式 □現地災害対策本部を解散 ◇政府現地連絡対策室閉鎖
	25日 ■能登半島地震穴水町災害復旧・復興対策本部設置
	30日 ■穴水町大町の応急仮設住宅、入居開始
	5月1日 ■復興対策室を新設
	17日 ■「復興対策会議」準備会開催
	25日 ■「復興対策会議」第1回開催
	5月27日 ◇被災者生活再建支援制度に関する検討会が被災地視察
	6月6日 ■市議会震災復興対策特別委員会・市震災復興委員会が新潟県被災地を視察研修（～7日）
	19日 ◇復旧・復興対策に関する関係省庁局長会議（第2回）
	22日 ■「復興計画策定委員会」第1回開催
	7月3日 □能登半島地震被災中小企業復興支援基金（300億円）を創設
	15日 ■能登半島地震復興イベント「第45回長谷部まつり」開催
	18日 ■「復興対策会議」第2回開催
	8月20日 □（財）能登半島地震復興基金を創設（8月31日「能登半島地震復興基金」500億円を創設）
	24日 ■「復興計画策定委員会」第2回開催
	9月13日 ■2級河川「真名井川」災害復旧工事着手
	10月3日 □能登半島地震復興プラン（第1次計画）策定
	下旬 ■「穴水町復興計画（素案）」公表
	11月16日 ◇被災者生活再建支援法改正（12月14日施行、能登半島地震に遡及適用）
	12月17日 □改正被災者生活再建支援法の説明会開催（穴水町のとふれあい文化センター）
平成20年	3月3日 ■「大町川島地区土地区画整理事業」知事認可
	11日 ■「都市計画道路本町線街路事業」認可
	14日 ■「復興対策会議」第3回開催、「穴水町復興計画」策定
	19日 ■「穴水まちなか再生協議会」設立
	22日 ■能登半島地震復興記念イベント「メモリアルカフェローエル325」開催
	23日 ■震災復興祈念式典開催
	5月13日 ■「都市計画道路大町通り線街路事業」認可
	6月6日 ■災害対策本部を解散 □災害対策本部を解散
	8日 ■穴水町中心市街地創造的復興プロジェクト事業起工式
	10月4日 ■能登ふるさとモデル住宅が完成

2. 災害復興施策事例の索引表

200703	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→【20070301, p383】			
施策 2：復興計画の作成		→【20070302, p384】			
施策 3：広報・相談対応の実施		→	→【20070303, p387】		
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建					
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧					
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備			【20070304, p389】	→	
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【20070301】復旧・復興体制の構築（穴水町）

- 「能登半島地震穴水町災害復旧・復興対策本部」と「復興対策室」
 - ・震災 1 カ月後の平成 19 年 4 月 25 日、穴水町は「能登半島地震穴水町災害復旧・復興対策本部」を設置した。ただしヒアリングによれば、これは実質上は災害対策本部の延長のようなものとなっており、本部会議として特に復旧・復興のみのために会議が開催されることなどはなかった。
 - ・同年 5 月 1 日には、復興対策室が新設された。ヒアリングによると、復興対策室への職員配置は、以下のようなものであった。
 - ・専属職員として室長、次長、係長 2 名、女性事務員 1 名が配属され、主に復興計画策定を担当。
 - ・上記に加えて、財政、健康福祉、環境、企画、都市基盤の 5 課より兼任の職員が配属となり、それぞれ各課に関連の強い業務を担当。
- 穴水町復興計画策定委員会、幹事会、テーマ別計画策定チーム
 - ・復興計画の策定にあたり、学識経験者、町議会、庁内各団体代表者による「穴水町復興計画策定委員会」が設置された。委員会メンバーは、表のとおりである。
 - ・同委員会の下部組織として、町役場内では、以下の 2 つの体制が整えられた。
 - ①復興計画策定幹事会：町各課の課長からなる会議体。
 - ②テーマ別計画策定チーム：「安心・安全」「活力再生」「人材育成」という 3 つの柱（目標）をもとに、関係各課が集まって構成。
 - ・ヒアリングによると、計画策定チーム、幹事会での検討に際し、後述の「復興対策会議」から出された意見、提案を盛り込む形で復興計画づくりが進められた。

表 穴水町復興計画策定委員会 メンバー

委員長	金沢大学 経済学部 准教授 飯島泰裕 氏
副委員長	穴水町議会 復興対策特別委員長
委員	あおぞら農業協同組合 組合長
	区長・町内会長連絡協議会 会長
	穴水町教育委員会 委員長
	穴水町社会福祉協議会 会長
	穴水町商工会 副会長
	穴水町商工会青年部 部長
	穴水町商店振興会 会長
	穴水町住民代表
	穴水町 副町長
アドバイザー	石川県企画振興部企画課

(出典) 穴水町『穴水町復興計画策定委員会名簿』。

○穴水町復興対策会議

- ・住民主体の組織として、商工会、商店街・町内会、飲食店組合の代表者や、既往の地域活性組織である「街中活性化委員会」「まいもんまつり実行委員会」などの関係者、さらには仮設住宅の代表者など、住民代表 30 名による「復興対策会議」が設置された。事務局は穴水町商工会に置かれた。
 - ・復興対策会議には、下部組織として以下の 2 つの部会が設けられた。
 - ①街並み復興検討部会：主としてハード面の整備を検討。
 - ②活力再生検討部会：主としてまちの活性化を検討。
 - ・復興対策会議は、5 月 17 日の準備会を経て上記の 2 部会を設置、半壊以上の住宅・店舗に対するアンケート調査、商店街の全店舗に対するアンケート調査を行った。その後、5 月 25 日（第 1 回）、7 月 18 日（第 2 回）、11 月 3 日（第 3 回）の会合が開催されている。
 - ・ヒアリングによると、町（行政側）の基本的なスタンスとして、行政主導ではなく住民中心で進めることが重要と考えており、商工会に働きかけて対策会議を設置してもらったとのことである。
- 復興計画策定の全体体制
- ・復興計画策定は、上述のとおり、行政側の「復興計画策定委員会」と、住民主体の「復興対策会議」によって、図のような体制で行われた。

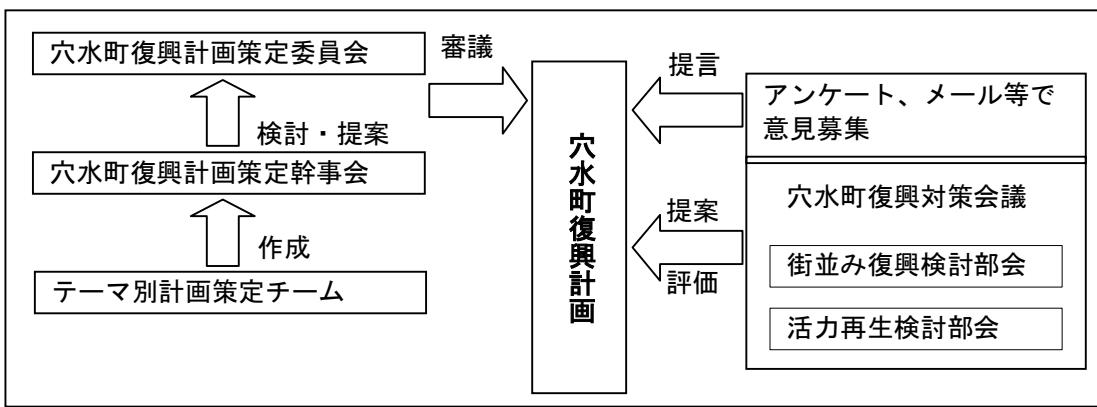


図 穴水町の復興計画策定体制

(出典) 穴水町『穴水町復興計画(素案) ダイジェスト版』。

○まちなみ交流サロン

- ・商店街が主体となり、誰でも参加できて自由に意見交換ができる場として「まちなみ交流サロン」が設置された。「交流サロン」は、その後、穴水町の中心市街地に設立されたまちづくり協議会「穴水町まちなみ再生協議会」（平成20年3月19日設立）における交流の場としても位置づけられた。
- ・ヒアリングによると、この背景、内容等は、以下のとおりである。
 - ・平成19年5月17日に開催された復興対策会議の準備会で、「誰もが気軽に参加できるサロンのような集まりが必要」という声が出され、開催されることになった。この集まりは、毎週1回、金曜日に開催されていたことから「金曜サロン」とも呼ばれていた。
 - ・開催会場は、商工会の2階会議室である。気軽に参加でき、また、住民等が主体であることを明確化するため、意図的に町役場以外の場所を会場とした。
 - ・京都大学防災研究所の有識者、災害関連のNPO団体関係者などが参加した。
 - ・まちの活力向上などについて、どう話合いをすればよいかわからなかつたのだが、京都大学の大学院生が段取り等を支援してくれた。
 - ・町としては、この場で出されたさまざまな意見をハード面の計画に活かすことができればと考えていた。しかし当初は、「そもそもこの町をどうしたいか」というような理念的な話題が中心であり、「早く街並みの図面を描きたい」という町側の担当者とは温度差があった。しかし、その後、こうした取り組みも必要だったと考えている。
 - ・もともと町内の商店街は、廃業が続いて空き店舗が多く、関係者に問題意識があった。このため、サロンは約1年間、毎週1回の開催が続いた。2009年2月現在でも毎月25日に開催されている。
 - ・中心市街地の復興プロジェクトには、このサロンで出された意見が反映されたものもある。（例：復興シンボルロード、アンテナショップ設置など）
 - ・復興計画の策定に関わったコンサルタントの担当者も、この「交流サロン」にしばしば参加し、関係者の議論・意見を参考とした。

【20070302】復旧・復興計画の策定（穴水町）

○復興計画策定への取り組み経緯

- ・「復興計画」の取りまとめ経緯は、図のとおりである。
- ・ヒアリングによると、復興計画の策定経緯は、以下のとおりである。
 - ・復興計画（素案）を発表した平成19年10月以降、具体的な事業メニューとしていく際には、復興対策室の計画担当者が県復興基金事業などをまとめて整理した。
 - ・素案がまとめられた時期は、県の復興計画が出たタイミングとほぼ同時だった。まず、県から新潟県の基金事業一覧に近いものが渡されたので、各課へ流して、できそうな事業、やりたい事業を検討した。その後、石川県が見直して絞り込みをかけるたびに、町としても何度も見直しを行った。

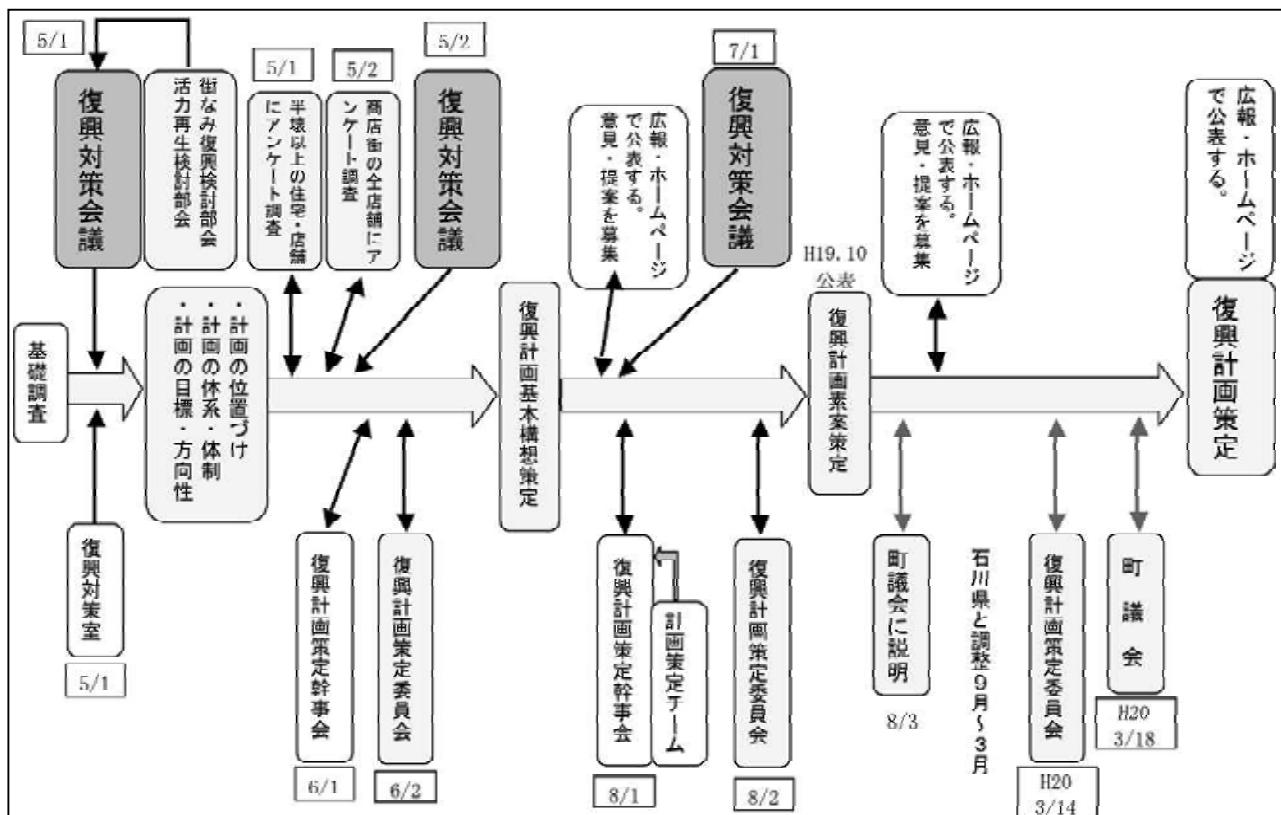


図 穴水町の復興計画策定フロー（穴水町提供資料にヒアリング結果を加筆）

○復興計画の概要

- ・復興計画では、「震災をバネによみがえる“ あなみずまち”」を目指し、復興の目標として図のように3つの柱が立てられている。

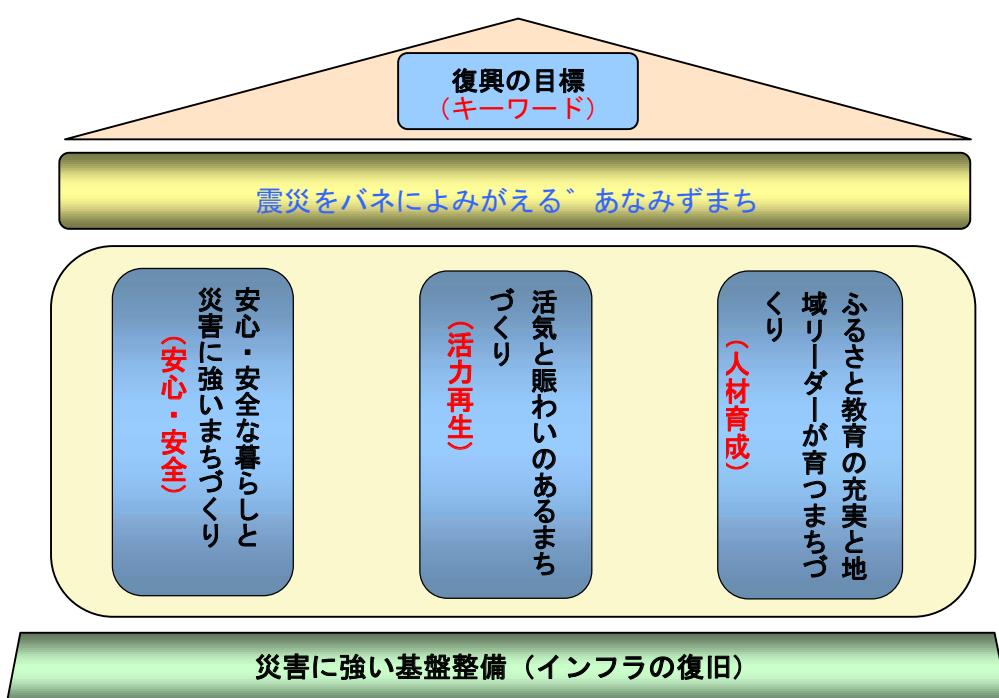


図 穴水町復興計画 体系イメージ図

(出典) 穴水町『穴水町復興計画』平成 20 年 3 月。高島正典『自治体の被災者生活再建支援業務の課題と効率的な支援態勢のあり方—復興カルテの取り組みを通じて—』、災害復旧・復興対策セミナー（静岡会場）講演、平成 20 年 11 月 28 日。

- ・3つの目標別の整備方針概要は、以下のとおりである。

(安心・安全)

安心・安全な暮らしと災害に強いまちづくり

自力復興を目指す方には住宅の再建、補修に対する支援、自力復興が困難な方にたいしては災害公営住宅や住宅地区改良で支援します。

若者の定着促進、雇用並びに高齢者対策などに対して経済的な側面からの支援や環境づくりを進めます。

災害に強い社会基盤の整備を検討します。

(活力再生)

活気と賑わいのあるまちづくり

中心商店街の活力再生支援策として街なみ環境整備や区画整理事業、県道整備、などを検討します。

中小企業ファンドを利用して店舗の早期復興や風評被害対策、商品開発、新規ビジネスなどに対し支援を行い、商店街の活力再生や賑わい創出に取り組みます。

(人材育成)

ふるさと教育の充実と地域リーダーが育つまちづくり

石川職業能力開発短期大学校、日本航空専門学校空港技術科、県立穴水高等学校の連携を活かした人材育成を目指します。

地域でのイベント開催支援、域外の大学との交流を通じ地域の活性化と豊かな人材育成を図ります。

(出典) 穴水町『穴水町復興計画（素案）ダイジェスト版』。

- ・復興計画の計画期間は平成20年度～24年度の概ね5年間とされ、下記のように区分されている。

1 復興期間（前期）3年間＝平成22年度まで

住民生活の再建や商店活動の再開に必要な個人住宅、社会生活基盤等の復旧と整備を早期に進め、安定した生活や商店活動を取り戻すための期間

2 発展期間（後期）2年間＝平成24年度まで

穴水町が更なる発展を遂げ、新たな魅力と活力にあふれ、災害に強いまちとして復興を遂げ、安心で安全なまちとなるよう取り組む期間

○住宅再建の支援

- ・被害を受けた住宅の再建は、震災直後の穴水町でも大きく懸念された。しかし、平成20年12月半ば現在では、全壊・大規模半壊住宅の75%を超える住宅が再建を完了している。（次頁参照）
- ・ヒアリングによると、このように比較的早く住宅再建が進んだ背景としては、以下のような点が指摘されている。
 - ・持ち家志向が非常に強いこと、土地が自身の所有地であったこと、子どもからの再建支援があったこと等に加え、被災者生活再建支援法の改正があったことがあげられる。
 - ・住宅を再建する世帯は、最大770万円（支援法300万円、県上乗せ100万円、支援金170万円、能登ふるさと住まい・まちづくり支援200万円）の支援に加え、「まちなみ環境整備事業」で前面分の2/3、上限150万までの支援が出ることとなった。これらの活用により、中規模・平屋の新築費用（約1,500万円）の半分以上に相当する支援が受けられた。

○借り上げ公営住宅

- ・災害復興公営住宅については、町として建設するのではなく、借り上げが選択された。
- ・ヒアリングによると、この背景となった考え方等は、以下のとおりである。
 - ・中心市街地が被災したことから、その空洞化を防ぐことも重要であり、町長は早くから公営住宅も市街地に造るという方針を掲げていた。
 - ・しかし、公営住宅の土地取得費に対する国の補助はないことから、町が中心市街地の土地を購入することは困難であった。このため、民間の土地所有者に住宅を建設してもらい、それを借り上げるという考え方となった。

表 穴水町における住宅の再建状況等（穴水町提供資料）

平成20年12月16日現在（基盤整備課）

	①戸数	②再建済み戸数	再建済み率(①/②)
全壊住宅	90	66	73%
建設・購入	40	27	68%
補修	14	14	100%
賃貸住宅	7	7	100%
その他	29	18	62%
大規模半壊住宅	3	3	100%
建設・購入	1	1	100%
補修	2	2	100%
賃貸住宅			
その他			
みなし全壊住宅	9	9	100%
建設・購入	9	9	100%
補修			
賃貸住宅			
その他			
合計	102	78	76%
建設・購入	50	37	74%
補修	16	16	100%
賃貸住宅	7	7	100%
その他	29	18	62%

①復興支援室への相談（聞き取り）による

②被災者生活再建支援法の申請による（応急修理、建築確認申請等で確認した件数）

- ・また、同じ地震被害を受けた隣接の輪島市で行われた「寄付された私有地における災害復興公営住宅の建設」は、穴水町でも検討されたものの採用は見送られた。ヒアリングでは、この背景として以下のような点が指摘されている。

- ・私有地寄付による災害公営住宅の建設は、土地代が比較的安い場所であれば実現可能と考えられるものの、穴水町のように中心市街地が被災した場合は、土地代が高く成立しない。
- ・穴水町でも、類似の枠組みを検討し、途中段階では仮設住宅の入居者に提示して聞き取り調査を行ったが、ほとんどは770万円の支援を受けて自力再建する方を選んだ。1世帯、やや興味を示した方がいたが、その方も最終的には自力再建を選んだ。

【参考文献】

- 1) 石川県『平成19年能登半島地震災害記録誌』平成21年3月25日。
- 2) 穴水町『穴水町復興計画策定委員会名簿』。
- 3) 穴水町『穴水町復興計画（素案）ダイジェスト版』。
- 4) 穴水町『穴水町復興計画』平成20年3月。
- 5) 高島正典『自治体の被災者生活再建支援業務の課題と効率的な支援態勢のあり方—復興カルテの取り組みを通じて—』、災害復旧・復興対策セミナー（静岡会場）講演、平成20年11月28日。
- 6) 重川希志依・田中稔・高島正典『3.1.2 一元的危機管理対応体制の確立』、首都直下地震防災・減災特別プロジェクト 3. 広域的危機管理・減災体制の構築に関する研究 平成19年度・成果報告書。
- 7) 石川県・穴水町『穴水中心市街地創造的復興プロジェクト事業』パンフレット、平成20年6月。
- 8) 穴水町復対策会議『穴水町復興まちづくりレター』第1号 平成20年1月30日。
- 9) 穴水町まちなか再生協議会『穴水町復興まちづくりレター』第2号 平成20年4月25日。
- 10) 穴水町まちなか再生協議会『穴水町復興まちづくりレター』第4号 平成20年11月1日。

【20070303】くらしの再建カルテ（穴水町）

○導入の背景・経過等

- ・新潟県中越地震の際の小千谷市における被災者相談窓口対応に関する調査研究結果などから、学識者が「被災者生活再建カルテ」を研究・開発していた。
- ・本震災後の平成19年4月11日、穴水町に対し、当該学識者からこのカルテシステムが提案され、

導入が決められた。同4月17日の被災者生活再建支援相談窓口の設置から、本格導入された。

- ・導入にあたり、カルテの名称は「くらしの再建カルテ」と決定された。

○カルテの概要

- ・カルテは1世帯ごとに作成され、世帯の構成・所得、被災状況、これまでの相談内容、それに対する町役場の対応内容、支援制度の利用状況など、各種情報の記載された書類を2穴式のフラットファイルで管理された。
- ・情報の内容は、大きく以下の2種類に区分されている。具体的な内容は、表のとおりである。
①基礎情報：毎回の相談、種々の生活再建支援制度で繰り返し参照される、世帯に関する基礎情報
②相談シート・申請書類：毎回の相談に固有の書類

表 「くらしの再建カルテ」に含まれる情報

①基礎情報	②相談シート・申請書類
<ul style="list-style-type: none">・相談シート（初診用）■・資格要件チェックシート◇・り災証明書のコピー■・所得証明・住民票の閲覧同意書■・所得証明・住民票の発行手数料減免申請書■・所得証明書のコピー□・収入を計算したもの■・世帯照会確認画面を印刷したもの■・住民票のコピー□・その他居住の実態を証明する書類△ (ライフラインの領収書、民生委員による証明書、賃貸契約書等)・通帳のコピー□	<ul style="list-style-type: none">・被災者が持ち込んだ図面、写真などのコピー□・申請書への添付書類□・申請書のコピー□・相談シート（再診用）◇ (各回の相談シートの後ろにその相談で提出された書類が続く)

■:初回相談時に確保する書類

□:申請書提出時に確保する書類

◇:相談の都度に確保する書類

△:必要に応じて確保する書類

(出典) 重川希志依・田中稔・高島正典『3.1.2 一元的危機管理対応体制の確立』、首都直下地震防災・減災特別プロジェクト 3. 広域的危機管理・減災体制の構築に関する研究 平成19年度・成果報告書、をもとに作成。

- ・書類は、①基礎情報、②相談シート・申請書類の順で下から並ぶように整理され、カルテの1頁目に最新の相談シートが来るようになっている。また、①基礎情報と②相談シート・申請書類の間は、仕切り紙によって分けられている。カルテの表紙・裏表紙には、世帯主名（フリガナ付）のラベルが貼られ、世帯主名の五十音順にファイルが整理されて棚に並べられた。

○カルテの利用状況

- ・被災した164世帯に関して、カルテが作成され、活用された。各業務・各課のカルテ利用状況は、表のとおりであり、被災世帯に対する一貫した相談サービスの提供、部署を超えた被災世帯に関する情報共有のため、有効に機能したと評価されている。（次頁参照）
- ・一方、カルテはすべて紙ベースで管理されていたことから、ある世帯のカルテを複数の職員が同時に利用できないこと、被災世帯数がより多くなった場合の管理が困難であることなどが課題となつた。このため穴水町では、順次、カルテの電子化も進めることとなった。

表 生活再建支援業務とカルテの利用状況

業 務	担当課	利用状況
被災者生活再建支援金	健康福祉課	◎
義援金	健康福祉課	△
福祉資金（生活、母子寡婦）	健康福祉課	○
各種保険料、医療費の減免等	健康福祉課	○
税の減免	税務課	×
応急修理	産業建設課	◎
災害復興住宅融資の利子補給	健康福祉課	○
災害廃棄物処理	市民課	◎
仮設住宅	産業建設課	○
仮設住宅入居者への意向調査	復興対策室	◎

◎:情報提供+利用、○:情報提供、△:情報利用、×:情報提供、利用共に無し

（出典）重川希志依・田中稔・高島正典『3.1.2 一元的危機管理対応体制の確立』、
首都直下地震防災・減災特別プロジェクト 3. 広域的危機管理・減災体制の構
築に関する研究 平成 19 年度・成果報告書。

【20070304】中心市街地の復興（穴水町）

○穴水中心市街地創造的復興プロジェクト事業

- ・「穴水町復興計画」の3本柱の1つである「活気と賑わいのあるまちづくり（活力再生）」に向け、県・町・地元が一体となって各種事業を一体的に進めるプロジェクトとして、「穴水中心市街地創造的復興プロジェクト事業」が発足した。
- ・同プロジェクトの下で実施されている各事業の内容は、概ね以下のとおりである。



図 穴水町まちづくり協定の区域

（出典）石川県『平成 19 年能登半島地震災害記録誌』平成 21 年 3 月 25 日、にに加筆・変更。

【土地区画整理事業】

- ① 穴水町大町川島地区土地区画整理事業（町）：家屋の倒壊が多く見られた区域（約 0.7ha）において、区域内の道路整備に合わせ、良好な住環境を創出、被災住宅再建の受け皿とする。

【街路・道路事業】

- ② 本町街路事業（県）：商店街の中心約 220m 区間を優先して 8m に拡幅。

- ③穴水・剣地線道路事業（県）：踏切から東側約160m区間を8mに拡幅。
 - ④復興シンボルロード整備（県）：駅と商店街を直接結ぶ幅員8mの道路（約160m）を新設。
- 【河川整備】**
- ⑤真名井川河川整備（県）：趣ある石積護岸の修景整備に加え、土地区画整理区域内で船着き場を整備。

【モデル住宅建設】

- ⑥能登ふるさとモデル住宅（県）：被災者の住宅再建の参考とするためモデル住宅を建設・展示。店舗部分で町・地元商店街による特産品展示を行うとともに、住宅内で被災者の住宅相談を実施。

【防災拠点整備】

- ⑦被災地における復興まちづくり総合支援事業（町）：平成20年度新規施策（国土交通省）により、JR跡地を活用した防災拠点整備等を推進。

【まちなみ環境整備】

- ⑧まちなみ環境整備事業（町）：街路・住宅等の修景整備など、中心市街地の活性化に向けた事業を後述の「まちなか再生協議会」における検討をもとに推進。

- ・ヒアリングによると、これら事業の背景等は以下のとおりである。
 - ・穴水町における被害の約7割は中心市街地に集中しており、それ以外の周辺地域における課題は個々の住宅再建のみだった。このため、復興まちづくりは中心市街地のみとなった。
 - ・大町川島地区は、特に面的に被害を受けたため、土地区画整理事業を実施するとともに、3本の街路・道路事業（拡幅2本、新設1本）、まちなみ環境整備（修景事業）等を実施することとなった。
 - ・このうち、新設する街路「復興シンボルロード」は、従来は計画がなかったものであるが、回遊性の向上を図るという「交流サロン」からの提案で新設することとなった。
 - ・平成19年10月に県から復興対策室へ出向となった職員が土地区画整理、街路・道路整備などに詳しく、これら事業のうち主としてハード整備を担当した。
- ・平成20年6月8日、土地区画整理事業、街路・道路事業及びモデル住宅建設工事の起工式が行われ、復興に向けたまちづくりが本格的に始まった。

○穴水町まちなか再生協議会

- ・平成19年11月26日、「復興対策会議」合同部会で「水辺に人が出会い、憩い、育つ じんのびなまち」を基本コンセプトとして今後の中心市街地におけるまちづくりを進めることが決定された。
- ・この「まちづくり」推進のため、平成20年3月19日、中心市街地の復興に向けた住民参加によるまちづくりの中心的組織として「穴水町まちなか再生協議会」が設立された。ヒアリング等によると、「まちなか再生協議会」の位置づけは、以下のとおりである。
 - ・復興計画の策定に関わった「復興対策会議」が計画の完成とともに役目を終え、発展的に解消するとともに、その後の検討する場として新たに「まちづくり再生協議会」が設立された。
 - ・復興基金の「能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業」による住宅再建支援を受けるためにも、協議会設置が必要だった。
 - ・協議会メンバーは、商店街の商店主、元・学校教員、地元町内会の区長などである。
- ・「まちなか再生協議会」の組織体制は以下の図のとおりである。「復興対策会議」の2部会が継承されるとともに、新たに「女性部会」が設けられ、商店街におけるソフト施策の検討を担当した。

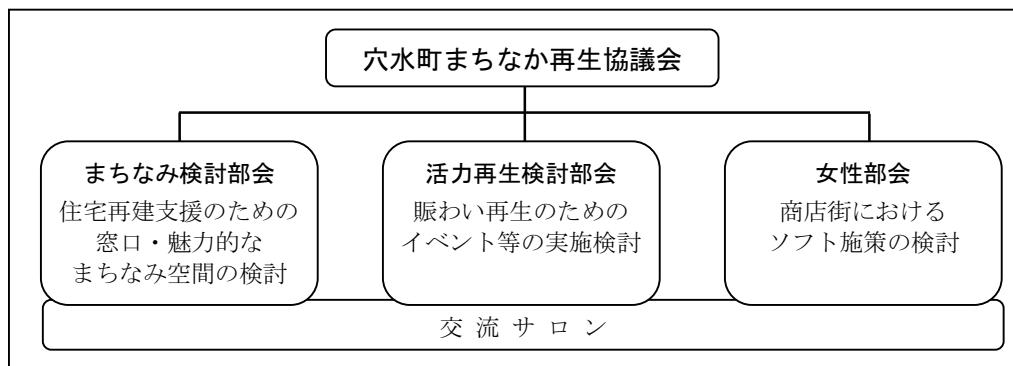


図 穴水町まちなか再生協議会の体制

（出典）穴水町まちなか再生協議会『穴水町復興まちづくりレター』第2号 平成20年4月25日。

○まちづくり協定

- ・平成20年9月16日、駅前中心市街地内の建物の建築ルールとなる「穴水町まちづくり協定」が定

められ、このルールに基づいて外観修景を行う際には表の補助金等が支給されることとなった。

表 穴水町まちづくり協定のルールに基づいて修景を行う際の補助額等一覧

整備項目		補助対象行為・規模	補助金額	
			補助率	限度額
1) 建築物外観の修景事業	屋根	屋根の新設、修繕、模様替え	3分の2	全体で 150万円
	庇	庇の新設、修繕、模様替え		
	外壁	壁の新設、修繕、模様替え		
2) 外壁の修景事業	建築設備、屋外階段	屋外に露出しているエアコン室外機、プロパンガスボンベ、電気メーター等の建築設備や屋外階段などに対する木枠等による目隠しや被覆の新設、修繕、模様替え	3分の2	全体で 150万円
	垣、柵、塀など	板塀、土塀、石垣、生垣、竹垣の新設、修繕、模様替え		
	植栽	樹木の新設 (※鉢植えやプランターの植栽、および草花は除く)		
3) 屋外広告物の修景事業	看板	固定看板の新設、修繕、模様替え		
4) その他の修景事業		自動販売機に対する木枠等による目隠しや被覆の新設、修繕、模様替え		

(出典) 穴水町まちなか再生協議会『穴水町復興まちづくりレター』第4号 平成20年11月1日。

○まちづくりに関する広報

- ・ヒアリングによると、このまちづくり活動に関する広報（情報発信）の状況は、以下のとおりである。
 - ・「復興対策会議」を開催している時点では、検討経過等を広く知らせるための情報発信は、あまり行われていなかった。
 - ・「まちなか再生協議会」の発足後は、「まちづくりレター」が計4回発行され、住民代表（区長）に依頼して回覧された。

事例コード | 200704

2007年（平成19年） 新潟県中越沖地震・柏崎市

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

○市勢

表1 柏崎市の概要

人口等	・総人口 92,751人（推計人口、平成21年3月1日） ・平成17年5月1日に刈羽郡西山町、同郡高柳町を編入合併している。
地理	・面積442.70km ² ・新潟県の海岸沿いのほぼ真中に位置し、米山・黒姫・八石の刈羽三山に囲まれた刈羽平野に位置する。中心市街地は砂丘上に発展した。
産業	・海水浴場（主に長野県、群馬県、埼玉県などからの海水浴客で賑わう）。 ・ぎおん柏崎祭りは全国的に見ても屈指の花火大会である。 ・東京電力（株）の柏崎刈羽原子力発電所が立地している。 ・自動車や産業用機械の部品を製造するメーカーである（株）リケン創業の地で、工場が市内2箇所にある。ピストンリング製造の最大手であり、柏崎工場が新潟県中越沖地震で被災した影響を受けて国内乗用車メーカー全8社が生産を一時停止するほどの影響があった。

○被害状況

表2 中越沖地震の主な被害状況（平成21年1月7日現在）

		被害の概要	
地震の概要	地震規模	マグニチュード 6.8	
	最大震度	震度6強	
災害救助法適用市町村		10市町村	
人的被害	死者（人）	15	
	重軽傷者（人）	2,316	
住家被害	全壊（棟）	1,331	
	半壊（棟）	大規模半壊：	856
		半壊：	4,848
	一部損壊（棟）	36,209	
避難状況	避難所（カ所）	最大 116	
	避難者数（人）	最大 12,483	
ライフラインの状況	電気（停電）（戸）	約 35,000（概ね2日で復旧）	
	ガス（停止）（戸）	約 35,000（概ね40日で復旧）	
	上水道（断水）（戸）	約 61,000（概ね20日で復旧）	
仮設住宅	建設戸数（戸）	1,222	
	入居世帯数（世帯）	最大 1,061	
	入居者数（人）	最大 3,044	
公共土木施設災害 (金額：査定決定額)	県管理施設	277箇所	7,686百万円
	市町村管理施設	969箇所	10,422百万円
	合計	1,246箇所	18,108百万円
土砂災害対策 (金額：事業採択額)	災害関連緊急事業（県）	17箇所	3,134百万円
	地域防災がけ崩れ対策事業（市町村）	44箇所	1,072百万円
	合計	61箇所	4,206百万円
地震・被害の特徴		都市型・生活直撃型 ・中心市街地の個人住宅など建築物に被害 ・中越大震災の復旧復興過程での再度の被災 ・原子力発電所の被害と地域への影響	

（出典）柏崎市『さらなる未来へ』柏崎市震災復興計画』平成20年3月27日。

(2) 災害後の主な経過

表3 災害後の主な経過（新潟日報などをもとに作成）

年	月 日	項目
平成 19年	7月16日	10:13 地震発生（最大震度6強）
		20:00 (新潟県)災害救助法の適用公示
		20:30 政府現地連絡対策室設置（柏崎市役所）
		21:50 新潟県現地対策本部設置（柏崎市役所）
	23日	応急仮設住宅の着工、応急危険度判定の終了
	24日	(新潟県)要望書提出（官邸、防災大臣など）
	25日	被災者生活再建支援法適用（適用日16日）
	8月1日	被災者相談所を開設
	2日	(県)復旧・復興会議を設置、(県・市)緊急要望書提出
	6日	要望書提出（官邸、防災大臣など）
	7日	激甚災害の指定（公布10日）
	10日	(政府現地連絡対策室、新潟県現地対策本部閉鎖)
	13日	応急仮設住宅への入居開始
	17日	り災証明書の発行開始
	21日	(県)要望書提出（防災大臣あて）
	27日	11:00 都市ガスが復旧 柏崎地域などの観光関係者が柏崎地域観光復興推進協議会を発足
	28日	市議会臨時会、平成19年度補正予算案の専決処分を承認
	31日	すべての避難所を閉鎖
	9月1日	復興支援室 柏崎市中越沖地震復興本部を設置
	3日	市の被災住宅復興資金融資の受け付け開始
	4日	(県)義援金の第1次配分計画を決定
	10日	柏崎商工会議所の呼びかけによる「柏崎産業復興会議」初会合
	13日	(59日ぶりに信越本線運転再開)
	20日	全応急仮設住宅が完成し、鍵渡し
	10月6日	地震の教訓と復旧・復興について地区ごとに住民の声を聴く地域懇談会スタート
	17日	財団法人中越沖地震復興基金が設立、第1次26事業が決定
	18日	災害弔慰金支給審査委員会第1回会合で地震関連死3人認定
	19日	山本団地の地盤復旧へ大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の適用を求める方針を明らかに
	11月6日	激甚災害等の指定に関する政令の一部改正（公布9日）（適用すべき措置の追加）
	12月20日	震災復興計画策定委員会の第1回会合
	25日	財団法人中越沖地震復興基金 第3次5事業を決定（中小企業の設備・地盤復旧支援等）
	28日	第1回柏崎市震災復興計画市議会意見拝聴会
平成 20年	1月9日	市長が大規模盛土造成地滑動崩落防止事業採択状況等を記者会見で説明
	17日	えんま通りまちづくりの会が復興ビジョン「新生！えんま通りプロジェクト」を市長に提出
	21日	被災者生活再建支援法の新制度での受付を開始
	28日	震災復興計画（素案）の市民意見募集開始
	2月18日	全壊世帯、仮設住宅入居世帯を対象に住まいの再建調査を開始
		中越沖地震復興基金4次メニューに2事業を追加
	3月1日	住宅再建相談窓口開設
	27日	中越沖地震復興本部会議で震災復興計画を決定
	4月17日	義援金配分委員会で第二次配分を決定
	5月23日	住宅・生活再建支援のための戸別訪問相談を開始
	6月2日	災害公営住宅の仮申し込み開始
	14日	岩手・宮城内陸地震発生、先遣隊を派遣
	7月16日	震災1周年
	8月25日	被災者向け公営住宅の追加を公表
	9月20日	中越沖地震復興基金6次メニューに5事業追加、1事業拡充
	10月1日	復興住宅の着工（完成は平成21年8月末予定）
	11月18日	山本団地の24世帯・58人の避難勧告解除
	12月4日	義援金の第2回配分委員会で町内会やコミュニティセンターへの見舞金を決定
	5日	地震で被災したクリーンセンターの本煙突完成
	19日	災害公営住宅に地震被災世帯が初入居
	24日	柏崎駅前地区の土地区画整理事業へ土地所有者・事業施行者が基本協定に調印

2. 災害復興施策事例の索引表

200704	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→【20070401, p397】			
施策 2：復興計画の作成		→【20070402, p398】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建		→【20070403, p401】 【20070404, p403】	→		
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧		→	【20070405, p404】	→	
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備					
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【20070401】復旧・復興体制の構築（柏崎市）

○復興本部

- ・7月16日の地震以降、8月一杯はライフライン、住宅、道路対策に終始していたが、9月1日に復興支援室及び市長が本部長となる柏崎市中越沖地震復興本部が設置された。なお、10月1日に県防災課長補佐が復興管理監として着任し、副本部長となった。
- ・復興本部の事務局を担う復興支援室の体制は復興管理監の下、職員12人の体制である。ただし、復興計画策定に関しては、総合計画を担当した企画政策課の職員3人が兼務で対応した。

○復興計画策定への取り組み

- ・復興計画の策定体制は図のとおりである。柏崎市震災復興計画策定委員会の構成を表に示す。委員会は、委員14人、総合アドバイザー1人、オブザーバー新潟県職員2人で構成され、復興支援室が事務局を担当した。

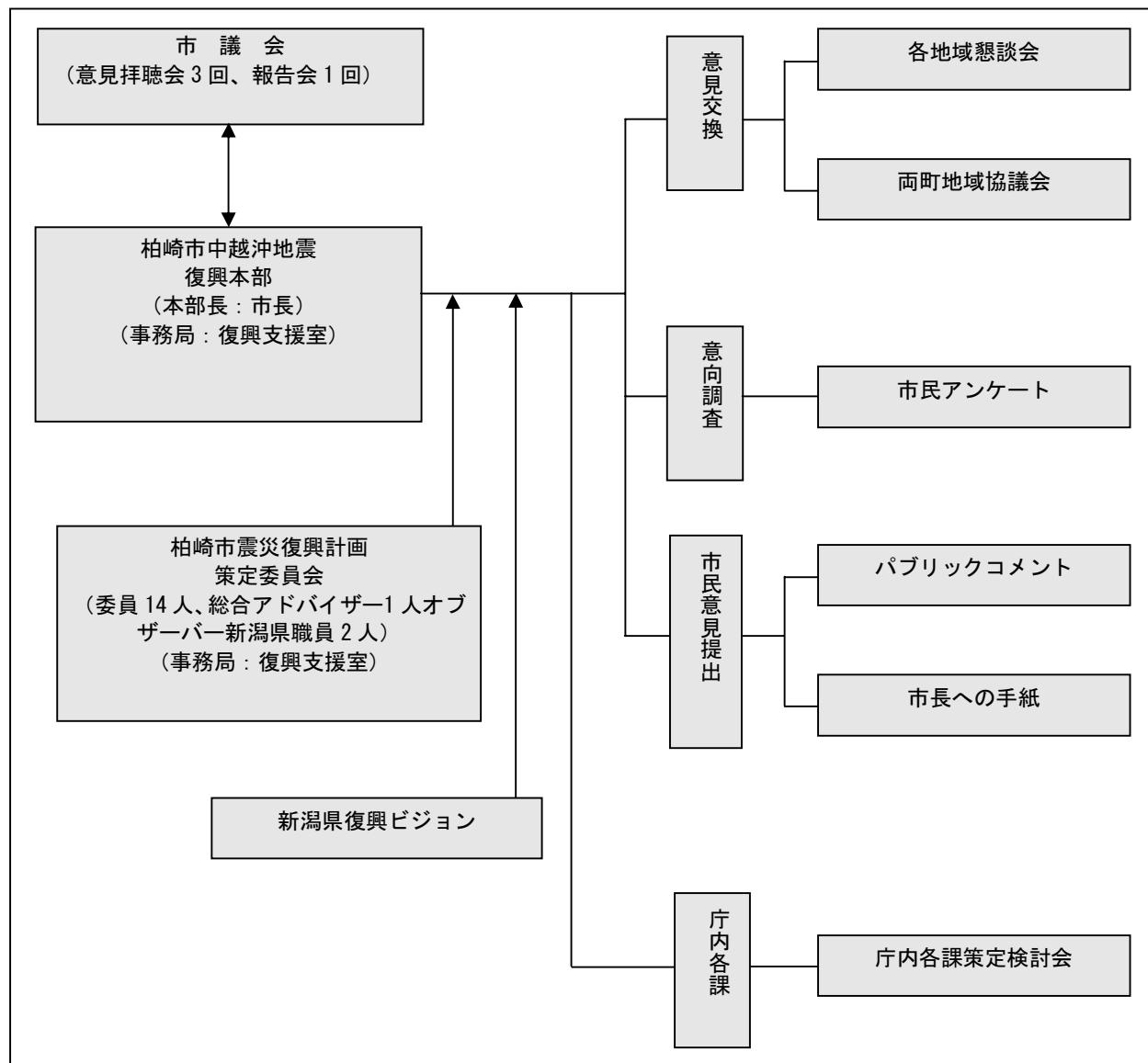


図 柏崎市の復興計画策定への体制

（出典）柏崎市『復興計画策定への取り組み等について』。

- ・ヒアリングによれば、復興計画策定は復興本部中心に9月頃から始まり、10月中旬に復興計画策定の予算について議会承認を得て、11月頃から検討が本格化した。なお、柏崎市では、計画策定に際しては、まず長岡市から情報を収集している。能登半島地震で被災した輪島市に対しても、柏崎市と同様に総合計画策定後すぐに地震に遭遇したということもあり、対応状況を問い合わせている。

- ・『柏崎市震災復興計画』は平成20年3月に策定されたが、見当に際しては、次のような多様な手段での市民意見把握がなされている。
 - ・市内の各界の代表、市民などが参加する策定委員会の設置
 - ・市議会からの意見把握（意見拝聴会3回開催、計画報告会1回開催）
 - ・市民アンケート実施（18歳以上の市民約2,000人から郵送により実施）
 - ・市内中学校単位で計10箇所のコミュニティセンター等での地域懇談会開催（町内会長、コミセン代表者、市民351人参加、復旧・復興に関する意見把握）
 - ・パブリックコメント実施（市民意見募集）意見提出5人計28件
- ・計画策定時の専門家・コンサルタントの関与としては、次のようなものがある。
 - ・防災、都市計画の専門家を委員会の委員・総合アドバイザーに委嘱
 - ・新潟県との連携を図るため、県職員2名をオブザーバーに委嘱
 - ・都市計画分野を専門とするコンサルタントに市民アンケート調査・分析、地域懇談会での意見分析、計画策定の指導助言等を委託

表 柏崎市震災復興計画策定委員会の構成

区分	役職名等（敬称略）
委員長	平井邦彦：長岡造形大学教授（新潟県中越沖地震復興ビジョン策定専門家会議メンバー）
副委員長	第四次総合計画策定市民会議副会長
委員	柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会会長
	柏崎市社会福祉協議会会長
	JA 柏崎 経営管理委員会会長
	柏崎市コミュニティ推進協議会会長
	柏崎商工会議所副会頭
	かしわざき男女共同参画プラン推進市民会議会長
	第四次総合計画策定市民会議会長
	西山町地域協議会会長
	柏崎観光協会会長
	高柳町地域協議会会長
総合アドバイザー	柏崎青年会議所理事長
	柏崎商工会議所副会頭
オブザーバー	伊藤 滋：早稲田大学特命教授
	新潟県県民生活・環境部副部長
	新潟県柏崎地域振興局長

（出典）柏崎市『復興計画策定への取り組み等について』。

【20070402】復旧・復興計画の策定（柏崎市）

- ・ヒアリングによれば、復興計画の策定に関しては次のような点が課題だったとのことである。
 - ・平成19年11月～20年3月の短期間での計画策定、市民の意見の把握が必要だった。
 - ・平成16年の新潟県中越地震に比べて被害が局地的だったため、県による復興計画は策定されず、復興ビジョン・指針の策定にとどまった。そのため、復興計画は市独自で策定しなければならなかった。
 - ・今まで柏崎市が経験したことのない大規模な地震であり、また、世界最大の原子力発電所立地地域を襲った世界的に過去に例がない地震だった。
 - ・住宅・宅地の被害が甚大で市民生活や地域産業に大きな影響を及ぼし、市民と共に目標を持ち、今後の道筋を示す必要があった。

表 柏崎市復興計画策定の経過

日 時	会 議 名 等	検 計 内 容
H19. 10. 6 ～10. 31	地域懇談会	市内中学校単位で計 10箇所のコミセン等にて開催、市民 351人参加、各地域の復旧・復興に向けての意見交換
H19. 11. 14 ～12. 20	市民アンケート調査実施	対象者：18歳以上の市民 2,000人のうち、1,160人回答 58.0% 調査方法：郵送による配布・回収
H19. 10. 16 ～随時	中越沖地震復興本部会議	策定方針協議、計画策定協議・検討
H19. 11. 13 ～随時	府内部長会議	府内部長級職員による計画策定協議・検討
H19. 11. 8 ～随時	府内各課での策定業務	各課による現況と課題、主要施策・事業の検討
H19. 12. 20	第1回震災復興計画策定委員会	震災復興計画における策定方針、主要課題等についての意見交換
H19. 12. 28	第1回市議会意見拝聴会	震災復興計画における策定方針、主要課題等について意見拝聴
H20. 1. 24	第2回震災復興計画策定委員会	震災復興計画の構成（案）、骨子案についての協議・検討
H20. 2. 6	第2回市議会意見拝聴会	震災復興計画の構成（案）、骨子案についての意見拝聴
H20. 2. 26	第3回震災復興計画策定委員会	震災復興計画（素案）についての協議・検討
H20. 2. 28 ～3. 10	柏崎市震災復興計画（素案） パブリックコメント	震災復興計画（素案）の市民意見募集
H20. 3. 6	第3回市議会意見拝聴会	震災復興計画（素案）についての意見拝聴
H20. 3. 17	第4回震災復興計画策定委員会	震災復興計画（案）についての協議・検討
H20. 3. 21	市議会への報告会	震災復興計画（案）についての報告・説明
H20. 3. 27	中越沖地震復興本部会議	震災復興計画の決定

（出典）柏崎市『復興計画策定への取り組み等について』。

○復興計画策定の考え方等

復興計画の策定目標等、策定上の留意事項については、表のとおりである。

表 復興計画策定に当たっての基本的考え方・策定目標・留意事項

震災復興計画の5つの目標	①都市基盤を復旧する ②市民の生活を再生する ③まちの活力を再生する ④柏崎の魅力を再生する ⑤安心して暮らせるまちをつくる	目標ごとに復興方針、主要事業 (14項目、61の方針)を設定
7つの重点プロジェクト	I 災害公営住宅の整備 II 産業支援機能の整備・強化 III 柏崎駅周辺工場跡地の開発・整備 IV 新市民会館の建設 V えんま通り商店街をはじめとした商店街の復興 VI 海の柏崎の魅力発信 VII 災害に強い幹線道路網の整備	

（出典）柏崎市『さらなる未来へ』 柏崎市震災復興計画』平成20年3月27日。

○総合計画との関係

- ・ヒアリングによれば、復興計画と総合計画との関係は次のような状況だったとのことである。
 - ・柏崎市第四次総合計画前期計画が平成19年度からスタートしたばかりのタイミングで地震が発生した。
 - ・本市にとって緊急かつ最大の課題は、震災からの復興であり、震災復興計画に掲げる施策・事業を優先に進めるが、市のビジョンや基本的な考え方は最上位計画の柏崎市第四次総合計画である。ただし、柏崎市第四次総合計画の前期基本計画(H19～H23)に掲げる施策・事業は、復旧・復興事業を優先することから、事業の熟度、優先順位などを考慮しながら取り組んでいる。また、震災復興計画での復興・再生から発展へと進む取り組みは、柏崎市第四次総合計画後期基本計画に引き継ぐ。
 - ・総合計画に関して先送りしている事業は、例えば熟度のあがらない事業などであり、財政計画の見直しも並行しながら進めている。一方、前倒しで実施している事業としては、復興計画に

あげた土地区画整理事業で実施する市民会館の整備、分遣所の整備、国道8号バイパスの整備などがある。

○復興状況の評価・検証

- ・震災復興計画の効率的・効果的な実現を図るため、施策・事業の進捗状況を把握し、復興の評価・検証を実施する。
- ・このため、市民や学識経験者等から構成される委員会を設置し、市民参加による計画の進行管理を行うことを予定している。

○全般的な状況と評価

- ・ヒアリングでは、復旧・復興の現状について、次のような認識、評価が聞かれた。
 - ・仮設住宅が8月をめどに解消する予定であり、復旧期から再生期に入りつつある。
 - ・復興計画では事業ごとに事業期間を明確に設定しており、今のところ、ほぼ順調に進捗している。市民の生活再建以外の復旧については、ほぼ平成20年度中で完了する見込みである。
 - ・地震から約1年間は人口減少が大きかったが、徐々に緩やかになりつつある。
 - ・平成20年は企業も復旧が終わり、これから本格的という感じがあったが、自動車関連の事業者も多く、世界同時不況の打撃を受けている。

○住宅・生活再建

- ・ヒアリングによれば、住宅再建については災害公営住宅の完成・入居が一つの区切りになるとを考えられている。現在は、応急仮設住宅入居者及びそれ以外の住宅全壊の方をフォローしており、応急仮設住宅入居者については、ほぼ住宅の目途がついているとのことである。
- ・なお、柏崎市では、被災世帯への訪問を中心に、次のようなきめ細かな居住安定・生活再建の支援に取り組んでいる。

①被災者台帳システムの構築

- ・京都大学・新潟大学などで構成される産官学民支援チームとの協働により、被害認定結果をデータベース化した『り災証明白帳』と、『生活再建相談台帳』、『応急仮設住宅管理台帳』を結びつけた『被災者台帳システム』が、平成20年1月に実現した。
- ・これにより、個人ベースで生活再建の進捗状況を知ることが可能となり、その後の積極的な生活再建支援を推進する体制が整備された。

②住宅再建・生活再建に向けた訪問調査の実施

- ・『被災者台帳システム』をもとに、『住まいの再建プロジェクト』を結成し、まず最優先すべき全壊世帯及び応急仮設住宅の入居者を対象とした生活再建に関わる実態についての戸別訪問調査を実施している。平成20年度末までの間に、表に示すような調査が行われた。

表 柏崎市が実施した被災者調査

(1)住まいの再建に関する調査 平成20年2月16日-2月29日	<ul style="list-style-type: none">・対象世帯：1,430世帯（仮設入居者+仮設以外の全壊世帯（1回目））・調査方法：市職員・社協生活支援相談員による訪問留置調査（市外在住者には郵便調査）・回答世帯：1,346世帯（回答率：94.1%）
(2)個別訪問調査 平成20年4月14日-4月20日	<ul style="list-style-type: none">・対象世帯：407世帯（再建の目途が立っていない仮設入居世帯）・調査方法：市職員・県職員による訪問聞き取り調査
(3)個別訪問調査 平成20年5月23日-6月1日	<ul style="list-style-type: none">・対象世帯：515世帯（仮設以外の全壊世帯（2回目））・調査方法：市職員（部課長）による訪問聞き取り調査
(4)個別訪問調査 平成20年11月1日-11月10日	<ul style="list-style-type: none">・対象世帯：246世帯（再建済みを除く仮設以外の全壊世帯（3回目））・調査方法：市職員（部課長）による訪問聞き取り調査・その他：調査において、再建予定で課題有り・未定となった世帯について、復興支援室職員により追跡調査を実施（平成20年12月上旬から中旬）

（出典）柏崎市『平成19年新潟県中越沖地震の対応と復興状況（ダイジェスト版）』。

③仮設住宅入居者に対する住宅再建支援のための体制強化

- ・個別訪問調査により把握した住宅再建等に係る課題や困りごとをもとに、平成20年5月に応急仮設住宅入居者別の生活再建支援プランを作成。早期の住宅再建・生活再建を実現するため、6月には復興支援室内に『仮設住宅対策班』を3班体制で編成し、以後継続的な訪問活動及び個別支援プランによる支援の強化を図っている。

《応急仮設住宅入居世帯の住宅再建見込み（H21.3.31現在）》

・再建済み 577世帯（63.5%）

- ・再建中 282 世帯 (31.0%)
- ・再建準備中 50 世帯 (5.5%)

④再建時期の目途が立たない方・課題ありの方への強化支援策等

- ・再建時期の目途が立たない世帯に対しては、課題解決のために拡充された復興基金事業等を活用した取り組みを10月から強化実施し、個別の相談を重点的に実施。
- ・住宅再建窓口相談設置支援の活用（ファイナンシャルプランナーによる住宅再建個別相談会の開催）
- ・大工さん等への一時借家支援制度の活用周知
- ・民間賃貸住宅入居支援制度（拡充）の活用周知
- ・社団法人宅地建物取引業協会柏崎支部との連携による借家（一戸建てアパート）の紹介

⑤住宅・生活再建困難者等の地域情報の把握

- ・今後、さらに被災者の中で取り残される世帯が出ないための情報把握を、地域（中間支援者）の協力を得て実施し、その対応にあたっている。

- ・対象地域 全市域
- ・調査期間 平成21年
- ・調査方法 市内の全町内会長・民生児童委員による当該地域の住宅再建・生活再建で気になる世帯の掘り起こしのための聞き取りや情報提供
- ・対象世帯 住宅再建が遅れていると思われる世帯や生活再建上気になる世帯

【参考文献】

- 1) 柏崎市『“さらなる未来へ” 柏崎市震災復興計画』平成20年3月27日。
- 2) 柏崎市『復興計画策定への取り組み等について』。
- 3) 柏崎市『平成19年新潟県中越沖地震の対応と復興状況（ダイジェスト版）』。
- 4) 柏崎市『小規模住宅地区改良事業（番神二丁目地区）』。
- 5) 柏崎市『大規模盛土造成地滑動崩落防止事業』。

【20070403】小規模住宅地区等改良事業による高台宅地の復旧〔番神2丁目〕（柏崎市）

○小規模住宅地区改良事業の概要

- ・不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を行なう。

表 小規模住宅地区改良事業の概要

事業主体	市町村
対象地区	不良住宅15戸以上（過疎地域における激甚災害被災地にあっては5戸以上）かつ5割以上（震災が主因で不良住宅となったものも対象）
国の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・不良住宅の買収除却：補助率1/2 ・改良住宅の建設（公営住宅）：補助率2/3 ・用地取得、公共施設、地区施設整備：補助率1/2 (※補助事業に係る地方財政措置：公営住宅建設事業債100%)

○地区の現況

- ・柏崎港の南西側の標高約20～28mの高台に位置し、狭隘、行き止まり道路等、課題のある地域
- ・整備区域：約1.1ha
- ・整備区域内住宅戸数：27戸
- ・不良住宅：15戸（全て撤去済み）



写真 番神二丁目地区を東側上空から望む (H19.11撮影)

(出典) 柏崎市『小規模住宅地区改良事業 (番神二丁目地区)』。

○事業の概要

- ・この制度は福岡県西方沖地震・玄界島や新潟県中越地震・山古志地区の集落再建で活用された制度である。
- ・事業の対象となった番神二丁目地区は高台に形成された住宅地で、27戸のうち15戸が大規模半壊以上の不良住宅となっており、何らかの手を入れる必要があると考えられた。ここは、狭隘道路と行き止まり道路が多い等の課題を有していたが、震災を契機としてこれらの課題を解消し、住環境の整備並びに防災面の強化を図ることにより、人口の回復と災害に強いまちづくりを目指すこととした。
- ・なお番神二丁目では、災害公営住宅や小規模改良住宅の建設予定がない状況で、道路、公園などの土地整備に突出した形の事業が実施された点に特徴がある。また、同事業には建物の除却のメニューもあるが、これについても他の地域とのバランスを考慮して、適用していない。

事業年度：平成 20 年度
事 業 費：1億5千万円（国費7千5百万円、公営住宅建設事業債7千5百万円）
事業費内訳：
◇工事費 81,000 千円
◇用地費 30,000 千円
◇補償費 22,000 千円
◇委託費等 17,000 千円
事業概要：関係権利者：約 40 名
◇道路 L=470m
◇公園 A=170 m ²
◇広場 A=160 m ²
◇用地取得面積 A=1,270 m ²
◇物件補償
◇その他下水道等



図 番神二丁目地区 小規模住宅地区改良事業 事業計画図

(出典) 柏崎市『小規模住宅地区改良事業(番神二丁目地区)』。

【20070404】廉価な住宅供給への取り組み(柏崎市)

○低コスト復興支援住宅の推奨等

- ・市では、土地を所有し、被災した元の場所において自力再建をしようとする低所得者等に対して、短期間での建設が可能な低コスト復興支援住宅等の提案を行っている。
- ・災害復興支援住宅『古里(ふるさと)』は、NPOが元のコミュニティで暮らしたいが銀行の借り入れができないなどの高齢被災者を支援するもので、風呂に手すりを付けるなど、高齢者への配慮も含めて個々人の生活観にあわせて、また、敷地の状況なども勘案して設計されている(次頁参照)。

表 被災地かしわざき“発”『復興支援住宅プラン』

区分	構造	間取り	設備器具 注1)	照明器具	床面積 単位:坪 (1)	概算工事費(税別) 単位:万円			坪単価 単位:万 円 (4) ÷ (1)	工事 期間
						工事費 (2)	復興 基金 補助 (3)	差引 価格 (4) = (2) - (3)		
かしかりふるさと復興住宅(復興基金事業:低コスト住宅)	木造平屋建	2K	○	×	15.5	700	180	520	33.5	約3か月間
	木造平屋建	2K	○	×	16.0	900	180	720	45.0	〃
	木造2階建	4K	○	×	20.0	1,100	180	920	46.0	〃
災害復興支援住宅『古里(ふるさと)』	木造平屋建	2LDK ～3DK	○	○	13.5	550		550	40.7	約1.5か月 ～2か月間
	木造平屋建 (低コストモデル)	2LDK ～3DK	○	○	13.5	640	180	460	34.1	〃

※注1) 設備器具とは、キッチンセット・浴室・洗面化粧台・便器などであり、概算工事費に含まれている。

※建物周囲1mまでの敷地内設備配管工事費は含まれているが、それ以外のガス・上下水道の引き込み費用は別途。

また、防火等指定区域によっては、追加工事(ガラス網入れ等)となる。

(出典) 柏崎市『平成19年新潟県中越沖地震の対応と復興状況(ダイジェスト版)』。

○低負担住宅……リバースモーゲージを活用した住宅再建

- ・借入れが困難な高齢者に対し、再建する建物・土地を担保に低利（年 0.4%）で貸し付けるメニューである。
- ・融資限度額 1,200 万円（毎月返済額 4,000 円）。
- ・平成 21 年 3 月末時点で 8 件の利用実績がある。



写真 災害復興支援住宅「古里（ふるさと）」

【20070405】大規模盛土造成地地滑動崩落防止事業〔山本団地〕（柏崎市）

○制度の概要

- ・この事業は平成 7 年の阪神・淡路大震災や平成 16 年新潟県中越地震の際に大規模造成地で地滑りが多発したため、国土交通省が平成 18 年度に宅地造成等規制法を改正して事業化された。本来は災害予防を目的とした事業であるが、2 次災害から道路や公共施設を守る目的で、今回災害後の復旧に初適用された。
- ・この事業の適用には、造成宅地防災区域に指定されることが必須条件であり、平成 19 年 12 月 21 日に関係者の同意を得て同区域が指定された。この指定によって県は勧告措置が可能となり、その結果、事業の補助が可能となった。

○被災状況

- ・山本団地は昭和 46 年に柏崎土地開発公社が造成した団地で、74 区画の団地である。
- ・被害の主要因は液状化現象である。当該地区は上が砂丘地で、伏流水が全部団地の末端にきて噴出していた。地盤は常時飽和状態にあった。

表 被災宅地危険度判定

危険	要注意	合計
22	18	40

表 り災証明

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計
4	4	27	17	52



図 山本団地位置図



図 事業の計画図

(出典) 柏崎市『大規模盛土造成地滑動崩落防止事業』。

○事業概要

- ・工法を検討した結果、道路に 300mm の暗渠管を設置して水を抜くこととし、平成 20 年 5 月から工事を実施した。主たる部分の工事が終了した 11 月 18 日には、地滑りによる家屋崩壊の危険がなくなったことから、地震直後から 24 世帯 58 人についていた避難勧告が 1 年 4 ヶ月ぶりに解除された。
- ・事業費の最高限度額は 1 億 6,000 万円で、国、市、地元、復興基金がそれぞれ約 4,000 万円を負担するということで概ね了解が得られた。なお、受益の程度に応じて分担金には差がある。

表 事業費の内訳

[単位 : 千円]

全体事業費	国費	市費	地元	復興基金
157,461	39,365	39,365	39,365	39,365

【参考文献】

- 1) 柏崎市『“さらなる未来へ” 柏崎市震災復興計画』平成20年3月27日。
- 2) 柏崎市『復興計画策定への取り組み等について』。
- 3) 柏崎市『平成19年新潟県中越沖地震の対応と復興状況（ダイジェスト版）』。
- 4) 柏崎市『小規模住宅地区改良事業（番神二丁目地区）』。
- 5) 柏崎市『大規模盛土造成地滑動崩落防止事業』。

事例コード | 200801

2008 年（平成 20 年） 岩手・宮城内陸地震・栗原市

1. 災害の概要

(1) 災害の概要

○市勢

平成 17 年 4 月 1 日栗原郡 10 町村が合併して誕生。

表 1 栗原市の概要

人口等	人口：約 79,000 人
地理	面積：約 805km ² （東京 23 区より大きく、宮城県内で最大） 市内北部には標高約 1,627 メートルの栗駒山がある。 栗駒山に近い北西部は雪が多く、南東部は雪が少なく温暖。
特産等	特産品は米（ひとめぼれ）の他に、今回の地震で被害の大きかった栗駒地区では高原野菜、いちご、岩魚などがある。



図 1 栗原市の位置

○地震被害の概要

- ①発生日時：平成 20 年 6 月 14 日 8 時 43 分頃
- ②震源地：岩手県内陸南部（北緯 39 度 01.7 分、東経 140 度 52.8 分）
- ③震源の深さ：8 km
- ④規模：マグニチュード 7.2（暫定値）
- ⑤各市町村の最大震度（震度 6 強以上）

震度 6 強：岩手県奥州市・宮城県栗原市
震度 6 弱：宮城県大崎市



図 2 岩手・宮城内陸地震の被害状況等（栗原市）

（出典）宮城県栗原市長佐藤勇『平成 20 年岩手・宮城内陸地震への対応と復興に向けて』平成 21 年 2 月 13 日。

表2 人的被害（平成21年3月12日現在） [単位：人]

死者	行方不明者	負傷者等			合計
		重傷者	軽傷者	計	
9	8	28	152	180	197

(行方不明者には秋田県警に行方不明の届けの出された2人を含まない)

(出典) 栗原市『【岩手・宮城内陸地震】速報 第97報』(平成21年3月12日14:00現在)。

表3 物的被害（平成21年3月12日現在）

住家被害	全壊	27棟
	大規模半壊	16棟
	半壊	112棟
	一部損壊	1,414棟
	合計	1,569棟
道路被害（市道）		572ヶ所
その他の被害		1,343件

(出典) 栗原市『【岩手・宮城内陸地震】速報 第97報』(平成21年3月12日14:00現在)。

表4 被害額（平成20年12月末現在）

[単位：百万円]

公共施設	道路、公営住宅等	16,852
	農林、畜産施設等	3,606
	幼稚園、小中学校等	877
	観光、病院、上下水道等	6,580
	合計	27,915
民間施設	農林業（田、畑、岩魚、建物等）	704
	企業（事務所、工場等）	1,333
	ホテル、旅館	1,151
	観光、病院、上下水道等	355
	合計	3,543
被害額合計：314億5千8百万円		

(2) 災害後の主な経過

表5 災害後の主な経過（宮城県、栗原市の取組状況）

年	月日	項目
平成20年	6月14日	平成20年岩手・宮城内陸地震発災 栗原市災害対策本部（本庁）、現地災害対策本部（総合支所10カ所）設置 被災建築物応急危険度判定（栗駒・花山地区小中学校及び避難箇所18棟を判定）
	6月15日～6月22日	被災建築物応急危険度判定（11団体 470名の判定士により2,974棟を判定）
	6月24日	被災者生活相談窓口の設置（総合支所10カ所）
	6月15日～6月20日	緊急点検調査（緊急災害対策派遣隊 テックフォース） 土砂災害危険箇所513カ所 道路施設点検299カ所
	7月11日	応急仮設住宅第1次引き渡し（栗駒地区6戸 花山地区4戸）
	7月14日	栗原市震災復興対策本部設置 栗原市震災復興対策室事務局設置（企画部内）
	7月17日	応急仮設住宅第2次引き渡し（栗駒地区11戸 花山地区23戸 一迫地区2戸）
	7月21日	第1回栗原市災害義援金配分委員会開催（委員会は栗原市社会福祉協議会内に設置）
	7月29日	応急仮設住宅第3次引き渡し（栗駒地区3戸 花山地区16戸）
	9月1日	「被災者支援のお知らせ」 全戸は恐怖 「被災者支援相談・申請受付窓口」の設置（総合支所10カ所）
	9月6日～9月19日	栗駒地区・花山地区 被災者支援個別相談・集中相談・申請受付窓口の設置
	9月12日	宮城県災害義援金募集配分委員会で、市町への義援金第1次配分方法決定
	10月8日	栗原市災害義援金配分委員会開催（県義援金配分方法決定）
平成21年	1月7日～2月3日	栗原市震災復興計画 庁内ワークショップの設置・検討 震災復興計画素案作成
	1月28日	宮城県災害義援金募集配分委員会で、市町への義援金第2次配分方法決定
	3月12日～3月18日	栗原市震災復興計画市民検討会設置・検討（4回開催）
	3月9日	栗原市災害義援金配分委員会開催（県義援金第2次配分方法決定）
	3月19日	栗原市震災復興計画策定

【参考文献】

- 1) 宮城県栗原市長佐藤勇『平成20年岩手・宮城内陸地震への対応と復興に向けて』平成21年2月13日。
- 2) 栗原市『【岩手・宮城内陸地震】速報 第97報』(平成21年3月12日14:00現在)。

2. 災害復興事例の索引表

200801	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急処置					
施策 1：被災状況等の把握					
施策 2：がれき等の処理					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策 1：復興体制の整備		→【20080101, p411】			
施策 2：復興計画の作成		→【20080102, p411】			
施策 3：広報・相談対応の実施					
施策 4：金融・財政面の措置					
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策 1：緊急の住宅確保					
施策 2：恒久住宅の供給・再建					
施策 3：雇用の維持・確保					
施策 4：被災者への経済的支援					
施策 5：公的サービス等の回復					
2.2 安全な地域づくり					
施策 1：公共施設等の災害復旧					
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備					
施策 3：都市基盤施設の復興					
施策 4：文化の再生					
2.3 産業・経済復興					
施策 1：情報収集・提供・相談					
施策 2：中小企業の再建					
施策 3：農林漁業の再建					

3. 災害復興施策事例

【20080101】復旧・復興体制の構築（栗原市）

○震災復興対策本部

栗原市では、地震から一ヶ月後の平成20年7月14日に、被災者に対する生活支援とこれからの本格的な震災復興に向けた取り組みを強化し、庁内横断的な機動的体制を確保するため、副市長を本部長とする「栗原市震災復興対策本部」を設置した。同時に、復興対策本部直轄の検討組織として、企画部長を室長とし、関係部（局）の次長及び総務部財政課長で構成する、「震災復興対策室」を設置し、復興計画策定などの実務を担当することとした。

震災復興対策本部及び震災復興対策室の構成は、下図のとおりである。

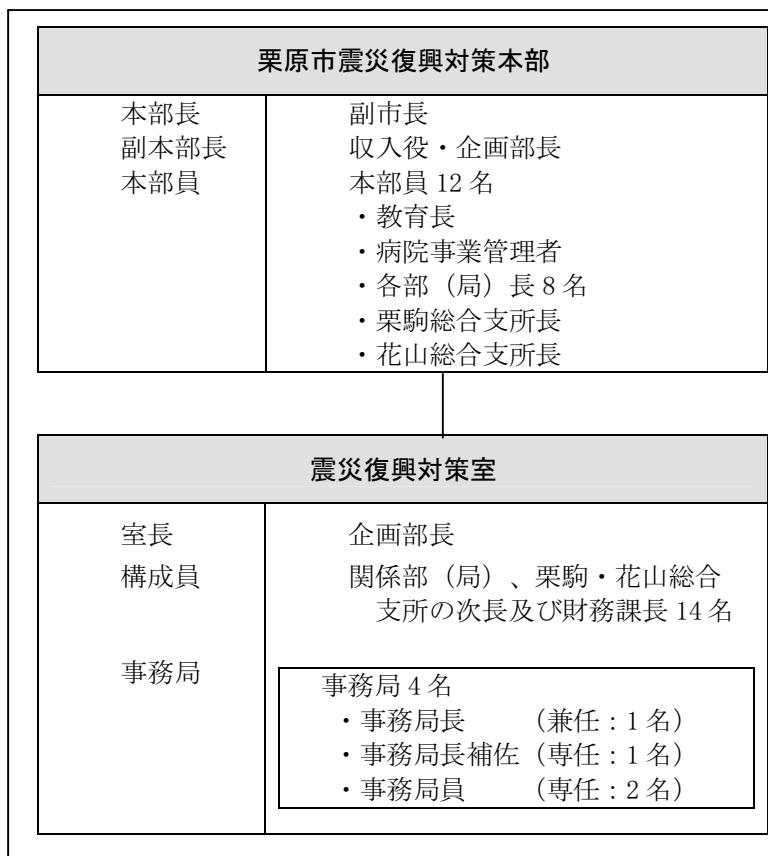


図 栗原市の復旧・復興体制

(出典) 栗原市『水と緑、山の再生へ”栗原市震災復興計画』平成21年3月。

【20080102】復旧・復興計画の策定（栗原市）

○復興計画策定の経緯

ヒアリングによれば、復興計画の策定は次のように取り組まれた。

- ・震災復興対策室の設置された7月の段階では支援策の検討を進め、9月1日に冊子を配付した。その後は、支援策の受付・支給の調整事務や義援金に関する調整・協議関係も担当したため、本格的に復興計画に着手したのは12月となった。
- ・復興計画策定に着手する際には、まず平成19年新潟県中越沖地震における新潟県柏崎市や、平成16年新潟県中越地震における十日町市の復興計画を参考に、とりまとめの方針を検討した。
- ・復興計画の検討にあたっては、首都大学東京の中林一樹教授に、アドバイザーを依頼している。中林教授からは、10カ所あるそれぞれの総合支所で、若い世代の人たちがまずワークショップでたたき台を作り、それを具体的に詰めていくような手法がいい、という提案があったとのことである。その提案を受けて職員によるワークショップが1月にスタートしている。支所単位にはできなかつたが、支所と本庁と包含するような形でワークショップを実施し、復興計画のたたき台を作成している。
- ・具体的には、まず各課から一般の職員を何人か出して、3つのセクションに分かれて、それぞれの部ではどういうことが考えられるかを整理している。ワークショップ・リーダー、サブリーダー

一は、それに具体的な事業を設定しながら計画を整理していった。

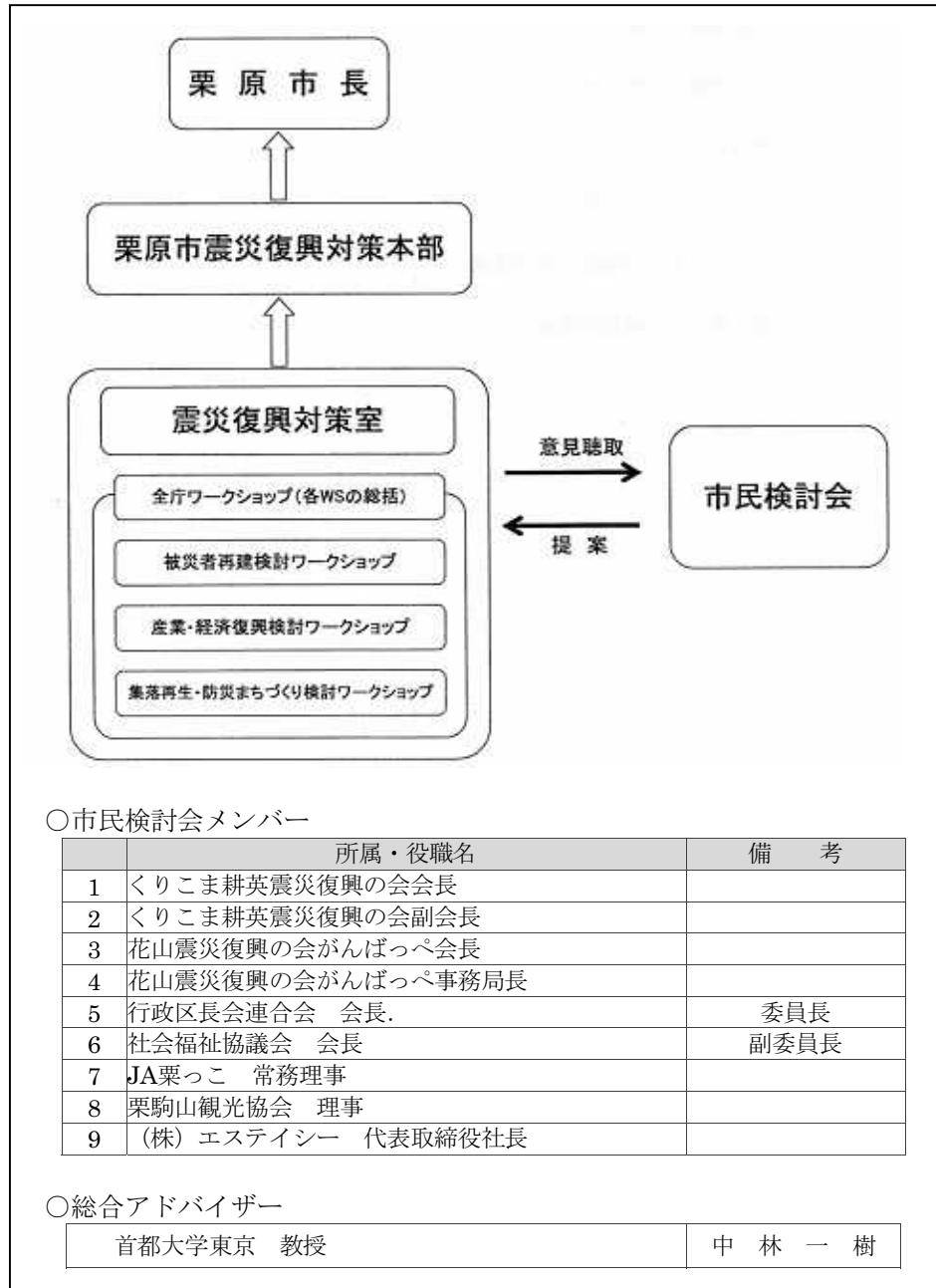


図 栗原市の復興計画策定体制

(出典) 栗原市『水と緑、山の再生へ”栗原市震災復興計画』平成21年3月。

職員ワークショップと並行して、市民検討会を4回開催している。被災者の意向を反映させるよう、メンバー9人中5人を被災者とした。この検討会では、市の作成した計画を順次示しながら、検討が進められた。なお、市民検討会については、市民検討会の頭取りや委員長も加わった記者レクの様子を報道してもらうなど、報道機関にも積極的に情報を提供して報道していただいたことが、市民への情報提供として有効であった。

なお、ヒアリングによれば、復興計画への国・県の関わりについては、復興計画の検討に入る前の時点で、復旧工事などのハードは国・県が、復興計画などのソフト的な面については市が取り組むなど、それぞれが取り組む部分について概ね役割分担がされていたとされる。

○復興計画の概要

栗原市復興計画では、下図に示すような期間を想定して策定されている。

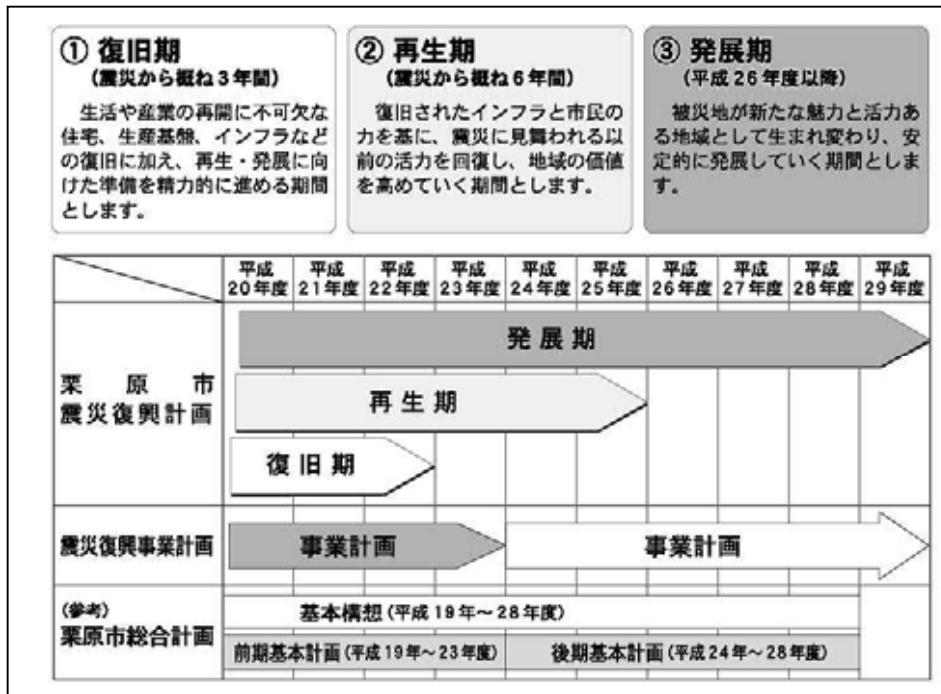


図 復興計画の計画期間

(出典) 栗原市『水と緑、山の再生へ』栗原市震災復興計画 平成21年3月。

復興計画のコンセプトは下図のとおりである。復興計画では3つの目標を設定し、「水と緑、山の再生へ」をスローガンとしている。ヒアリングでは、山の再生には観光客が来る必要があり、そのためには「緑と水を再生することが重要」であるとして、次のような観点が示された。

- 多くの離職者に、一刻も早く仕事についてもらうためには、観光施設を再開し、そこに農家の方々が食材を供給できる環境が必要。それができれば「水と緑、山の再生へ」つながることが期待できる。
- 山の再生は10年、15年の事業なので、宿泊施設があれば工事の人間に提供することもでき、民家を貸すなど、新たなビジネスが生まれることも期待したい。

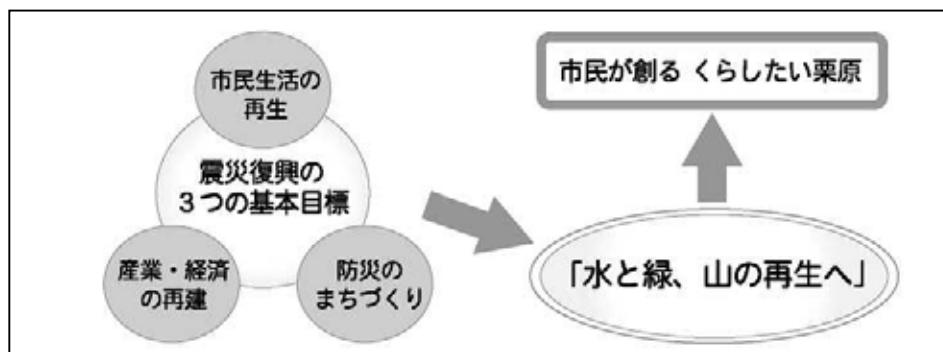


図 復興計画のコンセプト

【参考文献】

- 宮城県栗原市長佐藤勇『平成20年岩手・宮城内陸地震への対応と復興に向けて』平成21年2月13日。
- 栗原市『【岩手・宮城内陸地震】速報 第97報』(平成21年3月12日14:00現在)。
- 栗原市『平成20年岩手・宮城内陸地震に対する復興対策本部の設置について』平成20年7月14日。
- 栗原市『栗原市震災復興計画市民検討会設置要綱』。
- 栗原市『“水と緑、山の再生へ”栗原市震災復興計画』平成21年3月。